OA-47

市政調査資料　特別號

帝都の制度に關する調査資料

財團法人 東京市政調査會

本資料第一版は大正十二年三月の出版にかゝり、從つて震災後の事情に就ては何等言及してない。然るに今や帝都の制度新に定められんとするに際し、各方面より頻りにその增刷を要望せらるゝので、訂正は後日に讓り、取り敢へずオフセット版を以てその要求に應ずることにした。印刷稍鮮明を缺くの嫌あるはこのためであることを諒承せられたい。

0141063

凡例

一　本資料は帝都の自治に就て特別の制度を必要とする所以及其の制度の綱要に關する本會の意見に併せて大正十一年十二月東京市長、東京府知事及內務大臣に提出したる參考資料を基礎とし之に若干の追加修補を施したるものなり。

二　帝都の制度に關して調査すへき項目は區域、權限、團體員の資格及權利義務、意思機關及執行機關の組織權限、財政制度、監督規定、區の問題竝各種經過的規定等にして其の範圍極めて廣汎なりと雖此等の中專ら基本的材料に依りて歸納すへきものは區域の問題及東京府との關係等を主とす、乃ち本資料の輯錄亦此の要求に副はむことを期し成るへく當該部分を詳密ならしむるに努めたり。尙外國の實例等に關しては別に輯錄刊行の豫定とす。

帝都の制度に關する調査資料目次

第一　帝都特別制度設定の根據

一　大都市に關する特例……一
二　東京市に特別制度を必要とする根據……四
三　特別制度に對する他の大都市の態度……六

第二　政府及帝國議會と特別制度案

一　特別制度に關する法案の經過……八
二　特別制度に關する最近の狀勢……一一

第三　東京市會と特別制度案……一三

第四　帝都の區域と東京都市計畫區域との關係

一　東京都市計畫區域……七六

二　東京都市計畫區域と帝都の區域……七八
第五　東京都市計畫區域に關する諸調
一　面積及戸口の現況……九一
一　現在面積及戸口の明細……九一
二　地域別の計數的觀察……九八
三　面積及戸口順位一覽竝内外大都市の例……一〇三
二　人口の將來豫測……一一七
一　過去の增加狀態……一一七
二　將來の趨勢稽査……一二〇
三　近郊か東京市と同一の取扱を受くる法令事項……一四七
四　交通……一五二
一　序說……一五二
二　道路……一五三
三　河川及築港……一六四
四　東京市營電氣軌道……一七二
五　郊外軌道……一七七
六　鐵道……一八七
七　乘合自動車……一九四
八　總括……一九六
五　上下水道……二〇一
一　上水道……二〇一
二　下水道……二〇六
三　總括……二〇九
六　瓦斯電氣……二一〇
一　瓦斯……二一〇
二　電氣……二一三
七　市町村營造物等域外所在の關係……二一四
八　各種議員及選擧權者……二一八
一　現在員數……二一八

二　市郡併合の場合に於ける員數異動の想定及關係事項……二二一
九　敎育……二二四
一　小學敎育施設の現況……二二四
二　學齡兒童增加の狀況及市郡間敎育施設の關係……二二七
三　小學敎育以外の敎育施設の現況……二二九
十　衞生……二三一
一　傳染病患者數及衞生施設の現況……二三一
二　市郡間衞生施設の關係……二三四
十一　負擔……二三七
一　序說……二三七
二　國稅……二三八
三　府稅……二四〇
四　市町村稅……二四六
五　總括……二五六
十二　財政……二七〇

一　序說……二七〇
二　歲出……二七二
三　歲入……二七八
四　總括……二八九
十三　財產及負債……二九三
一　財產……二九三
二　負債……二九九
十四　經濟上及社會政策的見地より觀たる市郡の關係……三〇八

第六　東京都市計畫區域に入らさる東京府管下に關する諸調

一　地域及面積戶口……三一二
二　財政……三一四
三　島嶼に關する事項……三一八
四　三多摩郡移管の沿革……三一九

第七　東京府と帝都との關係

一　序說……三一五
二　府經濟三部制の沿革……三二六
三　府經濟三部制の現況……三三一
四　東京府の存在に伴ふ實際的諸問題……三四四
五　監督官廳たる東京府知事との關係……三五六
六　總括……三六〇

第八　東京府經濟分別に關する考査

一　序說……三六一
二　現在の市域に依る場合の考査……三六四
三　市域擴大の場合に於ける考査……三七九
四　總括……五〇六

第九　我國に於ける市町村併合の實例……五〇八

第十　帝都の權限及行政組織に關する考査

一　序說……五一五
二　警察行政……五一五
三　議會の權能……五一九
四　首長の權能……五二〇
五　名譽職制度……五二二
六　參與制度……五二三
七　監督制度……五二九

第十一　帝都の財政制度に關する考査

一　序說……五三三
二　國家の地方費負擔關係……五三四
三　起債に對する處遇……五三八

第十二　東京市の區

一　序說……五四一
二　沿革……五四二
三　現況……五四四
四　三都の區の異同及政府の區制案……五五〇

帝都の制度に關する調査資料

第一　帝都特別制度設定の根據

一　大都市に關する特例

特別處遇の都市

我國都市中東京、京都及大阪は夙に三都と稱せられ、之に神戸、横濱及名古屋を加へたるものは所謂六大都市として、從來種々の點に於て特別の取扱を受けたること特に說明を要せず。其の法令上等の關係に付て特殊なる事例を求むるに大凡左の如し。

三都

(甲)　三　都

(一)　三市特別市制制定に關する明治二十一年十月元老院の意見　其の要旨は三市の市制は一般小市と區別し別に編成すへく、東京市の如きは寧ろ數市に分ち各市長を置きて府知事之を總括すへしと謂ふに在り。此の意見は當時地方制度の制定に際し三市にも他の小市と同樣の市制を布かむと

する閣議決定に對して提出せられたるものなり。

(二) 三市特別市制　明治二十二年範を巴里市の例に採り制定せられたるものにして、明治三十一年九月まで實施を見たり。

(三) 府制法律案　明治二十六年第五議會及同二十七年第六議會に貴族院より提出せられしも、二議會とも解散の爲貴族院審議未了となりしもの其の要旨は三市其の他勅令を以て認めたる市街地を府とし特別の制度を布くと謂ふに在り。

(四) 舊市制　前記(二)特別市制廢止に伴ひ三市は普通市制の適用を受くることとなれるも、同時に特別の規定を以て區の事務等に關し別種の取扱を爲すものとせり。

(五) 現行市制　所謂第六條の市として區及助役の定數等に關し特別の規定あり。

(六) 警察費國庫下渡金の割合に關する特例　東京、大阪兩市の屬する府に對しては其の割合特に高し。

(七) 地方區劃名稱　三都の屬する地方區劃名は從來の沿革に基き特に府と

稱す。

(乙) 六大都市

(一) 道路法第十七條但書の規定に依る勅令(大正八年十一月勅令第四六一號)　六大都市は其の市長を以て市内の國、府縣道管理者とす。

(二) 道路法第三十二條の規定に依る管理職員制(大正九年八月勅令第二四五號)第四條　六大都市に限り特別の道路職員を置くことを得。

(三) 市區改正條例　市區改正條例は久しきに亙り東京市のみに實施せられたるものなるも、其の廢止前一時他の五大都市にも適用せられたり。

(四) 都市計畫法　現在六大都市に限り適用せらる。

(五) 市街地建築物法　現在六大都市(及東京市近接町村の一部)に限り適用せらる。

(六) 六大都市行政監督に關する法律　六大都市に限り一定の事項は府縣知事の許可、認可を要せさることを規定す。

(七) 借地法及借家法　名古屋市を除く五大都市(及其の近接町村の一部)に限り適用せらる。借地借家調停法の適用從て同し。

(八) 府縣會三部制　都市の發達したることを前提とする所謂府縣會三部制

は府縣制の特例として六大都市の屬する府縣（島縣及廣）に限り適用せらる。

(九) 特設消防署設置　消防組規則の特例として六大都市の屬する府縣に限り適用せらる。

斯の如く三都若は六大都市と他の都市との間に於ける區分は法令上に存するものあると共に實際上の問題としても政府又は議會に對する諸種の要請に於て六大都市の連合を見たることあり、現に全國市區長協議會の外別に六大都市事務協議會の存する等此等の數市は自ら特別の階級を形成するを見る。

大都市特別處遇の理由

惟ふに六大都市は啻に戶數人口に於て他の諸都市と格段の差あるのみならず（人口に於て六大都市に次くは長崎市なるも六大都市中の最低橫濱市四十二萬、三千人に對し十七萬七千人に過きず其の他十萬人以上の都市は九市あるのみ）、地位及交通上等より見て孰れも將來發展の餘地に富むものなるに依り、之を律するに或程度まで他の小都市と異りたる制度を以てすることは先つ必然の勢と認めさるへからす。

二　東京市に特別制度を必要とする根據

東京市特別

此の點は從來特別制度問題に關して毎に繰返され既に一般に肯定せらるる

處遇の理由要點

所なるを以て茲に贅するの要なし、乃ち便宜其の要點を摘記すれは左の如し（次章收錄內務省地方局發表、東京都制案の綱要冒頭記述參照）。

(一) 東京市は帝都として政治及文化の中心たり且社會樞軸の存する所なること。

(二) 國交關係上特別の地位を有すること。

(三) 各種施設の經營多端なる、他の大都市の比に非さること。

(四) 面積、人口等他の大都市との間に著しき懸隔あること。

(五) 東京市の區は從前より特別の地位を有したること。

(六) 財政の膨大なる、一市克く十八府縣分にも相當する程度に在ること

前述する所に關係の數字最近のもの左の如し。

東京市と他の大都市との數字的比較

種別	東京	京都	大阪	神戶	橫濱	名古屋
面積	五・三〇（九倍）	三・八九	三・九九	三・九八	二・三六	九・六〇
世帶數	四五二、四〇七	一二八、八九二	二七六、一二	一三八、九八六	九五、二四一	一三一、六一二
人口	三、一五三、二〇一	五九一、三三三	一、二五二、九三五	六〇八、六四四	四三一、九三八	六三二、二九〇
大正十一年度普通會計係屬稅額	三二、三五四、八三四（円）	七、七〇六、九二五	一九、八一六、八五七	二、四八一、八三二	七、六六八、三七三	四、四一五、九七七
市稅	三二、三五四、八三四	五、四七一、一六七	一〇、八二〇、九二一	六、〇三八、二一二	四、四一五、九七七	三、八二二、五八七

東京市特別認過の第一次的理由

要するに東京市に對し特別自治制度を布くの根據は東京市か帝都たる地位に於て一般都市に比し實質的に異るの點及一般都市との間に數量的差異の存するもの甚大なるの點に歸すへく、就中前者は最も重要にして第一次的の理由を爲すものなり。

三　特別制度に對する他の大都市の態度

他の大都市に關する法律案及建議案の經過

次に他の大都市か本問題に關し從來如何なる態度に出てしかに付ては詳細なる經過を徵すへき材料存せさるも最近の事實として大凡左の如きものあり。

明治四十四年第二十七議會に東京市及大阪市に關する法律案、大正七年第四十議會に大阪市特別市制に關する建議案及大正九年第四十三議會に六大都市特別市制に關する建議案（六大都市各別の案なり）提出せらる。共に各其の市の選出議員を提出者とし、市によりては同時に市會に於て選出せる實行委員の運動あり。前二者は確定せさりしも最後の建議案は衆議院に於て可決を見たり。各案の要點は大都市を律するに小市一般の制度を以てするを不可なりとし、內務大臣の直屬たらしめむとするに在り。今各市の理由とする所を見るに

建議案理由

京都市——一千有餘年の皇都たりしもの、現に皇宮の所在地たり、東京、大阪兩市の企及すへからさる特色を有す。曩に十六町村を併合して市勢著しく膨脹せり。

大阪市——帝國商工業の首都にして、地は方四里、百六十萬の人口を包擁す。

神戸市——帝國に於ける對外貿易の關門たり、近年長足の進歩をなし、實に東洋の世界的貿易場たり。

橫濱市——世界的貿易場たり。

名古屋市——中部日本の中心都市たり、海陸の交通は四通八達にして、若し都市計畫完成せは、面積は東京、大阪兩市を凌駕せむ。

と謂ふを要旨とす。

京都大阪兩市の實際的運動

尙第四十三議會には、大阪市選出議員より內務大臣に對し、大阪市に特別市制制定の意ありや、其の意ありとせは之か法案提出の時期如何等質問せる事實あり、又同議會及第四十四議會當時に京都、大阪兩市は特別市制問題に關し東京市と同一且共同の態度を採らむとし、市會實行委員の上京運動ありしこと等孰れも右都市の態度を察知すへき資料たるへし。

右の如く衆議院よりの提案は時に或は他の大都市に關するものありしと雖、其の大部分及政府竝貴族院の提案は單に東京市のみを對象とせること次章記述の如し。

第二　政府及帝國議會と特別制度案

一　特別制度に關する法案の經過

特別制度論議の創始及經過

東京市に對し特別の制度を設くへしとの議か行はるるに至りしは主として明治二十九年以降のことに屬す。其の以前に在りては東京市のみを特別の取扱と爲さず、三都を總括して律せむとする立場に於て論議せらるるを常とせり。

明治二十九年以降政府か東京都制案を提出せること一回、貴族院か同しく都制案を提出せること五回、衆議院か東京市制案又は內務大臣に直屬の單行法律案を提出せること十回、外に建議案を可決せること一回とす。

特別制度法案の異同

政府及貴族院の提案は常に都制と名つけ、衆議院の提案は常に市制と呼ふ。前者は首長を官選とし且議決機關の權限を列擧主義に則りたるに反し、後者は首長を公選とし議決機關の權限を概括主義とせること兩者間相異の要點なり。市を府の分子たることより脫却せしめ、內務大臣の直屬たらしめむとする點に至りては卽ち兩者一なり。

特別制度法案の議事經過

今順を逐ひて提案經過の大要を述ふること左の如し。

(一)　明治二十九年第九議會に政府より東京都制案、武藏縣設置法律案、東京都及武藏縣聯帶支辨費用に關する法律案の三案を貴族院へ提出。郡部民の負擔に影響を及ほすことの大なると、執行機關に官選分子の多き等の爲、府下を通し熾烈なる反對あり。貴族院審査中撤回。

案の要旨は都長官を官吏とする等の外大正十一年春內務省地方局案として發表せられたるもの(後出)と大體の結構を同しうす。

(二)　明治三十年第十議會に衆議院より東京市制案、千代田縣設置法律案及附屬二法案提出。衆議院は可決せしも郡部民の熾烈なる反對あり、政府亦別に適當の法案審査中の旨を以て反對を表明す。貴族院否決。

案の要旨は市の地位を府縣と同列に置き、中央政府に直屬せしむること等の外、當時の市制と大體の結構を同しうす。

(三) 明治三十二年第十三議會及同三十三年第十四議會に衆議院より東京市に關する法律案(要旨東京市公共事務は特に内務大臣直接に監督す)提出。 孰れも衆議院可決、政府不同意、貴族院否決。

(四) 明治三十四年第十五議會に貴族院より東京都制案、千代田縣設置に關する法律案及東京都千代田縣組合法案(要旨(一)記述の都制案に同し)提出。 貴族院可決、政府大體同意、衆議院未議了の儘經過。

(五) 明治三十五年第十六議會に貴族院より東京都制案(要旨(一)記述の都制案に同し)提出。 貴族院可決、衆議院未議了の儘經過。

(六) 明治三十九年第二十二議會、同四十年第二十三議會及同四十一年第二十四議會に衆議院より東京市制案(要旨(二)記述の市制案に同し)提出。 前二回は衆議院可決、貴族院未議了の儘經過。 後一回は衆議院未議了の儘經過。

(七) 明治四十一年第二十四議會及同四十二年第二十五議會に貴族院より東京都制案(要旨(一)記述の都制案に同し)提出。 孰れも貴族院可決、衆議院未議了の儘經過

(八) 明治四十二年第二十五議會に衆議院より東京市制案(要旨(二)記述の市制案に同し)提出。 衆議院可決、貴族院未議了の儘經過。

(九) 明治四十三年第二十六議會に貴族院より東京都制案(要旨(一)記述の都制案に同し)を、又衆議院より東京市制案(要旨(二)記述の市制案に同し)を提出。 各提出の院のみにて可決、他の院未議了の儘經過。

(十) 明治四十四年第二十七議會に衆議院より東京市及大阪市に關する法律案(要旨兩市公共事務は特に内務大臣直接に監督す)提出。 衆議院可決、貴族院未議了の儘經過。

(十一) 大正八年第四十一議會に衆議院より東京市に關する法律案(要旨(二)記述の市制案に同し。 尚衛生交通に關する事務は總て市に掌理せしむるものとす)提出。 衆議院未議了の儘經過。

右の外建議案としては衆議院より數回提出せられたるも其の可決を見たるは大正九年第四十三議會に提出せられたるもの(要旨(二)市制案に同しきものの實現を期す)のみなり。

特別制度論議最近の機運

二 特別制度に關する最近の狀勢

上來述ふる所に依て知る如く、東京市特別制度問題は大體に於て久しく同一線上に彷徨せるものと謂ふへきも、而かも近年漸く具體化せむとする氣運濃厚なるを察知し得られさるに非す。 卽ち第四十四議會には特別制度の一部とも

見るへき區制案の（後出提出あり（衆議院可決貴族院審査中會期遂く）、第四十五議會に於ては同しく特別制度の先驅とも目すへき六大都市行政監督に關する法律案の通過するあり、或は又都市制度調査の爲内務省官吏の歐米に派遣せらるるあり、更に大正十一年初頭に於ては事非公式なりと雖内務省地方局より『東京都制案の綱要』の發表あり、加之或一部に對しては其の條文の備はれる成案を内示せられたるか如き、孰れも當局方針の一斑を窺ふに足るへし。而して他面には一體の輿論益特別制度の樹立を促進するの勢に在るを以て、旁多年の懸案を解決するの時機頗る熟せるの感あり。

今前述地方局の發表に係る『東京都制案の綱要』全文を掲くれは左の如し。

内務省の「東京都制案の綱要」

東京都制案ノ綱要（大正十一年二月内務省ヨリ未定稿トシテ發表）

第一　東京市ノ制度ノ沿革

（一）大都市制度ノ沿革　明治二十一年地方自治制度創始ノ際ハ町村ノ制度トシテ町村制、一般都市ノ制度トシテ市制、三都（東京、京都及大阪ノ三大都市）ノ制度トシテ特別市制ヲ編成スル計畫ナリシモ中途ニ於テ其ノ方針ヲ更メ都市ニハ大小ノ別ナク一律ニ市制ヲ施行スルコト、爲シタリ、然ルニ元老院ハ之ヲ不可トシ激烈ニ反對シタル爲再度閣議ヲ變更シ當初ノ方針ニ從ヒ町村制、市制及特別市制ヲ編成シ明治二十三年ヨリ之ヲ實施シタリ

所謂特別市制ハ佛國巴里ノ制度ニ倣ヒタルモノニシテ市長、助役其ノ他市吏員ノ職務ハ府廳ノ官吏之ヲ行フモノナルカ故ニ本制度ニ對シテハ自治權侵害論喧シク衆議院ハ第一議會以來毎年本制度ノ撤廢ヲ議決シ第十二議會ニ於テ遂ニ貴衆兩院及政府ノ意見一致シ明治三十一年九月三十日限之ヲ廢止シ三都ニモ一般都市ト同シク市制ヲ施行シタリ

（二）東京市ノ制度ノ沿革　東京市ノ制度ハ明治二十一年ヨリ同二十八年頃マテハ所謂三都ノ制度トシテ考究セラレタルモ明治二十九年一月八日政府ハ東京都制案ヲ第九議會ニ提出シ京都大阪兩市ノ制度トハ之ヲ切放シタリ

明治二十九年以來帝國議會及東京市會ニ現ハレタル東京市ノ制度案ハ政府提出東京都制案、貴族院提出東京都制案、衆議院提出東京市制案及東京市會建議東京市制案等ニシテ各案ニ對スル帝國議會ノ議事左ノ如シ

（イ）政府ノ東京都制案　明治二十九年一月八日貴族院へ提出、同院ハ之ヲ特別委員ニ附托シ審査中一月三十一日政府ヨリ撤回シタリ

（ロ）衆議院ノ東京市制案　明治三十年三月十七日議員肥塚龍氏外三名ヨリ發議第一讀會ニ於テ否決

(八) 貴族院ノ東京都制案　明治三十四年三月九日議員清棲伯、岡部子、松平男、馬屋原彰氏及一木喜徳郎氏ヨリ發議貴族院ハ之ヲ特別委員ニ附托シ審査ヲ爲シ政府モ大體本案ニ同意シタルヲ以テ本會議ニ於テ可決シ衆議院ニ廻付同院ニ於テ特別委員ニ附托審査中會期終了

(ニ) 貴族院ノ東京都制案　衆議院ノ東京市制案（第二十四議會）

A. 貴族院ノ東京都制案　明治四十一年一月二十五日議員岡部子、松平男、小松原英太郎氏、谷森眞男氏及一木喜徳郎氏ヨリ發議貴族院ハ之ヲ特別委員ニ附托シ審査ヲ爲シ政府モ大體本案ニ同意シタルヲ以テ本議會ニ於テ可決シ衆議院ニ廻付同院ニ於テ特別委員ニ附托審査中未議了

B. 衆議院ノ東京市制案　明治四十一年二月二十日議員磯部四郎氏外十五名ヨリ發議衆議院ハ之ヲ特別委員ニ附托シ審査ヲ爲シタルモ議了ニ至ラス

(三) 東京都制東京市制兩案ノ差異　東京市ノ制度ニ就テ從來政府及貴族院ハ都制ヲ衆議院ハ市制ヲ立案シ互ニ其ノ主張ヲ讓ラサリキ而シテ兩案ハ何レモ東京市ヲ府縣ノ外ニ置キ内務大臣ニ直屬セシムル點ニ於テ相同シキモ團體ノ執行機關ノ組織ニ付都制ハ官選市制ハ公選ト爲シ又其ノ議決機關ノ權限ニ付市制ハ概括的ニ規定シ都制ハ之ヲ列擧スル點ニ於テ根本的ニ其ノ主張ヲ異ニス（政府ノ都制案ハ議決機關ノ權限ニ付概括主義ヲ採リタルモ後ニ列擧主義ノ貴族院都制案ニ同意シタリ）

第二　東京都ノ設置

(一) 東京市ノ制度ト一般都市ノ制度ト區別スル理由　地方團體ノ制度ハ都鄙大小等ノ異同ニ從ヒ殊ニ團體ノ國家ニ對スル關係ノ厚薄ニ應シ其ノ編制ヲ異ニスルヲ要ス明治二十三年地方ニ自治ノ制度ヲ施クニ方リ町村制市制及特別市制ヲ立法シタル所以ノモノハ此ノ主義ヲ實行シタルニ外ナラスト雖モ未タ三都中ノ最大都市ニシテ帝都タル東京市ニ對シ更ニ一歩ヲ進メテ別種適當ナル制度ヲ創設シ以テ益々此ノ趣旨ヲ擴充スルニ至ラサリキ

又明治三十一年特別市制ヲ廢シ東京市ニモ一般市制ヲ施行シタルハ暫定的措置ニシテ東京市ヲ一般都市ト同等ニ處遇セムトスルノ趣旨ニ出テタルモノニアラス

帝都ノ地タル政治ノ中心文化ノ焦點ニシテ實ニ社會樞軸ノ存スル所タリ其ノ廣袤五方里、人口二百十七萬餘歳計豫算一億千三百餘萬圓ニ及フ今試ニ東京市ノ人口ヲ把テ之ヲ

都市ノ人口平均十二萬餘ニ比スレハ其ノ	十三倍七分
六大都市ノ人口平均九十一萬餘ニ比スレハ其ノ	二倍三分
府縣ノ人口平均百十九萬餘ニ比スレハ其ノ	一倍八分
大阪市ノ人口百二十五萬餘ニ比スレハ其ノ	一倍七分

ニ當ル更ニ又其ノ經費ニ就テ之ヲ見ルモ

都市ノ經費平均四百四萬餘圓ニ比スレハ其ノ	二十七倍九分
六大都市ノ經費平均四千三百八十九萬餘圓ニ比スレハ其ノ	二倍六分

府縣ノ經費平均六百二十四萬餘圓ニ比スレハ其ノ　十八倍一分
大阪市ノ經費七千七百五十萬餘圓ニ比スレハ其ノ　一倍五分
ニ當ル亦以テ東京市ノ規模ノ宏大ニシテ經營ノ多端ナルヲ想見シ得ヘシ而シテ本市ノ政務ノ張弛ト事業ノ興廢トハ啻ニ市ノ盛衰ニ關スルノミナラス延ヒテ影響ヲ國家ニ及ホサヽルモノ幾ント鮮シ故ニ東京市ノ制度ハ之ヲ一般都市ノ制度ト區別シ殊ニ國家ト團體トノ關係ヲ密接ニシ以テ帝都ニ於ケル自治行政ノ振興ヲ圖リ併セテ國運ノ隆昌ヲ策セサルヘカラス是レ東京市ニ特別ナル制度ヲ必要トスル所以ナリ

(二) 東京都武藏縣及縣都組合ノ設置

東京市ヲ東京都ト爲シ內務大臣直接ニ之ヲ監督シ府縣ト併立セシム東京府ノ郡部ヲ以テ別ニ一縣ヲ置キ武藏縣ト爲シ東京府ハ之ヲ廢シ府費支辨ニ屬スル營造物事業及府ノ義務ハ之ヲ縣都ニ分屬セシム府費支辨ニ屬スル營造物事業及府ノ義務ヲ縣都ニ截然分割スルハ縣卽チ舊東京府郡部ノ負擔激增スルヲ以テ努メテ急激ナル變化ヲ避クル爲別ニ縣都組合ヲ設ケ現ニ府費ノ負擔ニ屬スルモノニシテ其ノ利害關係カ縣都ニ及フモノハ本組合ヲシテ之ヲ處理セシム道路及河川ハ其ノ主ナルモノトス

A. 東京都ノ事務　東京都ハ現在東京市及東京府カ東京市內ニ於テ行フ公共事務及委任事務ヲ處理スル公共團體トス

警察事務ハ依然警視總監ヲシテ處理セシメ之ヲ都ニ委任セス是レ蓋シ帝都ノ治安ヲ維持シ國家ノ安寧秩序ヲ確保スルカ如キ要務ハ國家自ラ之ヲ擔任スルヲ適當ナリト認ムルニ依ル啻警察事務ノ內衞生交通及消防ニ關スルモノヽ如キ一定ノ範圍ヲ限リ之ヲ地方團體ニ委任スルハ必スシモ不可ナラサルカ如キモ機關ノ重復權限ノ錯綜ヲ來シ延ヒテ國民負擔ノ增嵩ヲ結果スル等決シテ良策ニアラスト認ム

又警察費ニ付テハ地方費ノ支辨ヲ罷メ全部國庫ノ負擔ニ移スモノトス但シ東京府ノ警察費ハ其ノ十分ノ六ヲ國庫其ノ十分ノ四ヲ府ニ於テ負擔スルカ故ニ國ハ此ノ割合ヲ以テ都ニ分賦スルモノトス

B. 東京都ノ區　都ノ下ニ區ヲ置キ公共團體トシ局部的公共事務ヲ處理セシム但シ之カ爲都ノ統一ヲ破ルヘカラス仍テ區ノ施設經營ニ關シテハ豫メ都長ノ許可ヲ經ルコトト爲シ以テ都ノ行政ト區ノ行政ト扞格スルコトナカラシメ依テ以テ都ノ統一ヲ庶幾シタリ又地方制度ノ系統ヨリ觀テ區ノ地位ハ市ニ類似スルヲ以テ區ニ關スル規定ハ市制ニ準シタリ

C. 武藏縣ノ事務　武藏縣ハ大體ニ於テ一般府縣ニ同シ

D. 縣都組合ノ事務　縣都組合ハ道路河川等ニ關スル府ノ事務ヲ繼承シ必要アル場合ハ組合管理者ヲシテ之カ管理者ノ職務ヲ行ハシメ又既定事業ニ屬スル河川改修費國庫納付金等ニ關シ縣都ノ分擔割合ヲ定ムルカ如キ權限ヲ有スル公共團體トス

(三) 東京都ノ機關　東京都ノ機關ハ都會都參事會及都長ト爲ス

A. 都會及都長ノ職務權限　都會ハ都ノ議決機關ニシテ都ニ關スル一切ノ事件ヲ議決ス都長ハ都ノ執行機關ニシテ都ヲ代表シ都會ノ議決ヲ執行ス、

都長ハ都會ノ議決ヲ執行スルノミ都行政ノ中心ハ都會ニ存ス是レ蓋シ自治行政ハ專ラ合議制ニ依リテ行ハルヘク都會ヲシテ都ニ關スル一切ノ事件ヲ處理セシムルハ自治ノ本義ニ適合スル所以ナリト認ム

又都長ハ法令ノ委任ニ依リ國政事務ノ執行ニ付府縣知事ト同等ノ地位ヲ占ム其ノ結果トシテ都長ニハ勅令ノ規定ニ依リ府縣知事ノ如ク命令制定權及官吏任免權ヲ有セシム但シ其ノ範圍ハ府縣知事ノ如ク廣汎ナラス命令制定權ハ專ラ個々ノ法律勅令カ委任スルモノニ關シ官吏任免權ハ各種學校ノ判任待遇職員ノ如キ專ラ都費支辨ニ屬スル官吏ノ任免ニ關スルモノトス

B. 都長ノ選任　內務大臣ハ都會ヲシテ都長候補者三人ヲ選舉推薦セシメ上奏裁可ヲ請フモノトス所謂公選主義ヲ採リ官選主義ヲ排ス是レ蓋シ公選主義ハ自治ノ本義ニ適合シ完全ナル自治權ヲ付與スル所以ナレハナリ

(四) 東京都ノ監督　東京都ハ內務大臣直接ニ之ヲ監督ス是レ蓋シ都政ノ消長ハ直チニ國政ニ反映シ國家カ利害休戚ヲ痛感スルハ既ニ述ヘタリ故ニ國家ト團體トノ關係ヲ密接ニシ以テ其ノ行政ノ伸長ヲ圖リ國家ノ利益ヲ增進セサルヘカラス現行制度ノ如ク東京市ヲ一般都市ト等シク府縣ノ下ニ隸屬セシムルハ此ノ最モ重要ナル團體ト國家トノ關係ヲ密接ナラシムル所以ニアラス

第三　東京都制ノ綱要

東京都制ノ立法ニ付參考ト爲シタル法制ハ市制府縣制及從來改府又ハ帝國議會ニ於テ調査シタル東京市ノ制度ニ關スル各種ノ法律案ナリトス而シテ今次ノ東京都制ハ大體市制ノ規定ニ從ヒ其ノ都制トシテ適當ナラサル部分ニ限リ別ニ相當ナル規定ヲ爲シタリ以下逐條的ニ其ノ要點ヲ說明スヘシ

(一) 總　則

A. 都ノ區域及其ノ變更　都ハ從來ノ東京市ノ區域ニ依ル

都ノ區域ノ變更ハ行政處分ヲ以テ爲シ得ルコト、シ郊外町村ノ編入ニ付手續ノ簡捷ヲ期セリ

B. 都住民都公民及都ノ立法權　市制ニ同シ

(二) 都　會

A. 組織及選舉　議員ノ定數ハ八十八人トス東京市會議員ノ定數ニ同シ都會議員ノ選舉權被選舉權議員ノ任期及選舉ノ手續等ハ市制ニ同シ但シ選舉人名簿調製期日ハ選舉期日前百日ト爲シ市制ニ比シ四十日ヲ延長シタリ此ノ改正ハ選舉人增加スルカ爲ナリ

B. 職務權限　都會ハ會期ヲ定メテ都長之ヲ招集ス市會ハ會期ヲ定メサルヲ原則ト爲スカ故ニ所謂萬年市會ノ弊ヲ生シタリ

都會ノ書記ハ都吏員中ヨリ議長之ヲ命ス市會ノ書記ハ議長之ヲ任免スルカ爲メ諸種ノ惡弊ヲ生シタリ

其ノ他市制ニ同シ

(三) 都參事會　市制ニ同シ

(四) 都吏員

A. 組織選擧及任免　都ニ左ノ吏員ヲ置ク

都　長

助　役　一人　條例ヲ以テ增加スルコトヲ得

收入役　一人

副收入役　一人　條例ヲ以テ增加スルコトヲ得

以上總テ有給吏員ト爲シ其ノ任期ハ四年トス其ノ他必要ナル有給吏員尙名譽職都參與及委員ヲ置クコトヲ得

都長ノ任免スル有給都吏員ノ組織任用分限及懲戒ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ規定シ努メテ良吏ヲ擧ケシメ都政ノ刷新ヲ期セムトス

其ノ他市制ニ同シ

B. 職務權限　市制ニ同シ

(五) 給料及給與　市制ニ同シ

(六) 都ノ財務

A. 財產營造物及都稅　都ハ其ノ必要ナル費用ヲ支辨スル爲都稅ヲ賦課スルコトヲ得

都稅ノ賦課ニ付テハ府縣稅ノ例ニ依リ其ノ國稅附加稅ノ制限率等ニ付テハ府縣ト市町村トニ付定メタルモノヲ合算シタルモノトシ以テ東京市及東京府カ東京市內ニ於テ行ヒタル事務ヲ都ニ於テ承繼スルニ付必要ナル財源ヲ與ヘムトス

市制及町村制ニ依レハ市町村ハ基本財產ヲ造成シ之ヨリ生スル收入ヲ以テ其ノ必要ナル費用ヲ支辨シ市町村稅ヲ賦課セサル建前ナルモ大都市ニ於ケル財政ハ課稅主義ニ依ルヲ適當ナリト認メ市制ニ從ハス其ノ他市制ニ同シ

B. 歲入出豫算及決算　市制ニ同シ但シ決算ハ翌年度八月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ都會ノ認定ニ付セシムル市ハ翌々年度ノ豫算ヲ議スル時期迄ニ市會ノ認定ニ付セシムルヲ以テ會計ノ整理緩慢ニ流ルヽ虞アリ

(七) 都ノ監督　都ハ內務大臣之ヲ監督ス

內務大臣ハ都會ノ議決ヲ取消スコトヲ得

內務大臣ハ勅裁ヲ經テ都會ノ解散ヲ命スルコトヲ得府縣制ト同シク市制ト異ナル

內務大臣ハ期日ヲ定メテ都會ノ停會ヲ命スルコトヲ得會期ヲ定メテ都會ヲ招集スルヲ以テ此ノ規定ノ要アリ府縣會ノ停會ハ府縣知事之ヲ命ス

都債ヲ起スニ付テハ內藏兩大臣ノ許可ヲ要ス

內務大臣ハ都吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得都長、都參與、助役、收入役、副收入役及區長ニ對スル懲戒審査會ハ內務省高等官ヲ以テ之ヲ組織ス

其ノ他市制ニ同シ

(八) 區　區ハ從來ノ東京市ノ區ノ區域ニ依ル

區ハ條例制定權ヲ有ス

區ノ議決機關ハ區會トス其ノ組織選擧及職務權限ハ市制ニ同シ

區ノ執行機關ハ區長トス其ノ職務權限ハ市制ニ同シ

區ハ其ノ必要ナル費用ヲ支辨スル爲區稅トシテ直接國稅ノ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得區ハ第一次ニ於テ都長第二次ニ於テ內務大臣之ヲ監督ス其ノ他區ノ監督ニ關シテハ市制ニ同シ

(九) 經過的規定　現行法令中府縣又ハ市ニ適用スルモノハ個々ノ法令ニ改正ヲ加ヘスシテ之ヲ都ニ適用ス

東京市ノ名譽職、市長、助役其ノ他市吏員ハ都ノ名譽職、都長、助役其ノ他ノ都吏員トス

都制施行ノ爲直チニ機關ノ改造ヲ爲ス必要ヲ認メサルニ由ル

第三　東京市會と特別制度案

特別制度實行運動の創始

東京市會に於て特別制度の實行運動を開始したるは遠く明治二十九年特別市制（當時東京、京都及大阪の三都に施行せられたるもの）廢止請願委員を設け且新法案を議決したるに遡るへし。爾來目的とする制度の內容は時に多少の變更ありしと雖、或は建議案又は請願案の議定に、或は實行委員の運動に種々努力する所ありて最近に及へり。而して大體に於て年所を經ると共に熱心且實行的に赴けるを看取し得へく、就中大正七年新市會成立の際に於ける高級特別市制調査委員設置以來の活動は特に較著なるものあり、卽ち大正八年十月東京市制案を議定し、此の成案を關係貴衆兩院議員に依りて議會へ提出のことを畫策すると同時に各方面の諒解援助を求むる爲汎く實行運動を試むる所ありたり。右成案は第四十二議會の解散に依り議會に現はるるに至らさりしと雖、東京市會が議定したる最後の成案として或程度迄特別自治制に對する市民の意嚮をトするに足るものあるに依り案の全文を左に揭くへし。

特別制度實行運動最近の狀勢

尙次て第四十三議會の開會に先たち更に市會に特別市制實行委員を設置し、他面各區も十名內外の實行委員を擧くることとし、相提携して朝野の諒解を求め目的の貫徹に力めしも前回の如き成案を具するの手段に出てす、單に適當なる制度を定めらるへしとの主張をなす態度を採るに止まれり。而して此の意

味の建議は市部選出議員に依りて提出せられ右第四十三議會に於て可決を見たるも、目的の達成は急速に期し得さる狀態に在るを以て引續き諸種の期成運動行はれ、大正十一年六月市會改選に際し更に實行委員の設置あり、現に目的の貫徹に向て邁進中なり。

東京市制案

東京市制（大正八年十月二十九日東京市會議決）

第一章　總則

第一款　市及其ノ區域

第一條　市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務竝從來法令又ハ慣例ニ依リ府又ハ市ニ屬スル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス」

市ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ市内ニ於ケル衞生交通消防ニ關スル警察事務ヲ掌理ス

第二條　市ハ住民ノ權利義務又ハ市ノ事務ニ關シ市條例ヲ設クルコトヲ得

市ハ市ノ營造物又ハ市ノ事務ニ關シ市條例ヲ以テ規定スルモノノ外市規則ヲ設クルコトヲ得

市條例及市規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第三條　市ハ從來ノ區域ニ依ル

市ハ之ヲ府縣ノ區域外トス

第四條　市ノ區域ノ變更ヲ要スルトキハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ財產處分ヲ要スルトキハ關係アル府縣參事會及市町村會ノ意見ヲ徵シ内務大臣之ヲ定ム

所屬未定地ヲ市ノ區域ニ編入セムトスルトキハ關係アル府縣市參事會及町村會ノ意見ヲ徵シ内務大臣之ヲ定ム此ノ場合ニ於テ財產アルトキハ其ノ處分ニ關シテハ亦同シ

第五條　市ノ境界ニ關スル爭論ハ内務大臣之ヲ裁決ス其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

市ノ境界判明ナラサル場合ニ於テ前項ノ爭論ナキトキハ内務大臣之ヲ決定ス其ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ裁決第二項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ關係者ニ交付スヘシ

第六條　市ノ名稱ヲ變更セントスルトキハ市ハ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ市役所ノ位置ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二款　住民及其ノ權利義務

第七條　市内ニ住所ヲ有スル者ハ市住民トス

市住民ハ本法ニ從ヒ市ノ財產及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ市ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第八條　帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齡二十五年以上ノ男子二年以來市ノ住民トナリ市ノ負擔ヲ分任シ且市內ニ於テ直接國稅ヲ納ムル者ハ市公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者、禁治產者、準禁治產者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

市內ニ住所ヲ有セサルモ二年以來市內ニ主タル營業所又ハ事務所ヲ設ケ其ノ營業所又ハ事務所ニ於テ常ニ自ラ業務ニ從事シ市ノ負擔ヲ分任シ市內ニ於テ直接國稅ヲ納ムル者ハ市公民ト看做ス但シ前項但書ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

市ハ前二項ノ二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

家督相續ニ依リ財產ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財產ニ付被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ納稅シタルモノト看做ス

境界變更ニ依リ市ニ編入セラレタル區域ニ於テ編入前住所ヲ有シ市町村ノ負擔ヲ分任シ及直接國稅ヲ納メタル者ノ其ノ年限ハ之ヲ第一項ノ年限ニ通算ス

第九條　市公民ハ市ノ選擧ニ參與シ市ノ名譽職ニ選擧セラルル權利ヲ有シ市ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ

左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニシテ名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セサルトキハ市ハ一年以上四年以下其ノ市公民權ヲ停止シ場合ニ依リ其ノ停止期間以內其ノ負擔スヘキ市稅ノ十分ノ一以上四分ノ一以下ヲ增課スルコトヲ得

一　疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者

二　業務ノ爲常ニ市內ニ居ルコトヲ得サル者

三　年齡六十年以上ノ者

四　官公職ノ爲市ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者

五　四年以上名譽職市吏員、名譽職參事會員、市會議員又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間ヲ經過セサル者

六　其ノ他市會ノ議決ニ依リ正當ノ理由アリト認ムル者

前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ルマテ執行ヲ停止ス

本條ノ事件ニ付テハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十條　市公民第八條第一項及第二項ニ揭ケタル要件ノ一ヲ闕キ又ハ同項但書ニ當ルニ至リタルトキハ其ノ公民權ヲ失フ

市公民租稅滯納處分中ハ其ノ公民權ヲ停止ス家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄又ハ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄亦同シ

陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ市ノ公務ニ參與スルコトヲ得ス其ノ他ノ兵役ニ在ル者ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキ亦同シ

第二章　市會

第一款　組織及選擧

第十一條　市會ハ各選擧區ニ於テ市會議員ノ被選擧權アル者ニ就キ選擧人ノ選擧シタル議員ヲ以テ之ヲ組織ス

議員ノ定數ハ七十五人トス各選擧區ヨリ選擧スヘキ員數ハ市條例ヲ以テ之ヲ定ム但シ各選擧區ニ於テハ三人ヨリ下ルコトヲ得ス

議員ノ定數ハ市條例ヲ以テ特ニ之ヲ增減スルコトヲ得但シ總選擧ヲ行フ場合ニ非サレハ增減セス

第十二條　議員ノ選擧區ハ區ノ區域ニ依ル

選擧人ハ住所ニ依リ所屬ノ選擧區ヲ定ム市內ニ住所ナキ者ハ直接市稅ノ賦課ヲ受ケタル物件營業所又ハ事務所ノ所在ニ依リ物件營業所又ハ事務所ニシテ數選擧區ニ在ル場合ニハ之ニ對スル課稅ノ最多キ所ニ依リ其ノ之ニ依リ難キ場合ニハ本人ノ申出ニ依リ其ノ申出ナキトキハ市長其ノ選擧區ヲ定ムヘシ

第十三條　市公民ハ總テ選擧權ヲ有ス但シ公民權停止中ノ者又ハ第十條第二項　場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス

帝國臣民ニシテ直接市稅ヲ納ムル者各選擧區ニ於テ其ノ額市公民ノ最多ク納稅スル者三人中ノ一人ヨリモ多キトキハ第八條第一項又ハ第二項ノ要件ニ當ラスト雖選擧權ヲ有ス但シ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者及第十條第二項ノ公民權停止ノ條件又ハ同條第三項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス

法人ニ關シテモ亦前項ノ例ニ依ル

前二項ノ直接市稅ノ納額ハ選擧人名簿調製期日ノ屬スル會計年度ノ前年度ノ賦課額ニ依ルヘシ

第十四條　選擧人ハ各選擧區ニ於テ之ヲ三級ニ分ツ

選擧人中直接市稅ノ納額最多キ者ヲ合セテ選擧人全員ノ納ムル總額ノ三分ノ一ニ當ルヘキ者ヲ一級トス但シ一級選擧人ノ數其ノ選擧スヘキ議員數ヨリ少キトキハ納額最多キ者其ノ議員數ト同數ヲ以テ一級トス

一級選擧人ヲ除クノ外直接市稅ノ納額最多キ者ヲ合セテ選擧人全員ノ納ムル直接市稅ノ總額中一級選擧人ノ納ムル額ヲ除キ其ノ殘額ノ半ニ當ルヘキ者ヲ二級トシ其ノ他ノ選擧人ヲ三級トス但シ二級選擧人ノ場合ニハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

各級ノ間納稅額兩級ニ跨ル者アルトキハ上級ニ入ルヘシ兩級ノ間ニ同額ノ納稅者二人以上アルトキハ其ノ市內ニ住所ヲ有スル年數ノ多キ者ヲ以テ上級ニ入ル住所ヲ有スル年數同シキトキハ年長者ヲ以テシ年齡ニ依リ難キトキハ區長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ

前三項ノ直接市稅ノ納額ニ關シテハ前條第四項ノ規定ヲ適用ス

選擧人ハ各選擧區ヲ通シテ每級各別ニ議員定數ノ三分ノ一ヲ選擧ス其ノ各選擧區ニ於ケル每級ノ議員數ハ第十一條ノ市條例中ニ之ヲ規定スヘシ

被選擧人ハ各級各選擧區ニ通シテ選擧セラルルコトヲ得

第十五條　選舉權ヲ有スル市公民ハ被選舉權ヲ有ス

左ニ揭クル者ハ被選舉權ヲ有セス之ヲ罷メタル後一月ヲ經過セサル者亦同シ

一　監督官廳ノ官吏

二　市ノ有給吏員

三　檢事警察官吏及收稅官吏

四　神官神職僧侶其ノ他諸宗教師

五　小學校教員

市ニ對シ常ニ工事ノ請負物件勞力其ノ他ノ供給契約ヲ爲シ若ハ市ノ爲金錢出納ノ取扱ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員重役及支配人ハ被選舉權ヲ有セス

父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ市會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選舉セラレタルトキハ同級ニ在リテハ得票ノ數ニ依リ其ノ多キ者一人ヲ當選者トシ得票同數ナルトキ又ハ等級若ハ選舉區ヲ異ニシテ選舉セラレタルトキハ年長者ヲ當選者トス其ノ時ヲ異ニシテ選舉セラレタルトキハ後ニ選舉セラレタル者議員タルコトヲ得ス」

議員トナリタル後前項ノ緣故ヲ生シタル場合ニ於テハ年少者其ノ職ヲ失フ市長市參與又ハ副市長ト父子兄弟タル緣故アル者ハ市會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス

第十六條　市會議員ハ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ第一日ヨリ之ヲ起算ス

選舉區又ハ其ノ配當議員數ノ變更アリタル場合ニ於テ之ニ關シ必要ナル事項ハ市條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ

第十七條　市會議員中闕員ヲ生シ內務大臣市長若ハ市會ニ於テ選舉ヲ必要ト認メ又ハ議員ノ配當ヲ變更シタル爲選舉ヲ要スルトキハ三月以內ニ之ヲ行フ

前項ニ依リ同時ニ二名以上ノ議員ヲ選舉スヘキトキハ一ノ選舉ヲ以テ合併シテ之ヲ行フ

補闕議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

議員ノ配當變更ノ爲選舉セラレタル議員ハ次ノ總選舉迄在任ス

補闕議員ハ前任者ノ選舉セラレタル等級及選舉區ニ於テ之ヲ選舉スヘシ

第十八條　區長ハ每年十月一日ヨリ十四日間每日午前八時ヨリ午後四時マテ區役所又ハ告示シタル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ關係者ノ縱覽ニ供スヘシ關係者ニ於テ異議アルトキハ縱覽期間內ニ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ五日以內ニ市參事會ノ決定ニ付スヘシ市參事會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ七日以內ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項ノ決定ニ付テハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前三項ノ場合ニ於テ決定確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ區長ハ其ノ確定期日前ニ修正ヲ加フヘシ

選擧人名簿ハ毎年十二月五日ヲ以テ確定期限トシ次年ノ十二月四日迄之ヲ据置キ其ノ据置期間内ニ於テ行フ選擧ニ之ヲ用ウ但シ名簿確定後決定確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ選擧ヲ終リタル後ニ於テ次ノ選擧期日前四日迄ニ之ヲ修正スヘシ

選擧人名簿ヲ修正シタルトキハ區長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示スヘシ

確定名簿ニ登錄セラレサル者ハ選擧人名簿ニ登錄セラルヘシトノ決定確定シタル者ノ外選擧ニ參與スルコトヲ得ス但シ選擧人名簿ニ登錄セラルヘキ判決書ヲ所持シ選擧ノ當日選擧會場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ選擧人ハ等級ノ標準タル直接市稅ニ依リ其ノ者ノ納額ニシテ名簿ニ登錄セラレタル一級選擧人中ノ最少額ヨリ多キトキハ一級ニ於テ二級選擧人ノ最少額ヨリ多キトキハ二級ニ於テ其ノ他ハ三級ニ於テ選擧ヲ行フヘシ

確定名簿ニ登錄セラレタル者其ノ選擧ノ日ニ於テ選擧權ヲ有セサルトキハ選擧ニ參與スルコトヲ得ス但シ名簿ハ之ヲ修正スル限ニ在ラス

第二項乃至第四項ノ場合ニ於テ決定確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿無效ト爲リタルトキハ九月一日ノ現在ニ依リ更ニ名簿ヲ調製スヘシ但シ名簿調製ノ期日迄ニ選擧權ヲ失ヒタル者ハ名簿ニ登錄スルノ限ニ在ラス

天災事變等ニ依リ名簿ノ喪失シタルトキ亦前項ノ例ニ依ル

前二項ニ依ル名簿ノ調製縱覽修正確定及異議ノ決定ニ關スル期日期限及期間ハ市長ノ定ムル所ニ依ル

第十九條　選擧ハ市長ノ告示ニ依リ之ヲ行フ其ノ告示ニハ選擧會場投票ノ日時及選擧區竝其ノ各級ヨリ選擧スヘキ議員數ヲ明記シ選擧期日前少クトモ十日以前ニ七日間之ヲ告示スヘシ

各選擧區ノ選擧ハ同日時ニ之ヲ行フヘシ天災事變等ニ依リ同日時ニ選擧ヲ行フコト能ハサルトキハ市長ハ其ノ選擧ヲ終ラサル選擧會ノミニ關シ更ニ選擧會場及投票ノ日時ヲ告示シ選擧ヲ行フヘシ

選擧ヲ行フ順序ハ先ツ三級ノ選擧ヲ行ヒ次ニ二級ノ選擧ヲ行ヒ次ニ一級ノ選擧ヲ行フヘシ天災事變等ニ依リ選擧ヲ行フコト能ハサルニ至リタルトキハ市長ハ其ノ選擧ヲ終ラサル等級ノミニ關シ更ニ選擧會場及投票ノ日時ヲ告示シ選擧ヲ行フヘシ

第二十條　區長ハ選擧長トナリ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス

區長ハ其ノ選擧區内ニ於ケル選擧人中ヨリ二人乃至四人ノ選擧立會人ヲ選任スヘシ」

選擧立會人ハ名譽職トス

第二十一條　選擧人ニ非サル者ハ選擧會場ニ入ルコトヲ得ス但シ選擧會場ノ事務ニ從事スル者選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ臨場ノ命ヲ受ケタル警察官吏ハ此ノ限ニ在ラス

選擧會場ニ於テ演說討論ヲ爲シ若ハ喧擾ニ渉リ又ハ投票ニ關シ協議若ハ勸誘ヲ爲シ其ノ他選擧會場ノ秩序ヲ紊ス者ゾルトキハ選擧長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ之ヲ選擧會場外ニ退出セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得但シ選擧長ニ於テ會場ノ秩序ヲ紊スノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ爲サシムルヲ妨ケス

第二十二條　選擧ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選擧人ハ選擧ノ當日投票時間内ニ自ラ選擧會場ニ到リ選擧人名簿ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ

投票時間内ニ選擧會場ニ入リタル選擧人ハ其ノ時間ヲ過クルトモ投票ヲ爲スコトヲ得

選擧人ハ選擧會場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選擧人一人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ但シ確定名簿ニ登錄セラレタル每級選擧人ノ數其ノ選擧スヘキ議員數ノ三倍ヨリ少ナキ場合ニ於テハ連名投票ノ法ヲ用ウヘシ

自ラ被選擧人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

投票用紙ハ市長ノ定ムル所ニ依ル

選擧人名簿ノ確定後選擧人ノ所屬選擧區ニ異動ヲ生スルコトアルモ其ノ選擧人ハ前所屬ノ選擧區ニ於テ投票ヲ爲シタルモノハ之ヲ選擧スヘキ定數ニ過キタルモノハ之ヲ無效トシ前項第二號及第五號ニ該當スルモノ竝其ノ記載ノ人員選擧スヘキ定數ニ過キタルモノハ之ヲ無效トシ前項第一號及第六號ニ該當スルモノ竝其ノ記載ノ人員選擧スヘキ定數ニ過キタルモノハ之ヲ無效トス

第二十三條　第十三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ選擧權ヲ有スル者ハ代人ヲ出シテ選擧ヲ行フコトヲ得但シ年齡二十五年以上ノ男子ニ非サル者、禁治產者及準禁治產者ハ必ス代人ヲ以テスヘシ代人ハ帝國臣民ニシテ年齡二十五年以上ノ男子ニ限ル

第八條第一項及第二項ノ但書ニ當ル者及第十條第二項ノ公民權停止ノ條件又ハ同條第三項ノ場合ニ當ル者ハ代人タルコトヲ得ス又一人ニシテ數人ノ代理ヲ爲スコトヲ得ス

代人ハ委任狀其ノ他代理ヲ證スル書面ヲ選擧長ニ示スヘシ

第二十四條　左ノ投票ハ之ヲ無效トス

一　成規ノ用紙ヲ用キサルモノ

二　現ニ市會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三　一投票中二人以上ノ被選擧人ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四　被選擧人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ

五　被選擧權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

六　被選擧人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位、職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

連名投票ノ法ヲ用キタル場合ニ於テハ前項第一號及第六號ニ該當スルモノ竝其ノ記

ニ該當スルモノハ其ノ部分ノミヲ無效トス

第二十五條　投票ノ拒否及效力ハ選擧立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選擧長之ヲ決スヘシ

第二十六條　市會議員ノ選擧ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ各級ニ於テ選擧スヘキ議員數ヲ以テ選擧人名簿ニ登錄セラレタル各級ノ人員數ヲ除シテ得タル數ノ七分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取リ年齡同シキトキハ選擧長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ

第二十七條　選擧長ハ選擧錄ヲ調製シテ選擧又ハ投票ノ顚末ヲ記載シ選擧ヲ終リタル後之ヲ朗讀シ選擧立會人二人以上ト共ニ之ニ署名スヘシ

選擧長ハ選擧錄謄本ヲ添ヘ當選者ノ住所氏名ヲ市長ニ報告スヘシ

選擧錄ハ投票選擧人名簿其ノ他關係書類ト共ニ選擧及當選ノ效力確定スルニ至ル迄之ヲ保存スヘシ但シ選擧又ハ當選ノ效力ニシテ選擧後一年以內ニ確定シタル場合ニ於テハ選擧ノ日ヨリ一年間之ヲ保存スヘシ

第二十八條　當選者定マリタルトキハ區長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ且其ノ旨ヲ市長ニ報告スヘシ

當選者當選ヲ辭セントスルトキハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以內ニ之ヲ區長ニ申立ツヘシ

一人ニシテ數級又ハ數選擧區ニ於テ當選シタルトキハ最終ニ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以內ニ何レノ當選ニ應スヘキカヲ區長ニ申立ツヘシ其ノ申立ナキトキハ區長ハ市長ノ指揮ヲ受ケ之ヲ決定スヘシ

第十五條第二項ニ揭ケサル官吏ニシテ當選シタル者ハ所屬長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ニ應スルコトヲ得ス

前項ノ官吏ハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ之ニ應スヘキ旨ヲ區長ニ申立テサルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

第三項ノ場合ニ於テ何レノ當選ニ應スヘキカヲ申立テサルトキハ總テ之ヲ辭シタルモノト看做ス

第二十九條　市會議員ノ當選ヲ辭シタル者アルトキハ區長ハ直ニ之ヲ補フヘキ當選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第二十六條ノ規定ヲ準用ス

第三十條　選擧ヲ終リタルトキハ市長ハ選擧錄ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ內務大臣ニ報告スヘシ

第三十一條　當選者確定シタルトキハ區長ハ之ヲ市長ニ報告スヘシ

前項ノ報告アリタルトキハ市長ハ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ內務大臣ニ報告スヘシ

第三十二條　選擧ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選擧ノ結果ニ異動ヲ生スル虞アル場合ニ限リ其ノ選擧ノ全部又ハ關係アル等級ノ選擧若ハ當選ノ一部ヲ無效トス

第三十三條　選舉人選舉又ハ當選ノ効力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第三十一條第二項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ハ七日以内ニ市參事會ノ決定ニ付スヘシ市參事會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ

市長ニ於テ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ之ヲ市參事會ノ決定ニ付スルコトヲ得

内務大臣ニ於テ選舉カ第三十二條ニ該當スルモノト認ムルトキハ其ノ選舉又ハ當選ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

第一項第二項ノ決定及第三項ノ處分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」

第一項ノ決定ニ付テハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

市會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定又ハ處分確定シ若ハ判決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第三十四條　當選無效ト確定シタルトキハ區長ハ直ニ第二十六條ノ例ニ依リ更ニ當選者ヲ定ムヘシ

選舉無效ト確定シタルトキハ更ニ選舉ヲ行フヘシ

議員ノ定數ニ足ル當選者ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付更ニ選舉ヲ行フヘシ此ノ場合ニ於テハ第二十六條第一項但書ノ規定ヲ適用セス

第三十五條　選舉ノ日ヨリ一年以内ニ議員ノ闕員ヲ生シタルトキハ第二十六條ノ例ニ依リ市長ハ關係區長ヲシテ當選者ヲ定メシムヘシ此ノ場合ニ於テ當選者確定シタルトキハ第三十一條第二項ノ例ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ當選者ナキトキハ更ニ選舉ヲ行フヘシ

第三十六條　市會議員ニシテ被選舉權ヲ有セサル者ハ其ノ職ヲ失フ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ヲ除クノ外其ノ被選舉權ノ有無ハ市會之ヲ決定ス

市長ハ市會議員中被選舉權ヲ有セサル者アリト認ムルトキハ之ヲ市會ノ決ヘシ

第一項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ決定ニ付テハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十三條第六項ノ規定ハ本條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ

第三十七條　第十八條及第三十三條ノ場合ニ於ケル市參事會ノ決定ハ市長直ニ之ヲ告示スヘシ

第三十八條　市會議員ノ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉ニ關スル罰則ヲ準用ス

前項ノ罰則中選舉人ニ關スル規定ハ第二十三條ノ代人ニ之ヲ準用ス

第二款　職務權限

第三十九條　市會ハ市ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

第四十條　市會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一　市條例及市規則ヲ設ケ又ハ改廢スル事

二　市費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關スル事但シ第八十八條ノ事務及法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

三　歳入出豫算ヲ定ムル事

四　決算報告ヲ認定スル事

五　法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料手數料加入金市稅又ハ夫役現品ノ賦課徵收ニ關スル事

六　不動產ノ管理處分及取得ニ關スル事

七　基本財產及積立金穀等ノ設置管理及處分ニ關スル事

八　歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲ス事

九　財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

十　市吏員ノ身元保證ニ關スル事

十一　市ニ係ル訴願訴訟及和解ニ關スル事

第四十一條　市會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ市參事會ニ委任スルコトヲ得

第四十二條　市會ハ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選擧ヲ行フヘシ

第四十三條　市會ハ市ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閱シ市長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理議決ノ執行及出納竝財產ヲ檢查スルコトヲ得

市會ハ議員中ヨリ委員ヲ選擧シ市長又ハ其ノ指名シタル吏員立會ノ上實地ニ就キ前項市會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ノ委員ノ職務執行期間ハ市會ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

第四十四條　市會ハ市ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ市長又ハ內務大臣ニ提出スルコトヲ得

第四十五條　市會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

市會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ市會成立セス招集ニ應セス若ハ意見ヲ提出セス又ハ市會ヲ招集スルコト能ハサルトキハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十六條　市會ハ議員中ヨリ議長及副議長一人ヲ選擧スヘシ

議長及副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第四十七條　議長故障アルトキハ副議長之ニ代ハリ議長及副議長共ニ故障アルトキハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十八條　市長及其ノ委任又ハ囑託ヲ受ケタル者ハ會議ニ列席シテ議事ニ參與スルコトヲ得但シ議決ニ加ハルコトヲ得ス

前項ノ列席者發言ヲ求ムルトキハ議長ハ直ニ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十九條　市會ハ市長之ヲ招集ス議員定數三分ノ一以上ノ請求アルトキハ市長ハ之ヲ招集スヘシ

市長ハ必要アル場合ニ於テハ會期ヲ定メテ市會ヲ招集スルコトヲ得

招集及會議ノ事件ハ開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ告知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

市會開會中急施ヲ要スル事件アルトキハ市長ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得

三日前迄ニ告知ヲ爲シタル事件ニ付亦同シ

市會ハ市長之ヲ開閉ス

第五十條　市會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ第五十二條ノ除斥ノ爲半數ニ滿タサルトキ同一ノ事件ニ付招集再回ニ至ルモ仍半數ニ滿タサルトキ又ハ招集ニ應スルモ出席議員定數ヲ闕キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半數ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五十一條　市會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五十二條　議長及議員ハ自己又ハ父母、祖父母、妻、子孫、兄弟、姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ市會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第五十三條　法律勅令ニ依リ市會ニ於テ選擧ヲ行フトキハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一人毎ニ無記名投票ヲ爲シ有效投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス過半數ヲ得タル者ナキトキハ最多數ヲ得タル者二人ヲ取リ之ニ就キ決選投票ヲ爲サシム其ノ二人ヲ取ルニ當リ同數者アルトキハ年長者ヲ取リ年齡同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム此ノ決選投票ニ於テハ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス同數ナルトキハ年長者ヲ取リ年齡同シキトキハ議長抽籤シ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テハ第二十二條及第二十四條ノ規定ヲ準用シ投票ノ效力ニ關シ異議アルトキハ市會之ヲ決定ス

第一項ノ選擧ニ付テハ市會ハ其ノ議決ヲ以テ指名推選又ハ連名投票ノ法ヲ用ウルコトヲ得其ノ指名推選ノ法ヲ用ウル場合ニ於テハ第五十一條ノ例ニ依リ連名投票ノ法ヲ用ウル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依ル

第五十四條　市會ノ會議ハ公開ス但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　市長ヨリ傍聽禁止ノ要求ヲ受ケタルトキ

二　議長又ハ議員三人以上ノ發議ニ依リ傍聽禁止ヲ可決シタルトキ

前項議長又ハ議員ノ發議ハ討論ヲ須キス其ノ可否ヲ決スヘシ

第五十五條　議長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ會議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス

改選後ノ市會ニ於テ始メテ議長ヲ選擧スル場合ニハ市會ノ議決ヲ經ルニ非サレハ其ノ日ノ會議ヲ閉チ又ハ中止スルコトヲ得ス

事件議題ト爲リタル後ハ其ノ議事ヲ中止シ又ハ其ノ日ノ會議ヲ閉チムトスルトキハ市會ノ議決ヲ經ルヲ要ス但シ第五十七條第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十六條　議員ハ選舉人ノ指示又ハ委囑ヲ受クヘカラス

議員ハ會議中無禮ノ語ヲ用キ又ハ他人ノ身上ニ渉リ言論スルコトヲ得ス

第五十七條　會議中本法又ハ會議規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ス議員アルトキハ議長ハ之ヲ制止シ又ハ發言ヲ取消サシメ命ニ從ハサルトキハ當日ノ會議ヲ終ル迄發言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシムルコトヲ得

議場騷擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第五十八條　傍聽人公然可否ヲ表シ又ハ喧騷ニ渉リ其ノ他會議ノ妨害ヲ爲ストキハ議長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ之ヲ退場セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

第五十九條　市會ニ書記ヲ置キ議長ニ隷屬シテ庶務ヲ處理セシム

書記ハ市有給吏員トシ議長之ヲ任免ス

第六十條　議長ハ書記ヲシテ會議錄ヲ調製シ會議ノ顚末及出席議員ノ氏名ヲ記載セシムヘシ

會議錄ハ議長及議員二人以上之ニ署名スルヲ要ス其ノ議員ハ市會ニ於テ之ヲ定ムヘシ

議長ハ會議錄ヲ添ヘ會議ノ結果ヲ市長ニ報告スヘシ

第六十一條　市會ハ會議規則及傍聽人取締規則ヲ設クヘシ

會議規則ニハ本法及會議規則ニ違反シタル議員ニ對シ市會ノ議決ニ依リ公開ノ議場ニ於テ謝辭ヲ表セシメ若ハ出席ヲ停止スル等ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第六十二條　市會ハ議員ノ體面ヲ瀆シ又ハ一年以上實際ニ職務ヲ執行セサル議員ニ對シ除名處分ヲ行フコトヲ得

前項ノ議決ハ議員定數ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第一項ノ除名處分ニ對シ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三章　市參事會

第一款　組織及選擧

第六十三條　市ニ市參事會ヲ置キ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

一　市長

二　副市長

三　名譽職參事會員

前項ノ外市參與ヲ置ク場合ニ於テハ市參與ハ參事會員トシテ其ノ擔任事務ニ限リ會議ニ列席シ議事ニ參與ス

第六十四條　内務大臣ハ國ノ行政ニ重大關係アル事項ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ指定シタル官吏ヲシテ市參事會ニ列席シ其ノ議事ニ參與セシムルコトヲ得

前項ノ官吏ノ員數ハ名譽職參事會員ノ定數ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第六十五條　名譽職參事會員ノ定數ハ十二人トス

名譽職參事會員ハ市會ニ於テ其ノ議員中ヨリ之ヲ選擧スヘシ其ノ選擧ニ關シテハ第二十二條第二十四條及第二十六條ノ規定ヲ準用シ投票ノ效力ニ關シ異議アルトキハ市會之ヲ決定ス

名譽職參事會員中闕員アルトキハ直ニ補闕選擧ヲ行フヘシ

名譽職參事會員ノ任期ハ市會議員ノ任期ニ依ル但シ市會議員ノ任期滿了ノ場合ニ於テハ後任名譽職參事會員選擧ノ日迄在任ス

第六十六條　市參事會ハ市長ヲ以テ議長トス市長故障アルトキハ市長代理者之ヲ代理ス

第二款　職務權限

第六十七條　市參事會ノ職務權限左ノ如シ

一　市會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事

二　市長ヨリ市會ニ提出スル議案ニ付市長ニ對シ意見ヲ述フル事

三　其ノ他法令ニ依リ市參事會ノ權限ニ屬スル事件

第六十八條　市參事會ハ市長之ヲ招集ス名譽職參事會員定數ノ半數以上ノ請求アルトキハ市長ハ之ヲ招集スヘシ

第六十九條　市參事會ノ會議ハ傍聽ヲ許サス但シ市會議員ノ傍聽ハ之ヲ妨ケス

第七十條　市參事會ハ議長又ハ其ノ代理者及名譽職參事會員定數ノ半數以上出席シ竝內務大臣ノ指定シタル官吏ノ列席ヲ要スル事項ニ關シテハ其ノ官吏二人以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ第二項ノ除斥ノ爲名譽職參事會員其ノ半數ニ滿タサルトキ、同一事件ニ付キ招集再回ニ至ルモ仍名譽職參事會員其ノ半數ニ滿タサルトキ、又ハ招集ニ應スルモ出席名譽職參事會員定數ヲ闕キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半數ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラス

議長及參事會員ハ自己又ハ父母、祖父母、妻、子孫、兄弟、姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ市參事會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

議長及其ノ代理者共ニ前項ノ場合ニ當ルトキハ年長ノ名譽職參事會員議長ノ職務ヲ代理ス

第七十一條　第四十四條第四十五條第四十八條第四十九條第五項第五十一條第五十三條第五十五條第一項第五十六條第五十七條第五十九條竝第六十條第一項及第二項ノ規定ハ市參事會ニ之ヲ準用ス

第四章　市吏員

第一款　組織選擧及任免

第七十二條　市ニ市長ヲ置ク

市長ハ名譽職トシ其ノ任期ヲ四年トス但シ市條例ヲ以テ有給ト爲スコトヲ得

內務大臣ハ市會ヲシテ市長ノ候補者三人ヲ選擧セシメ上奏裁可ヲ請フヘシ

市長ハ內務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ任期中退職スルコトヲ得ス

第七十三條　市ニ副市長二人ヲ置ク

副市長ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ四年トス

副市長ハ市長ノ推薦ニ依リ市會之ヲ定メ市長職ニ在ラサルトキハ市會ニ於テ之ヲ選擧シ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

副市長ハ內務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ任期中退職スルコトヲ得ス

第七十四條　市ハ市條例ヲ以テ市參與ヲ置クコトヲ得

市參與ハ名譽職トシ其ノ定數及任期ハ市條例ノ定ムル所ニ依ル但シ定數ノ全部又ハ一部ヲ有給吏員ト爲スコトヲ得

市參與ハ市會ニ於テ之ヲ選擧シ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ名譽職市參與ハ市公民中選擧權ヲ有スル者ニ限ル

第七十五條　有給市長副市長及有給市參與ハ第八條第一項ノ規定ニ拘ラス在職ノ間市公民トス

第七十六條　市長副市長及市參與ハ第十五條第二項ニ揭ケタル職ト兼ヌルコトヲ得ス

又其ノ市ニ對シ請負ヲ爲スコトヲ得ス

市長ト父子兄弟タル緣故アル者ハ市參與又ハ副市長ノ職ニ在ルコトヲ得ス

市參與ト父子兄弟タル緣故アル者ハ副市長ノ職ニ在ルコトヲ得ス

父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ市參與又ハ副市長ノ職ニ在ルコトヲ得ス第十五條第五項ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十七條　有給市長副市長有給市參與ハ內務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ他ノ報償アル業務ニ從事スルコトヲ得ス

有給市長副市長及有給市參與ハ會社ノ重役又ハ支配人其ノ他ノ事務員タルコトヲ得ス

第七十八條　市ニ司計一人ヲ置ク但シ市條例ヲ以テ副司計ヲ置クコトヲ得

第七十三條第二項及第三項第七十六條第一項及第四項竝前條ノ規定ハ司計及副司計ニ第七十五條ノ規定ハ司計ニ之ヲ準用ス

市長副市長及市參與ト父子兄弟タル緣故アル者ハ司計又ハ副司計ノ職ニ在ルコトヲ得ス司計ト父子兄弟タル緣故アル者ハ副司計ノ職ニ在ルコトヲ得ス

第七十九條　市ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ名譽職トス市會ニ於テ市會議員名譽職參事會員又ハ市公民中選擧權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選擧ス但シ委員長ハ市長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル市參與若ハ副市長ヲ以テ之ニ充ツ

常設委員ノ組織ニ關シテハ市條例ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第八十條　市公民ニ限リテ擔任スヘキ職務ニ在ル吏員ニシテ市公民權ヲ喪失シ若ハ停止セラレタルトキ又ハ第十條第三項ノ場合ニ當ルトキハ其ノ職ヲ失フ職ニ就キタルカ爲市公民タル者ニシテ禁治産若ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ又ハ第十條第二項若ハ同條第三項ノ場合ニ當ルトキ亦同シ

前項ノ職務ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ當ルヘキ罪ノ爲豫審又ハ公判ニ付セラレタルトキハ內務大臣ハ其ノ職務ノ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停止期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ス

第八十一條　前數條ニ定ムル者ノ外市ニ必要ノ有給吏員ヲ置キ市長之ヲ任免ス

前項吏員ノ定數ハ市會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

有給吏員ノ組織任用分限ハ市條例ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二款　職務權限

第八十二條　市長ハ市ヲ統轄シ市ヲ代表ス

市長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

一　市會及市參事會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ及其ノ議決ヲ執行スル事

二　財產及營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事

三　收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事

四　證書及公文書類ヲ保管スル事

五　法令又ハ市會ノ議決ニ依リ使用料手數料加入金市稅又ハ夫役現品ヲ賦課徵收スル事

六　其ノ他法令ニ依リ市長ノ職權ニ屬スル事項

第八十三條　市長ハ議案ヲ市會ニ提出スル前之ヲ市參事會ノ審査ニ付シ若シ市參事會ト其ノ意見ヲ異ニスルトキハ市參事會ノ意見ヲ議案ニ添ヘ市會ニ提出スヘシ

第八十四條　市長ハ市吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責二十五圓以下ノ過怠金及解職トス但シ第八十一條及第百六十九條ノ吏員ノ外解職ヲ爲スコトヲ得ス

第八十五條　市會又ハ市參事會ノ議決又ハ選擧其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ內務大臣ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選擧ヲ行ハシムヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ市會又ハ市參事會其ノ議決ヲ改メサルトキハ市長ハ內務大臣ノ指揮ヲ請フヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ再議ニ付セスシテ直ニ指揮ヲ請フコトヲ得」

內務大臣ハ第一項ノ議決又ハ選擧ヲ取消スコトヲ得

前項ノ處分ニ不服アル市長、市會又ハ市參事會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

市會又ハ市參事會ノ議決公益ヲ害シ又ハ市ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ

市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ内務大臣ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ市會又ハ市參事會其ノ議決ヲ改メサルトキハ市長ハ内務大臣ノ指揮ヲ請フヘシ

第八十六條　市會成立セサルトキ第五十條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ市長ニ於テ市會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ市長ハ市會ノ權限ニ屬スル事件ヲ市參事會ノ議決ニ付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市參事會ニ於テ議決ヲ爲ストキハ市長副市長及市參與ハ其ノ議決ニ加ハルコトヲ得ス

市會又ハ市參事會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ市長ハ内務大臣ノ指揮ヲ請フヘシ

市會又ハ市參事會ノ決定スヘキ事件ニ關シテハ前三項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於テハ各本條ノ規定ニ準シ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一項及第二項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ市會又ハ市參事會ニ報告スヘシ

第八十七條　市參事會ニ於テ議決又ハ決定スヘキ事件ニ關シ市參事會成立セサルトキ第七十條第一項但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハサルトキ若ハ市長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ市長ハ之ヲ專決シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ市參事會ニ報告スヘシ

前項ノ規定ニ依リ市長ノ爲シタル處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第八十八條　市長其ノ他市吏員ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國及他ノ公共團體ノ事務ヲ掌ル

前項ノ事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ市ノ負擔トス但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八十九條　市長ハ内務大臣ノ許可ヲ得テ其ノ事務ノ一部ヲ市參與又ハ副市長ニ分掌セシムルコトヲ得但シ市ノ事務ニ付テハ豫メ市會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

市長ハ前項ノ例ニ依リ其ノ事務ノ一部ヲ區長ニ分掌セシムルコトヲ得

市長ハ市吏員ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第九十條　市參與ハ市長ノ指揮監督ヲ承ケ市ノ經營ニ屬スル特別ノ事業ヲ擔任ス

第九十一條　副市長ハ市長ノ事務ヲ補助ス

市長故障アルトキハ豫メ市長ノ定メタル順序ニ依リ副市長之ヲ代理ス

第九十二條　司計ハ市ノ出納其ノ他ノ會計事務及第八十八條ノ事務ニ關スル國及他ノ公共團體ノ出納其ノ他ノ會計事務ヲ掌ル但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

副司計ハ司計ノ事務ヲ補助シ司計故障アルトキハ之ヲ代理ス副司計數人アルトキハ

豫メ市長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス

市長ハ内務大臣ノ許可ヲ得テ司計ノ事務ノ一部ヲ副司計又ハ収入役ニ分掌セシムルコトヲ得但シ市ノ出納其ノ他ノ會計事務ニ付テハ豫メ市會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」

副司計其ノ職ニ在ラサル場合ニ於テハ市長ハ司計故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第九十三條　委員ハ財産又ハ營造物ヲ管理シ其ノ他委任ヲ受ケタル市ノ事務ヲ調査シ又ハ之ヲ處辨ス

第九十四條　第八十一條ノ吏員ハ市長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第五章　給料及給與

第九十五條　名譽職市長、名譽職市參與、市會議員、名譽職參事會員其ノ他ノ名譽職ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

名譽職市長、名譽職市參與及委員ニハ費用辨償ノ外勤務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得

費用辨償額報酬額及其ノ支給方法ハ市會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第九十六條　有給市長副市長、有給市參與其ノ他ノ有給吏員ノ給料額旅費額及其ノ支給方法ハ市會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第九十七條　有給吏員ニハ市條例ノ定ムル所ニ依リ退隱料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得

第九十八條　費用辨償報酬給料、旅費、退隱料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ノ給與ニ付關係者ニ於テ異議アルトキハ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ハ之ヲ市參事會ノ決定ニ付スヘシ關係者其ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定ニ付テハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十九條　費用辨償報酬、給料、旅費、退隱料、退職給與金、死亡給與金、遺族扶助料其ノ他ノ給與ハ市ノ負擔トス

第六章　市ノ財務

第一款　財産、營造物及市稅

第百條　收益ノ爲ニスル市ノ財産ハ基本財産トシテ之ヲ維持スヘシ

市ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコトヲ得

第百一條　市ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

市ハ特ニ個人ノ爲ニスル事務ニ付手數料ヲ徵收スルコトヲ得

第百二條　財産ノ賣却貸與、工事ノ請負及物件勞力其ノ他ノ供給ハ競爭入札ニ付スヘシ

左ノ場合ニ在リテハ競爭入札ニ付セサルコトヲ得

一　臨時急施ヲ要スルトキ

二　入札ノ價額其ノ費用ニ比シテ得失相償ハサルトキ

三　特種ノ物質又ハ特別使用ノ目的アルニ由リ生產製造ノ場合又ハ生產者製造者ヨ

リ直接ニ物品ノ買入ヲ要スルトキ

四　特別ノ技術者ニ非サレハ製造シ得ヘカラサル製造品及機械ヲ買入ルルトキ

五　其ノ他特ニ市會ノ議決ヲ經タルトキ

第百三條　市ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第百四條　市ノ企業ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第百五條　市ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ府又ハ市ノ負擔ニ屬スル費用又ハ將來法律勅令ニ依リ市ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

第百六條　市稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノハ左ニ揭クルモノノ外府縣稅ニ關スル規定ヲ準用ス

一　國稅ノ附加稅

二　特別稅

直接國稅ノ附加稅ハ均一ノ稅率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ特ニ內務大臣大藏大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス

第百七條　三月以上市內ニ滯在スル者ハ其ノ滯在ノ初ニ遡リ市稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第百八條　市內ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滯在スルコトナシト雖市內ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ市內ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ市內ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル市稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第百九條　納稅者ノ市外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ市外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業若ハ其ノ收入ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス市ノ內外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メサルモノニ對シ附加稅ヲ賦課スル場合及住所滯在市ノ內外ニ涉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生スル收入ニ非サルモノニ對シ市稅ヲ賦課スル場合ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百十條　所得稅法第五條ニ揭クル所得ニ對シテハ市稅ヲ賦課スル事ヲ得ス

神社寺院祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境內地竝教會所說教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構內地ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國府縣市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ公用ニ供スル家屋物件及營造物ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及使用收益者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國ノ事業又ハ行爲及國有ノ土地家屋物件ニ對シテハ國ニ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス」

前四項ノ外市稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノハ別ニ法律勅令ノ定ムル所ニ依ル

第百十一條　數人ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ關係者ニ負擔セシムルコトヲ得

區ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ市ハ其ノ區内ニ於テ市稅ヲ納ムル義務アル者ニ負擔セシムルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ營造物ヨリ生スル收入アルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ一部ノ收入アルトキ亦同シ

數人又ハ區ヲ利スル財産ニ付テハ前三項ノ例ニ依ル

第百十二條　數人又ハ市ノ一部ニ對シ特ニ利益アル事件ニ關シテハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ市ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコトヲ得

第百十三條　市ハ特ニ必要アルトキハ直接市稅ヲ準率トシ且金額ニ算出シテ夫役又ハ現品ヲ賦課スルコトヲ得

學藝美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得ス

夫役ヲ賦課セラレタルモノハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得

夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ直接市稅ヲ準率ト爲スノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ適用セス

第百十四條　市稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ本法其ノ他ノ法律ニ規定アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第百十五條　非常災害ノ爲必要アルトキハ市ハ他人ノ土地ヲ一時使用シ又ハ其ノ土石竹木其ノ他ノ物品ヲ使用シ若ハ收用スルコトヲ得但シ其ノ損失ヲ補償スヘシ

前項ノ場合ニ於テ危險防止ノ爲必要アルトキハ市長又ハ警察官吏ハ市内ノ居住者ヲシテ防禦ニ從事セシムルコトヲ得

第一項但書ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ内務大臣之ヲ決定ス決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ土地ノ一時使用ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第百十六條　市稅ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該吏員ハ日出ヨリ日沒迄ノ間營業者ニ關シテハ仍其ノ營業時間内家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ檢查ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該吏員ハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帶スヘシ

第百十七條　市長ハ納稅者中特別ノ事情アル者ニ對シ納稅延期ヲ許スコトヲ得其ノ年度ヲ越ユル場合ハ市會ノ議決ヲ經ヘシ

市ハ特別ノ事情アル者ニ限リ市稅ヲ減免スルコトヲ得

第百十八條　使用料手數料及特別稅ニ關スル事項ニ付テハ市條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ其ノ條例中ニ二十圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

財産又ハ營造物ノ使用ニ關シテハ市條例ヲ以テ十圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

過料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ市長ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ハ市參事會ノ決定ニ付スヘシ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定ニ付テハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第百十九條　市稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以內ニ市長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

財産又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ異議アル者ハ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得

前二項ノ異議ハ之ヲ市參事會ノ決定ニ付スヘシ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ使用料手數料ノ徵收竝夫役現品ノ賦課ニ關シ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル決定ニ付テハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第百二十條　市稅使用料手數料過料過怠金其ノ他ノ市ノ收入ヲ定期內ニ納メサル者アルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期內ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メサルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ市條例ノ定ムル所ニ依リ手數料ヲ徵收スルコトヲ得

滯納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限內ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第一項乃至第三項ノ徵收金ハ國ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

前三項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ市長ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ハ市參事會ノ決定ニ付スヘシ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定ニ付テハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第百二十一條　市ハ其ノ負債ヲ償還スル爲其ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變等ノ爲必要ナル場合ニ限リ市債ヲ起スコトヲ得

市債ヲ起スニ付市會ノ議決ヲ經ルトキハアハセテ起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘシ

市長ハ豫算內ノ支出ヲ爲ス爲市參事會ノ議決ヲ經テ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度內ノ收入ヲ以テ償還スヘシ

第二款　歲入出豫算及決算

第百二十二條　市長ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ調製シ遲クトモ年度開始ノ一月前ニ市會ノ議決ヲ經ヘシ

市ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

豫算ヲ市會ニ提出スルトキハ市長ハ併セテ事務報告書及財産表ヲ提出スヘシ

第百二十三條　市長ハ市會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得但シ會計年度經過後ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

會計年度經過後ニ至リ歳入ヲ以テ歳出ニ充ツルニ足ラサルトキハ市會ノ同意ヲ得テ翌年　ノ歳入ヲ繰上ケ之ヲ充用スルコトヲ得

第百二十四條　市費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ市會ノ議決ヲ經テ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第百二十五條　市ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ但シ豫備費ハ市會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得ス

豫算外ノ費途ノ爲豫備費ノ支出ヲ爲サントスルトキハ市參事會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第百二十六條　豫算ハ市會ノ議決ヲ經タル後直ニ内務大臣ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

第百二十七條　市ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

特別會計ニ屬スル歳入歳出ハ別ニ其ノ豫算ヲ調製スヘシ

第百二十八條　市會ニ於テ豫算ヲ議決シタルトキハ市長ヨリ其ノ謄本ヲ司計ニ交付スヘシ

司計ハ市長又ハ内務大臣ノ命令アルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス命令ヲ受クルモ支出ノ豫算ナク且豫備費支出費目流用其ノ他財務ニ關スル規定ニ依リ支出ヲ爲スコトヲ得サルトキ亦同シ

第百二十九條　市ノ支拂金ニ關スル時效ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル

第百三十條　市ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ之ヲ檢查スヘシ且毎會計年度少クトモ二回臨時檢查ヲ爲スヘシ

例月檢查ハ市長之ヲ爲シ臨時檢查ハ名譽職參事會員ニ於テ互選シタル委員二人以上ト共ニ市長又ハ副市長委員長ト爲リ之ヲ行フヘシ

第百三十一條　市ノ出納ハ翌年度六月三十日ヲ以テ閉鎖ス

決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ證書類ヲ併セテ司計ヨリ之ヲ市長ニ提出スヘシ市長ハ之ヲ審查シ意見ヲ付シテ次ノ通常豫算ヲ議スル會議迄ニ之ヲ市會ノ認定ニ付スヘシ

決算ハ其ノ認定ニ關スル市會ノ議決ト共ニ之ヲ内務大臣ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

決算ヲ市參事會ノ會議ニ付スル場合ニ於テハ市長、市參與、副市長ハ其ノ議決ニ加ハルコトヲ得ス

第三款　出納及市金庫

第百三十二條　市ハ現金ノ出納及保管ノ爲市金庫ヲ置ク

第百三十三條　金庫事務ノ取扱ヲ爲サシムヘキ銀行ハ市會ノ議決ヲ經市長之ヲ指定ス」

內務大臣大藏大臣ハ市ノ爲必要アリト認ムルトキハ前項ノ銀行ヲ變更スルコトヲ得

第百三十四條　金庫ハ司計ノ通知アルニ非サレハ現金ノ出納ヲ爲スコトヲ得ス

第百三十五條　金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ハ現金ノ出納保管ニ付市ニ對シテ責任ヲ有ス

市ハ金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ヨリ擔保ヲ徵スヘシ

第百三十六條　金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ノ保管スル現金ハ市ノ歲入歲出ニ屬スルモノニ限リ支出ニ妨ケナキ限度ニ於テ其ノ運用ヲ許スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ハ市ノ定ムル所ニ依リ利子ヲ納付スヘシ

第百三十七條　司計ハ定期及臨時ニ金庫ノ現金帳簿ヲ檢查スヘシ

第百三十八條　市ハ其ノ歲入歲出ニ對スル公金ノ受拂ニ付郵便振替貯金ノ法ニ依ルコトヲ得

第百三十九條　豫算調製ノ式、費目流用其ノ他本法ニ規定スルモノノ外財務ニ關シ必要ナル規定ハ內務大臣之ヲ定ム

第七章　市ノ監督

第百四十條　市ハ內務大臣之ヲ監督ス但シ財務ニ關シテハ內務大臣大藏大臣之ヲ監督シ各省ノ主務ニ付テハ各省大臣之ヲ監督ス

第百四十一條　本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外市ノ行政ニ關スル市長ノ處分ニ不服アル者ハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第百四十二條　本法中行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第百四十三條　異議ノ申立又ハ訴願ノ提起ハ處分又ハ決定アリタル日ヨリ二十一日以內ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

行政訴訟ノ提起ハ處分、決定又ハ裁決アリタル日ヨリ三十日以內ニ之ヲ爲スヘシ

異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴願法ノ規定ニ依ル

異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ受理スルコトヲ得

異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止セス但シ市長ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得

第百四十四條　內務大臣ハ市ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ爲サシメ書類帳簿ヲ徵シ及實地ニ就キ事務ヲ視察シ又ハ出納ヲ檢閱スルコトヲ得

內務大臣ハ市ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第百四十五條　內務大臣ハ勅裁ヲ經テ市會ノ解散ヲ命シ又ハ市長ノ具申ニ依リ名譽職參事會員ノ改選ヲ命スルコトヲ得

市會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ヲ選擧スヘシ

第百四十六條　市ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ内務大臣ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

市長其ノ他ノ吏員其ノ執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ内務大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ市ノ負擔トス

前二項ノ處分ニ不服アル市又ハ市長其ノ他ノ吏員ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百四十七條　市長副市長司計又ハ副司計ニ故障アルトキハ内務大臣ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ得但シ官吏ヲ派遣シタル場合ニ於テハ其ノ旅費ハ市費ヲ以テ辨償セシムヘシ

臨時代理者ハ有給ノ市吏員トシ其ノ給料額旅費等ハ内務大臣之ヲ定ム

第百四十八條　左ニ掲クル事件ハ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一　市條例ヲ設ケ又ハ改廢スル事

二　學藝美術又ハ歷史上貴重ナル物件ヲ處分シ又ハ之ニ大ナル變更ヲ加フル事

三　使用料及手數料ヲ新設シ增額シ又ハ變更スル事

四　基本財産ノ處分ニ關スル事

五　特別基本財産及積立金ノ處分ニ關スル事

六　均一ノ稅率ニ依ラスシテ國稅ノ附加稅ヲ賦課スル事

第百四十九條　左ニ掲クル事件ハ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一　市債ヲ起シ竝起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

但シ一時借入金ハ此ノ限ニ在ラス

二　特別稅ヲ新設シ增額シ又ハ變更スル事

三　間接國稅ノ附加稅ヲ賦課スル事

第百五十條　許可ヲ要スル事件ニ付テハ内務大臣又ハ大藏大臣ハ許可申請ノ趣旨ニ反セスト認ムル範圍内ニ於テ更正シテ許可ヲ與フルコトヲ得

第百五十一條　許可ヲ要スル事件ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輕易ナル事件ニ限リ許可ヲ受ケシメサルコトヲ得

第百五十二條　内務大臣ハ市長市參與副市長司計其ノ他ノ市吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責五十圓以下ノ過怠金及解職トス市長市參與副市長司計委員ニ對スル解職ハ懲戒審查委員會ノ議決ヲ經市長ニ付テハ勅裁ヲ經ルコトヲ要ス

懲戒審查委員會ノ組織ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

内務大臣ハ市長市參與副市長司計副司計區長ノ解職ヲ行ハントスル前其ノ停職ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停職期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ス

懲戒ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間府縣郡市町村ノ公職ニ選擧セラレ又ハ任命セラルルコトヲ得ス

第百五十三條　市吏員ノ服務紀律賠償責任身元保證及事務引繼ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ命令ニハ事務引ツキヲ拒ミタル者ニ對シ二十五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

第八章　區

第一款　總則

第百五十四條　市ハ從來ノ區ヲ存ス

區ハ法人トス法令ノ範圍內ニ於テ其ノ財產營造物及區ノ公共事務其ノ他從來法律命令ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理ス

第百五十五條　區ハ區ノ營造物又ハ區ノ事務ニ關シ市條例又ハ市規則ニ規定スルモノヲ除クノ外區規則ヲ設クルコトヲ得

區規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第百五十六條　區ノ廢置分合又ハ境界ノ變更ヲ要スルトキハ內務大臣ハ市參事會及關係區會ノ意見ヲ徵シテ之ヲ定ム其ノ場合ニ於テ財產處分ヲ要スルトキハ併セテ之ヲ定ムヘシ

前項ノ場合ニ於テ市ノ境界ニ涉ルトキハ第四條ノ規定ニ依ル

第四條ニ依リ所屬未定地ヲ市ニ編入セントスルトキハ內務大臣ハ併セテ編入セントスル區ヲ定ムヘシ

第百五十七條　第五條ノ規定ハ區ノ境界ニ關シ之ヲ準用ス

第百五十八條　區ノ名稱ヲ變更シ區役所ノ位置ヲ定メ又ハ之ヲ變更セントスルトキハ市ハ關係區會ノ意見ヲ徵シ內務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第二款　區會

第百五十九條　區會議員ハ其ノ被選擧權アル者ニ就キ選擧人之ヲ選擧ス其ノ定數ハ區會ノ意見ヲ徵シ市條例ヲ以テ之ヲ定ム

議員定數ハ總選擧ヲ行フ場合ニ非サレハ之ヲ增減スルコトヲ得ス

第百六十條　區內ニ住所主タル營業所又ハ事務所ヲ有スル市公民ニシテ其ノ區ニ於テ直接市稅ヲ納ムル者ハ此ノ限ニ在ラス

帝國臣民ニシテ區ニ於テ直接市稅ヲ納ムル者其ノ額市公民ノ其ノ區ニ於テ最多ク納稅スル者三人中ノ一人ヨリモ多キトキハ前項ノ條件ニ當ラスト雖選擧權ヲ有ス但シ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者及第十條第二項ノ公民權停止ノ條件又ハ同條第三項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス

法人ニ關シテモ亦前項ノ例ニ依ル

前二項ノ直接市稅ノ納額ハ選擧人名簿調製期日ノ屬スル會計年度ノ前年度ノ賦課額ニ依ルヘシ

第百六十一條　選擧人ハ分チテ三級トス

選擧人中區ニ於テ納ムル直接市稅額最多キ者ヲ合セテ選擧人全員ノ其ノ區ニ於テ納ムル總額ノ三分ノ一ニ當ルヘキ者ヲ一級トス但シ一級選擧人ノ數議員定數ノ三分ノ

一ヨリ少キトキハ納額最多キ者議員定數ノ三分ノ一ト同數ヲ以テ一級トス

一級選擧人ヲ除クノ外其ノ區ニ於テ納ムル直接市稅額最多キ者ヲ合セテ選擧人全員ノ其ノ區ニ於テ納ムル直接市稅ノ總額中一級選擧人ノ納ムル額ヲ除キ其ノ殘額ノ半ニ當ルヘキ者ヲ二級トシ其ノ他ノ選擧人ヲ三級トス但シ二級選擧人ノ場合ニハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

各級ノ間納稅額兩級ニ跨ル者アルトキハ上級ニ入ルヘシ兩級ニ同額ノ納稅者二人以上アルトキハ其ノ區內ニ住所ヲ有スル年數ノ多キ者ヲ以テ上級ニ入ル住所ヲ有スル年數同シキトキハ年長者ヲ以テシ年齡ニ依リ難キトキハ區長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ」

選擧人ハ每級各別ニ議員定數ノ三分ノ一ヲ選擧ス

被選擧人ハ每級ニ通シテ選擧セラルルコトヲ得

第百六十二條　第百六十條第一項ノ規定ニ依リ選擧權ヲ有スル市公民ハ區會議員ノ被選擧權ヲ有ス

左ニ揭クル者ハ被選擧權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後一月ヲ經過セサル者亦同シ

一　監督官廳ノ官吏

二　市ノ有給吏員

三　市會議員

四　檢事警察官吏及收稅官吏

五　神官神職僧侶其ノ他諸宗教師

六　小學校教員

市又ハ區ニ對シ常ニ工事ノ請負物件勞力其ノ他ノ供給契約ヲ爲シ若ハ市又ハ區ノ爲金錢出納ノ取扱ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員重役及支配人ハ其ノ區ニ於テ被選擧權ヲ有セス

父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ區會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選擧セラレタルトキハ同級ニ在リテハ得票ノ數ニ依リ其ノ多キ者一人ヲ當選者トシ同數ナルトキ又ハ等級ヲ異ニシテ選擧セラレタルトキハ年長者ヲ當選者トス其ノ時ヲ異ニシテ選擧セラレタルトキハ後ニ選擧セラレタル者議員タルコトヲ得ス

議員ト爲リタル後前項ノ緣故ヲ生シタル場合ニ於テハ年少者其ノ職ヲ失フ區長ト父子兄弟タル緣故アル者ハ區會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス

第百六十三條　區會議員ハ市ノ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選擧ノ第一日ヨリ之ヲ起算ス

第百六十四條　選擧ヲ終リタルトキハ區長ハ直ニ選擧錄ノ謄本ヲ添ヘ市長ニ報告スヘシ

當選者確定シタルトキハ區長ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ市長ニ報告スヘシ

第百六十五條　區會ノ組織及區會議員ノ選擧ニ關シテハ前數條ニ定ムルモノヲ除クノ外第十七條乃至第二十九條及第三十二條乃至第三十八條ノ規定ヲ準用ス

第百六十六條　區會ノ職務權限ニ關シテハ市會ノ職務權限ニ關スル規定ヲ準用ス
區長ト區會トノ關係ニ付テハ市長ト市會トノ關係ニ關スル規定及第八十七條ノ規定ヲ準用ス

第三款　區吏員

第百六十七條　區ニ區長ヲ置ク
區長ハ市有給吏員トシ市長之ヲ任免ス
第七十六條第一項及第七十七條ノ規定ハ區長ニ之ヲ準用ス
第百六十八條　區ニ收入役一人又ハ收入役及副收入役各一人ヲ置ク收入役及副收入役ハ市有給吏員トス收入役及副收入役ハ市長副市長司計及區長トノ間ニ父子兄弟ノ緣故アラサル吏員中ヨリ市長之ヲ命ス
收入役又ハ副收入役ト爲リタル後市長副市長司計又ハ區長トノ間ニ父子兄弟タル緣故ヲ生シタルトキハ收入役又ハ副收入役ハ其ノ職ヲ失フ
前項ノ規定ハ收入役及副收入役相互ノ間ニ於テ副收入役ニ之ヲ準用ス
第百六十九條　區長ノ外區ニ必要ナル市有給吏員ヲ置キ區長ノ申請ニ依リ市長之ヲ任免ス
前項吏員ノ定數ハ市會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム
第百七十條　區長ハ市長ノ命ヲ承ケ又ハ法令ノ定ムル所ニ依リ區內ニ關スル市ノ事務竝區ノ事務ヲ掌ル

區長其ノ他區所屬ノ吏員ハ市長ノ命ヲ承ケ又ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ他ノ公共團體ノ事務ヲ掌ル
區長ハ區所屬ノ吏員ヲシテ前項事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得
第百七十一條　區長故障アルトキハ收入役及副收入役ニ非サル區所屬ノ上席吏員其ノ職務ヲ代理ス
第百七十二條　收入役ハ法令ノ定ムル所ニ依リ又ハ司計ノ命ヲ受ケ區內ニ關スル國、市及區ノ出納其ノ他ノ會計事務竝國又ハ他ノ公共團體ノ出納其ノ他ノ會計事務ヲ掌ル」
收入役故障アルトキハ副收入役之ヲ代理シ副收入役故障アルトキ又ハ副收入役アラサルトキハ市長ノ指名シタル吏員之ヲ代理ス
收入役又ハ副收入役ノ職務關係ニ關シテハ前二項ニ規定スルモノノ外司計及副司計ニ關スル規定ヲ準用ス
第百七十三條　區ニ屬スル吏員ハ區長ノ命ヲ受ケ事務ニ從事ス
第百七十四條　區ノ事務ニ關スル處務規定ハ市長之ヲ定ム

第四款　區ノ財務

第百七十五條　第百五十四條ノ事務ニ要スル支出及區ニ屬スル市ノ名譽職ニ給スル費並報酬ハ區ノ負擔トシ其ノ他ノ事務ニ要スル支出ハ市ノ負擔トス
第百七十六條　區ノ負擔ニ屬スル支出ハ區ノ財產ヨリ生スル收入使用料其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル收入ヲ以テ之ニ充テ仍不足アルトキハ其ノ區ニ於テ特ニ賦課徵收ス

ル市稅ヲ以テ之ニ充ツヘシ

前項ノ市稅　付市會ノ議決スヘキ事項ハ區會之ヲ議決ス但シ市ノ定メタル制限ヲ超ユルコトヲ得ス

第百七十七條　區ノ永久ノ利益トナルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變等ノ爲必要アル場合ニ於テハ市債ヲ起スコトヲ得

前項ノ市債ヲ起サントスルトキハ第百二十一條ノ例ニ依リ區會之ヲ議決スヘシ但シ償還年限二年ヲ超ユルモノニ付テハ市參事會ノ同意アルヲ要ス

第百七十八條　市ハ區會ノ意見ヲ徵シ區ノ營造物又ハ滯納金ニ關シ市條例ヲ設クルコトヲ得

第百十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

區ハ前二項ノ市條例ノ定ムル所ニ依リ區ノ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收シ又ハ過料ヲ科シ若ハ督促手數料ヲ徵收スルコトヲ得

第百七十九條　區ニ屬スル現金ノ出納及保管ハ市金庫ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第百八十條　前數條ニ規定スルモノノ外區ノ財務ニ關シテハ市ノ財務ニ關スル規定ヲ準用シ其ノ準用シ難キ事項及特ニ必要ナル事項ハ內務大臣之ヲ定ム

第五款　區ノ監督

第百八十一條　區ハ第一次ニ於テ市長之ヲ監督シ第二次ニ於テ內務大臣之ヲ監督ス

第百八十二條　本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外區ノ監督ニ關スル市長ノ處分ニ不服アル區ハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第百八十三條　內務大臣ハ區會ノ解散ヲ命スルコトヲ得區會解散ノ場合ニ於テハ三月以內ニ議員ヲ選擧スヘシ

第百八十四條　區規則ヲ設ケ又ハ之ヲ改廢セントスルトキハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

第百八十五條　前數條ニ定ムルモノヲ除クノ外區ノ監督ニ關シテハ市ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル場合ハ市長ヨリ申請スヘシ

第百四十四條第百四十六條第百五十條ノ規定ニ依ル內務大臣ノ職權ハ市長亦之ヲ行フコトヲ得

內務大臣ハ市長ノ區ノ監督ニ關シテ爲シタル命令又ハ處分ヲ停止シ取消シ又ハ更正スルコトヲ得

第九章　雜則

第百八十六條　本法ニ於ケル直接稅及間接稅ノ種類ハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第十章　附則

第百八十七條　本法ハ大正　年　月　日ヨリ之ヲ施行ス

第百八十八條　本法施行ノ際從來ノ東京府ノ營造物及財產ノ處分ニ付テハ內務大臣ハ府參事會及市會ノ意見ヲ徵シテ之ヲ定ム

第百八十九條　市內ニ於ケル貸座敷引手茶屋娼妓ノ賦金ニ關スル規定ハ法令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クル迄市稅ニ準シ市ニ於テ之ヲ賦課シ其ノ支辨ハ從前ノ規定ニ依ル

第百九十條　現行ノ法令中東京市ニ關スル事件ニ付府又ハ市トアルハ市ニ府知事又ハ市長トアルハ市長ニ該當シ其ノ他ハ總テ此ノ例ニ依ル但シ此ノ規定ニ依リ難キモノハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第百九十一條　本法施行ノ際現ニ市會議員市參事會員又ハ區會議員ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依ル任期滿了ノ日ニ於テ其ノ職ヲ失フ

市長、助役、收入役、副收入役ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依ル任期滿了ノ日ニ於テ其ノ職ヲ失フ但シ助役、收入役、副收入役ハ本法ニ依ル副市長、司計、副司計ト看做ス

第百九十二條　本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四　帝都の區域と東京都市計畫區域との關係

一　東京都市計畫區域

都市計畫區域設定の根據

東京都市計畫區域卽ち所謂大東京の地域は大正十一年四月、末記の如く東京市及東京市を繞る六郡八十四町村として決定せられたるものなり。而して此の範域を以て東京都市計畫區域としたる根據に付ては後に揭くる當該事案附

都市計畫區域設定根據に關する考査

屬の理由書に之を盡せり。今之を要約するに

東京市及其の附近發展の測定は此の種普通の事例に從ひ、先つ以て人口增加狀態に基礎を置き、更に交通設備、土地の形態及行政區域等を考慮し大體一時間以內を以て商業的中心地に集散し得へき人口密度相當の範圍を適當なる限界と認定し、之に基きて先つ東京驛を中心地點とし圓圓を畫くこと半徑四里、此の圓圓線を基礎として行政區域及天然區劃等を考慮し、更に人口遞增の趨勢を豫測したる結果は卽ち東京市及其の周圍八十四町村か大東京樹立の適當なる範圍となる。其の範圍は面積に於て二百十六方哩、人口に於て三百三十五萬八千人に達し將來結局包容し得へき人口大約七百萬にして約三十年を以て此の包容頂點に近つくへし。

と謂ふに在り。

抑本件區域か大東京區域として有機的機能を發揮し得る限界なりや否やは速斷を容さざるものありと雖東京市擴大の計畫は其の方法か町村編入の形式たると、都制の類を以て特別なる區域制定を爲すと孰れなるを問はず、單に隣接町村のみに對して考慮するの時期は旣に過き去り、隣接部分を越へ更に相當の

地點に及ふへきは多く異論なき所と認めらるるの際偶(一)本件大東京境界の五分の二程度か恰當の距離に於て江戸川及多摩川の二大水流を以て區切られ、而かも千葉及神奈川兩縣との境を作し(二)其の他の大部分も同しく甚しき遠距離ならすして恰も埼玉縣との界を作すのみならす(三)郡の全區域を包含すること六郡中五郡に及ひ、且(四)右就れの地點よりするも交通樞關普及の曉に於ては中心地域への集散は大體一時間內外にて足る等の諸點に顧れは、其の都市計畫上一團の施業區域と認定せられしことは地形及行政區劃の上よりして先つ以て首肯し得らるる所なり。

二　東京都市計畫區域と帝都の區域

都市計畫區域と都市生活

而して此の區域は採りて以て帝都特別制度の實施範圍と爲すこと亦何人も一應聯想する所なるへし。蓋都市計畫事業は道路、廣場、河川、港灣、公園、鐵道、軌道、運河、上水道、下水道、土地區劃整理、運動場、住宅經營、市場、屠場、墓地、火葬場、塵埃燒却場等各般の事項に涉るを以て、都市生活は總て都市計畫に緊密の交涉を有するものと謂ひ得へく、而して其の都市計畫區域なるものか統一的一團たるの性質を有するものなるに於ては、都市生活を律すへき自治制度も亦之と併行して不可分的に同一範圍に適用せらるへきものなるへく、又斯く適用せらるるを有利なりと思考し得るを以てなり。

然りと雖自治制上の區域を定むるに當りては更に別段の考慮を要するものあり、從來の沿革、財政の關係若は當該區域を除きたる殘部の處理方法等の諸點即ち是なり。加之本件都市計畫區域設定理由書にも見るか如く、此の區域は複雜なる社會狀態の變遷に支配せらるる都市發達の將來に適應せしむる爲相當彈力性をも有せしめ、調節の餘地を存せしめたものと觀察し得さるに非す。果して然りとせは此の點に付ても充分の考査を要すると共に、更に都市計畫區域內將來の人口增加想定か果して三十年後に於て飽和の狀態を現出すへきかの點も亦深き研究を要するものあるへし。

帝都の區域と東京都市計畫區域との關係に對する政府の意見は未た之を知り得すと雖、都市計畫區域設定の審議に當り當局の一人は一委員の質問に對し、市町村の區域異なるも事業遂行上妨けなきを得せしめむか爲此の區域を設定するものにして、假令大都市制か如何に決定せらるるも本件區域の決定と何等

關係を有する所なき旨答辯したるか如く、又既述の『東京都制案の綱要』に於ても其の區域は現在のものに依り、事實上東京市の一部を成せる附近町村を全然顧みざる等の點に徴すれは其の大體の意嚮略察知し得へく、尚從來帝國議會に提出せられし都制案、特別市制案及東京市會議定の市制案等亦孰れも在來の市域を變せざるより見れは、此の問題は特に愼重なる攻究を要すへし。

惟ふに今日の所謂特別制度問題は帝都百年の計を樹つる上に於て都市計畫區域を度外視することを容さざるは言を俟たずと雖、他面には現實の問題として其の行政區劃を遽に此の區域に依らしめ得さるか如くに見ゆる事情の伏在するものあるを閑却することを得ず。次章に掲くる諸調は卽ち主として此等兩方面の事情を明かにせむと欲して供する所のものなり。

都市計畫區域の公告

東京都市計畫區域（大正十一年四月二十四日內閣總理大臣公告）

一東京市
一荏原郡
　大井町
　六鄕村
　馬込村
　品川町
　大崎町
　矢口村
　平塚村
　大森町
　入新井町
　調布村
　目黒村（註　其ノ後二至リ町制ヲ布ク）
　羽田町
　蒲田村
　池上村
　碑衾村
一豐多摩郡
　澁谷町
　代々幡町
　井荻村
　駒澤村
　世田ヶ谷村
　淀橋町
　大久保町
　野方村
　高井戸村
一北豐島郡
　巢鴨町
　志村
　石神井村
　上板橋村
　大泉村
　板橋町
　王子町
　高田町
　三河島町
　下練馬村
　玉川村
　中野町
　戸塚町
　和田堀內村
　南千住町
　瀧野川町
　上練馬村
　尾久村
　長崎村
　岩淵町
　日暮里町
　赤塚村
　西巢鴨町
　中新井村
一南足立郡
　舍人村
　東淵江村
　千住町
　淵江村
　花畑村
　新宿町
　小松川町
　鹿本村
　南綾瀨村
　水元村
　西新井村
　梅島村
　伊興村
　龜戸町
　松江村
　寺島村
　篠崎村
　奥戸村
　松澤村
　千駄ヶ谷町
　落合村
　杉並村
　江北村
　綾瀨村
　大島町
　瑞江村
　本田村
　小岩村
　隅田村
一南葛飾郡
　吾嬬町
　葛西村
　龜青村
　金町村

東京都市計畫區域設定理由書

（本理由書ハ都市計畫東京地方委員會ニ付セラレタルモノナリ。而シテ其ノ後ニ至リ大泉村ヲ本件區域中ニ加ヘタル等ノ結果理由書中ノ數字ニツテ現在確定ノモノニ比シ若干相違スルモノアリ。尙附圖二葉ハ添附ヲ略ス、後ニ敘ムルモノヲ參照ノコト。）

今ヤ東京ニ於ケル都市計畫漸ク其ノ緒ニ着キ都市計畫法ニ依ル計畫區域設定ノ必要切ナルモノアリ玆ニ案ヲ具シ其ノ立案ノ理由ヲ述フ

都市計畫區域設定ノ基本ハ將來ニ於ケル發展ノ程度ノ豫定ニアリ而シテ普通都市ニ於ケル發展ノ概括的測定ハ略人口ニ依ルヲ得ヘク從ツテ計畫區域設定ノ基本ハ將來ニ於ケル人口ノ增加ノ豫定ニ目途ヲ置クヲ妥當トスヘシ更ニ計畫區域設定ニ當リ之ヲ支配スヘキ具體的要件ハ交通ノ設備人口ノ密度土地ノ形態行政ノ區域等其ノ主要ナルモノニシテ就中交通ノ設備ヲ以テ重要ナル基件トス一般都市ニ於テ其ノ商業的中心地ハ都市生活者活動ノ最モ多ク集中スル所ニシテ從ツテ交通系統ノ中樞ヲ爲ス故ニ今後交通機關ノ相當ナル普及ヲ得ハ一般公衆カ約一時間以內ニ商業的中心地ニ集散シ得ヘキ範圍ハ都市生活ノ有機的機能ヲ發揮シ得ヘキ限界ト思考スルヲ得ヘク之ヲ現代交通機關進步ノ程度ト東京附近發展ノ實況トニ考ヘ又四方潤達ナル東京附近ノ地形ヲ鑑ミ前記中心地ヨリ半徑四里（約十哩）ノ圓圈內ニ包含セラルル區域ヲ以テ其ノ範圍ト見做ス事ハ歐米諸都市ニ於ケル大都市區域ノ例ニ徵スルモ亦大過ナキカ如シ

今近キ將來ニ於ケル東京ノ商業上並ニ交通上ノ中心地點ハ東京驛附近ナリト推定セラルルヲ以テ同驛前ニ中心點ヲ採リ前記圓圈ヲ畫ケハ附圖（東京都市計畫區域圖）ニ示スカ如シ。然レトモ計畫事業施行ノ便易並ニ天然ノ區劃タル河川ノ位置等ヲ考慮シ其ノ外劃線ヲ行政區劃線ニ準據シテ設定スレハ圖面ニ示スカ如ク東ハ東京府ト千葉縣トノ境界タル江戶川ヲ境トシ北ハ埼玉縣トノ境界線ニ沿ヒ西ハ北豐島豐多摩兩郡ノ西部ヲ過リ南ハ神奈川縣トノ境界タル多摩川ヲ縫フテ東京灣ニ入ルモノニシテ市全部荏原豐多摩、南足立、南葛飾ノ四郡全部及北豐島郡內十九ケ町村、北多摩郡內二ケ村ヲ包含シ其ノ面積約一六五、五〇〇、〇〇〇坪トナリ現在東京市ノ面積約二四、七〇〇、〇〇〇坪ニ比シ約六七倍トナル。

次ニ此ノ區域カ將來包容シ得ヘキ人口及其ノ密度ニツキテノ許容量ヲ考察セムトス明治四十三年ヨリ大正九年ニ至ル十ケ年間ニ於ケル東京市人口增加ノ狀勢ハ附表第一ニ示スカ如クニシテ大正九年ニ於ケル密度ハ百萬坪ニツキ約八七、八〇〇（一人當リ一一三坪）之ヲ歐米大都市ノ例ニ徵スルニ東京市ヨリ密度大ナルモノハ伯林市ノ九七、〇〇〇巴里市ノ一一五、七〇〇等アルノミ（附表第二參照）東京市內ノ人口ハ現在尙增加ノ傾向ナキニ非スト雖モ將來近郊町村カ著大ナル增加率ヲ示スニ反シ市內ノ增加率ハ漸次低減シテ殆ト底止ノ狀態ニ到達セントスル傾向ヲ有スルニ依リ市內ニ於ケル今後ノ密度ハ

砂町　砧村　千歲村

一北多摩郡

假リニ先ツ之ヲ殆ト巴里、伯林ノ程度ニ止ムルモノトシテ百萬坪ニ付一〇〇、〇〇〇ト豫定シ之ニ依リテ全面積約二四、七〇〇、〇〇〇坪内ニ包容セラルヘキ人口ヲ算定スルトキハ二、四七〇、〇〇〇トナル。

次ニ東京市ヲ包圍スル近郊町村ニシテ人口稍稠密ナル三十四ケ町村

荏原郡　品川町、大森町、大井町、入新井町、大崎町、目黒村

豐多摩郡　淀橋町、中野町、大久保町、戸塚町、落合村、代々幡町、千駄ケ谷町、澁谷町

北豐島郡　板橋町、南千住町、岩淵町、巢鴨町、高田町、日暮里町、三河島町、尾久村、滝野川町

西巢鴨町、王子町、長崎村

南葛飾郡　小松川町、寺島村、吾嬬町、隅田村、龜戸町、大島町、砂町

南足立郡　千住町

ニツキテ考フルニ南方東海道線及北方東北本線ニ近接スル部分ノ外ハ概ネ前記中心ニ依ル半徑二里ノ圓圓ニ外接シ主トシテ鐵道省電車線、市營電車線及王子電車線等ノ領域ニ屬シ其ノ人口增加ノ狀況ハ附表第一ニ示スカ如クニシテ大正九年ニ於ケル人口ノ密度ハ百萬坪ニ付約二四、〇〇〇ナリ內南千住町ノ六六、〇〇〇ヲ以テ最大トス。此ノ區域ハ市內ニ次キテ人口密度大ナルヘキ地域ナルヲ以テ假リニ之ヲ百萬坪ニツキ五〇、〇〇〇ト假定セハ(卽チ現在ノ赤坂區ノ程度)其ノ面積三八、九八〇、〇〇〇坪內ニ包容全人口約一、九五〇、〇〇〇トナル

市內及近郊町村ヲ除キタル殘餘ノ部分四十九ケ町村ハ人口密度比較的稀薄ナル部分ニシテ大正九年ニ於ケル人口密度ハ二、三六〇ナリ然レトモ市及近郊人口飽和ノ後ニ於テハ漸次其ノ密度增大スヘク之ヲ百萬坪ニ付二五、〇〇〇(現在麴町區又ハ吾嬬町ノ程度)ニ達スルモノト豫定セハ此ノ區域ノ面積一〇一、八三〇、〇〇〇坪ニ對シ全人口約二、五五〇、〇〇〇トナル

由テ前記ノ假定ヲ以テスレハ設定都市計畫區域全部ノ許容人口ハ約六、九六七、〇〇〇トナリ平均密度百萬坪ニ付四二、一〇〇トナル今將來ニ於ケル所謂大東京發達ノ趨勢ヲ考察スルニ當リ信憑スヘキ諸統計材料不備ナリト雖モ概ネ過去ニ於ケル人口增加ノ狀況ヲ見又歐米大都市ノ實例ニ鑑ミテ近キ將來ニ於ケル人口ノ激增スヘキコトハ推定シ得ヘシ然レトモ其ノ增加ノ程度ノ豫測ニ至リテハ頗ル困難ナルモノアリ抑都市人口ノ增加ハ單ニ出產率死亡率等ニ依ル自然的增加ノミニ依ルモノニ非ス寧ロ商工業ノ發達交通施設ノ完備其ノ他百般ノ社會狀態ノ變遷ニ基ク人爲的增加ニ依ルモノ大ナルヲ以テ單ニ過去ニ於ケル人口增加ノ狀況ニ基キテ推斷シ難キモノアリ別表第一ニ示ス所ノモノハ參考トシテ過去十年間ニ於ケル人口增加ノ狀態ニ依リ推察シテ將來增加ノ趨勢ヲ盡キ出セル一例ニ過キス假リニ該表ニ依ルモノトスレハ之ヲ今後三十年ノ將來ニ於テ市內及近郊ハ全ク飽和シ外郊モ亦殆ト飽和ノ狀態ニ達セントス而シテ區域全部ノ人口ハ約六、三五〇、〇〇〇トナリ略飽和ノ狀ニ近シ

要スルニ玆ニ設定スル東京都市計畫區域ハ現代交通機關ノ狀態ニ鑑ミ略都市生活ノ有機的機能ヲ發揮シ得ヘキ範圍ニ於テ地勢及行政ノ區劃ヲ參酌シテ定メタル區域ニシ

テ其ノ人口ノ密度ヲ前記ノ標準ニ置キテ大約七、〇〇〇、〇〇〇ノ人口ヲ包容シ得ヘキ規模ヲ有ス又之ヲ別表第一ニ示スカ如キ推定ニ從ヘハ約三十年後ニ於テ略此ノ域ニ近ツクヲ知ル

永キ將來ニ於ケル都市發達ノ程度ハ複雜ナル社會狀態ノ變遷ニ依リテ支配セラルルモノニシテ逆睹スヘカラサルモノナキニ非スト雖モ都市計畫ニシテ相當彈力性ヲ有スレハ計畫事業ヲ適當調節シテ過チ少カラシムルコトヲ得ヘシ卽チ概ネ其ノ目途ヲ前述ノ規模ニ置キテ組織的都市計畫ヲ樹立セムトスルモノナリ

第一表

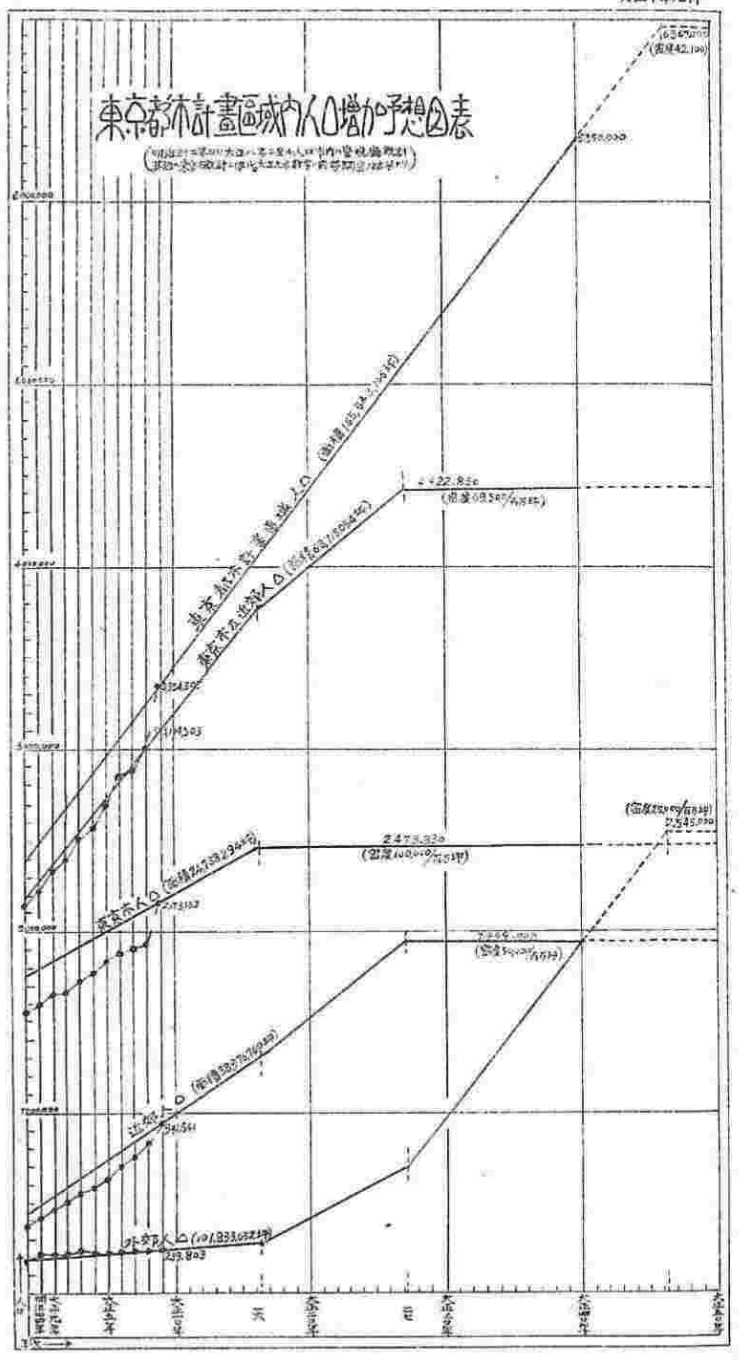

附表第一說明

本表作製ニ當リテ用ヒタル統計的材料ハ

市內ハ警視廳統計書

市外ハ東京府統計書

ニ依レリ而シテ大正九年度ニ於ケル數字ハ國勢調査ノ結果ナリ

全區域ヲ市內、近郊及外郊ノ三部分ニ分チ過去十ケ年ニ亙ル各境域內每年ノ人口增加數ヲ平均シ之ヲ以テ大體ノ傾向ト見做シ此ノ傾向ヲ大正九年國勢調査ニ依ル人口ヲ表示スル點ニ移シ其ノ圖線ヲ以テ將來人口ノ豫測トス

而シテ東京市內ハ前述ノ如ク百萬坪ニ付一、〇〇〇人ノ密度ニ至リテ飽和スルモノト考フレハ市ノ人口線ハ大正十六年頃ニ至リテ橫軸ニ平行ナルモノトナル而シテ市內ノ人口飽和スルト共ニ市外ノ增加率ハ勢ヒ增大スヘク其ノ程度ニ至リテハ全ク逆睹スヘカラサルモ假リニ區域內ノ全人口カ依然同一ノ傾向ヲ以テ增加シ行クモノトシ近郊及外郊ノ人口線ハ之ニ相應シテ各其ノ方向ヲ變スルモノト假定ス而シテ大正二十七年頃ニ至リテ近郊ノ人口飽和ノ後ハ再ヒ外郊ノ增加率著シク增大スヘク此處ニ再ヒ前同樣ノ假定ヲ用ヒテ外郊人口線ノ方向ヲ變スルコト圖ノ如シ

斯クテ最後ニ大正四十六年頃ニ至リ外郊モ亦飽和ノ密度ニ達スル時從ツテ全區域內ノ人口ハ假想セル許容量ニ到達スルコトモ亦圖示ノ如シ

第　二　表

都市名	年次	人口	面積（坪）	密度 百萬坪ニ付	引用書目
大倫敦 Greater London	1911	7,251,358	542,820,000	13,000	人口 London County Council : 面積 London Statistics 1914-1918
倫敦府 Administrative County of London	1911	4,521,685	91,580,000	49,000	〃
倫敦市 City of London	1911	12.393	809,000	24,000	〃
大巴里 Département de la Seine	1908	4,040,009	142,175,000	28,000	人口 Die Weltstädte u. der Elektrische 面積 Schnellverkehr von P. Witting
巴里市 Ville de Paris	1908	2,800,000	24,200,000	116,000	〃
大伯林 Die neue Stadtgemeinde Berlin	1919	3,806,533	299,770,000	15,000	人口 Weltliche Bildung neuer Stadtgemeinde Berlin. 面積 同上縣圖ヨリプラニメーターにて測る
伯林市 Stadt Berlin	1911	1,907,471	19,663,000	27,000	人口 Weltliche Bildung neuer Stadtgemeinde Berlin 面積 Die Weltstädte u. s. w. von P. W.
大紐育 Greater New York	1915	5,256,206	254.100,000	21,000	人口 City of New York : Report of Commission on Bldg. Dist. and Restriction. June 2, 1916
マンハッタン區 Borough of Manhattan	1915	2,295,482	15,125,000	152,000	面積 Die Weltstädte u. s. w. von P. W.
ブルクリーン區 Borough of Brooklin	1915	1,825,534	37,813,000	40,000	〃
クイインスブロンクス及リツチモンド區 Boroughs of Queens, Bronx and Richmond	1915	1,132,690	201,163,200	6,000	〃
大東京（東京都市計畫區域）	1920	3,354,306	165,548,000	20,000	人口 大正九年十月一日現在國勢調査
東京市	1920	2,173,162	24,738,000	88,000	面積 陸地測量部一萬分ノ一圖ヨリプラニメーターニテ測ル

備考　大倫敦ト稱スルハ　倫敦警察全區域ヲ謂フ

大巴里ト稱スルハ　セイヌ縣全部ヲ謂フ

大伯林ト稱スルハ　西暦千九百二十年八月二十七日發布法律ニヨリ擴張セラレタル新伯林區域ヲ謂フ

大紐育ト稱スルハ　紐育全市區域ヲ謂フ

第三表　東京都市計畫區域內人口密度增加豫想図表　大正十年九月

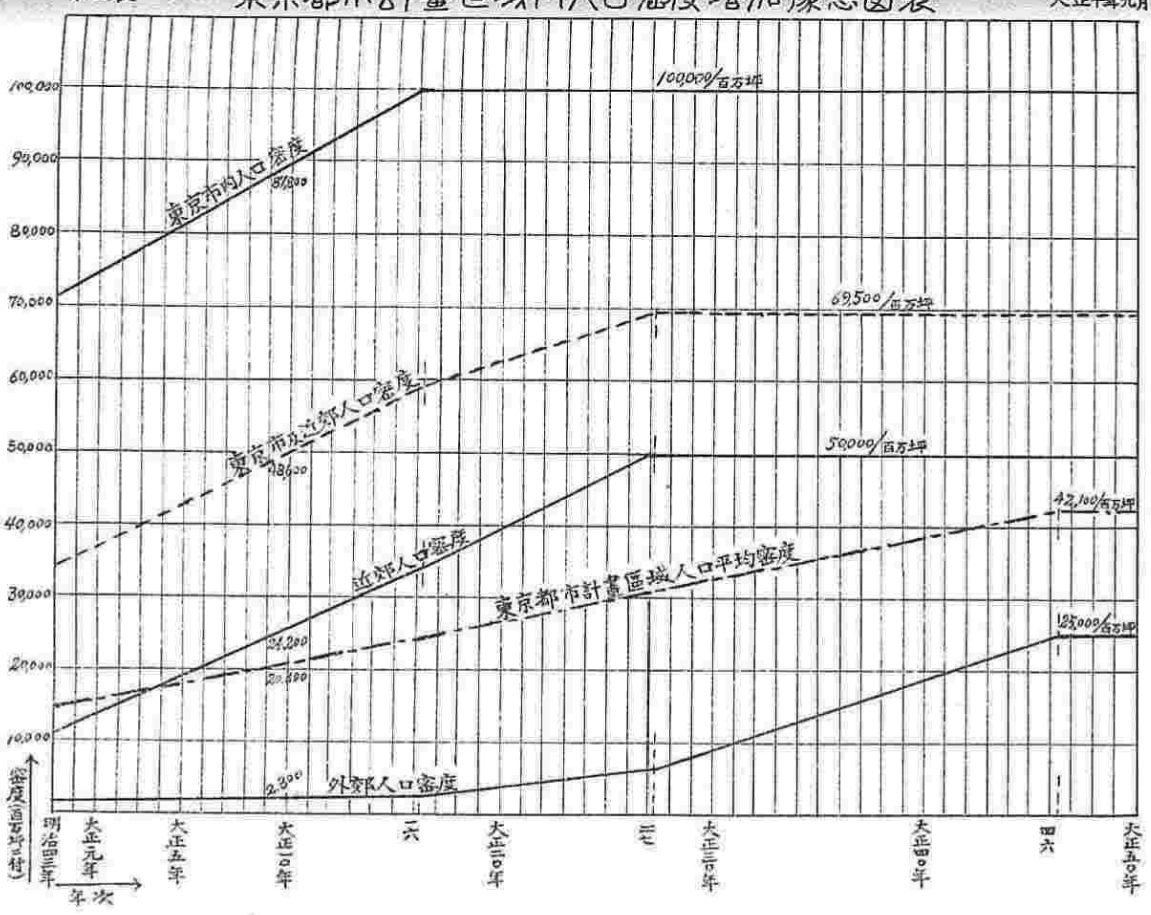

本図表、「東京都市計畫區域內人口增加豫想図表」(第一表)ニ對應スルモノナリ

第五　東京都市計畫區域に關する諸調

一　面積及戸口の現況

一　現在面積及戸口の明細

面積戸口の數字の基礎

東京都市計畫區域の面積及世帶、人口、人口密度並一世帶當人口を市町村別に掲くれは左表の如し。面積は都市計畫東京地方委員會の調査したるものに依り、世帶及人口は大正九年十月國勢調査の結果に依る。町村名の上部に○印を附したるは東京市に隣接せるものを示し、△印を冠したるは隣接町村の外更に其の外圍町村中比較的人口稠密にして所謂近郊の範圍と認めらるるものを示す。

尙世帶及人口に付ては大正九年末及大正十年末に調査したるものありと雖、孰れも公簿に基く計數なるに依り、國勢調査施行後未た年所を經さる今日に於ては寧ろ國勢調査人口を採るの妥當なるを信す。仍て公簿人口は必要上次項

に之を供用するを唯一の例外とし、本表其の他總て國勢調査の數字を用ふることとせり。

面積戸口明細表

東京都市計畫區域面積及戸口明細表

市町村名		面積	世帶	人口	面積百萬坪當人口	一世帶當人口
東京市		二四、七三八、二九四坪（五・三〇方里）	四五六、八一六	二、一七三、二〇一	八七、八四八	四・八
荏原郡		三三、五七七、五三三	五二、四〇五	二五三、八七一	七、五六一	四・八
○△品川町		七七九、九九五	九、〇四四	四一、〇五九	五二、六四〇	四・五
△大森町		一、〇一七、七六八	三、七七二	一九、五〇一	一九、一六一	五・二
羽田町		二、一一五、五六九	二、七六二	一四、五四六	六、八七六	五・三
△大井町		一、〇二九、六九八	八、二五一	三六、六五九	三五、六〇二	四・四
○△大崎町		一、〇二〇、一七九	八、〇八〇	三四、八三七	三四、一四八	四・三
△入新井町		七九六、九四二	四、一三七	一九、〇八八	二三、九五二	四・六
蒲田村		八六〇、二七五	一、三八九	六、四二〇	七、四六三	四・六
六郷村		一、三七、五三五	八四〇	四、一八一	三、一四九	五・〇
矢口村		一、五九六、九六八	六一五	三、四六七	二、一七一	五・六
調布村		一七九一、六七八	四九八	二、九七〇	一、六五八	六・〇
池上村		二、一四二、二〇一	一、〇四六	五、六二四	二、六二五	五・四
馬込村		一、二三三、三二一	四五八	二、七二五	二、二〇九	五・九
平塚村		一、六八五、五三九	一、七八三	八、五二二	五、〇五六	四・八
△目黒町		二、一八一、九二五	三、六七二	一八、〇九四	八、二九三	四・九
碑衾村		二、二九八、八六六	六九三	四、一九三	一、八二四	六・一
駒澤村		二、五五四、四一九	一、二二四	八、六八四	三、四〇〇	七・一
世田ヶ谷村		三、六四二、一八六	二、四四六	一三、〇五四	三、五八四	五・三
玉川村		四、〇九九、一五九	一、三二七	七、五九一	一、八五二	五・七
松澤村		一、四〇三、三一九	三六八	二、六五六	一、八九三	七・二
豐多摩郡		二二、六四六、三一九	五九、〇九二	二七八、四〇三	一二、二九四	四・七
○△淀橋町		八八二、〇三二	九、一四〇	四〇、四五三	四五、八六三	四・四
△中野町		二、〇〇四、〇六二	四、四六一	二一、八七五	一〇、九一五	四・九
○△千駄ヶ谷町		七六七、九一九	八、〇二四	三六、三七四	四七、六七七	四・五
○△澁谷町		一、八二九、七五六	一七、五六〇	八〇、七九九	四四、一五八	四・六
○△大久保町		六二五、八四四	六、〇九〇	二七、九四九	四四、六五八	四・六
○△戸塚町		五四九、六五四	三、九八九	一八、三八七	三三、四五二	四・六

市町村名	面積	世帶	人口	面積百萬坪當人口	一世帶當人口
△落合村	九五三、三一四坪	一、四六三	七、一一〇	七、四五八	四・九
△代々幡町	二、〇一八、八六九	四、二二九	二〇、〇三四	九、九二三	四・七
野方村	二、六九九、九七三	一、一一一	七、三二三	二、七一二	六・六
和田堀內村	一、八八八、八七〇	六四〇	三、九〇七	二、〇六八	六・一
杉並村	二、七三三、七六二	九八五	五、六三二	二、〇六〇	五・七
井荻村	二、八七九、五六二	七二〇	四、三六九	一、五一七	六・一
高井戶村	二、八一七、六九二	六八〇	四、一九一	一、四八七	六・二
北豐島郡	三六、六九二、一九二	八四、七三六	三七九、四二六	一〇、三四一	四・五
△板橋町	一、五六四、一六二	三、八三六	一六、六六一	一〇、六五二	四・三
△南千住町	七六七、一四四	一二、一一三	五〇、七一三	六六、一〇六	四・二
△岩淵町	二、四五〇、七四九	二、八四七	一五、六七二	六、三九五	五・五
△巢鴨町	五〇三、九八五	六、四八一	二八、〇三五	五五、六二七	四・三
△王子町	一、八七九、三八三	九、一八一	三八、三六八	二〇、四一五	四・二
△滝野川町	一、五三八、二〇二	九、三六七	四〇、六八九	二六、四五二	四・三
日暮里町	五七〇、四六三	二、〇三六	四一、五五一	七二、八三七	四・〇
△高田町	七七二、七一七	三、一〇一、〇八〇	一、四六三	七、一一〇	四・九
上練馬村	三、一〇一、〇八〇	七〇三	三、一〇一	一、四六三	四・四
赤塚村	三、〇四五、五二六	八七九	三、〇四五	一、四六三	三・四
石神井村	四、一五七、七三六	九六六	四、一五七	一、四六三	四・二
△三河島町	七七一、三八一	五、四七三	五、四七三	一、四六三	四・二
△尾久村	九五三、六〇五	一、四二四	一、四二四	一、四六三	四・二
△四巢鴨町	一、四七四、三七六	一〇、九八二	一〇、九八二	一、四六三	四・二
上板橋村	一、六八三、三一七	五六二	五六二	一、四六三	四・二
下練馬村	二、二三九、九七八	九一九	九一九	一、四六三	四・二
△長崎村	一、一四八、八七七	六三九	六三九	一、四六三	四・二
中新井村	一、一〇三、三二二	三二九	三二九	一、四六三	四・二
大泉村	三、五二四、〇〇〇	六〇二	六〇二	一、四六三	四・二
南足立郡	一六、〇一〇、九八二	一二、四九五	六〇、七八〇	三、七九六	四・九
△千住町	一、七九九、七一二	七、一四六	三一、〇四七	一七、二五一	四・三
西新井村	一、八三三、七六七	九九六	五、一八九	二、八三二	五・二
江北村	二、七二〇、八一七	八七六	四、六九〇	一、七二四	五・四
舍人村	一、三三八、八七六	三〇七	一、九二〇	一、四三四	六・三
淵江村	一、五二七、七六三	四七三	二、八八〇	一、八八五	六・一

市町村名	面積	世帯	人口	面積百萬坪當人口	一世帶當人口
梅島村	一、四八九、九八五坪	六九二	三、八七九	二、六〇三	五・六
綾瀬村	一、〇〇三、六〇四	五〇七	二、七九九	二、七八九	五・五
東淵江村	一、四〇三、三二〇	五三三	二、九一六	二、〇七八	五・五
花畑村	一、九四五、二五九	七二六	四、〇七〇	二、〇九二	五・六
伊興村	九四八、八七九	二三九	一、三九〇	一、四六五	五・八
南葛飾郡	二九、二六九、八五六	四一、六一九	二〇四、五三八	六、九八八	四・九
新宿町	七八九、四三七	四九六	二、四〇一	三、〇四一	四・八
○△亀戸町	七四四、四三一	七、九四六	三八、五四八	五一、七八二	四・九
○△大島町	六五七、三九〇	五、〇三三	二二、三三三	三三、九七二	四・四
○△吾嬬町	一、一七〇、五五五	六、一〇一	三〇、六六〇	二六、一九三	五・〇
△小松川町	一、二三四、四四六	一、七三八	八、〇一九	六、四九六	四・六
松江村	二、七一九、九九九	一、四四五	七、六五五	二、八一四	五・三
瑞江村	二、一四七、七七三	一、〇七五	五、七四四	二、六七四	五・三
葛西村	二、八七五、五五一	一、三六〇	七、六八八	二、六七四	五・七
鹿本村	一、二〇六、一〇八	四七一	二、九一九	二、四二〇	六・二
○△寺島村	六二三、八八八	四、六〇一	一九、一五九	三〇、七〇九	四・二

本田村	一、四九六、三八七	一、一〇三	五、八七五	三、九二六	五・三
亀青村	一、二一三、〇五三	六〇三	三、一四二	二、五九〇	五・二
南綾瀬村	一、四六六、六六五	六四九	四、六三七	三、一六二	七・一
篠崎村	一、六四九、一六六	五〇八	二、九一八	一、七六九	五・七
小岩村	一、六五一、九四三	八〇七	四、四四三	二、六九〇	五・五
金町村	一、三一五、二七八	六三七	三、三二四	二、五二七	五・二
水元村	一、七六二、七九二	四五五	二、八二三	一、六〇一	六・二
奥戸村	二、六四六、六六二	九二六	五、四五九	二、〇六三	五・九
△隅田村	四三七、五〇一	二、九〇〇	一四、六〇七	三三、八三七	五・〇
○△砂町	一、四六〇、八三一	二、七六五	一二、一八四	八、三四〇	四・四

郡部						
近郊	隣接町村（○印）	一六、七三四、三六一（三・五九方里）	北多摩郡	六、一三九、九六六	七、九六七	六・三
	隣接せざる町村（△印）	二二、二四二、三九四（四・七七方里）	砧村	二、九八九、九九七	三、六八〇	六・二
	計	三八、九七六、七五五（八・三六方里）	千歳村	三、一四九、九六九	四、二八七	六・三
郡外部		一〇五、三六〇、〇九二（二二・五八方里）				

市町村名	面積	世帶數	人口	面積百萬坪當人口	一世帶當人口
計	一四四、三三六、八四七坪（三〇、九四方里）	二五一、六二一	一、一八四、九八五	八、二一〇	四・七
合計	四一、四七二、六五五（八、八九方里） 六三、七一五、〇四九（一三、六六方里） 一六九、〇七五、一四一（三六、二四方里）	六〇〇、四七三 六六五、六四二 七〇八、四三七	二、八一五、一九五 三、一一四、五八二 三、三五八、一八六	六七、八八一 四八、八八三 一九、八六二	四・七 四・七 四・七
市及隣接町村計					
市及近郊計					
市部合計					

二　地域別の計數的觀察

今前表に基き地域別に各種の計數的觀察を試むれは左の如し。

一東京市　面積は都市計畫區域の約一割五分に過きすと雖、人口は區域內總數の約六割五分を占む。人口密度面積百萬坪當八萬七千八百四十八人は後に揭くる大都市面積及人口表に明かなるか如く當に我國都市中の最高位に在るのみならす、世界大都市との比較に於ても亦低位ならさるを示す。然れとも人口密度を各區別に觀察すれは

東京市

麹町區　二六、一〇六　牛込區　七九、六〇四
神田區　一六〇、〇二七　小石川區　七三、九三一
日本橋區　一三八、七九九　本鄉區　九一、八八〇
京橋區　九八、七五三　下谷區　一二二、二三八
芝區　六四、一一三　淺草區　一六二、六八六
麻布區　七五、八六七　本所區　一三〇、六六九
赤坂區　四八、〇九七　深川區　六九、九〇九
四谷區　七一、六一〇　全市平均　八七、八四八

にして疎密甚た不同なり。

隣接町村

二東京市隣接町村　品川、大崎、淀橋、千駄ヶ谷、巢鴨、瀧野川、日暮里、高田、西巢鴨、澁谷、大久保、戶塚、南千住、龜戶、大島、吾嬬、寺島及砂の十七町一村にして、各程度は異るも總て東京市と境壤相接するの關係に在るものなり。其の集計面積は都市計畫區域の約一割、人口は區域內總數の約一割九分に當る。人口密度面積百萬坪當三萬八千三百六十四人は京都、神戶、橫濱等各市の密度に比し却て高く、又東京市の區との比較に於て日暮里其の他數町村は麹町區、赤坂區の密度よりも高きを示す以て此の範域の發展狀態を知るへきなり。

前表末尾所揭の東京市及隣接町村合計數字は、面積に於て都市計畫區域の約二割五分、人口に於て區域内總數の約八割五分に當る。而して此の面積は最近區域を擴大したる名古屋市に及はすと雖、他の都市に比すれは甚しく大なり。戸口數に至りては孰れの都市も遠く及はす、人口密度面積百萬坪當六萬七千八百八十一人は大阪市を除き他の都市に比して甚た高し。

隣接町村編入論

帝都の區域を論するに當り往々現在の東京市に合するに隣接町村を以てするものあり。然れとも隣接町村の外圍町村中には其の人口密度及發展の程度却て隣接町村に比し高きものあり、又目黒町及三河島町の如きは偶東京市との間に極めて小面積の介入部分存するか爲隣接區域より除かるるものなるも實際上には隣接關係を有するに異らす　此等の點よりすれは所謂隣接町村編入論は單に偶然なる接壤關係を根據とするに過きさるものと謂はさるへからす。

近郊

三近郊　近郊と稱せらるるは前揭隣接町村の外更に其の外圍に發達し、人口比較的稠密にして概ね東京市と連擔の狀況に在る十數町村を加へたる地域を指すものなるも其の範圍必すしも一定せす、且外圍の駸々たる發展に伴ひ自ら區域の擴大を來たすへきものなり。然れとも現在に於ては隣接町村竝大森、大井、

入新井、目黒、中野、落合、代々幡、板橋、岩淵、王子、三河島、尾久、長崎、千住、小松川及隅田の二十九町五村を指すを普通とし都市計畫委員會等亦之に依るか故に本資料に於ける近郊範圍は總て之を採ることとせり。

近郊町村の集計面積は都市計畫區域の約二割三分、人口は區域内總數の約二割八分に當る。人口密度面積百萬坪當二萬四千百五十二人は略麹町區の密度に相當し、各町村毎に觀察すれは後に揭くる順位表に示すか如く都市計畫區域町村中殆と高位順に在り。

近郊編入の場合に於ける殘部の地形

前表末尾所揭の東京市及近郊合計數字は、面積に於ては都市計畫區域の約三割八分に當りて現在東京市の約二倍五八となり名古屋市に比し約四割二分の廣面積たり、又人口に於ては區域内總數の約九割三分に當りて現在東京市の約一倍四三となり大阪市に比し約一倍四九の多數たり、人口密度面積百萬坪當四萬八千八百八十三人亦大阪市を除きたる他の都市に比し相當高きを示す。

帝都の區域を現在の東京市及近郊の範圍に採るへしとの論あり。其の是非は姑く別とし、地形上に起るへき一個の問題は斯の如く帝都の區域を定むるの結果、東京府管内の殘部か兩斷せらるるの點なり。乃ち別紙圖面に於て知らる

る如く近郊中の岩淵町は埼玉縣に接するを以て南足立及南葛飾の兩郡は北豐島郡との連接を斷たるることとなり、從て東京府管內の殘部を一縣として管治せむとするに於ては連接せさる二個の區域を一行政區と爲すの已むなき結果となる。假に岩淵町を帝都に編入せす、縣行政區に加へて縣の兩斷を避くへしとするも縣の地形は尙且甚た不自然にして行政萬般の上に幾多の不便を免れさるへし。二個の區域を一行政區と爲すの例は島嶼に關するものは別とし、郡（大阪府西成郡の如し）町村には若干を存するか如し。

外郊

四外郊　都市計畫區域中より東京市及近郊を除きたる殘部二町四十八村之に屬し、現に住宅地として開發せられつつある地域なり。外郊町村中には東京市と連檐の關係に在るものなしとせさるも多くは耕農を主とする部落にして戶口稠密ならす、乃ち生業及人口分布の狀態に於て近郊との間若干の差異を見るなり。

外郊町村の集計面積は都市計畫區域の約六割二分を占むるも、人口は區域內總數の約七分に當るに過きす、人口密度面積百萬坪當二千三百十二人は近郊に比し甚しき懸隔なりと雖、蒲田村、羽田町等の如く近郊町村中の或ものに比し高位に在る町村なしとせす。

都市計畫區域全體

前表末尾所揭の東京市及郡部（近郊外郊）合計乃ち都市計畫區域全體の數字は、面積に於て現在東京市の約六倍八三、人口に於て約一倍五五に當り、之を東京府全管區に比すれは面積は其の約二割八分、人口は約九割一分に該當す。面積、人口共に我國一般都市の規模に非さること言を俟たすと雖、外國大都市發達の歷史と其の現狀とに徵し且本件都市計畫區域か東京市を中心として斷へす發展充實の過程を辿りつつあるに顧れは、此の區域と帝都區域との關係に付ては深く考慮を要するものあるへし。

三　面積及戶口順位一覽竝內外大都市の例

前來說述する所に依り東京都市計畫區域の面積及戶口等に關しては略現狀を明かにしたりと信するも更に左表に於て各市町村の面積、人口、人口密度及一世帶當人口を各高位順に配列し且我國及外國大都市の數字をも揭けて前述事項を一層明瞭詳細ならしむへし。

第一表　東京都市計畫區域內市町村面積順位表（○隣接町村　△近郊町村）

順位	市町村名	面積	順位	市町村名	面積
	東京市	二四、七三八、二九四坪			
一	石神井村	四、一五七、七三六	三二	○△澁谷町	一、八二九、七五六坪
二	玉川村	四、〇九九、一五九	三三	△千住町	一、七九九、七一二
三	世田ヶ谷村	三、六四二、一八六	三四	調布村	一、七九一、六七八
四	大泉村	三、五二四、〇〇〇	三五	水元村	一、七六二、七九二
五	志村	三、四四二、一八九	三六	平塚村	一、六八五、五三九
六	千歳村	三、一四九、九六九	三七	上板橋村	一、六八三、三一七
七	上練馬村	三一〇一、〇八〇	三八	小岩村	一、六五一、九四三
八	赤塚村	三、〇四五、五二六	三九	篠崎村	一、六四九、一六六
九	砧村	二、九八九、九九七	四〇	矢口村	一、五九六、九六八
一〇	井荻村	二、八七九、五六二	四一	△板橋町	一、五六四、一六二
一一	葛西村	二、八七五、五五一	四二	○△瀧野川町	一、五三八、二〇二
一二	高井戸村	二、八一七、六九二	四三	淵江村	一、五二七、七六三
			四四	本田村	一、四九六、三八七

順位	市町村名	面積	順位	市町村名	面積
一三	杉並村	二、七三三、七六二	四五	梅島村	一、四八九、九八五
一四	江北村	二、七二〇、八一七	四六	○△西巢鴨町	一、四七四、三七六
一五	松江村	二、七一九、九九九	四七	南綾瀬村	一、四六六、六六五
一六	野方村	二、六九九、九七三	四八	○△砂町	一、四六〇、八三一
一七	奥戸村	二、六四六、六六二	四九	東淵江村	一、四〇三、三三〇
一八	駒澤村	二、五五四、四一九	五〇	松澤村	一、四〇三、三一九
一九	△岩淵町	二、四五〇、七四九	五一	舍人村	一、三三八、八七六
二〇	碑衾村	二、二九八、八六六	五二	六鄕村	一、三一七、五三五
二一	下練馬村	二、二三九、九七八	五三	金町村	一、三一五、二七八
二二	△目黒町	二、一八一、九一五	五四	△小松川町	一、二三四、四四六
二三	瑞江村	二、一四七、七七三	五五	馬込村	一、二三三、三二一
二四	池上村	二、一四二、二〇一	五六	龜青村	一、二一三、〇五三
二五	羽田町	二、一一五、五六九	五七	鹿本村	一、二〇六、一〇八
二六	△代々幡町	二、〇一八、八六九	五八	○△吾嬬町	一、一七〇、五五五
二七	△中野町	二、〇〇四、〇六二	五九	△長崎村	一、一四八、八七七
二八	花畑村	一、九四五、二五九	六〇	中新井村	一、一〇三、三二二
二九	和田堀内村	一、八八八、八七〇	六一	△大井町	一、〇二九、六九八
三〇	△王子町	一、八七九、三八三	六二	○△大崎町	一、〇二〇、一七九
三一	西新井村	一、八三二、七六七	六三	△大森町	一、〇一七、七六八

順位	市町村名	面積	順位	市町村名	面積
六四	綾瀬村	一、〇〇三、六〇四坪	七五	○△南千住町	七六七、一四四坪
六五	△尾久村	九五三、六〇五	七六	○△千駄ヶ谷町	七六二、九一九
六六	△落合村	九五三、三一四	七七	○△亀戸町	七四四、四三一
六七	伊興村	九四八、八七九	七八	○△大島町	六五七、三九〇
六八	○△淀橋町	八八二、〇三二	七九	○△大久保町	六二五、八四四
六九	蒲田村	八六〇、二七五	八〇	○△寺島村	六二三、八八八
七〇	△入新井町	七九六、九四二	八一	○△日暮里町	五七〇、四六三
七一	新宿町	七八九、四三七	八二	○△戸塚町	五四九、六五四
七二	○△品川町	七七九、九九五	八三	○△巣鴨町	五〇三、九八五
七三	○△高田町	七七二、七一七	八四	△隅田村	四三七、五〇一
七四	△三河島町	七七一、三八一			

第二表

東京都市計畫區域內市町村人口順位表（△○隣接町村　近郊町村）

順位	市町村名	人口	順位	市町村名	人口
一	○△澁谷町	八〇、七九九	一九	△中野町	二一、八七五
二	○△西巣鴨町	五一、四七八	二〇	△三河島町	二一、六二三
三	○△南千住町	五〇、七一三	二一	△代々幡町	二〇、〇三四
四	○△日暮里町	四一、五五一	二二	△大森町	一九、五〇一
五	○△品川町	四一、〇五九	二三	○△寺島町	一九、一五九
六	○△澁野川町	四〇、六八九	二四	△入新井町	一九、〇八八
七	○△淀橋町	四〇、四五三	二五	○△戸塚町	一八、三八七
八	○△亀戸町	三八、五四八	二六	△目黒町	一八、〇九四
九	△王子町	三八、三六八	二七	△板橋町	一六、六六一
一〇	△大井町	三六、六五九	二八	△岩淵町	一五、六七二
一一	○△千駄ヶ谷町	三六、三七四	二九	△隅田村	一四、六〇七
一二	○△大崎町	三四、八三七	三〇	羽田町	一四、五四六
一三	△千住町	三一、〇四七	三一	世田ヶ谷村	一三、〇五四
一四	○△吾嬬町	三〇、六六〇	三二	○△砂町	一二、一八四
一五	○△巣鴨町	二八、〇三五	三三	駒澤村	八、六八四
一六	○△大久保町	二七、九四九	三四	平塚村	八、五二二
一七	○△高田町	二六、七八六	三五	△小松川町	八、〇一九
一八	○△大島町	二二、三三三	三六	碁西村	七、六八八
			三七	松江村	七、六五五

順位	市町村名	人口	順位	市町村名	人口	順位	市町村名	人口
三八	玉川村	七、五九一	六二	花畑村	四、〇七〇			
三九	△尾久村	七、五二五	六三	和田堀内村	三、九〇七			
四〇	野方村	七、三二三	六四	梅島村	三、八七九			
四一	△落合村	七、一一〇	六五	大泉村	三、七九二			
四二	蒲田村	六、四二〇	六六	砧村	三、六八〇			
四三	志村	六、一七四	六七	△長崎村	三、五〇四			
四四	石神井村	六、〇三五	六八	矢口村	三、四六七			
四五	本田村	五、八七五	六九	上板橋村	三、四一五			
四六	瑞江村	五、七四四	七〇	金町村	三、三二四			
四七	杉並村	五、六三二	七一	龜青村	三、一四二			
四八	池上村	五、六二四	七二	調布村	二、九七〇			
四九	奥戸村	五、四五九	七三	鹿本村	二、九一九			
五〇	下練馬村	五、三九一	七四	篠崎村	二、九一八			
五一	赤塚村	五、三六五	七五	東淵江村	二、九一六			
五二	西新井村	五、一八九	七六	淵江村	二、八八〇			
五三	江北村	四、六九〇	七七	水元村	二、八二三			
五四	上練馬村	四、六四二	七八	綾瀬村	二、七九九			

第三表

東京都市計畫區域內市町村人口密度順位表（○隣接町村 △近郊町村）

順位	市町村名	人口密度	順位	市町村名	人口密度	順位	市町村名	人口密度
	東京市	八七、八四八	五	○△龜戸町	五一、七八二	一〇	○日暮里町	七二、八三七
六	○△千駄ヶ谷町	四七、六七七						
七	○△淀橋町	四五、八六三				二	○△南千住町	六六、一〇六
八	○△大久保町	四四、六五八				三	○△巢鴨町	五五、六二七
九	○△澁谷町	四四、一五八				四	○△品川町	五二、六四〇
七九	馬込村	二、七二五	五五	南綾瀬村	四、六三七			
八〇	松澤村	二、六五六	五六	小岩村	四、四四三			
八一	新宿町	二、四〇一	五七	井荻村	四、三六九			
八二	中新井村	二、〇〇七	五八	千歳村	四、二八七			
八三	舍人村	一、九二〇	五九	碑衾村	四、一九三			
八四	伊興村	一、三九〇	六〇	高井戸村	四、一九一			
			六一	六鄕村	四、一八一			

順位	市町村名	人口密度
一〇	△大井町	三、七八九
一一	○△西巣鴨町	二、七一二
一二	○△高田町	二、六九〇
一三	○△大崎町	二、六七四
一四	○△大島町	二、六七四
一五	○△戸塚町	二、六二五
一六	△隅田村	二、六〇三
一七	○△寺島村	二、五九〇
一八	△三河島町	二、五二七
一九	○△瀧野川町	二、四二〇
二〇	○△吾嬬町	二、四〇七
二一	△入新井町	二、二〇九
二二	△王子町	二、一七一
二三	△大森町	二、〇九二
二四	△千住町	二、〇七八
二五	△中野町	二、〇六八
二六	△板橋町	二、〇六三
二七	△代々幡町	九、九二三
二八	○△砂町	八、三四〇
二九	△目黒町	八、二九三
三〇	△尾久村	七、八九一
三一	蒲田村	七、四六三
三二	△落合村	七、四五八
三三	羽田村	六、八七六
三四	△小松川町	六、四九六
三五	△岩淵町	六、三九五
三六	平塚村	五、〇五六
三七	本田村	三、九二六
三八	世田ヶ谷町	三、五八四
三九	駒澤村	三、四〇〇
四〇	南綾瀬村	三、一六二
四一	六郷村	三、一四九
四二	△長崎村	三、〇五〇
四三	新宿町	三、〇四一
四四	西新井村	二、八三一
四五	松江村	二、八一四

順位	市町村名	人口密度
四六	綾瀬村	二、〇六〇
四七	野方村	二、〇二九
四八	小岩村	一、八九三
四九	瑞江村	一、八八五
五〇	葛西村	一、八二四
五一	池上村	一、八一九
五二	梅島村	一、七九四
五三	龜青村	一、七六九
五四	金町村	一、七六二
五五	鹿本村	一、七二四
五六	下練馬村	一、六五八
五七	馬込村	一、六〇一
五八	矢口村	一、五一七
五九	花畑村	一、四九七
六〇	東淵江村	一、四八七
六一	和田堀内村	一、四五二
六二	奥戸村	一、四三四
六三	杉並村	二、〇六〇
六四	上板橋村	二、〇二九
六五	松澤村	一、八九三
六六	淵江村	一、八八五
六七	玉川村	一、八五二
六八	碑衾村	一、八二四
六九	中新井村	一、八一九
七〇	志村	一、七九四
七一	篠崎村	一、七六九
七二	赤塚村	一、七六二
七三	江北村	一、七二四
七四	調布村	一、六五八
七五	水元村	一、六〇一
七六	井荻村	一、五一七
七七	上練馬村	一、四九七
七八	高井戸村	一、四八七
七九	伊興村	一、四六五
八〇	石神井村	一、四五二
八一	舍人村	一、四三四

順位	市町村名	人口密度
八二	千歳村	一、三六一
八三	砧村	一、二三一
八四	大泉村	一、〇七六

第四表

東京都市計畫區域內市町村一世帶當人口順位表（○隣接町村 △近郊町村）

一世帶當人口順位表

順位	市町村名	一世帶當人口	順位	市町村名	一世帶當人口	順位	市町村名	一世帶當人口
	東京市	四・八						
一	松澤村	七・二	二八	志村	五・七	三五	東淵江村	五・五
二	南綾瀬村	七・一	二九	杉並村	五・七	三六	△長崎村	五・五
三	駒澤村	七・一	三〇	篠崎村	五・七	三七	東淵江村	五・五
四	上練馬村	六・六	三一	梅島村	五・六	三八	綾瀬村	五・五
五	野方村	六・六	三二	矢口村	五・六	三九	池上村	五・五
六	千歳村	六・三	三三	△岩淵町	五・五	四〇	江北村	五・五
七	大泉村	六・三	三四	小岩村	五・五	四一	羽田町	五・五
八	舍人村	六・三	三五	長崎村	五・五	四二	世田ヶ谷村	五・三
九	石神井村	六・二	三六	志村	五・四	四三	本田村	五・三
一〇	高井戸村	六・二	三七	東淵江村	五・四	四四	松江村	五・三
一一	砧村	六・二	三八	綾瀬村	五・三	四五	瑞江村	五・三
一二	鹿本村	六・二	三九	池上村	五・三	四六	△尾久村	五・三
一三	水元村	六・二	四〇	江北村	五・三	四七	△大森町	五・二
一四	赤塚村	六・一	四一	羽田町	五・三	四八	西新井村	五・二
一五	井荻村	六・一	四二	世田ヶ谷村	五・三	四九	金町村	五・二
一六	碑衾村	六・一	四三	本田村	五・二	五〇	龜青村	五・二
一七	和田堀内村	六・一	四四	松江村	五・二	五一	六郷村	五・〇
一八	上板橋村	六・一	四五	瑞江村	五・二	五二	△隅田村	五・〇
一九	淵江村	六・一	四六	△尾久村	五・二	五三	○△香取町	五・〇
二〇	中新井村	六・一	四七	△大森町	五・二	五四	○△龜戸町	四・九
二一	調布村	六・〇	四八	西新井村	五・二	五五	△中野町	四・九
二二	奥戸村	五・九	四九	金町村	五・二			
二三	下練馬村	五・九	五〇	龜青村	五・二			
二四	馬込村	五・九	五一	六郷村	五・〇			
二五	伊興村	五・八	五二	△隅田村	五・〇			
二六	葛西村	五・七	五三	○△香取町	五・〇			
二七	玉川村	五・七	五四	○△龜戸町	四・九			
			五五	△中野町	四・九			

順位	市町村名	一世帶當人口	順位	市町村名	一世帶當人口
五六	△目黒町	四・九	七一	○△淀橋町	四・四
五七	△落合村	四・九	七二	△大井町	四・四
五八	平塚村	四・八	七三	○△大島町	四・四
五九	新宿町	四・八	七四	○△砂町	四・四
六〇	○△西巣鴨町	四・七	七五	○△瀧野川町	四・三
六一	△代々幡町	四・七	七六	○△大崎町	四・三
六二	○△澁谷町	四・六	七七	△千住町	四・三
六三	○△大久保町	四・六	七八	○△巣鴨町	四・三
六四	△入新井町	四・六	七九	△板橋町	四・三
六五	○△戸塚村	四・六	八〇	○△南千住町	四・二
六六	蒲田村	四・六	八一	△王子町	四・二
六七	△小松川町	四・六	八二	○△寺島村	四・二
六八	○△品川町	四・五	八三	○△日暮里町	四・〇
六九	○△千駄ヶ谷町	四・五	八四	△三河島町	四・〇
七〇	○△高田町	四・五			

第五表

大都市面積及人口表

都市名	面積 坪數	面積 方里	人口	人口密度（面積百萬坪當）
現在の東京市	二四、七三八、二九四	五・三〇	二、一七三、二〇一	八七、八四八
隣接十八町村併合	四一、四七二、六五五	八・八九	二、八一五、一九五	六七、八八一
近郊三十四町村併合	六三、七一五、〇四九	一三・六六	三、一一四、五八二	四八、八八三
東京都市計畫區域	一六九、〇七五、一四一	三六・二四	三、三五八、一八六	一九、八六二
現在の大阪市	一七、六八二、六二四	三・七九	一、二五二、九八三	七〇、八六〇
近郊三十六町村を加へたる大阪市	四四、六九六、四四八	九・五八	一、七一三、八五二	三八、三四四
京都市	一八、一三五、一八七	三・八九	五九一、三二三	三二、六〇六
神戸市	一八、五五五、一九四	三・九八	六〇八、六四四	三二、八〇二
横濱市	一一、一〇四、一二八	二・三八	四二二、九三八	三八、〇八八
名古屋市	四四、八〇三、〇八四	九・六〇	六三二、二九〇	一四、一一三
大倫敦	五四二、八五七、〇〇〇	一一六・三五	七、四七六、一六八	一三、七七二

都市名	面積 坪數	面積 方里	人口	人口密度（面積百萬坪當）
倫敦府	九一、六二九、〇〇〇	一九・六四	四、七八三、二四九	四八、九二八
巴里市	二四、一〇〇、〇〇〇	五・一九	二、九〇六、四七二	一一〇、一〇二
大伯林	二九九、七七〇、〇〇〇	六四・二五	三、八〇一、二三五	一二、六八一
大紐育	二二四、七〇三、〇〇〇	四八・二六	五、六二〇、〇四八	二五、〇一一

一　六大都市及關係郡部の人口は大正九年十月國勢調査の結果に依るも名古屋市に付ては大正十年末現在を採る。

二　近郊三十六町村を加へたる大阪市と謂ふは最近同市か編入を目論見つつありと聞く郡部町村の區域を加へて算定を試みたるものなり。

三　歐米都市の人口は大倫敦、倫敦府及巴里市は一千九百二十一年、大伯林は一千九百十九年、大紐育は一千九百二十年の調査に依る。

東京都市計畫區域圖

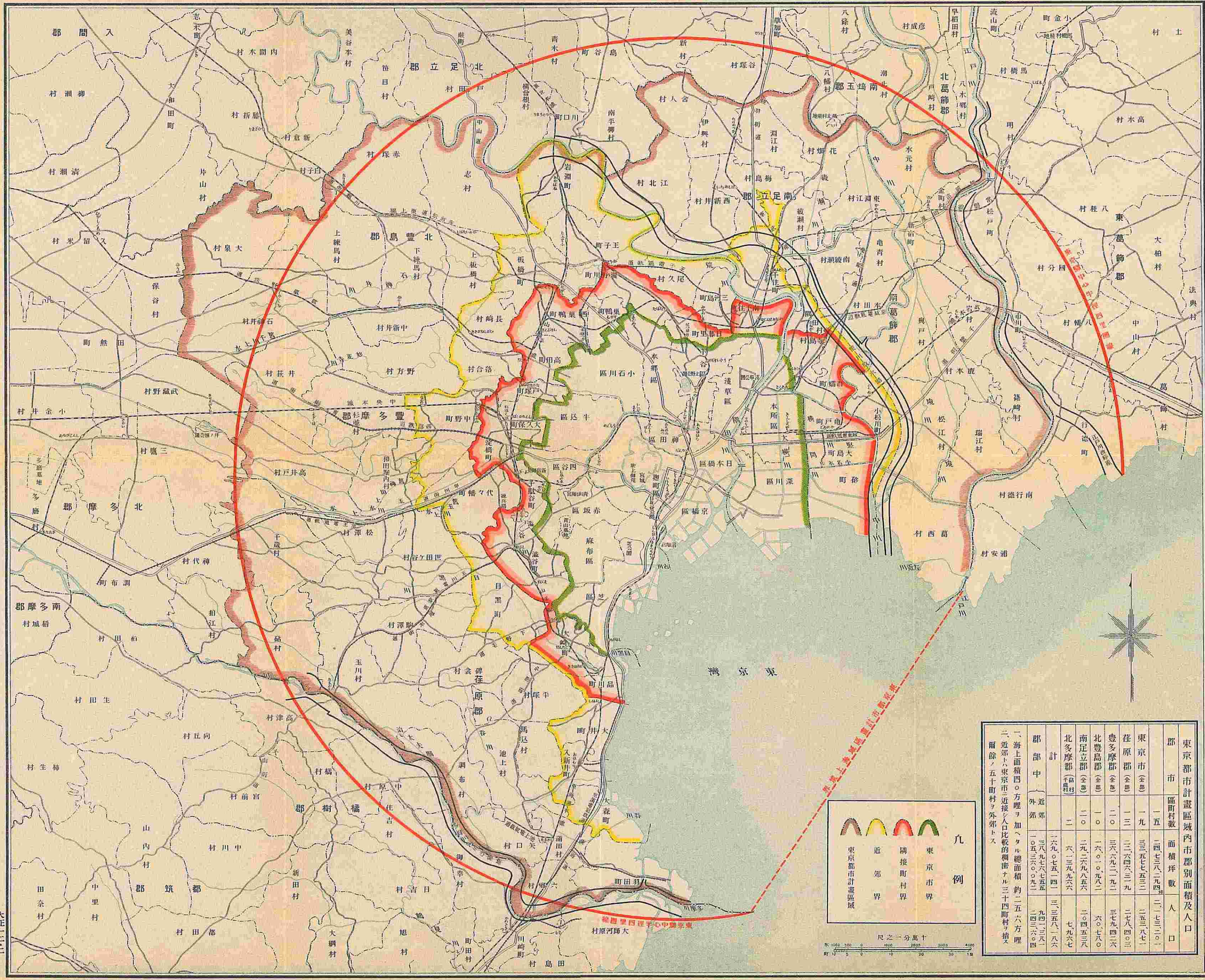

大正二二・二

東京都市計畫區域人口密度圖

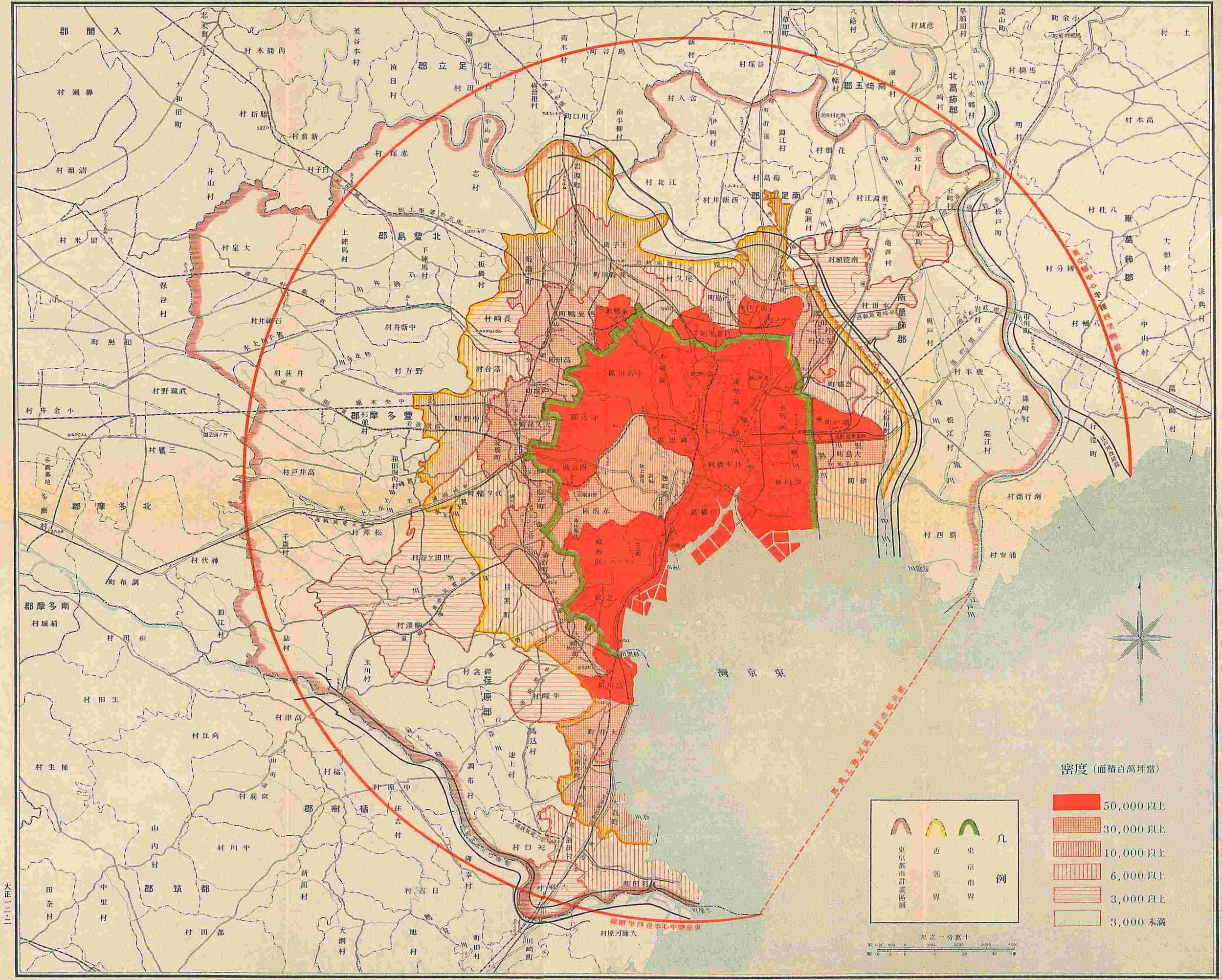

大正一二・二

二　人口の將來豫測

一　過去の增加狀態

人口將來豫測の基本

東京都市計畫區域人口の現狀に關しては前項に說述したり。茲に其の將來の趨勢を稽査するに當り先つ以て之か基本となるへき過去の增加狀態に付て顧る所あるへし。

「センサス」人口

人口の正確なるものは所謂「センサス」人口に俟つへしと雖、我國に於ては大正九年初めて國勢調査の施行を見たるものなるに依り一般に過去一定期間の人口增減は「センサス」の結果として知るを得す。獨り東京市に在りては明治四十一年全國に率先して比較的大規模の「センサス」を行ひたるに依り、國勢調査の結果と相俟ちて兩期間の人口狀態を稍正確に知り得へし。

公簿人口

「センサス」人口以外に於て從來普通に使用せらるる現住人口は總て公簿に基礎を置くものなり。而して同しく公簿人口と謂ふも之か算定の方式に至りては必すしも一ならす、其の類別凡左の如し。

(1)乙種現住人口　國勢院の推計人口算定等に用ゐらるるものにして、東京市に付て其の方式を示せば左の如し。

(1)　本籍人口＋入寄留人口及市内在監在營者等－出寄留人口等＝甲種現住人口

(2)　甲種現住人口－$\left(\frac{\text{全國入寄留人口－全國出寄留人口}}{\text{全國入寄留人口＋全國出寄留人口}}\right)\left(\text{東京市入寄留人口＋東京市出寄留人口}\right)$＝乙種現住人口

(ii)普通に用ゐらるる現住人口　閣令に基く統計報告に依る現住人口にして左の如く全く戸籍法及寄留法上の公簿人口なり。

本籍人口＋入寄留人口－出寄留人口及在監在營者等＝現住人口

普通現住人口の増加狀態

都市計畫區域内乙種現住人口に關しては茲に掲げざるべからず。公簿人口中普通に用ゐらるる現住人口の最近に調査したるもの卽ち大正十年末の現在數、及之より十年を遡りたる明治四十四年に至る各年末の人口竝其の増加年率を掲くるに左記第一表の如くにして、別に其の兩期人口の市町村内譯竝右期間内増加率を掲くるに左記第二表及第三表の如し。

右諸表に依れば過去十年間に於て東京市は約二割七分の増加を示し、近郊は通して約一倍四一の増加に當るも町村に依りては二倍乃至五倍の高率なるものあり、外郊と雖平均約二割八分の増加にして、全區域を通したる増加率は約四割六分となる。之を同しく過去十年間に於ける我國大都市の増加率（期間中に町村編入を行ひたるものは關係數字の控除計算を爲す）と比較するに、前記近郊の如き高率を示すもの存せざるのみならず、東京市及外郊の各増加率に比し高きものとしては僅に神戸、函館及呉等の諸市あるのみ、以て近時に於ける東京市及其の外圍膨脹程度の一斑を知るへし。而して此の十年間増加率は同時に第一表の數字と相俟ちて、東京市の人口か漸く飽和の狀態に近つかむとする經過及隣接町村は既に其の大勢東京市と近似するを示すに足り、爾餘の近郊部分亦旺に遞増人口を受け入れ、漸次外郊部に向て其の影響を與へむとする大體の傾向を表はすものなり。

大都市との増加狀態比較

増加實績の表示する傾向

公簿人口の確實性

公簿人口か如何なる程度に於て確實性を有するやは常に疑問とせられ、殊に所謂寄留整理等の行はれたる際には計數上に急劇なる變動の現はるるを普通とするか故に、此等の數字を以て直に過去の實相を正確に示すものと爲すは必すしも當らず。然れとも公簿人口と雖大體の狀況を知るに於て過つことなきのみならず、前記明治四十四年及大正十年の人口は孰れも略同一の内容及狀態に於て得たる數字なるに依り（東京市人口か寄留整理の後を承けたる關係は兩年分殆と相同し）、兩期間内の増加率其

のものとしては特に大なる誤數を藏することなるへく、且又前項掲出の國勢調査人口及其の密度竝次に述ふる東京市「センサス」人口増加率等をも參酌せは以上述ふる所は大體に於て誤なきに庶幾らむ。

東京市の「センサス」人口

東京市に在りては「センサス」人口の増減數を知り得ること既に一言したり。乃ち左の如し。

明治四十一年十月市勢調査人口	一、六二六、一〇三	
大正九年十月國勢調査人口	二、一五五、〇九一	(總數中より市勢調査施行後市部に編入したる内藤新宿町の人口一八、一一〇を控除す)
較差	五二八、九八八	
増加割合	三二五	

都市計畫區域内人口の過去の狀態概ね右の如し。其の増加年率の算定等に付ては記述の便宜上總て次項中に收むへし。

二　將來の趨勢稽査

市計畫區設定の基本人口

先つ東京都市計畫區域設定の基礎事項たる人口増加の推定を見るに既掲都市計畫區域設定理由書に示すか如く

東京市現在の人口密度面積百萬坪當八萬七千八百人は大體伯林(註 舊伯林)巴里(註 巴里市)の程度卽ち十萬人迄増加すへきものとし、結局總數二百四十七萬人に達すへく

近郊は現在の密度面積百萬坪當二萬四千人か五萬人(現在赤坂區の程度)迄増加するものとし、結局總數百九十五萬人に達すへく

外郊は現在の密度面積百萬坪當二千三百人か二萬五千人(現在麹町區又は吾嬬町の程度)迄増加するものとし、結局總數二百五十五萬人に達すへく

右合計六百九十七萬人にして市郡平均密度面積百萬坪當約四萬一千二百人(理由書の數字は後に至りて區域編入を爲したる大泉村を加へさる等の事情あるに依り此の數字に比し若干の差あり)に達すへく

都市人口密度の限界

而して此の現象は凡三十年後に到來するの豫定とせり。以上の想定は明治四十三年乃至大正九年の十年間に於ける人口増加の實績に其の基礎を置くものなり。

抑近代の都市問題中人口密度の限界に關する點は特に重要事項として取扱はるる所なるか、之か研究的調査は別の機會に待つこととし、試に大都市の人口密度を見るに既掲附屬表に於けるか如く、面積百萬坪に付

東京市		八七、八四八
大阪市		七〇、八六〇
京都市		三二、六〇六
神戸市		三二、八〇二
横濱市		三八、〇八八
名古屋市	(現在)	一四、一一三
	(町村併合前)	三四、九二四
大倫敦		一三、七七二
倫敦府		四八、九二八
巴里市		一二〇、一〇二
大伯林		一二、六八一
大紐育		二五、〇一一

にして、之に依れは現在東京市の人口密度は高きに過くるを知るへく、從て前述せる三十年後の密度市内十萬人、近郊五萬人、外郊二萬五千人、郡部平均三萬一千二百人、區域全體平均四萬一千二百人の豫定は其の地勢に顧み且我國一般都市との比較に於て必すしも疎なりと謂ふへからす。依て以下大體の密度を此の都市計畫區域設定の標準數に採りて數種の考査を試むへし。

乙種推計人口に依る豫測

一乙種推計人口增加率に依る豫測　大正十一年七月國勢院は大正十年十月一日の全國推計人口を發表したるか、此の數字は明治四十一年乃至大正七年の乙種人口に基きて其の增加平均年率を

$$\sqrt[10]{\frac{\text{大正七年乙種現住人口}}{\text{明治四十一年乙種現住人口}}} - 1 = R$$

の如く算出し、之を大正九年國勢調査の人口に適用したる結果にして、之に依れは東京市及郡部の增加年率は左の通とす。

東京市		〇一四二八
郡部	(都市計畫區域郡部中砧、千歳の二村を除く)	〇〇五八八〇
市郡平均		〇二八九二

而して右增加率は乙種人口の性質既述の如き結果として公簿人口中寧ろ低き增加率たるの傾向を存するものなり。今假に右增加率か將來に持續するものとして前述都市計畫區域設定の標準人口(區域全體)實現の時期を測るに左記第四表の如く大凡二十四年後なるを示す。

現住人口に依る豫測

二普通の現住人口增加率に依る豫測　國勢院の大正十年推計人口を基本とす

る市郡將來の人口想定は有益なる材料たるを失はずと雖、前揭增加率は男女各別の推計發表なるを本件調査に於て便宜合算したる等の事情あるに依り、此の間僅少の差あるを保すへからざると共に、所謂乙種人口なるものは稍專門的に用ゐらるる所に係り、且又郡部に付ては近郊及外郊等の區分を詳にし得さるの憾あるを以て、別に普通供用せらるる所の現住人口增加率に依る想定をも參酌するの要あり。

明治四十四年末及大正十年末の公簿人口及兩期間に於ける增加率は既述の如く左記第一表及第二表に詳なり。之か增加年率を

$$\sqrt[10]{\frac{\text{大正十年末現住人口}}{\text{明治四十四年末現住人口}}} - 1 = R$$

に依りて求むれは左の如し

東京市		・〇二四〇九
近郊	隣接町村	・一〇二一三
	隣接せさる町村	・〇九七五九
平均		・〇九一九〇
外		・〇二五三七
郡部平均		・〇七四三二
市郡平均		・〇三八五〇

今此の增加率を國勢調査人口に適用して前述都市計畫區域設定の標準人口實現の時期を測るに左記第五表の如く大凡十七年後なるを示し、國勢院推計人口の基本增加率に依る豫測に比すれは其の時期の到來は約七年を早むるものとなる。

「リースト・スクェア」に依る豫測

三、「リースト・スクェア」法の人口增加率に依る豫測　更に同しく公簿人口を基礎とする算定式の中、所謂直線式「リースト・スクェア」の法を用ひ、明治四十四年乃至大正十年各年末の人口を左記第一表に採りて此の法式の材料に供し、以て基數及增加數を求むれは左の如し。

		基數	增加數
東京市		一、九三〇、五一三	五〇、三〇六
近郊	隣接町村	二〇四、〇一二	四一、七四二
	隣接せさる町村	一二八、九〇八	一五、四二八
計		三三二、九二〇	五七、一七〇

外郊	一九六、四三三	五、〇一九
郡部合計	五二九、三五三	六二、一八九
市郡合計	二、四五九、八六六	一一二、四九五

右兩種の數字に基きて前述都市計畫區域設定の標準人口實現の時期を測るに左記第六表の如く大凡二十八年後なるを示し、等しく公簿現住人口に基く前揭(二)の增加率に依る豫測に比して甚しき差を表はす。是れ兩者算式の性質全く異るか爲なり。

「センサス」に依る豫測

四「センサス」人口增加率に依る東京市の豫測　既述の如く東京市のみに付ては「センサス」人口增加率を資料に供することを得。乃ち前揭兩「センサス」の結果得たる人口に基き其の期間の增加率を

$$\sqrt[15]{\frac{\text{大正九年國勢調査人口}}{\text{明治四十一年市勢調査人口}}} - 1 = R$$

に依りて算定するに

・〇二三七一

に當り、前記公簿人口に依る增加率に比し大差なきを示す。此の率を以て東京市のみの人口飽和期(卽ち二百四十七萬人に達する)を測るに左記第七表の如く約三年後なり。

各種豫測の綜合觀察及此等の價値

前來述ふる所に依りて知る如く、東京都市計畫區域設定の基礎としたる市郡將來の標準人口大約七百萬人其の密度面積百萬坪當約四萬一千二百人の實現想定は其の計算方法如何に依り各相異ると雖、要するに三十年見當を最長とするものなり。然れとも以上各種の想定方法は單に過去一定期間の實績に立ちて將來を律せむとする所謂機械的算定に過きず、其の他には何等の斟酌考量を加へさるか故に極めて複雜なる關係に支配せらるる都市及準都市人口の推移狀態を卜するの途としては決して完全なりと謂ふを得す。

惟ふに東京都市計畫區域內の人口か將來益增加すへきは何等疑ふの餘地なしと雖、其の增加か累進的なりや將遞減的なりやは頓かに斷すへからす。從て本件豫測の如く過去十年間又は十二年間の增加實績、而かも主として公簿上のものに依り一律に將來を推すことの果して如何なる程度に價値を有するかは疑問に屬し或は事實との懸隔なしとせさるも、今日に於ては姑く此等普通の事例に依る測定を基本とし之に對して各種の考量を加ふるの外途なかるへく、前揭測定上の算式を多樣に採用したるの意亦主として此の點の便宜を慮りたるに出つ。

第一表

人口十年間増加表

東京都市計畫區域人口十年間增加表

年次	種別	東京市	郡部				市郡合計
			近郊			外郊合計	
			隣接町村	隣接せる町村	計		
明治四四	人口	一、九一九、四一〇	二六〇、八八七	一五九、九一五	四三〇、八〇二	一九八、九五一	六一九、七五三
	前年に對する増加率	一・四九	一・四九	一・四九	一・四九	一・四九	一・四九
大正元	人口	二、〇三三、九八八	二九七、一〇三	一七〇、〇三四	四六七、一三七	二〇四、三六七	六七一、五〇四
	前年に對する増加率	一・一五	一・一四	一・一〇	一・一〇	一・一二	一・一一
二	人口	二、一五〇、〇一〇	三四二、五五五	一七五、九六五	五一八、五二〇	二一一、六四三	七三〇、一六三
	前年に對する増加率	一・一一	一・一五	一・〇三	一・一〇	一・〇九	一・〇九
三	人口	二、一一五、〇一〇	三七三、一五八	一八九、一八〇	五六三、三三八	二二三、八九一	七八五、二二九
	前年に對する増加率	一・〇〇	一・〇九	一・〇五	一・〇八	一・〇五	一・〇四
四	人口	二、二五〇、八九九	四〇五、五四〇	一九二、六九九	五九四、二三九	二二〇、八四四	八〇四、九四三
	前年に對する増加率	一・〇八	一・〇九	一・〇二	一・〇五	一・〇〇	一・〇三	一・〇三
五	人口	二、二五四、八四一	四四〇、五六四	二〇一、四〇〇	六四一、九六四	二二九、六五一	八七一、六一五
	前年に對する増加率	一・〇一	一・〇九	一・〇四	一・〇八	一・〇四	一・〇七
六	人口	二、二五五、六八八	四五六、五六四	二〇一、四〇〇	六五八、〇六四	二三五、三五一	八九三、四一五
	前年に對する増加率	一・〇〇	一・〇四	一・〇〇	一・〇三	一・〇三	一・〇二
七	人口	二、三四五、五八八	五一六、一六四	二一四、一九二	七三〇、八〇六	二四〇、九九一	九七一、七九七
	前年に對する増加率	一・〇九	一・一三	一・〇六	一・一一	一・〇二	一・〇八
八	人口	二、三五七、一八三	五四三、八四四	二一九、一二一	七六二、九六五	二四二、八五五	九八五、八一八
	前年に對する増加率	一・一〇	一・一一	一・一一	一・一一	一・〇一	一・〇八
九	人口	二、三七五、八三一	六四三、八七四	二二九、二二一	八七三、〇八五	二四三、七五一	一、一一六、八二六
	前年に對する増加率	一・〇一	一・一八	一・〇四	一・一四	一・〇〇	一・〇九
一〇	人口	二、三九五、八三〇	六六九、八四〇	二三三、三四〇	九〇三、一八〇	二四五、三四一	一、一四八、五二一
	前年に對する増加率	一・〇一	一・一二	一・〇二	一・〇四	一・〇一	一・〇三
十年間増加人口		五二五、九三〇	四五六、〇〇〇	一六三、九四〇	六一九、九四〇	四四、一八九	一、一六四、一二九
十年間人口増加率		一・二九	一・四四	一・〇五	一・一四	一・〇二	一・〇五

一　人口は各年末本籍人口に出入寄留人口等を加除したるものなり。

二　東京市明治四十四年の人口中には其の後に至りて市部に編入したる内藤新宿町の人口一萬二千百三十八人を含む。

三　増加率「コムマ」以下三位未滿は四捨五入す。

四　數字に△印を冠せるは比較減を示す。

第二表

東京都市計畫區域明治四十四年大正十年人口市町村別表

市町村名		明治四十四年末人口	大正十年末人口	較差	十年間增加率
東京市		一、九一九、四一〇	二、四三五、三四〇	五一五、九三〇	・二六九
○△	品川町	二一、七四二	四四、五一六	二二、七七四	一・〇四七
△	大森町	一五、九一一	二〇、七九六	四、八八五	・三〇七
	羽田町	一四、六三九	一五、九〇六	一、二六七	・〇八七
△	大井町	一八、六九六	三六、七三六	一八、〇四〇	・九六五
○△	大崎町	一〇、八四四	三七、三一七	二六、四七三	一・四四一
△	入新井町	八、二〇九	二一、一八〇	一二、九七一	一・五八〇
	蒲田村	三、〇三八	七、三二七	四、二八九	一・四一二
	六鄕村	三、三三三	四、四六六	一、一三三	・三四〇
	矢口村	三、五〇一	三、七六九	二六八	・〇七七
	調布村	二、八五六	三、〇三七	一八一	・〇六三
	池上村	四、八二九	五、八〇六	九七七	・二〇二
	馬込村	二、五一四	二、九三四	四二〇	・一六七
	平塚村	四、二一八	一〇、四九八	六、二八〇	一・四八九
	目黑町	七、四一八	一八、〇五八	一〇、六四〇	一・四三四
	碑衾村	三、六八七	四、四七五	七八八	・二一四
	駒澤村	四、三五二	七、三四八	二、九九六	・六八八
	世田ヶ谷村	七、九〇一	一五、五一三	七、六一二	・九六三
	玉川村	七、〇七八	八、一二六	一、〇四八	・一四八
	松澤村	一、八五二	二、三六六	五一四	・二七八
○△	淀橋町	二〇、九一九	四三、五八六	二二、六六七	一・〇八四
△	中野町	一一、四七八	二八、七三九	一七、二六一	一・五〇四
○△	千駄ヶ谷町	二二、一三五	三七、六二三	一五、四八八	・七〇〇
○△	澁谷町	四三、一五〇	九一、一七四	四八、〇二四	一・一一三
○△	大久保町	一二、三一六	二七、四三六	一五、一二〇	一・二二八
○△	戸塚町	五、二一五	一九、五七九	一四、三六四	二・七五四
△	落合村	二、八七七	八、五五六	五、六七九	一・九七四
△	代々幡町	五、五七七	二七、四二五	二一、八四八	三・九一八
	野方村	四、四七二	六、四三三	一、九六一	・四三九
	和田堀內村	二、九九〇	三、八二三	八三三	・二七九
	杉並村	四、一一四	五、九七七	一、八六三	・四五三
	井荻村	三、六七三	四、五三四	八六一	・二三四
	高井戸村	三、九三五	四、三六五	四三〇	・一〇九
△	板橋町	一一、三〇三	一六、八八八	五、五八五	・四九四

市町村名	明治四十四年末人口	大正十年末人口	較差	十年間増加率
○△南千住町	二一、八六八	五一、九九六	三〇、一二八	一三七八
△岩淵町	六、六五六	一四、二六三	七、六〇七	一一四三
○△巣鴨町	七、七二六	三〇、〇〇〇	二二、二七四	二八八三
△王子町	二六、二七〇	三九、九八九	一三、七一九	五二二
○△滝野川町	一七、七一一	四八、八五八	三一、一四七	一七五九
○△日暮里町	一三、二五七	四四、六八一	三一、四二四	二三七〇
志村	五、四二五	六、一三八	七一三	一三一
○△高田町	六、五六九	二六、六一一	二〇、〇四二	三〇五一
上練馬村	四、三六一	四、七六九	四〇八	〇九四
赤塚村	五、〇二三	五、六一〇	五八七	一一七
石神井村	五、六三五	六、八九二	一、二五七	二二三
△三河島町	四、七五六	二二、六二〇	一七、八六四	三七五六
△尾久村	二、五八三	六、一〇〇	三、五一七	一三六二
○△西巣鴨町	八、八五四	五三、二七三	四四、四一九	五〇一七
上板橋村	三、三一八	二、九四四	△三七四	△一一三
下練馬村	四、九〇四	五、九七六	一、〇七二	二一九
△長崎村	二、四七八	三、六九三	一、二一五	〇四九〇

市町村名	明治四十四年末人口	大正十年末人口	較差	十年間増加率
中新井村	一、八五〇	二、一五一	三〇一	一六三
大泉村	三、四二七	三、九四六	五一九	一五一
△千住町	二三、四三三	三四、四六七	一一、〇三四	四七一
西新井村	四、九八〇	五、六一六	六三六	一二八
江北村	五、五二二	五、〇四九	△四七三	△〇八六
舎人村	一、九三八	二、〇一一	七三	〇三八
淵江村	二、七四五	二、九九二	二四七	〇九〇
梅島村	三、四一五	三、六九九	二八四	〇八三
綾瀬村	二、六一五	二、六五五	四〇	〇一五
東淵江村	二、一一九	二、九五三	八三四	三九六
花畑村	三、七八三	四、〇九六	三一三	〇八三
伊興村	一、二八二	一、三八六	一〇四	〇八一
新宿町	一、五八八	二、五五一	九六三	六〇六
○△亀戸町	一四、二一一	四〇、一二一	二五、九一〇	一八二三
○△大島町	一一、七四〇	二三、九三九	一二、一九九	一〇三九
○△吾嬬町	七、五五五	三四、〇三八	二六、四八三	三五〇五
△小松川町	三、一七六	九、一四三	五、九六七	一八七九
松江村	三、九一三	八、二二四	四、三一一	一一〇二
瑞江村	五、六六八	六、一七四	五〇六	〇八九

市町村名	明治四十四年末人口	大正十年末人口	較差	十年間増加率
葛西村	七、六三八	八、五三八	九〇〇	・一一八
鹿本村	二、八八四	三、〇〇九	一二五	・〇四三
○△寺島村	八、〇三〇	二二、〇一五	一三、九八五	一・七四二
本田村	二、九四〇	六、七六九	三、八二九	一・三〇二
亀青村	二、二一七	二、九一〇	六九三	・三一三
南綾瀬村	二、九九〇	三、三八六	三九六	・一三三
篠崎村	三、〇二一	三、〇五七	三六	・〇一二
小岩村	四、〇九一	四、四七八	三八七	・〇九五
金町村	三、〇三八	三、五五二	五一四	・一六九
水元村	二、六八六	三、〇七四	三八八	・一四四
奥戸村	三、八九九	五、八四〇	一、九四一	・四九八
△隅田村	九、〇九四	一五、一六二	六、〇六八	・六六七
○△砂町	七、〇四五	一三、一三〇	六、〇八五	・八六四
砧村	三、二九七	三、七七五	四七八	・一四五
千歳村	三、七五七	四、六八〇	九二三	・二四六

一　本表は第一表の明治四十四年及大正十年人口に付市町村別明細を掲くるものなり。

二　町村名に○印を冠せるは隣接町村、△印を冠せるは近郊町村を示す。

東京都市計畫區域内市町村人口増加率順位表

順位	市町村名	十年間増加率	順位	市町村名	十年間増加率
	東京市	・二六九	一三	○△寺島村	一・七四二
一	○△西巣鴨町	五・〇一七	一四	△入新井町	一・五八〇
二	△代々幡町	三・九一八	一五	△中野町	一・五〇四
三	△三河島町	三・七五六	一六	平塚村	一・四八九
四	○△吾嬬町	三・五〇五	一七	○△大崎町	一・四四一
五	○△高田町	三・〇五一	一八	△目黒町	一・四三四
六	○△巣鴨町	二・八八三	一九	蒲田村	一・四一二
七	○△戸塚町	二・七五四	二〇	○△南千住町	一・三七八
八	○△日暮里町	二・三七〇	二一	△尾久村	一・三六二
九	△落合村	一・九七四	二二	本田村	一・三〇二
一〇	△小松川町	一・八七九	二三	○△大久保町	一・二二八
一一	○△亀戸町	一・八二三	二四	△岩淵町	一・一四三
一二	○△淀野川町	一・七五九	二五	○△渋谷町	一・一一三

順位	市町村名	十年間増加率	順位	市町村名	十年間増加率
二六	松江村	一・一〇二	五六	金町村	一・一六九
二七	△淀橋町	一・〇八四	五七	馬込村	一・一六七
二八	△品川町	一・〇四七	五八	中新井村	一・一六三
二九	△大島町	一・〇三九	五九	大泉村	一・一五一
三〇	△大井町	九六五	六〇	玉川村	一・一四八
三一	世田ヶ谷村	九六三	六一	砧村	一・一四五
三二	△砂町	八六四	六二	永元村	一・一四四
三三	△千駄ヶ谷町	七〇〇	六三	南綾瀬村	一・一三二
三四	駒澤村	六八八	六四	志村	一・一三一
三五	△隅田村	六六七	六五	西新井村	一・一二八
三六	新宿町	六〇六	六六	葛西村	一・一一八
三七	△王子町	五二二	六七	赤塚村	一・一一七
三八	奥戸村	四九九	六八	高井戸村	一・一〇九
三九	△板橋町	四九四	六九	小岩村	一・〇九五
四〇	△長崎村	四九〇	七〇	上練馬村	一・〇九四
四一	△千住町	四七一	七一	瀧江村	一・〇九〇
四二	杉並村	四五三	七二	瑞江村	一・〇八九
四三	野方村	四三九	七三	羽田町	一・〇八七
四四	東瀧江村	三九六	七四	梅島村	一・〇八三
四五	六郷村	三四〇	七五	花畑村	一・〇八三
四六	亀青村	三一三	七六	伊興村	一・〇八一
四七	△大森町	三〇七	七七	矢口村	一・〇七七
四八	和田堀内村	二七九	七八	調布村	一・〇六三
四九	松澤村	二七八	七九	鹿本村	一・〇四三
五〇	千歳村	二四六	八〇	舎人村	一・〇三八
五一	井荻村	二三四	八一	綾瀬村	一・〇一五
五二	石神井村	二二三	八二	篠崎村	一・〇一二
五三	下練馬村	二一九	八三	江北村	△一・〇八六
五四	砧村	二一四	八四	上板橋村	△一・一三
五五	池上村	二〇二			

一　本表は第二表に伴ふものなり。

東京都市計畫區域人口將來の豫測表（其一）（乙種推計人口增加率に依るもの）

乙種推計人口に依る豫測表

年次		東京市	郡部	市郡合計
一	大正 一〇	二、二〇四、二〇〇	一、二五一、一〇〇	三、四五五、三〇〇
一	一一	二、二三五、七〇〇	一、三一〇、九〇〇	三、五五五、二〇〇
一	一二	二、二六七、六〇〇	一、三九四、六〇〇	三、六五八、〇〇〇
二	一三	二、三〇〇、〇〇〇	一、四七二、四〇〇	三、七六三、八〇〇
三	一四	二、三三二、八〇〇	一、五五四、六〇〇	三、八七二、六〇〇
四	一五	二、三六六、一〇〇	一、六四一、四〇〇	三、九八四、六〇〇
五	一六	二、三九九、九〇〇	一、七三二、九〇〇	四、〇九九、八〇〇
六	一七	二、四三四、一〇〇	一、八二九、六〇〇	四、二一八、四〇〇
七	一八	二、四六九、〇〇〇	一、九三一、七〇〇	四、三四〇、四〇〇
八	一九	二、五〇四、三〇〇	二、〇三九、五〇〇	四、四六五、九〇〇
九	二〇	二、五四〇、一〇〇	二、一五三、三〇〇	四、五九五、一〇〇
一〇	二一	二、五七六、四〇〇	二、二七三、五〇〇	四、七二八、〇〇〇
一一	二二	二、六一三、一〇〇	二、四〇〇、三〇〇	四、八六四、七〇〇
一二	二三	二、六五〇、五〇〇	二、五三四、三〇〇	五、一八五、四〇〇
一三	二四	二、六八八、三〇〇	二、六七五、七〇〇	五、一五〇、一〇〇
一四	二五	二、七二六、七〇〇	二、八二五、〇〇〇	五、二九九、一〇〇
一五	二六	二、七六五、六〇〇	二、九八二、六〇〇	五、四五五、三〇〇
一六	二七	二、八〇五、一〇〇	三、一四九、一〇〇	五、六一〇、〇〇〇
一七	二八	二、八四五、二〇〇	三、三二四、八〇〇	五、七七二、二〇〇
一八	二九	二、八八五、八〇〇	三、五一〇、三〇〇	五、九三九、一〇〇
一九	三〇	二、九二七、〇〇〇	三、七〇六、二〇〇	六、一一〇、九〇〇
二〇	三一	二、九六八、八〇〇	三、九一三、〇〇〇	六、二八七、六〇〇
二一	三二	三、〇一一、二〇〇	四、一三一、三〇〇	六、四六九、四〇〇
二二	三三	三、〇五四、二〇〇	四、三六一、八〇〇	六、六五六、五〇〇
二三	三四	三、〇九七、八〇〇	四、六〇五、二〇〇	六、八四九、〇〇〇
二四	三五	三、一四二、〇〇〇	四、八六二、二〇〇	七、〇四七、一〇〇
二五	三六	三、一八六、九〇〇	五、一三三、五〇〇	七、二五〇、九〇〇
二六	三七	三、二三二、四〇〇	五、四二〇、〇〇〇	七、四六〇、六〇〇
二七	三八	三、二七八、六〇〇	五、七二二、四〇〇	七、六七六、四〇〇
二八	三九	三、三二五、四〇〇	六、〇四一、七〇〇	七、八九八、四〇〇
二九	四〇	三、三七二、九〇〇	六、三七八、八〇〇	八、一二六、八〇〇

一　本表人口算定の基礎としたる國勢院大正十年の推計人口算定率は大正十一年七月國勢院發表に係る左記大正十年十月一日現在推計人口と大正九年國勢調査人口とに依り算

出したるものにして右發表は男女各別に增加率を掲出しあるを本件調査に於て便宜之を合算したるか故に此の間多少の差を免れず。

東京市　二、二〇四、四〇〇
郡部（都市計畫區域郡部中　一、二四二、七〇〇
　　砧・千歳二村を除く）
市郡合計　三、四四七、一〇〇

二　算出人口百位未滿は四捨五入す。

三　數字の右側に線を附したるは都市計畫區域設定の標準人口に對し大約該當するを示す。

四　東京市と郡部との人口合計か表示合計數に符合せさるは各算出「根」を異にするか爲にして供用算式の性質に伴ふ自然の結果なり。

五　人口飽和期たることの疑なき年次以後に付て長期間掲出せるものあるは全區域の考察上便宜と認めたるに依る。

第五表

東京都市計畫區域人口將來の豫測表（其二）（普通の現住人口增加率に依るもの）

現在人口に依る豫測表

年次	東京市	郡部				市郡合計
		近接町村	隣接せさる町村	計	外郊合計	
一九三〇	二、三五四、一〇〇	七九九、九〇〇	三五〇、七〇〇	一、一三五、五〇〇	二五六、一〇〇	三、五六二、七〇〇
一九三一	二、三九〇、二〇〇	八五九、六〇〇	三九五、九〇〇	一、二五五、五〇〇	二六六、八〇〇	三、七六一、一〇〇
一九三二	二、四四七、九〇〇	九四七、四〇〇	四三五、九〇〇	一、三八三、三〇〇	二七七、八〇〇	三、九三九、九〇〇
一九三三	二、五〇六、九〇〇	一、〇四四、二〇〇	四七六、九〇〇	一、五二一、一〇〇	二八八、八〇〇	四、〇九五、三〇〇
一九三四	二、五六七、二〇〇	一、一五〇、六〇〇	五二三、四〇〇	一、六七四、〇〇〇	二九九、八〇〇	四、二五三、七〇〇
一九三五	二、六二九、三〇〇	一、二六〇、八〇〇	五七四、四〇〇	一、八三五、二〇〇	三一一、〇〇〇	四、四五五、五〇〇
一九三六	二、六九二、一〇〇	一、三七二、八〇〇	六二九、九〇〇	二、〇〇二、七〇〇	三二二、二〇〇	四、六六七、〇〇〇
一九三七	二、七五六、二〇〇	一、四九〇、〇〇〇	六八七、四〇〇	二、一七七、四〇〇	三三三、四〇〇	四、八七七、〇〇〇
一九三八	二、八二一、九〇〇	一、六一〇、二〇〇	七四七、四〇〇	二、三五七、六〇〇	三四四、七〇〇	五、〇八四、二〇〇
一九三九	二、八八九、二〇〇	一、七三〇、四〇〇	八〇八、九〇〇	二、五三九、三〇〇	三五六、〇〇〇	五、二八四、五〇〇
一九四〇	二、九五八、五〇〇	一、八五一、六〇〇	八七〇、九〇〇	二、七二二、五〇〇	三六七、三〇〇	五、四八八、三〇〇
一九四一	三、〇二九、一〇〇	一、九七三、八〇〇	九三四、四〇〇	二、九〇八、二〇〇	三七八、七〇〇	五、六九六、〇〇〇
一九四二	三、一〇一、九〇〇	二、〇九七、〇〇〇	九九八、四〇〇	三、〇九五、四〇〇	三九〇、二〇〇	五、九〇七、五〇〇
一九四三	三、一七六、八〇〇	二、二二〇、二〇〇	一、〇六二、九〇〇	三、二八三、一〇〇	四〇一、九〇〇	六、一二二、八〇〇
一九四四	三、二五三、七〇〇	二、三四四、四〇〇	一、一二八、九〇〇	三、四七三、三〇〇	四一三、八〇〇	六、三四三、八〇〇
一九四五	三、三三一、七〇〇	二、四七〇、〇〇〇	一、一九五、七〇〇	三、六六五、七〇〇	四二五、九〇〇	六、五七三、五〇〇
一九四六	三、四一〇、八〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	一、二六五、八〇〇	三、八六五、八〇〇	四三八、二〇〇	六、八一四、八〇〇
一九四七	三、四九一、一〇〇	二、七三〇、〇〇〇	一、三三八、九〇〇	四、〇六八、九〇〇	四五〇、八〇〇	七、〇六〇、八〇〇
一九四八	三、五七四、四〇〇	二、八六五、一〇〇	一、四一四、二〇〇	四、二七九、三〇〇	四六三、六〇〇	七、三一七、三〇〇

年次	東京市	郡部 近郊 隣接町村	郡部 近郊 隣接せる町村	郡部 近郊 計	郡部 外郊	郡部 合計	市郡合計
大正							
一九	三五八三七〇〇	四九四八一〇〇	二一一五六〇〇	五九六五一〇〇	四二三一〇〇	七四三二〇〇	七四三二〇〇
二〇	三六六九〇〇〇	五〇四五六〇〇	二一三三一〇〇	六〇五一三〇〇	四三三七〇〇	七七五六九〇〇	七七五六九〇〇
二一	三七五七〇〇〇	五一〇二六三〇〇	二一五四八七〇〇	七一一七〇〇〇	四三三〇〇〇	八〇四八〇〇〇	八〇四八〇〇〇
二二	三八四七九〇〇	五二三五三〇〇	二一七九七四三〇	七七六五六〇〇	四四四四〇〇〇	八二三四五〇〇	八二三四五〇〇
二三	三九四〇五〇〇	五三四〇七一〇〇	二一九〇四四〇〇	七九四九三〇〇	四五五七〇〇	八五三四五〇〇	八五三四五〇〇
二四	四〇五五五〇〇	五四五〇六八〇〇	二二〇〇九五三〇〇	八〇六〇六三〇〇	四六七三〇〇	八七二七三〇〇	八七二七三〇〇
二五	四一四一五〇〇	五五五八八二〇〇	二二一〇五九四〇〇	八一〇一〇四〇〇	四七九二〇〇	八八一〇三二〇〇	八八一〇三二〇〇
二六	四二三一一〇〇	五六六九九二〇〇	二二二〇五三九〇〇	八二一〇五三九〇〇	四九一四〇〇	八九二〇四三〇〇	八九二〇四三〇〇
二七	四三三八五〇〇	五七七四〇〇〇	二二三〇四九一〇〇	八三一〇八九一〇〇	五〇三九〇〇	九〇一〇八〇一〇〇	九〇一〇八〇一〇〇
二八	四四四五四〇〇	五八七八一〇〇	二二四〇五六八〇〇	八四一一〇八八〇〇	五一六七〇〇	九一一八〇五八〇〇	九一一八〇五八〇〇
二九	四五五二七〇〇	五九八二二〇〇	二二五一〇八九〇〇	八五一二一一〇〇	五二六八〇〇	九二一七九九一〇〇	九二一七九九一〇〇

一　本表人口算定の基礎としたる過去の人口は第一表の明治四十四年及大正十年分に依る。

二　算出人口百位未満は四捨五入す。

三　數字の右側に縦線を附したるは都市計畫區域設定の標準人口に對し大約該當するを示す。

四　東京市と郡部又は郡部内の各人口合計か各其の表示合計數に符合せさるは各算出「根」を異にするか爲にして供用算式の性質に伴ふ自然の結果なり。

五　人口飽和期たることの疑なき年次以後に付て長期間掲出せるものあるは全區域の考察上便宜と認めたるに依る。

第六表

東京都市計畫區域人口將來の豫測表（其三）（「リースト・スクエア」法の人口增加率に依るもの）

「リースト・スクエア」に依る豫測表

年次	東京市	郡部 近郊 隣接町村	郡部 近郊 隣接せる町村	郡部 近郊 計	郡部 外郊	郡部 合計	市郡合計
大正							
一〇	二四八二九〇〇	六六三二〇〇	二九八六〇〇	九六一八〇〇	二五一六〇〇	一二三四八〇〇	三六九七八〇〇
一一	二五三四二〇〇	七〇四九二〇	三一〇〇〇	一〇一八九二〇〇	二五六七〇〇	一二四八五九〇〇	三八九三九〇〇
一二	二五八四五〇〇	七四六七〇〇	三二九五〇〇	一〇七六二〇〇	二六一七〇〇	一二九三九〇〇	三九三三九〇〇
一三	二六四六九〇〇	七八八四〇〇	三四四九〇〇	一一三三七三〇〇	二六六七〇〇	一三〇〇四一〇〇	四〇〇四一〇〇
一四	二七〇五八〇〇	八三〇一〇〇	三五八〇三〇〇	一一九〇一一三〇〇	二七一八〇〇	一三五二一一〇〇	四〇五七一一〇〇
一五	二七七五七〇〇	八七九八〇〇	三七一一八〇〇	一一八五七七〇〇	二七六八〇〇	一三六二五八〇〇	四一三三五八〇〇
一六	二八四八〇〇〇	九三五八〇〇	三八七三〇〇〇	一二四一八八〇〇	二八二六〇〇	一三九四四八〇〇	四一八八四八〇〇
一七	二九二六〇〇〇	九九二七〇〇	四〇三七〇〇〇	一二九九七〇〇	二八七八〇〇	一四二七七五〇〇	四二五九七五〇〇
一八	二九九六〇〇〇	一〇五八〇〇	四一七二〇〇〇	一三四七八〇〇	二九三八〇〇	一四六六一六〇〇	四三八六一六〇〇
一九	三〇六八〇〇〇	一一二四〇〇	四二八二〇〇〇	一三九七二〇〇	二九九八〇〇	一四九六一八〇〇	四四八六一八〇〇

年次	東京市	都				郡部		市郡合計
		近郊						
		隣接町村	隣接せる町村	計	外郊	合計		
九 大正	二、九六六、九〇〇	一、〇二〇、三〇〇	四五二、七〇〇	一、四七三、〇〇〇	四〇一、四〇〇	一、八七四、四〇〇		四、八四〇、三〇〇
一〇	三、〇三五、一〇〇	一、一三二、八〇〇	四八六、三〇〇	一、六一九、一〇〇	四〇六、九〇〇	二、〇二六、〇〇〇		五、〇六一、一〇〇
一一	三、〇七七、六〇〇	一、一六四、一〇〇	四八七、六〇〇	一、六五一、七〇〇	四一二、九〇〇	二、〇六四、六〇〇		五、一四二、二〇〇
一二	三、一二五、九〇〇	一、二一〇、五〇〇	四九九、一〇〇	一、七一〇、六〇〇	四一六、九〇〇	二、一二七、五〇〇		五、二五三、四〇〇
一三	三、一八八、一〇〇	一、二四七、二〇〇	五一四、六〇〇	一、七六一、八〇〇	四一一、八〇〇	二、一七三、六〇〇		五、三六一、七〇〇
一四	三、二三八、三〇〇	一、二八九、三〇〇	五二〇、〇〇〇	一、八〇九、三〇〇	四二六、九〇〇	二、二三六、二〇〇		五、四七四、四〇〇
一五	三、二八八、八〇〇	一、三三一、〇〇〇	五四五、五〇〇	一、八七六、五〇〇	四三一、八〇〇	二、三〇八、四〇〇		五、五九七、二〇〇
一六	三、三五九、一〇〇	一、三七一、八〇〇	五六〇、六〇〇	一、九三二、四〇〇	四三七、〇〇〇	二、三七〇、四〇〇		五、六六九、五〇〇
一七	三、四九九、四〇〇	一、四一四、三〇〇	五七六、三〇〇	一、九九〇、六〇〇	四四一、〇〇〇	二、四三一、六〇〇		五、七三一、一〇〇
一八	三、四三九、七〇〇	一、四五九、三〇〇	五九一、七〇〇	二、〇五一、〇〇〇	四四八、〇〇〇	二、四九九、〇〇〇		五、八三八、七〇〇
一九	三、四九〇、〇〇〇	一、四九八、〇〇〇	六〇七、一〇〇	二、一〇五、一〇〇	四五五、〇〇〇	二、五六〇、一〇〇		五、九五〇、一〇〇
二〇	三、五四〇、三〇〇	一、五三五、八〇〇	六二三、六〇〇	二、一五九、四〇〇	四六二、〇〇〇	二、六二一、四〇〇		六、〇六一、七〇〇
二一	三、五九〇、三〇〇	一、五八一、七〇〇	六三八、八〇〇	二、二二〇、五〇〇	四六九、〇〇〇	二、六八九、五〇〇		六、一七九、八〇〇
二二	三、六四〇、六〇〇	一、六二七、三〇〇	六五五、三〇〇	二、二八二、六〇〇	四七六、〇〇〇	二、七五八、六〇〇		六、二九九、二〇〇
二三	三、六九〇、四〇〇	一、六七三、〇〇〇	六六八、九〇〇	二、三四一、九〇〇	四八三、〇〇〇	二、八二四、九〇〇		六、四一五、三〇〇
二四	三、七四一、二〇〇	一、七二〇、八〇〇	六八二、三〇〇	二、四〇三、一〇〇	四九〇、〇〇〇	二、八九三、一〇〇		六、五三四、三〇〇
二五	三、七九一、二〇〇	一、七六八、九〇〇	六九六、七〇〇	二、四六五、六〇〇	四九七、〇〇〇	二、九六二、六〇〇		六、六五三、八〇〇
二六	三、八四三、一〇〇	一、八一六、〇〇〇	七一二、〇〇〇	二、五二八、〇〇〇	五〇四、〇〇〇	三、〇三二、〇〇〇		六、七七五、一〇〇
二七	三、八九三、四〇〇	一、八五三、〇〇〇	七二五、〇〇〇	二、五七八、〇〇〇	五一一、〇〇〇	三、〇八九、〇〇〇		六、八八二、四〇〇
二八	三、九四三、六〇〇	一、八九二、七〇〇	七三八、三〇〇	二、六三一、〇〇〇	五一八、〇〇〇	三、一四九、〇〇〇		六、九九二、六〇〇
二九	四、〇〇〇、一〇〇	一、九三二、四〇〇	七五一、七〇〇	二、六八四、一〇〇	五二五、〇〇〇	三、二〇九、一〇〇		七、〇九五、二〇〇

一　本表人口算定の基礎としたる過去の人口は第一表各年分に依る。

二　算出人口百位未満は四捨五入す。

三　數字の右側に縦線を附したるは都市計畫區域設定の標準人口に對し大約該當するを示す。

四　本表に依れば既に大正十年及同十一年の人口が實際に遠さかるものあるを示すも是れ供用算式の性質に伴ふ自然の結果にして長き期間を豫測する過程上免れ難き所に屬す。

五　人口飽和期たることの疑なき年次以後に付て長期間掲出せるものあるは全區域の考察上便宜と認めたるに依る。

第七表　東京都市計畫區域人口將來の豫測表（其四）（「センサス」人口增加率に依るもの）

「センサス」に依る豫測表

年次	東京市	年次	東京市	年次	東京市
大正一〇	二、二三四、七〇〇	大正一一	二、二七七、四〇〇	大正一二	二、三二一、四〇〇
—		—		—	

年次	東京市	年次	東京市	年次	東京市	年次	東京市
二	二、三八六、七〇〇	一二		大正二三	三、〇一六、九〇〇	二二	三、八一三、五〇〇
三	二、四四三、三〇〇	一三	二四	二四	三、〇八八、四〇〇	三三	三、九〇三、九〇〇
四	二、五〇一、二〇〇	一四	二五	二五	三、一六一、六〇〇	三四	三、九九六、五〇〇
五	二、五六〇、五〇〇	一五	二六	二六	三、二三六、六〇〇	三五	四、〇九一、三〇〇
六	二、六二一、二〇〇	一六	二七	二七	三、三一三、三〇〇	三六	四、一八八、三〇〇
七	二、六八三、三〇〇	一七	二八	二八	三、三九一、九〇〇	三七	四、二八七、六〇〇
八	二、七四六、九〇〇	一八	二九	二九	三、四七二、三〇〇	三八	四、三八九、三〇〇
九	二、八一二、〇〇〇	一九	三〇	三〇	三、五五四、六〇〇	三九	四、四九三、四〇〇
一〇	二、八七八、七〇〇	二〇	三一	三一	三、六三八、九〇〇	四〇	
一一	二、九四七、〇〇〇	二一		三二	三、七二五、二〇〇		
一二		二二					

一　本表人口の算定の基礎としたる過去の人口は明治四十一年市勢調査及大正九年國勢調査の結果に依る。

二　算出人口百位未滿は四捨五入す。

三　數字の右側に縱線を附したるは都市計畫區域設定の標準人口に對し大約該當するを示す。

四　人口飽和期たることの疑なき年次以後に付て長期間掲出せるは他の豫測表との對照に於て全區域の考察上便宜と認めたるに依る。

三　近郊が東京市と同一の取扱を受くる法令事項

東京市との同化

東京市の近郊町村中には其の發達の狀態が東京市と異る所なく、外觀上殆と市部との區分を爲し得さるものあるは特に說明を要せす。而して他面法令上等に於て如何なる點まて東京市と同一の取扱を受けつつありや、卽ち市と近郊との同化に促されて普通町村には適用せられさる法令規定か特に東京市の近郊に對し如何なる程度及範圍に於て不可分的に若は類似狀態に適用せられつつありやを見ることは新たに構成すへき帝都の區域問題に關し一個の資料たるへし。之に屬する事項大凡左の通にして其の適用町村名次表の如し。卽ち之に依りて或る一定の環狀範圍か自ら東京市と特に緊密なる關係に在ることを知るへし。

東京市に準する法令事項

(一)　東京都市計畫の區域たること。

(二)　大都市に施行を原則とする市街地建築物法の適用あること。

(三)　大都市に施行を原則とする借地法、借家法及借地借家調停法の適用あること。

(四) 傳染病豫防法第十七條に依り地方長官か特に傳染病院又は隔離病舍の設置を命すること。

(五) 市に施行を原則とする汚物掃除法を同法第十一條に依り地方長官か特に準用せること。

(六) 東京電話加入區域たること。

(七) 東京市公金郵便振替貯金特別取扱か東京市內同樣行はるること。

(八) 一般に行はれさる速達郵便取扱か東京市內同樣行はるること。

(九) 職業紹介法施行令は人口三萬以上の町村に對し市と同樣職業紹介所の設置を命し得るものとせり。尙特に明定するところなきも市制は人口三萬以上の地に布くことの取扱なるか如し。共に其の適格町村十四に及ふ。

(十) 産業組合法第一條に依り都市と同樣組合員に對する手形割引又は組合員外の貯金取扱を爲すこと。

(十一) 直接の法令事項に非るも居住稅たる戶數割より進化し市街地に適用を常例とする家屋稅制の實施せらるること。

近郊か東京市と同一の取扱を受くる法令事項表

町村名	東京都市計畫區域	市街地建築物法適用	借地法及借家法等適用	傳染病院又は隔離舍設置命令	汚物掃除法準用	東京電話加入區域	東京市公金振替貯金取扱地域	速達郵便取扱地域	職業紹介所設置の適格	産業組合法第一條適用	家屋稅制實施
近											
○品川町											
○淀橋町											
○澁谷町											
○千駄ヶ谷町											
○南千住町											
○日暮里町											
○西巢鴨町											
○大久保町											
○巢鴨町											
○瀧野川町											
○龜戶町											
○大崎町											
○高田町											
○吾嬬町											

町村名	東京都市計畫區域	市街地建築物法適用	借地法及借家法等適用	借家調停法又は同法第廿條ノ合議制ノ適用	汚物掃除法準用	東京電話加入區域	東京市ノ全部又ハ一部ノ貯水地域	遠距離郵便取扱地域	職業紹介所設置ノ適格	産業組合法第一條ノ適用	家屋稅制實施
○戸塚町											
○大島町											
○砂町											
○寺島村											
大井町											
代々幡町											
目黒町											
王子町											
千住町											
三河島町											
大森町											
中野町											
落合村											
板橋町											
尾久村											
長崎村											
隅田村											

町村名	東京都市計畫區域	市街地建築物法適用	借地法及借家法等適用	借家調停法又は同法第廿條ノ合議制ノ適用	汚物掃除法準用	東京電話加入區域	東京市ノ全部又ハ一部ノ貯水地域	遠距離郵便取扱地域	職業紹介所設置ノ適格	産業組合法第一條ノ適用	家屋稅制實施
入新井町											
岩淵町											
小松川町											
平塚村											
羽田町											
蒲田村											
六鄕村											
池上村											
駒澤村											
世田ヶ谷村											
志村											
上練馬村											
赤塚村											
石神井村											
上板橋村											
下練馬村											
中新井村											
大泉村											
西新井村											

町村名	東京都市計畫區域	市街地建築物法適用	借地法及借家法等適用	傳染病院又は稍命令設置命令	汚物掃除法準用	東京電話加入區域	東京市公金收支金庫預金取扱地域	職業紹介所設置の適格	産業組合法第一條適用	家屋稅制實施
本田村	—									—
南綾瀬村	—									—
矢口外三十一町村	—									—

一　本表中町村の一部にのみ關係のもの二三あり。

二　一印は該當事項の取扱を受くるものたるを示す。　崔原、北豐島南葛飾の三郡町村中には都立病院存在の關係上傳染病院等設置命令なきものあらむ。

三　町村名に○印を冠せるは隣接町村を示す。

四　交　通

一　序　說

全國交通上に於ける都市計畫區域の地位及區域内交通調査

東京都市計畫區域は首都を含むか故に自ら全國に於ける交通の中心點と爲り、事情複雜を極むるを以て此の區域内の交通狀態を審かにせむには特別の調査に俟たさるへからす。　從來東京市を中心とする一帶の地域の發展に伴ひ、之に對應すへき各種計畫上の必要に迫られて關係地域の交通調査を見たること一再に止まらすと雖多くは部局的のものに屬し未た全區域の交通事情を組織的に示すに足る完全なるものあるを見す。　從て茲に調査時期を同ふする統一的資料を供用し得さるの憾あるも、成るへく最近の事實に依り都市計畫區域内交通關係の概要を道路、河川、軌道、鐵道其の他數目に區分して記述せむと欲す。（尚部局的事項を詳述するの機會は之を他日に期し茲には市郡間交通の關係を主眼として述ふへく、又其の軌道鐵道の系統等は附屬圖面を以て明かにすへし）

二　道　路

道路網完成の傾向及其の統一處理の必要

東京市及所謂準東京の地域に存する道路か其の系統に於て將又其の構造に於て近代的都市の要求に適はさるものあるは周知の事實にして特に說述を須ひすと雖、時世の進運に促されて近來漸く道路網の整善及道路實體の改善等に向て各種施設の行はるるを見る。　而して此等施設の中市郡の連絡に關するものは東京市及之を圍繞する地域か既に一體の集團として極めて緊密なる相互關係に在り、若は漸次其の域に進みつつあることを主眼として都市計畫法等の運用に依り統一的に企畫せらるへき筈なるに拘らす、事實は行政主體多數に亙るの結果此の理想の實現に逆行するものなしとせさるを憾む、道路網の連絡上に

於て殊に然り。

道路の延長面積國道

一道路の延長、面積　道路は其の幅員、構造等必ずしも道路種別の如何に關はらずと雖從來我國道路網中の基幹を爲すものは謂ふまでもなく國道路線にして、主として軍事の目的を有するものの外は全國に於ける三十有八の國道路線成な其の起點を東京市内に有す、乃ち基本路線左表の如し。

國道表

國道表

路線名	延長			面積			平均幅員		
	市内	郡部	計	市内	郡部	計	市内	郡部	
第一號	四、二四〇間	五、七四四・三	九、九八七・三	四七、七二〇坪	二八、二六一・七七	七五、八八一・七七	二一・三間	四・九間	
第八號	四四、四五〇	七、三二五・九	二一、七七五・九	三四、五三〇・三三	四一、七〇〇・三三	一〇七、〇三〇・六三	一四・六	五・七	
第九號	三、四八〇	五、六四四・一	八、九二四・一	三九、八〇〇	三四、六八四・四五	六四、四八四・四五	一一・四四	四・五	
第四號	三〇、〇三一	五、三九七・二	八、四二九・二	三三、六五〇	一五、一二三・一六	四八、七七三・一六	一〇・九	二・八	
第七號	一、九八八	四、九〇三・一一	六、八九一・一	一〇、一三三	一九、八五二・四〇	二九、九八五・四〇	五・三	四・〇	
第六號	—	五、三九一・五	五、三九一・五	—	二、五六六・〇〇	二、五六六・〇〇	—	四・〇	
計	一七、一九〇	三四、二九二・一	五一、四八二・一	一九六、六四三	一五一、〇七一・四一	三四七、七一四・四一	一一・四	四・四	

一　路線の系統概要は左の通にして其の基點は總て日本橋の中央とす。尚系統は附屬圖面に於て容易に知ることを得べし。

第一號―所謂東海道にして芝區高輪町より郡部に入り多く海岸線に沿ひ六鄕村に於て鐵道東海道線路と竝行して神奈川縣に入る。

第八號―所謂甲州街道にして日本橋區通一丁目に於て分岐し四谷區新宿町より郡部に入り千歲村に於て京王電氣軌道と並行して域外に出つ。

第九號―所謂中山道にして小石川區西丸町より郡部に入り志村に於て埼玉縣に入る。

第四號―所謂陸羽街道にして日本橋區本町三丁目に於て分岐し淺草區田中町より郡部に入り淵江村に於て鐵道東武線路と竝行して埼玉縣に入る。

第七號―所謂千葉街道にして日本橋區淺草橋南橋詰に於て分岐し本所區松代町より郡部に入り小岩村に於て鐵道總武線路と竝行して千葉縣に入る。

第六號―所謂陸前濱街道にして千住町に於て分岐し金町村より鐵道常盤線路と竝行して千葉縣に入る。

二　平均幅員は延長を以て面積を除したるものなり。實際に於て最も廣きものも二十間を出でず。

府縣郡市町村道

次に府縣道郡、市、町村道に付て述へむに府縣道は路線多きも延長、面積共に國道に比して大差なし、郡、市、町村道は極めて複雜なる交通網を組成し我國一般の例よりすれは比較的普及の狀態に在りと謂ふことを得。東京市内の兩種道路は

市區改正實施以來漸次幅員の擴張を見たりと雖固より未た完全の域に達せす。郡部に至りては概ね幅員狹少なり。

東京市内の兩種認定道路全部及郡部の中府費支辨竝府費補助のものを掲くれは大凡左表の如し。（市町村共に道路臺帳完備せさるを以て延長、面積等の適確なるものを知るに由なく、殊に郡部に屬するものは調査後稍時日を經過せるに依り彼是多少の差なきを保し難し）

府縣郡市町村道表

府縣道及郡、市、町村道表

道路種別	延長			面積			平均幅員	
	市内	郡部	計	市内	郡部	計	市内	郡部
府縣道	三〇、六四四間	二八、五〇三・四間	五九、一九七・四間	二五五、六〇〇坪	一四一、五八一・七坪	三九七、一九一・七坪	八・三間	五・七間
郡市町村道	五一〇、七三五	五七二、七八八・八	一〇八三、五三五・八	二、二四一、三七七	一、三三四、九六九・六	三、五七六、三四六・六	四・四	二・三
計	五四一、四六九	六〇一、二八二・二	一、一四二、七五一・二	二、四九六、九八七	一、四七六、五五一・三	三、九七三、五八八・三	四・六	二・五

一　東京都市計畫區域中、砧、千歳の二村に屬するものを含ます。

二　平均幅員は延長を以て面積を除したるものなり。實際に於て最も廣きは府縣道二十間市道四十間にして狹きは市内に於ても半間のものあり。

道路面積と

前掲の國道、府縣道、郡、市、町村道を合算せは東京市内のもの延長五十五萬八千六百五十九間にして其の面積二百六十九萬三千六百三十坪、郡部に屬するもの延長六十三萬五千五百八十一間にして其の面積百六十二萬七千六百二十三坪となる。之を市郡の各總面積に比例せは東京市内約一割九厘郡部約一分二厘に當り外國大都市の概ね二割五分以上なるに對し甚しき差あるを見る。

市郡總面積との比

交通連絡の實際と時間帶

道路網の系統竝構造等未た完全ならさること既に一言したるか如く、區域内に於ける各地點間の連絡に、支障を感しつつある個所必すしも少しとせさるも自動車の便に依り得る路線に在りては其の東京市の中心地區よりする交通所要時間は孰れの地點に對しても一時間見當を超ゆることなし。

企畫施工中の道路

二企畫又は施工中の主要道路　現在道路線の系統不完全なるに對し其の擴築等行はるると共に道路新設亦頻りに企畫せらるる所なるか現に確定せる主要計畫は東京市長及東京府知事の執行すへき二種の都市計畫事業路線とすへし。

東京市長の執行すへき都市計畫道路

東京市長の執行すへき都市計畫道路事業は河川運河の事業と共に大正十年五月内閣の認可ありたるものに係る。其の計畫概要は東京市全區に亙る五十九路線に對して六間乃至二十八間の幅員を有する道路の開設、擴築及鋪裝等を行ふものにして總延長四萬三千六百五十八間六分、用地坪數二十三萬八千八百

二十三坪に當り所要事業費九千百八十五萬九千圓（事務費を含ます）、大正十一年度以降同十七年度に至る七年繼續施工の計畫とす。而して其の大部分は市內に屬すと雖各路線孰れも市外道路との連絡を採るに於て遺漏なきを期し、就中次に述ふる府知事の執行する事業との間には曾に其の系統のみならす施工年度等に付ても亦連絡を圖ることとせり。

東京府知事の執行すへき都市計畫道路

東京府知事の執行すへき都市計畫道路事業は同しく大正十年五月內閣の認可ありたるものにして一般に環狀線及放射線と稱せらるる路線卽ち是なり。其の計畫概要を述へむに所謂環狀線は品川に起りて山手線を越へ目黑町に至り、更に山手線內に入りて多く東京市の外廓を縫ひつつ王子町に達し、東南に折れて大體直線的に寺島村に走り、之より市郡界に近接して砂町海岸に到達し途に深川區に入る。次に所謂放射線は環狀線と東京市との間に於ける重要なる交通線を隨所に結ふものを主とし別に環狀線外に放射するもの數線あり、孰れも東京市を中心とする交通企畫にして市內の現在道路及既記都市計畫道路との連絡を採らさるものなし。而して兩者共に幅員八間乃至十二間を有する道路の開設、擴張及鋪裝にして總延長三萬四千七百三十九間七分、用地坪數三十萬四百八十三坪七合に當り所要事業費四千百五十八萬五千圓（事務費を含ます）、大正十年度以降同十八年度に至る九年繼續施工の計畫とし既に進行中に在り。

都市計畫道路完成の價値

前來記述せる東京市內及其の郊外に於ける道路網の選定は都市計畫事業として特に愼重なる審査を經たるものなるに依り、孰れも市郡交通上の需要を適切に充たすに足るへく、從て其の竣成の曉には市郡交通上の便益に資する所極めて大なるものあらむ。

車輛數

三車輛數　都市計畫區域中北多摩郡三町を除きたる市郡の最近課稅車輛數左表の如し。

車輛表

車輛は其の常置場所の屬する市町村に於て課稅せらるるの規定なるか故に、市町村の間課稅率の異る場合に在りては其の低きに依らむとして常置場所を假裝し、實際使用個所の屬する市町村に對し何等公課の負擔に任せさるの事例從來尠しとせす、從て左表の數字は多少此の間の影響を受くることなきを保し難きも市郡に於ける車輛の狀態は之を概觀し得へし。

車輛表

市郡別	乘用馬車	荷積馬車	人力車	荷積車	自轉車	自動車	自動車合計
東京市	四一	一、二七九	一三、〇五八	七八、〇三八	一一〇、八一六	五八四	二、八四一
荏原郡	一八	二、五三二	四四一	一三、九九七	一四、四五六	四〇	三一、三六二
豐多摩郡	一三	三、三四〇	八一〇	一四、四一二	一四、五二八	七〇	三三、三九九
北豐島郡	四	三、六一三	七四四	一九、七〇一	二一、三五〇	三五	四六、三八一
南足立郡	—	二、六六	一四一	六、一〇七	四、九七三	七	一一、三五〇
南葛飾郡	八	一、〇三〇	三八七	一四、一八	一五、六七九	二八	三一、六三三
計	三三	一〇、八四六	二、三二三	六八、三五二	七一、九八六	一三九	一五四、八二〇
市郡合計	八四	一三、一二五	一五、七八一	一四六、六七二	一八一、八〇二	八二三	三四一、二五〇
大正二年 東京市	一三三	一、八〇	一八、二九九	六六、八三五	一三三、六三八	一三三	二一〇、六六六
大正二年 東京市郡部	一四三	四、四四一	一、四三六	六一、八六八	一四、五三〇	二	八一、一一〇
大正二年 計	一七八	四、六二一	一九、七三五	一三七、三三五	一五、三六八	一三五	三九、八六六
大正六年 東京市	二三三	三、三三	二四、七四四	二〇、四五六	三一、六六六	一三三	一〇八、三六六
大正六年 東京市郡部	七三	五、一六六	一、八六六	七三、三四四	一三、三三〇	九四	一一三、三五七
大正六年 計	二三一	五、四三九	一六、八三一	九三、六六〇	一四、九六〇	一〇三	一九、九三六

一　本表は大正十一年十月一日現在に於ける雜種稅の課稅目的たる車輛を示す、從て課稅せられざるもの例へは諸官廳用及軍用の自動車、自轉車等を含ます。

交通狀況の一斑

四通行人及車輛交通の狀況　大正七年末より翌年に渉りて東京府の調査したる東京市外各街道の交通狀態中東京市と郡部との境界及東京市に近接する郡部內地點に於けるものを左に摘記すへし。調査後相當の時日を經過したりと雖道路に依る人及車輛交通狀況の一斑を察すへき資料たるを得む。尙東京市に於て近く此の種の調査行はるることに決定せりと仄聞するに依り其の結果は更に有益なる考査材料たるへし。

人及車輛交通表

調査場所			十二時間通行人數				十二時間自動車大小車通行數			
街道名	町村名	地點	上り	下り	計	一時間平均	上り	下り	計	一時間平均
隅田道	寺島村	大倉別邸前	一、六五二	一、四三一	三、〇八六	二五六	一、六六八	一、四四〇	三、一〇八	二五六
四ツ木街道	寺島村	東武堤道踏切際	一、三九九	一、三五一	二、六五〇	二一〇	一、〇三〇	一、一二五	二、一五五	一七
千葉街道	龜戶町	旅所橋上	二、一二九	二、四四二	四、五七一	三八〇	二、一九一	一、七六九	三、九六〇	三三〇
龜戶道	龜戶町	總武鐵道切南	二、二四一	二、二五九	四、四〇〇	三七〇	六五一	一、三〇五	一、九五六	一〇八

調査場所			十二時間通行人數				十二時間自動車大小車通行數			
街道名	町村名	地點	上り	下り	計	一時間平均	上り	下り	計	一時間平均
都行德街道	龜戸町	堺橋際	二、四三六	一、七九二	四、二二八	三五三	一、七五二	一、〇一六	二、七七一	二八一
吾嬬森道	吾嬬町	十間橋北	二、一八一	一、三五八	三、五三九	二九四	一、三五九	四八二	一、八四一	八五
萩橋間道	西鴨巢町	郡市界	二、三五四	一、三八〇	三、七三四	三〇三	一、四二七	四二九	一、八五六	一五五
中仙道	西巢鴨町	庚申塚	三、六三五	二、三五五	五、九九〇	四九二	二、三五二	一、〇五一	三、四〇三	二八三
巢鴨間道	西巢鴨町	富士橋脇	四、八一五	四、四三五	九、二五〇	七七〇	四、八〇	四七一	九、五二一	七九
東海道	品川町	碑文谷道分岐點	四、六四九	三、四七五	八、一二四	六七七	二、三五八	四、九二五	七、二八三	六〇九
碑文谷道	品川町	東海道分岐點西	一、三六五	一、四二五	二、九二〇	二四九	一、三五九	五七三	二、九三二	二四七
中原街道	大崎町	大崎橋際	三、四八七	四、八九二	八、三七九	六九八	一、六八八	三、〇四八	四、七三六	三九五
大崎道	大崎町	中原街道分岐點南	一、九九一	一、四六一	三、四五二	二八七	一、三五六	一、〇〇四	二、三六〇	一九七
下野毛道	大崎町	鐵橋際	四、五七三	四、二三八	八、八一〇	七三四	二、四八八	一、七八八	四、二六六	三五三
厚木街道	池谷町	山手線踏切際	七、四六四	七、四九九	一五、四五三	一、二八七	四、九七二	四、二七	九、一〇四	七六七
馬引澤道	池谷町	天現寺道分岐點西	三、五六一	二、七八五	六、三四六	五二七	二、六四〇	二、八四五	五、四八五	四五五
甲州街道	淀橋町	甲武線跨線橋上	五、一四三	四、〇四三	九、一八六	八四三	三、九七二	四、一六一	八、一三三	六七七
青梅街道	淀橋町	淀橋上	三、七二一	二、七二一	六、四四二	五三七	二、四八五	二、八五四	五、三四九	四四五
清戸道	高田町	雜司ヶ谷道分岐點西	一、三八八	一、八七七	三、五六五	二九三	一、八五五	一、四七九	三、三三四	二七七
雜司ヶ谷道	高田町	清戸道分岐點北	一、八八三	一、六三三	三、五一六	二九三	一、三五五	一、三五七	二、七一二	二二六
岩槻街道	王子町	三本杉橋上	五、三六〇	四、一九九	九、五九九	七九八	一、〇〇三	一、一四四	二、一四七	一七八
陸羽街道	千住町	熊ヶ谷本道分岐點北	四、六〇五	二、三六五	六、九七〇	五六〇	三、二九五	一、九一九	五、二一四	四六七
牛田抜道	千住町	東武線踏切南	一、五八二	一、七一四	三、二九六	二七四	八五九	九七〇	一、八二九	一五二
小名木道	大島町	進開橋西	三、五二八	三、八〇六	七、三三四	六一一	九四四	一、一三三	二、〇七七	一七三
龜戸道	大島町	五ノ橋南	三、七九一	四、〇六四	七、八五五	六五四	二、三三五	一、一一一	三、四四六	二八七
立石道	本田村	鷹番前橋上	七一八	九一六	一、六三四	一三六	五五三	一、〇三一	一、五八四	一三二
橋場往還	南千住町	砂尾堤上	二、〇〇一	一、七三六	三、七三七	三一〇	一、〇〇三	一、七一〇	二、七一三	二二六
笹ノ雪横丁道	日暮里町	交番前	二、四三八	二、四九五	四、九三三	四一一	一、〇〇三	一、四四四	二、四四七	二〇三
金杉道	日暮里町	荷物線踏切西	一、二九四	一、〇六六	二、三六〇	一八八	七三七	七三一	一、四六九	一二〇
千住間道	三河島町	地藏橋西	一、八五八	九九六	二、八五四	二三六	九九〇	九九八	一、九八八	一六四
馬場下道	戸塚町	源兵衛暗渠上	二、三六五	二、四七一	四、八三六	四〇三	七一〇	六八二	一、三九二	一一五
百人道	大久保町	西大久保菊地邸前	二、四四〇	一、〇七〇	三、五一〇	二九二	四八五	四〇一	八八六	七三
記島横丁道	大久保町	東大久保百人道分岐點西	一、七一七	一、一八六	二、九〇三	二四一	五九六	五一八	一、一一四	九三
千駄ヶ谷道	内藤新宿町	山手線踏切東	一、七七七	一、四五四	二、八三一	二三五	九五一	七五五	一、七一六	一四三
御成往還	内藤新宿町	内藤新宿町二丁目ヶ谷町堺	二、一〇六	四、三八九	六、四九五	五五六	八二一	七二一	一、五三二	一二七
北裏町道	内藤新宿町	交番前	二、一二七	三、一二七	五、二四四	四三七	一、三四一	一、〇五〇	二、三九一	一九四

一　本表は大正七年十二月五日より翌八年二月二十五日迄の間に東京府下を通して行はれたる調査の中當時の東京市郡界及市に近接する郡部地點に於けるものの拔抄なり

二　十二時間は午前六時より午後六時に至るものなり。

三　「上り」は東京市方面に對するもの、「下り」は其の反對を意味す。

四　車輛の通行は其の大部分が大小車にして自動車に極めて稀く一時間平均十輛を超ゆるものは僅に澁谷町山手線踏切際の一個所あるのみ。

三　河川及築港

河川市内所在のものの延長面積等

一河川　東京都市計畫區域内に存する河川運河の延長等は之を詳にする資料を有せずと雖其の東京市内に屬するものは大小六十八河川、延長四萬九千七百十四間、面積百二十五萬七千三百二十五坪なり。

河川利用の實際

都市計畫區域内に於ける河川の利用狀況は未た詳細なる調査の行はれしものなきか如きも、一般交通上に相當の貢獻を爲しつつあるは隅田川筋及之を中心とする東京市東南部の諸運河を最たるものとし、中川、江戸川及多摩川の三川之に次て各部局的水運の利便を供與するの外特に著しきものなかるへし。而して此等は普通河川の例に洩れす貨物搬送を其の主たる使命とするものなるも隅田川筋及深川區内の小名木川の如きは乘客交通の爲にも亦尠からす利用せらる。

河川に依る乘客交通の機關として都市計畫區域内のみに通航するものは隅田川筋永代橋、吾妻橋間を往復する隅田川汽船及吾妻橋、千住大橋間を往復する千住吾妻汽船の兩種とす。常用汽船數は孰れも十隻以内にして日々一萬人内外の乘客を運ひつつあり。

貨物搬送に付て東京市の調査したる所に依れは大正十年中東京市内各河川に於ける取扱量一千八百十萬四千百十六噸に上り又郡部に在りては其の主要河川たる目黒川、小名木川、竪川、北十間川及荒川放水路以下の中川、綾瀬川に於て百七十七萬七千八百七十八噸を算す。

通船狀況の一斑

尙東京市の内外に亙る河川に付其の運航狀況の一斑を知る資料として東京市の實査に係る大正十年三月六日晝間十時間の通船數を左に掲くへし。此等通船の大部分は所謂傳馬船、達磨船、荷足船及高瀬船に屬し貨物搬送を目的とするものなること言を俟たす。

調査場所		出發地				行先地			
		東京市	府下	其の他	計	東京市	府下	其の他	計
荒川	大川口	二四四	一三	二〇七	三六四	三三八	八三	二四	三六四
	永代橋	五六〇	八三	一四七	七九〇	六六六	九三	四一	七九〇
	兩國橋下流	八〇三	二	一四	八二九	八〇〇	八	二	八二九
	綾瀬川口	三五〇	二〇	一八	三七八	三二七	九七	四	三七八
小名木川	大川出口萬年橋	四三三	五一	五四	五三九	四四六	四六	四六	五三九
	扇橋際	三七〇	一一三	六四	五四七	三八三	一〇三	六三	五四七
	大島橋際	五七三	九	六	六八八	五七七	六一	一	六八八
	中川出口	二三〇	六九	一三	三三二	二四〇	八二	一〇	三三二
竪川	大川出口一ノ橋	二〇〇	六六	二八	二九四	二三三	八	三三	二九四
	大横川交叉點	一四四	八六	一三	二三三	一四五	八五	三	二三三
	横十間川交叉點	六五	八四	一〇	一九五	六六	六四	一九	一九五
	中川出口	一三四	六四	一七	二一五	九一	四三	一四	二一五
横十間川	大島橋	一四〇	一〇	一	一八一	一六	一三	一	一八一
	竪川交叉點	一三〇	五四	六	一八〇	一一九	五三	八	一八〇
	柳島橋	四〇	四六	一	八七	四八	九	一	八七
	十間川交叉點	五	四		九	七	二		九

北十間川	小梅橋	二三三	四七	一〇	二九〇	二〇二	八三	六	二九〇
	中川出口	一二六	八四	八	二〇八	九一	一〇八	九	二〇八
曳舟川（小梅橋際）		三一	六	一	三七	三三	四	一	三七

一　本表の河川は東京市の內外に亙るもののみなり。

二　本調査に大正十年三月六日午前七時より午後五時に至る間繼續して行はれしものなり。

三　府下と謂ふは東京府管內の郡部全體を指す。

二新鑿、改修企畫中の河川運河

河川運河は一般交通上極めて重要なる地位を有するに拘らず、東京都市計畫區域の水運施設は此の區域內に於ける鐵道及軌道等と趣を異にし其の利用を增進すべき私起業計畫旺ならず、偶起業組織を完成したるものなしとせざるも砂町運河（橫十間川と二十間川との合流點より中川に直通するもの及之が中央部より北方に分岐して小名木川に連絡するもの延長二千間幅員十八間乃至二十間にして前者は竣工に近し）の外未た實行に至らざるか如し。

新鑿改修企畫中の河川

私起業運河

都市計畫河川

公共團體に屬する現在企畫決定の河川施設中其の主たるものの一は大正十年五月內閣の認可したる河川運河新鑿、改修及埋立の都市計畫事業とす。卽ち新規開鑿すべきものは大島川に於ける延長約百五十間、幅員約十五間とし大改修を施すべきものは小名木川、外濠、東堀留川及入船川合計延長約四千百六十間にして外に鐵砲洲川、大島川、境川の埋立約六百四十九間を豫定す。而して之か

工事費は合計七百十萬五千圓に上り大正十一年度以降同十七年度に至る七年繼續事業として東京市長の執行すべきものに屬す。

都市計畫河川以外の企畫

都市計畫事業以外に於ける主要企畫は東京市が大正十一年度以降同十五年度に至る五年間に施行すべき浚渫、護岸改造、河岸地整理の事業及東京府が大正十二年度以降同十八年度に至る七年間に施行すべき目黒川改修事業の兩者とすへし。

市内各河川施設

前者は東京市内各河川の水深をして既揭都市計畫河川と略同一に維持し、木造護岸を永久的のものに改造し、埋立地の新設、河岸地の整理を爲すこと等其の内容の主たるものにして改築間數七千八百六十二間、浚渫土量三萬二千三百五十三立坪とし工事費三百十八萬七千圓の豫定とす。

目黒川改修

後者は目黒川厚木街道大橋附近より河口に至る約二里の間に對し川幅擴張、水深維持、護岸造修、沿川道路開設及埋立地新設等の施設を行ひ河口より一里半の點迄は船舶の航通を可能ならしめむとするものにして工事費九百九十六萬二千百四十九圓の豫定とす。此等兩事業の價値は水害防禦上に存するもの勘からず、就中目黒川の改修は比年繰返さるる氾濫被害の根本的除去を期するものなりと雖、孰れも其の主たる目的は水運の利を增大せしむるに在り。

隅田川口改良

河川施設の名を以て計畫せられたるものの中に隅田川口改良事業あり。然れとも其の實質は寧ろ港灣施設にして東京灣築港の先驅と見るへきものなり。計畫の骨子は芝浦地先に船溜、繫船岩壁及運河等の施設を行ひ、以て三千噸級の汽船を芝浦沖に出入せしめむとするものにして工事費六百八十萬圓、大正十一年度以降同十五年度に至る五年繼續事業の計畫とす。

現在企畫決定の主要河川施設は大凡前記の如しと雖、水運設備の開設、維持等は其の性質上公共團體の任務に屬せしむるを適當とするか故に將來都市計畫區域内に於ける東京市等の負荷は此の方面に對して漸次多事なるを加ふへし。

船舶表

三船舶數　東京都市計畫區域内に船籍を有する船舶數左の如し。

船舶表

都市別	西洋形船	日本形船	小船	計
東京市	五二六	一六五	五、六四七	六、三三八

市郡別		西洋形船	日本形船	小船	計
郡部	荏原郡	四四六	三九八	五、〇五一	五、八九五
	北豐島郡	一四	九	一、一八二	一、二〇五
	南足立郡	—	—	六九一	六九一
	南葛飾郡	九	一八	二、四一〇	二、四三七
	計	四六九	四二五	九、三三四	一〇、二二八
市郡合計		九九五	五九〇	一四、九八一	一六、五六六

一　本表は大正八年末現在なり。

築港計畫の沿革及現狀

四築港　全國十四重要港灣の一たる東京灣築港の計畫は數十年前に既に其の萠芽を發し爾來一度起工の許可を求むる程度に達したるも諸種の事情に因りて實行着手のことに至らず、久しく調査考究中に屬せしか大正九年東京市長は新案を具して東京市築港調査委員會に諮り着々實行の域に近つかむことを期しつつあり。而して此の計畫に依る埋立法線の決定案は港灣調査會にも付議せられ既に大正十一年末を以て其の特別委員會の可決を見、近く本會の議を經て大體計畫の規準確立せむとするの機運に在り。

計畫梗概

東京灣築港計畫の骨子は常時四十尺内外の深度を保有する羽田沖に港門を設け、航路を隅田川口に導き、大船巨舶の通航及碇繫並荷役の安全利便を圖り、海陸連絡の設備を完整し兼て其の設備地として廣大なる埋築を爲さむとするに在り。而して其の荷役能力は之を極度に活動せしむれは岸壁、艀舟及物揚場に於ける小船等を通計し一年間大約四千萬噸迄を呑吐するに足る規模とす。然るに東京港に出入する貨物の數量は從來の統計に依りて將來を推定すれは向後凡二十年にして此の豫定に達すへきか故に本工事は二十年間に竣工の目論見とし工事費大約三億五千萬圓の豫算なり。

築港完成の價値

東京灣築港の事業は東京市空前の大企畫にして前途に支障の横はるもの尠しとせさるも現在の如く催々數千噸の船舶すら其の東京市宛貨物を横濱港又は品川沖に於て解取するの已むなき狀態に在ること、及所謂大東京の完成に伴ふ物資出入の遞增著しかるへきことに想到するときは結局此の大企業の實現を見されは止まるへく、而して其の竣成の曉に於ける貨物配給上の影響か東京市を中心とする一帶の地域に對して絶大なるものあるは固より言を俟た

さるへし。

四　東京市營電氣軌道

現在線の營業狀況

一現在路線の營業狀況　大正十一年末現在の營業線は九十二哩八（哩未滿の數字は十進の小數にして鎖に非す、本項に於ける哩數に付ては總て同じ）、其の軌道延長は百八十五哩一一三にして一日平均運轉車輛は一千三百四十輛（單車五百八十三輛ボギー車七百五十七輛）なり。乘車人員大正九年中三億九千七百二十三萬三千十三人、同十年中四億三千八百四十三萬六千七百七十一人、同十一年中四億七千六百八萬三千七百七人にして一日平均百數十萬人、營業線一哩に付七千人に達せむとするを示す。現在路線か市內交通上の要求を充たし得さる狀態に在るは特に說明を須ひす。

未成線

二未成路線　現在營業線の軌道延長は前揭の如く百八十五哩一一三なるか、現に工事中又は施工年度確定のものに屬して大正十四年度迄に開通を見るへき路線四十四哩一三二あり、別に施工年期未定なるも近く着手を要する既特許線三十哩五五を剩す。

既特許未成線

前記未成線完成の曉は現在線と相合して延長二百五十九哩七九五に達し既特許線の全部か運轉せらるることとなる。然れとも次にも述ふるか如く郊外發展の現狀は市內交通の繁劇と相俟ちて軌道の普及を促すこと切なるものあり、之か爲大正十一年市內六哩三一四、郡部五哩九三七合計十二哩二五一の新線を確定して特許を出願するに至り、更に他の新線選定に付て引續き企畫中なるか如し。

特許出願線

郡部との關係

三郡部との關係　東京市電氣軌道は市內の交通機關たることを其の本領とするものなるも近時郊外の著しき發展は市外に對する路線の延長を促し、之を普及せしむるに非されは結局其の本來の機能を完ふし得さる狀態に至らしめたり。而して之か爲既に市內より郡部に亙りて路線の布設せられたるもの及現に施工中又は計畫線に屬するもの若干を存すと雖、東京市及郊外間の現狀に顧み且其の將來を察すれは郡部に對する新線の設定は相當廣汎なる範圍に及はさるを得さるへし。左に市營電氣軌道に對する郡部の關係に付て現狀及未成路線の概要を記述せむ。

郡部現在線

既揭軌道現在哩數の中郡部の範域に存在するものは營業線四哩三六六、其の軌道延長八哩六三八にして品川、目黑、惠比壽、澁谷、新宿、早稻田、大塚、巢鴨及千住を

各終點停留場（郡部所在の中間一とする極めて短距離の九路線あるに過ぎず。

郡部在住者の利用關係

市營電氣軌道か郡部在住者の爲に如何なる狀態に於て利用せられつつありやは容易に知ることを得すと雖、大正十年十二月電氣局に依りて行はれたる交通調査の結果を左に錄して此の點の考査に資せむとす。卽ち左表に依れは一週間の調査に於て得たる一日平均乘降人員は郡部に存在し若は郡部に接近する終端停留場及之に準する停留場に於て著しく多數なるを示す。

乘降人員表

東京市營電氣軌道乘降人員表

停留場名	一日平均乘車人員 降車人員
品川驛前	一一、一五〇 一一、三二一
品川驛前行終點	四、一一五 四、〇三二
東禪寺前	四、六七七 四、七四六
東禪寺前行終點	一、一八二 一、一五六
八四九 七九三	
目黒驛前行終點	四、一一五 四、〇三二
火藥庫前	一、一八二 一、一五六
白金臺町	一、三九七 一、三三三

停留場名	一日平均乘車人員 降車人員
豐澤	一、五七〇 一、五〇九
豐澤行終點	二、一一六 一、七六一
青山五丁目	一五、四三六 一五、三一五
明治神宮前	三、三八二 三、三五一
青山五丁目行終點	二、二〇一 二、〇四三

停留場名	一日平均乘車人員 降車人員
新宿三丁目	二、二八六 一、二八一
新宿三丁目行終點	一、六七六 一、八八三
追分	五、九三九 七、六五五
新田裏	二、二二五 二、二二二
天神前	一、七〇一 九一四

停留場名	一日平均乘車人員 降車人員
早稻田車庫前	六、四五三 七、三九二
大塚驛前行終點	三、九二四 三、七一三
宮下町	一三、九八七 一三、六一八
宮下町行終點	一、二四〇 一、二三三
辻町	四、二五四 五、三五六
辻町行終點	二、八六〇 二、六七八
西丸町	一、六六三 一、六二一
集鴨橋	二、〇七九 二、〇五五
集鴨橋行終點	五、八一九 五、三二二
上富士前町	八三八 八一八
上富士前町行終點	一、六二一 一、五九九
動坂	四、二八一 四、〇八五
動坂行終點	二、〇七一 二、〇三九
道灌山下	三、一五七 二、九九七

停留場名	一日平均乘車人員 降車人員
三の輪橋	四、九八九 五、〇三〇
山谷町	六、四三〇 六、五三〇
業平橋	四、三〇六 四、七四七
京成電車前	一〇、六二七
堀切	三、四八六
江東橋	三、三六三 三、二二四
本所柳原町	一、四二三 一、〇七二
德右衞門町	二、二四五 二、〇八六
富川町	二、一五七九
入船町	一、一八三 一、二九四
敷矢町	一、一一九 九七二
日本橋室町	一〇、六八九 一二、六三七
淺草田原町	八、六五三 八、二〇二
上野驛前	六、八五五 七、六九一
下谷坂本町二丁目	六、〇九八 六、〇〇九
京橋出雲町	五、二九八 五、八八四
兩國驛前	四、八三〇 五、四七〇
調査停留場二百五十一個所總平均	二、七三一 二、七八八

一　本調査は大正十年十二月九日以降同月十五日に至る七日間(晴天四日雨天三日)の平均一日乗降人員數なり。

二　本表は終點及中間停留場二百五十一個所(即ち乗換停留場を含みます)の調査中各終點及之に近接する中間數停留場に於けるものの抜抄なり。

右の如く郡部所在又は郡部近接停留場の乗降數か他の停留場乗降數及全體の平均乗降數(孰れも乗換停留場に於けるものを含みます)との比較に於て甚しき懸隔あるは、郊外に於ける工場通勤、行樂等の爲にする市民利用の關係に由るもの勘からさるへしと雖其の大部分の原因を作すものは實に郡部在住者の利用就中市内への通勤者に依りて常時的に使用せらるるに在ること何等の疑を容れさるへし。而して此の事實は他の類例と相俟ちて市及附近町村民の日常生活關係か殆と有機的に形成せられたるを示すに足る資料たらすむはあらす。

郡部に屬する既特許未成線

次に未成線中郡部に布設せらるへきは既揭大正十四年度迄に開通すへき軌道の中殆と運轉可能の程度に至れるものに駒込橋より飛鳥山公園脇に至る二哩六二八あり、所謂郡部線として最初のものに屬す。施工年期未定の特許線としては現在惠比壽終點、省線(國有鐵道を指す、以下臨時此の略稱に從ふ)大森驛間八哩五五六、現在巢鴨終點、省線板橋驛間二哩五五八の二郡部線及市内線の延長せらるへきもの七線十

郡部に屬する特許出願線

哩三三三合計二十一哩四四七を豫定せられあり。更に既記特許出願中の路線に在りて郡部に屬するものは省線目白驛より落合村を經て長崎村に至る一哩九八八、高田町千登世より雜司ヶ谷を經て省線池袋驛に至る一哩九一八、下戸塚より省線高田馬場驛に至る一哩一九六等を主なるものとし他の短距離延長線と共に合計五哩九三七を豫定せるか如し。

郡部未成線完成の價値

以上既特許線中の未成線及特許出願中の路線完成の場合に於ては龜戸、南千住、王子、板橋、池袋、目白、高田馬場等の鐵道驛との直接連絡を見ることとなり、而かも孰れの地點よりするも市内中心部に達するに一時間以内を以て足るか故に既成線と相俟ちて市内及山手線内近郊一帶の交通關係は頗る利便なるに至るへし。

五　郊外軌道

郊外軌道の意義

茲に郊外軌道と謂ふは軌道條例に準據して東京都市計畫區域内に路線を設くるものの中東京市電營氣軌道を除外したる殘部を指す。東京市及其の郊外に於ける軌道竝鐵道は實際上區分し得さるか如き狀態に在るも、兩者は準據法

を異にし性質亦自ら多少の相異點あるか故に各別に記述することとせり。

郊外軌道の數

郊外軌道は京濱電氣鐵道、玉川電氣鐵道、京王電氣軌道、西武鐵道、王子電氣軌道、京成電氣軌道及城東電氣軌道の七とす。孰れも東京市内又は其の近接地區に起點を置き專ら東京市及其の郊外間に於ける交通機關たるの目的を有するものにして未た高速線を存せすと雖都市計畫區域内郡部に於ける交通機關中最も重要なる使命を帶ふ。

左に各線の現況及其の特許未成線に關して概說すへし。尚各地點毎乘降狀態は之を詳にし得さるを以て總括的又は一部的の觀察に止むへく且擧示する所の計數に付ても時期、種別等彼是統一を缺くものあり、孰れも調査資料蒐集の關係上已むを得さるに出つ。

京濱電氣鐵道

一京濱電氣鐵道　品川市電（市電は東京市營電氣軌道を指す、以下隨時此の略稱に從ふ）終點及省線驛との連絡に起りて横濱市に至るを幹線とし數個の支線を存す。東京都市計畫區域に屬するものは川崎町以北の幹線約七哩、支線は蒲田村より分岐して羽田町に至る一哩六十二鎖、入新井町海岸より分岐して省線大森驛前に至る三十二鎖とす。既特許線中の未成部分に現在品川終點より澁谷町經由省線千駄ヶ谷驛に至る四

哩六十鎖あり、完成の上は省線と相竝ひて西部市郡界及品川町以南の交通連絡に利便を增すこと尠からさるへし。

都市計畫區域内に屬する幹線停留場は十八個所を存す。中に就き品川終點に於ける發着數を見るに大正十年九月以降一年間の乘車人員は六百二十七萬七千六百二十八人にして一日平均約一萬七千二百人に當り、降車人員は六百五十八萬九千五百十四人にして一日平均約一萬八千百人に當る、其の前大正九年の乘車人員亦一日平均約一萬五千七百人なるを示す。此等乘車人員中には横濱市、鶴見町及川崎町等に至るものを含むこと多しと雖、都市計畫區域内の市郡交通に屬するもの亦尠からす

本軌道の使用客車は約八十輛にして外に約十輛の貨車に依り貨物輸送を兼營す。都市計畫區域内軌道兩端間の所要運轉時間は大約二十分とす。

玉川電氣鐵道

二玉川電氣鐵道　澁谷町澁谷橋に起りて目黒村、世田ヶ谷村及駒澤村經由玉川村多摩川岸に至る六哩七十鎖を現在線とす。既特許線の施工中若は近く着手豫定のものに現在澁谷橋終點より天現寺橋附近に至る一哩五十七鎖、澁谷町廣尾より目黒町中目黒に至る六十九鎖、駒澤村及世田ヶ谷村界附近より分岐して

松澤村松原京王電氣軌道に連絡のもの三哩十六鎖及玉川終點附近より砧村界に至る一哩二十九鎖合計七哩十一鎖あり。右京王電氣軌道との連絡か當該地方の交通上に及ぼす影響は特に較著なるものあるへし。

本軌道の利用は主として多摩川地方に於ける行樂及世田ヶ谷村三軒茶屋以東東京市間交通の爲にするものなりしも近時沿線一帶は屈竟の住宅地として嘱目せらるるに至れるを以て、本軌道の使命亦此の方面の爲に多事なるを加ふへし。而して停留場總數十四個所に於ける乘降關係は之を詳悉し得さるも大正十年六月以降一年間の乘車總人員は六百四十七萬五千二百七十五人にして一日平均約一萬七千七百人に當る。而して總數の約八割見當は常に市電澁谷終點との連絡停留場乘降人員と見て大過なきか如く、尙試に大正九年度の實績に依り澁谷停留場（當時の終點）に於ける行先停留場別の乘車人員を示すに大凡左の如きものあり。

大橋停留場迄のもの	一、五三七、八二三	用賀停留場迄のもの	一八六、一八七
三軒茶屋同	七九一、三四八	玉川同	三四〇、八一三
駒澤同	二二八、〇〇五	計	三、〇八四、一七六

本軌道の使用客車は約二十輛にして外に略同數の貨車に依り貨物輸送を兼營す、大正九年十二月以降一年間の貨物輸送量四萬七千七百三十噸にして其の主要なるものは謂ふまでもなく多摩川產の砂利なり。兩終點間の所要運轉時間は大約四十分とす。

京王電氣軌道

三京王電氣軌道　既特許線の全部は現に營業線たり、卽ち新宿追分市電終點に近く連絡を採りて起り線路の殆と全部か國道甲州街道に沿ひて東京都市計畫區域外府中町に達する十三哩六十二鎖を幹線とし、同しく域外調布町に短距離の分岐線を有す。

本軌道の利用關係は概ね東京市に對して其の近距離沿線の在住者を出入せしむること及多摩川沿岸並終點府中町への呑吐を司る、殊に沿線地區は既記玉川電氣鐵道に於けると同しく住宅地域としての適格を備ふるのみならす、近く完成せむとする東京市營多磨墓地への交通系統を成すに依り勞利用狀態一層の繁劇を加ふるに至るへし。而して最近の交通實績を概記せむに大正九年十二月以降一年間の全線乘車總人員は八百十二萬六千六百三十三人にして一日平均約二萬二千三百人に當る　此の內都市計畫區域に屬する十六停留場の乘

車關係か如何なる態樣に在るかは不明なりと雖大正十年五月以降一年間の新宿追分終點に於ける乘車人員二百六十四萬九千五百三十五人、降車人員二百七十萬三千九十五人なるに對比せは東京市內との關係を主とすること明かなり。尙過去數年間に於ける新宿追分終點乘降人員を見るに左表の如く著しき遞增の跡を示す。

市內終點乘降人員表

京王電氣軌道新宿追分終點乘降人員表

年次	一日平均乘車人員	一日平均降車人員
大正五	一、二八八	一、三八九
六	一、八一四	一、九五七
七	二、四八三	二、六七八
八	三、五一五	三、七八五
九	四、七一三	五、〇六九
自一〇・五月至一一・四月	七、二五九	七、四〇六

前表の經過は主として郊外住宅地域の發展狀況を示すものと謂ふへく、此の點は行先停留場別の乘車人員（大正九年分に依る）か左記の如く東京市に近接する地域に於て著しく多數なるに依りても亦同樣に歸納することを得。

初臺停留場迄のもの	八三四、〇二五	多摩川原停留場迄のもの	二七、七四〇
代田橋 同	三四二、三七〇	石原 同	一九、三四五
北澤 同	一一六、〇七〇	多磨 同	二三、七二五
烏山 同	一二九、五七五	府中 同	一一四、二四五
金子 同	四七、八一五	計	一、七三〇、四六五
布田 同	七五、五五五		

本軌道の使用客車は約三十輛にして外に約二十輛の貨車に依り貨物輸送を兼營す、大正九年十二月以降一年間の貨物輸送量四萬九千四百七十二噸にして是亦玉川電氣鐵道と同しく砂利を主たるものとす。都市計畫區域內軌道兩端間の所要運轉時間は大約三十五分とす。

西武鐵道

四西武鐵道　淀橋町市電終點及省線新宿驛との連絡に起りて中野町及杉並村經由鐵道中央本線荻窪驛に至る四哩四十一鎖を現在線とす。既特許線中の未成部分は現在荻窪終點より中央本線を越へ東京都市計畫區域外北多摩郡田無町に通する四哩七十六鎖にして既に施工認可を受けたり。

本軌道は運轉開始後未た日淺きを以て其の營業實績等を詳にせすと雖沿線一帶の地は住宅區域として漸次開發せられつつあるに依り、將來此の關係に於て東京市内への交通運搬に任するを主とするものなるへし。

王子電氣軌道

五王子電氣軌道　西巢鴨町市電大塚終點及省線大塚驛との連絡に起りて飛鳥山下省線王子驛に至り更に尾久村、三河島町經由南千住町市電三の輪橋停留場附近に達する五哩二十五鎖を現在線とす。既特許線中の未成部分は現在大塚終點より高田、戸塚、大久保の諸町を横斷して省線新宿驛附近に至る三哩四十九鎖にして既に施工認可を受けたり。此の未成線完成の上は東京市外廓の北西部を環狀的に走行することとなり近郊一帶の交通に至便を加ふへし。

本軌道は王子、瀧野川兩町方面を中心とする行樂、工場通勤及東京市内への通勤等に利用せらるるを主とするものにして其の乘車總人員は大正十年十二月以降一年間に於けるもの九百五十萬九千六百人を算し一日平均約二萬六千百人に當る。全線十七停留場の中兩終點に於ける大正十年分乘降事情を見るに大塚終點の一日平均乘降合算人員約一萬三千人の見當にして三の輪終點に於けるもの約一萬二千人の見當なるか如し。

京成電氣軌道

京成電氣軌道　本所區押上市電終點に近く連絡を採りて起り吾嬬、寺島、本田、奥戸の諸町村經由小岩村より鐵道總武本線に沿ひ千葉市に達する二十三哩六鎖を現在幹線とし、奥戸村より岐れて鐵道常盤線金町驛に至る一哩三十四鎖を支線とす。幹線中東京都市計畫區域に屬するものは押上、小岩村間約六哩なり。

本軌道の主たる使命は東京市と千葉市及成田町、佐倉町方面との連絡に存するを以て未成特許線は總て都市計畫區域外に在り。而して斯の如く近郊軌道としては比較的長距離間の輸送に任すと雖、鐵道總武本線及常盤線の區切れる廣面積の地域中に在りて唯一の郊外軌道なるか爲東京市と其の東部郊外間の交通を助くること大なるものあり、就中行樂、賽拜地たる金町村、域外市川町方面及江戸川への運搬並沿線工場地域への交通關係等を著しとす。

本軌道の大正十年中乘車總人員は七百七萬八千二百八十六人にして一日平均約一萬九千四百人に當る、更に大正九年中に於ける停留場別乘車人員を見るに左の如くにして之に依れは乘客の過半は東京市内よりするものに係り、一日

平均約八千四百人に當るを知る、各降車人員亦大差なし。

押上	三、〇八一、八四四	金町	一一四、二〇八
曳舟	一、一〇六、二一四	江戸川	七三、八一二
四ツ木	二四四、五九〇	市川以東海神迄	四五三、七一七
立石及高砂	一八二、〇二三	船橋	九四、八二二
柴又	五七五、三八四	計	五、九二六、六一四

本軌道の都市計畫區域内に於ける所要運轉時間は押上より幹線江戸川、支線金町に至るに就れも大約二十分とす。

城東電氣軌道

七城東電氣軌道　本所區錦糸町市電終點の連絡に起りて龜戸町經由小松川町に至る二哩十三鎖を幹線とし、龜戸町水神森より岐れて大島町小名木川前に至る六十鎖を支線とす。既特許線中の未成部分は幹線現在終點より瑞江村江戸川岸に至る三哩二十八鎖及支線現在終點より砂町經由深川區西平井町に至る二哩五鎖並龜戸町下水神より新たに分岐して寺島村に至る二哩合計七哩三十三鎖とし現に施工中に屬するものあり。

本軌道は既成及未成兩線共主として工場地帶に系統を有するものにして既記諸軌道に比し稍趣を異にす。大正九年十二月以降一年間に於ける乘車總人員は四百十一萬五千八百人にして一日平均約一萬一千三百人に當る。使用客車は十數輛にして錦糸町より小松川終點への所要運轉時間は大約三十分なり。

六　鐵　道

都市計畫區域内現在鐵道及未成鐵道の數

東京都市計畫區域内に路線を有する鐵道は現在運轉中のものに國有鐵道、武藏野鐵道、東武鐵道及池上電氣鐵道の四あり、既に免許を受けて布設施工中又は其の準備中のものに武藏電氣鐵道、目黒蒲田電鐵、東京地下鐵道、東京鐵道及東京高速鐵道の五を存す。國有鐵道を除くの外就れも地方鐵道法に準據し比較的長距離の輸送に任するを目的とするものなりと雖其の實際機能の上に於て軌道に類似するものあるは前項に一言したるか如し。

國有鐵道路線大別

一國有鐵道　東京市を起點とする東海道本線、中央本線、東北本線、常盤線及總武本線の五線か放射形を作して東京都市計畫區域外に走り、山手線か東京市外圍の大部分を市郡界に近接して繞り、更に市内に入りて市の中心部に屬する主要地點相互の間及市外との連絡に任しつつある等國有鐵道の系統關係は一般に周知せらるる所なるに依り玆に贅せず。

東京都市計畫區域內の國有鐵道は各線互に相連絡し、更に私設鐵道との連鎖を採りて全國に於ける鐵道交通の基點を形成するか故に其の交通上の役務は主として全國的の性質を有すると共に近距離交通機關の使命を帶ふること言を俟たすと雖、其の東京市の外廓を貫き又は之に沿ひて都心に到るの故を以て東海道本線中電車に依るもの及所謂甲武線並山手線の如きは事實上高速度輸送機關として東京市の中樞地區と山手方面の住宅地區及郊外との連絡上盛に利用せられつつあり。而して此等の關係を數字的に明瞭ならしむることは困難なるも都市計畫區域內乘降狀態の一斑を知るへき資料として左に大正九年度の主要路線旅客統計を掲くへし。

乘降人員表

國有鐵道乘降人員表

乘車	降車	東海道本線	中央本線	東北本線	山手線	合計
市內	市內驛	六七二、六四	八二八五三四	五一五、六五〇	三七九、九三九	一五、九三二、六五七
近郊	近郊驛	八三〇、二六四	八、〇〇一、五九一	四、三九二、八一六	五五八、三六九	三一、二六三、五五六

前表中近郊に屬する各驛に於て乘車し市內に降車したるものを抽出するに左の如し。

		外郊驛	近郊驛	市內驛	外郊驛	近郊驛	市內驛
		計	外郊驛	近郊驛	計	外郊驛	近郊驛
市內驛	市內驛	三〇一、二九	三一、八四三	一、九二五	九九九	一、一三五、二三一	三七一、八四一
近郊驛	近郊驛	一五、三六三、五七七	一六、四一八、八一八	四、九一〇、三六一	九三八、二四三	一一、二五五、二三三	一一、九二五、三八三
	外郊驛	四、八四三、三七三	六、八三八、五五三	四、一五〇、二五三	三五、四六七、五〇二	一一、九八、六八〇	一一、八四一、三五六
	計	四、八四三、三七三	六、八三八、五五三	四、一五〇、二五三	三五、四六七、五〇二	一一、九八、六八〇	一一、八四一、三五六
近郊驛	市內驛	三、九二一、八七七	四、一六六、八八六	一、六八九、三八三	一〇、〇〇五、五三六	二、九五五、二三三	一一、二五五、二三三
	近郊驛	七七四、三五三	一三、五三二、〇七二	一、六八九、三八三	一五、三五八、三五四	六、〇八二、一九八	一四、九六六、七二三
	外郊驛	七六、一九三	四八、五九四	一、二九八	一三、六〇九	三一三	三四、五四八
	計	四、八四三、三七三	六、八三八、五五三	四、一五〇、二五三	三五、四六七、五〇二	九、〇六〇、六四五	二六、四四〇、七四五
外郊驛	市內驛	三四、八四一	五四、四〇六	—	—	一〇、三五五、四七四	三七、一〇三、五六
	近郊驛	一一、九三五、三八三	一一〇、〇五〇	—	—	一五、九六六、七二三	一四、九六六、七二三
	外郊驛	三五	一六	—	—	四一	四一
	計	一五、一四九	一七四、四七三	—	—	二六、四四〇、七四五	六五、一四九
合計	市內驛	一一、一三五、二三一	一一、六〇六、六六六	二、九五五、二三三	一〇、三五五、四七四	三七、一〇三、五六	
	近郊驛	九、二四一、五〇〇	一〇、六四四、七二三	六、〇八二、一九八	一五、九六六、七二三	四一、三五八、一三五	
	外郊驛	三七、一九八	一、八〇、四三五	三一三	三四、五四八	六八五、九六一	
	計	二〇、三七七、一九九	二四、四三一、八四三	九、〇六〇、六四五	二六、四四〇、七四五	七九、六六、四三〇	

東海道本線

大	井	一、八七四、六二五	大	崎	一、〇一三、五五六
大	森	二、一一七、二〇二	五	反 田	一、三六三、九七〇
			目	黒	五八四、六〇一
中央本線			蒲	田	七九七、二八二
千	駄ヶ谷	九〇一、〇七一	澁	谷	一、二三五、〇三六
代	々 木	一、二二九、八一四	原	宿	四八二、〇四九
大	久 保	七三〇、四一一	新	宿	一、五九九、四五五
東	中 野	六六七、二一八	新	大 久 保	三二五、二五〇
中	野	七三八、三七二	高	田 馬 場	四六三、六九九
東北本線			目	白	五九七、三〇三
日	暮 里	九八二、五二〇	池	袋	七〇七、九三七
田	端	五九〇、五二七	板	橋	一七四、四七三
王	子	四七二、九二五	十	條	三三、七〇〇
赤	羽	四一三、六〇一	大	塚	三六一、二六四
山 手 線			巢	鴨	二六五、九六一

時間帶

國有鐵道の所謂時間帶に付ては之か說述を試みさるへしと雖都市計畫區域の中心部に對しては區域內孰れの點より乘用するも一時間以內を以て足ること勿論にして近く神田、上野兩驛間の連絡完成せは更に一層の利便を加ふへし

武藏野鐵道

二武藏野鐵道　池袋驛を起點とし埼玉縣飯能町に至るものにして東京都市計畫區域に屬する路線約九哩は高田、長崎、上板橋、下練馬、中新井、石神井及大泉の諸町村を縫ふ。區域內路線兩端間の所要運轉時間約四十分なり。

本鐵道は埼玉縣南部都邑との連絡を主とするものなるも中央本線と東武鐵道東上線との中間廣面積の地域を貫通する唯一の路線たるか故に將來此の部面に於ける東京市郊外の發展に伴ひ漸次重要を加ふへし。大正十一年中池袋驛の乘車人員四十一萬六千二百七十一人、降車人員四十二萬四千二百六十一人とす。

東武鐵道

三東武鐵道　龜戶及淺草の兩驛に始發し寺島村曳舟驛に於て合し隅田、千住、梅島、伊興其の他數町村を經て埼玉縣に入り群馬縣伊勢崎町に通するものを本線とし別に池袋驛より板橋、上板橋、赤塚等の町村を經て埼玉縣に入り坂戶町に達するものを東上線とす。其の東京都市計畫區域內に屬する路線は本線約十哩、東上線約七哩にして之か所要運轉時間は孰れも四十分以內たり。

本鐵道は兩線共に都市計畫區域外との交通を主眼とするものなるも域內陸羽街道筋及川越街道筋の比較的發達したる諸部落に對して交通上の利便を供

すること固より尠少ならず、將來沿線地域の開發に伴ひ短距離利用に供せらるる所大なるを致すへし。大正十年四月以降一年間の乘降人員は本線淺草驛に於て乘車七十九萬三百三十四人、降車七十八萬七千九百七十六人、龜戸驛に於て乘車二萬一千六百三十二人、降車二萬二千百四十人、東上線池袋驛に於て乘車三十萬九百十三人、降車三十三萬百二十五人とす。

池上電氣鐵道

四池上電氣鐵道　省線目黒驛附近に起り平塚、馬込、池上、調布等の町村を迂廻して省線大森驛附近に至る七哩七十鎖及此の路線池上村より岐れて省線蒲田驛に至る一哩十鎖の二線合計九哩を免許線の全部とす。後者卽ち池上、蒲田間は大正十一年十月運轉を開始し前者も遠からず布設施工を了するの豫定なり。

本鐵道は近來住宅地として囑目せらるる各地域及行樂に適する地點を環るものなるか故に全部完成の上は沿線の開發著しきを見るへし。

未成鐵道

五運轉未開始の新鐵道　既に免許を受けたるも布設施行中又は其の準備中に屬し未た運轉開始を見さるものは既揭武藏電氣鐵道、目黒蒲田電鐵、東京地下鐵道、東京鐵道及東京高速鐵道の五なり。此等は孰れも東京市內の交通關係か既に路面軌道又は普通速度の軌道のみを以てしては到底之を救濟し得さる狀態に陷れること及郊外一帶の地か東京市を中心とする自然の膨脹に伴ひて各地點間の交通著しく繁劇を加ふるに至り、其の勢將來に於て一層烈しからむとする等の爲、既揭郊外軌道及鐵道中の或ものと共に最近相前後して計畫せられたる所に係り、多く地下線其の他の高速度とす。左に免許路線の梗概を揭けむ。

武藏野電氣鐵道

(二)武藏電氣鐵道　麻布區二の橋附近に起り荏原郡中央部の諸町村を經て調布村多摩川岸に達し都市計畫區域外に出でて橫濱市に向て走るもの十六哩四鎖（內區域內に屬するもの約六哩四十鎖）及目黒町祐天寺前より岐れて省線澁谷驛附近に至り更に目比谷公園及省線新宿驛附近の兩點に分岐するもの八哩二十五鎖とす。澁谷、目比谷間三哩七十二鎖は地下線の計畫なり。

目黒蒲田電鐵

(三)目黒蒲田電鐵　省線目黒驛附近に起り池上電氣鐵道の西北部を略竝行形に調布村多摩川岸に達し、更に東南方に折れて省線蒲田驛附近に至る十一哩二十二鎖にして既に施行認可を受けたり。

東京地下鐵道

(三)東京地下鐵道　省線品川驛附近より新橋、萬世橋、上野公園經由淺草公園に至るもの及下谷區車坂町より南千住町に至るものの二線九哩四十鎖にして全部地下線の計畫なり。

東京鐵道

㈣東京鐵道　省線目黒驛附近より芝公園、築地、淺草公園經由本所區押上に至るもの、省線池袋驛附近より同高田馬場驛、飯田橋、大手町經由深川區洲崎に至るもの及省線巢鴨驛附近より萬世橋に至るものの三線二十哩六十鎖にして全部地下線の計畫なり。

東京高速鐵道

㈤東京高速鐵道　省線新宿驛より日比谷公園、萬世橋經由省線大塚驛附近に至るもの九哩十鎖及同しく新宿驛より略直線的に砧村に達し、都市計畫區域外に出でて神奈川縣小田原町に通ずる四十七哩二十鎖の二線とす。東京市内に於けるものは殆と全部地下線の計畫なり。

未成鐵道完成の價値

前記諸線中現に施工しつつあるもの及近く着手の目論見を以て施工認可を受けたるものの外其の大部分の竣工を見るには將來幾多の變遷を經相當の時日を要すへしと雖、此等開通の曉に於ける東京都市計畫區域内交通網の關係は全く面目を新たにすへく、就中東京市内及近郊に於ける交通關係の變化は眞に甚しきものあるへし。

七　乘合自動車

主要乘合自動車

自動車に依る公衆輸送施設は或は電氣軌道の補助機關として、或は特殊の地區に於ける交通連絡用として、近時一般に發達し來れるも東京都市計畫區域内に在りて特に記述するに足るものは東京乘合自動車株式會社經營のもののみとす。

運轉系統

東京乘合自動車株式會社は大正八年三月の營業開始に係り漸次營業線を擴張して現在左の七系統を定期運轉しつつあり。

新橋、上野、淺草循環	七・四	一七
品川、新橋間	三・四	二二
大手町、洲崎間	二・八	〇七
青山六丁目、明治神宮橋間		・六〇〇
新宿、人形町間	六・三	六三
雷門、押上間	一・二	〇〇
新宿、堀之内間	三・〇	〇〇
計	二四・八	〇九

右區間に於て現に使用しつつある自動車は十六人乘約百二十輛にして一輛

一日の平均走行哩は六十五哩とす。

乘車狀況

乘客數の乘車區間別狀況に就に詳にし得さるも其の總數は大正九年四月以降一年間に一千三百八十二萬九千六百四十六人（雷門、押上間を含ます）、大正十年四月以降一年間に一千四百四萬六千百九人（大手町、洲崎間及雷門、押上間を含ます）なり。

郡部の乘車狀況

乘合自動車は市内に於て利用せらるるを主とし市郡間交通の關係に於ては未た重要の域に達せさるか如し。所謂郡部線たる新宿、堀之内間（中間停留場十六個所）の乘客數を見るに既揭總數中大正九年四月以降一年間に五十一萬一千六十一人、次の一年間に百六十九萬九千五百七十九人にして其の終點新宿停留場の最近一年を通したる一日平均乘降者概數は乘車二千人、降車一千六百人の見當なり、其の他の路線中專ら郡部との交通人員に依り利用せらるるものと認むへき停留場の乘降數を調ふるに、同しく一日平均の概數品川に於て乘降各二百五十人、新宿（人形町に達する系統のもの）に於て乘降各五百人、押上に於て乘降各一千二百人の程度なるか如し。

八　總　括

交通現況と統一的行政

以上東京都市計畫區域内に於ける交通施設の系統に付ては之を概說したりと信するも其の交通狀況は未た包括的調查の據るへきものなきを以て單に其の一班を擧示し得たるに過きす。然れとも之を吾人か日日目睹する所の市郡交通の實況に照應し且既揭近郊及外郊地域の人口增加實績等を參酌して考察すれは、東京市と其の附近諸町村との間に於ける交通關係は極めて複雜頻繁にして特に市外に在住し市内へ通勤するものの類は眞に莫大なる數に上るを知るへし。而して斯の如き事態は市の内外に於ける負擔及營造物利用等の關係其の他住民の各種利害問題を通して竟に單一の自治力か此の範域に臨むことを促し、依て以て有機的集團の實在と其の抽象規律との合致を期するに至れるは都市生活當然の要求にして實に近世大都市か其の發達の過程に於て齊しく經驗したる所のものなり。

將來の道路施設と統一的行政

次に交通機關の將來の施設等に關して少しく附言せむに、既に述へたるか如く東京都市計畫區域内の道路網は着々整理改善せられつつありと雖、自動車及原則として道路に布設する軌道の普及其の他一般に繁劇を加ふへき域内の交通關係は將來の道路行政をして益多事多端ならしむへく、從て其の歐米諸都市

の道路に比して遜色なきに至るの時代を現出せむことは必すしも容易の業に非す。而して之か爲には住民一般の徹底せる理解と當局の周到なる努力とを以て其の基本條件とすること固より言を俟たすと雖、一面には道路施設に對する統一行政か其の成功を助くるもの頗る大なるを思はすむはあらす。彼の連檣櫛比して外觀上何等の分界なき一體の街衢に於て單に市町村境界たるの故に依り、道路幅員、其の構造、街路樹の有無等截然として相異るの類は交通施設本來の機能を沮害すへき極めて不自然の事象たらすむはあらす、或は都市計畫法の運用は以て此の間に善處し得へきか如きも行政體の不統一は實施上依然として支障あり、況や都市計畫事業に屬せさるものに在りては多く當面限地的の關係に立脚して施設せらるるか故に交通網統整の理想に背くもの尠なしとせさるなり。

將來の河川施設と統一的行政

前述する所は河川運河に關する施設に付ても亦同樣にして、其の上下流又は兩岸各所屬行政體を異にするの結果、施措の統一適合完からすして自ら水運上の功益を減殺するに至ること容易に想像し得へし。域内の水利設備をして幼稚なる現況より脫せしめ一般交通上に充分貢獻する所あらしめむには規模遠大なるを要すると共に其の及ふへき行政作用は克く全般に亙りて統整せられさるへからす。

軌道鐵道完成上の一要件

軌道及鐵道も亦其の系統、規模共に未た大都市交通機關としての條件を充たさす且各種豫定路線に在りても其の實施には幾多障碍の伴ふものあるを免れすと雖、將來此等企業をして徒に割據的ならしめす、共同圓滿の發達を遂けしむることに付て最善の措置講せらるるあらは、域内交通の動脈を稍完全に形成するの日必しも遠しとせさるへし。現在に於ても各路線間連絡上の協約を普遍的にし一般乘用者の利便を增進するか如きは交通機關本來の性質上當に企圖せられさるへからさる所とすへし。

交通網完成と都市の形成

要するに東京都市計畫區域内交通機關の諸設備は東京市を中心とする自然の發達に伴ひ逐年普及改善の經過を採り來れりと雖各種類を通し未た不完全の域を脫せす、就れも其の大成を將來に期するものにして又之か實現上には公私の作用か克く統整的に行はれむことを圖らさるへからす。而して向後新たに開設せらるへき交通網、就中軌道及鐵道竝自動車の普及に伴ひ之か輸送系統に充てらるへき道路等は從來の經過に於ても然りしか如く、既に形成せられた

る密集部落の爲に其の完成を促さるるものあると共に他面には此等交通網の開設か其の沿線地區の戸口を密集に導くこととなり、互に原因結果を爲して一大集團としての發展を資くるか故に既掲各種豫定路線の竣成は都市計畫區域をして益密接に有機的關係を結はしむるものと謂ふへし。

尙將來航空施設の發達に伴ひ飛行機發着用地の選定等に關し各種問題の生することあるは之を疑はすと雖現在に於ては未た考慮を要するの時期に入らさるものと認めらる。

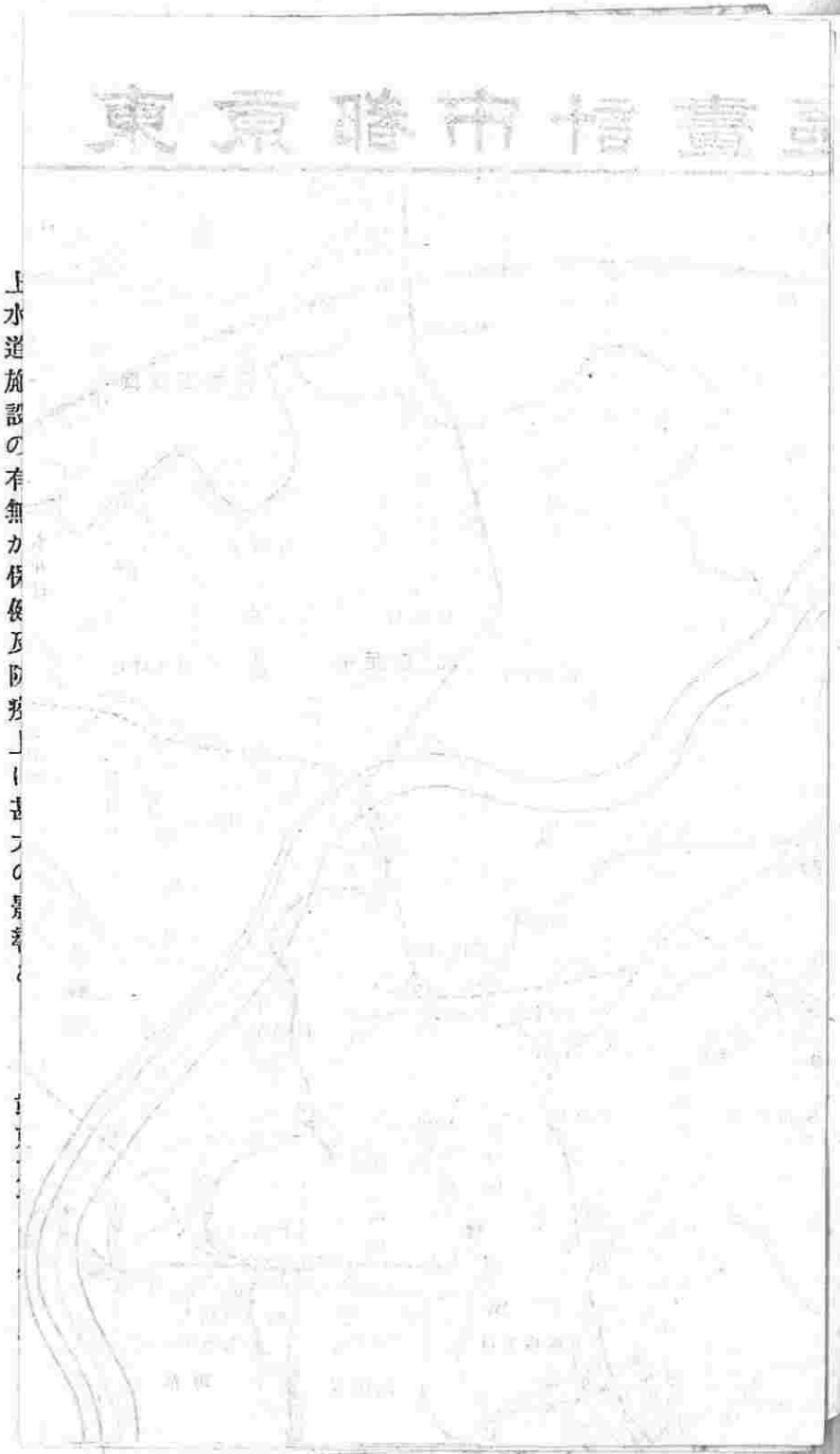

東京都市計畫區域交通系統圖

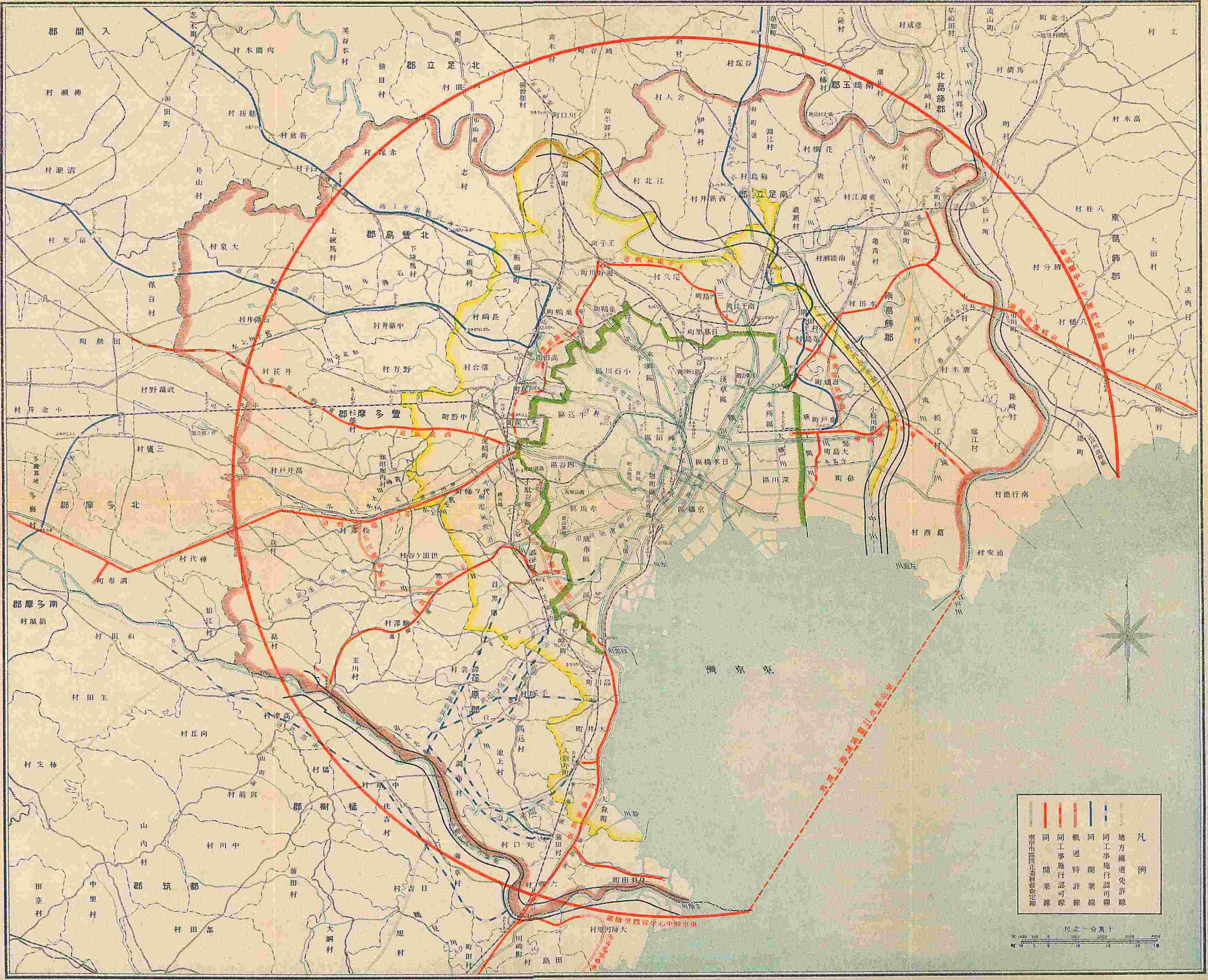

大正一二・三

東京市及其附近交通系統圖

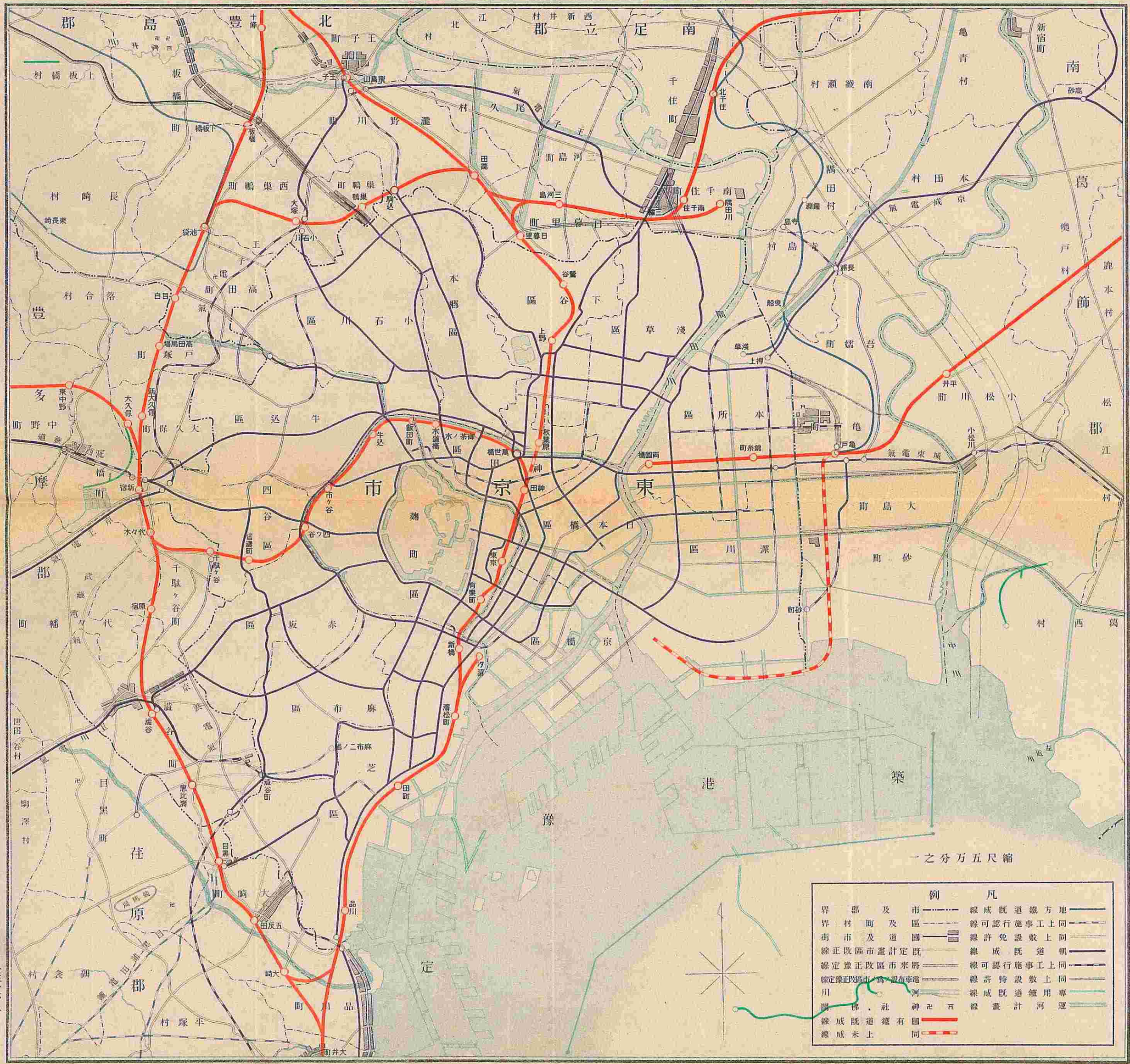

大正二・二・二

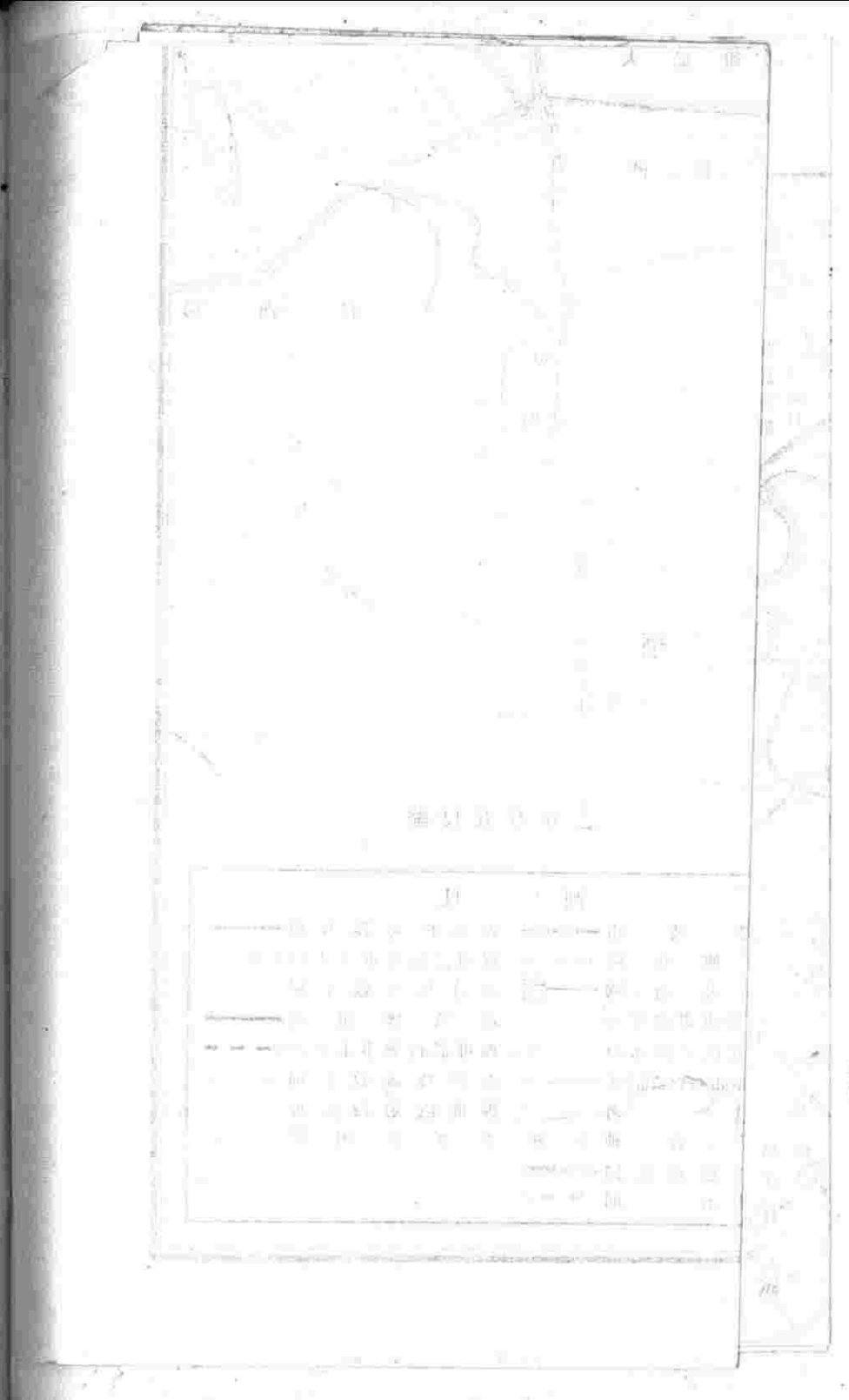

五　上下水道

一　上水道

市上水道の郡部給水

東京市營の上水道は學校、病院、軍用工場、恤救施設其の他の公共的建造物僅々十數個所に對するの外市外に給水せず。是れ蓋斯種營造物の性質上已むを得さる所にして、近く完成せむとする上水道大擴張計畫に於ても郡部給水は之を豫定し居らさるなり。

郡部井水の狀況

而して今大正十年東京市の調査に係る東京都市計畫區域內の井水の狀況を見るに左記の如く衞生上大に考慮を要するものあるを示す。

	近郊	外郊
井戸總數	五六、二〇九	三四、六一〇
右の中水質不良と認むへきもの	一四、四九六	七、一七三
井戸總數に對する不良井水の割合	二六	二一

上水道施設の有無か保健及防疫上に甚大の影響あること、竝東京市內外の衞

生か唇歯輔車の關係あることに顧みれは、郊外の飲料水をして現狀の儘に放任するは市上水道の効益を間接的に減殺せるものとも謂ふへし。

輓近に於ける近郊の著しき發展は町村資力の充實と相俟ちて漸く上水道の布設を促すに至れると共に、他面には法律か私企業水道に對し從前の如き非營利主義を強制せさることとなれる結果、現在公私五個の上水道計畫を見るに至り、又其の計畫に入らさる區域例へは千駄ヶ谷町等の如きは必然の要求に促されて東京市よりの給水を請はむとし既に相當委員の設置を見たるか如き、孰れも此の間の大勢を知るに足らむ。而して布設計畫中現に給水を開始せるものあるも大部分は工事中及未着手に屬す。今關係事項を左表に依りて明かにすへし。

郡部上水道計畫表

種別	江戸川水道	澁谷水道	玉川水道	計	王子水道	新宿水道
許可年月	大正十年十一月	大正九年十二月	大正七年二月		大正六年十二月	大正六年十二月
株利買收				—		

企業者	江戸川上水町村組合（十二町村）	澁谷町	玉川水道株式會社	三	王子水道株式會社	新宿水道株式會社
水道事務所の所在地	小松川町	同	入新井町	—	東京市	東京市
水源の位置	金町村内にて江戸川の水を引用す	砧村内にて多摩川の水を引用す	調布村内にて多摩川の水を引用す	—	滝野川町内に鑿井を施す	落合村内に鑿井を施す
給水區域	隅田、寺島、吾嬬、大島、砂、小松川、龜戸、南千住、日暮里、三河島、尾久、千住の十二町村	澁谷町	羽田、蒲田、入新井、大森、品川、大井、大崎の七町村	二十町村	滝野川、王子、板橋、巣鴨、西巣鴨の五町村	高田、戸塚、落合、大久保、淀橋、中野の六町村
給水人口	第一期十五萬人	第一期十五萬人	二十數萬人	八十數萬人	十二萬人	十五萬人
竣工	大正十六年三月	大正十三年九月	大正七年十一月一部に給水開始。次の一部は大正十二年	—	所定の期限を過く	所定の期限を過く
工費總額	一千百六十五萬圓	四百九十六萬圓	三百四十萬圓	二千一萬圓	八十五萬圓	百萬圓
給水料金	專用年額一戸十五圓六十錢	專用年額一戸十五圓六十錢	十四立方米突迄一圓五十錢	—	專用年額一戸十二圓	專用年額一戸十二圓
一人一日標準使用最大水量	四立方呎五	四立方呎	四立方呎	—	三立方呎	三立方呎

右の中王子水道及新宿水道は單に其の筋の許可を得たりと謂ふに止り、所定の期限に達するも會社設立の運ひに至らさる實情なるを以て他の布設出願中のもの（例へは品川水道、千住水道の如き）と同しく成否不明に屬す。依て之を別とし既成及工事中の爾餘の三水道に關し少しく考察すへし。

郡部上水道の給水能力

先つ給水區域に付て觀察するに大部分は東京市に隣接せる町村なるを以て東京市水道の擴張若は其の補完とも見るを得へく、卽ち必要の度合に適應したる區域と謂ふへし。而して給水豫定人口を見るも合計約八十萬人なるを以て右區域内の現人口五十五萬一千人と比較し、更に標準給水量か東京市其の他普通の實例と略同一なる點に顧みれは給水能力の餘裕は相當に之を具有するものと謂ひ得へし。

郡部上水道料金の地位

次に其の料金を見るに東京市に比し江戸川水道及澁谷水道は共に八割餘、玉川水道は五割見當の高率にして我國の上水道料金中此等の上に在るものは門司、横濱等數市に其の例を見るのみ。固より二十數年前の布設に係る東京市水道其の他の例を以て律すへからすと雖、而かも右の高率か企業不統合に胚胎するところ少からさるは恐らく疑なき所たらむ。

市郡上水道統合に關する考査

右述ふるか如く郡部水道は大觀して適宜の計畫下に在り、其の未た着手に至らさる部分も機運甚た熟せるものあるを以て假令市郡の區劃か現在の儘なりとせむも近郊一帶に上水道の普及を見むことは必すしも遠き將來を俟たさるへし。然るに元來上水道の如きは公企業の中に在りても事業の使命特に重きか上に、建設資本を要すること巨額なるを以て市郡兩水道の間に何等の脈絡なきは營造物行政上及國民經濟上甚た不利なる結果を招き易し。今此等の點に關する實際上の計數を擧け得すと雖、若し市郡給水上の統一行はるるものと假定せは郡部獨立の水道を布設するに比して建設資本及經營費を經濟主義に就かしめ、從て水料を幾分低下せしめ得ることは殆と疑なきか如く、更に營造物行政の統一より生する實際上の利便に至りては何人も想見するに難からさるへし。而して將來市域擴大の場合に於て其の既に建設資を投下せる郡部水道の中公營のものは統一上の困難大ならさるへく、私營水道亦買收の事必すしも至難たらす、斯くて郡部全體を通し最も大事業の一と見るへき上水道は市郡區劃の變更に關し比較的容易に處理し得るものと觀察して差支なからむ。

二　下水道

市下水道と郡部との關係

東京市下水道設備か市外に亙らさること上水道と異なる所なしと雖、地勢上よりする隣接町村區域の雨水汚水の自然流下に對しては設計中に相當の考慮を拂はさるへからす。今東京市下水道計畫か豫定したる市外より市内への流入關係を見るに大凡左の如きものあり。

古川流域	七〇八、一二〇坪
早稻田流域	六九六、〇〇〇
江戸川流域	七七一、二〇〇
音羽流域	八三三、〇〇〇
千川流域	七四八、四四八
藍染川流域	八二三、〇〇〇
計	四、五七九、七六八

右面積の豫定人口約二十三萬三千人となる。

飜て他面郡部に於ける下水道の狀況を見るに恰も上水道と等しく近來の顯

郡部下水道計畫

著なる發展は到底從前の如き自然處理を許さす、乃ち東京府は實情に鑑み夙に近郊一帶の下水道計畫に付て準備的調査を行ひたるか、大正十年度豫算に其の調査費として始めて三萬五千圓を計上し更に同十一年度豫算に於ても四萬七千餘圓を支出することとし現に專心調査中に在り。而して此の調査は大正十三年度に完了の豫定なるか茲に計畫の大要を揭けむに、先つ下水道を布設すへき區域は

荏原郡　品川町、大森町、羽田町、大井町、大崎町、入新井町、目黒町

豐多摩郡　淀橋町、中野町、千駄ヶ谷町、澁谷町、大久保町、戸塚町、代々幡町

北豐島郡　板橋町、南千住町、巢鴨町、王子町、瀧野川町、日暮里町、高田町、三河島町、尾久村、西巢鴨町

南足立郡　千住町

南葛飾郡　龜戸町、大島町、吾嬬町、小松川町、寺島村、隅田村、砂町

の三十二町村にして此の區域は殆と都市計畫區域中所謂近郊に屬する範圍に一致し唯羽田町を加へたると長崎、岩淵及落合の三町村を除外したるとの差あるのみ。此の事實は偶近郊の範圍か如何に市部と共通の狀態に在るかを歸納

するに足る一資料たるなり、

次に其の工費及年期に付ては自今二年有餘の調査を俟たされは判明せさるも工費大約一千五百萬圓乃至二千萬圓に上るへく又完成年期は調査完了後十數年を要するか如し。

右調査は東京府に於て行はるること前述の通なるも其の實施は各關係町村の任務に屬するものなり。而して前記調査の結果として既に所要經費を豫算に計上し實施の運ひに至れるもの左の如し。

大崎町　大正十年度以降調査を繼續し既に實施設計を終りて目下內務省に許可申請中なり。

千住町　計畫進捗し大正十一年度豫算には工事費十五萬四千圓を計上せり。完成迄には今後數年と總工費四十萬圓見當を要するの見込なり。

市郡下水道統合に關する考査

右の如く下水道布設なる大規模にして而かも性質上出來得る限り統一を利とする事業も亦市と郡部町村各別の主體に依りて企畫せられ、其の間何等根本的の聯絡なく土地界を相接するも全然別個の設備に依りて一は東に排水し一は西に排水するの現象を隨所に呈すへき計畫下に進行しつつあるなり。若し此の大事業か單一主體の手に經營せられたらむには下水道の效能を最も有益に發揮せしめ得へく又無用の事業費を節すること夥しきものあるを疑はす。

三　總　括

帝都區域擴大の場合に見はるへき事業不統合の損失

郡部町村は今や十數年の歲月を要すへき上水道及下水道事業に向て着々計畫の歩を進めつつあること前述の通なるか、若し現在の行政區劃か結局變改せらるるの運命に在るものとせは其の時を以て既定計畫及既成設備の不統一か齎らす管理上並經濟上の損失甚大なるを痛感すへく、乃ち此の見地よりせは市郡の合併一日を早くするは一日の利ありとすへし。此の點は大小幾多の施設に關し孰れも皆然らさるはなきも特に上下水道の如き大事業に付て顯著なりとせむ。

郡部に對する市上下水道當面の問題

尙東京市水道條例は市外給水の範圍を官公署、兵營、學校、病院等の使用及公設消火栓を防火の爲使用するもの其の他公益上必要ありと認むるものに局限し既揭の如く現在十數個所に給水しつつあるに過きす。而して目下施工中の上水道擴張工事完成（大正十七年度の豫定）の曉に於て依然一般的市外給水を行ひ得さるや

否やは多少考究を要するものありと雖、若し大阪市か其の附近十九町村四十萬人に對し又横濱市か市外保土谷町に對して各一般的給水を行ひつつある等の事例に依るを得は市營水道の目的を達する上に極めて良好の結果を齎らすへし。又下水道に在りても市は受託築造等の方法に依り其の附近町村との間に充分の連絡を採り得へき途備はるを以て適宜萬全の策を講せさるへからす。凡此等は市郡併合の問題如何に關はらす市町村相互の共通的事案として當に考究すへき所のものならむ。

六　瓦斯電氣

一　瓦　斯

瓦斯供給區域

東京瓦斯株式會社は東京都市計畫區域内に於ける唯一の瓦斯供給者なり。而して其の供給區域を見るに左記の如く東京市外に在りては殆と所謂近郊の範圍と一致し、唯之を越へて外郊に屬する町村若干に及へるを示すのみ。此の事實は他の類例と共に近郊の部分か如何に發展せるかを語るに足るものある

瓦斯供給狀況

へし。

荏原郡　品川町、大森町、羽田町、大井町、大崎町、入新井町、蒲田村、六鄕村、池上村、平塚村、目黑町、駒澤村、世田ヶ谷村

豐多摩郡　淀橋町、中野町、千駄ヶ谷町、澁谷町、大久保町、戸塚町、落合村、代々幡町、野方村、和田堀内村、杉並村

北豐島郡　板橋町、南千住町、岩淵町、巢鴨町、王子町、瀧野川町、日暮里町、高田町、三河島町、尾久村、西巢鴨町、長崎村

南足立郡　千住町

南葛飾郡　龜戸町、大島町、吾嬬町、小松川町、寺島村、隅田村、砂町

而して右區域に屬する瓦斯計量裝置の個數及瓦斯消費量等は茲に其の精密なるものを擧け得すと雖、計量裝置概數四萬五千個内外、最近半期消費量四億七千萬立方呎内外と見て大差なきか如し。此の數字を東京市の十八萬四百八十五個、二十三億五千五百五十萬二千百三十立方呎に對比せは個數に於て四分の一消費量に於て五分の一に過きす、之を兩者面積の割合に依りて比較せは郡部瓦斯需要狀態甚しく幼稚なること勿論なりと雖、人口密度に基きて比較するに

於ては略同一比例を示す。然れとも既れにせよ現在の瓦斯需給關係は專ら供給方面の作用に支配せらるる實情に在るを以て、前記の數字は必すしも近郊文化的生活の程度を卜すへき適切なる資料と爲し得さるへし。

瓦斯料金

瓦斯料金は市部と郡部との間に若干の差額あるを從來の例とし、現に一千立方呎當市部二圓二十五錢、郡部三圓なり。郡部町村か市域に入るの際何れの料金率を適用すへきかは稍疑問の存するものあるも、往年市外內藤新宿町か市に編入せられたるときには更めて市內の料金率を實施することとせり。

瓦斯事業と報償契約

瓦斯事業は公企業の性質を有すると同時に獨占を常態とするものなるを以て、都市政策上公營するに非されは公共團體か企業に對して必要なる干涉を爲すは近時一般に承認せらるる所なり。東京市は夙に企業者との間に所謂報償契約を締結し、取附費、利益處分及料金率等に一定の制限を付し以て獨占の弊に陷ることなからしめむとせり。然るに別記各項に屢述するか如く都市は主として一集團の實質に依りて觀念すへく、行政區劃は此の事實に追隨して定めらるへきものなるに拘らす、兩者不一致の結果は本件瓦斯供給に付ても亦都市政策の要求を一貫すること能はす、乃ち企業者は供給地域の一部に於ては極めて嚴重なる干涉を受くるも一步其の域外に出つれは殆と隨意に行動し得る實情に在るなり。

前記報償契約の有效期間は今後二十年なり。期間の內外を問はす市に買收權あるものとせるか、若し假に買收の上市營に移すものとせむか、市郡の區劃現狀の儘なるに於ては事業に必要なる道路其の他の土地工作物中市外に屬する部分の使用上幾多の不便を存し、延ひて事業の敏活圓滿なる發達を妨くること多かるへきなり。

若し夫れ近來論議せらるる報償契約效力の件は自ら別個の問題に屬するか故に茲に言及せす。

二　電　氣

電氣供給區域

電燈及電力は東京市及東京電燈株式會社か市內の外、郡部の廣汎なる區域に供給し更に玉川、京濱、京王、京成、王子の各軌道會社か其の沿線附近に供給せるを以て現在に於ては曾に東京都市計畫區域內のみならす、其の外廓一帶に普及せるを見る。而して東京市營の供給區域內に在りては市と東京電燈會社との間

電氣料金

に報償契約を締結（但し瓦斯事業に對するか如き殿なる拘束規約を設けず）し、又別に企業規約を以て競爭の弊極まることを避けたりと雖、而かも是れ企業聯合の弊を釀すものに非すして却て低廉なる料金を實施せるなり。乃ち東京電燈會社は東京市との協定區域以外に於ては其の協定區域内に於けるよりも高き料金を適用し、又東京市との間何等協約なき前記諸會社は孰れも高率の料金を以て供給しつつあるを見る。

七　市町村營造物等域外所在の關係

東京都市計畫區域に屬する郡及町村の營造物、公用建物等にして東京市内に設けられたるものは存せさるか如きも、東京市經營の施設及管理營造物にして近郊並外郊に存するものは少しとせす。其の主要なるものを擧くれは左の如し。

近郊所在

（一）近郊に在るもの

明治神宮表參道	豐多摩郡千駄ヶ谷町
大久保隔離所	同　大久保町
廣尾病院	同　澁谷町
雜司ヶ谷墓地竝連絡道路	北豐島郡高田町
染井墓地竝連絡道路	同　巢鴨町
龜戸墓地	南葛飾郡大島町
飛鳥山公園	北豐島郡瀧野川町
水道淨水所及水衞所	豐多摩郡淀橋町
養育院（移轉先）	北豐島郡板橋町
同　板橋分院	同
同　巢鴨分院	同　巢鴨町
幼少年保護所	同
下水處分場	同　三河島町
電氣局電車課出張所（二個所）	豐多摩郡澁谷町
同	同　戸塚町
同	北豐島郡巢鴨町
同分遣所	同
同倉庫	豐多摩郡澁谷町

電氣局電燈課收納所	同	
同試驗所	同	
同出張所（二個所）	同	
同建設所	同	
同散宿所	同	
同出張所	同	千駄ヶ谷町
同散宿所	同	代々幡町
同出張所	荏原郡	品川町
同散宿所（三個所）	同	大崎町
電氣局發電所及變電所	同	品川町
同開閉所	北豐島郡	尾久村
同發電所及變電所（廣井處分試驗所併記）	豐多摩郡	澁谷町
同車庫（二個所）	同	
同車庫（二個所）	北豐島郡	巢鴨町
同	南足立郡	千住町

同	豐多摩郡	戸塚町
同乘務員教習所	同	澁谷町
電車線路（但し私設會社のもの共用）	荏原郡	品川町
同	大崎	町
同	北豐島郡	南千住町
同	同	巢鴨町
同	同	瀧野川町
同	豐多摩郡	戸塚町
同	同	大久保町
同	同	淀橋町
同	同	澁谷町

外郊所在

（二）外郊に在るもの

療養所	豐多摩郡	野方村
水道水衙所	同	和田堀內村
同	同	高井戸村

水道擴張工事詰所　　荏原郡世田ヶ谷村
同（淨水池濾過場）　　豐多摩郡和田堀内村
塵芥處分場（濾過）　　南葛飾郡南綾瀬村

右の外玉川上水及神田上水の二水路竝上水道埋管幹線は都市計畫區域外より入りて市の西北郊諸町村を過き、市營電燈は近郊及外郊の一部に其の設備を有す。尚市郡の境界たる國道及府縣道にして道路法第十八條に依る協定管理のもの延長二百四十一間、九百九十坪あり。

八　各種議員及選擧權者

一　現在員數

議員定員及最近選擧權者

東京都市計畫區域内に於ける衆議院、府會、市町村會、區會の各議員現在定員及最近確定名簿に依る選擧權者數（但し町村會議員選擧權者數は資格規定改正後のものを得難きに依り記載を畧す）左の如し。尚郡會議員は現に存するも、近く郡制廢止の實行と共に全部消滅に歸すへく、又町村組合議員若干を存するも總て町村會議員中より選出するを以て孰れも本件調査より除外す。

衆議院員數表

衆議院議員定員及選擧權者員數表

選擧區	議員定員	選擧權者數
東京市（十一選擧區）	一六	七九、九七九
豐多摩郡、荏原郡及伊豆七島	三	一七、五五七
北豐島郡及南足立郡	二	一一、九五四
南葛飾郡	一	四、九二四
北多摩郡、西多摩郡及南多摩郡	二	一五、二九九
計	二四	一二九、七一三

府會員數表

府會議員定員及選擧權者員數表

選擧區	議員定員	選擧權者數
東京市（十五選擧區）	四七	六七、〇五九

市町村會議員定員及選擧權者員數表

選擧區	議員定員	選擧權者數
荏原郡	四	七、二三九
豐多摩郡	五	七、五四八
北豐島郡	六	八、八〇五
南足立郡	一	二、二七四
南葛飾郡	四	四、一七六
北多摩郡	二	五、九八四
計	六九	一〇三、〇八五

市町村會員數表

種別	議員定員	選擧權者數
東京市	八八	一六一、五五七
近郊	九一二	不詳
外郊	七二二	不詳
計	一、七二二	不詳

一町村會議員の定員は國勢調査の結果に依る人口に對して各法定の定數を適用したるものなり。

區會員數

區會議員

區會議員は東京市十五區全員五百八十八人なり。

二　市郡併合の場合に於ける員數異動の想定及關係事項

現行制に依る市、區會議員の異動

假に市町村併合を豫定して議員數異動の想定を試むるに、衆議院及府會關係のものは別とし、現行市制に依る定員計算は東京市に近郊を併合する場合に於て百八人近郊及外郊共に併合する場合に於て百十二人となり、又現在東京市の中區（人口を標準とせる）たる小石川區の例に依りて編入部分を區分し、其の區會議員の法定數を求むるに近郊併合の場合に於ては凡六區二百十六人、近郊及外郊併合の場合に於ては凡八區二百八十八人となる計算なり。

地方議員數決定上の要件

行政區域變更の場合に於ける地方議員數の決定は選擧區の改廢及帝都議會

の組織竝區會の改廢新設の程度如何に依りて支配せらるへきものなりと雖、議員の定員は其の數多きに過きて却て議事能力を沮害し、若は少きに失して地方的利害を反映せしむるに足らさるか如き結果に陷ることなきを要旨とすへく、前記算定の如きは單に現行制に基きたる一個の考試に過きさるなり。

終に市町村會議員選擧權者數及等級制に關して附記せむに、大正十一年五月改正實施の市制及町村制は稍廣きに渉りて選擧權を與ふるものとせる結果、東京市の如きは前回總選擧卽ち大正七年六月執行の際には各級合計四萬八千九百九十五人の有權者なりしに、改正規定に依る大正十一年六月の總選擧には十六萬一千五百五十七人卽ち前回に比し約三倍餘の數なるを示せり。而して其の等級の關係を見るに新舊規定の間區分方法異るものありと雖東京市の實例に於ては左記百分比に依りて、新規定の爲下級有權者の地位高まれるを知るへし。

	一級	二級	三級
大正七年總選擧	・〇二	・一〇	・八八
大正十一年總選擧	・一八	・八二	——

前述の有權者數增加及等級異動を齎らしたる改正規定は一般に近代的要求の幾部を充たしたるものとせらるる所なるか、今特別自治制の考査に當りては現在の選擧資格及等級制を是認するか、又は更に一步を進めたる點に立ち且郡部編入問題に應して全く新たなる組織を望むへきかは自ら別に考慮すへき事項たらむ。

現行の市會議員選擧資格は原則として(一)二十五年以上の男子にして(二)獨立の生計を營み(三)二年以來市の住民且市稅納付者たるを要するものにして、又等級制は選擧人の總數を以て其の直接市稅總額を除し之か平均額以上の納者を一級とし爾餘を二級とするものなるか、今此等に關する參考資料として大正十一年一月東京市の調査に係る事項を左に摘記すへし。

獨立の生計を營む滿二十五年以上の男子數	四七八、三四八
滿二十五年以上の男子數	六三四、六八三
獨立の生計を營む滿二十年以上の男子數	五三〇、七六一
滿二十年以上の男子數	七五〇、二一三
二年住居の要件を一年に短縮の爲增加すへき公民數	三九、七八六

選擧人市稅總納額の三分の二に當る者を一級
とし其の他を二級とする場合の人員の百分比　一級・一八
　　二級・八二

而して郡部町村に付ては前記の如き實際の數字及參照資料を得難しと雖、既述規定改正後の東京市有權者數か總人口に比し七分四厘强の割合なるに鑑みれば、近郊外郊を通じ現に相當の有權者を存するものと推し得へし

九　教　育

一　小學教育施設の現況

地方教育事務中小學教育事務の概況

東京都市計畫區域内市町村の教育事務の大部分か一般市町村と同しく小學教育に屬するものなるは言を俟たすと雖、近來補習教育に對して漸く力を注かむとするに至り、東京市は固より郡部町村の大部分に補習學校の施設を存す。其の他の教育施設に至りては東京市の外多く見るへきものなし。

先つ小學教育の方面を見るに校數、施設の概要及兒童數等左表の如し。

小學教育に關する表

種別	東京市	郡部 近郊	郡部 外郊	郡部 計
小學校數	一九六	九八	七八	一七六
學級總數	四、一一一	二、一七七	七五二	二、九二九
二部教授を行ふ學級數	六八五	六〇九	一三三	七四二
學級總數に對する二部教授を行ふ學級數の割合	・一六七	・二八〇	・一七七	・二五三
小學兒童數	二三七、三三七	一二八、六七九	四〇、八七七	一六九、五五六
一校當兒童數	一、二一一	一、三一三	五二四	九六三
一學級當兒童數	五八	五九	五四	五八
人口千人に對する兒童數	一〇九	一三七	一六八	一四三
本科教員數	三、九四五	一、九四一	六三七	二、五七八
專科教員數	五四九	一〇九	三〇	一三九
本專科教員一人當兒童數	五三	六三	六一	六二
大正十一年度經常小學教育費	七、七六九、七五四円	三、〇二〇、九五七円	八三三、八三二円	三、八五四、七八九円
一學校當經常費	一、八八九、九九一円	一、三八七、六七〇円	一、一〇八、八一九円	一、三一六、〇七七円

種別	東京市	郡部		
		近郊	外郊	計
兒童一人當經常費	三二・七三七円	二三・四七七円	二〇・三九九円	二二・七三五円

一　大正十一年度經常小學教育費は通常豫算に依り、其の他の數字は東京市は大正十一年九月現在郡部は同五月現在に依る。

市郡間施設の異同

前表に依れば學級關係其の他組織の上には市郡の間大差なきも實質上より觀察せば相當差異の存するものあるを認むへし。例へば校舍の構造、器具暖房の設備等に付て東京市は郡部町村に比し一歩を進めたること多く説明を要せさるへく、更に教員に對する待遇の如き亦相當の懸隔あり。卽ち一學級當及兒童一人當經常費の割合は東京市の支出は郡部平均に對して各四割見當の高率に當り又經常費中の主要部分たる教員給に關し一人當平均月額を對照するに東京市は校長百五十八圓、本科教員八十一圓、專科教員七十三圓なるに對し郡部町村は左の如き狀態に在るを示す、俸給以外の諸給與亦大體の傾向を同ふせむ。

市郡教員給比較

		近郊	外郊
本科教員	八十圓以下七十五圓以上の町村數	六	一
	七十五圓未滿七十圓以上の　同	一七	一
	七十圓未滿六十五圓以上の　同	六	一五
	六十五圓未滿六十圓以上の　同	五	二三
	六十圓未滿五十圓以上の　同	—	一一
專科教員	七十五圓以下七十圓を超ゆる町村數	五	—
	七十圓以下六十五圓以上の　同	八	一
	六十五圓未滿六十圓以上の　同	一	二
	六十圓未滿五十圓以上の　同	五	九
	五十圓未滿四十圓以上の　同	—	九

二　學齡兒童增加の狀況及市郡間教育施設の關係

學齡兒童增加實績

而して他面學齡兒童增加の狀態を見るに郡部の增加率甚た高きは勿論にして既揭人口增加狀態及前表中の人口千人當兒童數等は此の關係を明示するものなるか、更に最近九年間に於ける增加率を見るに東京市は約三割六分、郡部は

約九割一分に當り兩者間著しき懸隔あり。斯の如く郡部に於ける兒童の遞增著しきの結果之に對應すべき施設に關して頗る苦心の存するは後揭財產及負債並財政の部に述ふるか如くにして經營の困難なる、恐らく將來に於ても同樣なるを思はしむ。

市郡小學校使用の交錯

東京市と近郊との關係甚た密にして營造物の使用等か相互交錯せるの事實は小學校に付ても亦之を見ることを得へし。此の間の實情を明かにする爲市內各小學校を頗はし大正十一年九月一日現在を以て調査したる所に依れは郡部より市立小學校に通學する者尋常科四千百五十二人、高等科四百一人合計四千五百五十三人を算し兒童總數の約二分、學級數約七十九學級、所要經費年額約十五萬圓に當るを示す。此の中には市內の小學校諸設備か完備せる爲假裝寄留を以て之を利用する者相當の數に上ると雖、多くは市內在住より郡部への轉出者か當分の間在來の通學を續くるもの及地區の關係上假裝寄留籍に依りて之を利用するものに係る、卽ち孰れも市郡密接なるに由來する現象たるなり。而して他面市內在住者にして郡部の小學校を利用する者亦相當の數に達すへしと雖今其の實情を審かにせさるを憾む、乍併各種の事情を綜合して大體觀察を試むるに郡部小學校の設備は概して東京市に劣るの關係上、郡部より市內へ轉住したる當時に於て在來の郡部通學を續行するものの外其の數著しからさるへく、從て到底郡部兒童の市內小學校利用關係と同日の比に非らさること疑なきか如し。

以上要するに市郡小學校利用關係の交錯に付ては其の是非及所謂市郡各自の得喪は別個の問題とするも、斯の如き事態に在ることか極めて不自然なるは言を俟たす、卽ち市郡併合上の考究に關して一個の問題を提供する事案たるを失はす。

三　小學教育以外の教育施設の現況

實業補習教育

次に義務教育以外の教育施設に關して述へむに既に一言せる如く實業補習學校は近時一般に經營せらるるに至り、東京市は市直營及區營のもの合計五十三校を算し、郡部町村亦十町村を除くの外尠くも一校（二校以上のもの數町村あり）を施設す。而して其の施設の程度に至りては小學校々舍の充用等市郡共通の事象なりと雖市か經常費年額約二十七萬圓（大正十一年度分に依る）を支出するに對し、近郊二萬六千圓

外郊二萬九千圓の費額なるは以て其の實質的差異の存するを測るに足らむ。

中等教育

中等程度の市町村營學校としては東京市に實科高等女學校及商業學校各一校あり、郡部には目黒町立の實科高等女學校あり。

幼稚園

幼稚園の公營に屬するものは東京市に區營のもの十六あるのみにて郡部には存在せず。

圖書館

圖書館は公營のもの東京市に二十(内十七は所謂簡易圖書館に屬す)を有するも郡部に其の設置なし。

市町村經營以外の各種教育施設

市町村營の教育施設に關する概要前述の通なるか、市郡民の利用すへき教育機關中中等教育以上のものは殆と官立、府立及郡立に係り或は小學教育等に付ても亦之に附設するものあり、更に私經營に屬する各種施設の存するを思はさるへからす。此等の中郡經營に係るものは總て町村の分賦負擔する郡費に依りて設置維持せらるるか故に事實上町村費支辨のものに異らす、現に存するは品川町に荏原郡立高等女學校及附設工業補習學校、中野町に豐多摩郡立農業學校及實業女學校、瀧野川町に北豐島郡立商工學校及附設商工補習學校、小松川町に南葛飾郡立高等女學校並都市計畫區域外府中町に北多摩郡立農蠶學校等の各種學校あり、近く郡制廢止に伴ひ府費支辨に移るの計畫なるか如し。次に私立に係る初等教育設備を見るに東京市内には小學校二十八、幼稚園七十一を算し郡部には小學校六を存す。私經營に對する自治團體の指導助成は地方教育行政上の主要事項たるを以て市郡併合に由る統一的作用は此の點に關しても亦或程度の實益を見るへし。

府費支辨の教育施設に關しては後に東京府經濟の内容分解を試むるに當りて記述すへし。

十　衞生

一　傳染病患者數及衞生施設の現況

東京都市計畫區域内市町村の過去三年間傳染病患者數左表の如し。

傳染病患者表

傳染病患者表

種別		東京市				郡部			
		大正八年	大正九年	大正十年	三年間計	大正八年	大正九年	大正十年	三年間計
虎列剌	患者數	五	—	—	五	一	—	—	一
	死亡數	三	—	—	三	一	—	—	一
赤痢	患者數	五六八	五一五	五一二	一、五九五	一二五	—	一七九	四二九
	死亡數	二二二	二〇一	一二九	五五二	四六	三五	五六	一三七
腸窒扶私	患者數	三、一五八	二、八二六	二、八四五	八、八二九	一、三六九	一、七七五	一、八二五	四、九六九
	死亡數	七五七	六八九	六九〇	二、一三六	三一七	四一九	四八〇	一、二一六
パラチフス	患者數	二八〇	二三五	二五七	七七一	一二二	一四八	一二〇	三八〇
	死亡數	三七	三一	五三	一二一	一六	一三	一二	六〇
痘瘡	患者數	二	八二	—	八四	—	三六	四	四〇
	死亡數	一	二五	—	二六	—	一二	—	一二
實布垤里亞	患者數	七四五	五九七	六九七	二、〇三七	二六〇	三一八	四〇七	九八五
	死亡數	二三七	一、六…	二〇〇	五九八	八二	九七	一三三	三一二
流行性腦脊髓膜炎	患者數	一〇六	七四	八六	二六六	一八	一七	一三	四八
	死亡數	六〇	三九	三九	一三八	一一	七	六	二四
赤痢疑似	患者數	九五八	八二二	九六一	二、七四一	三七三	三一七	三一四	一、〇〇〇
	死亡數	六四五	五九五	六五六	一、八九六	二二七	二五〇	三一一	八五二
猩紅熱	患者數	三七六	三六六	四六一	一、二〇三	七六	八七	一〇八	二七一
	死亡數	二四	二〇	一八	六二	八	五	五	一八
計	患者數	六、一九八	五、五一五	五、八一九	一七、五三二	一、三三四	二、八一九	三、〇七一	八、二二四
	死亡數	一、九八六	一、七六一	一、七八五	五、五三二	七七二	八四八	一、〇一三	二、六三三
國勢調査人口千人に對する三年間患者數		八・三一六				七・三一〇			
患者數に對する死亡者割合									

一　本表は警視廳調査のものに依る、但し郡部の中北多摩郡(砧、千歳の二村)の分は東京市調査の數字に依る。

加療施設

加療施設は東京市に在りては駒込病院、本所病院、隔離所、消毒所の設備あり、廣尾病院亦擴張改築の計畫中に屬す、郡部に在りては板橋町に傳染病院、南千住外十八町村に隔離舍の設置下命あるも多くは形體のみに止り、主たる加療施設としては郡立病院及町村組合經營の病院を擧くへし。卽ち郡立病院は荏原、北豐島、南葛飾の三郡に存し、町村組合病院は南足立郡內全町村經營のもの及豐多摩郡內全町村經營のものあり、合計五個所とす。左に大正十一年度傳染病豫防費負擔の比較を爲すへし。

傳染病豫防費比較表

傳染病豫防費比較表

費目	種別	經常經費		總額	
		費額	人口一人當	費額	人口一人當
市	東京市	九九三、四六〇円	円・四五七	一、三七五、六五九円	円・六三三
町	前記中より結核療養費を除きたるもの	五八二、八七五	・二六八	九二八、六九〇	・四二七
村	近郊	五一、二七〇	・〇五四	五九、八一二	・〇六四

費目	種別	經常經費		總額	
		費額	人口一人當	費額	人口一人當
費外	郊	九、三七三	・〇三八	一一、〇五二	・〇四五
市町村負擔額を加へたるもの	近郊及外郊	一九七、八三九	二六七	二九八、四三七	二五二

尙收容設備存せす若は不完全なる附近町村より東京市傳染病院へ患者の委託を爲したるもの大正八年度乃至同十年度の三年間に三十二人、其の在院延日數一千八十三日なり。

二　市郡間衞生施設の關係

衞生事務不統合の弊

傳染病豫防法、汚物掃除法、トラホーム豫防法、結核豫防法其の他各種の衞生法規は警察行政に屬するものの外市町村をして當該事務の主體たらしむ。其の結果として保健及防疫上の實際的處理か分離すへからさる關係ある場合に於ても數個の行政主體に依りて分割的に行はるることとなり、從て動もすれは統一敏捷の措置を期待し得さる實狀に在ること多く辯するの要なからむ。此の

郡部委託急者

事實は傳染病流行時に於ける市町村境界附近の消毒及遮斷處分に關し最も容易に想見することを得へし。

今東京市の實際に徵するに市と界を接する町村は十八に及ひ連檐櫛比殆と市郡の別なく、其の包含人口約六十四萬人の多きに達するを以て戶口の集團に特別の關係を有する衞生事項に付ては必すや市及其の附近を合し單一の行政區域と看做して臨まさるへからす。然るに現行制度に依れは此の區域內に於ける事實上の集團は十數個の行政主體に依りて處理せらるるの結果、平時に於ける保健施設卽ち塵芥掃除、下水浚渫の如きは勿論、各種防疫事務就中傳染病期に於ける消毒、隔離、遮斷等にして市と附近と共通的なるものは必すしも相互同一步調を以て圓滿敏速に行はれす、或は諸般打合せの爲に時日を要し、或は一方は充分の施設を爲すも他方の處理之に伴はさる等の實例極めて多し。斯の如くむは孰れかの一方か多額の費用を以て實際に順應する施設を爲すも結局は其の效果を擧け得さるに歸し、都市衞生の目的を貫徹し能はさるなり。

結核豫防法は人口五萬以上の市に對し結核療養所の設置を命するを原則とし、特殊の場合に在りては其の他の公共團體に對しても之を下命し得るものと

規定せるを以て、之に依れば近郊町村の如きは人口密度に於ても將又實際の衞生狀態に於ても當に其の適格たるへし。然るに總て異れる主體に依りて統整なき施設を爲すに任せられたる現狀に於ては制度の期待する目的を達する上に幾多の障害あり、且其の經費に對する住民の負擔關係より觀るも同一主體の統一的經營を利とすへきは論を俟たさる所なるを以て此の點よりする市郡併合の實益亦之を想像することを得む。

衞生組合等助成の必要と其の要件

凡衞生に關する諸事項は住民の自衞的手段に依りて行政を助け其の及はさるを補ふに最も適したるものの一なり、衞生組合の類か比較的早くより普及せるは自然の數にして其の地方衞生事務に貢獻したる所は看過すへからす。然れとも實際に徵するに斯種の自助組合は今日以上に助長發達せしめ得へき餘地充分存するのみならす又必す進て助成すへき性質のものに屬す。而して之か爲には從來指導誘掖に付て一般に閑却せられたる所を改むると共に更に小組織分立に起因する活動力の分散、活動普及の沮害、協議費の非經濟的支出等を排除し實際の要求に適應したる組織と爲すことに努めさるへからす。

十一　負擔

一　序說

財政の附屬諸表との關係

東京都市計畫區域內市町村住民の負擔態樣を述ふるに當りて參照すへき諸表中後揭財政の部に附屬せしめたるものあり、全般の關係上斯の如く收錄したるものなるも其の本來の任務か寧ろ負擔狀態を示すに存するものなしとせす、其の他各表孰れも茲に記述する所と密接の關係あるに依り隨時參照を要すへく就中第一表乃至第十表を特に必要とす。

東京市稅の內容

東京市には普通市稅の外別に區に屬する市稅を存す、本資料中東京市稅として擧くる數字は特記する場合を除き總て區に屬する市稅を包含す。

納稅者數及納稅事項等

住民負擔の態樣を知る上に於て實際の納稅者數を考查資料に供せむことは之を希望する所なりと雖各稅種に涉りて正確なるものを詳悉するの運ひに至らす、納稅成績等亦負擔關係の考查に資する所あるを信するも、孰れも他種の問題に關聯して之を後日の調查に期することとせり。

二　國　稅

要國稅

先つ國稅に付て述へむに末尾附屬の第一表及第二表に明かなるか如く稅額か所得稅、營業稅、地租の順位たるは市郡ともに同態たるも、郡部の中外郊に屬する部分のみに付て見れは地租を最高とし所得稅、營業稅の順位にして又地租の內容は東京市は其の殆と全部か宅地租なるに、郡部中近郊は地租全額の約一割八分か田畑、山林等の地租に屬し、更に外郊に至りては全體の八割二分か宅地以外の地租たるを見る。但し事實上宅地として開發せられたるものも地種目の變換之に伴はさるを都市通有の現象とするか故に實際は宅地の割合更に大なるものあるへしと雖、要するに以上の事實は東京都市計畫區域內の生業及土地用途の狀態、從て地域發展の度合を或程度に反映せるものなり。右三稅以外の國稅に關しては特に言ふへきものなし。

稅負擔狀

國稅の負擔比較は附表に揭くるか如く一世帶當及人口一人當共に東京市民は郡部民の三倍見當を負擔するを示す。而して附表備考にも說明せるか如く此の比較の基礎たる國稅額は各市町村の實際總額に比し多少差違あるものに

して東京市に付ては特に然らむ、故に普通に所謂市內の國稅額を採りて負擔比較を試むるに於ては東京市民の負擔尙一層大なるの結果を得へし

直接國稅納稅者の概況左表の如し。

國稅納稅者表

國稅納稅者表

（一）大正九年末現在

種別		東京市	郡部		
			近郊	外郊	計
直接國稅年額三圓以上を納むる者	納稅者數	一〇二、三二六	二二、五三八	一二、七八三	三五、三二一
	人口に對する割合	・〇四七	・〇二四	・〇五三	・〇三〇
	納稅者の中府會議員選擧權を有せさる者の割合	・〇四三	・〇二七	・〇一六	・〇二三
直接國稅年額十圓以上を納むる者	納稅者數	七四、四六三	一七、一九六	七、〇七六	二四、二七二
	人口に對する割合	・〇三四	・〇一八	・〇二九	・〇一〇
	納稅者の中府會議員被選擧權を有せさる者の割合	・〇三〇	・〇一九	・〇一二	・〇一七

（二）大正十年末現在

種別	東京市	郡部		
		近郊	外郊	計
直接國稅年額三圓以上を納むる者 納稅者數	一一七、七七七	二七、一八八	一三、四五六	四〇、六四四
人口に對する割合	·〇五四	·〇二九	·〇五五	·〇三四
納稅者の中府會議員選擧權を有せざる者の割合	·〇四三	·〇三〇	·〇一五	·〇二五
直接國稅年額十圓以上を納むる者 納稅者數	七九、一九六	一八、八八六	七、三二一	二六、二〇七
人口に對する割合	·〇三六	·〇二〇	·〇三〇	·〇二二
納稅者の中府會議員被選擧權を有せざる者の割合	·〇三四	·〇二三	·〇一三	·〇二〇

一納稅者の中府會議員選擧權又は其の被選擧權を有せざるは各種の法定事項に原因すと雖、其の大部分は同一市町村に三年間住居せざることに存す。卽ち本表に揭出せる無權者の割合は大體に於て住民異動狀態の一斑を推知すべき資料たるへし。

本資料に於ける國稅負擔關係の地位

國稅の負擔關係如何は本調査に付て必ずしも重要ならず、其の重要なるは卽ち地方稅たる府稅及市町村稅に關するものとす。

三　府稅

府稅の種類

府稅の稅種は國稅の附加稅及單行稅共に市郡を通して同一（但し各特有の事情に由り取引所營業稅は市部にのみ、戶數割及雜種稅中の法人建物稅、火葬場稅竝不動產取得稅は郡部にのみ現存す）なるに依り、府稅を課せらるる實體及範圍は市郡の間全然差別なし。

府稅課率

然るに課率に至りては趣を異にし從來市郡の間均一ならさるを例とす。乃ち財政の部第九表及第十表に比照せる如く各稅共殆と市部に低率にして郡部に高率なるを示し、殊に國稅に附加するものは郡部に屬するもの孰れも五六割程度の增課に當り雜種稅中亦甚たしく高率なるものあり、家屋稅に至りては假に該表備考第五に說明せる査定算出に基き市郡の間特に著しき差等あるを知る。而して家屋稅課率に對する右の査定は或は正鵠を得さることあるへく、又府稅營業稅の大部分に付ては該表備考第一に述へたるか如く對照不可能の事情あるを以て旁右兩稅比較の一斑を實地調査に求めたるの結果は卽ち末尾附屬第三表及第四表の通なり。之に依れは家屋稅に關する前記の査定算出（一個數に付大正十一年度市部五錢九厘郡部三十七錢九厘）は大體誤りなきに歸すへく、又府稅營業稅も甚たしく郡部に重きを認め得へし。

府稅普通の程度と課率との對照觀察

叙上の如く府稅普通の度合は市郡同一なるも課率は郡部のもの一般に高率なりと斷し得る所なるか、其の一戶口當等に於ては市部との間に格段の差なき

こと末尾附屬第一表及第二表掲出の如し。斯く納稅者當は高くして戶口當の低きは要するに郡部の稅源乏しきを示すものに外ならず。

府稅課率の地位考査

次に前來述ふる所の東京府稅課率は一般的に見て果して如何なる程度のものなるかを考査し課稅餘力の想定を試むへし。先つ國稅の附加稅（資藥營業稅附加稅等收入額勘少のもの除く）に付大正十一年度課率を法定制限率に比照するに左表の如し。

府稅課率及其の制限率比較表

府稅課率及其の制限率比較表

稅別		普通府稅		都市計畫特別稅		計	
		制限率	現行率	制限率	現行率	制限率	現行率
宅地租附加	市部	三四〇 厘	三四〇 厘 五七二、	一二五 厘	一二五 厘 一二五	四六五 厘	四六五 厘 六九七
郡部							
其の他の地租附加	市部	八三〇	八三〇 一、三九六	一二五	一二五 一二五	九五五	九五五 一、五二一
郡部							
營業稅附加	市部	二九〇	二九〇 四八七	一七〇	一七〇 一七〇	四六〇	四六〇 六五七
郡部							
所得稅附加	市部	三六	三六 六〇	—	—	三六	三六 六〇
郡部							

乃ち各稅とも市部は制限に從へるも郡部は所謂普通制限外課稅（制限を超へ更に其の百分の十二以內の增課——地方稅制限に關する法律第五條第一項）を爲したる上更に特別制限外課稅（同條第二項）の域內に入れるものなり。都市計畫特別稅に付ては總て制限外課稅を認めさるの規定とす。附加稅に非さる單行稅即ち家屋稅、戶數割、府稅營業稅及雜種稅の課率に關しては何等の制限なく府自ら任意に執行し得るものに屬す、從て附加稅に比し各年度の異動劇しきを常例とす。

而して此等各種の府稅課率か府民負擔力の實際に適應したるものなりや否やを知るは精密なる民力調查に基かさるへからす、從て一朝一夕にして之を審かにし能はすと雖全國道府縣との比較上東京府の地位を明かにすることに依りて大體を察知し得るものと思料す、乃ち左表を以て之に資せむ。但し都市計畫特別稅（現在東京府及愛知縣にのみ存す）は性質上一般負擔と多少趣を異にするものあり、又府稅營業稅及雜種稅に在りては其の內容種別及課稅方法等各道府縣の間甚しき差異あるか爲比照困難なるに依り共に之を除外すへし。

府稅課率の地位比較表

種別		宅地租附加	其の他の地租附加	營業稅附加	所得稅附加	家屋稅及戶數割
東京府に比し市部低き	高き課率の道府縣數	四四	四四	四五	四五	四五
	同課率の道府縣數	—	—	一	一	—
	低き課率の道府縣數	二	二	—	—	一
東京府に比し郡部低き	高き課率の道府縣數	三	五	五	六	—
	同課率の道府縣數	一	—	—	二	—
	低き課率の道府縣數	四二	四一	四一	三八	四六
府中縣	最高の課率	六一二厘	一、四九三部	五二二厘	六五厘	八、〇五二軒
	最低の課率	三〇七	七三九	二九〇	三六	二、一七〇
全國平均課率		四八七	一、一八一	四二四	五二	四、八四一
法定制限課率		三四〇	八三〇	二九〇	三六	—
東京府現行課率	市部	三四〇	八三〇	二九〇	三六	二、七一七
	郡部	五七二	一、三九六	四八七	六〇	一〇、二八二

一　本表は大正十一年度豫算に依る。課率は國稅の附加稅は國稅一圓に對するもの、家屋稅及戶數割は一世帶（國勢調査の結果に依る）に對するものなり。尙東京府郡部現行率として掲ぐる家屋稅及戶數割の一世帶當は郡部全體の計算なるに依り單に近郊及外郊のみに付て計算したるものと多少異るへし。

乃ち東京府市部に屬する普通府稅率は全國道府縣を通し低きことに於て或稅目は第一位に在り、其の他第三位を下らさるの結果を示すに拘らす、郡部に屬するものは恰も之と反對に高率なることに於て孰れも頗る優位に居るを示す。故に單に此の比較に基きて考察せは東京府市部府稅は增課の餘地相當に存すへきも郡部府稅は其の餘地の認むへきものなしと謂はさるへからす。今假に市部府稅率をして全國平均課率及郡部課率に達せしむることより生する增收額を試算すること次の如し。

市部府稅增收試算表

稅別	全國平均課率との較差を適用したる額		郡部課率との較差を適用したる額
	普通市稅との較差を以てする場合	普通市稅及都市計畫特別稅諸者との較差を以てする場合	
地租附加	三四九、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	五五一、〇〇〇円
營業稅附加	一、四七四、〇〇〇	——	二、一六七、〇〇〇
所得稅附加	二八〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇	四二〇、〇〇〇
家屋稅	九六一、〇〇〇	九六一、〇〇〇	三、四二三、〇〇〇
計	三、〇六四、〇〇〇	一、二九三、〇〇〇	六、五六一、〇〇〇

此の外府稅營業稅及雜種稅に關しては前述する如く他府縣との比較を爲し得さると共に、府內の市部對郡部關係に在りても課稅標準或は等級制の類相異るか爲既述の通單に郡部の課稅高しと斷し得るに止まり如何なる程度の高率なるやを明かにし難きもの尠からす。從て此の兩稅に對し前表に準するの試算を行ひ得さるも既に表示せる所に依りて知る如く郡部の國稅附加稅は市部に比し孰れも六割八分見當の高率に在り、又雜種稅中收入の中軸を爲せる荷積車、自轉車及自動車に付て見るも二割半乃至四割の高率なるに依り此等參酌の結果市部の府稅營業稅及雜種稅課率總平均は郡部に比して尠くも二割以上の高率なりと豫定すること必すしも誤りなかるへし。假に此の所見に基きて兩稅に對する市部の課率二割引上に依る增收額を算出すれは約五十萬圓となる。

四　市町村稅

市町村稅の種類及範圍

先つ市町村稅普遍の程度を見るに財政の部第三表及第四表の示すか如く法規の許す限度に於て殆と總ての稅種に及へるを知る。唯特別稅に在りては極めて少數の稅目を存するに過きさるも、是れ歲計の事情か特別稅目の增加を要せさるに非すして我國各租稅の組織上其の設定の餘地尠きに原因するものと謂ふへし。

市町村稅課率

而して課率に至りては財政の部第三表乃至第六表に依りて詳細を知り得へく、卽ち市町村互に相異ると雖其の間自ら共通するものあり、國稅の附加稅は多く法定制限率に居り、法定制限なき府稅附加稅亦一定の線を目途として上下し、特別稅（條例制定上或程度の準則的制限を受くることあり）も同樣大差の存せるを認むへし。今該表の事實を一目瞭然ならしむる爲大正十一年度分に付て之を綜合要約すること左表の如し、但し賣藥營業稅附加、取引所營業稅附加及鑛業稅附加は制限外課稅を許されさると共に現に市町村孰れも制限に達するの課稅を爲せるに依り之を除外すへし。

市町村稅課率及其の制限率比較表

市町村稅課率及其の制限率比較表

種別		宅地租附加又は段別割	其他の地租附加又は段別割	國稅營業稅附加	所得稅附加	家屋稅附加	戶數割附加	府稅營業稅附加	雜種稅附加
東京市	普通市稅課率	三〇〇厘	七五厘	四五厘	一五〇厘	三、九五九厘	—	一、三五〇厘	一、三五〇厘
	都市計畫特別稅課率	一三五	一三五	一五〇	—	—	—	三五〇	三五〇

種別	宅地租附加又は段別割	その他の地租附加又は段別割	國稅營業稅附加	所得稅附加	家屋稅附加	戸數割附加	府稅營業稅附加	雜種稅附加
近郊 平均課率	三	三	三	三	六	—	五	五
近郊 最低の課率	五五〇厘	一、一五〇厘	七五一厘	一、〇五〇厘	二、八〇〇厘	—	一、三〇〇厘	一、三〇〇厘
近郊 最高の課率	三	三	六	一	五	—	四	一
外郊 平均課率	五	六	六	六	一〇	一	三	四
外郊 最低の課率	七厘	九厘	三厘	一厘	一、二〇〇厘	一、〇〇〇厘	二、四〇〇厘	二、二〇〇厘
外郊 最高の課率	四	五	七	四	一四	一	五	六
郡部 平均課率	一七	一八	一八	一八	五六	五九	三〇	三七
郡部 最低の課率	一厘	一厘	一厘	一厘	五厘	一厘	一、二〇〇厘	一、二〇〇厘
郡部 最高の課率	五五〇厘	一、一五〇厘	七五一厘	一、〇五〇厘	二、八〇〇厘	一、〇〇〇厘	二、四〇〇厘	二、二〇〇厘

法定制限税率	計	普通市町村税	都市計畫特別税
最低の課率	九〇	三五〇厘	一三
平均課率	三一〇	二六〇厘	五〇
最高の課率	一五〇	四七一厘	一八〇
平均課率	一六一	一四三厘	一八
最低の課率	二〇〇	一、〇〇〇厘	二〇〇
最高の課率	一、〇〇〇	九八七厘	三〇〇
平均課率	一、〇三八	一、〇三八厘	三〇〇

即ち右に依り國稅の附加稅に在りては

市の課率と郡部平均課率との間殆と差なきを以て、此の點より見れは市郡民の負擔は平等なりと謂ふへきも

市の課率か多く制限外なるに比し郡部は八十四町村中六十數町村か制限點若は制限以内の課率に在るを以て、範圍の點よりせは負擔輕きに居るものは郡部に多かるへく

而して郡部の中近郊は外郊に比して低率の町村多數の割合となる

若し東京市にのみ存する都市計畫特別稅を普通市稅に併加して比照せは東京市の課率高まること勿論なり。

との結論を爲すことを得。次に府稅に對する附加稅に在りては之と趣を異に

し

市の課率は郡部平均課率に比し各稅目共に高く

就中家屋稅附加稅は近郊平均課率に比し約三倍、外郊平均課率に比し約七割、郡部を通したる平均課率に比し約二倍八分の高率にして外郊にのみ存する戸數割附加稅に比し亦四割程度の高率なり

府稅營業稅及雜種稅の附加稅は外郊との比較に於て格段の差なきも近郊に對しては兩稅とも三割餘の高率なり

各稅目を通し近郊は外郊に比して低率なること國稅附加稅と歸趨を同ふす

市の課率に都市計畫特別稅を加算せは郡部に比し更に一層の差を生すること前述する所に同し。

と謂ふへく、以上要するに國稅の附加稅は市郡大差なく、府稅の附加稅は市の課率相當高しと約言することを得へし。特別稅に關しては前表に揭くる所なきも市郡の間殆と高下なし。（尙課率の問題に非さるも建物取得稅を實施せるもの近郊に十六町村外郊に僅々二村なるの事實は或程度に郡部の發展狀態を卜するの一資料たらむ）

以上は專ら課稅の範圍及課率自體に付て市郡の比較を試みたるものなるか、然らは此等市町村稅課率は一般的に見て如何なる地位に在りや、從て賦課上の餘力は如何なる程度に於て存するやと謂ふに既に府稅の部に述へたるか如く其の正確なる答を得むことは寧ろ難事に屬す。財政の部第三表及第四表に揭出せる市町村別及稅種別の各一世帶當及人口一人當竝財政の部第一表及第二表に揭出せる稅收入と稅外收入との比較の如きは以て市町村民負擔の態樣を觀察する一助たりと雖、稅源其の他諸種の擔稅事實は市郡の間甚しく相異するを以て必すしも之のみに依據するを得す。例へは大正十一年度國稅附加稅に付て見るに前述の如く課率は市郡殆と同一なるに拘らす市の戸口當は郡部に比し多く數倍の高きを示し、又府稅附加稅は市の課率孰れも高率なるに家屋稅附加稅の如きは郡部の戸口當却て甚たしく高き結果となり、斯くて市町村稅全體を通して算出せる戸口當は市民の負擔額は郡部民の約倍額に達せむとするを示す。乃ち此の事實は要するに稅源の存在市部に豐かにして郡部に乏しきを語るものと謂ふへく、從て地方稅制の按配等に關し資する所は或は大なるへしと雖直に採て市郡民實際負擔の輕重を表示するものと速斷すへからす。

今既述府税の例に倣ひ左表を以て考察資料を補ふこととすへし、但し材料の都合上總て大正十年度の事實に依るへく、尚特別税は各地方特殊の事情に依るもの多きを以て之を除外すへし。

先つ東京市と全國八十五市區との比較を見るに左の如し。都市計畫特別税は加算せず。

市税課率の地位比較表

市税課率の地位比較表

種別	宅地租附加	其の他の地租附加	國税營業税附加	所得税附加	府縣營業税附加	雜種税附加
東京市に比し高き課率の市區數	四三	四三	八五	五八	二	二
東京市と同率の市區數	三五	三五	—	二六	—	—
東京市に比し低き課率又は課率なき市區數	七	七	—	一	八三	八三
最高の課率	九三〇厘	二、二三五厘	一、一四〇厘	四七〇厘	二、〇〇〇厘	一、五〇〇厘
最低の課率	二三八	五六一	三九九	一一九	六〇〇	五六〇
平均課率	三七一	八九四	五六一	二〇六	九八八	九七一
東京市現行課率	二八〇	六六〇	三九五	一五六	一、四〇〇	一、四〇〇
法定制限課率	二八〇	六六〇	四七〇	一四〇	—	—

此の比照に於て東京市は府税營業税及雜種税の附加税特段の高率なるを示すも其の他の附加税は孰れも低し。然れとも前述せる如く右は總て大正十年度の數字なると共に家屋税に付ては比照の便を缺くの事情あり、且又極めて少數なりと雖府縣費分賦に基く特別課率の行はるるものあるを以て旁之を補充する爲大正十一年度の數字に依り六大都市の比較を爲すこととなすへし。但し各都市の財政は大體に於て殆と同一の歩調を辿れるものと見て大過なかるへきに付、前表の示す所は以て現狀を推すに足るものあらむ。

六大都市市税課率比較表

六大都市市税課率比較表

市名	宅地租附加	其の他の地租附加	營業税附加	所得税附加	市税總額一人當 大正十年度	大正十年度
東京 市税及府税	三〇八厘	七二六厘	四七〇厘	一五六厘	四 八・六四一	円 七・六五三
東京 市税及府税	六四八	一、五五六	七六〇	一九二		
都 市税	八一二	一、九五一	九九五	二五八	六・二五三	昭・七九九
大阪 市税及府税	二八〇	六六〇	四七〇	二二六	八・六三六	七・六七八
阪 市税及府税	六六〇	一、五八九	七九〇	二二六		
神戸 市税	六二〇	一、二〇〇	六〇〇	一七六	四・七四七	五・八九六
神戸 市税	九一〇	二、一八六	八八八	三一〇	五・四〇八	六・〇五五
横濱 市税及府税	三八七	九五七	六六六	二一〇	六・一二五	六・七八二
名古屋 市税及府税	九一二	二、二四六	一、一一七	二六六		

一　京都、神戸及横濱の三市は府縣賦分賦制なるの結果府縣稅に屬すべき部分をも市課率中に包含するを以て他の三市と比較して甚た高率なるものあり、乃ち他の三市に市稅及府稅合算率を併記して比照に便ならしめたり。

二　都市計畫特別稅及區に屬する市稅は包含せず。

三　一人當は府縣賦分賦を受くる市に在りては其の分賦額を控除して算出す。

前表に依れば東京市稅率は六大都市の間に於て必すしも低からず、人口一人當は大阪市と殆と同一にして共に最高位に在るを知る。

要するに東京市稅は制限に達する課稅又は第一次制限外の課稅を爲し、其の制限なきものに在りても相當高率と認むへき程度なるを以て尠くも現行制の下に於ては附加稅增收の餘地大ならす、特別稅亦同樣なりと謂ふことを得へし。

次に都市計畫區域內郡部町村と全國町村との比較を見るに左の如し。

町村稅課率の地位比較表

種別		宅地租附加	其の他の地租附加	國稅營業稅附加	所得稅附加	家屋稅附加	戶數割附加	府縣營業稅附加	雜種稅附加
大正十年度全國課率	最高	一〇三三厘	二四六厘	一七三厘	九三厘	一三、七一〇厘	四五、〇四〇厘	四〇、〇〇〇厘	一五、〇〇〇厘
	最低	一〇	五〇	五〇	三六	二一〇	五〇	五〇	一〇〇
	平均	二六六	六三	四二〇	一四一	四、一四六	四、七七九	七四五	七七八

町村稅課率の地位比較表

種別			近郊	外郊	平均
都部平均課率	大正十年度	同十一年度	二七九	三一三	三一二
		差十年度	二六一	二七三	二七九
	同十一年度		六一七	六一三	六三五
	差十年度		四一〇	四一九	四一三
	同十一年度		一五三	一五〇	一五一
	差十年度		一、三二一	一、三二八	一、三二六
	同十一年度		二、六二二	二、六三一	二、六三四
	差十年度		九七三	一、三二五	一、三一八
	同十一年度		九六〇	一、三一〇	一、三一七
	差十年度		九七一	一、〇一七	一、〇一七

乃ち之に依りて東京府郡部町村稅課率は全國町村の平均課率に比し家屋稅及戶數割附加稅に於て甚たしく低位に在るを知ると共に、其の原因中には本稅額の高率なるに影響せられ或程度の調節的牽制を受くるものあるを思考し得へく、其の他の各稅は孰れも多少高率なりとす。

以上要するに郡部町村稅課率は國稅に對しては大部分制限に滿つるの附加を爲し制限外附加のもの亦尠からす、府稅に對しても略同樣に觀察し得ると共に全國町村との比較に於て必すしも低率ならさるを認むへし。從て現行制度の下に增負擔を課して相當の收入を擧けむことは寧ろ困難たるへく卽ち前述東京市と其の軌を一にするものと思考せらるるなり。

市稅賦課餘力の考査

町村稅賦課餘力の考査

五　總　括

終に府稅と市町村稅とを合したるものを主點として觀察すへし。國稅に付ては前述の如く本資料の性質上差當り重要視せす。

府稅及市町村稅の地位

既に述へたるか如く都市計畫區域內の府稅及市町村稅を他府縣及他市町村の負擔狀態に比照するときは、東京市部に屬する府稅か著しく低率に在ることを特色とするの外、東京府內市郡民の負擔は一般に平準點以上に位するものと概觀し得る所なるか、元來地方稅制は國稅に於けるか如く全國劃一的ならす、殊に家屋稅、戶數割、府縣營業稅、雜種稅の如き單行稅に在りては府縣の間、課稅標準の採り方頗る多種多樣なると共に府縣に依りては更に府縣稅の一部を存せす、之を市町村稅の範圍に委するものあり、他面市町村稅に至りても地租附加稅に代ふるに段別割を以てし、或は普通には府縣稅に歸すへきものを特に併課する等の事實ありて爲に彼是通覽比較の方法完からす。從て前來揭出せる諸表及東京府、市町村稅の說明事項は或は多少實際と異るものなきを保し難しと雖、固より大體觀察を過らしむるものに非す。而して東京府民及市町村民の負擔餘

府稅及市町村稅賦課餘力の考查

力の點に關しては觀察の方面如何に依り各結論を異にすへしと雖、要するに現行地方稅の體系は其の定められたる以來既に相當年月を經過し、中途附加制限擴張のことありし外未た曾て根本的の變革を加へらるる所なきに拘らす、地方事務の膨脹增加は眞に甚たしきものあり、之に應すへき財源問題は當局の最も苦心する事項たるは全國共通の現象なるを以て、地方民の地方稅負擔は其の可能の程度に於て既に課せられ居るものと推定するは多く異論なかるへく、故に此の間に大なる負擔餘力の遺存するものなきは右達觀に依りて得へき當然の歸結とすへし。今此の所見に從ひ東京府稅及市町村稅に關する負擔餘力の考查は姑らく前述する所に止め、左に市郡を併合し且府稅の存置を廢して單一の市稅に移すものとしたる場合に於ける市郡民負擔の關係に付聊か考察すへし。

府稅廢止の場合に於ける負擔上の考查

東京都市計畫區域內市町村に於ける事務及事業は將業益多岐多端なるへきに依り其の財源亦自ら稅收入に向て增課の途を求めむとすへく、尠くも現在負擔せる所を輕減し得るか如きは市郡併合の方法か如何に處理せらるる場合に於ても極めて困難なる事項に屬す。此の前提に立ち合併後に於ける市郡民の負擔は現行の高率なるものを目途とし、低率なるものを之に引上け以て市郡平

準ならしむへきものと假定し（都市計畫特別稅を加ふ）其の算定を試むるに、既に述へたるが如く府稅は總て市部に低くして郡部に高きも、市町村稅に至りては市郡の間互に高低あり、兩者合算せは國稅附加稅は結局現在市域の課率を左の通高むることに依りて市郡同一率となる關係に在り但し左記計算の基礎は財政の部第九表及第十表に依り東京市と近郊との比較に採る。

宅地租附加　增率　一〇五厘　收入額　二五〇、〇〇〇円

其の他の地租附加　同　三八一　同　一

國稅營業稅附加　同　四六　同　五一〇、〇〇〇

所得稅附加　同　三一　同　五四〇、〇〇〇

右の外家屋稅に關するもの相當高率を表はすへし。而して他面現在郡域內課率の高まるものは府稅營業稅及雜種稅の兩種に過きす、然るに兩稅の內容項目は頗る多數なると共に市郡課稅標準異るもの多きを以て其の高まるへき程度判然せさるも、前者收入額の大部分を占むる藝妓稅及後者收入額の中軸を爲せる諸車稅を標準として推定せは、通して一割乃至二割程度の見當とすへく、假に一割を高むるものとして郡部に得へき增收額は二十二萬圓となる計算なり。

尙試みに郡部に對して市の都市計畫特別稅現行課率を適用したる收入額を算出するに左の如し

郡部都市計畫特別稅收入試算表

稅別	近郊	外郊	計
地租割	三九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	七八、〇〇〇円
國稅營業稅割	一七一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一八五、〇〇〇
特別營業稅及雜種稅	二二一、〇〇〇	五五、〇〇〇	二七六、〇〇〇
計	四三一、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	五三九、〇〇〇

十年度國府市町村稅負擔表

第一表

國、府、市町村稅負擔表

（其一）大正十年度

稅別	東京市	郡部		
		近郊	外郊	計
宅地租	二、三八八、四〇〇円	二四二、六四八円	五四、九六五円	二九七、六一三円

稅別	東京市	近郊	外郊	計
國稅				
其の他の地租	七〇〇円	五八、四七〇円	二五四、六一二円	三一三、〇八二円
營業稅	九、七一七、六〇〇	九二〇、一九五	七七、五一五	九九七、七一〇
所得稅	一〇、六〇〇、〇〇〇	二、三一七、七五一	一五五、四〇五	二、四七三、一五六
資藥營業稅	二七、五〇〇	四、六一三	一六四	四、七七七
鑛業稅	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	——	一、〇〇〇
取引所營業稅	八九一、〇〇〇	——	——	——
計	二三、六三五、二〇〇	三、五四四、六七七	五四二、六六一	四、〇八七、三三八
一世帶當	五二、二四三円	一六、九七四円	一二、六八〇円	一六、二四四円
人口一人當	一〇、八七六	三、七六五	二、二二八	三、四四九
府稅				
宅地租附加	八一二、〇五六円	一三八、七九五円	三一、四四〇円	一七〇、二三五円
其の他の地租附加	五八一	八一、二七三	三五三、九一一	四三五、一八四
國稅營業稅附加	二、八一八、一〇四	四四八、一三五	三七、七五〇	四八五、八八五
所得稅附加	三八一、六〇〇	一三九、〇六五	九、三二四	一四八、三八九
資藥營業稅附加	八二五	一三八	五	一四三
取引所營業稅附加	八九、一〇〇	——	——	——
家屋稅又は戶數割	一、二〇三、四一八	二〇二、一八三	三〇九、二一三	二、三三六、三九六

稅		市			町			村	
府稅營業稅	八三九、五五四	宅地租附加又は特別稅段別割	六六八、七五二円	一五、四四七円	八三、一四一円				
雜種稅	一、七四一、四一一	其の他の地租附加又は特別稅段別割	四六二	六七、六九四	一九八、九三〇				
都市計畫特別稅	一、九五〇、六三〇	國稅營業稅附加	三、八三八、四五二	三六、〇八六	一六二、八四四				
計	九、八三七、二七九	所得稅附加	一、六五三、六〇〇	三七七、三二五	三四、〇二四				
		資藥營業稅附加	一、三七五	三五一、五八三	四一、三四九				
		鑛業稅附加	一、〇〇〇	二三〇	三七三、六八二				
		取引所營業稅附加	八九、一〇〇	一〇	二四〇				
		家屋稅又は戶數割附加及特別稅戶別割	四、七〇七、七一二	二、六八五、一八三	八〇五、四八四				
		府稅營業稅附加	一、一七五、三七六	一八四、九四四	三五、四七九				
		雜種稅附加	二、八四九、二二一	五五八、六一四	一六九、一四〇				
		戶別割段別割以外の特別稅	二、一五六、〇〇〇	一〇九、一五〇	二、二〇〇				

稅別	東京市	郡部		
		近郊	外郊	計
都市計畫特別稅	一、五六一、九二六円	—円	—円	—円
計	一八、七〇二、九七六	四、三七〇、九〇二	一、二四六、七一八	五、六一七、六二〇
稅 一世帶當	四一・三四一円	二〇・九三一円	二九・一三三円	二二・三三六円
稅 人口一人當	八・六〇六	四・六四四	五・二一八	四・七四一
合稅 一世帶當	五二・一七五・四五五円	一一・七三一・一七一円	二・七五一・二六三円	一四・四八二・四三四円
合稅 人口一人當	一一五・三二九円	五六・一七七円	六四・二八九円	五七・五五七円
計	二四・〇〇九	一二・四六二	一一・二九四	一二・二二二

一　本表の國稅及府稅額は財政の部第七表に揭出せる數字及之に依りて算出したるものなり、從て府稅に在りては府豫算計上のものに比し若干の差あるを免れず。

二　市町村稅の附加標準國稅なるものは市稅及町村稅の賦課に關する明治四十四年勅令第二百四十一號の規定に基く各市町村內の國稅調定額に對する分別控除及市町村外調定額に對する分別參加の兩事項を適用したる結果の數字なるを以て普通に所謂其の市町村內の國稅額に非す。然れとも東京市の如く法人の本店等多數に存する場所に在りては市外に於ける營業及所得に對する國稅をも東京市にて納むるもの多數なるの結果其の名義上の市內調定額は甚たしく增大すへし。此の意味よりせは總て市町村附加稅の附加標準とせる國稅額を採ること却て適當なりと謂ひ得られさるに非す、乃ち本表に於ては姑く之に從ふこととせり。

三　市町村稅は財政の部附屬第三表に揭出のものなり。

第二表

國、府、市町村稅負擔表（其二）　大正十一年度

十一年度國府市町村稅負擔表

稅別	東京市	郡部		
		近郊	外郊	計
國稅 宅地租	二、三七七、〇〇〇円	二五七、三四九円	五五、八三八円	三一三、一八七円
國稅 其の他の地租	六〇〇	五五、八〇五	二五三、五〇一	三〇九、三〇六
營業稅	一一、〇〇〇、〇〇〇	一、一三九、四一九	九〇、二九三	一、二二九、七一二
所得稅	一七、五〇〇、〇〇〇	三、五九一、一一一	二四三、三〇五	三、八三四、四一六
賣藥營業稅	三〇、二〇〇	五、二七八	一五八	五、四三六
鑛業稅	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	——	一、〇〇〇
取引所營業稅	六六二、五〇〇	——	——	——
計	三一、五八〇、三〇〇	五、〇四九、九六二	六四三、〇九五	五、六九三、〇五七
稅 一世帶當	六九・八〇五円	二四・一八三円	一五・〇二七円	二二・六二六円
稅 人口一人當	一四・五三二	五・三六四	二・六四〇	四・八〇四

税別	東京市	都部 近郊	都部 外郊	都部 計
府税 宅地租附加	八〇八、一八〇円	一四七、二〇四円	三一、九三九円	一七九、一四三円
府税 其の他の地租附加	四九八	七七、九〇四	三五三、八八七	四三一、七九一
府税 国税営業税附加	三、一九〇、〇〇〇	五五四、八九七	四三、九七三	五九八、八七〇
府税 所得税附加	六三〇、〇〇〇	二一五、四六七	一四、五九八	二三〇、〇六五
府税 資薬営業税附加	九〇六	一五八	五	一六三
府税 取引所営業税附加	六六、二五〇	—	—	—
府税 家屋税又は戸数割	一、二二九、二一七	二、三一八、七九四	三三五、七六四	二、六五四、五五八
府税 営業税	七六六、三四〇	二四八、四四四	三四、八四一	二八三、二八五
府税 雑種税	一、七四七、八一五	六三六、六五〇	一八六、〇二二	八二二、六七二
都市計畫特別税	一、九七六、三〇七	二三二、八四五	五四、〇一七	二八六、八六二
計	一〇、四一五、五一三	四、四三二、三六三	一、〇五五、〇四六	五、四八七、四〇九
市税 宅地租附加又は特別税段別割	七三二、一一六円	七八、七五〇円	一七、四〇四円	九六、一五四円
市税 其の他の地租附加又は特別税段別割	四三六	三七、一六一	一八〇、六三七	二一七、七九八
國税営業税附加	五一七〇、〇〇〇	五三四、三二六	四四、八六六	五七九、一九二
税 一世帯當	二三、〇二二円	二一、二二五円	二四、六五三円	二一、八〇八円
税 人口一人當	四、七九三	四、七〇八	四、三三一	四、六三一

税別	町村部 計	合計
所得税附加	二、七三〇、〇〇〇	六二〇、五三一
資薬営業税附加	五八四、〇三七	三六、四九四
鑛業税附加	二六三	九
取引所営業税附加	一、〇〇〇	一〇〇
家屋税又は戸數割附加及特別税戸別割	六六、二五〇	—
府税営業税附加	五、〇二七、八〇〇	四、〇六二、四八九
雑種税附加	一、〇三四、五五九	二七九、六〇六
段別割以外の特別税	二、七六二、〇二六	八五四、三〇九
都市計畫特別税	三、二六六、〇〇〇	二〇五、八六〇
計	二、五七五、七三九	—
税 一世帯當	二三、六七、四三六	六、九一六、二八九
税 人口一人當	五一・六五一円	二七・四八七円
合計 税額	一〇・七五三	五・八三七
合計 一世帯當	六五、三六三、二四九円	一八、〇九六、七五五円
合計 人口一人當	一四四・四七九円	七一・九二一円
	三〇・〇七七	一五・二七二

一　備考事項は總て前掲第一表に準ず。

市郡家屋稅負擔比較表

第三表

市郡家屋稅負擔比較實査表

東京市					家屋所在地の標的	郡部			
家屋所在地	府稅	市稅	計			計	町村稅	府稅	家屋所在地
高輪南町二四	一・〇三三	四・二三一	五・二五五	品川驛		九・二〇四	九・三五六	九・八四八	品川、歩行新宿一ノ一
同二五ノ一	一・六二三	六・四九二	八・一一五	同		一九・二〇四	九・三五六	九・八四八	同
同二三ノ二	一・五九〇	二・三六〇	二・九五〇	同		九・三五六	九・八四八	同	
白金臺町二ノ三一	七・三八	二・九三一	三・六九〇	市電目黒終點		一七・七二七	一〇・九〇九	六・八一八	上大崎、六軒茶屋五三
麻布廣尾町六〇ノ一	七・三八	三・三二一	四・〇五九	同廣尾橋		一五・八八六	九・〇六八	六・八一八	下澁谷、笄開谷三〇ノ一
同富士見町四八ノ二	七・三八	三・三二一	四・〇五九	同天現寺橋		一四・一二〇	八・〇五〇	六・〇五〇	澁谷、麻布廣尾八九ノ一
青山北町四ノ一〇五	七・三八	二・八七八	三・六一六	青山師範校横		一二・一一〇	四・五四五	七・五七五	千駄ケ谷、原宿竹ノ下六二
同六ノ四六ノ二	七・三八	二・八七八	三・六一六	市電青山六丁目附近		一九・四一六	二・〇八三	八・三三三	澁谷、青山北町七ノ三
牛込余丁町一一九一二二	七・三八	二・九八二	三・七二〇	同角筈線通		一三・六三六	六・八一八	六・八一八	東大久保、天神前二二〇
大塚辻町一二	八・八五	三・六五五	四・五四〇	市養育院前		一六・六六五	一〇・六〇五	六・〇六〇	巢鴨、宮下一、八六〇
小石川西丸町ノ一〇三	八・八五	三・六五五	四・五四〇	市電巢鴨線通		一〇・八三一	三・二五六	七・五七五	巢鴨一ノ二三
同一一ノ四	一・〇三三	四・二六六	五・二九九	同		一〇・八三一	三・二五六	七・五七五	同
下谷三輪町三九四〇ノ一	一・三三八	六・八一三	八・一四一	同千住大橋線		一〇・四五三	一・三六三	九・〇九〇	南千住、河原崎九二〇
淺草淺草町五三ノ一本所向島須崎町一七九ノ一	一・二八〇	五・一六八	六・三四八	同南千住終點		一八・七四九	〇・四一六	八・三三三	同地方橋場、玄蕃沼一五四ノ一
同松代町三ノ一	八・八五	三・七六一	四・六四六	向島西村銅像前		一五・一五〇	七・五七五	七・五七五	寺島、堤外二、九四四
深川上大島町一	一・三三八	五・六四四	六・九七三	竪川北通		一五・三九五	七・九五四	七・五七五	龜戸、松代四ノ三
	一・〇三三	三・九六七	五・〇〇〇	小名木川北通		一三・九七七	七・一五九	六・八一八	大島、釜屋裏町一二ノ三
內藤新宿一ノ一三	一・六一三	—	—	市電新宿線四谷、新宿境界		—	—	九・〇九〇	內藤新宿一ノ一三
同三ノ四八	一・七七〇	—	—	新宿追分		—	—	九・八四八	同三ノ四八

一　本表は木造平家建十坪に對するものを示す。

二　本表は實例を市郡の境界に於て道路を隔てたる兩側又は隣接したる所に採り之に該當するものなき場所は川の兩側其の他成るへく近接したる所に依りて同一家屋が負擔する市郡稅額を比照せるものなり。稅率は孰れも大正十一年度分に依る。

三　本表の最後に揭げたるは四谷區內藤新宿町が從前の通郡部に屬するものと假定し、府稅に付て現在との比照を試みたるものなり。

市郡府稅營業稅負擔比較表

第四表

市郡府稅營業稅負擔比較實査表

東京市（二）部

区名	課税標準順位	課税標準建物賃貸価格年額	税額 府税市税計	町名	課税標準順位	課税標準賃上高	税額 府税市税計
芝	一	一、九二〇円	三〇、七二〇円	品川町	一	一、九八〇円	三一、〇七〇円
	二	七九二	一二、六七〇		二	一、八九〇	一七、〇一〇
	三	六〇〇	九、六〇〇		三	一、〇〇〇	一六、一〇〇
中位と認むるもの		二四〇	三、八四〇	上記隣接区の中位のものか負担すべき税額に対応する還元賃上高		六一〇	九、八八〇
			四九、一五〇円				七九、八七〇円
四谷区	一	九〇〇	一四、四〇〇	千駄ヶ谷町	一	三、六〇〇	三五、八二〇
	二	六〇〇	九、六〇〇		二	一、八〇〇	一四、九二〇
中位と認むるもの	三	四八〇	七、六八〇	上記隣接区の中位のものか負担すべき税額に対応する還元賃上高	三	一、〇〇〇	一一、五二〇
		三〇〇	四、八〇〇			七二〇	六、九二〇
			三五、〇四〇				五八、六五〇
四谷区	一	九〇〇	一四、四〇〇	渋谷町	一	三、六〇〇	三五、九二〇
	二	六〇〇	九、六〇〇		二	一、八〇〇	一四、九二〇
中位と認むるもの	三	四八〇	七、六八〇	上記隣接区の中位のものか負担すべき税額に対応する還元賃上高	三	一、〇〇〇	一一、五二〇
		三〇〇	四、八〇〇			七二〇	六、九二〇
			三五、〇四〇				五八、六五〇
四谷区	一	九〇〇	一四、四〇〇	淀橋町	一	四、三〇〇	三八、七〇〇
	二	六〇〇	九、六〇〇		二	三、〇〇〇	三二、〇〇〇
中位と認むるもの	三	四八〇	七、六八〇	上記隣接区の中位のものか負担すべき税額に対応する還元賃上高	三	一、八〇〇	一六、二〇〇
		三〇〇	四、八〇〇			六〇〇	五、四〇〇
			三五、〇四〇				八一、二〇〇
本所区	一	四八〇	七、三一〇	瀧野川町	一	二、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二	三七二	五、九五〇		二	一、〇〇〇	一六、〇〇〇
中位と認むるもの	三	三〇〇	四、八〇〇				三四、〇〇〇
		一八〇	二、八八〇				四二、七五〇
本所区	一	四八〇	七、三一〇	滝野川町	一	二、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二	三七二	五、九五〇		二	一、〇〇〇	一六、〇〇〇
中位と認むるもの	三	三〇〇	四、八〇〇				三四、〇〇〇
		一八〇	二、八八〇				四二、七五〇
本所区	一	四八〇	七、三一〇	王子町	一	二、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二	三七二	五、九五〇		二	一、〇〇〇	一六、〇〇〇
中位と認むるもの	三	三〇〇	四、八〇〇				三四、〇〇〇
		一八〇	二、八八〇				四二、七五〇
本所区	一	四八〇	七、三一〇	王子町	一	二、〇〇〇	一八、〇〇〇
	二	三七二	五、九五〇		二	一、〇〇〇	一六、〇〇〇
中位と認むるもの	三	三〇〇	四、八〇〇				三四、〇〇〇
		一八〇	二、八八〇				四二、七五〇

郷区	課税標準順位	課税標準建物賃貸価格年額	税額 府税市税計	町名	課税標準順位	課税標準賃上高	税額 府税市税計
中位と認むるもの	三	三九六円	六、三三〇円	川戸町	三	一、三〇〇円	一三、三〇〇円
		二四〇	三、八四〇	上記隣接区の中位のものか負担すべき税額に対応する還元賃上高		四八〇	四、九五〇
			一〇、一四〇				一七、五八〇
本所区	一	四八〇	七、六八〇	急戸町	一	一、三〇〇	一三、三〇〇
	二	三七二	五、九五〇		二	一、一〇〇	一〇、八〇〇
中位と認むるもの	三	三〇〇	四、八〇〇	上記隣接区の中位のものか負担すべき税額に対応する還元賃上高	三	一、〇〇〇	九、〇〇〇
		一八〇	二、八八〇			五五〇	四、九五〇
			一二、三六〇				二四、七五〇
本所区	一	四八〇	七、六八〇	吾妻町	一	一、三〇〇	一三、三〇〇
	二	三七二	五、九五〇		二	一、一〇〇	一〇、八〇〇
中位と認むるもの	三	三〇〇	四、八〇〇	上記隣接区の中位のものか負担すべき税額に対応する還元賃上高	三	一、〇〇〇	九、〇〇〇
		一八〇	二、八八〇			五五〇	四、九五〇
			一二、三六〇				二四、七五〇
本所区	一	四八〇	七、六八〇	緑町	一	一、三〇〇	一三、三〇〇
	二	三七二	五、九五〇		二	一、一〇〇	一〇、八〇〇
中位と認むるもの	三	三〇〇	四、八〇〇	上記隣接区の中位のものか負担すべき税額に対応する還元賃上高	三	一、〇〇〇	九、〇〇〇
		一八〇	二、八八〇			五五〇	四、九五〇
			一二、三六〇				二四、七五〇

一　本表は物品販賣業に對するものを示す。

二　本表は實例を隣接せる東京市の區と郡部の町とに採り、同一營業態様の物品販賣府税營業者か負擔する市郡税額を比照せるものなり。府税營業税は市部に在りては建物賃貸價格を課税標準とし、郡部に在りては賣上高を課税標準とするを以て兩者の對照困難なること既述の通にして後掲財政の部第九表及第十表にも掲くるか如し。乃ち本表は此等を補ふ趣旨に依り實例數個を擧くるに過ぎさるも、大體に於て全般を推知するに足るものあらむ。

三　本表の對照は當該區又は町に在りて課税標準最高のものより順次に第三位迄を採り、各其の負擔を見むとするものにして、課税標準順位の欄「中位と認むるもの」は當該區の課税標準を平均して凡其の中軸に位すと認むるものを意味し、其の下欄郡部の數字は之と同一の税額を負擔する賣上高を算出したるものなり。此等對照に依れは市部最高級營業

者は郡部の最高税營業者に比し該して負擔少額なるを示し、又市部に於て中位に在る營業者の負擔稅額は郡部に在りてに甚しく少規模の營業者即ち資上年額四百八十圓乃至七百七十圓見當の者か之を負擔せる關係となる。

四　稅率は孰れも大正十一年度分に依る。

十二　財政

一　序說

附屬諸表の任務

東京都市計畫區域內市町村の歲計狀態に關しては末尾附屬の第一表乃至第十二表を以て大正十年度及同十一年度の內容を稍詳密にせり。左に此等諸表を基礎とし財政事項を要約すへし。

豫算を基礎としたる理由

市町村財政の實況を考査するに當りては決算に依るを妥當とするも本資料輯錄の際には未た大正十年度の決算確定せす、而して其の以前のものに在りては逐年膨脹し來れる地方財政の現況を示すへき資料として適切ならさるものあり、寧ろ最近の豫算を採るの優れるを思ひ歲入歲出共に大正十年度及同十一年度兩年の豫算額を用ふることとせり。而して其の豫算額は或は追加更正額を包含せしむるを至當とする點なきに非すと雖追加豫算中には前年度に屬する事業費等の未執行繰越額を藏すること勘からさるのみならす、未た年度半はに在りて追加豫算等の議定多からさる大正十一年度分と全年度中の追加更正の結果たる大正十年度分とを併用するは穩當を缺くものあり、乃ち此等の點に顧み本資料に供用したる豫算額は通常豫算及之と同時に決定したる追加更正豫算に之を採ることとし、單り大正十一年度東京市の各區豫算は敎育費負擔關係變動に伴ひ年度初頭に於て一齊に其の更正を行ひたるに依り此等更正の結果を採ることとせり。尙特別會計に屬するものは東京市に在りては其の費額頗る大なりと雖郡部町村には多くを存せす、且會計の性質全く特殊なるを常例とするのみならす普通會計との間又は特別會計相互の間に費額出入の關係勘からさるものあるを以て市町村財政の實體を通覽比較する上には寧ろ特別會計を除くの至當なるを思ひ普通會計のみに依ることとせり。但し東京市の社會事業費及都市計畫事業費は大正十年度に於ては特別會計に屬し同十一年度に於ては普通會計に編入せられたるか故に兩年度比照の必要等よりする當該特別會計の費額は特に關係諸表に說明を附して之を供用することとせり。

特別會計を除外したる理由

二　歳出

記述の便宜上歳出に關するものを先にすへし。歳出の内容は末尾附屬第十一表及第十二表の如くにして其の各費目か歳出總額中如何なる地位に在るかを示すに左表を以てせむ。

歳出千分比表

歳出千分比表

費目		東京市		近郊		外郊	
		大正十年度	大正十一年度	大正十年度	大正十一年度	大正十年度	大正十一年度
役所役場費	經常部	一三五	一四四	一九一	一八九	二五〇	二三九
	臨時部	〇〇八	〇〇八	〇二七	〇三三	〇六五	〇六五
	計	一四三	一五二	二一八	二二二	二七五	二七九
會議費	經常部	〇〇八	〇〇九	〇〇四	〇〇四	〇〇六	〇〇六
	臨時部	〇〇五	〇〇四	〇〇三	〇〇三	〇〇五	〇〇五
	計	一七五	二四〇	〇九六	一一六	〇七七	〇八三
土木費	經常部	三四一	六五七	〇九五	二四五	一三七	〇六六
	臨時部	二三四	四六八	〇九六	一五〇	〇八七	〇七九
	計						

費目		東京市		近郊		外郊	
		大正十年度	大正十一年度	大正十年度	大正十一年度	大正十年度	大正十一年度
小學教育費	經常部	三二一	三二〇	五〇四	四五九	五二八	五一七
	臨時部	〇二五	〇五九	四三〇	三一六	四六六	四六〇
	計	三四六	三七九	五三四	四七五	五七四	五六七
補習及實業教育費	經常部	二一七	一七七	四八八	四五一	五一九	五〇五
	臨時部	〇一二	〇一四	〇〇六	〇〇五	〇一六	〇一八
	計	二二九	一九一	四九四	四五六	五三五	五二三
傳染病豫防費	經常部	〇〇八	〇〇六	〇〇五	〇〇四	〇一三	〇一四
	臨時部	〇四一	〇四一	〇一〇	〇〇九	〇〇七	〇〇六
	計	〇四九	〇四七	〇一五	〇一三	〇二〇	〇二〇
汚物掃除費	經常部	〇四一	〇二六	〇一〇	〇〇六	〇〇六	〇〇六
	臨時部	〇二〇	〇一九	〇〇二	〇〇二	〇〇一	〇〇一
	計	〇六一	〇四五	〇一二	〇〇八	〇〇七	〇〇七
勸業費	經常部	一一〇	〇八四	〇二七	〇二五	〇二二	〇二一
	臨時部	〇〇一	〇〇一	〇〇一	〇〇一	〇〇一	〇〇一
	計	一一一	〇八五	〇二八	〇二六	〇二三	〇二二
社會事業及救助費	經常部	〇二五	〇三三	〇一〇	〇〇九	〇〇七	〇〇六
	臨時部	〇一一	〇〇三	〇〇一	〇〇一	〇〇一	〇〇一
	計	〇二六	〇一六	〇一一	〇一〇	〇〇八	〇〇七

費目		東京市 大正十年度	東京市 大正十一年度	近郊 大正十年度	近郊 大正十一年度	外郊 大正十年度	外郊 大正十一年度
警備費	經常部	—	—	·〇一八	·〇二四	·〇〇八	·〇〇七
	臨時部	—	—	·〇〇一	·〇二七	—	·〇〇二
	計	—	—	·〇一四	·〇二四	·〇〇七	·〇〇六
財産費及諸稅負擔	經常部	·〇二〇	·〇一八	·〇六七	·〇六六	·〇三〇	·〇三〇
	臨時部	·〇一三	·〇〇八	·〇五四	·〇五〇	·〇二五	·〇二四
	計	·〇一三	·〇〇八	·〇五四	·〇五〇	·〇二五	·〇二四
基本財産等造成及其の繰戻費	經常部	—	—	·〇〇八	·〇〇六	·〇一〇	·〇〇九
	臨時部	·〇四七	·〇二一	·〇三〇	·〇三四	·〇五七	·〇九二
	計	·〇一七	·〇一一	·〇一三	·〇一二	·〇一八	·〇二六
市町村債及借入金費	經常部	—	—	·〇〇九	·〇一五	·〇一三	·〇一五
	臨時部	·〇四〇	·〇八五	·三一八	·二八〇	·〇八一	·一七六
	計	·〇一四	·〇四七	·〇七五	·〇八〇	·〇二四	·〇四九
補助及寄付金	經常部	—	—	—	—	—	—
	臨時部	·一三〇	·一〇四	·〇五四	·〇一五	·一七一	·一一五
	計	·〇四六	·〇五七	·〇一一	·〇〇四	·〇二八	·〇二五
其の他	經常部	·一一八	·〇七八	·〇一九	·〇二二	·〇一七	·〇一六
	臨時部	·三四三	·〇三〇	·〇二二	·〇三九	·〇一九	·〇一九
	計	·二〇四	·〇五二	·〇二〇	·〇二三	·〇一七	·〇一六

一　大正十年度東京市の分は附圖第十一表備考第六の數字を合算したるものに依る。

市郡歲出比較考査

右千分比に依れは東京市は土木費、衞生費及社會事業費の割合高きを特色とし、郡部町村は事務的經費多額なること及施設費中に在りては多くを教育費に吸收せられ、歲出の約半額を振向けつつあること等特色たるへし。此の事實の中町村の事務的經費高率なるは積極的施設に對して多く支出するを容さざる反面の表現たるも、而かも事務廳の多數なるに起因する經費、換言せは事務統合に依りて或程度迄節約し得へき性質のものを相當に含むこと亦疑なかるへし。又同しく町村の教育費高率にして土木費（但し東京市と異り府費支辨のもの若干あるな思はさるへからす）、衞生費、社會事業費の低率なるは法令の強制する義務教育に對して財政的主力を注くに忙しく未た其の强制關係の薄弱なる方面に及ひ得さる事態に在るを語るものと謂ふへく、之と反對に東京市は必要事務以外に一歩を進めたりと斷し得るに庶幾からむ。此の見地よりせは將來に期すへき郡部町村の事業は甚た多端に

費目		歲備費	經常部	臨時部	計
郡部歲出の	經常部		·〇二一	·〇一八	·〇四一
	臨時部		·〇一三	·〇〇九	·〇二二
	計		一·〇〇〇	一·〇〇〇	一·〇〇〇
合計（經常部臨時部各計）			·〇二六	·〇三七	·〇五三
			·〇一九	·〇三一	·〇四三
			一·〇〇〇	一·〇〇〇	一·〇〇〇

して從て其の今日に備ふへき運營の途は實に大なる考慮を要し、今日の處理宜しきを得ると否とは諸般施設の成否如何と住民負擔の程度とに極めて深甚の關係あるを思はすむはあるへからす。而して最も考慮すへきは市郡共に經費の價値を最高限度に發揮せしむることを期し難き點に存す、卽ち現在の如く東京市及之を圍繞する各自治主體か主として其の地域のみを對象とし、恰も將來百年に涉りて現狀を持續し得るか如き前提の下に諸種の事業を進むるに於ては一朝新帝都の現出に伴ふ事業組織を行はむとするの時期に至らは必すや既設設備に對して變革を加ふへきもの多數を生すへく、從て既に投下したる經費か未た充分の効能を竭くさるに重ねて新規經費の注入を見るの事象隨所に起るへきは洵に想見するに難からす。若し夫れ東京市と附近郡部とか相結むて遂に渾然たる一大帝都を形成するの日必す到來すへきを達觀し、之に基きて或は各種營造物の地位及規模を最も適當に豫定し、或は地域の制を豫め有効に計畫し、或は都市生活に必要なる林野園圃の類を原狀に保存し、其の他總て事態窮局せさるに當りて善處するの方途に出つれは、啻に公共財政を節すること夥しきのみならす個人財產に損害を與ふへき住宅の取拂、土地の收用等をも或程

將來に對する用意

度迄避くることを得へし。

地方財政の現況と將來の歲出

上述する財政的事實の失敗は過去及現在に於ける幾多の實例か痛切に敎ふる所にして其の如何に處すへきかは固より識者を俟ちて知るへき事柄に非す、從て特に縷述の要を認めすと雖輓近地方財政の困憊狀態は到底近き將來に於て救濟せらるるの見込存せす、乃ち斯かる事態の下に在りては經費支出を出來得る限り經濟主義に則らしめ、其の價値をして極度迄發揮せしむるの途を講するは財源調達の事項と相俟ちて地方財政運用上の緊要事案たるを疑はす、是れ數言を費す所以なり。

市郡今日の方針を以て推移するの結果か將來一定の時期に於て必す實現すへき市郡合體の曉に幾許の財政的損失を齎すかは勿論推算すへき限りに非すと雖、大正十一年度普通會計豫算に於て東京市五千三百五十萬圓、近郊及外郊一千十萬圓を算し、此の費額は將來の歲計にも亦同樣に表はるるものなるを考ふるとき、其の額決して尠少ならさるを感せすむは非す。

他の部門に附記したる歲出事項

歲出科目の內容考查等は第十一表及第十二表に依るへきこと本項冒頭に一言したる所なるも敎育費、衞生費及市町村債費等に關しては尙各當該事項の部

に附記するもの參照を要す。

三　歳　入

歳入の態様を見るに未尾附屬第一表及第二表の如くにして其の各科目か歳入總額中如何なる地位に在るかを示すに左表を以てせむ。

歳入千分比表

歳入千分比表

種別	東京市		近郊		外郊	
	大正十年度	大正十一年度	大正十年度	大正十一年度	大正十年度	大正十一年度
財産より生する收入	・〇三二	・〇一三	・〇〇二	・〇〇二	・〇〇五	・〇〇五
使用料及手數料	・〇三八	・〇三三	・〇五四	・〇五四	・〇三七	・〇四一
國庫下渡金	・〇〇七	・〇〇四	・〇一七	・〇一五	・〇二七	・〇二一
交付金	・〇二二	・〇一四	・〇三一	・〇三三	・〇二二	・〇二二
府補助金	・〇〇五	・〇〇三	・〇一〇	・〇〇八	・〇二九	・〇二三
郡補助金	—	—	—	—	・〇〇二	・〇〇一
寄附金	—	・〇〇二	・〇二九	・〇四〇	・〇二四	・〇三九

種別	東京市		近郊		外郊	
	大正十年度	大正十一年度	大正十年度	大正十一年度	大正十年度	大正十一年度
財産賣拂代	・〇四三	・〇一六	・〇一三	・〇〇七	・〇〇五	・〇〇四
繰越金	・〇二七	・〇五七	・〇六二	・〇五二	・〇四三	・〇七二
市町村稅	・五六六	・四三六	・七一〇	・六七九	・七五二	・六九六
市町村債及借入金	・〇六三	・一五三	・〇二七	・〇六九	・〇二四	・〇三八
共の他	・一九七	・二五九	・〇四七	・〇四一	・〇三〇	・〇三八
合計	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇

一　大正十年度東京市の分は附屬第一表備考第十の表插弧内に收めたるものの基本數字に依る。

市部歳入比較考査

右千分比に依れは東京市は私經濟的收入、郡部町村は使用料、稅收入等公經濟的收入高き傾向を有するものと謂ひ得へし。補助金其の他補給的收入中には東京市及近接數町村にのみ存する御下賜金及國庫補助金を含有せす、若し之を加へて千分比を見れは東京市の補給的收入は・〇七〇となり町村に比して甚しき差を存せさるに依り、財政上上級團體に負ふ所は市郡共に略同樣なりと謂ふへし。

財産收入

更に未尾附屬諸表に基きて市郡歳入の內容を少しく檢討すへし。

先つ財産より生する收入に付て見るに次に揭くる財産及負債の部に明かな

るか如く据置財産として全く收益を目的とするものは市郡共に未た多からす。今日の財政事情は市町村の別なく到底充分なる基金の造成を容さざるを以て其の收益をして地方財政に貢獻せしめむとするか如きは得て望むへからす、唯東京市に見る廣面積の收益土地及市區改正事業の爲下附せられたる河岸地より生する收入の如きは將來增收の可能性を有するものなるも全く別種の財産に屬し以て一般の常例と爲すへからざるなり。要するに財産收益は市郡共に財政上の地位比較的重からす、唯東京市に在りては土地收入に於て稍好資源たるものあり、將來の增收亦多少期すへきものありと謂ひ得へし。

使用料

使用料に在りては東京市に圖書館、學校、街路廣告設備、宮公有地及水面、下水道、病院、消毒所、公園、墓地、市場、產院等諸種の使用料收入あるに對し、郡部町村には極めて少額なる墓地、物揚場、道路、實業補習學校等の使用料あるの外殆と其の大部分か小學校授業料收入なることを特色とす。而して使用料收入の彈力如何を見るに東京市に於ては使用料の中軸たる小學校授業料は尋常科月額二十錢、高等科月額一圓なるを以て其の性質上及法制上今日の場合增額を豫期すへからさるも溝渠、道路、公園、墓地等の使用料（此の四件現在年額六十四萬圓）は關係支出方面の事情に對

應して或程度の增收を豫定し得られさるに非す。然るに郡部町村に至りては前述せる如く殆と小學校授業料のみなるを以て到底增收の餘地を求むへからす、試に授業料徵收の實際を見るに法規上の原則たる尋常科不徵收主義、高等科三十錢以下徵收を實行せるものは僅々十町村に過きす、多くは期限附認可を得て尋常科十錢乃至三十錢（二十錢及三十錢を最も多數とす）、高等科二十五錢乃至二圓（五十錢乃至一圓を最も多數とす）の徵收を實行しつつあり。斯の如く現狀既に法定制限を超へたるものなりとせは其の彈力性を有せさること勿論にして假令何等か特殊事情の爲異常の增額を試むへしとするも現在合計年額五十萬圓程度なるに顧みれは其の得る所殆と知るへきのみ。以上要するに使用料收入か、其の中心たる小學校授業料に關する社會觀念の變遷及敎育法規の改正に依り將來授業料增額のことありとせは格別、否らされは收入殆と固定せりと謂ふへく、唯東京市に於ける他の各種使用料は若干の彈力を有するものと見て差支なからむ。而して本件授業料に關する前述事項は或意味に於て市町村の財政狀態全般を表象せるものとも見ることを得へし。乃ち現行法規は尋常科に在りては原則として授業料を徵すへからす、其の許容せらるる場合に於ても市は月額二十錢以下、町村は十錢以下

を目途とすへく、又高等科は市は六十錢以下町村は三十錢以下たるへきものとし唯特別の事情ある場合期限附認可に依り制限外の徴收を爲し得るものとす。之に對し東京市は高等科は總て法定目途を超へ月額一圓（即ち制限外七割弱增徴）を徴收せるも尋常科は從來法定目途二十錢に止むるを例とせるか（麹町區小學校は大正十一年度に至り不徴收主義を採る）郡部町村に至りては高等科法定目途を超ゆるもの全町村中六分の五にして而かも其の增徴割合は普通七割以上二十割とし、四十割以上のもの十數町村に及ひ、又尋常科に付ては

不徴收の原則に從ふ町村　二七
法定目途に從ふ同　四
制限外十割增徴の同　二八
制限外二十割以上增徴の同　二五

を示す。乃ち右の比照及前掲歳入千分比表に依りて得へき結論は、東京市の財政事情は義務教育授業料の增徴甚しきを避け得るに反し、郡部町村の大部分特に近郊の範圍に屬する町村は之か實行を繼續するの已むなき事態に在りと謂ふを得へし。

手數料

手數料は市部を通し殆と戸籍、寄留、證明、督促等に關するものにして東京市の手數料單位三十錢を主とするに對し、町村單位の大部分か十錢次て二十錢なるに顧みれは町村に尚增收の餘地あるか如きも手數料收入の大部は戸籍手數料等固定額のものなるを以て多く屈伸力なく財政上の地位重要なりとせす。

補給的收入

補給的收入は(一)義務教育費國庫下渡金(二)國稅、府稅、水利組合費等の徴收に對し國庫、府又は組合等より交付せらるるもの(三)傳染病豫防費、教員住宅料及補習教育費、土木費等に對する府補助金(四)補習教育費等に對する郡補助金(五)個人よりする各種指定寄附金の類なり。右の中下渡金及補助金には總て定率あり、市郡を通し同一狀態に於て交付せらるるものなるにより、市郡財政の比照及其の按配の上には特段の關係を有せす、唯義務教育費國庫下渡金に在りては當該負擔法第四條の規定に基き資力薄弱なる町村として普通定率以外特別に增額交付せらるるものあり、今其の適用町村を見るに

近郊
岩淵町、日暮里町、長崎村

外郊

羽田町、高井戸村、下練馬村、中新井村、伊興村、篠崎村

合計九町村にして此の事實は其の町村の財政的地位を最も明確に表示せるものなり。

財産處分收入

財産處分收入は多くは不用不動産の處分に伴ふものにして純然たる財政目的の爲に行はるるものは普通存せざるへく、從て是れあるの故を以て歳計の基礎不安なりと目すへからず、繰越金は當該年度の純歳入に非ざるを以て多く顧みるを要せず、乃ち共に必ずしも重要なる歳計科目に屬せざるなり。

繰越金

稅收入

稅收入に關しては其の說かむとする所多くは既揭負擔の部に收めたる事項と關聯するを以て右に依り詳悉し得へき點は之を略し、其の他の事項特に課稅物件及課稅標準を基礎とする事實に付て大體を述へむとす。

既揭負擔の部に記述する如く市町村就れも現行稅制に於ける制限課稅點に到達せるのみならず、之を超へたるもの亦尠からざるを以て課稅物件及課稅標準に相當の異動なき限りは尠くも現制の下に增收を期待すへからず。然るに課稅物件及課稅標準の增加には自ら一定度の存するありて彼の大正七、八年度の頃に於けるか如き著しき自然增收は固より一時の變態に屬し全然豫期し得へきものに非す。今各稅目に付て觀察するに先つ地租附加稅は郡部に在りては地目變換に伴ふ宅地租附加增收ありと雖其の額急劇に大なるを得ず、假に都市計畫區域內全町村の田畑及山林等か全部宅地目に變換せられたりと看做して其の稅額を現宅地價平均額に基き算定するに

增加地價	六二、〇七二、〇〇〇円
此の地租額	一、五五二、〇〇〇
府稅附加稅（都市計畫特別稅共）	一、〇八二、〇〇〇
町村稅附加稅	四八〇、〇〇〇

なるを示すも、斯の如き變遷固より容易に望み難きに於て到底本稅目に大なる增收を期すへからず。國稅營業稅及所得稅の附加稅は地租附加稅と共に市町村稅の中心を成せるものにして地租附加稅の如く固定的ならず若干の彈力性を有すと雖特に著しき遞增を見るものに非ず、殊に兩稅共に其の收入は一般經濟事情の變動に影響せらるる所大なるを以て、東京市及附近町村の如く兩稅の納稅者多數なるの事實は影響を蒙ること善惡ともに特に甚しきものあるを知らざるからず。府稅に附加するものは課稅物件遞增の傾向に在るもの多く殊

に家屋稅附加稅の如きは最も自然增加の可能を有するものなり、既揭負擔の部に明かにせる如く府稅に對する附加稅中營業稅及雜種稅は東京市郡の附加率及家屋稅の郡部の附加率は全國市町村に比して低からず、從て今日以上の增課は事必すしも容易ならすと雖、市の家屋稅附加稅は府稅と合して觀察するとき他の都市及郡部との比較上甚た低き賦課なりと目すへきに依り此の方面に對する增率賦課の餘地は相當に存するものと認むへく、更に從來一般に不公平りと稱せらるる現在の外形標準主義に代ふるに進歩せる別段の課稅方法を以てせは市郡共に一層の增收を招來すること疑を容れさるへし。

以上要するに市町村歲入の基幹を成せる稅收入は將來の增收を增率賦課に期待すること容易ならさると共に課稅物件等の增加に因るもの亦必すしも大なるを望み難し、乃ち結局は地方稅體系に根本の改革を加ふるの外妥當に稅收入を豐富ならしむるの途存せさるものと謂ひて可ならむ。

公債收入

市町村債及借入金は極めて局限せられたる場合に許さるる規定なるも漸次甚しく增加の勢に在り。東京市に付ては殆と絮說するを要せす、郡部町村に於けるものを見るに大正九年末現在高百六十萬圓弱なりしもの、現時四百七十萬圓强に進めるを示し、更に許可濟のものにして近く數年中に實行せむとする額大約一千三百九十萬圓なるに徵し其の大勢の一斑を察すへし。既に述へたるか如く稅收入を首めとして一般の歲入孰れも梗塞に近からむとする現狀に在りては地方事務事業の增加膨張に應するには結局純私經濟的收入に其の途を求めさるへからす、此の趨勢は各地方團體を通し將來益甚しきものあるへし。尙本項目に關しては次に揭くる財產及負債の部參照を要す。

東京市の特殊收入

雜收入

以上列記せるものの外第一表及第二表中「其の他」の部に收めたる市町村共通の諸歲入あり、當該備考說明の如く諸種の過年度收入、繰替金戻入の類を主たるものとし不用物品賣拂代、歲入金預金利子等亦之に屬す。此等は所謂雜收入の名の下に取扱はれ自ら他の歲入額に隨伴して增減するを普通とし市郡の間特に傾向を異にする點なし。唯特記すへきは當該備考にも述ふるか如く東京市には「其の他」の欄に包含せしめたる數種の特別收入あること是れなり、卽ち郡部町村に類例存せす、若は類例存するも金額の大なることに於て同日の比に非さる路面改良受益者負擔金、各種納付金、報償金、國庫補助金特別會計及積立金よりの繰入、御下賜金合計一千六十五萬三百三十一圓を含むものなるか此の事實に

關し一言を加ふへし。

受益者負擔金

受益者負擔金は道路法及都市計畫法の認むる所なるも現在東京市は主として道路鋪裝工事に之を設定す、而して鋪裝の普及は相當時日を要するものとするも市内樞要の地區に在りては該工事以外に付ても亦負擔金の適用を見ることも必すしも遠き將來を俟たさるへく、從て市民の負擔は或は此の方面に向て增嵩の進路を示すに至るものと觀察せらるると共に郡部町村亦之か實施を促しつつあり。惟ふに此の新財源は地方財政上將來重要の地位に立ち新帝都建設の計畫に對しては必すや深甚の關係を有するものなるを思はしむ。

納付金

納付金は吏員納付金等の外主として個人よりの事業委託に伴ふものなるを以て多く歲計を助くることなし、中に就き金額最も大なるは瓦斯及電氣の地下設備に因る路面復舊費收入竝私設下水道費收入にして將來若し東京市現在の道路構造方法及下水設備組織を郡部の區域に及ほすものとせは、前者は、事業會社の納付高を增嵩せしめ、後者は下水利用者に新たなる負擔を求むることとなるも、共に是れ文化的施設の反面現象として免れ難き所に屬す。

報償金

報償金は瓦斯、電氣事業者との規約に基く道路其の他の使用料と目すへきものにして郡部に付ては東京府に於て使用料を課す（大正十一年度收入豫算約四萬圓）、若し郡部か市域に入りて所謂報償契約の效果を郡部道路の使用關係に及ほす場合に報償金率等を變改すへきものなりや否やは別に考究すへき事項たるへし。

國庫補助金

國庫補助金は路面改良、下水道、療養所の事業に對するものを主とす。道路新設及改築の國庫補助に付ては東京市のみに特例あり、卽ち一般の原則は國道二分の一、府縣道以下三分の一の割合なるに東京市は國、府縣道及市道を通して十二分の五を許容せらる、從て郡部を市域に編入すると否とに依り其の關係道路費の補助高を異にする結果となるへし。

繰入金

特別會計及積立金よりの繰入は郡部町村にも多少例を見る所なりと雖固より東京市の如き高き割合に非す、尙本項目に關しては次に揭くる財產及負債の部參照を要す。

四　總　括

郡經濟

東京都市計畫區域內市町村の財政事情は以上述へて詳密ならさるものありと雖概略は之を知るに足らむ。尙郡經濟は財產收益及補助金等の外大部分の

歳入を町村分賦に仰き之を郡の費途に充つるものなるか故に、既に町村住民の負擔及町村財政を述へたる以上は本資料中特に之を抽出して別に記述するの必要なかるへし、依て唯參考の爲其の大正十年度及同十一年度の歳入出豫算を末尾附屬第十三表に掲くることとせり。

地方財政根本確立の要件

地方財政の整理又は救濟等の問題は從前より論議せらるる所なるも近時其の論頗る旺なるを見る、蓋地方の財政は其の歳出に於て地方團體本來の事務及法令に基く各種委任事務の增加に伴ひ比年夥しき增嵩を爲したるに依り歳計調節の苦心眞に甚しきものあり、團體目的の遂行上障碍續出するに至れるを以てなり。惟ふに人事の複雜と社會の進歩とに促さるる地方的事務の種類及數量は今後益遞增して已まさるへきか故に其の資源を得るの途亦之に順應して定めらるるを要するは論なく、就中稅制に付ては現在體系に根本的變改の加へらるるを絶對要件とし、徒に現制のみを基準として當面を彌縫するか如きは決して大都市今後の財政に處すへき所以に非さるへし。同時に支出の方面に對しては國費と地方費との間に於ける分界を確立して負擔歸屬の關係を明かにし、其の經理上に深甚の留意を拂ひ偏に凡ゆる現代科學の力と經濟的處理とに依り出費をして充分意義あらしむるに努むるを要す、而して此の點よりするも市郡合體に由る經費の統一的措辨は公共財政及個人經濟を利するもの頗る大なるを疑はさるなり。

第　一　表

東京都市計畫區域市町村歳入表

(其一)　大正十年度

科目	財産ヨリ生スル収入	使用料及手數料	國庫下渡金	交付金	府補助金	郡補助金	寄附金	財産賣拂代	繰越金	市町村税	市町村債及借入金	其ノ他	計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市 市	395,084	592,442	233,900	712,569	153,692	—	12,550	1,404,331	600,000	12,448,338	470,000	6,311,688	23,335,194
東京市 區	30,354	675,085	—	—	14,837	—	3,216	—	139,415	4,692,712	20,000	25,653	5,601,272
東京市 計	426,038	1,267,527	233,900	712,569	168,529	—	15,766	1,404,331	739,415	17,141,050	490,000	6,337,341	28,936,466
荏原郡	6,287	96,856	35,681	51,722	21,650	2,728	97,090	6,868	118,640	1,332,341	30,000	105,460	1,905,322
△品川町	2,028	34,589	4,700	12,642	1,221	—	2,343	—	200	218,968	—	3,370	280,061
△大森町	186	10,705	2,944	3,378	1,190	240	25,108	—	500	76,437	—	7,714	128,402
羽田町	148	9,304	2,553	1,461	718	371	1,622	20	2,440	46,847	—	11,414	76,908
△大井町	660	814	3,813	5,519	1,747	50	20,049	357	15,000	160,825	—	24,044	232,878
△大崎町	648	9,967	3,320	6,450	3,096	50	3,060	1,190	10,000	223,403	—	7,820	268,984
△入新井町	191	2,826	2,000	6,355	884	154	29,260	—	28,000	104,286	—	18,129	192,685
蒲田村	47	194	839	1,122	259	50	4,180	—	5,326	30,894	—	701	43,611
六郷村	33	736	1,003	590	39	20	1	—	2,500	16,731	—	2,461	24,111
矢口村	244	1,305	350	607	1,152	25	100	—	500	24,185	—	1,098	29,566
調布村	—	1,581	570	469	1,366	30	—	—	7,500	16,509	—	3,145	31,170
池上村	255	87	1,022	729	196	—	2,500	—	5,000	25,386	—	1,264	36,440
馬込村	106	304	550	468	471	45	420	—	1,400	14,500	—	233	18,546
平塚村	15	4,215	958	1,337	1,485	323	—	1	1,500	59,659	—	2,229	71,722
△目黒町	241	4,606	2,300	6,340	1,939	1,060	6,930	—	27,924	109,750	—	12,703	173,794
碑衾村	426	2,053	1,460	566	1,237	50	696	—	1,500	23,924	—	465	32,376
駒澤村	578	2,837	1,050	880	824	100	65	—	2,000	29,684	—	1,890	39,958
世田ヶ谷村	103	5,053	4,300	1,804	1,773	60	100	5,000	6,000	90,348	30,000	3,077	147,417
玉川村	159	4,033	1,530	941	1,548	100	600	300	1,050	44,047	—	2,205	56,513
松澤村	219	1,597	432	264	505	—	56	—	300	15,358	—	1,448	20,180
豊多摩郡	1,741	91,975	33,815	55,323	17,084	220	60,260	69,102	73,336	1,195,731	30,000	70,941	1,696,528
△淀橋町	—	21,015	4,800	6,841	921	—	116	5,000	10,780	146,661	—	21,205	217,369
△中野町	—	8,763	2,350	3,979	612	—	515	—	6,000	97,107	—	2,412	121,738
△千駄ヶ谷町	335	15,376	4,593	10,050	637	—	2	1,007	9,857	117,664	—	6,957	166,478
△渋谷町	—	13,809	10,391	16,336	6,122	65	46,800	42,685	31,736	426,188	—	6,669	600,800
△大久保町	—	11,460	3,000	4,898	429	—	20	10	3,500	93,652	—	2,966	119,935
△戸塚町	—	5,822	2,000	3,083	450	—	2,000	20,000	4,000	71,967	—	12,191	121,513
△落合村	229	2,765	750	2,232	765	—	249	—	1,650	39,341	30,000	5,913	83,895
△代々幡町	846	7,620	1,700	5,815	513	15	5,090	100	550	78,463	—	9,018	109,730
野方村	—	1,902	885	—	1,863	—	3,520	300	800	26,586	—	1,572	37,428
和田堀内村	49	230	654	544	730	—	176	—	275	18,392	—	832	21,882
杉並村	137	515	830	683	798	—	1,000	—	528	24,979	—	625	30,100
井荻村	125	2,153	1,082	623	2,313	120	672	—	150	27,069	—	259	34,578
高井戸村	20	515	800	231	931	20	100	—	510	27,662	—	292	31,084
北豊島郡	1,112	132,640	42,768	59,721	25,808	323	6,826	2,510	150,054	1,762,378	137,000	113,725	2,454,867
△板橋町	—	9,055	2,052	2,271	1,093	—	—	—	5,300	78,550	—	1,923	100,244
△南千住町	—	24,184	5,252	11,009	1,312	—	—	—	90,083	278,389	—	15,875	426,102
△岩淵町	—	5,013	1,804	1,910	699	8	400	—	950	62,313	—	3,520	76,616
△巣鴨町	—	11,727	2,900	5,064	594	—	10	—	4,000	103,774	—	4,540	132,610
△王子町	362	24,312	5,062	9,427	4,455	30	80	—	8,093	173,899	—	34,461	260,151
△滝野川町	113	20,485	4,168	4,675	597	—	5	—	6,000	181,376	22,000	32,136	271,553
△日暮里町	91	19,918	4,500	5,463	778	18	100	—	5,295	149,420	—	9,402	191,986
志村	32	755	1,155	920	1,872	—	—	—	800	46,557	—	2,185	54,285
△高田町	—	9,925	2,435	4,164	1,572	7	4,050	10	6,000	106,946	35,000	1,505	171,614
上練馬村	64	970	1,000	744	1,897	15	355	—	4,720	32,975	—	70	42,810
赤塚村	91	1,503	960	730	3,886	93	1,191	—	301	28,586	—	225	37,546
石神井村	2	1,443	1,010	898	1,272	70	5	—	2,089	32,017	—	197	39,003
△三河島町	—	6,971	1,565	3,327	110	10	100	2,509	2,088	136,412	—	835	153,918
△尾久村	—	315	600	1,092	120	—	—	—	5,000	36,058	—	736	43,921
△西巣鴨町	—	19,908	4,500	5,550	2,492	—	200	—	5,650	216,686	80,000	4,835	339,311
上板橋村	—	1,390	690	432	1,120	40	—	—	273	19,630	—	297	23,872
下練馬村	—	2,098	1,150	723	1,093	10	320	—	100	27,438	—	719	33,669
△長崎村	—	1,130	515	559	92	—	—	—	2,000	16,618	—	605	21,519
中新井村	309	420	750	231	137	7	—	—	342	11,485	—	89	13,761
大泉村	48	1,118	700	530	632	15	—	—	1,000	23,239	—	69	27,370

科目	財産ヨリ生スル収入	使用料及手數料	國庫下渡金	交付金	府補助金	郡補助金	寄附金	財産賣拂代	繰越金	町村税	市町村債及借入金	其ノ他	計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
南足立郡	3,793	7,330	8,732	13,678	3,910	335	40,337	95	14,872	337,620	10,000	10,960	451,664
△千住町	1,815	2,375	3,850	7,439	1,782	100	22,030	50	5,000	183,724	—	5,854	234,019
四新井村	114	1,100	1,000	1,030	184	26	20	—	300	22,320	—	3,746	29,846
江北村	593	1,138	800	765	114	28	10,633	—	300	22,794	10,000	122	47,287
舎人村	82	37	362	612	542	11	428	—	150	10,242	—	26	12,492
淵江村	123	466	420	733	239	8	—	46	700	13,191	—	127	16,053
梅島村	282	800	515	738	562	60	2,530	—	2,930	25,991	—	145	34,553
綾瀬村	432	123	390	554	67	31	—	—	2,300	10,137	—	245	14,279
東淵江村	30	56	360	662	194	24	3,932	—	1,700	18,377	—	51	25,316
花畑村	253	556	689	872	158	20	757	—	250	21,395	—	426	25,376
伊興村	39	679	346	367	68	27	7	—	1,242	9,449	—	218	12,443
南葛飾郡	6,313	31,055	24,231	46,808	38,233	1,812	4,811	9,299	99,076	944,151	—	39,125	1,244,916
新宿町	431	188	373	610	92	12	2,500	—	3,000	20,615	—	185	27,956
△亀戸町	1,207	11,995	3,000	6,196	3,375	100	—	5,000	15,000	191,337	—	1,835	239,045
△大島町	9	2,319	2,600	9,305	11,797	503	100	100	5,000	152,991	—	1,505	186,229
△吾嬬町	46	4,370	3,300	6,042	1,116	139	—	—	12,000	132,521	—	3,907	163,441
△小松川町	—	1,044	1,050	1,532	2,070	20	—	—	8,000	40,918	—	2,861	57,495
松江村	44	633	1,360	1,979	1,357	162	8	1	1,000	32,688	—	804	40,038
瑞江村	1,100	288	909	750	1,353	72	—	—	994	21,506	—	538	27,511
葛西村	438	1,745	1,276	1,359	8,250	66	1,100	2,901	1,300	33,820	—	1,292	53,547
鹿本村	—	268	450	530	51	30	440	—	50	13,098	—	340	15,257
△寺島村	32	3,010	1,740	3,935	2,040	37	—	—	1,000	70,599	—	4,651	87,044
本田村	—	406	700	733	166	19	188	—	500	35,801	—	1,246	39,759
亀青村	—	1,137	720	477	91	15	—	—	400	17,457	—	370	20,667
南綾瀬村	199	279	464	642	946	62	—	—	300	13,917	—	139	16,947
篠崎村	49	189	500	486	44	24	—	—	200	10,711	—	32	12,235
小岩村	—	505	679	685	288	120	—	—	1,500	18,002	—	157	21,916
金町村	328	259	518	641	62	—	275	450	300	12,821	—	250	15,899
水元村	42	175	487	597	58	11	—	—	400	9,526	—	30	11,326
奥戸村	927	286	1,050	884	308	118	—	—	—	22,764	—	130	26,467
△隅田村	471	524	1,160	5,088	303	—	—	—	43,273	20,269	—	5,983	77,072
△砂町	993	1,436	1,900	4,337	4,496	302	200	847	4,859	72,790	—	12,920	105,067
北多摩郡	22	1,537	1,541	711	2,355	15	532	—	2,298	45,399	—	352	54,811
砧村	—	1,093	715	—	502	15	530	—	272	19,135	—	260	22,571
千歳村	22	444	826	711	1,853	—	2	—	2,026	26,264	—	92	32,240
郡部 近郊(△印)	10,590	330,183	102,594	192,302	61,403	2,908	168,817	78,856	384,253	4,370,902	167,000	230,491	6,160,219
郡部 外郊	8,768	61,210	44,174	35,661	47,631	2,525	41,089	9,019	71,018	1,246,718	43,030	50,973	1,657,833
郡部 合計	19,268	391,393	146,763	227,963	109,040	5,433	209,906	87,875	455,276	5,617,620	237,000	340,563	7,818,102
市區郡部總計	445,306	1,658,920	380,663	940,532	277,569	5,433	225,672	1,492,206	1,194,691	22,758,670	687,000	6,677,904	36,754,558

備考

1. 本表ハ大正十年度普通會計初回決定豫算ニ依ル。村學區歳計アルモノハ之ヲ併算ス
2. 町村中經常歳入及臨時歳入ニ區分セルモノナキニアラサルモ本表ニハ便宜之ヲ合記セリ
3. 町村別集計額ト其ノ表示合計額トノ間ニ往々數圓ノ差アルモノ存スルハ各項位未滿四捨五入ノ關係ニ由ル
4. 東京市ノ鳥カ市ヨリ受クル配當金、補助金及交付金竝ニ村學區歳計中當該村歳計ヨリ繰入ルル金額ハ重複表示ナラシメサル爲共ニ之ヲ控除ス但シ交付金中學校完成費金交付金ハ其ノ性質ニ鑑ミ借入金(區ニ關スルノ部ニ記ケタリ
5. 表示歳入科目ニ主トシテ町村共通ノ款ニ依レリ從テ東京市ノ如キ特殊ノ科目ヲ存スルコト多キモノニ在リテハ金額著シク大ナルモノモ便宜「其ノ他」ニ包含セシメタリ。而テ各豫算ノ内容ヲ通覽スルニ同種ノ費目ニシテ所屬ノ款ヲ異ニスルモノアリ新ノ如キハ繰算計上科目ニ關ハラス成ルヘク内容ニ從テ本表ノ表示科目ニ適合セシムルコトトセリ
6. 各科目ノ主タル内容下記ノ如シ

   財産ヨリ生スル収入…基本財産、基金、土地等ノ收益
   國庫下渡金……義務教育費ニ對スルモノ
   府補助金……傳染病豫防費、敎育費、土木費等ニ對スルモノ
   寄附金……敎育費、土木費等ニ對スルモノ
   其ノ他……過年度收入、繰替金戻入等。尚東京市ニ在リテハ各種納付金(472,167圓)報償金(900,070圓)國庫補助金(147,950圓)特別會計及積立金ヨリノ繰入(1,163,219圓)等ヲ包ム
   使用料及手數料……小學校授業料、戸籍寄留證明手數料等
   交付金……煙税、府税、水利組合費等徴收ニ對スルモノ
   郡補助金……補習敎育費等ニ對スルモノ
   財産賣拂代……不用土地物件却代
7. 繰越金ハ當該年度純歳入ニ關セサルモ歳出トノ對照上之ヲ揭ケタリ
8. 財産ヨリ生スル收入及交付金ヲ基金造成資源トシテ直接ニ特別會計ニ收入セルモノアリ。本表當該欄ノ空欄ナルハ主トシテ此ノ種ノ關係ニ由ル
9. 町村名ノ上部ニ△印ヲ附シタルハ東京市ニ近接シ比較的人口稠密ニシテ所謂近郊ノ範圍ト認ムヘキモノ(三十四町村)ヲ示ス。餘ノ五十町村ヲ外郊トス
10. 表示一世帶及人口一人當歳入額下表ノ如シ。東京市區ノ關係上孤内ニ收メタルハ普通會計歳入ニ特別會計都ヵ計畫事業費及社會事業費歳入(稅收入1,561,026圓稅外收入2,533,149圓)ヲ併セタルモノヲ示ス尚右特別會計事業ヲ普通會計中ニテ經理セル大正十一年度(歳入表其二)トノ比照ニ資セムトスル趣旨ニ出ツ。市町村稅ノ内容及負擔狀況ニ付テハ別ニ明細表ヲ調製ス

種別	一世帶當 稅收入	一世帶當 稅外收入	一世帶當 計	人口一人當 稅收入	人口一人當 稅外收入	人口一人當 計
	円	円	円	円	円	円
東京市區	37.389 (41.341)	26.073 (31.672)	63.951 (73.013)	7.887 (8.606)	5.428 (6.593)	13.365 (15.199)
郡部 近郊(△印)	20.936	8.561	29.499	4.644	1.900	6.544
郡部 外郊	29.132	9.608	38.740	5.118	1.688	6.806
郡部 平均	22.330	8.741	31.071	4.742	1.851	6.593
市區郡部平均	32.328	19.878	52.206	6.777	4.167	10.945

世帶及人口ハ大正九年十月國勢調査ノ結果ニ依ル

第二表

東京都市計畫區域市町村歲入表 (其二) 大正十一年度

科目	財産ヨリ生スル収入	使用料及手數料	國庫下渡金	交付金	府補助金	郡補助金	寄附金	財産賣拂代	繰越金	市町村税	市町村債及借入金	其ノ他	計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市 市區	1,204,691	1,024,076	225,000	774,320	154,593	—	126,406	808,019	2,654,431	21,354,834	8,200,000	13,683,175	50,219,845
東京市 區	30,226	718,759	—	—	6,639	—	1,536	35,000	409,111	2,012,602	—	109,898	3,323,771
東京市 計	1,235,217	1,742,835	225,000	774,320	161,232	—	127,942	843,019	3,063,542	23,367,436	8,200,000	13,793,073	53,543,616
荏原郡	9,447	118,570	36,621	77,777	26,567	2,658	151,593	2,125	191,738	1,540,468	17,000	119,171	2,293,678
△品川町	2,582	36,777	5,200	19,052	683	—	2,068	—	10,000	268,901	—	12,370	357,633
△大森町	500	15,328	2,944	4,240	1,878	282	27,979	50	1,500	85,982	—	10,729	151,413
羽田町	167	9,827	2,563	2,153	681	381	4,400	383	1,000	50,112	—	11,594	83,251
△大井町	873	1,300	4,388	10,367	1,717	50	24,971	400	38,500	181,604	—	27,509	290,779
△大崎町	2,391	12,896	4,000	12,190	3,567	80	6,345	—	45,000	227,122	—	10,540	324,131
△入新井町	317	3,990	2,000	9,788	1,830	154	49,430	—	15,000	158,702	—	937	242,149
蒲田村	45	4,934	839	1,577	409	50	—	—	18,214	40,515	17,000	4,339	87,922
六郷村	36	2,128	1,000	785	34	20	1	—	2,500	18,383	—	2,461	27,343
矢口村	197	1,328	400	651	2,040	20	17,100	—	306	25,720	—	393	48,149
調布村	—	1,581	600	551	144	30	3,050	—	10,000	17,763	—	3,205	36,924
池上村	255	87	1,022	729	196	—	2,500	—	28,000	31,639	—	1,252	60,681
馬込村	127	411	550	423	124	70	330	—	1,500	19,177	—	281	22,993
平塚村	15	5,778	1,000	1,998	3,021	71	750	792	7,848	84,431	—	1,921	107,625
△目黒町	244	5,142	2,400	7,142	2,426	1,060	7,705	—	1,500	124,523	—	24,315	176,757
碑衾村	458	2,074	2,065	700	1,277	55	1,084	—	1,400	28,878	—	520	38,491
駒澤村	723	3,028	1,050	1,451	226	200	65	—	5,800	28,142	—	1,740	42,425
世田ヶ谷村	103	5,860	2,100	2,401	2,913	35	2,500	—	6,276	84,149	—	3,050	109,387
玉川村	258	4,504	2,000	1,216	2,180	100	1,250	500	2,000	49,669	—	1,970	65,647
松澤村	156	1,602	500	363	721	—	85	—	400	15,796	—	355	19,978
豊多摩郡	2,002	113,599	37,297	82,496	16,613	468	94,200	44,361	79,248	1,500,860	—	81,039	2,052,183
△淀橋町	—	24,720	5,200	7,793	1,541	—	520	25,000	20,000	165,635	—	22,746	273,205
△中野町	—	9,575	2,800	6,553	1,243	—	21,550	11,100	12,000	119,657	—	2,612	187,090
△千駄ヶ谷町	335	20,466	4,784	14,863	611	—	2	1	6,746	167,285	—	6,624	221,717
△渋谷町	—	17,745	11,364	25,902	5,043	80	58,500	6,700	18,927	512,580	—	11,302	667,843
△大久保町	—	12,650	3,300	8,039	454	—	20	10	7,000	118,634	—	4,266	154,273
△戸塚町	—	8,115	2,300	4,099	449	—	1,000	1,000	3,188	91,275	—	18,643	130,069
△落合村	245	5,108	900	3,188	1,142	—	12	—	5,400	49,285	—	1,413	66,693
△代々幡町	846	9,217	2,200	7,965	1,757	15	3,030	250	2,000	106,930	—	9,409	143,619
野方村	25	2,110	950	1,643	807	23	6,050	300	550	51,681	—	840	64,959
和田堀内村	81	231	710	630	597	—	155	—	1,349	19,453	—	827	24,063
杉並村	166	548	947	927	830	—	1,500	—	1,000	31,188	—	1,066	38,172
井荻村	250	2,594	1,062	735	1,066	330	1,761	—	300	30,214	—	286	38,598
高井戸村	54	520	800	459	1,073	20	100	—	788	37,093	—	1,005	41,912
北豊島郡	797	222,489	52,775	79,803	33,487	336	98,071	4,010	126,844	2,274,947	274,000	111,345	3,278,900
△板橋町	—	10,105	2,300	2,887	1,472	—	59,597	—	200	90,775	—	3,133	110,872
△南千住町	—	33,514	5,768	13,363	2,605	20	400	—	40,586	310,300	—	18,070	483,822
△岩淵町	—	6,145	1,587	2,502	1,380	8	102	—	1,895	76,686	—	9,005	99,607
△巣鴨町	—	15,442	3,000	7,289	1,231	—	24,800	—	3,000	153,547	—	6,700	190,311
△王子町	—	31,853	5,512	13,294	3,774	20	55	—	10,000	246,202	—	30,106	365,561
△瀧野川町	113	27,512	4,534	5,842	1,250	—	500	—	6,000	245,385	—	1,960	292,650
△日暮里町	97	22,683	5,300	6,230	1,973	18	—	—	5,000	229,096	—	11,152	282,049
志村	32	2,493	1,500	1,032	1,558	—	10,015	—	1,000	47,151	14,000	145	68,910
△高田町	—	12,730	3,112	6,092	1,840	7	—	10	7,130	157,719	80,000	2,540	281,195
上練馬村	75	1,631	1,000	857	358	15	582	—	227	34,567	—	70	38,800
赤塚村	94	2,927	979	976	1,886	93	5	—	241	27,506	—	690	35,975
石神井村	2	2,737	1,010	904	4,053	70	100	—	2,349	38,035	—	197	49,362
△三河島町	—	15,706	2,058	3,798	110	10	—	2,000	20,000	184,755	180,000	9,688	418,225
△尾久村	—	3,426	800	1,690	120	—	1,165	—	10,000	60,107	—	879	77,022
△西巣鴨町	—	26,498	10,335	9,949	3,918	—	—	—	12,000	266,484	—	8,631	338,981
上板橋村	—	1,338	739	599	2,654	40	750	—	469	21,842	—	1,041	28,722
下練馬村	—	2,673	1,150	856	20	10	—	—	1,000	29,344	—	6,231	42,084
△長崎村	—	1,410	515	784	445	—	—	—	2,500	20,614	—	885	27,153
中新井村	336	470	875	280	326	10	—	—	1,247	12,498	—	80	16,121
大泉村	48	1,196	700	579	2,514	15	—	2,000	2,000	22,334	—	92	31,478

科目	財産ヨリ生スル収入	使用料及手數料	國庫下渡金	交付金	府補助金	郡補助金	寄附金	財産賣拂代	繰越金	市町村税	市町村債及借入金	其ノ他	計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
南足立郡	4,271	14,712	9,156	15,968	5,149	571	59,074	3,166	24,322	410,504	47,700	25,794	620,394
△千住町	2,664	7,077	4,250	8,592	1,995	315	28,500	3,000	10,000	227,880	—	4,406	298,679
西新井村	137	1,999	1,000	1,092	1,008	29	15,000	—	1,000	34,039	—	3,752	59,057
江北村	204	1,997	800	876	682	34	938	—	1,200	26,778	12,700	7,408	53,614
舎人村	109	41	368	575	38	6	5	—	572	11,112	—	36	12,860
淵江村	172	835	440	831	331	8	—	46	1,100	13,594	—	127	17,484
梅島村	54	1,240	515	1,105	581	72	9,500	120	3,500	34,911	35,000	7,222	93,820
綾瀬村	494	178	390	708	121	40	—	—	6,000	11,621	—	245	19,797
東淵江村	70	87	360	658	97	24	3,822	—	200	19,072	—	51	24,441
花畑村	306	585	689	1,080	158	20	1,302	—	250	23,548	—	2,332	30,270
伊興村	61	673	346	452	138	23	7	—	500	7,949	—	215	10,364
南葛飾郡	6,471	45,477	26,608	59,801	22,829	1,582	5,008	8,599	142,903	1,139,043	300,000	73,766	1,832,085
新宿町	445	202	391	1,160	92	12	2,500	—	29,500	27,194	—	245	61,740
△亀戸町	701	14,313	3,564	6,446	1,860	100	—	—	23,000	255,365	300,000	16,535	621,884
△大島町	306	2,337	2,700	13,627	4,607	246	—	—	20,000	149,333	—	1,943	195,149
△吾嬬町	—	12,563	3,500	8,598	924	129	—	—	1,108	189,910	—	3,973	250,705
△小松川町	—	1,254	2,000	2,286	377	20	—	—	16,000	43,901	—	3,201	69,038
松江村	116	3,33	1,500	1,935	2,959	245	8	1	1,000	50,354	—	803	62,703
瑞江村	1,243	303	935	938	1,745	72	—	—	800	26,895	—	538	33,468
葛西村	523	1,655	1,276	1,446	2,638	100	1,510	405	2,400	28,371	—	974	41,298
鹿本村	—	268	480	515	52	30	440	—	50	13,395	—	587	15,817
△寺島村	170	3,530	1,995	5,087	2,987	37	—	—	3,100	86,633	—	5,351	108,870
本田村	—	500	700	750	160	25	44	—	500	31,581	—	2,000	36,260
亀青村	—	1,149	432	583	105	15	—	—	500	16,892	—	470	20,146
南綾瀬村	215	331	465	647	368	62	—	—	500	16,745	—	172	19,507
篠崎村	57	240	498	591	41	24	—	3,500	300	11,269	—	269	17,289
小岩村	—	464	663	322	75	29	—	—	—	20,639	—	1,477	23,670
金町村	313	274	561	983	62	—	306	350	500	15,463	—	265	19,142
水元村	42	194	487	615	60	15	—	—	300	10,869	—	65	12,647
奥戸村	942	286	997	1,026	149	118	—	—	2,000	24,118	—	55	29,691
△隅田村	433	587	1,164	6,033	608	—	—	—	35,400	36,851	—	7,933	89,015
△砂町	930	1,642	2,300	6,158	2,980	303	200	4,843	5,445	83,265	—	26,880	134,446
北多摩郡	22	1,499	1,513	612	2,817	15	1,674	—	1,895	50,527	—	475	61,349
砧村	—	1,055	715	—	1,634	15	1,583	—	394	19,817	—	383	25,596
千歳村	22	444	798	912	1,183	—	91	—	1,501	30,710	—	92	35,753
郡部計 近郊(△印)	13,752	433,406	120,075	271,428	61,277	2,954	328,566	53,864	419,125	5,492,073	563,000	336,036	8,032,605
郡部計 外郊	9,258	82,949	43,895	45,329	46,185	2,676	81,051	8,397	147,825	1,424,216	78,700	75,534	2,045,974
郡部計 合計	23,010	516,346	163,970	316,757	107,462	5,630	409,620	62,261	566,950	6,916,289	638,700	411,590	10,138,579
市區郡部總計	1,258,227	2,259,181	398,970	1,091,077	268,694	5,630	537,562	905,280	3,630,492	30,283,725	8,838,700	14,204,663	63,682,195

備考

1. 本表ハ大正十一年度普通會計初回決定豫算ニ依ル但シ東京市ノ區ニ在リテハ教育費負擔關係變動ニ伴ヒ年度初頭ニ於テ一齊ニ豫算ノ更正ヲ爲シタルニ依リ其ノ更正ノ結果ヲ採レリ。村學區歲計アルモノハ之ヲ併算ス
2. 町村中經常歲入及臨時歲入ニ區分セルモノヲキニアラサルモ本表ニハ便宜之ヲ合記セリ
3. 町村別集計額ト其ノ表示合計額トノ間ニ往々數圓ノ差アルモノ存スルハ各圓位未滿四捨五入ノ關係ニ由ル
4. 東京市ノ區カ市ヨリ受ケル補助金及村學區歲計中當該村歲計ヨリ繰入ルル金額ハ重複計示ナラシメサル爲共ニ之ヲ控除ス
5. 表示歲入科目ハ主トシテ町村共通ノ款ニ依レリ從テ東京市ノ如キ特殊ノ科目ヲ存スルコト多キモノニ在リテハ金額著シク大ナルモノモ便宜「其ノ他」ニ包含セシメタリ。而シテ各豫算ノ內容ヲ通覽スルニ同種ノ費目ニシテ所屬ノ款ヲ異ニスルモノアリ斯ノ如キハ豫算計上科目ニ關ハラス成ルヘク內容ニ從テ本表ノ表示科目ニ適合セシムルコトトセリ
6. 各科目ノ主タル內容下記ノ如シ
   - 財産ヨリ生スル収入…基本財産、基金、土地等ノ收益
   - 使用料及手數料……小學校授業料、戶籍寄留證明手數料等
   - 國庫下渡金……義務教育費ニ對スルモノ
   - 交付金……國稅、府稅、水利組合費等徵收ニ對スルモノ
   - 府補助金……傳染病豫防費、教育費、土木費等ニ對スルモノ
   - 郡補助金……補習教育費等ニ對スルモノ
   - 寄附金……教育費、土木費等ニ對スルモノ
   - 財産賣拂代……不用土地建物賣却代
   - 其ノ他……過年度收入、繰替金戻入等。尙東京市ニ在リテハ路面改良受益者負擔金(751,960圓)各種納付金(1,194,661圓)祖償金(1,060,000圓)國庫補助金(2,176,937圓)特別會計及設立金ヨリノ繰入(5,202,361圓)御下賜金(264,412圓)等ヲ含ム
7. 繰越金ハ當該年度純歲入ニ屬セサルモ歲出トノ對照上之ヲ揭ケタリ
8. 財産ヨリ生スル收入及交付金ヲ基金造成資源トシテ直接ニ特別會計ニ收入セルモノアリ。本表當該關ノ空欄ナルハ主トシテ此ノ種ノ關係ニ由ル
9. 町村名ノ上部ニ△印ヲ附ジタルハ東京市ニ近接ジ比較的人口稠密ニシテ所謂近郊ノ範圍ト認ムヘキモノ(三十四町村)ヲ示ス。附餘ノ五十町村ヲ外郊トス
10. 一世帶及人口一人當歲入額下表ノ如シ。市町村稅ノ內容及負擔狀態ニ付テハ別ニ明細表ヲ調製ス

種別		一世帶當 稅收入	一世帶當 稅外收入	一世帶當 計	人口一人當 稅收入	人口一人當 稅外收入	人口一人當 計
		円	円	円	円	円	円
東京市區		51.651	66.701	118.353	10.753	13.886	24.638
郡部	近郊(△印)	20.300	12.453	33.753	5.834	2.762	8.597
郡部	外郊	33.280	14.529	47.809	5.846	2.552	8.390
郡部	平均	27.487	12.806	40.293	5.837	2.719	8.556
市區郡部平均		43.015	47.439	90.454	9.018	9.945	18.963

世帶及人口ハ大正九年十月國勢調査ノ結果ニ依ル

第三表

東京都市計畫區域市町村稅明細表 (其一)

大正十年度

稅別	地租附加稅又ハ特別稅段別割 宅地	地租附加稅又ハ特別稅段別割 其ノ他	國稅營業稅附加稅	所得稅附加稅	資藥營業稅附加稅	家屋稅、戶數割附加稅又ハ特別稅戶別割	府稅營業稅附加稅	府稅雜種稅附加稅	特別稅不動產取得稅又ハ建物取得稅	特別稅特別消費稅	其ノ他	計	一世帶當稅額	人口一人當稅額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市區	668,752	462	3,338,452	1,658,500	1,375	4,707,712	1,175,376	2,949,221	700,000	1,456,000	90,100	17,141,050	37.859	7.887
荏原郡	22,224	39,183	97,870	87,597	111	829,356	46,416	187,280	12,400	10,000	—	1,332,341	25.429	5.248
△品川町	8,400	330	29,400	28,000	13	103,145	8,300	25,830	10,500	—	—	218,968	24.211	5.333
△大森町	1,322	1,830	7,793	2,297	2	48,187	2,835	12,170	—	—	—	76,437	20.264	3.920
羽田町	729	2,788	3,461	554	1	27,603	3,725	7,981	—	—	—	46,847	16.961	3.221
△大井町	1,912	1,074	11,286	7,630	9	109,172	6,956	17,786	—	5,000	—	160,825	19.492	4.387
△大崎町	1,798	825	18,800	16,800	80	122,400	9,000	53,700	—	—	—	223,403	27.649	6.413
△入新井町	1,324	1,111	7,065	14,000	3	61,928	6,070	7,500	900	5,000	—	104,886	25.353	5.490
蒲田村	201	1,121	500	560	—	24,363	1,420	2,730	—	—	—	30,894	23.242	4.812
六鄕村	246	1,848	846	350	—	10,666	375	2,400	—	—	—	16,731	19.918	4.002
矢口村	173	2,014	102	168	—	19,320	120	2,288	—	—	—	24,185	39.325	6.976
調布村	238	1,881	376	168	—	11,294	160	2,392	—	—	—	16,509	33.151	5.559
池上村	530	3,696	940	420	—	14,970	300	4,500	—	—	—	25,886	24.270	4.514
馬込村	250	1,442	141	196	—	8,748	117	3,606	—	—	—	14,500	31.659	5.320
平塚村	588	1,947	1,383	2,660	1	41,720	2,550	8,830	—	—	—	59,659	33.460	7.001
△目黒町	1,475	1,726	11,484	10,706	2	72,055	1,623	10,675	—	—	—	103,750	29.888	6.066
碑衾村	318	2,053	430	273	—	16,798	273	3,780	—	—	—	23,924	34.522	5.706
駒澤村	580	2,033	1,232	1,196	—	18,624	430	5,600	—	—	—	29,684	24.252	3.418
世田ヶ谷村	1,576	7,952	1,930	803	—	72,287	1,500	3,300	1,000	—	—	90,348	36.937	6.922
玉川村	378	2,226	570	660	—	29,053	510	10,620	—	—	—	44,047	33.193	5.803
松澤村	159	1,283	173	66	—	12,018	117	1,542	—	—	—	15,358	41.784	5.782
豊多摩郡	20,065	17,383	77,245	99,593	67	681,282	51,596	195,791	49,700	—	—	1,195,731	20.235	4.295
淀橋町	2,246	371	12,690	4,200	31	80,586	8,624	27,910	10,000	—	—	146,661	16.049	3.625
△中野町	1,736	1,914	6,580	4,060	9	64,648	1,760	16,400	—	—	—	97,107	21.768	4.439
△千駄ヶ谷町	3,136	129	8,160	25,368	2	54,809	2,072	18,888	5,030	—	—	117,634	14.661	3.235
△澁谷町	5,880	495	34,200	38,850	12	218,390	31,200	75,161	22,000	—	—	426,188	24.270	5.275
△大久保町	1,976	140	3,135	15,300	1	60,600	2,100	7,400	3,000	—	—	93,652	15.378	3.351
△戸塚町	1,135	215	3,525	2,730	2	46,380	2,880	8,100	7,000	—	—	71,937	18.041	3.914
△落合村	708	1,181	1,835	1,201	1	20,918	1,170	10,777	1,500	—	—	39,341	26.891	5.533
△代々幡町	1,458	1,280	5,640	7,000	3	49,640	3,000	10,442	—	—	—	78,463	18.553	3.916
野方村	471	2,708	625	448	1	13,435	700	7,000	1,200	—	—	26,586	23.930	3.630
和田堀内村	294	1,980	214	49	1	12,944	180	2,700	—	—	—	18,392	23.738	4.707
杉並村	505	2,706	216	204	—	17,286	212	3,850	—	—	—	24,979	25.359	4.435
井荻村	212	2,025	157	91	—	20,803	458	3,323	—	—	—	27,039	35.596	6.196
高井戸村	308	2,244	188	98	1	20,748	240	3,840	—	—	—	27,662	40.679	6.600
北豊島郡	22,044	38,990	96,097	69,782	41	1,230,469	64,969	200,634	36,250	3,000	100	1,762,378	29.810	4.648
△板橋町	1,248	1,589	4,707	1,651	3	57,093	1,610	7,149	500	3,000	—	78,550	20.477	4.715
△南千住町	4,017	200	19,359	39,973	3	160,278	8,398	40,811	5,250	—	100	278,389	22.794	5.489
△岩淵町	672	1,779	1,692	980	1	51,588	2,450	3,150	—	—	—	62,313	21.870	3.973
△巢鴨町	1,756	296	8,422	5,488	12	73,500	5,000	9,300	—	—	—	103,774	16.012	3.702
△王子町	1,918	1,967	13,695	2,821	1	130,399	8,608	14,490	—	—	—	173,899	19.057	4.560
△滝野川町	2,274	1,381	6,924	4,317	6	133,764	7,711	18,000	7,000	—	—	181,376	19.363	4.458
△日暮里町	1,624	594	8,460	2,100	4	101,689	5,950	19,000	10,000	—	—	149,420	14.456	3.596
志村	386	4,633	2,223	252	—	34,572	500	4,000	—	—	—	46,567	42.043	7.542
△高田町	1,525	448	5,374	2,439	1	77,265	4,794	15,100	—	—	—	106,946	18.111	3.993
上練馬村	372	2,965	470	238	—	26,180	300	2,500	—	—	—	32,975	46.906	7.104
赤塚村	322	4,116	418	181	—	19,933	331	3,285	—	—	—	23,586	32.521	5.328
石神井村	374	3,648	408	113	—	24,055	321	3,098	—	—	—	32,017	33.143	5.305
△三河島町	765	1,180	4,398	1,170	1	99,990	4,791	20,616	3,500	—	—	136,412	24.925	6.309
△尾久村	560	1,818	6,110	3,290	—	20,250	2,000	2,000	—	—	—	36,058	25.322	4.792
△西巢鴨町	2,670	1,616	12,238	4,090	9	148,264	10,400	27,400	10,000	—	—	216,686	19.731	4.209
上板橋村	359	2,148	310	169	—	13,304	655	2,685	—	—	—	19,630	34.929	5.748
下練馬村	386	2,333	461	148	—	21,049	380	2,700	—	—	—	27,433	29.856	5.030
△長崎村	310	1,417	282	224	—	11,585	400	2,400	—	—	—	16,618	23.006	4.743
中新井村	119	1,211	27	40	—	8,707	180	1,200	—	—	—	11,485	34.909	5.722
大泉村	387	3,621	118	98	—	17,054	210	1,750	—	—	—	23,239	33.603	6.128

稅別	地租附加稅又ハ特別稅段別割 宅地	地租附加稅又ハ特別稅段別割 其ノ他	國稅營業稅附加稅	所得稅附加稅	資藥營業稅附加稅	家屋稅、戶數割附加稅又ハ特別稅戶別割	府稅營業稅附加稅	府稅雜種稅附加稅	特別稅不動產取得稅又ハ建物取得稅	特別稅特別消費稅	其ノ他	計	一世帶當稅額	人口一人當稅額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
南足立郡	8,233	36,741	32,244	18,373	12	169,621	21,637	50,753	—	—	—	337,620	27.023	5.555
△千住町	6,512	2,287	23,100	10,138	10	99,220	10,626	19,831	—	—	—	183,724	25.710	5.918
西新井村	328	3,630	291	77	—	13,314	1,155	3,525	—	—	—	22,320	23.410	4.301
江北村	280	5,148	630	140	1	12,825	300	4,000	—	—	—	22,794	21.021	4.860
舍人村	134	4,325	114	184	—	4,390	150	945	—	—	—	10,242	33.362	5.334
淵江村	145	4,397	323	280	—	5,094	378	2,574	—	—	—	13,191	27.888	4.580
梅島村	277	4,321	355	168	—	8,973	7,694	4,203	—	—	—	25,931	37.559	6.700
綾瀨村	133	2,145	288	280	1	4,440	250	2,600	—	—	—	10,137	19.994	3.632
東淵江村	163	3,980	534	490	—	7,695	340	5,250	—	—	—	18,377	34.478	6.302
花畑村	167	3,398	496	489	—	10,174	461	6,210	—	—	—	21,995	29.470	5.257
伊興村	89	3,130	113	133	—	4,088	283	1,615	—	—	—	9,449	33.586	6.798
南葛飾郡	9,812	60,115	107,112	98,035	9	548,813	32,347	87,838	—	—	—	944,151	22.686	4.616
新宿町	173	2,095	5,891	4,736	—	2,613	520	4,589	—	—	—	20,615	41.563	8.536
△龜戶町	1,784	517	20,232	46,200	1	103,786	10,840	7,947	—	—	—	191,337	24.080	4.964
△大島町	1,678	933	25,330	12,600	1	102,000	2,400	8,000	—	—	—	152,991	30.398	6.850
△吾嬬町	1,540	1,980	28,200	14,000	1	70,400	5,200	11,200	—	—	—	132,521	21.721	4.322
△小松川町	437	2,033	2,820	1,120	1	30,987	1,600	1,920	—	—	—	40,918	23.543	5.103
松江村	323	7,001	1,062	658	—	19,446	884	3,315	—	—	—	32,688	22.621	4.270
瑞江村	188	4,749	250	168	—	13,387	450	1,815	—	—	—	21,503	20.036	3.744
葛西村	264	7,372	375	502	—	20,824	873	3,610	—	—	—	33,820	24.868	4.399
鹿本村	152	3,510	42	7	—	7,384	276	1,728	—	—	—	18,093	27.809	4.487
△寺島村	1,310	851	9,870	5,180	1	42,827	2,760	7,800	—	—	—	70,598	15.344	3.685
本田村	217	3,663	940	280	1	28,000	1,000	1,700	—	—	—	35,801	32.458	6.094
龜青村	140	3,300	1,175	1,120	1	5,571	1,200	4,950	—	—	—	17,457	28.950	5.556
南綾瀨村	161	3,146	320	108	—	7,972	598	1,643	—	—	—	13,917	21.444	3.001
篠崎村	152	4,169	90	15	—	4,836	296	1,154	—	—	—	10,711	21.035	3.671
小岩村	185	3,940	320	168	—	11,015	780	1,595	—	—	—	18,002	22.307	4.052
金町村	179	2,397	362	308	—	7,598	217	1,761	—	—	—	12,821	20.127	3.857
水元村	154	2,978	42	120	—	4,692	200	1,340	—	—	—	9,526	20.936	3.374
奥戶村	187	4,932	1,311	1,085	1	12,665	473	2,110	—	—	—	22,764	24.583	4.170
△隅田村	219	120	1,950	3,360	—	12,740	660	1,211	—	—	—	20,269	6.993	1.388
△砂町	369	420	6,450	6,300	1	39,600	1,150	18,500	—	—	—	72,790	26.325	5.974
北多摩郡	763	6,515	781	380	—	31,096	457	5,408	—	—	—	45,399	35.635	5.698
砧村	332	4,089	165	98	—	11,732	235	2,484	—	—	—	19,135	31.998	5.200
千歲村	371	2,476	616	282	—	19,364	232	2,924	—	—	—	26,264	38.852	6.126
郡部 近郊(△印)	67,634	36,086	377,325	351,583	230	2,685,183	184,943	558,614	96,150	13,000	100	4,370,902	29.936	4.644
郡部 外郊	15,447	162,844	34,024	22,099	10	805,484	35,479	169,140	2,200	—	—	1,246,718	29.132	5.118
郡部 合計	83,141	198,930	411,349	373,682	240	3,490,667	220,422	727,754	98,350	13,000	100	5,617,620	22.339	4.742
市區部總計	751,833	199,392	4,249,811	2,027,282	1,515	8,198,379	1,395,798	3,576,975	798,350	1,469,000	90,200	22,758,670	32.328	6.777

備考

1. 本表ハ一表都市計畫區域市町村歲入表(其一)中市町村稅ノ內譯ニ該ルモノナリ
2. 「其ノ他」ノ欄ノ內容下記ノ如シ
   東京市　鑛業稅附加稅……1,000圓　取引所營業稅附加稅……89,100圓
   南千住町　鑛業稅附加稅……100圓
3. 町村別集計額ト其ノ表示合計額トノ間ニ往々數圓ノ差アルモノ存スルハ各單位未滿四捨五入ノ關係ニ由ル
4. 府稅營業稅附加稅ニ於テ梅島村ヨリ其ノ徵收金ノ中 3,300 圓ヲ四新井村ヘ交付セシモノアリ。此ノ關係ハ整算表示スルヲ適當ト認ムルモ兩村ノ間課率等異ルモノアルカ爲結ク兩村單算計上ノ儘ヲ掲ケルコトトセリ本表以外ノ關係諸表亦同シ
5. 東京市區ノ中區ニ屬スルモノハ家屋稅附加稅 4,692,712 圓ノミナリ
6. 町村名ノ上部ニ△印ヲ附シタルハ東京市ニ近接シ人口比較的稠密ニシテ所謂近郊ノ範圍ト認ムヘキモノ(三十四町村)ヲ示ス、爾餘ノ五十町村ヲ外郊トス
7. 稅別每「特殊ノモノヲ除ク」ノ一世帶及人口一人當額下參ノ如シ。東京市區ノ欄括弧內ニ並メタルハ普通會計收入市稅ニ特別會計等屬都市計畫特別稅ヲ併セタルモノヲ示ス蓋シ右特別稅ヲ普通會計中ニ收入セル大正十一年度ト比照ニ資セムトスル趣旨ニ出ツ

種別		一世帶當 地租附加等 宅地	一世帶當 地租附加等 其ノ他	一世帶當 國稅營業稅附加	一世帶當 所得稅附加	一世帶當 家屋稅戶數割附加等	一世帶當 府稅營業稅附加	一世帶當 府稅雜種稅附加	人口一人當 地租附加等 宅地	人口一人當 地租附加等 其ノ他	人口一人當 國稅營業稅附加	人口一人當 所得稅附加	人口一人當 家屋稅戶數割附加等	人口一人當 府稅營業稅附加	人口一人當 府稅雜種稅附加
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市區		1.478 (2.138)	.001 (.001)	8.485 (11.277)	3.655	10.476	2.593	6.298	.303 (.415)	— (—)	1.766 (2.348)	.761	2.166	.541	1.311
郡部	近郊(△印)	.321	.178	1.807	1.684	12.858	.886	2.675	.072	.033	.401	.373	2.852	.196	.593
郡部	外郊	.361	3.805	.795	.516	18.822	.829	3.952	.063	.658	.140	.091	3.307	.146	.694
郡部	平均	.330	.791	1.635	1.485	13.873	.876	2.892	.070	.168	.347	.315	2.916	.186	.614
市區郡部	平均	1.038	.283	6.036	2.880	11.615	.983	5.081	.224	.059	1.266	.604	2.441	.416	1.065

8. 世帶及人口ハ大正九年十月國勢調査ノ結果ニ依ル

第四表

東京都市計畫區域市町村稅明細表 (其二) 大正十一年度

稅別	地租附加稅又ハ特別稅段別割 宅地	地租附加稅又ハ特別稅段別割 其ノ他	國稅營業稅附加稅	所得稅附加稅	賣藥營業稅附加稅	家屋稅、戶數割附加稅又ハ特別稅戶別割	府稅營業稅附加稅	府稅雜種稅附加稅	特別稅不動產取得稅又ハ建物取得稅	特別稅特別消費稅	其ノ他	計	一世帶當稅額	人口一人當稅額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市區	1,029,241	511	6,820,000	2,780,000	1,510	5,027,600	1,226,144	3,198,980	900,000	2,366,000	67,250	23,367,436	51.651	10.753
荏原郡	23,173	39,100	117,964	127,189	134	912,831	57,476	208,298	12,750	41,500	—	1,540,408	29.394	6.068
△品川町	8,400	330	31,500	46,200	10	107,881	7,500	22,850	11,250	33,000	—	268,901	29.733	6.549
△大森町	1,333	1,825	9,762	2,499	1	52,059	2,910	15,604	—	—	—	85,982	22.795	4.409
羽田町	734	2,789	3,699	603	1	27,642	4,529	10,115	—	—	—	50,112	18.143	3.445
△大井町	2,192	898	11,423	13,072	14	120,358	6,977	23,570	—	2,500	—	181,004	21.937	4.938
△大崎町	1,798	825	23,500	21,000	100	126,400	12,000	41,500	—	—	—	227,122	28.109	6.520
△入新井町	1,579	865	11,593	21,000	4	93,339	9,746	14,576	—	6,000	—	158,702	38.362	8.314
蒲田村	400	1,940	1,440	980	—	30,975	1,500	3,280	—	—	—	40,515	29.168	6.311
六鄕村	224	1,914	1,081	490	—	10,999	675	3,000	—	—	—	18,383	21.885	4.397
矢口村	242	2,788	203	87	—	18,400	285	3,715	—	—	—	25,720	41.821	7.419
調布村	238	1,881	517	168	—	12,387	180	2,392	—	—	—	17,763	35.669	5.981
池上村	560	3,696	1,504	700	1	15,429	750	9,000	—	—	—	31,639	30.248	5.626
馬込村	256	1,439	171	268	—	11,000	162	5,882	—	—	—	19,177	41.871	7.037
平塚村	748	2,494	2,318	3,420	1	62,000	2,550	10,900	—	—	—	84,431	47.353	9.907
△目黑町	1,586	1,688	11,905	11,776	2	85,793	2,695	8,878	—	—	—	124,323	33.857	6.871
碑衾村	318	2,054	480	335	—	19,788	354	5,550	—	—	—	28,878	41.671	6.887
駒澤村	608	2,152	1,363	1,890	—	13,520	660	7,950	—	—	—	28,142	22.992	3.241
世田ヶ谷村	1,186	4,789	4,089	2,100	—	59,236	3,150	8,100	1,500	—	—	84,149	34.403	5.446
玉川村	612	3,442	1,186	515	—	33,748	661	9,507	—	—	—	49,669	37.430	6.543
松澤村	591	1,291	240	86	—	11,899	129	1,929	—	—	—	15,796	42.924	5.947
豐多摩郡	24,288	21,957	114,137	223,999	66	772,346	63,167	211,153	69,750	—	—	1,500,860	25.399	5.391
淀橋町	2,414	319	16,920	7,224	28	87,875	6,435	29,470	15,000	—	—	165,685	18.127	4.096
△中野町	1,820	1,848	8,930	13,720	9	74,610	2,320	16,400	—	—	—	119,657	26.823	5.470
△千駄ヶ谷町	4,593	93	12,720	58,919	3	58,313	3,600	21,545	7,500	—	—	167,285	20.848	4.595
△淀谷町	6,417	432	43,320	90,300	16	241,420	35,676	69,999	25,000	—	—	512,580	29.190	6.344
△大久保町	2,128	70	9,120	25,920	1	67,645	2,450	8,200	3,000	—	—	118,534	19.464	4.241
△戸塚町	1,806	267	6,840	9,080	2	50,130	5,600	9,600	8,000	—	—	91,275	22.382	4.964
△落合村	768	1,158	3,404	5,005	1	25,266	1,320	9,864	2,500	—	—	49,285	33.688	6.932
△代々幡町	1,680	1,181	9,870	11,200	3	58,046	3,500	16,450	5,000	—	—	106,930	25.235	5.337
野方村	909	4,566	1,783	1,500	1	26,552	700	11,880	3,750	—	—	51,681	46.518	7.057
和田堀內村	297	1,980	305	173	1	12,388	310	3,500	—	—	—	19,453	30.395	4.979
杉並村	506	2,699	385	548	—	21,200	407	5,445	—	—	—	31,188	31.663	5.538
井荻村	428	3,978	258	210	—	20,005	485	4,250	—	—	—	30,214	41.864	6.916
高井戶村	462	3,866	282	252	1	27,816	304	4,559	—	—	—	37,093	54.549	8.351
北豐島郡	26,728	41,070	148,131	120,583	53	1,517,491	97,238	253,918	66,337	3,300	100	2,274,947	26.847	5.996
△板橋町	1,277	1,559	5,603	3,211	2	61,888	3,900	10,000	—	3,300	—	90,775	23.664	5.448
△南千住町	4,054	194	20,906	39,973	3	179,080	10,040	50,700	5,250	—	100	310,300	25.407	6.119
△岩淵町	896	2,178	2,359	1,400	2	60,860	4,000	5,000	—	—	—	76,686	26.930	4.893
△巢鴨町	2,480	450	14,616	15,140	11	92,750	5,400	12,700	10,000	—	—	153,547	23.692	5.477
△王子町	1,931	1,948	18,306	3,753	1	186,072	10,171	24,020	—	—	—	246,202	26.816	6.417
△瀧野川町	4,264	1,968	13,043	17,472	8	161,432	14,452	27,747	5,000	—	—	245,385	26.197	6.031
△日暮里町	1,624	594	12,220	7,000	4	154,954	18,200	19,500	15,000	—	—	229,096	22.166	5.514
志村	392	4,488	658	392	—	35,321	400	5,500	—	—	—	47,151	43.179	7.637
△高田町	2,099	633	9,815	6,090	2	109,080	10,000	15,000	5,000	—	—	158,719	26.709	5.888
上練馬村	371	2,963	696	372	—	25,665	1,200	3,300	—	—	—	34,567	49.171	7.447
赤塚村	323	3,953	505	160	—	17,665	550	4,350	—	—	—	27,506	31.292	5.127
石神井村	374	3,648	408	113	—	29,513	321	3,658	—	—	—	38,035	39.374	6.302
△三河島町	1,080	1,188	9,325	2,588	1	128,255	6,620	25,611	10,037	—	—	184,755	33.758	8.544
△尾久村	665	1,848	8,366	3,528	—	41,700	1,500	2,500	—	—	—	60,107	42.210	7.988
△四葉鶴町	3,224	1,445	29,290	18,455	19	159,924	8,177	29,950	16,000	—	—	266,484	24.266	5.177
上板橋村	359	2,145	359	98	—	14,861	641	3,378	—	—	—	21,842	38.865	6.396
下練馬村	384	2,335	630	246	—	21,249	700	3,800	—	—	—	29,344	31.920	5.443
△長崎村	360	1,402	701	392	—	13,616	540	3,601	—	—	—	20,614	32.260	5.883
中新井村	119	1,221	94	60	—	9,318	186	1,500	—	—	—	12,498	37.993	6.227
大泉村	452	4,860	235	140	—	14,288	240	2,100	—	—	—	22,334	37.100	5.890

稅別	地租附加稅又ハ特別稅段別割 宅地	地租附加稅又ハ特別稅段別割 其ノ他	國稅營業稅附加稅	所得稅附加稅	賣藥營業稅附加稅	家屋稅、戶數割附加稅又ハ特別稅戶別割	府稅營業稅附加稅	府稅雜種稅附加稅	特別稅不動產取得稅又ハ建物取得稅	特別稅特別消費稅	其ノ他	計	一世帶當稅額	人口一人當稅額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
南足立郡	9,144	39,154	45,509	22,907	12	198,246	21,625	61,689	9,630	—	2,593	410,504	32.853	6.754
△千住町	7,302	2,540	39,932	20,029	10	115,675	6,759	23,410	9,630	—	2,593	227,880	31.889	7.340
西新井町	336	3,617	470	168	—	21,529	1,760	6,160	—	—	—	34,039	34.176	6.560
江北村	280	5,148	1,175	224	1	14,600	400	4,950	—	—	—	26,778	30.568	5.710
舍人村	134	4,325	152	267	—	4,390	244	1,600	—	—	—	11,112	36.195	5.788
淵江村	147	4,396	414	280	—	5,094	403	2,860	—	—	—	13,594	28.740	4.720
梅島村	356	5,576	433	468	—	11,489	10,738	5,850	—	—	—	34,911	50.449	9.000
綾瀨村	140	2,112	1,645	287	1	4,140	300	3,000	—	—	—	11,621	22.921	4.152
東淵江村	175	3,993	564	490	—	7,650	400	5,800	—	—	—	19,072	35.782	6.540
花畑村	187	4,340	555	546	—	10,720	480	6,720	—	—	—	23,548	32.435	5.786
伊興村	87	3,107	169	148	—	2,959	141	1,339	—	—	—	7,949	33.259	5.719
南葛飾郡	11,740	65,282	152,427	125,403	7	632,169	39,515	112,565	—	—	—	1,139,043	27.368	5.569
新宿町	174	2,033	4,653	11,991	—	2,636	898	4,809	—	—	—	27,194	54.827	11.326
△龜戶町	2,536	850	47,611	57,400	1	122,628	13,073	17,267	—	—	—	255,365	32.138	6.625
△大島町	1,903	944	28,000	16,860	1	87,780	2,720	11,120	—	—	—	149,333	29.671	6.087
△吾嬬町	1,658	2,032	35,790	15,400	1	115,680	5,850	13,500	—	—	—	189,910	31.128	6.194
△小松川町	437	2,013	4,000	1,400	1	29,400	3,150	3,500	—	—	—	43,901	25.259	5.475
松江村	504	10,452	1,904	1,050	—	31,401	973	4,070	—	—	—	50,354	34.847	6.578
瑞江村	269	6,785	376	168	—	16,747	550	2,000	—	—	—	26,895	25.019	4.682
葛西村	211	5,833	378	657	—	17,513	743	3,036	—	—	—	28,371	20.861	3.690
鹿本村	152	3,510	141	140	—	7,384	240	1,829	—	—	—	13,395	28.439	4.589
△寺島村	1,755	566	12,850	6,571	1	47,307	4,135	13,449	—	—	—	86,683	18.829	4.522
本田村	238	3,597	1,200	420	1	22,125	1,500	2,500	—	—	—	31,581	28.632	5.375
龜青村	140	3,360	1,410	420	—	5,122	609	5,900	—	—	—	16,892	28.013	5.376
南綾瀨村	161	3,146	350	137	—	10,433	653	1,860	—	—	—	16,745	25.801	3.611
篠崎村	152	4,133	122	196	—	4,869	297	1,500	—	—	—	11,269	22.183	3.862
小岩村	185	3,940	484	310	—	12,860	868	1,992	—	—	—	20,639	25.575	4.645
金町村	191	2,480	528	518	—	9,609	321	1,816	—	—	—	15,463	24.275	4.652
水元村	196	3,756	70	170	—	4,958	220	1,500	—	—	—	10,869	23.888	3.850
奥戶村	187	4,952	1,700	1,085	—	12,677	614	2,863	—	—	—	24,118	26.045	4.413
△隅田村	221	142	4,500	3,430	—	26,350	900	1,308	—	—	—	36,851	12.707	2.523
△砂町	405	838	6,300	7,140	1	44,625	1,210	22,746	—	—	—	83,265	30.114	6.834
北多摩郡	1,081	11,235	1,024	450	—	29,466	585	6,686	—	—	—	50,527	39.660	6.342
砧村	400	3,971	174	112	—	12,190	270	2,700	—	—	—	19,817	33.139	5.385
千歲村	681	7,264	850	338	—	17,276	315	3,986	—	—	—	30,710	45.429	7.164
郡 近郊(△印)	78,750	37,161	534,326	584,037	263	3,188,171	233,526	635,138	153,217	44,800	2,693	5,492,073	26.330	5.834
部 外郊	17,404	180,637	44,866	36,494	9	874,318	46,030	219,171	5,250	—	—	1,424,216	33.280	5.846
計 合計	96,154	217,798	579,192	620,531	272	4,062,489	279,606	854,309	158,467	44,800	2,693	6,916,289	27.487	5.837
市區郡部總計	1,125,395	218,309	7,399,192	3,350,531	1,782	9,090,289	1,505,750	4,053,289	1,058,467	2,410,800	69,943	30,283,725	43.015	9.018

備考

1. 本表ハ二表郡市計畫區域市町村歲入表(其二)中市町村稅ノ內譯ニ該ルモノナリ
2. 「其ノ他」ノ欄ノ內容下記ノ如シ
   - 東京市　鑛業稅附加稅……1,000圓　取引所營業稅附加稅……66,250圓
   - 南千住町　鑛業稅附加稅……100圓　千住町　特別稅電柱稅……2,593圓
3. 町村別集計額ト其ノ表示合計額トノ間ニ往々數圓ノ差アルモノ存スルハ各圓位未滿四捨五入ノ關係ニ由ル
4. 府稅營業稅附加稅ニ於テ鳥甲ヨリ其ノ徵收金ノ中3,300圓ヲ四新井村ヘ交付セルモノアリ。此ノ關係ハ整算表示スルヲ適當ト認ムルモ兩村ノ間課率等異ルモノアルカ爲姑ク兩村歲算計上ノ儘ナラシムルコトトセリ本表以外ノ關係諸表亦同シ
5. 東京市區ノ中區ニ關スルモノハ家屋稅營業稅2,012,692圓ノミナリ
6. 町村名ノ上部ニ△印ヲ附ンタルハ東京市ニ近接ン人口比較的稠密ニシテ所謂近郊ノ範圍ト認ムヘキモノ(三十四町村)ヲ示ス。爾餘ノ五十町村ヲ外郊トス
7. 稅別每(特殊ノモノヲ除ク)ノ一世帶及人口一人當額下表ノ如シ

種別	一世帶 地租附加等 宅地	一世帶 地租附加等 其ノ他	一世帶 國稅營業稅附加	一世帶 所得稅附加	一世帶 家屋稅戶數割附加等	一世帶 府稅營業稅附加	一世帶 雜種稅附加	人口一人當 地租附加等 宅地	人口一人當 地租附加等 其ノ他	人口一人當 國稅營業稅附加	人口一人當 所得稅附加	人口一人當 家屋稅戶數割附加等	人口一人當 府稅營業稅附加	人口一人當 雜種稅附加
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市區	2.275	.001	15.075	6.034	11.113	2.710	7.071	.474	—	3.138	1.256	2.314	.564	1.472
郡 近郊(△印)	.377	.178	2.559	2.797	15.267	1.118	3.041	.084	.039	.568	.620	3.387	.248	.675
郡 外郊	.407	4.221	1.048	.853	20.430	1.077	5.121	.071	.742	.184	.150	3.689	.189	.900
郡 平均	.382	.866	2.302	2.466	16.145	1.111	3.395	.081	.184	.489	.524	3.428	.236	.721
市區郡部平均	1.599	.310	10.510	4.759	12.912	2.139	5.757	.335	.065	2.208	.998	2.707	.448	1.207

8. 世帶及人口ハ大正九年十月兩勢調查ノ結果ニ依ル

第　五　表

東京都市計畫區域市町村稅課率表

(其一)　大正十年度

稅別	國稅附加稅					府稅附加稅				特別稅
	地租附加		營業稅附加	所得稅附加	賣藥營業稅附加	家屋稅附加	戶數割附加	營業稅附加	雜種稅附加	
	宅地	其ノ他								
東京市區	280	660	395	155	50	3,899		1,400	1,400	(不動產取得稅百分ノ一)(特別消費稅百分ノ八)(戶別割400圓)
荏原郡										
△品川町	280	660	420	140	50	950		800	800	(遺產取得稅千分ノ十五)(戶別割1,000圓)
△大森町	280	660	470	140	50	1,400		1,000	1,000	
羽田町	280	660	470	140	50	3,300		1,800	1,800	
△大井町	280	660	470	140	50	1,300		1,000	1,000	(特別消費稅百分ノ五
△大崎町	280	660	470	140	50	1,600		1,000	1,100	
△入新井町	280	660	470	140	50	1,100		1,000	1,000	(遺產取得稅百分ノ五)(特別消費稅千分ノ五)
蒲田村	140	300	500	140		2,500		1,000	800	
六鄕村	280	660	470	140		2,200		1,500	1,500	
矢口村	200	460	180	140			4,200	800	800	
調布村	280	660	470	140			2,900	1,000	1,000	
池上村	280	660	470	140			1,900	1,500	1,500	
馬込村	280	660	470	140			2,720	1,200	1,200	
平塚村	280	660	470	140	50	2,800		1,500	1,500	
△目黑町	280	660	470	140	50	1,500		800	800	
碑衾村	280	660	470	140			3,180	1,000	1,000	
駒澤村	280	660	470	140		1,600		1,000	1,000	
世田ヶ谷村	420	990	470	140		3,300		1,500	1,000	(遺產取得稅千分ノ十)
玉川村	180	420	300	300			3,158	1,800	1,800	
松澤村	280	660	470	140			4,369	1,100	1,100	
豊多摩郡										
△澁橋町	280	660	470	140	50	900		1,100	1,000	(遺產取得稅百分ノ一)
△中野町	280	660	470	140	50	1,500		800	800	
△下駄ヶ谷町	392	924	510	168	50	615		700	700	(遺產取得稅百分ノ一)
△澁谷町	420	990	570	210	50	1,330		1,200	1,200	(遺產取得稅百分ノ一)
△大久保町	380	700	570	340	50	1,000		700	800	(遺產取得稅百分ノ一)
△戸塚町	280	660	470	140	50	1,150		900	900	(遺產取得稅百分ノ一)
△落合村	336	792	564	168	50	1,485		800	800	(遺產取得稅千分ノ十)
△代々幡町	280	660	470	140	50	1,260		1,000	1,000	
野方村	280	660	470	140	50		1,722	1,000	1,000	(遺產取得稅百分ノ一)
和田堀内村	280	660	470	140	50		2,800	1,000	1,000	
杉並村	280	660	470	140			2,500	1,100	1,100	
井荻村			470	140			2,960	1,000	1,000	(段別割 田310圓 畑250 宅地 390 山林及ノ他140)
高井戸村	280	660	470	140	50		4,300	1,200	1,200	
北豊島郡										
△板橋町	313	739	526	156	50	2,150		1,000	1,000	(遺產取得稅千分ノ十)(營業稅百分ノ一)
△南千住町	169	393	278	140	50	1,300		1,000	1,000	(遺產取得稅千分ノ七)
△岩淵町	224	528	376	140	50	1,700		700	700	
△巢鴨町	313	739	526	156	50	1,500		500	500	
△王子町	280	660	470	140	50	1,460		1,000	1,000	
△瀧野川町	280	660	470	140	50	2,000		1,000	1,200	(遺產取得稅千分ノ十)
△日暮里町	280	660	470	140	50	1,300		1,000	1,000	(遺產取得稅千分ノ十)
志村	280	660	470	140			5,000	1,000	1,000	
△高田町	280	660	470	140	50	1,500		1,000	1,000	
上練馬村	280	660	470	140			5,000	1,000	1,000	
赤塚村	280	660	470	140			3,237	1,000	1,000	
石神井村	280	660	470	140			3,400	800	800	
△三河島町	280	660	470	140	50	3,000		1,000	1,000	(遺產取得稅千分ノ七)
△尾久村	280	660	470	140		1,500		1,000	1,000	
△西巢鴨町	420	990	700	210	50	2,200		1,000	1,000	(遺產取得稅千分ノ十)
上板橋村	280	660	470	140			3,176	1,000	1,000	
下練馬村	280	660	470	140			3,100	1,000	1,000	
△長崎村	280	660	470	140			2,620	800	800	
中新井村	280	660	470	140			3,800	1,000	1,000	
大泉村			470	140			3,856	700	700	(段別割 田及宅地 600圓 畑 400 山林 200)

稅別	國稅附加稅					府稅附加稅				特別稅
	地租附加		營業稅附加	所得稅附加	賣藥營業稅附加	家屋稅附加	戶數割附加	營業稅附加	雜種稅附加	
	宅地	其ノ他								
南足立郡										
△千住町	280	660	420	140	50	1,250		1,000	1,000	
西新井村	280	660	470	140		1,400		1,500	1,500	
江北村	280	660	300	140	50		2,100	2,000	2,000	
舍人村	280	660	470	140			1,320	1,500	1,500	
淵江村	252	594	470	140	50		1,440	1,200	1,200	
梅島村	280	660	470	140			1,800	2,000	1,500	
綾瀨村	280	660	240	140	50		1,200	1,000	1,000	
東淵江村	280	660	470	140			2,400	2,000	1,500	
花畑村	184	428	470	140			1,900	1,500	2,000	
伊興村	280	660	470	140			2,200	3,000	2,000	
南葛飾郡										
新宿町	270	660	470	140			1,000	1,000	1,000	
△龜戶町	200	460	200	140	50	1,000		500	500	
△大島町	250	580	423	126	50	1,500		800	800	
△吾嬬町	280	660	470	140	50	1,100		800	800	
△小松川町	280	660	470	140	50	1,650		800	800	
松江村	280	660	470	140			1,740	1,000	1,000	
瑞江村	196	462	329	140			1,850	1,000	1,000	
葛西村	280	660	470	140			2,000	1,300	1,300	
鹿本村	280	660	470	140			2,063	1,200	1,200	
△寺島村	280	660	470	140	50	990		600	600	
本田村	280	660	470	140	30	3,500		1,000	1,000	
龜青村	280	660	470	140	50		1,400	1,200	1,200	(戶割額220圓)
南綾瀨村	280	660	470	140		1,500		1,850	1,000	
篠崎村	280	660	470	140			1,300	1,000	1,000	
小岩村	280	660	470	140	50		2,000	1,200	1,500	
金町村	230	530	400	140			1,800	1,000	900	
水元村	201	471	400	140			1,400	1,000	1,000	
奥戶村	210	500	350	140	50		2,039	1,000	1,000	
△隅田村	90	210	150	140		930		600	600	
△砂町	90	100	150	140	50	800		500	500	
北多摩郡										
砧村			470	140			2,560	90	900	(段別割 田及ノ地 600圓 畑 700 宅地 320 山林 80)
千歲村	280	660	470	140	50		4,105	1,000	1,000	
郡部平均	近郊(△印)	279	617	410	152	50	1,321	2,620	873	971
	外郊	281	640	439	142	50	2,556	2,641	1,273	1,204
	平均	279	635	412	151	50	1,376	2,641	920	1,017
市區郡部平均		280	635	397	155	50	2,290	2,641	1,293	1,456

備考

1. 本表ハ大正十年度初回決定豫算ニ伴フ課定率ニ依ル
2. 附加稅課率ハ國稅又ハ府稅一圓ニ對スルモノヲ示シ特別稅課率ハ(イ)不動產取得稅及建物取得稅ハ各取得價格(ロ)特別消費稅ハ消費金額(ハ)戶別割ハ建物一坪(ニ)段別割ハ土地一段歩ニ對スルモノヲ示ス
3. 府稅附加稅戶數割、營業稅及雜種稅附加中ニハ均一ノ課率ニ依ラサルモノアルモ本表ニハ總テ均一部分即チ基本課率ト目スヘキモノヲ揭ケタリ
4. 東京市ノ府稅附加稅中家屋稅附加ハ全部區ニ關スルモノナリ而テ其ノ課率ハ各區相異ルヲ以テ(府稅一圓ニ對シ最高六圓七錢最低一圓六十八錢)本表ニハ稅額ニ基キ全區ノ總平均課率ヲ算出シテ揭ケタリ
5. 本表ニ揭出セルモノノ外東京市及南千住町ニ下記ノ課率アリ

東京市 {國稅附加稅　鑛業稅附加及取引所營業稅附加……國稅一圓ニ對シ各十錢 / 都市計畫特別稅　地租割……國稅一圓ニ對シ十二錢五厘　國稅營業稅割…國稅一圓ニ對シ十三錢}

南千住町　國稅附加稅　鑛業稅附加……國稅一圓ニ對シ十錢

對照便宜ノ爲上記都市計畫特別稅ヲ加ヘ東京市ノ附加稅課率ヲ再揭スレハ下表ノ如シ

地租附加 宅地	地租附加 其ノ他	國稅營業稅附加	所得稅附加	賣藥營業稅附加	鑛業稅附加	取引所營業稅附加	家屋稅附加	府稅營業稅附加	雜種稅附加
203	785	525	155	50	100	100	3,699	1,400	1,400

6. 町村名ノ上部ニ△印ヲ附シタルハ東京市ニ近接シ人口比較的稠密ニシテ所謂近郊ノ範圍ト認ムヘキモノ(三十四町村)チ示ス。爾餘ノ五十町村チ外郊トス
7. 郡部平均及市區郡部平均ハ執レモ當該歲入豫算ノ稅額ト其ノ標準國府稅額トニ依リテ算出セリ
8. 法定附加制限下表ノ如シ(國府稅一圓ニ對スルモノヲ示ス)。地租、營業稅及所得稅ニ對シテハ特殊ノ場合ニ於テ普通市町村稅ニ限リ制限外附加チ認メラル。府稅ニ對スル普通市町村稅附加ニハ別段ノ制限ナシ

種別	地租附加 宅地	地租附加 其ノ他	國稅營業稅附加	所得稅附加	賣藥營業稅附加	鑛業稅附加	取引所營業稅附加	府稅營業稅附加	雜種稅附加
普通市町村稅	280	660	470	140	50	100	10	—	—
都市計畫、特別稅	125	125	170	—	—	—	—	400	400

第六表

東京都市計畫區域市町村稅課率表（其二）

大正十一年度

稅別	國稅附加稅					府稅附加稅				特別稅
	地租附加		營業稅附加	所得稅附加	賣藥營業稅附加	家屋稅附加	戶數割附加	營業稅附加	雜種稅附加	
	宅地	其ノ他								
	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	
東京市區	308	726	470	156	50	3,939		1,350	1,350	（不動產取得稅百分ノ一）（特別消費稅百分ノ六.五）（戶別割400厘）
荏原郡										
△品川町	280	660	420	140	50	950		800	800	（營業取得稅千分ノ十五）（特別消費稅百分ノ三）（戶別割1,000厘）
△大森町	280	660	470	140	50	1,450		1,000	1,000	
羽田町	280	660	470	140	50	1,700		1,300	1,300	
△大井町	280	660	470	140	50	1,300		1,000	1,000	（特別消費稅百分ノ五）（戶別割1,000厘）
△大崎町	280	660	470	140	50	1,600		1,000	1,100	
△入新井町	280	660	470	140	50	1,350		1,000	1,000	（特別消費稅百分ノ五）
蒲田村	280	520	300	140		2,100		1,000	800	
六鄕村	280	660	470	140		2,000		1,500	1,500	
矢口村	280	660	470	140			4,000	1,000	1,000	
調布村	280	660	470	140			3,000	1,000	1,000	
池上村	280	660	470	140	50		1,900	1,500	1,500	
馬込村	280	660	470	140			3,300	1,300	1,300	
平塚村	360	860	610	180	50	3,100		1,500	1,500	
△目黒町	280	660	470	140	50	1,550		800	800	
碑衾村	230	660	470	140			3,580	1,200	1,200	
駒澤村	280	660	470	140		1,040		1,000	1,000	
世田ヶ谷村	420	990	705	210		2,300		1,500	1,000	（建物取得稅千分ノ十）
玉川村	280	660	470	140		3,590		1,500	1,500	
松澤村	280	660	470	140			4,000	1,100	1,100	
豐多摩郡										
△淀橋町	280	660	470	140	50	900		1,100	1,000	（建物取得稅百分ノ一）
△中野町	280	660	470	140	50	1,400		800	800	
△千駄ヶ谷町	550	1,100	530	188	50	600		800	800	（建物取得稅百分ノ一）
△澁谷町	420	990	570	210	50	1,330		1,200	1,200	（建物取得稅百分ノ一）
△大久保町	380	700	570	240	50	1,000		700	800	（建物取得稅百分ノ一）
△戸塚町	420	990	570	210	50	1,200		1,000	1,000	（建物取得稅百分ノ一）
△落合村	336	792	564	168	50	1,500		800	800	（建物取得稅百分ノ一）
△代々幡町	280	660	470	140	50	1,300		1,000	1,000	（營業取得稅百分ノ一）
野方村	476	1,122	799	238	50		2,740	1,000	1,000	（建物取得稅百分ノ一）
和田堀內村	280	660	470	140	50		2,740	1,000	1,000	
杉並村	280	660	470	140			2,511	1,100	1,100	
井荻村			470	140			3,700	1,000	1,000	（戶別割 田520厘 畑560 宅地780 其ノ他820）
高井戶村	420	990	705	210	50		5,700	1,800	1,300	
北豐島郡										
△板橋町	313	739	526	156	50	2,150		1,000	1,000	（特別消費稅百分ノ三）
△南千住町	169	393	278	140	50	1,300		1,000	1,000	（建物取得稅千分ノ七）
△岩淵町	280	660	470	140	50	1,700		1,000	1,000	
△巢鴨町	400	900	700	200	50	1,750		1,000	1,000	（建物取得稅千分ノ十）
△王子町	280	660	470	140	50	2,000		1,300	1,300	
△瀧野川町	448	1,056	752	224	50	2,000		1,300	1,300	（建物取得稅千分ノ十）（戶別割500厘）
△日暮里町	280	660	470	140	50	1,900		1,300	1,300	（建物取得稅千分ノ十）
志村	280	660	470	140			5,100	1,000	1,000	
△高田町	380	960	520	190	50	2,000		1,000	1,000	（建物取得稅千分ノ十）
上練馬村	280	660	470	140			5,000	1,000	1,000	
赤塚村	280	660	470	140			2,831	1,000	1,000	
石神井村	280	660	470	140			4,200	800	800	
△三河島町	310	730	520	150	50	2,800		1,000	1,000	（建物取得稅千分ノ十）
△尾久村	280	660	470	140		2,000		1,000	1,000	
△西巢鴨町	420	990	705	210	50	2,200		1,000	1,000	（建物取得稅千分ノ十
上板橋村	280	660	470	140			3,645	1,000	1,000	
下練馬村	280	660	470	140			3,000	1,000	1,000	
△長崎村	280	660	470	140		2,000		900	900	
中新井村	280	660	470	140			4,000	1,600	1,000	
大泉村			470	140			3,175	600	700	（戶別割 田800厘 畑600 宅地700 山林400）

稅別	國稅附加稅					府稅附加稅				特別稅
	地租附加		營業稅附加	所得稅附加	賣藥營業稅附加	家屋稅附加	戶數割附加	營業稅附加	雜種稅附加	
	宅地	其ノ他								
	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	
南足立郡										
△千住町	313	793	526	156	50	1,250		1,000	1,000	（營業取得稅千分ノ一）（家屋稅 本則2,000厘 改正後1,500）
西新井村	280	660	470	140		2,068		2,200	2,200	
江北村	280	660	470	140	50		2,504	2,000	1,500	
舍人村	280	660	470	140			1,820	1,500	1,500	
淵江村	252	594	470	140	50		1,440	1,300	1,300	
梅島村	380	850	610	180			2,340	2,600	1,950	
綾瀨村	280	660	470	140	50		1,200	1,000	1,000	
東淵江村	250	660	470	140			2,550	2,000	1,700	
花畑村	210	550	470	140			2,000	1,500	2,000	
伊興村	280	660	470	140			1,600	1,600	1,600	
南葛飾郡										
新宿町	270	660	470	140			1,000	1,000	1,000	
△龜戶町	280	660	470	140	50	1,000		500	500	
△大島町	280	660	400	140	50	1,050		800	800	
△吾嬬町	280	660	470	140	50	1,200		900	900	
△小松川町	280	660	400	140	50	1,400		700	700	
松江村	420	990	705	210			2,660	1,100	1,100	
瑞江村	280	660	470	140			2,230	1,000	1,000	
葛西村	220	520	360	110	50		1,700	1,000	1,000	
鹿本村	280	660	470	140			2,108	1,200	1,200	
△寺島村	280	660	470	140	50	1,000		600	600	
本田村	280	660	470	140	30	2,600		1,000	1,000	
龜青村	280	660	470	140			1,300	1,200	1,200	
南綾瀨村	280	660	470	140		1,900		1,850	1,000	（戶別割220厘）
篠崎村	280	660	470	140			1,300	1,000	1,000	
小岩村	280	660	470	140	50		2,000	1,200	1,200	
金町村	250	600	400	140			1,850	1,100	1,000	
水元村	255	594	470	140			1,500	1,000	1,000	
奧戶村	210	500	470	140			1,840	1,0	1,000	
△隅田村	90	210	300	140		850		600	600	
△砂町	90	210	150	140	50	850		550	550	
北多摩郡										
砧村			470	140			2,660	900	900	（戶別割 田及宅地800厘 畑700 山林320 茶野50）
千歲村			470	140	50		4,640	1,000	1,000	（戶別割 田畑及宅地1,000厘 山林500）
郡部平均 近郊(△印)	306	666	469	163	50	1,373		940	998	
郡部平均 外郊	312	713	497	150	50	2,264	2,788	1,323	1,178	
郡部平均 平均	307	704	471	162	50	1,420	2,788	987	1,038	
市區郡部平均	308	703	470	157	60	2,262	2,788	1,252	1,407	

備考

1. 本表ハ大正十一年度初回決定課算ニ伴フ課定率ニ依ル
2. 附加稅課率ハ國稅又ハ府稅一圓ニ對スルモノヲ示シ特別稅課率ハ(イ)不動產取得稅及建物取得稅ハ各取得價格(ロ)特別消費稅ハ消費金額(ハ)戶別割ハ建物一坪(ニ)段別割ハ土地一段歩(ホ)電柱稅ハ電柱一本ニ對スルモノヲ示ス
3. 府稅附加稅家屋稅、戶數割、營業稅及雜種稅附加中ニハ均一ノ課率ニ依ラサルモノアルモ本表ニハ總テ均一部分即チ基本課率ト目スヘキモノヲ揭ケタリ
4. 東京市ノ府稅附加稅中家屋稅附加ハ市ニ屬スルモノト區ニ屬スルモノトノ合算率ナリ而テ區ニ屬スル課率ハ各區相異ルヲ以テ（府稅一圓ニ對シ最高三圓三十錢最低六十八錢）本表ニハ稅額ニ基キ全區ノ總平均課率ヲ算出(一圓六十三錢九厘)シテ合記セリ
5. 本表ニ揭出セルモノノ外東京市及南千住町ニ下記ノ課率アリ

東京市 {國稅附加稅 鑛業稅附加及取引所營業稅附加…國稅一圓ニ對シ各十錢 / 都市計畫特別稅 {地租割…國稅一圓ニ對シ十二錢五厘 / 營業稅…府稅營業稅一圓ニ對シ二十五錢} 國稅營業稅割…國稅一圓ニ對シ十五錢 / 雜種稅…雜種稅一圓ニ對シ二十五錢}

南千住町 國稅附加稅 鑛業稅附加稅…國稅一圓ニ對シ十錢

對照便宜ノ爲上記都市計畫特別稅ヲ加ヘ東京市ノ附加稅課率ヲ再揭スレハ下表ノ如シ

地租附加 宅地	地租附加 其ノ他	國稅營業稅附加	所得稅附加	賣藥營業稅附加	鑛業稅附加	取引所營業稅附加	家屋稅附加	府稅營業稅附加	雜種稅附加
厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘
433	851	620	156	50	100	100	3,939	1,600	1,600

6. 町村名ノ上部ニ△印ヲ附シタルハ東京市ニ近接シ人口比較的稠密ニシテ所謂近郊ノ範圍ト認ムヘキモノ(三十四町村)ヲ示ス。餘ノ五十町村ヲ外郊トス
7. 郡部平均及市區郡部平均ハ孰レモ當該歲入課算ノ稅額ト其ノ標準國府稅額トニ依リテ算出セリ
8. 法定附加制限下表ノ如シ(國府稅一圓ニ對スルモノヲ示ス)。地租、營業稅及所得稅ニ對シテハ特殊ノ場合ニ於テ普通市町村稅ニ限リ制限外附加ヲ認メラル。府稅ニ對スル普通市町村稅附加ニハ別段ノ制限ナシ

種別	地租附加 宅地	地租附加 其ノ他	鑛稅營業稅附加	所得稅附加	賣藥營業稅附加	鑛業稅附加	取引所營業稅附加	府稅營業稅附加	雜種稅附加
	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘
普通市町村稅	280	660	470	140	50	100	100	—	—
都市計畫特別稅	125	125	170	—	—	—	—	400	400

第七表　東京都市計畫區域市町村附加稅ノ標準國、府稅額表　(其一)　大正十年度

稅別	國稅 地租 宅地	國稅 地租 其ノ他	國稅 營業稅	國稅 所得稅	國稅 賣藥營業稅	府稅 家屋稅又ハ戶數割	府稅 營業稅	府稅 雜種稅
	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	2,388,400	700	9,717,600	10,600,000	27,500	1,203,418	839,554	1,741,411
豊多摩郡	59,502	26,607	148,388	523,012	1,319	575,586	54,394	182,699
△淀橋町	8,023	562	27,000	30,000	680	89,540	7,849	32,200
△中野町	6,200	2,900	14,000	29,000	180	44,299	2,200	18,000
△千歳ケ谷町	8,000	140	16,000	151,000	34	89,210	2,960	20,214
△澁谷町	14,000	500	60,000	185,000	250	165,196	29,000	54,767
△大久保町	5,260	200	5,500	45,000	20	60,600	3,000	8,000
△戸塚町	4,054	35	7,500	19,500	40	40,330	3,200	8,000
△落合村	2,108	1,491	3,343	7,148	20	15,351	1,463	12,946
△代々幡町	5,210	1,940	12,000	50,000	60	39,872	3,000	8,849
野方村	1,682	4,100	1,330	3,500	10	7,799	700	7,000
和田堀内村	1,050	3,000	520	350	5	4,623	180	2,700
杉並村	1,804	4,100	460	1,464	—	6,914	193	3,500
井荻村	1,073	3,949	335	650	—	7,028	458	3,323
高井戸村	1,100	3,400	400	700	20	4,824	200	3,200
北豊島郡	84,065	57,353	222,269	483,313	826	679,061	71,290	199,964
△板橋町	3,990	2,150	8,950	10,587	51	26,555	1,610	7,149
△南千住町	23,771	510	69,636	285,520	60	124,491	8,398	40,811
△岩淵町	3,000	3,370	4,500	7,000	24	30,346	3,500	4,500
△巣鴨町	5,600	400	16,000	35,000	240	49,000	10,000	18,600
△王子町	6,850	2,981	29,139	20,156	31	89,315	8,608	14,490
△滝野川町	8,120	2,092	14,731	30,833	125	67,912	7,711	15,000
△日暮里町	5,800	900	18,000	15,000	76	78,222	5,950	15,000
志村	1,380	7,020	4,730	1,800	—	6,914	500	4,000
△高田町	5,447	650	11,435	17,424	20	51,510	4,794	15,100
上練馬村	1,327	4,493	1,000	1,700	—	5,226	300	2,500
赤塚村	1,150	6,236	890	1,290	—	6,159	331	3,285
石神井村	1,337	5,527	869	813	—	7,075	402	3,873
△三河島町	2,732	1,788	9,358	8,356	12	33,330	4,791	20,616
△尾久村	2,000	2,500	13,000	23,500	—	13,500	2,000	2,000
△西巣鴨町	6,357	1,632	17,484	19,477	187	67,393	10,400	21,500
上板橋村	1,282	3,255	659	1,208	—	4,188	655	2,685
下練馬村	1,380	3,535	980	1,060	—	6,790	300	2,650
△長崎村	1,108	2,147	600	1,600	—	4,422	500	3,000
中新井村	425	1,835	58	289	—	2,291	180	1,200
大泉村	1,009	4,002	250	700	—	4,122	300	2,005

稅別	國稅 地租 宅地	國稅 地租 其ノ他	國稅 營業稅	國稅 所得稅	國稅 賣藥營業稅	府稅 家屋稅又ハ戶數割	府稅 營業稅	府稅 雜種稅
	円	円	円	円	円	円	円	円
南足立郡	29,771	59,203	75,677	131,281	238	121,153	16,629	37,571
△千住町	23,258	3,466	87,675	115,276	200	80,470	10,626	17,631
西新井村	1,170	5,500	620	550	—	9,510	770	2,350
江北村	1,000	7,800	2,000	1,000	12	5,869	150	2,000
舍人村	478	6,554	242	1,317	—	2,412	100	630
淵江村	575	7,403	687	2,600	0	3,538	315	2,145
梅島村	991	6,547	756	1,200	—	4,985	3,847	2,802
綾瀬村	475	8,250	1,200	2,000	20	3,700	250	2,600
東淵江村	600	6,000	1,200	3,500	—	3,457	170	3,500
花畑村	906	7,940	1,056	3,489	—	5,355	307	3,105
伊興村	318	4,743	241	949	—	1,857	94	808
南葛飾郡	43,585	103,858	331,561	710,250	176	435,581	48,079	123,619
新宿町	639	3,174	12,534	33,826	—	2,613	520	4,589
△龜戸町	8,921	1,292	101,310	330,000	20	103,786	21,680	15,894
△大島町	6,660	1,570	60,000	100,000	20	68,000	3,000	10,000
△吾嬬町	5,500	3,000	60,000	100,000	20	64,000	6,500	14,000
△小松川町	1,560	3,080	6,000	8,000	20	18,780	2,000	2,400
松江村	1,153	10,607	2,260	4,700	—	11,176	884	3,315
瑞江村	960	10,280	760	1,200	—	7,236	450	2,380
葛西村	941	11,170	798	3,585	—	10,412	672	2,777
鹿本村	542	5,318	90	50	—	3,578	230	1,440
△寺島村	4,680	1,290	21,000	37,000	20	43,260	4,600	13,000
本田村	775	5,550	2,000	2,000	30	8,000	1,000	1,700
龜青村	500	5,000	2,500	8,000	3	3,980	1,000	3,500
南綾瀬村	575	4,768	680	771	—	5,250	307	1,643
篠崎村	544	6,316	192	108	—	3,720	296	1,154
小岩村	660	5,970	680	1,200	3	5,507	650	1,329
金町村	778	4,472	904	2,200	—	4,221	217	1,890
水元村	768	6,323	107	860	—	3,352	200	1,480
奥戸村	894	9,865	3,746	7,750	20	6,210	478	2,110
△隅田村	2,435	615	13,000	24,000	—	13,000	1,100	2,018
△砂町	4,100	4,200	43,000	45,000	20	49,500	2,300	37,000
北多摩郡	2,429	8,949	1,660	2,714	3	9,319	482	5,684
砧村	1,037	4,490	350	700	—	4,583	250	2,760
千歳村	1,392	4,159	1,310	2,014	3	4,736	232	2,924
郡部 近郊(△印)	242,648	58,470	920,195	2,317,751	4,613	2,627,183	211,827	575,103
郡部 外郊	54,965	254,612	77,515	155,405	164	309,213	27,878	140,488
郡部計 合計	297,613	313,082	997,710	2,473,156	4,777	2,936,396	239,705	715,591
市區郡部總計	2,686,013	313,782	10,715,310	13,073,156	32,277	3,539,814	1,079,259	2,467,002

備考

1. 本表ハ三表東京都市計畫區域市町村稅明細表(其一)各附加稅ノ附加標準トシタル國、府稅額ヲ示セルモノニシテ附加餘力ノ比較等考査ノ資料タルヘキモノトス。地租附加稅ヲ存セサル村ニ在リテモ便宜地租額ヲ揭出セリ

2. 本表ニ揭出セルモノノ外東京市及南千住町ニ下記ノ標準國稅アリ

   東京市　　繼業稅……10,000圓　　取引所營業稅……891,000圓

   南千住町　　繼業稅……1,000圓

3. 町村名ノ上部ニ△印ヲ附シタルハ東京市ニ近接シ人口比較的稠密ニシテ所謂近郊ノ範圍ト認ムヘキモノ(三十四町村)ヲ示ス。單獨ノ五十町村ヲ外郊トス

第八表　東京都市計畫區域市町村附加稅ノ標準國、府稅額表（其二）　大正十一年度

稅別	國稅 地租 宅地	國稅 地租 其ノ他	國稅 營業稅	國稅 所得稅	國稅 賣藥營業稅	府稅 家屋稅又ハ戶數割	府稅 營業稅	府稅 雜種稅
東京市區	2,877,000	600	11,000,000	17,500,000	30,200	1,304,424	766,340	1,747,815
荏原郡	80,781	56,736	256,676	898,078	2,677	576,590	59,969	188,893
△品川町	30,000	500	75,000	330,000	200	111,959	10,000	29,100
△大森町	4,760	2,765	20,748	17,850	17	35,903	2,910	14,084
羽田町	2,623	4,227	7,871	4,313	12	16,260	4,909	7,877
△大井町	7,830	1,360	24,306	93,377	290	92,122	6,977	20,012
△大崎町	6,420	1,250	50,000	150,000	2,000	79,000	12,000	36,500
△入新井町	5,640	1,310	24,666	150,000	84	69,140	11,393	13,391
蒲田村	1,430	3,730	4,800	7,000	—	14,750	1,500	3,400
六鄕村	800	2,900	2,300	3,500	—	5,500	450	2,000
矢口村	867	4,225	434	623	—	4,600	285	3,660
調布村	850	2,850	1,100	1,200	—	3,895	180	2,345
池上村	2,000	5,600	3,200	5,000	12	8,120	500	6,000
馬込村	913	2,180	364	1,915	—	3,333	125	4,525
平塚村	2,100	2,900	3,800	19,000	20	20,000	1,700	7,000
△目黒町	5,664	2,558	25,330	84,114	42	55,351	3,369	10,848
碑衾村	1,134	3,112	1,022	2,390	—	5,527	295	4,550
駒澤村	2,170	3,260	2,900	13,500	—	13,000	660	7,500
世田ヶ谷村	2,824	4,837	5,800	10,000	—	25,755	2,100	8,100
玉川村	2,189	5,216	2,525	3,681	—	9,400	441	6,338
松澤村	567	1,956	510	615	—	2,975	175	1,663
豐多摩郡	64,028	25,931	214,689	1,167,939	1,307	639,781	62,865	196,526
△淀橋町	8,622	484	36,000	51,600	552	97,639	5,850	33,580
△中野町	6,560	2,300	19,000	98,000	180	56,722	2,900	18,000
△千駄ヶ谷町	8,350	80	24,000	313,400	63	97,188	4,500	19,410
△澁谷町	15,280	437	76,000	430,000	325	184,000	33,220	54,076
△大久保町	5,600	100	16,000	108,000	20	67,645	3,500	9,000
△戸塚町	4,300	270	12,000	43,000	40	41,775	5,600	9,000
△落合村	2,285	1,462	6,036	29,795	20	18,250	1,650	11,080
△代々幡町	6,000	1,790	21,000	80,000	70	45,320	3,500	14,300
野方村	2,037	4,070	2,232	6,304	10	7,647	700	11,880
和田堀内村	1,060	3,000	650	1,240	7	4,704	310	3,500
杉並村	1,810	4,090	821	3,900	—	8,442	370	4,950
井荻村	1,084	8,948	550	1,500	—	5,569	485	4,250
高井戸村	1,100	3,400	400	1,200	20	4,880	280	3,500
北豐島郡	89,338	56,282	299,311	725,098	1,075	761,361	87,657	233,130
△板橋町	4,080	2,150	10,660	20,580	36	28,785	3,900	10,000
△南千住町	23,987	493	75,200	285,520	67	141,196	10,040	50,700
△岩淵町	3,200	3,300	5,000	10,000	30	35,800	4,000	5,000
△巢鴨町	6,200	500	20,880	75,700	220	53,000	5,400	12,700
△王子町	6,899	2,953	33,951	26,812	37	93,036	7,824	18,477
△滝野川町	9,517	1,863	17,245	78,000	152	82,182	11,117	19,736
△日暮里町	5,800	900	26,000	50,000	80	81,555	14,000	16,500
志村	1,400	6,800	1,400	2,800	—	6,926	400	5,500
△高田町	5,523	660	18,877	32,055	40	54,540	10,000	15,000
上練馬村	1,325	4,490	1,480	2,660	—	5,133	1,200	3,300
赤塚村	1,154	5,990	1,074	1,140	—	6,240	550	4,350
石神井村	1,337	5,527	868	813	—	7,027	402	4,573
△三河島町	3,483	1,627	17,931	17,249	20	45,850	6,620	25,611
△尾久村	2,375	2,800	17,800	25,200	—	22,600	1,500	2,500
△西巢鴨町	7,677	1,460	41,547	87,883	393	72,693	8,177	23,700
上板橋村	1,282	3,250	764	701	—	4,077	641	3,378
下練馬村	1,870	3,538	1,340	1,760	—	7,083	700	3,600
△長崎村	1,284	2,124	1,493	2,900	—	6,808	600	4,005
中新井村	425	1,855	200	425	—	2,330	186	1,500
大泉村	1,020	4,002	500	1,000	—	4,500	400	3,000

稅別	國稅 地租 宅地	國稅 地租 其ノ他	國稅 營業稅	國稅 所得稅	國稅 賣藥營業稅	府稅 家屋稅又ハ戶數割	府稅 營業稅	府稅 雜種稅
南足立郡	29,864	59,978	87,510	147,551	238	135,098	13,269	43,374
△千住町	23,286	3,436	75,857	127,739	200	94,300	6,759	20,310
西新井村	1,200	5,480	1,000	1,200	—	10,410	800	2,800
江北村	1,000	7,300	2,500	1,600	12	5,889	200	3,300
舍人村	478	6,554	523	1,905	—	2,412	162	1,067
淵江村	585	7,401	881	2,000	6	3,538	310	2,200
梅島村	990	6,580	710	2,600	—	4,910	4,130	3,000
綾瀨村	500	3,200	3,500	2,050	20	3,450	800	3,000
東淵江村	625	6,050	1,200	3,500	—	3,000	200	3,500
花畑村	592	7,890	1,180	3,900	—	5,360	320	3,360
伊興村	310	4,707	359	1,057	—	1,849	88	897
南葛飾郡	46,646	102,597	369,347	894,535	136	533,422	58,910	153,763
新宿町	643	3,080	9,900	85,651	—	2,636	898	4,809
△龜戶町	9,059	1,288	101,300	410,000	20	122,628	26,146	22,535
△大島町	7,031	1,430	70,000	120,000	20	83,600	3,400	13,900
△吾嬬町	5,920	3,079	76,150	110,000	20	96,400	6,500	15,000
△小松川町	1,560	3,050	10,000	10,000	20	21,000	4,500	5,000
松江村	1,200	10,558	2,700	5,000	—	11,805	885	3,700
瑞江村	960	10,260	800	1,200	—	7,288	550	2,565
葛西村	960	11,218	1,050	5,977	3	10,302	768	3,038
鹿本村	542	5,318	300	1,000	—	3,502	200	1,524
△寺島村	6,267	858	27,342	46,937	—	47,307	6,892	22,215
木田村	850	5,450	2,555	3,000	30	8,510	1,500	2,500
龜青村	500	5,000	3,000	3,000	—	3,940	500	4,400
南綾瀨村	575	4,766	745	977	—	5,435	353	1,860
篠崎村	545	6,262	260	1,406	—	3,746	297	1,500
小岩村	660	5,970	1,029	2,217	3	6,430	720	1,660
金町村	762	4,134	1,520	3,700	—	5,194	292	1,816
水元村	768	6,323	150	1,220	—	3,305	220	1,500
奥戶村	894	9,865	3,746	7,750	—	6,894	614	2,863
△隅田村	2,450	678	15,000	24,500	—	31,000	1,500	2,180
△砂町	4,500	3,990	42,000	51,000	20	52,500	2,200	39,000
北多摩郡	2,530	8,682	2,179	3,215	3	8,306	615	6,986
祖師村	1,113	4,498	870	800	—	4,583	300	3,000
千歲村	1,417	4,184	1,809	2,415	3	3,723	315	3,986
郡部 近郊(△印)	257,349	55,805	1,139,419	3,591,111	5,278	2,318,794	248,444	636,650
郡部 外郊	55,838	253,501	90,293	243,305	158	335,764	34,841	186,022
郡部 合計	313,187	309,306	1,229,712	3,834,416	5,436	2,654,558	283,285	822,672
市區郡部總計	2,690,187	309,306	12,229,712	21,334,416	35,636	3,958,992	1,049,625	2,570,487

備考

1. 本表ハ四表東京都市計畫區域市町村稅明細表（其二）各附加稅ノ附加標準トシタル國、府稅額ヲ示セルモノニシテ附加餘力ノ比較等考査ノ資料タルヘキモノトス。地租附加既ヲ存セサル村ニ在リテモ便宜地租額ヲ揭出セリ
2. 本表ニ揭出セルモノノ外東京市及南千住町ニ下記ノ標準國稅アリ

   東京市　營業稅……10,000圓　取引所營業稅……662,500圓

   南千住町　營業稅……1,000圓
3. 府稅家屋稅ニ付テハ東京市標準額ト全區ノ集計標準額トノ間ニ若干ノ差アリ本表ハ前者ニ依ル
4. 町村名ノ上部ニ△印ヲ附シタルハ東京市ニ近接シ人口比較的稠密ニシテ所謂近郊ノ範圍ト認ムヘキモノ（三十四町村）ヲ示ス。餘ノ五十町村ヲ外郊トス

第九表

東京都市計畫區域府市町村稅課率對照表

(其一)　大正十年度

稅別			地租附加稅 宅地	地租附加稅 其ノ他	國稅營業附加稅稅	所得稅附加稅	家屋稅及其ノ附加稅	府稅營業稅及其ノ附加稅 藝妓	雜種稅及其ノ附加稅 酌人	雜種稅及其ノ附加稅 魚菁物市場	雜種稅及其ノ附加稅 日本形船	雜種稅及其ノ附加稅 自用馬車	雜種稅及其ノ附加稅 荷積牛馬車	雜種稅及其ノ附加稅 營業人力車	雜種稅及其ノ附加稅 荷積大車	雜種稅及其ノ附加稅 荷積小車	雜種稅及其ノ附加稅 屠牛	雜種稅及其ノ附加稅 採藻	雜種稅及其ノ附加稅 自轉車	雜種稅及其ノ附加稅 自用自働車	雜種稅及其ノ附加稅 畜犬	雜種稅及其ノ附加稅 觀覽
東京市	府稅	普通	340	830	200	30	65	7,500	2,500	3,500	450	95,000	8,000	1,000	2,600	1,500	650	400	2,800	300,000	2,500	50
		都市計畫	125	125	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	465	955	460	36	65	7,500	2,500	3,500	450	95,000	8,000	1,000	2,600	1,500	650	400	2,800	300,000	2,500	50
	市稅	普通	280	660	395	156	253	10,500	3,500	4,900	630	162,450	13,680	1,400	5,122	3,090	910	560	4,900	543,000	3,500	70
		都市計畫	125	125	130	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	405	785	525	156	253	10,500	3,500	4,900	630	162,450	13,680	1,400	5,122	3,090	910	560	4,900	543,000	3,500	70
	計	普通	620	1,490	685	192	318	18,000	6,000	8,400	1,080	257,450	21,680	2,400	7,722	4,590	1,560	960	7,700	843,000	6,000	120
		都市計畫	250	250	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	870	1,740	985	192	318	18,000	6,000	8,400	1,080	257,450	21,680	2,400	7,722	4,590	1,560	960	7,700	843,000	6,000	120
近郊	府稅	普通	572	1,390	487	60	379	6,500	2,500	6,000	770	110,000	9,000	1,000	3,500	2,100	800	580	3,500	400,000	4,000	50
		都市計畫	125	125	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	697	1,515	657	60	379	6,500	2,500	6,000	770	110,000	9,000	1,000	3,500	2,100	800	580	3,500	400,000	4,000	50
	町村稅	普通	279	617	410	152	500	5,675	2,428	5,826	748	106,810	8,739	971	3,399	2,039	777	563	3,399	388,400	3,884	49
	計	普通	851	2,007	897	212	879	12,175	4,928	11,826	1,518	216,810	17,739	1,971	6,899	4,139	1,577	1,143	6,899	788,400	7,884	99
		都市計畫	125	125	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	976	2,132	1,067	212	879	12,175	4,928	11,826	1,518	216,810	17,739	1,971	6,899	4,139	1,577	1,143	6,899	788,400	7,884	99
外郊	府稅	普通	572	1,390	487	60	379	6,500	2,500	6,000	770	110,000	9,000	1,000	3,500	2,100	800	580	3,500	400,000	4,000	50
		都市計畫	125	125	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	697	1,515	657	60	379	6,500	2,500	6,000	770	110,000	9,000	1,000	3,500	2,100	1,577	580	3,500	400,000	4,000	50
	町村稅	普通	281	640	439	142	968	8,275	3,010	7,224	927	132,440	10,836	1,204	4,214	2,528	963	698	4,214	481,600	4,816	60
	計	普通	853	2,030	926	202	1,347	14,775	5,510	13,224	1,697	242,440	19,836	2,204	7,714	4,628	1,763	1,278	7,714	881,600	8,816	110
		都市計畫	125	125	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	978	2,155	1,096	202	1,347	14,775	5,510	13,224	1,697	242,440	19,836	2,204	7,714	4,628	1,763	1,278	7,714	881,600	8,816	110

備考

1. 本表ハ東京市及郡部ノ府稅ト市町村稅トノ課率ヲ比照セムトスルモノナルモ府稅營業稅ノ大部分及雜種稅中收益稅ノ性質ヲ帶フルモノハ市部ト郡部トノ間課稅標準全ク相異ルヲ以テ本表ニ對照スルヲ得ス則チ市郡共通ノ課稅標準ニ依ルモノノ中比較的主要ト認ムル分ノミヲ揭出スルコトトセリ
2. 本表ハ大正十年度初回決定豫算ニ伴フ賦定率ニ依ル但シ町村稅ニ在リテハ六表東京都市計畫區域市町村稅課率表(其一)ニ揭ケル平均率ヲ採レリ
3. 課稅ハ下記ニ對スルモノヲ示ス

國稅ノ附加稅	國稅一圓ニ對スルモノ
家屋稅及其ノ附加稅	標準個數一個ニ對スルモノ
府稅營業稅及其ノ附加稅	藝妓一人ニ對スルモノ
雜集稅及其ノ附加稅	酌人、船車、屠牛、畜犬　各一單位ニ對スルモノ
	魚菁物市場　賣買金高一萬圓ニ對スルモノ
	採藻　海面百坪ニ對スルモノ
	觀覽　觀覽料一圓ニ對スルモノ

4. 營業營業稅附加稅ハ全區域ヲ通シ殆ト均一ノ負擔ナルニ依リ之ヲ揭ケス東京市ニノミ存スル取引所營業稅附加稅東京市竝ニ南千住町ニノミ存スル鑛業稅附加稅及近郊トシテハ長崎村ニノミ存スル戶數割亦同シ
5. 家屋稅課率ニ付テハ市部ト郡部トノ間標準個數ノ算定ニ差異アリ名義上ノ一個當ヲ直ニ採リ得サルヲ以テ市部ノ 1. ニ對シ郡部 1.25 ノ比例ニ該ルモノト査定シタル上之ニ基キテ郡部ノ課率ヲ改算揭出セリ。其ノ査定ノ理由下記ノ如シ
現行東京府家屋稅賦課規則ハ市部郡部共ニ明治四十五年度ニ改正セラレタルモノニシテ提出原案ハ執レモ宅地ノ等級ニ依リ等差ヲ設ケ之ニ特定ノ乘率ヲ乘シテ個數ヲ算出スルコトトシタルモ府會ニ於テ郡部ハ原案ノ通リ決シ市部ハ制限ヲ附セラレタル宅地ノ地價ニ依リ等差ヲ設クルコトニ修正セリ其ノ提出ノ原案ニ依レハ郡部ハ其ノ乘率ニ於テ最低(宅地三十四級以下)ヲ除クノ外市部ニ比シ各等 .25 ノ高キモノアリ(郡部ニハ八十六級以上ノ乘率市部 3.00 ニシテ郡部 3.25 ナリ)。而テ其ノ當時市部ニ於ケル建物一坪當(構造、階數ニ依ル乘率ヲ乘シタルモノ)平均個數ヲ府會修正ニ基キ算出シタルモノハ最高日本橋區ノ 8 個 58 最低小石川區ノ 1 個 48 全市 2 個 34 ナリ。其ノ後十年ヲ經過シ市內場末ニ於ケル新造家屋增加ノ趨勢個數平均ヲ低下スル傾向アルモ他面中央部ニ於テモ個數增加ヲ需スヘキ舊家屋ノ改增築旺ニ行ハレシヲ以テ結局平均個數ニハ太ナル異動ナキモノト認ム。次ニ又提出原案ニ依ル市內總個數ハ 15,934,200 個ニシテ府會修正ノモノハ 13,562,600 個ナリ、依テ原案ノ修正ニ對スル割合ハ 1.175 ニ當リ此ノ割合ヲ前記市內平均個數 2 個 34 ニ乘シタルモノ則チ 2 個 75 カ郡部ト同シ課稅標準狀態ニ在ルヘキ場合ノ市內平均個數タルモノト想定スルコトヲ得。郡部ニ於ケル建物一坪當平均個數ハ其ノ數地ノ關係等ヨリ市內最低ノ小石川區ヨリモ尙甚分ノ下位ナルヘキ推定ヲ得ヘキモ品川町、南千住町ノ如キハ相當高位ニ在リ勞之ヲ平均 1 個 5 ト推算ス。以上建物一坪當平均市內 2 個 75 郡部 1 個 5 トスルトキ市部ト郡部トニ於テ左ノ差異アルヲ見ル。市部 2 個 75 之ト同等ノ郡部宅地 3.50 其ノ比 市部ヲ 1 トシテ) 1.091 郡部 1 個 5 之ト同等ノ市部宅地 1.25 其ノ比(市部ヲ 1 トシテ) 1.20 右兩數ノ平均ハ 1.145 ナリ。此ノ計算ヨリスレハ同一宅地ニ於テ郡部ハ市部ニ比シ .145 ノ高率トナリ之ト賦課規則原案ト修正トノ差異 .175 ヲ相乘スルトキハ .25375 トナリ結局郡部ハ市部ノ 1 ニ對シ 1.25375 ノ負擔ヲ課セラルルモノト謂ヒ得ルニ至ル。
6. 府稅營業稅(藝妓)及雜種稅中酌人ノ課稅標準ハ市部ト郡部トノ間階級別ニ差違アルモ便宜適當ト認ムルモノヲ比照セリ
7. 雜種稅課目中數階級アルモノハ其ノ代表的ナルヲ採レリ
8. 近郊トハ東京都市計畫區域中東京市ニ近接シ人口比較的稠密ナル三十四町村ヲ指シ外郊トハ殘餘ノ五十町村ヲ指ス

第十表

東京都市計畫區域府市町村稅課率對照表（其二）　大正十一年度

稅別			地租附加稅 宅地	地租附加稅 其ノ他	國稅營業稅附加稅	所得稅附加稅	家屋稅及其ノ附加稅	府稅營業稅及其ノ附加稅 藝妓	雜種稅及其ノ附加稅 酌人	雜種稅及其ノ附加稅 魚市場	雜種稅及其ノ附加稅 日本形船	雜種稅及其ノ附加稅 自用馬車	雜種稅及其ノ附加稅 荷馬車	雜種稅及其ノ附加稅 營業人力車	雜種稅及其ノ附加稅 荷積大車	雜種稅及其ノ附加稅 荷積小車	雜種稅及其ノ附加稅 屠牛	雜種稅及其ノ附加稅 採藻	雜種稅及其ノ附加稅 自轉車	雜種稅及其ノ附加稅 自用自働車	雜種稅及其ノ附加稅 畜犬	雜種稅及其ノ附加稅 觀覽
東京市	府稅	普通	340厘	830厘	290厘	36厘	59厘	6,000厘	1,500厘	3,500厘	450厘	95,000厘	8,000厘	500厘	2,600厘	1,500厘	650厘	400厘	2,800厘	255,000甲	2,500甲	50甲
		都市計畫	125	125	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	**465**	**955**	**460**	**36**	**59**	**6,000**	**1,500**	**3,500**	**450**	**95,000**	**8,000**	**500**	**2,600**	**1,500**	**650**	**400**	**2,800**	**255,000**	**2,500**	**50**
	市稅	普通	308	726	470	156	232	8,100	2,025	4,725	607	157,700	13,280	675	4,992	3,015	878	540	4,760	469,200	3,375	68
		都市計畫	125	125	150	—	—	1,500	375	875	113	23,750	2,000	125	650	375	162	100	700	63,750	625	12
		計	**433**	**851**	**620**	**156**	**232**	**9,600**	**2,400**	**5,600**	**720**	**181,450**	**15,280**	**800**	**5,642**	**3,390**	**1,040**	**640**	**5,460**	**532,950**	**4,000**	**80**
	計	普通	648	1,556	760	192	291	14,100	3,525	8,225	1,057	252,700	21,280	1,175	7,592	4,515	1,528	940	7,560	724,200	5,875	118
		都市計畫	250	250	320	—	—	1,500	375	875	113	23,750	2,000	125	650	375	162	100	700	63,750	625	12
		計	**898**	**1,806**	**1,080**	**192**	**291**	**15,600**	**3,900**	**9,100**	**1,170**	**276,450**	**23,280**	**1,300**	**8,242**	**4,890**	**1,690**	**1,040**	**8,260**	**787,950**	**6,500**	**130**
近郊	府稅	普通	572	1,396	487	60	379	6,000	1,500	6,000	770	110,000	9,000	700	3,500	2,100	800	580	3,500	340,000	4,000	50
		都市計畫	125	125	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	**697**	**1,521**	**657**	**60**	**379**	**6,000**	**1,500**	**6,000**	**770**	**110,000**	**9,000**	**700**	**3,500**	**2,100**	**800**	**580**	**3,500**	**340,000**	**4,000**	**50**
	町村稅	普通	306	666	469	163	520	5,640	1,497	5,988	768	109,780	8,982	698	3,493	2,095	798	578	3,493	349,320	3,992	49
	計	普通	878	2,062	956	223	899	11,640	2,997	11,988	1,538	219,780	17,982	1,398	6,993	4,195	1,598	1,158	6,993	689,320	7,992	99
		都市計畫	125	125	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	**1,003**	**2,187**	**1,126**	**223**	**899**	**11,640**	**2,997**	**11,988**	**1,538**	**219,780**	**17,982**	**1,398**	**6,993**	**4,195**	**1,598**	**1,158**	**6,993**	**689,320**	**7,992**	**99**
外郊	府稅	普通	572	1,396	487	60	379	6,000	1,500	6,000	770	110,000	9,000	700	3,500	2,100	800	580	3,500	340,000	4,000	50
		都市計畫	125	125	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	**697**	**1,521**	**657**	**60**	**379**	**6,000**	**1,500**	**6,000**	**770**	**110,000**	**9,000**	**700**	**3,500**	**2,100**	**800**	**580**	**3,500**	**340,000**	**4,000**	**50**
	町村稅	普通	312	713	497	162	856	7,938	1,767	7,068	907	129,580	10,602	824	4,123	2,473	942	683	4,123	400,520	4,712	58
	計	普通	884	2,109	984	222	1,235	13,938	3,267	13,068	1,677	239,580	19,602	1,524	7,623	4,573	1,742	1,263	7,623	740,520	8,712	108
		都市計畫	125	125	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	**1,009**	**2,234**	**1,154**	**222**	**1,235**	**13,938**	**3,267**	**13,068**	**1,677**	**239,580**	**19,602**	**1,524**	**7,623**	**4,573**	**1,742**	**1,263**	**7,623**	**740,520**	**8,712**	**108**

備考

1. 本表ハ東京市及郡部ノ府稅ト市町村稅トノ課率ヲ比照セムトスルモノナルモ府稅營業稅ノ大部分及雜種稅中收益稅ノ性質ヲ帶フルモノハ市部ト郡部トノ間課稅標準全ク相異ルヲ以テ本表ニ對照スルヲ得ス則チ市郡共通ノ課稅標準ニ依ルモノノ中比較的主要ト認ムル分ノミヲ揭出スルコトトセリ
2. 本表ハ大正十年度初回決定豫算ニ伴フ賦定率ニ依ル但シ町村稅ニ在リテハ六表東京都市計畫區域市町村稅課率表（其一）ニ揭ケル平均率ヲ採レリ
3. 課稅ハ下記ニ對スルモノヲ示ス

國稅ノ附加稅	國稅一圓ニ對スルモノ
家屋稅及其ノ附加稅	標準個數一個ニ對スルモノ
府稅營業稅及其ノ附加稅	藝妓一人ニ對スルモノ
雜集稅及其ノ附加稅	酌人、船車、屠牛、畜犬　各一單位ニ對スルモノ
	魚菁物市場　賣買金高一萬圓ニ對スルモノ
	採藻　海面百坪ニ對スルモノ
	觀覽　觀覽料一圓ニ對スルモノ

4. 賣藥營業稅附加稅ハ全區域ヲ通シ殆ト均一ノ負擔ナルニ依リ之ヲ揭ケス東京市ニノミ存スル取引所營業稅附加稅東京市竝ニ南千住町ニノミ存スル鑛業稅附加稅及近郊トシテハ長崎村ニノミ存スル戶數割亦同シ
5. 家屋稅課率ニ付テハ市部ト郡部トノ間標準個數ノ算定ニ差異アリ名義上ノ一個當ヲ直ニ採リ得サルヲ以テ市部ノ1.25ノ比例ニ該ルモノト査定シタル上之ニ基キテ郡部ノ課率ヲ改算揭出セリ。其ノ査定ノ理由下記ノ如シ
現行東京府家屋稅賦課規則ハ市部郡部共ニ明治四十五年度ニ改正セラレタルモノニシテ提出原案ハ孰レモ宅地ノ等級ニ依リ等差ヲ設ケ之ニ特定ノ乘率ヲ乘シテ個數ヲ算出スルコトトシタルモ府會ニ於テ郡部ノ原案ノ通リ決シ市部ハ制限ヲ附セラレタル宅地ノ地價ニ依リ等差ヲ設クルコトニ修正セリ其ノ提出ノ原案ニ依レハ郡部ハ其ノ乘率ニ於テ最低（宅地三十四級以下）ヲ除クノ外市部ニ比シ各等.25ノ高キモノアリ（郡部ニハ八十六級以上ノ宅地ナシ。八十五級ハ乘率市部3.00ニシテ郡部3.25ナリ）。而テ其ノ當時市部ニ於ケル建物一坪當（構造、階數ニ依ル乘率ヲ乘シタルモノ）平均個數ヲ府會修正ニ基キ算出シタルモノハ最高日本橋區ノ3個58最低小石川區ノ1個48全市2個34ナリ。其ノ後十年ヲ經過シ市內場末ニ於ケル新造家屋增加ノ爲個數平均ヲ低下スル傾向アルモ他面中央部ニ於テモ個數增加ヲ齎スヘキ舊家屋ノ改增築旺ニ行ハレシヲ以テ結局平均個數ニハ大ナル異動ナキモノト認ム。次ニ又提出原案ニ依ル市內總個數ハ15,984,200個ニシテ府會修正ノモノハ13,562,600個ナリ、依テ原案ノ修正ニ對スル割合ハ1.175ニ當リ此ノ割合ヲ前記市內平均個數2個34ニ乘シタルモノ則チ2個75カ郡部ト同シ課稅標準狀態ニ在ルヘキ場合ノ市內平均個數タルモノト想定スルコトヲ得。郡部ニ於ケル建物一坪當平均個數ハ其ノ敷地ノ關係等ヨリ市內最低ノ小石川區ヨリモ尙幾分ノ下位ナルヘキ推定ヲ得ヘキモ品川町、南千住町ノ如キハ相當高位ニ在リ旁之ヲ平均1個5ト推算ス。以上建物一坪當平均市內2個75郡部1個5トスルトキ市部ト郡部トニ於テ左ノ差異アルヲ見ル。市部2個75之ト同等ノ郡部宅地3.00其ノ比（市部ヲ1トシテ）1.091郡部1個5之ト同等ノ市部宅地1.25其ノ比（市部ヲ1トシテ）1.20右兩數ノ平均ハ1.145ナリ。此ノ計算ヨリスレハ同一宅地ニ於テ郡部ハ市部ニ比シ.145ノ高率トナリ之ト賦課規則原案ト修正トノ差異.175ヲ相乘スルトキハ.25375トナリ結局郡部ハ市部ノ1ニ對シ1.25875ノ負擔ヲ課セラルルモノト謂ヒ得ルニ至ル。
6. 府稅營業稅（藝妓）及雜種稅中酌人ノ課稅標準ハ市部ト郡部トノ間階級別ニ差違アルモ便宜適當ト認ムルモノヲ比照セリ
7. 雜種稅課目中數階級アルモノハ其ノ代表的ナルヲ採レリ
8. 近郊トハ東京都市計畫區域中東京市ニ近接シ人口比較的稠密ナル三十四町村ヲ指シ外郊トハ爾餘ノ五十町村ヲ指ス

第十一表

東京都市計畫區域市町村歲出表

(其一)　大正十年度

科目	經常部															臨時部										歲出總計	科目
	役所費	役場費	會議費	土木費	小學校費	補習及實業教育費	傳染病豫防費	汚物掃除費	勸業費	救助費	醫務費	財產費及諸稅還附	基本財產等造成及其繰戻費	市町村債及借入金費	補助及寄附金	其ノ他	豫備費	計	役所費	役場費	土木費	小學校費	傳染病豫防費	汚物掃除費	勸業費	醫務費	基本財產等造成及其繰戻費	市町村債費	補助及寄附金	其ノ他	計		
東京市	2,560,825	114,902		3,852,332	464,755	97,421	979,271	2,408,637	6,334	120,524		109,997				2,780,676	240,900	13,736,575	94,386		2,330,725	84,200	415,669	232,384			201,106	194,451	1,494,603	2,095,658	7,143,222	20,879,797	東京市
區部	14,508	58,704		—	6,580,819	163,107	—	—	—	—		280,805				15,651	125,813	7,238,907	—		—	214,838	—	—			360,366	200,896	28,066	13,596	817,762	8,656,669	區部
計	2,575,333	173,606		3,852,332	7,045,575	260,528	979,271	2,408,637	6,334	120,524		390,802				2,796,327	366,713	20,975,482	94,386		2,330,725	299,038	415,669	232,384			561,472	395,347	1,522,669	2,109,294	7,960,984	28,926,166	計
荏原郡	311,324	5,868		142,696	764,829	27,797	9,756	18,005	2,446	530	21,196	61,789	8,179	114	130	24,339	119,264	1,518,260	5,450		28,773	221,795	20	—	9	390	8,247	107,131	12,834	2,441	387,061	1,905,322	荏原郡
△品川町	35,235	509		17,906	121,175	949	1,611	6,617	250	104	10,615	14,920	—	—	130	1,804	5,284	217,109	—		—	—	—	—	—	—	—	60,952	2,000	—	62,952	280,061	△品川町
△大森町	21,120	759		6,380	49,989	951	459	1,117	200	5	160	2,031	—	14	—	1,671	4,953	89,859	—		—	1,429	—	—	—	—	2,000	34,734	380	—	38,543	128,402	△大森町
羽田町	20,749	264		3,841	35,145	1,484	655	—	105	—	350	1,538	112	—	—	2,865	1,032	68,140	—		790	1,650	—	—	—	—	1,500	3,892	715	221	8,768	76,908	羽田町
△大井町	35,632	745		6,153	100,833	812	1,249	4,069	150	20	3,286	11,640	3,606	—	—	1,740	6,668	176,603	—		27,833	28,000	—	—	—	—	—	—	442	—	56,275	232,878	△大井町
△大崎町	36,078	75		37,191	87,624	4,561	1,565	5,902	250	25	1,239	12,916	1,234	—	—	5,525	74,299	268,484	—		—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	500	268,984	△大崎町
△入新井町	30,293	656		18,081	59,003	615	1,113	300	25	—	2,000	3,443	1,775	—	—	925	2,599	120,827	—		—	69,768	—	—	—	—	925	—	665	500	71,858	192,685	△入新井町
蒲田村	10,844	290		4,699	18,996	258	256	—	30	240	276	1,137	—	—	—	398	791	38,213	—		—	4,700	—	—	—	70	—	—	628	—	5,398	43,611	蒲田村
六郷村	7,651	147		523	12,884	160	99	—	6	10	—	877	150	—	—	216	838	23,561	—		140	—	—	—	—	—	—	—	410	—	550	24,111	六郷村
矢口村	7,292	63		3,058	12,597	309	181	—	—	—	280	438	—	—	—	140	4,048	28,406	—		—	—	—	—	—	—	—	—	660	500	1,160	29,566	矢口村
調布村	6,640	192		3,557	10,993	385	237	—	45	20	255	389	573	—	—	280	1,034	24,600	5,000		—	—	—	—	—	—	1,000	—	570	—	6,570	31,170	調布村
池上村	8,204	240		1,850	19,426	841	142	—	15	10	294	800	9	—	—	300	3,209	35,340	—		—	—	—	—	—	—	—	—	1,100	—	1,100	36,440	池上村
馬込村	4,872	48		872	9,963	180	74	—	20	20	128	355	—	—	—	87	859	17,476	350		—	100	—	—	—	—	420	—	200	—	1,070	18,546	馬込村
平塚村	17,506	448		3,074	42,691	2,266	289	—	590	15	—	1,605	—	—	—	963	1,445	70,892	—		—	—	—	—	—	300	—	—	530	—	830	71,722	平塚村
△目黒町	22,675	576		23,568	65,215	6,651	777	—	180	30	1,014	6,142	—	—	—	2,230	3,917	132,976	—		—	35,695	—	—	—	—	—	5,023	100	—	40,818	173,794	△目黒町
碑衾村	6,254	144		2,340	18,089	2,402	286	—	80	—	420	527	100	—	—	320	800	31,761	—		—	—	—	—	—	—	—	—	615	—	615	32,376	碑衾村
駒澤村	9,496	317		1,550	19,303	1,520	95	—	150	1	231	903	—	—	—	738	1,892	36,186	—		—	—	20	—	—	—	2,100	30	690	932	3,772	39,958	駒澤村
世田ヶ谷村	13,781	266		3,722	40,561	798	307	—	—	30	195	1,012	—	100	—	2,777	3,592	67,141	100		—	76,618	—	—	—	—	—	2,500	770	288	80,276	147,417	世田ヶ谷村
玉川村	12,316	71		3,236	32,733	2,085	301	—	270	—	346	800	620	—	—	812	1,578	55,173	—		10	—	—	—	—	—	—	—	1,329	—	1,339	56,513	玉川村
松澤村	4,686	60		1,095	7,604	570	71	—	80	—	107	266	—	—	—	548	426	15,513	—		—	3,835	—	—	—	—	502	—	530	—	4,667	20,180	松澤村
豐多摩郡	285,698	6,868		113,882	730,571	2,065	16,082	27,698	322	442	12,294	83,861	53	2,175	—	26,945	29,995	1,338,950	250		44,299	117,292	—	3,000	—	—	7,278	109,088	56,330	20,041	357,578	1,696,528	豐多摩郡
△淀橋町	42,066	1,243		15,375	110,109	—	2,355	2,428	—	10	1,448	12,120	—	—	—	3,205	5,761	196,123	—		—	—	—	—	—	—	—	20,744	320	185	21,249	217,369	△淀橋町
△中野町	21,228	471		3,483	51,432	—	1,748	833	23	21	115	6,583	—	—	—	578	4,783	91,343	—		—	7,034	—	—	—	—	—	22,930	386	46	30,396	121,738	△中野町
△千駄ヶ谷町	35,768	1,540		5,405	87,478	—	3,002	3,659	1	200	1,086	10,702	—	2,000	—	2,105	2,211	155,157	—		—	3,694	—	—	—	—	—	6,306	821	500	11,321	166,478	△千駄ヶ谷町
△渋谷町	78,035	595		43,431	220,350	824	4,026	13,818	10	15	4,170	21,643	—	—	—	8,209	4,543	399,713	—		43,150	65,900	—	—	—	—	—	23,070	50,171	18,796	201,087	600,800	△渋谷町
△大久保町	18,533	630		6,971	63,269	—	2,146	790	—	18	1,875	8,232	—	125	—	2,734	1,294	106,616	—		—	—	—	3,000	—	—	—	9,432	795	92	13,319	119,935	△大久保町
△戸塚町	21,945	158		10,600	45,876	—	405	5,501	—	6	1,030	7,275	—	—	—	4,615	4,760	102,471	—		—	—	—	—	—	—	4,229	14,176	637	—	19,042	121,513	△戸塚町
△落合村	10,651	217		5,305	19,421	—	556	—	52	65	150	2,593	—	—	—	530	593	40,183	—		—	40,464	—	—	—	—	1,000	2,138	110	—	43,712	83,895	△落合村
△代々幡町	22,825	495		5,065	58,033	295	558	674	—	5	660	6,625	—	—	—	2,499	1,557	99,292	—		—	—	—	—	—	—	—	10,292	146	—	10,438	109,730	△代々幡町
野方村	8,223	515		4,884	18,225	120	355	—	—	50	560	1,855	—	50	—	661	1,000	36,495	—		—	—	—	—	—	—	550	—	380	—	930	37,428	野方村
和田堀内村	5,495	97		1,397	11,184	67	156	—	16	9	175	1,295	53	—	—	479	450	20,873	—		—	—	—	—	—	—	499	—	510	—	1,009	21,882	和田堀内村
杉並村	6,196	127		3,520	15,861	—	213	—	—	70	—	657	1,700	—	—	375	701	29,420	—		—	—	—	—	—	—	—	—	680	—	680	30,100	杉並村
井荻村	7,591	97		4,651	15,068	388	282	—	30	3	238	1,670	—	—	—	450	1,637	32,095	250		1,149	—	—	—	—	—	—	—	660	422	2,481	34,576	井荻村
高井戸村	7,142	388		3,745	14,225	371	281	—	120	40	130	1,567	—	—	—	455	705	29,164	—		—	200	—	—	—	—	1,000	—	720	—	1,920	31,084	高井戸村
北豐島郡	364,613	6,393		128,524	963,184	8,291	20,374	65,855	153	229	30,838	108,260	4,821	39,329	—	40,612	55,602	1,837,071	35,105		55,063	311,751	15,457	—	20	1,390	20,624	175,167	14,215	1,086	627,789	2,464,861	北豐島郡
△板橋町	19,756	135		3,445	46,801	—	325	2,143	—	—	2,800	2,504	—	—	—	1,515	1,520	80,944	—		—	5,000	805	—	—	—	—	12,525	970	—	19,300	100,244	△板橋町
△南千住町	44,878	317		28,000	131,818	1,183	6,708	20,335	5	37	9,902	30,914	100	—	—	11,035	5,080	290,311	—		16,778	45,800	6,000	—	—	—	—	66,413	800	—	135,791	426,102	△南千住町
△岩淵町	12,620	208		5,712	31,426	439	634	—	10	4	589	2,483	—	—	—	1,746	5,898	61,760	—		1,136	—	—	—	—	—	—	13,120	600	—	14,856	76,616	△岩淵町
△巣鴨町	30,932	259		10,000	57,257	192	1,220	1,631	—	1	1,611	4,350	—	—	—	4,091	2,456	113,910	—		—	10,000	—	—	—	—	—	8,100	600	—	18,700	132,610	△巣鴨町
△王子町	38,654	749		11,835	139,453	1,456	1,366	10,036	—	17	2,989	12,804	380	—	—	4,640	5,614	229,993	—		7,489	—	3,170	—	—	1,000	17,000	338	605	556	30,158	260,151	△王子町
△滝野川町	43,918	402		6,200	117,927	293	2,040	—	16	5	3,862	6,805	50	—	—	3,130	5,466	189,673	—		—	50,000	—	—	—	—	—	29,980	1,900	—	81,880	271,553	△滝野川町
△日暮里町	24,261	522		16,650	71,502	578	2,482	13,243	40	15	3,258	22,317	88	29,189	—	6,310	4,176	194,631	—		—	—	—	—	—	—	—	—	355	—	355	194,986	△日暮里町
志村	6,795	100		7,036	19,898	—	108	—	—	1	—	801	52	—	—	320	990	36,100	—		3,667	12,000	150	—	—	—	—	168	2,200	—	18,185	54,285	志村
△高田町	18,948	950		10,800	63,879	445	230	800	5	22	2,290	4,265	50	—	—	949	9,403	113,038	1,600		2,806	49,800	1,452	—	—	—	—	2,650	270	—	58,578	171,614	△高田町
上練馬村	6,365	120		900	19,660	408	—	—	—	3	—	831	100	—	—	288	3,990	32,665	—		4,135	4,210	750	—	—	10	200	—	—	540	300	10,145	42,810	上練馬村
赤塚村	5,525	104		600	17,745	353	104	—	25	10	—	950	—	—	—	75	724	26,214	—		6,992	—	30	—	—	—	—	3,330	950	30	11,332	37,546	赤塚村
石神井村	3,584	332		1,500	20,301	764	371	—	10	4	200	983	100	—	—	251	770	34,170	828		3,057	—	—	—	—	—	—	—	956	—	4,833	39,003	石神井村
△三河島町	20,645	516		15,000	41,088	608	2,170	—	—	3	1,290	5,802	50	—	—	446	1,820	89,438	32,150		—	—	—	—	—	—	—	31,780	350	200	64,480	158,918	△三河島町
△尾久村	9,607	435		3,000	14,902	167	1,150	—	—	—	809	4,143	3,250	—	—	704	1,700	39,867	—		—	300	—	—	—	—	3,624	—	130	—	4,054	43,921	△尾久村
△西巣鴨町	45,680	757		4,500	110,025	459	215	17,667	18	63	1,312	5,207	101	10,115	—	3,836	3,023	202,978	380		3,665	128,318	3,100	—	10	—	—	—	980	—	136,333	339,311	△西巣鴨町
上板橋村	4,879	89		103	12,209	108	276	—	—	2	100	424	—	—	—	158	500	18,848	150		2,289	—	—	—	—	—	—	2,255	330	—	5,024	23,872	上板橋村
下練馬村	6,835	156		360	15,393	176	206	—	4	10	100	958	300	—	—	766	981	26,249	—		2,306	4,623	—	—	—	—	—	—	490	—	7,419	33,669	下練馬村
△長崎村	9,029	26		830	10,357	290	460	—	10	20	106	622	—	—	—	134	220	19,104	—		500	1,400	—	—	—	100	—	—	415	—	2,415	21,519	△長崎村
中新井村	4,533	40		365	6,976	80	128	—	10	10	60	400	200	25	—	135	276	13,238	—		243	—	—	—	—	—	—	—	280	—	523	13,761	中新井村
大泉村	5,169	116		1,688	14,563	292	181	—	—	2	60	697	—	—	—	174	1,000	23,942	—		—	300	—	—	—	—	—	2,508	620	—	3,428	27,370	大泉村
南足立郡	87,738	2,238		36,929	172,785	2,928	2,703	7,872	208	149	10,261	32,561	10,344	—	—	11,361	12,876	391,010	—		5,060	895	—	—	—	—	7,833	23,660	22,086	1,120	60,655	451,664	南足立郡
△千住町	35,108	624		24,460	93,670	1,628	1,079	7,872	48	46	7,805	26,395	1,377	—	—	6,204	7,519	213,835	—		—	—	—	—	—	—	1,445	17,969	570	200	20,184	234,019	△千住町
西新井村	8,095	487		743	12,027	174	320	—	45	23	716	691	221	—	—	213	487	24,341	—		—	—	—	—	—	—	5,000	25	180	300	5,505	29,846	西新井村
江北村	6,991	234		1,926	13,746	184	228	—	65	3	15	880	601	—	—	134	986	25,992	—		—	—	—	—	—	—	211	780	20,305	—	21,296	47,287	江北村
舍人村	3,601	90		1,685	4,420	36	156	—	—	—	131	614	1,202	—	—	79	387	12,402	—		—	—	—	—	—	—	10	—	80	—	90	12,492	舍人村
淵江村	4,636	134		807	7,520	81	154	—	—	—	251	734	169	—	—	174	571	15,231	—		—	—	—	—	—	—	662	—	160	—	822	16,053	淵江村
梅島村	6,718	227		1,982	9,292	200	155	—	50	13	909	698	4,218	—	—	3,505	900	28,867	—		5,960	—	—	—	—	—	—	—	30	190	400	5,686	34,553	梅島村
綾瀬村	4,939	87		613	6,047	155	189	—	—	5	10	525	534	—	—	235	772	14,182	—		—	—	—	—	—	—	—	—	97	—	97	14,279	綾瀬村
東淵江村	6,471	165		600	9,725	160	160	—	—	12	60	653	220	—	—	167	553	18,945	—		—	896	—	—	—	—	505	4,800	170	—	6,371	25,316	東淵江村
花畑村	7,515	134		1,908	11,717	130	184	—	—	43	96	964	1,358	—	—	430	451	24,930	—		—	—	—	—	—	—	—	50	226	170	446	25,376	花畑村
伊興村	3,934	116		2,205	4,621	130	87	—	—	4	268	407	444	—	—	70	250	12,285	—		—	—	—	—	—	—	—	—	198	50	158	12,443	伊興村
南葛飾郡	219,008	4,395		153,411	535,956	9,873	6,767	14,063	193	351	23,669	82,272	30,798	21,634	2,545	14,931	23,992	1,143,827	11,217		20,703	18,064	—	—	—	—	8,940	26,634	7,346	8,186	101,089	1,244,916	南葛飾郡
新宿町	1,587	84		1,151	5,525	140	66	—	—	20	612	824	—	—	—	141	717	13,868	—		—	13,000	—	—	—	—	—	98	992	—	14,088	27,956	新宿町
△亀戸町	45,860	692		26,160	75,803	1,131	781	7,187	—	28	4,649	19,296	533	—	—	1,275	3,542	186,985	—		18,161	—	—	—	—	—	8,000	25,250	650	—	52,061	239,045	△亀戸町
△大島町	20,412	365		32,072	110,151	2,015	360	2,928	29	30	1,260	8,598	690	—	800	1,270	5,249	186,229	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	186,229	△大島町
△吾嬬町	24,450	520		22,770	74,523	518	885	2,330	—	85	9,592	20,382	500	—	—	2,725	1,852	161,142	—		—	—	—	—	—	—	—	—	1,100	1,199	2,299	163,441	△吾嬬町
△小松川町	11,995	237		5,687	28,522	440	164	—	—	4	439	4,134	—	—	300	1,276	1,298	54,495	—		—	3,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,000	57,495	△小松川町
松江村	8,113	200		4,494	22,257	649	269	—	—	6	514	866	50	—	—	379	1,529	39,326	—		—	—	—	—	—	—	—	—	710	—	710	40,036	松江村
瑞江村	5,278	115		1,427	15,035	362	156	—	5	10	300	678	500	—	—	217	1,000	25,185	—		2,326	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,326	27,511	瑞江村
葛西村	6,688	99		14,594	16,548	494	285	—	15	5	25	918	59	—	—	777	662	41,076	10,600		—	—	—	—	—	—	—	50	380	1,441	12,471	53,547	葛西村
鹿本村	4,124	62		670	7,487	272	56	—	5	—	—	360	100	—	—	89	407	13,866	3		—	—	—	—	—	—	—	1,238	150	—	1,391	15,257	鹿本村
△寺島村	15,195	301		14,371	35,749	534	1,325	—	10	—	1,428	8,707	—	3,923	650	3,996	852	87,044	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	87,044	△寺島村
本田村	7,018	101		500	13,615	168	235	—	65	—	588	501	500	11,811	510	404	745	39,759	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39,759	本田村
龜青村	5,845	161		2,600	6,933	142	165	—	—	—	140	409	—	2,900	—	295	537	19,527	—		—	—	—	—	—	—	—	—	1,140	—	1,140	20,667	龜青村
南綾瀬村	5,221	159		1,911	7,665	389	67	—	—	12	104	298	—	—	—	147	496	16,452	—		—	97	—	—	—	—	160	—	238	—	495	16,947	南綾瀬村
篠崎村	4,101	77		—	7,172	96	101	—	13	15	150	293	—	—	—	55	152	12,225	—		—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	10	12,235	篠崎村
小岩村	6,430	104		1,000	11,839	614	120	—	—	—	395	409	—	—	—	170	325	21,406	—		—	—	—	—	—	—	—	—	510	—	510	21,916	小岩村
金町村	4,178	118		416	9,055	126	104	—	5	6	—	389	450	—	—	155	307	15,309	60		—	—	—	—	—	—	500	—	30	—	590	15,899	金町村
水元村	3,057	85		619	5,749	94	82	—	21	2	39	449	250	—	285	160	394	11,316	—		—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	10	11,326	水元村
奥戸村	5,335	183		1,633	15,756	501	155	—	—	—	297	799	—	—	—	264	534	25,747	—		—	—	—	—	—	—	280	—	440	—	720	26,467	奥戸村
△隅田村	11,939	149		3,734	23,737	—	890	—	25	5	1,656	4,449	23,176	—	—	442	894	71,096	—		—	—	—	—	—	—	—	—	430	5,546	5,976	77,072	△隅田村
△砂町	18,579	573		18,172	42,832	1,210	507	1,618	—	125	1,481	9,573	3,940	—	—	664	2,500	101,774	554		221	1,967	—	—	—	—	—	—	550	—	3,292	105,067	△砂町
北多摩郡	9,684	393		120	28,000	449	198	—	79	6	165	2,878	100	—	—	325	2,400	44,775	—		4,563	3,100	129	—	—	—	500	—	1,745	—	10,036	54,811	北多摩郡
砧村	4,911	74		120	12,631	449	128	—	—	—	165	1,292	—	—	—	142	400	20,311	—		900	100	—	—	—	—	500	—	760	—	2,260	22,571	砧村
千歳村	4,773	319		—	15,369	—	70	—	79	6	—	1,586	100	—	—	183	2,000	24,464	—		3,663	3,000	129	—	—	—	—	—	985	—	7,776	32,240	千歳村
郡部計 近郊(△印)	931,550	17,799		468,362	2,461,278	29,244	46,580	133,493	1,357	1,032	87,476	330,666	40,950	45,366	1,740	94,717	193,299	4,885,003	34,684		121,739	547,569	14,527	3,090	10	1,100	38,223	417,922	68,522	27,820	1,275,216	6,160,219	近郊(△印) 郡部
外郊	316,495	8,436		107,200	734,047	22,159	9,320	—	2,044	675	10,947	40,955	13,345	17,883	935	23,766	50,833	1,388,893	17,339		36,727	125,329	1,079	—	80	500	15,199	21,758	46,028	5,054	263,992	1,657,882	外郊
合計	1,278,045	26,215		575,562	3,195,325	51,403	55,880	133,493	3,401	1,707	98,423	371,621	54,295	63,252	2,675	118,483	244,129	6,273,893	52,023		158,466	672,898	15,606	3,090	90	1,600	53,422	439,680	114,550	32,874	1,544,268	7,818,102	合計
市區郡部總計	3,853,378	199,821		4,427,834	10,240,400	311,931	1,035,151	2,542,130	9,735	122,231	98,423	762,423	54,295	63,252	2,675	2,914,810	610,842	27,249,375	146,409		2,489,191	971,936	431,275	235,384	90	1,600	614,894	835,027	1,637,219	2,142,168	9,505,192	36,754,568	市區郡部總計

備考

1. 本表ハ大正十年度普通會計初回決定豫算ニ依ル。村學區歲計アルモノハ之ヲ併算ス
2. 町村別集計額ト其ノ表示合計額トノ間ニ往々數圓ノ差アルモノ存スルハ各圓位未滿四捨五入ノ關係ニ由ル
3. 東京市カ其ノ區ニ交付スル交付金、神助金中區歲入豫算ニ計上セル額及村歲入ヨリ當該學區歲計ニ繰入ルル金額ハ重複表示ナラシメサル爲其ニ之ヲ控除ス但シ交付金中小學校完成費金交付金ハ其ノ性質上費付金ト看做ンタリ
4. 表示歲出科目ハ主トシテ町村共通ノ數ニ依レリ從テ東京市ノ如キ特殊ノ科目ヲ存スルコト多キモノニ在リテハ全額著シク大ナルモノモ便宜其ノ他ニ包含セシメタリ。而テ各區部ノ內容ヲ通覽スルニ同種ノ費目ニシテ所屬ノ部又ハ款ヲ異ニスルモノ勘カラス本表ニ於テハ經常臨時兩部ノ區分ハ總テ當該豫算ニ依リタリト雖モ同一部內ニ在リテハ豫算計上科目ニ關ハラス成ル可ク內容ニ從テ本表ノ表示科目ニ適合セシムルコトトセリ
5. 各科目ノ主タル內容下記ノ如シ
   - 役所費……市區役所又ハ町村役場ニ關スル給料其ノ他諸給與、需用費、營繕修繕費等。其ノ臨時部ニ屬スルモノハ廳舍建築又ハ大營繕費ノ類ヲ主トス
   - 會議費……市區町村會ニ關スル諸費
   - 土木費……道路、橋梁、溝渠等ノ新設、維持、改良諸費
   - 小學校費……尋常高等小學校、夜學校ノ諸費(東京市ノ區ニ在リテハ幼稚園費ヲ含ム)。其ノ臨時部ニ屬スルモノハ學校建築又ハ增改築費ノ類ヲ主トス
   - 補習及實業教育費……各種補習學校ノ諸費ヲ主トシ實業學校費(實科女學校費ヲ含ムハ東京市及目黒村ニノミ存ス
   - 傳染病豫防費……傳染病豫防法ニ依ル病院、消毒等ノ諸費及トラホーム、流行性感冒豫防ニ關スル諸費。東京市ニ在リテハ檢疫所經費ヲモ含ム
   - 汚物掃除費……汚物掃除法ニ依ル諸費及公共便所等ノ諸費
   - 勸業費……農商工勸長、獸疫豫防諸費
   - 救助費……窮民、罹災ニ對スル救助諸費
   - 醫務費……消防ニ關スル諸費
   - 財產費及諸稅還附……建物保險料其ノ他各種財產管理費、諸公課、郡及組合費分擔金等
   - 基本財產等造成及其ノ繰戻費……基本財產、各種積立金等ノ造成費及其ノ補填繰戻費等
   - 市町村債及借入金費……市町村債、借入金、運用金ノ元利金等
   - 補助及寄附金……各種產業組合、軍人會、青年會、衛生組合、敎育會等ニ對スルモノ
   - 其ノ他……雜費金、神社費、過年度支出、墓地費、公金取扱費等。尙東京市ニ在リテハ經常部ニ關シ其儘歲出ニ算入スルヲ適當ト認メタル左記ノ諸費ヲ含ム
     - 臨時部ニ屬スルモノ
       - 土木費……道路橋梁費(1,730,773圓)
       - 補助金……東京市電氣鐵道補助金(1,973,612圓)
       - 其ノ他……東京市電氣鐵道補助金(1,973,612圓)
     - 經常部ニ屬スルモノ
       - 役所費……東京市電氣鐵道補助金(136,306圓)
       - 其ノ他……東京市電氣鐵道補助金(22,114圓)
       - 豫備費……東京市電氣鐵道補助金(50,000圓)
6. 大正十年度東京市特別會計中其ノ資源ヲ主トシテ市稅ニ仰グモノニ付市計畫事業費及社會事業費ノ普通會計中ニテ經理セル大正十一年度ノ比照ニ資スル爲右特別會計ニ屬スルモノヲ掲クレハ下表ノ如シ但シ都市計畫事業費ニ在リテハ經常部及臨時部ノ區分存セサルモ本表ニハ便宜其ノ內容ニ從ヒ之ヲ分別セリ

科目	經常部					臨時部					歲出總計
	役所費	社會事業費	財產費及諸稅還附	其ノ他	豫備費	計	土木費	社會事業費	市債費	補助金	其ノ他	計	
都市計畫事業費	136,306	—	49,630	22,114	50,000	258,050

第十二表

東京都市計畫區域市町村歳出表

(其二)　大正十一年度

科目	経常部															臨時部											歳出總計	科目
	役所役場費	會議費	土木費	小學校教育費	補習及實業教育費	傳染病豫防費	汚物掃除費	勸業費	社會事業及救助費	醫備費	財産費及諸稅負擔	基本財産等造成其ノ繰戻費	市町村債及借入金費	補助及寄附金	其ノ他	臨備費	計	役所役場費	土木費	小學校教育費	補習及實業教育費	傳染病豫防費	汚物掃除費	勸業費	社會事業及救助費	醫備費	基本財産等造成及其ノ繰戻費	市町村債及借入金費	補助及寄附金	其ノ他	計		
東京市 市區	3,485,856	144,578	5,822,269	6,131,980	134,236	993,460	2,029,120	34,804	803,697	—	119,474	—	—	—	1,872,478	300,000	21,871,952	219,584	19,243,525	646,835	—	382,199	563,835	32,755	77,480	—	245,067	2,215,723	3,016,356	876,269	27,519,633	49,391,585	市區 東京市
東京市 郡	16,365	77,939	—	1,637,774	201,020	—	—	—	—	—	308,604	—	—	—	27,354	118,728	2,387,785	—	—	1,089,850	—	—	—	—	—	—	358,647	282,752	26,894	6,103	1,764,246	4,152,031	郡
東京市 計	3,502,221	222,517	5,822,269	7,769,754	335,256	993,460	2,029,120	34,804	803,697	—	428,078	—	—	—	1,899,832	418,728	24,259,737	219,584	19,243,525	1,736,685	—	382,199	563,835	32,755	77,480	—	603,714	2,498,480	3,043,250	882,372	29,283,879	53,543,616	計
荏原郡	362,397	6,439	206,277	913,760	29,640	11,615	21,263	2,121	610	37,072	77,615	18,377	11,605	155	21,367	60,960	1,783,672	69,900	57,770	109,974	500	20	1,000	170	—	39,500	19,224	191,747	16,426	6,777	513,007	2,295,678	荏原郡
△品川町	48,741	576	26,332	135,038	1,308	2,329	6,969	200	124	7,828	16,287	—	—	155	1,809	7,667	250,361	1,500	—	—	—	—	—	—	—	6,500	—	97,052	900	1,320	107,272	357,633	△品川町
△大森町	26,221	652	6,772	56,752	1,126	664	1,754	300	5	260	2,680	1,385	5	—	1,667	4,339	104,533	—	3,500	2,056	—	—	1,000	—	—	—	6,000	31,258	2,795	222	46,830	151,413	△大森町
羽田町	21,904	354	4,953	38,104	1,553	655	—	105	—	350	1,820	1,707	—	—	2,457	2,200	76,162	—	935	—	—	—	—	100	—	—	—	3,560	1,244	1,250	7,089	83,251	羽田町
△大井町	41,495	588	15,449	114,557	692	1,209	3,940	190	20	12,052	14,984	3,312	—	—	1,660	5,694	215,842	150	24,063	49,494	—	—	—	—	—	—	600	—	630	—	74,937	290,779	△大井町
△大崎町	42,479	695	41,857	118,692	5,225	1,565	6,000	250	25	9,995	18,774	7,074	—	—	1,445	9,111	263,187	—	—	—	—	—	—	—	—	32,500	—	27,844	600	—	60,944	324,131	△大崎町
△入新井町	37,575	838	42,994	86,255	615	1,016	2,600	10	—	2,500	4,642	1,748	—	—	1,055	5,060	186,909	40,500	—	—	—	—	—	—	—	—	5,425	8,000	965	350	55,240	242,149	△入新井町
蒲田村	12,925	290	10,000	25,180	312	265	—	30	240	306	1,257	—	—	—	308	1,200	52,352	650	—	29,830	—	—	—	70	—	—	—	1,360	630	3,030	35,570	87,922	蒲田村
六郷村	8,464	147	1,253	12,954	160	109	—	6	—	—	958	140	—	—	241	2,522	26,953	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	390	—	390	27,343	六郷村
矢口村	7,572	62	2,790	13,489	438	175	—	—	—	360	438	—	—	—	140	5,062	30,526	—	—	13,049	—	—	—	—	—	—	—	3,240	1,079	255	17,623	48,149	矢口村
調布村	7,029	129	3,215	13,409	391	213	—	35	20	255	340	478	—	—	230	500	26,294	10,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	630	—	10,630	36,924	調布村
池上村	8,148	140	2,000	22,460	942	142	—	15	10	294	800	9	—	—	300	6,983	42,244	16,800	—	—	500	—	—	—	—	—	—	—	1,138	—	18,438	60,681	池上村
馬込村	5,785	46	2,000	12,369	280	74	—	20	20	198	360	—	—	—	114	467	21,753	300	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	300	—	1,260	22,993	馬込村
平塚村	20,105	357	3,074	58,310	2,085	289	—	100	15	—	1,957	—	—	—	1,213	1,260	88,765	—	3,000	—	—	—	—	—	—	500	—	14,880	480	—	18,860	107,625	平塚村
△目黒町	24,752	595	25,665	72,291	6,723	1,180	—	180	30	1,260	7,841	—	—	—	4,157	1,000	145,673	—	26,262	—	—	—	—	—	—	—	360	4,523	300	—	31,085	176,757	△目黒町
碑衾村	6,472	144	3,340	17,081	2,402	286	—	80	—	420	632	100	—	—	370	800	32,126	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,500	—	865	—	6,365	38,491	碑衾村
駒澤村	11,276	317	1,511	22,150	1,655	111	—	200	1	279	1,076	—	—	—	733	2,046	41,355	—	—	—	—	20	—	—	—	—	—	30	770	250	1,070	42,425	駒澤村
玉川村	15,495	266	7,106	49,938	942	315	—	—	100	195	1,515	400	11,600	—	2,777	2,978	93,597	—	—	14,990	—	—	—	—	—	—	—	—	800	—	15,790	109,387	玉川村
松澤村	15,601	161	4,025	36,238	2,231	340	—	320	—	415	948	2,024	—	—	386	1,618	64,307	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,330	—	1,340	65,647	松澤村
	5,358	82	1,941	8,543	590	78	—	80	—	107	306	—	—	—	165	453	17,703	—	—	255	—	—	—	—	—	—	1,339	—	580	100	2,274	19,978	
豊多摩郡	326,350	8,013	171,727	897,698	2,801	16,051	31,725	317	10,781	22,941	79,487	470	2,024	—	44,930	41,747	1,657,062	10,356	79,520	45,195	—	220	—	110	14,114	1,200	8,476	185,985	8,105	41,840	395,121	2,052,183	豊多摩郡
△淀橋町	45,288	1,347	26,470	137,598	—	1,990	2,495	—	3,873	8,515	12,020	—	—	—	3,900	4,125	247,621	—	—	6,500	—	—	—	—	4,764	1,200	—	11,650	720	750	25,584	273,205	△淀橋町
△中野町	26,105	391	9,146	81,616	—	1,778	1,345	15	20	230	2,385	—	—	—	8,928	4,821	136,775	—	—	20,700	—	—	—	—	—	8,000	21,065	550	—	50,315	187,090	△中野町
△千駄ヶ谷町	38,798	1,540	12,829	104,413	—	2,045	4,718	1	200	3,991	11,421	—	2,024	—	6,595	5,233	193,808	3,930	—	3,401	—	—	—	—	—	—	—	19,207	871	500	27,909	221,717	△千駄ヶ谷町
△澁谷町	93,884	1,057	52,606	253,737	1,066	5,172	15,085	10	6,492	4,570	23,081	—	—	—	7,066	6,975	479,801	6,426	79,486	14,194	—	220	—	—	9,350	—	—	45,996	820	40,550	197,042	667,843	△澁谷町
△大久保町	21,556	630	8,000	76,741	—	2,270	690	—	18	1,075	5,802	—	—	—	3,859	2,036	122,677	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,800	796	—	31,596	154,273	△大久保町
△戸塚町	22,893	466	10,000	51,210	—	336	6,718	—	6	1,162	7,093	—	—	—	7,465	8,454	115,792	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,640	637	—	14,277	130,069	△戸塚町
△落合村	12,893	240	13,007	27,274	—	462	—	52	65	430	2,212	—	—	—	572	1,516	58,723	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,820	150	—	7,970	66,693	△落合村
△代々幡町	25,873	408	10,290	74,749	305	719	674	—	5	1,260	7,186	—	—	—	3,454	2,133	127,056	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,267	296	—	16,563	143,619	△代々幡町
野方村	8,950	780	12,030	26,472	144	355	—	—	50	410	1,892	250	—	—	761	1,000	53,094	—	—	—	—	—	—	110	—	—	—	11,335	390	30	11,865	64,959	野方村
和田堀内村	6,220	182	1,730	11,877	67	156	—	149	9	175	1,295	85	—	—	492	450	22,887	—	—	—	—	—	—	—	—	—	476	—	670	—	1,146	24,033	和田堀内村
杉並村	7,899	351	4,815	19,438	—	247	—	—	—	657	1,700	135	—	—	490	1,855	37,587	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	585	—	585	38,172	杉並村
井荻村	8,883	238	6,056	16,221	848	286	—	30	3	296	1,693	—	—	—	683	2,417	37,654	—	34	—	—	—	—	—	—	—	—	—	900	10	944	38,598	井荻村
高井戸村	7,108	383	4,748	16,352	371	241	—	60	40	180	1,707	—	—	—	665	732	32,587	—	—	400	—	—	—	—	—	—	—	8,205	720	—	9,325	41,912	高井戸村
北豊島郡	461,752	8,657	218,177	1,182,974	14,506	21,930	81,487	204	347	60,111	137,367	1,242	81,231	1,300	39,871	74,351	2,385,503	13,735	183,365	421,577	—	9,272	—	20	—	14,160	32,549	132,409	18,460	2,850	893,397	3,278,900	北豊島郡
△板橋町	22,261	135	4,405	52,899	—	335	1,944	—	—	2,678	3,153	—	—	—	2,697	1,403	91,910	—	—	—	—	805	—	—	—	2,300	—	14,237	1,620	—	18,962	110,872	△板橋町
△南千住町	53,993	382	29,614	165,433	1,548	8,049	23,003	5	37	15,022	35,388	100	—	1,300	14,130	8,775	357,777	—	89,395	7,145	—	—	—	—	—	—	—	28,705	—	800	126,045	483,822	△南千住町
△岩淵町	18,400	168	12,950	42,269	495	710	—	30	10	989	2,665	—	—	—	2,075	3,629	84,390	353	1,848	1,696	—	—	—	—	—	—	520	8,950	1,850	—	15,217	99,607	△岩淵町
△巣鴨町	41,846	511	30,000	80,456	258	1,025	900	—	1	3,625	5,300	—	—	—	5,661	1,748	171,331	—	—	—	—	—	—	—	—	3,750	—	14,630	600	—	18,980	190,311	△巣鴨町
△王子町	46,206	950	16,056	158,773	1,583	1,126	11,668	—	17	3,565	11,368	—	—	—	3,650	8,156	263,118	—	42,474	3,700	—	3,305	—	—	—	2,800	—	47,800	1,005	1,359	102,443	365,561	△王子町
△瀧野川町	54,985	488	15,200	146,314	337	2,115	2,992	16	5	3,456	8,610	50	—	—	1,356	8,066	243,990	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46,260	2,100	—	48,660	292,650	△瀧野川町
△日暮里町	35,260	1,244	25,038	86,526	622	2,232	18,324	30	100	20,548	29,322	89	27,287	—	3,686	7,012	257,320	—	—	4,134	—	—	—	—	—	—	20,000	—	595	—	24,729	282,049	△日暮里町
志村	6,896	100	2,036	20,657	—	108	—	—	1	—	801	52	—	—	320	1,082	32,052	—	3,040	32,000	—	150	—	—	—	—	—	168	1,500	—	36,858	68,910	志村
△高田町	22,049	950	10,800	69,660	880	440	700	5	22	4,326	4,585	50	—	—	951	8,119	123,537	—	9,456	141,712	—	2,022	—	—	—	—	—	3,948	520	—	157,658	281,195	△高田町
上練馬村	7,080	120	2,000	15,355	4,934	—	—	—	3	—	835	100	—	—	213	4,559	35,199	—	565	1,100	—	770	—	10	—	260	—	—	660	206	3,601	38,800	上練馬村
赤塚村	6,410	104	600	18,664	353	104	—	35	10	—	950	—	—	—	635	700	28,564	—	3,058	—	—	30	—	—	—	—	—	3,238	1,000	85	7,411	35,975	赤塚村
石神井村	8,603	338	1,500	20,675	860	371	—	10	4	200	983	100	—	—	251	687	34,582	—	7,655	—	—	—	—	—	—	—	—	6,275	850	400	14,780	49,362	石神井村
△三河島町	32,428	560	35,316	78,466	828	2,670	3,000	—	3	890	17,072	50	—	—	1,347	8,170	180,800	—	—	216,630	—	—	—	—	—	—	6,230	13,565	600	—	237,425	418,225	△三河島町
△尾久村	14,831	466	10,700	20,247	167	1,310	—	—	—	1,812	6,036	250	—	—	824	2,400	59,043	12,000	—	—	—	—	—	—	—	—	5,799	—	180	—	17,979	77,022	△尾久村
△四葉鴨町	57,943	1,589	10,455	140,734	536	143	18,956	18	70	2,520	6,990	101	53,944	—	541	6,881	301,421	500	27,500	600	—	2,190	—	10	—	5,050	—	—	1,710	—	37,560	338,981	△四葉鴨町
上板橋村	6,244	193	3,849	12,726	185	197	—	—	2	100	629	—	—	—	158	282	24,565	252	1,070	—	—	—	—	—	—	—	—	2,175	660	—	4,157	28,722	上板橋村
下練馬村	7,759	148	810	17,372	275	210	—	30	10	140	903	200	—	—	618	1,064	29,539	—	250	10,820	—	—	—	—	—	—	—	—	1,475	—	12,545	42,084	下練馬村
△長崎村	7,884	40	680	12,301	256	465	—	10	40	120	624	—	—	—	324	380	23,134	330	1,414	1,740	—	—	—	—	—	—	—	—	535	—	4,019	27,153	△長崎村
中新井村	5,234	55	645	7,485	124	139	—	15	10	60	416	100	—	—	280	278	14,841	—	640	300	—	—	—	—	—	—	—	—	340	—	1,280	16,121	中新井村
大泉村	5,440	116	5,523	14,962	265	181	—	—	2	60	737	—	—	—	144	960	28,390	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,458	630	—	3,088	31,478	大泉村
南足立郡	114,277	2,064	40,170	204,460	3,306	2,897	392	229	166	9,963	43,428	7,693	—	—	9,743	16,195	454,979	—	—	62,056	—	—	—	—	—	—	34,526	25,133	24,131	19,559	165,405	620,384	南足立郡
△千住町	57,957	582	27,517	113,730	1,823	1,168	392	48	63	7,596	31,951	1,749	—	—	4,158	7,359	255,793	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,646	17,162	1,220	18,858	42,886	298,679	△千住町
西新井村	8,730	413	2,120	14,889	190	364	—	104	23	505	1,636	137	—	—	322	700	30,133	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28,000	25	447	450	28,922	59,055	西新井村
江北村	7,026	209	3,442	15,500	226	228	—	65	3	15	1,704	168	—	—	167	1,120	29,872	—	—	—	—	—	—	—	—	—	236	2,860	20,046	—	23,742	53,614	江北村
舍人村	3,889	91	200	5,194	66	156	—	—	—	305	1,262	833	—	—	83	473	12,551	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	—	298	—	309	12,860	舍人村
淵江村	5,091	136	844	7,817	88	175	—	—	—	251	1,116	218	—	—	174	480	16,390	—	—	—	—	—	—	—	—	—	633	—	461	—	1,094	17,484	淵江村
梅島村	7,445	247	2,200	11,586	240	155	—	12	13	700	1,373	307	—	—	3,530	3,790	31,598	—	—	59,956	—	—	—	—	—	—	—	2,076	190	—	62,222	93,820	梅島村
綾瀬村	5,706	87	1,159	7,120	160	195	—	—	5	10	970	3,056	—	—	285	729	19,482	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	315	—	315	19,797	綾瀬村
東淵江村	7,201	73	800	10,289	215	203	—	—	12	150	1,355	70	—	—	338	516	21,221	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,980	240	—	3,220	24,441	東淵江村
花畑村	7,590	134	1,523	14,224	143	184	—	—	43	310	1,477	706	—	—	616	728	27,678	—	—	2,100	—	—	—	—	—	—	—	30	211	251	2,592	30,270	花畑村
伊興村	3,942	92	365	4,111	155	69	—	—	4	121	584	449	—	—	70	300	10,261	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	103	—	103	10,364	伊興村
南葛飾郡	263,698	5,899	205,643	625,420	9,988	8,572	20,005	191	9,354	25,544	109,382	17,587	18,476	1,880	18,053	47,094	1,386,784	254	184,909	135,361	—	—	—	—	—	—	12,603	38,296	10,013	13,863	445,299	1,832,085	南葛飾郡
新宿町	4,971	108	951	6,100	96	66	—	—	20	612	1,053	—	—	—	152	21,085	35,215	—	—	26,000	—	—	—	—	—	—	35	—	430	—	26,525	61,740	新宿町
△亀戸町	46,846	1,015	46,700	117,459	1,814	781	9,192	—	9,000	10,674	19,797	193	—	—	3,225	4,305	270,980	—	168,810	151,264	—	—	—	—	—	—	—	27,000	830	—	350,904	621,884	△亀戸町
△大島町	30,434	621	36,210	93,797	982	384	3,863	29	30	2,240	19,416	1,545	—	—	1,495	2,775	193,821	—	—	—	—	—	—	—	—	—	128	—	1,200	3,000	1,328	195,149	△大島町
△吾嬬町	34,523	935	40,878	91,835	518	1,449	5,282	—	85	3,127	27,837	500	—	—	2,442	2,132	211,043	—	7,537	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,125	—	9,662	220,705	△吾嬬町
△小松川町	17,163	350	9,000	25,056	440	194	—	—	4	439	5,898	—	2,057	300	1,376	1,862	64,058	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,000	—	—	—	5,000	69,058	△小松川町
松江村	10,568	215	6,737	28,652	980	274	—	—	6	514	1,047	50	—	—	376	1,936	51,355	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,028	920	—	10,948	62,303	松江村
瑞江村	6,387	115	2,100	16,332	362	156	—	5	10	300	756	500	—	—	257	1,351	28,611	—	3,047	—	—	—	—	—	—	—	1,800	—	10	—	4,857	33,468	瑞江村
葛西村	7,433	161	8,759	17,655	401	285	—	15	25	639	775	874	—	—	854	712	38,588	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	480	2,200	2,710	41,298	葛西村
鹿本村	4,723	62	370	8,355	272	50	—	5	—	—	300	100	—	—	89	100	14,426	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,238	150	3	1,391	15,817	鹿本村
△寺島村	20,709	760	15,871	44,315	535	1,445	—	10	—	1,448	12,798	55	3,694	780	4,821	1,829	108,870	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	108,870	△寺島村
本田村	7,026	42	1,000	13,996	237	215	—	65	—	900	600	—	9,825	510	504	1,340	36,230	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36,260	本田村
亀青村	6,092	201	1,000	7,201	142	170	—	—	—	160	409	—	2,900	—	395	596	19,266	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	880	—	880	20,146	亀青村
南綾瀬村	5,534	189	1,500	9,727	393	67	—	—	12	104	323	—	—	—	147	975	18,971	—	—	97	—	—	—	—	—	160	—	—	278	—	535	19,507	南綾瀬村
篠崎町	4,451	90	—	7,905	96	99	—	13	15	150	308	100	—	—	292	260	13,779	—	—	3,500	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	3,510	17,289	篠崎村
小岩村	6,430	128	1,000	13,254	616	79	—	—	—	345	427	—	—	—	240	491	23,010	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	660	—	660	23,670	小岩村
金町村	4,881	137	784	11,199	126	111	—	3	6	—	364	350	—	—	170	482	18,612	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	30	—	530	19,142	金町村
水元村	3,647	93	832	6,247	126	82	—	21	2	39	469	250	—	290	188	351	12,637	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	10	12,647	水元村
奥戸村	6,544	183	2,048	17,571	642	165	—	—	—	337	914	—	—	—	214	303	28,923	—	—	—	—	—	—	—	—	—	280	—	490	—	770	29,691	奥戸村
△隅田村	15,646	40	9,910	31,300	—	1,895	—	25	5	1,915	3,208	7,130	—	—	442	1,269	72,785	—	—	2,190	—	—	—	—	—	—	4,700	—	680	8,660	16,230	89,015	△隅田村
△砂町	19,690	454	19,993	57,964	1,210	605	1,668	—	125	1,601	12,713	5,940	—	—	694	2,940	125,596	254	5,515	2,310	—	—	—	—	—	—	—	—	770	—	8,849	134,446	△砂町
北多摩郡	10,916	378	200	30,477	469	178	—	79	6	165	2,381	100	—	—	413	3,300	49,060	—	5,159	4,030	—	709	—	—	—	—	500	—	1,892	—	12,290	61,349	北多摩郡
砧村	5,148	59	200	13,585	469	108	—	—	—	165	1,094	—	—	—	242	300	21,369	—	3,037	30	—	—	—	—	—	—	500	—	660	—	4,227	25,596	砧村
千歳村	5,768	319	—	16,892	—	70	—	79	6	—	1,287	100	—	—	171	3,000	27,691	—	2,122	4,030	—	709	—	—	—	—	—	—	1,232	—	8,063	35,753	千歳村
郡部 近郊(△印)	1,154,307	22,263	708,710	3,020,957	31,892	51,270	154,872	1,434	20,509	143,707	401,109	31,321	89,011	2,535	109,237	157,374	6,100,505	66,243	487,269	629,465	—	8,542	1,000	10	14,114	54,100	68,048	557,379	29,170	76,763	1,992,109	8,092,605	近郊(△印)郡部
郡部 外郊	385,083	9,187	133,484	833,832	28,818	9,373	—	1,707	755	12,089	48,551	14,148	24,325	800	25,140	86,273	1,613,555	28,002	28,463	198,727	500	1,679	—	290	—	760	39,830	76,191	49,857	8,120	432,419	2,045,974	外郊郡部
計 合計	1,539,390	31,450	842,194	3,854,789	60,710	60,643	154,872	3,141	21,264	155,796	449,660	45,469	113,336	3,335	134,377	243,647	7,714,060	94,245	515,723	828,193	500	10,221	1,000	300	14,114	54,860	107,878	633,570	79,027	84,889	2,424,519	10,138,579	合計
市區郡部總計	5,041,611	253,967	6,664,463	11,624,543	395,966	1,054,103	2,183,992	37,945	824,961	155,796	877,738	45,469	113,336	3,335	2,034,209	662,375	31,973,797	313,829	19,759,248	2,564,878	500	392,420	564,835	33,055	91,594	54,860	711,592	3,132,050	3,122,277	967,261	31,709,393	83,682,195	市區郡部總計

備考

1. 本表ハ大正十一年度普通會計初回決定豫算ニ依ル但シ東京市ノ區ニ在リテハ教育費　擔當係變動ニ伴ヒ年度初頭ニ於テ一齊ニ豫算ノ更正ヲ爲シタルニ依リ其ノ更正ノ結果ヲ採レリ。村學區歳計アルモノハ之ヲ併算ス
2. 町村別集計額ト其ノ表示合計額トノ間ニ往々敷圓ノ差アルモノ存スルハ各圓位未滿四捨五入ノ關係ニ由ル
3. 東京市カ其ノ區ニ交付スル補助金中區歳入豫算ニ計上セル額及村歳計ヨリ當該村學區歳計ニ繰入ルル金額ハ重複表示ナラシメサル爲共ニ之ヲ控除ス
4. 表示歳出科目ハ主トシテ町村共通ノ款ニ依レリ從テ東京市ノ如キ特殊ノ科目ヲ存スルコト多キモノニ在リテハ金額著シク大ナルモノモ便宜其ノ他ニ包含セシメタリ。而テ各豫算ノ内容ヲ通覽スルニ同種ノ費目ニシテ所屬ノ部又ハ款ヲ異ニスルモノ尠カラス、本表ニ於テハ經常臨時兩部ノ區分ハ總テ當該豫算ニ依リタリト雖モ同一部内ニ在リテハ豫算計上科目ニ關ハラス成ル可ク内容ニ從テ本表ノ表示科目ニ適合セシムルコトトセリ
5. 各科目ノ主タル内容下記ノ如シ
   - 役所役場費……市區役所又ハ町村役場ニ屬スル給料其ノ他諸給與、需用費、職合營繕費等。其ノ臨時部ニ屬スルモノハ職合建築費又ハ大營繕費ノ類ヲ主トス
   - 會議費……市區町村會ニ關スル諸費
   - 土木費……道路、橋梁、溝渠ノ新設、維持、改良諸費
   - 小學校教育費……尋常小學校、夜學校ノ諸費（東京市ノ區ニ在リテハ幼稚園費ヲ含ム）。其ノ臨時部ニ屬スルモノハ學校建築又ハ增改築費ノ類ヲ主トス
   - 補習及實業教育費……各種補習學校ノ諸費ヲ主トシ實業學校費（實科女學校費ヲ含ム）。東京市及目黒村ニハ之ヲ存ス
   - 傳染病豫防費……傳染病豫防法ニ依ル病院、消毒等ノ諸費及トラホーム、流行性感冒豫防ニ關スル諸費。東京市ニ在リテハ豫養所經費ヲモ含ム
   - 汚物掃除費……汚物掃除法ニ依ル諸費及公共便所等ノ諸費
   - 勸業費……農商工助長、獸疫豫防諸費
   - 社會事業及救助費……窮民、罹災ニ對スル救助諸費ヲ主トシ社會事業費ハ東京市（施療病院、職業紹介、方面委員、市場、勞働合宿所、託兒場、幼少年保護、兒童遊園地、産院、哺育院、住宅ニ關スルモノ經常臨時兩部ヲ通シ703,725圓）淀橋町、澁谷町、龜戸町、（猿レモ職業紹介ニ關スルモノ）ニノミ存ス
   - 醫備費……消防ニ關スル諸費
   - 財産費及諸稅負擔……建物保險料其ノ他各種財産管理費、諸公課、郡及組合費分擔金等
   - 基本財産等造成及其ノ繰戻費……基本財産、各種積立金等ノ造成費及其ノ補

第十三表　東京都市計畫區域郡歲入出表

大正十年度

郡別	荏原郡	豐多摩郡	北豐島郡	南足立郡	南葛飾郡	北多摩郡	計
	円	円	円	円	円	円	円
歲入	64,097	78,895	91,264	20,909	49,703	3,196	308,064
經常部	58,843	71,990	83,900	18,205	46,560	3,018	282,516
財產收入	—	—	—	412	—	—	412
町村分賦額	49,498	61,275	58,410	16,105	42,438	2,877	230,603
使用料	9,345	10,185	25,470	1,678	4,114	90	50,882
雜收入	—	530	20	10	8	51	619
臨時部	5,254	6,905	7,364	2,704	3,143	178	25,548
繰越金	100	330	500	100	100	50	1,180
國庫補助金	—	250	600	—	—	29	879
府補助金	2,924	5,485	5,754	2,559	2,586	68	19,376
寄附金	2,230	840	510	45	457	31	4,113
町村分賦額内譯 近郊	40,826	54,999	53,334	10,019	36,582	—	195,760
町村分賦額内譯 外郊	8,672	6,276	5,076	6,086	5,856	2,877	34,843
歲出	64,097	78,895	91,264	20,909	49,703	3,196	308,064
經常部	45,280	61,799	76,374	18,022	39,128	2,420	243,02
會議費	524	1,882	1,781	669	729	77	5,662
郡吏員費	2,115	996	2,135	1,075	933	151	7,405
教育費	22,519	10,062	20,963	800	12,648	1,025	68,017
勸業費	150	1,766	1,505	401	1,731	535	6,088
衛生及病院費	15,654	41,158	42,476	12,540	14,054	—	125,882
土木費	—	1,450	2,980	1,209	6,141	355	12,135
地方改良費	1,750	230	950	345	500	104	3,179
財產費	—	—	—	150	320	—	470
財產造成費	—	200	—	—	—	29	229
其ノ他	456	708	412	133	1,422	61	3,192
豫備費	2,112	3,347	3,872	700	650	83	10,764
臨時部	18,817	17,096	14,890	2,887	10,575	776	65,041
教育費	1,948	1,204	1,180	—	—	—	4,332
衛生及病院費	8,700	12,243	3,110	—	—	—	24,053
土木費	—	—	—	113	—	—	113
財產費	—	549	—	—	—	—	549
財產造成費及其繰展費	—	—	495	—	—	—	495
補助費	5,400	3,100	6,030	31	3,745	—	10,170
公債費	2,769	—	3,625	2,742	3,560	734	21,560
其ノ他	—	—	450	1	3,270	42	3,763

大正十一年度

郡別	荏原郡	豐多摩郡	北豐島郡	南足立郡	南葛飾郡	北多摩郡	計
	円	円	円	円	円	円	円
歲入	89,516	35,760	97,660	9,521	54,114	2,771	289,342
經常部	81,710	25,169	89,046	9,229	50,908	2,551	258,613
町村分賦額	64,015	21,932	62,126	9,214	41,000	2,381	200,668
使用料	17,695	2,717	26,900	5	9,900	100	57,317
雜收入	—	520	20	10	8	70	628
臨時部	7,806	10,591	8,614	292	3,206	220	30,729
繰越金	400	1,685	1,200	100	200	50	3,635
國庫補助金	—	350	650	—	—	38	1,038
府補助金	6,824	7,716	5,149	121	2,449	82	22,341
寄附金	582	840	525	71	557	50	2,625
其ノ他	—	—	1,090	—	—	—	1,090
町村分賦額内譯 近郊	52,502	18,890	55,769	4,801	34,815	—	166,777
町村分賦額内譯 外郊	11,513	3,042	6,357	4,413	6,185	2,381	33,891
歲出	89,516	35,760	97,660	9,521	54,114	2,771	289,342
經常部	59,889	29,380	83,524	3,988	49,400	2,257	228,438
會議費	474	1,882	1,064	669	994	71	5,154
郡吏員費	864	1,006	1,830	595	1,100	24	5,419
教育費	29,102	16,769	26,843	443	20,211	952	94,320
勸業費	1,391	1,920	1,140	503	1,889	550	7,393
衛生及病院費	28,360	—	43,853	—	15,428	—	82,641
土木費	—	1,590	3,155	860	6,317	386	12,308
地方改良費	1,750	230	250	395	1,000	104	3,729
財產費	—	—	—	—	320	—	320
財產造成費	—	200	—	—	—	29	229
其ノ他	456	1,188	239	123	598	58	2,812
豫備費	2,492	4,595	5,[illegible]	400	1,543	83	14,113
臨時部	29,627	6,380	14,136	5,533	4,714	514	60,904
教育費	648	—	—	—	—	—	648
勸業費	—	—	550	—	—	—	550
衛生及病院費	14,210	—	1,700	—	—	38	15,948
土木費	—	—	—	10	—	—	10
補助費	9,500	5,180	7,480	3,084	3,660	476	29,380
公債費	2,769	—	4,400	14	54	—	7,243
其ノ他	2,500	1,200	—	2,425	1,000	—	7,125

備考

1. 本表ハ大正十年度及十一年度初回決定豫算ニ依ル
2. 北多摩郡ノ町村中東京都市計畫區域ニ屬スルハ砧及千歲ノ兩村ナルヲ以テ同郡ノ數字ハ便宜町村分賦額總體ニ對スル兩村分擔額ノ割合ニ基キテ計算セリ
3. 町村分賦額ハ各町村歲出豫算ニ計上セルモノト必スシモ一致セス
4. 近郊トハ東京都市計畫區域中東京市ニ近接シ人口比較的稠密ナル三十四町村ヲ指シ外郊トハ爾餘ノ五十町村ヲ指ス

十三　財産及負債

一　財　産

行政財産

東京都市計畫區域內市町村の財産狀態を見るに固より若干の行政財産を有せざるものなしと雖大小甚た差等あり。町村に在りては其の殆と大部分か小學校敷地建物なるに於て一致するも、東京市には其の外更に電氣、水道、病院、養育院、圖書館を首め幾多の營造物あるを以て到底町村と同日に談すへきに非す。而して行政財産に關しては統一的評價困難なる事情あると共に其の數量自體に付ても亦確實なる調査資料を蒐集するに至らす、從て茲に此等の狀況を明確にし得さるを遺憾とするも追て補ふ所あるへし。

財政財産

財政財産卽ち主として收益を目的とし或は特別目的の爲に維持するものに付ても亦同しく精密完全の數字を擧くること困難の事情あるも其の積立財産は大體左表の如し、右積立財産以外の財政財産は東京市は格別とし町村に在りては極めて僅少の耕地、原野等を見るに過きす。

市町村名	財産現在額	市町村名	財産現在額	市町村名	財産現在額
東京市區	一二、八九七、三五九円	井荻村	一、六八〇円	伊興村	一、二六二円
△品川町	一〇〇、〇〇〇	高井戸村	六五五	新宿町	八、三六九
△大森町	五五、二四五	△南千住町	一八、〇二九	△龜戸町	五〇
羽田町	二、一三〇	△岩淵町	二、七六〇	△大島町	二、六五〇
△大井町	一三、一〇一	△巣鴨町	三九二	△香嵐町	五、六一八
△入新井町	三、二四五	△日暮里町	三、〇九四	松江村	八三二
滿田村	二、八五一	志村	一、〇一六	瑞江村	一一、〇六二
六鄕村	二、二六六	△高田町	八、四〇三	葛西村	六、一五七
矢口村	一、七四九	赤塚村	二、〇一二	鹿本村	一、二六四
調布村	四、二五〇	△三河島町	八、七〇九	△寺島村	五、六一六
馬込村	一、二〇〇	△尾久村	九〇九	本田村	五七
△目黑町	三、七七九	下練馬村	一二、二六二	南綾瀨村	二、六九〇
駒澤村	一六、八六六	中新井村	一、一一二	篠崎村	七四二
玉川村	一二、八二三	大泉村	一、三四三	小岩村	七九〇

市町村名	財産現在額	市町村名	財産現在額	市町村名	財産現在額
松澤村	四五〇八	△千住町	三四、四九九	金町村	九、八九二
△中野町	九、八九四	西新井村	二、五八〇	奥戸村	二三、〇〇四
△千駄ヶ谷町	四一〇	江北村	一、四〇四	△隅田村	一一、八八九
△澁谷町	一六、二一二	舍人村	九三	△砂町	二二、九六七
△大久保町	一、四九〇	淵江村	二、一三	砧村	六、四〇一
△落合村	二、〇四二	綾瀨村	六、九五七	千歲村	六、八四六
和田堀内村	一、二一七	花畑村	一、七六一		

東京市區	財産現在額	一世帶當財産額	人口一人當額	財産
郡部 近郊	一二、八九七、三五九円			
郡部 近郊	三三一、〇〇三			
郡部 外郊	一一四、二二二			
郡部 計	五〇五、二二五			

一　本表は主として大正十年末市町村の財産中單に有價證券又は現金に依る基本財産其の他の積立金を掲くるに止る。

二　調査材料不備の爲本表に洩れし町村若干を存するも其の額大ならざる見込なるを以て大局には異動なかるへし。

三　町村名に△印を冠せるは近郊町村を示す。

東京市の財政財産に關しては一言を要するものあり、前表掲出の如く市區を

通し積立財産のみに於て約一千二百九十萬圓の多額なるを示すも、其の內容を檢すれは減損補塡金及公園、墓地、水道、電氣等の諸事業に投すへき準備積立金か大部分を占め純然たる收益目的の爲にするものは極めて尠少に過きす、從て右の費額を以て直に普通の所謂財産と看做すは當らさるへし。而して積立財産の外東京市の收益財産として重きを爲すものは普通市有地約二十五萬坪にして此の類例は町村に見るへからさる所とす。

市郡財産の比較考査

積立財産に付一世帶當及人口一人當を見るに前表末尾揭出の如く市と郡部町村との間に甚しき懸隔あり、前述せる東京市積立財産の內容等を參照せは必すしも有意義の比較たり得さるも、而かも大凡の狀態を推知するの資料たるを失はす、結局東京市は比較的多くの財産を有し町村は之に反すと斷し得るものにして、若し行政財産を算入して考察するに於ては市郡の間殆と比較の問題を生せさるへきなり。

市郡併合の場合に於ける財産使用上の考査

右の所說に基きて假に市郡併合の場合に起るへき財産使用上の關係を考ふるに郡部民は大體に於て有利なる地位に在りと謂ふことを得へし。乃ち市の行政財産は市か或は市稅に依り或は企業收入に依り經營甚た努めたるの結果なるに、此の財産の造成維持に對して何等特別の寄與を爲ささりし（或種の行政財産に付ては然らす）郡部民か一朝にして其の造成維持關係者と均等の資格を以て財産の使用に參加し得ることは普通の觀念及用語に從へは郡部民の有利にして、反對に市部民の使用すへき財産か郡部に存せさることは尠くも財産使用の點より見て市民は別段の利益を享受せさるに似たり。此の關係は財政財産の多數に付ても亦同一にして相當の苦心を以て蓄積したる所か當初蓄積の目的としたる限界以外に充てらるるに至るは普通に見て郡部民の有利、市部民の不利とすへし。然れとも財産使用上の問題は市郡併合に伴ふ兩部民負擔態樣の變化と同しく單なる經濟事實として取扱ふへきものに非すして兩者共存の理想を實現するか爲には固より斯の如き事情を超越して考慮する所なかるへからす、況や現在の如く市の病院及消毒所は委託の形式に於て郡部民に使用せられ、小學校も事實上に於て多數の郡部兒童に使用せられ、他面市の上下水道は特殊の理由ある場合を除くの外原則として市郡境界以外に及はさるか爲其の目的を全ふし得す、又市の軌道は漸次郡部に延長するに非されは本來の機能を果たし得さる等の事實は、市の行政財産か今日既に郡部との間に深き交涉あるを示すのみなら

す、後にも述ふるか如く財産造成に充當したる起債の利子支拂は併合後の郡部民に依りても亦平等に負擔せらるへきものなるに於てをや。

尚市郡の併合か齎らす市財産と郡部民との關係に付少しく附言せむに、郡部編入の事實は巨額の建設費を要する上下水道等の大施設をして克く郡部の區域に亘らしむるに至るへく、又施設比較的完備すと認むへき傳染病院、消毒所、療養所、施療病院等は住民の資格に於て使用し得へき結果となる。而して電氣事業、圖書館、公園其の他使用上に於て市郡民の區別なき性質のものは聊か趣を異にし、市郡併合の結果に特別の關係なきか如しと雖、而かも此等事業收益の一部か一般會計に繰入れられて（例へは現在電氣軌道及電氣供給事業の如き）一般的經費に充當せらるる場合に在りては郡部民は同しく併合に因りて利することあるを覩念し得へし、何となれは其の收益の形成に貢獻せる分量は市部民大にして郡部民小なること大觀して誤なかるへく、然るに當該收益を以てする一般的經費の充當は市郡兩部平等たるを普通とすへきに依り從て其の貢獻したる分量以上の均霑を受くる結果を見ることあるへければなり。以上叙する所の一部は既に上下水道、衞生等の事項中に言及したりと雖財産の見地よりして茲に數言を附加せり。

二　負　債

負債主體數及總額

東京都市計畫區域内市町村の負債狀態を見るに左表に明かなるか如く東京市、三十四町村及一町村組合に於て總額一億六千三十一萬九千六百圓の負債現在す、其の一世帶當及人口一人當は左表末尾に揭出の通にして市と町村との間甚たしき懸隔を示す。

負債表

負　債　表

市町村名	費途	負債現在額	年利率	現在額に對する利子年額	豫定償還終期
東京市	市區改正、河川改修及水道公債償還	一〇、一八四、三七一 円	・〇五〇	五〇九、二一九 円	大正二五
同	電氣事業買收及擴張改良	八九、一六〇、二六〇	・〇五〇	四、四五八、〇一三	四一
同	電氣事業擴張改良	四、九九〇、〇〇〇	・〇五五	二七四、四五〇	四三
同		二五、〇〇〇、〇〇〇	・〇六〇	一、五〇〇、〇〇〇	一五
同	上下水道擴張改良	九、八五〇、〇〇〇	・〇五〇	四九二、五〇〇	二六
同		一五、〇〇〇、〇〇〇	・〇六〇	九〇〇、〇〇〇	一三

市町村名	費途	負債現在額	年利率	現在額に對する利子年額	償還終期	
	住宅建設	一、三九五、五〇〇円	〇・四八	六六、九八四円	大正三〇	
	計	一五五、五八〇、一三一	—	八、二〇一、一六六	—	
△品川町	小學校施設	一〇六、三八三	〇・九〇	九、五七五	一二	
同	同	二六〇、〇〇〇	〇・八〇	二〇、八〇〇	二三	
	計	三六六、三八三	—	三〇、三七五	—	
△大森町	小學校施設	二〇、〇〇〇	〇・六〇	一、二〇〇	一一	
同	同	二七、八四一	〇・七〇	一、九四九	一九	
同	同	一八、五六八	〇・七一	一、三一八	一九	
同	同	一八、六六三	〇・八五	一、五八六	一九	
	計	八五、〇七二	—	六、〇五三	—	
羽田町	小學校施設及災害土木施設	二五、二八二	〇・六五	一、六四三	二〇	
△大崎町	小學校施設	五〇、〇〇〇	〇・六五	三、二五〇	二二	
平塚村	同	二五、〇〇〇	〇・八〇	二、〇〇〇	二三	
△目黒町	同	七、八三四	〇・六〇	四七〇	二二	
△淀橋町	同	四七、八九二	〇・六九	三、三〇五	一五	
	同	一四、〇〇〇	〇・七三	一、〇二二	二二	

市町村名	費途	負債現在額	年利率	現在額に對する利子年額	償還終期	
△中野町	同	二四、四〇〇	〇・八五	二、〇七四	一二	
	計	三八、四〇〇	—	三、〇九六	—	
	小學校施設	八八、〇〇〇	〇・六〇	五、二八〇	一四	
同	同	二四〇、〇〇〇	〇・八〇	一九、二〇〇	一九	
△淀谷町	上水道布設	四五〇、〇〇〇	〇・五四	二四、三〇〇	三二	
同	同	一五〇、〇〇〇	〇・七一	一〇、六五〇	三二	
同	同	一、四五〇、〇〇〇	〇・八四	一二一、八〇〇	三二	
	計	二、三七八、〇〇〇	—	一八一、二三〇	—	
△千駄ヶ谷町	小學校施設	二、〇〇〇	〇・五〇	一〇〇	一二	
同	同	三、五二二	〇・六〇	二一一	一二	
	計	五、五二二	—	三一一	—	
△戸塚町	小學校施設	七、三二七	〇・五〇	三六六	一七	
同	住宅建設	五三、一二〇	〇・六七	三、五五九	一八	
	摩芥處分施設及道路改修	七〇、〇〇〇	〇・四八	三、三六〇	二五	
	計	二一、七五八	〇・五九	一、二八四	一二	
△代々幡町	小學校施設	一五二、二〇五	—	八、五六九	—	
野方村	同	三〇、〇〇〇	〇・八〇	二、四〇〇	一三	
高井戸村	同	三〇、〇〇〇	〇・七四	二、二二〇	一三	
	同	一八、〇〇〇	〇・七四	一、三三二	一三	

市町村名	費途	負債現在額	年利率	現在額に對する利子年額	償還終期
		円		円	大正
△南千住町	同	五〇、〇〇〇	〇・七四	三七〇〇	一二
△岩淵町	同	四一、〇〇〇	一・〇〇	四一〇〇	一六
△巣鴨町	同	八〇、〇〇〇	〇・八〇	六四〇〇	二〇
上板橋村	同	三、〇〇〇	〇・六〇	一八〇	一二
	同	二〇、〇〇〇	〇・七五	一五〇〇	一三
	計	四〇、〇〇〇	〇・七三	二九二〇	一一
△王子町	小學校施設	六〇、〇〇〇	—	四四二〇	—
	同	二二、〇〇〇	〇・八〇	一七六〇	一二
	同	一三〇、〇〇〇	〇・五〇	六五〇〇	一四
△滝野川町	同	一四〇、〇〇〇	〇・九〇	一二六〇〇	一八
	計	二九二、〇〇〇	—	二〇八六〇	—
△日暮里町	小學校施設	二六、〇〇〇	〇・六九	一七九四	一一
	同	八〇〇	〇・八〇	六四	一一
赤塚村	同	八、〇〇〇	〇・五〇	四〇〇	一四
	計	八、八〇〇	—	四六四	—
大泉村	小學校施設	三、八五四	〇・六五	二五一	一四
	同	三、五〇〇	〇・五〇	一七五	一三

	計	七、三五四	—	四二六	—
△千住町	小學校施設	三九、〇〇〇	〇・七〇	二七三〇	二九
	同	一五六、〇〇〇	〇・八〇	一二四八〇	二九
	下水道布設	三六、三〇〇	〇・五四	一、九六〇	二九
	計	二三一、三〇〇	—	一七、一七〇	—
小學校施設		六、八二八	〇・五〇	三四一	一二
△西巣鴨町	同	七五、〇〇〇	〇・六二	四六八八	一三
	計	八一、八二八	—	五、〇二九	—
石神井村	小學校施設	一五、〇〇〇	〇・七六	一一四〇	一三
△三河島村	同	一八〇、〇〇〇	〇・八五	一五三〇〇	一八
東淵江村	同	八、〇〇〇	〇・八〇	六四〇	一二
	住宅建設	四二、〇〇〇	〇・四八	二〇一六	二五
△小松川町	小學校施設	九、〇〇〇	〇・五〇	四五〇	一五
	計	五一、〇〇〇	—	二、四六六	—
松江村	小學校施設	三三五〇〇	〇・八五	二、八四八	一八
	同	一六、五〇〇	〇・五〇	八二五	一八
	同	一〇、〇〇〇	〇・六五	六五〇	一八
	計	六〇、〇〇〇	—	四、三一三	—
鹿本村	小學校施設	五、三五九	〇・五〇	二六八	一五

市町村名	費途	負債現在額	年利率	現在額に對する利子年額	豫定償還終期
△寺島村	同	三、〇〇〇円	・〇五〇	一五〇円	大正一二
	同	三、〇〇〇	・〇六九	二〇七	一一
	計	六、〇〇〇	—	三五七	—
本田村	小學校施設	四一、六三八	・〇五〇 ・〇八〇	約二、七〇〇	一四
龜嵩村	同	一、二〇〇	・〇六八	一〇九	一二
△江戸川上水町村組合	上水道布設	二三〇、〇〇〇	・〇五四	一二、四二〇	三三

東京市	負債現在額	利子に對する年額	一世帶當負債額	人口一億人當額
郡部 近郊	一五五、五八〇、一三一円	八、二〇一、一六六円	三四三、八九四円	七一、五九〇円
郡部 外郊	四、四九〇、四三六	三三三、〇七五	二一、五〇三	四、七七〇
計	二四九、〇三三	一七、四四五	五八一九	一、〇二二
	四、七三九、四六九	三五〇、五二〇	一八、八三六	四、〇〇〇

一　本表は市制第百三十二條及町村制第百十二條各第一項の起債にして大正十一年十月現在のものに基く。

二　外國債に在りては額面の磅又は法を平準比率に依りて邦貨に換算したり。

三　負債方法は町村の大部分か普通貸借に依るに反し東京市に在りては大部分を額面以下債券賣出の方法に依るを以て實際利廻は本表掲出の年利率以上(住宅建設に充てしものを除く)たるなり。

債券賣出の方法に依るを以て實際利廻は本表掲出の年利率以上(住宅建設に充てしものを除く)たるなり

四　年利率四分八厘のものは總て低利資金よりの借受なり。

五　町村名に△印を冠せるは近郊町村及其の組合を示す。

負債關係の表示する財政狀況

前表を通覽して先つ市町村の財政事情を適切に表現すと認むるものは費途の點なり。卽ち郡部町村の費途は大部分小學校施設にして然らざるものは僅々數町村に過ぎざるに反し、東京市に至りては小學校費に充てし起債は現存せざるのみならず過去に於ても亦其の例を見ず、專ら土木、電氣、水道及社會事業の爲の負債に屬す。此の負債目的の差異は畢竟町村財政は義務敎育費の支辨に付て先つ困難を感ずる狀態なるに他面東京市財政の力は之をして負債に依らしめざるを得一步進みたる點に達して始めて起債の必要を生せしものなるを示し、從て又町村の負債は大部分稅收入を償還資源とするに反し東京市は大部分企業收入を以て擔保するものなるを知る、右町村の財政に付ては既揭財政の部歳出中に記述したる義務敎育費支出の事實と照應して其の誤なきを知り得へし。

次には負債條件たる利率に依りて市町村財政の地位を察知することを得へし。東京市負債の利率は負債總額の約七割は年五分にして高きも六分たるに

對し町村は六分乃至七分の見當を普通とし或は一割に及ふものあり。而して前表備考に說明せるか如く東京市の負債は町村に殆と例を見さる額面以下債券發行の方法に依るを以て實際の利廻は多少高まるへしと雖而かも到底町村の高率なるには及はす、殊に償還年期の長短を參酌して考察せは市の負債は町村に比して一般に低利なりと謂ふことを得へし。尚試に前表に依りて負債現在額に對する平均年利率を算出するに

東京市	〇五三
近郊	〇七四
外郊	〇七〇
郡部平均	〇七四

なるを示す。以上市町村負債利率の差異は負債時期及內外債の如何其の他諸種の事情に原因すと雖前記の比照は大體に於て市町村の財政的信用を表章するものと看做し得へく、從て起債の難易亦自ら判斷し得らるへし。

負債の將來考査

上述する所に依りて市町村負債の現狀を知ると共に町村は市に比し負債條件不利の立場に在りと概言することを得む。而して市町村負債の將來に付て考ふるに地方財政の組織にして根本の變革を見さる以上は負債の遞增を免かれさること殆と論なき所にして、今假に許可濟に係る負債豫定額卽ち今後數年の間に新たに起し得へきもの、否起ささるへからさる額を揭くるに左記の如くにして實に現在負債額に對し市は約七割餘、郡部は約三倍の比に當るを示す。

東京市	一一四、〇〇〇、〇〇〇圓
近郊	一三、七三七、八〇〇
外郊	一三七、二〇〇
郡部計	一三、八七五、〇〇〇

市町村財政の前途か負債の要に迫らるること愈甚しきを致すに付ては其の方法等亦大なる考慮を必要とす。此の時に當り市町村各自か單獨の信用及財政力に依りて負債を起すことは概觀して市町村各自の不利たること一般經濟の理法に照し多く誤なかるへく、卽ち市町村合同の信用及合同の財政力は起債の上にも亦相當の利益を齎すものと謂はさるへからす。

市郡併合の場合に於ける負債負擔上の考査

尚現在の負債割合は市に大にして町村に小なること前表の示す所なりと雖、前にも一言せる如く東京市の負債は稅收入を以て償還を擔保するもの町村の

如く高き割合に居らす、從て市郡併合の後に於て現に存する市の負債に對し郡部民は新たに元利支拂の負擔を爲すへしと雖其の額必すしも大なるものに非す、假に大なるものありとするも市郡共存の大目的を實現するには交換的立論に出發すへからす、兩者の得失利害互に相融解して以て共存の實を全ふすへきこと前段財產に關して述へたる所の如し。

十四　經濟上及社會政策的見地より觀たる市郡の關係

經濟及社會政策的問題と集團との關係

抑經濟關係及社會政策上の問題か人口の分布、生業の狀態等社會事情の如何に深き關係を有することは絮說を要せす、孰れも自然の事實に卽するの問題なるを以て固より行政區劃等の如何に囚はるへき事項に非す。

由來我國俗沿革に泥むの風あり、地方の行政區劃亦概ね從來の沿革を尊重して定められる。蓋從來の沿革なるものは相當の理由なき限りは濫りに變革すへきに非すと雖沿革上の區劃を重視すること度に過くるか如きは行政に善處する所以に非す。然るに現行地方制度か沿革上の區域を以て新組織たる府縣、郡

及市町村の區域としたる以來法令は屢に其の分合及境界の變更に備ふるの規定を設けたりと雖都市として之を活用したるものは未た多からす、而かも其の規模に至りては近世都市の重要なる使命を完ふするに足るものあるを見す。

產業團體等と行政區域との關係現況

產業組合、漁業組合、畜產組合、同業組合等近代經濟政策の產物たる各種の產業團體及社會政策上甚た重要なる住宅組合の類は制度上多くは市町村の區域を超越して設立し得るものなるに拘らす、實例に於ては依然として行政區域を一單位に採りて固守するもの甚た多く、又商業會議所の區域は場合に依り市の外附近町村を包含し得るものなるに、現在此の組織に依るものは全國六十四會議所中僅に十會議所あるに過きす、我東京商業會議所の如きも數多の大工場、大會社等陸續として準東京たる附近繁榮町村に勃興し、共通して措置すへき事項多きに拘らす依然として其の區域は東京市の範圍を出てす。凡此等の事實か各種經濟的及社會政策的施設の機能に禍ひしつつある、恐らく想像の外ならむ、普通の準則組合其の他商工助長を目的とする諸種の私的組織に關しても亦然り。

職業紹介及市場施設と行政區域と

近時社會政策的施設の一として最も必要且有効なりと認めらるる職業紹介事業は市町村に依りて行はるるを本則とするものにして現に東京市は相當の

の關係考査

施設を有す。淀橋、澁谷、龜戸等近郊の諸町亦之を實行し若は近く實行せむとするのみならず、内務大臣は人口三萬以上の町村には之を下命し得るの定めなるか故に紹介所の設置は近く相當の數に上るものと觀察せらる。然るに此の施設たるや元來求人及求職兩方面に於て相互の間充分の連絡を採るに非されは其の機能を發揮し得さるものなるに依り紹介所をして數多の異りたる自治體に分屬せしむることは事業の効益を減殺するもの尠からす、乃ち之を同一自治體の下に統整して敏活簡易ならしむるの有効なるに若かさるなり。此の關係は公設市場の類に關しても亦同樣にして市營と町村營との間に何等の連絡なく各自隨意の行動を採りつつあるに比すれは成るへく廣く同一主體の手に統整ある經營を爲すの有利有效なるは固より言を俟たさるへく、殊に目下當局に於て審議中なりと仄聞する中央市場實現の曉を想像するときは此の感殊に深し。

總括的觀察

惟ふに各種の組合其の他の經濟團體及社會政策的施設か現時の經濟組織及社會組織の下に於て極めて重要なる地位を有するに顧みるときは、之を助成發達せしむることの一般經濟上特に社會政策上眞に緊急の事案たるは固より贅言を要せす。然るに其の我國に於ける現狀か頗る遺憾の點多く何人も此等普及發達の幼稚にして活動の圓滿有効ならさるを認めさるを得さる所以のものは、或は實體法規の不完全なると其の運營宜しきを得さるとに由るもの多きに居るを疑はすと雖又以て實情に適應せさる行政區劃の爲に累せらるる所甚た尠からさるを覺へすむはあらす。凡ゆる都市經濟政策及社會政策は實質上に於て都市を形成するの範圍を以て其の對象とすへきものにして單に市郡界を異にすと謂ふか如き抽象事實の下に、共通すへくして不可分の關係に在る必至の政策を數個の主體に依りて行ひ、若は其の一部に於て政策の實行に甚た力むるものありと雖之と緊密の關係を有する他の一部に於て何等顧みさるか如きことあるを許すへきに非す。

若し夫れ適當なる郡部地域を帝都の範圍に入れて行政組織の統一整正及營造物其の他各種事業の統合處理を圖ることか各其の行政目的を達する上に幾多の便益を齎らすへきは特に贅するの要なきのみならす、其の同時に積極及消極の兩面に於て幾多の經濟利益をも伴ふものなること亦疑なかるへし。

第六　東京都市計畫區域に入らざる東京府管下に關する諸調

一　地域及面積、戸口

市都名

東京府管内の中東京都市計畫區域に入らざる部分は八王子市及西多摩、南多摩の兩郡全部と北多摩郡中砧、千歳の二村を除きたる殘部竝島嶼にして地形等は附屬圖面に明かなり。其の面積、戸口等を掲くるに左表の如し。

面積、戸口及市町村數表

面積戸口等の表

種別	八王子市	西多摩郡	南多摩郡	北多摩郡	伊豆諸島	小笠原群島	計
面積	方里 七、六六五	二六、四四	二〇、八四	一七、三三	一九、〇九	六、六七	九一、一四
世帶數	三八、九五五	一六、〇一九	一三、九一三	一七、三〇九	六、九二七	一、一五二	六三、一八五
人口	八八、一五六	八九、一五六	七九、五九二	一〇一、四三一	二七、六八一	五、四二五	三四一、二四三
市町村數	一	三〇	一八	三〇	二四	八	一一一

他府縣との面積比較

今參考の爲府縣中の低位に在るもの數府縣を低位順に採りて對照せむに、面積に於ては

大阪府	一一五・四八	方里
香川縣	一一九・六五	
東京府	一三八・二三	
沖繩縣	一四三・九八	
神奈川縣	一五五・三九	
四十六府縣の平均	四一三・二四	

他府縣との人口比較

なるに依り最低位大阪府に及はさること約二十四方里なり、次に人口を比照するに

鳥取縣	四五四、六七五	一方里當	二、〇〇四
奈良縣	五六四、六〇七	同	二、三三五
沖繩縣	五七一、五七二	同	三、九七〇
山梨縣	五八三、四五三	同	二、〇二〇
福井縣	五九九、一五五	同	二、三二二

四十六府縣の平均　一、一六五、三〇一　一方里當　二、八二〇

人口密度等

なるを以て最低位鳥取縣に及はさること約十一萬人なり。而して本件區域の面積一方里當人口は三千七百四十四人なるに依り密度としては必すしも低からす、是れ蓋主として平野の廣きに由るへし。更に市町村數を見るに本件區域内の數一市百十町村に比して尠きものは沖繩縣の五十五、宮崎縣の百あるのみ。

二　財　政

經常的府歳計

飜て財政狀態を考査するに郡及市町村の歳計は別とし府歳計に屬するもの大正十年度調定額左の如し（左記數字中に含む北多摩郡の分に付ては弧千歳兩村の除外計算た村稅附加標準に依りたり）。

府稅收入	一、二一八、五三七円
地租割	三四二、一五三
府稅營業稅	五一、六三五
雜種稅	二一八、〇五四
國稅營業稅附加稅	八八、七九三
賣藥營業稅附加稅	一〇
所得稅附加稅	二一、三四四
家屋稅	八〇、二五五
戶數割	三四九、一一七
特別稅地租割	三六、二〇八
同國稅營業稅割	三〇、九六八
其の他諸收入	三二、九二四
計	一、二五一、四六一

他府縣との歳計比較

右の數字中府稅收入に對し府縣中の低位に在るものと對照するに大凡左の如し、但し他府縣の分に付ては同一年度の調定額を擧くること困難なるに依り便宜大正十年度當初豫算額を採ることとし、又東京府の分人口一人當は府稅を負擔せさる島嶼の人口は之を除きて算出せり。

	府縣稅	人口一人當
前揭東京府管下	一、二一八、五七三円	三、九五五円
沖繩縣	八三八、五九〇	九四二
鳥取縣	一、五三九、九一二	三、三八七

高知縣	一、九五四、二〇七円	二・九一三
山梨縣	二、〇二七、七八二	三・四七五
宮崎縣	二、一二七、五三四	三・二六八
香川縣	二、一三六、六八二	三・一五二
奈良縣	二、一七〇、八五二	三・八五四
岩手縣	二、二九四、四一七	二・七一四
青森縣	二、四一五、六六二	三・一九三
佐賀縣	二、四一七、七六七	三・五八八
福井縣	二、五〇七、三〇三	四・一八五
四十六府縣の平均	四、一五九、三五五	三・五六九

乃ち本件東京府管下に比して稅收入額の少きは僅に沖繩縣あるのみ。

以上要するに東京府の中東京都市計畫區域を除きたる殘部は面積、人口の外財政力に於ても亦全國府縣中の最低位に在るものなり。

尙參考の爲本件東京府管下の財政事項を其の隣接地域たる神奈川縣郡部と比照するに大凡左の如きものあり。

神奈川縣郡部との財政事項比較表

種別	東京都市計畫區域に入らさる東京府管下	神奈川縣郡部
府縣稅課稅率 宅地租附加（都市計畫特別稅を含む）	六九七厘	四六二厘
府縣稅課稅率 其の他の地租附加（同）	一、五二一	一、一二九
府縣稅課稅率 國稅營業稅附加	六五七	四七八
府縣稅課稅率 所得稅附加	六〇	五九
府縣稅課稅率 家屋稅	一〇、九九六	七、八二〇
府縣稅課稅率 戶數割	七、八七〇	五、一六八
府縣稅課稅率 自轉車	三、五〇〇	二、六〇〇
府縣稅課稅率 雜種稅 荷積大車	三、五〇〇	六、〇〇〇
府縣稅課稅率 雜種稅 荷積小車	二、一〇〇	四、〇〇〇〜一、八〇〇
府縣稅額 一世帶當	二二・一一三円	二〇・五〇八円
府縣稅額 一人當	三・九五五	三・七八二
國稅額（地租、營業稅及所得稅） 一世帶當	一四・四四一	一八・七七一
國稅額（地租、營業稅及所得稅） 一人當	二・五七六	三・四五八

一　附加稅課率は國稅一圓に對するもの家屋稅及戶數割は一戶當雜種稅は一輛に對するものを示す。尙雜種稅は主なるもの數種を採れるに過きす。

三　島嶼に關する事項

島嶼の位置名稱　東京府管內の島嶼は前揭の如く伊豆諸島及小笠原群島にして其の位置及各島嶼の名稱等附屬圖面中に別揭を以てせり。

島治機關　島嶼の管治機關として伊豆諸島に大島及八丈の二島廳、小笠原群島に小笠原島廳あり、各出張所を設く。東京市より大島島廳へは六十八浬、八丈島廳へは百六十二浬、小笠原島廳へは五百四十一浬の距離とす。

交通　伊豆諸島中主なる港へは東京府補助金を得て東京市靈岸島間に汽船の航行あり、別に靜岡縣下田港よりも往復す、靈岸島より其の直近の島嶼へは十時間內外を以て達するを得。小笠原島へは回數僅少なるも東京府及國庫補助金を得て橫濱より出航す。

財政　小笠原群島の財政は一部國庫の負擔に屬するも伊豆諸島は全部島嶼の地方費にて處辨す、島嶼に對する東京府費負擔は前記航海補助費二萬四千圓の外若干の開墾助成及產業改良補助費とす、府經濟に收入するものは皆無なり。

府の營造物　島嶼に存在する東京府主管の營造物としては小笠原父島に感化施設修齊學園あり、大正十一年度經費一萬四千八十六圓の豫算なり。

主要產業　島嶼の主要產業は伊豆諸島の畜牛、小笠原群島の製糖とし、前記の產業改良府補助金亦此の兩事業勸奬の爲に支出せらるるものなり。

四　三多摩郡移管の沿革

移管の範圍　東京都市計畫區域に入らさる東京府管下は既揭の如く一市三郡及島嶼なるか、此の中島嶼を除きたる爾餘の全部は都市計畫區域に入れる北多摩郡砧、千歲の二村と共に所謂三多摩郡と稱せられ（八王子市は大正六年市制施行以前は南多摩郡に屬したり）、曾て神奈川縣の管轄に屬したりしも明治二十六年東京府へ移管したるものに係る。今之か移管の經過を知ることは新帝都の區域を考查する上に多少の參考たるへきを以て其の大要を揭くへし。

移管の法律　三多摩郡の移管は明治二十六年三月法律第十二號東京府及神奈川縣境域變更に關する法律に基くものにして該法律は六條より成れるも第二條以下は殆

と經過的規定に屬し特に錄するの要なし、乃ち第一條、神奈川縣下武藏國西多摩郡北多摩郡南多摩郡ヲ東京府ニ移ス」を以て該法の骨子とす。此の法律は其の第六條に依り明治二十六年四月一日より施行せられ以て今日に至れり。

移管の理由

前記法律案は明治二十六年二月政府より提出せられたるものにして附するに左の理由を以てせり。

神奈川縣西多摩郡北多摩郡南多摩郡ヲ東京府ノ境域ニ移サントスルハ主トシテ東京市飲用水路ノ關係ニ於テ事實ノ必要アルニ依ル。抑東京市街飲用供給ノ第一タル玉川上水ハ其源流ヲ山梨縣下甲斐國北都留郡ニ發シ神奈川縣下武藏國西北多摩ヲ貫通シテ始メテ東京ニ入ル。其流路貳拾有餘里ニシテ神奈川縣下ニ屬スルモノ拾里ニ下ラス、又其上水ノ平水流量ハ西多摩郡羽村堰入口ニ於テ水量毎秒時四百四拾一立方尺ニシテ上水路ヲ經テ東京市ニ達セシムルモノトス、然ルニ實際ニ於テハ其東京ニ達スルモノ僅ニ其一分ノミニシテ餘ハ上水路左右拾九箇所ニ分水シテ五郡數拾村ノ需用ニ供ス。是則從來ノ割合ニシテ目今水道改良ノ設計亦之ニ同シ。然ルニ近來水源往々涸渇シ定量ヲ得難キ而已ナラス去ル二十一年二月ノ如キ多摩川本流僅ニ百八拾立方尺即上水ノ平水流量ニ比シテ其半ニ及ハス、本春ノ如キ亦然リ、此ノ如キ場合ニ會スレハ不得已市外灌田飲料兩用水ノ幾分ヲ減殺シ或ハ分水樋口ヲ閉鎖シ僅ニ市民ノ需用ニ應セシムルカ如キ慣行ニ依リ一時急ヲ濟フ手段ヲ取ルニ過キス、而シテ多摩川ノ源流ハ幾多ノ細流數方里ヲ跨ヒ其地ヤ大概民有ニ屬セルヲ以テ常ニ其樹林ノ榮枯繁凋ハ直ニ水量ニ影響ヲ及ホス事頗ル大ナリト雖モ流域監督ニ就キ東京府管外ニ在テ東京府ノ施行スル處羽村以下久我山ニ至ル上水路五里内外ニ止マリ、其敷地以外及引入口以上ハ舉ケテ神奈川縣ニ屬スルヲ以テ同縣ニ委託シ適取締上必要ニ際シテハ東京府令警察令等ヲ發スルモ要スルニ他管人民ニ向テ之ヲ遵守セシムルノ困難ナル常ニ充分ノ効果ヲ見ルヲ得ス、茲ニ其實例ヲ擧クレハ去ル十九年コレラ病流行ニ際シ神奈川縣下西多摩郡長淵村引入口ノ上流ニ於テ排泄物ヲ放下シタリトノ急報ニ接シ府下ハ素ヨリ御用水ニ萬一ノ變ヲ恐レ非常ノ警戒ヲ加ヘ下流ヲ橫斷シ辛クモ餘毒ヲ府下ニ注入セシメサルヲ得タルコトアリ。當時東京府ハ甚困難ヲ感セリ、又平日ノ監督ニ就テモ羽村堰通筏ノ如キ上水架設ノ橋梁修覆ノ如キ上水敷兼用道路修理ノ如キハ一ツトシテ其各村ヨリ神奈川縣ヲ經由シテ東京府ニ出願スルノ煩ヲ取ラサルハナシ、又水源ノ取締ニ就テモ神奈川縣ニ在テハ常ニ吏員ヲ置クノ必要ナクレハ之ヲ東京府自ラ爲スト否トハ其差幾許ソヤ、又多摩川沿岸ノ森林中採伐ノ法宜シキヲ失ヒタル痕跡アルモノ少ナカラサルニ依ルモ其利害ノ繫ル所實ニ明ナリ。故ニ水道改良ノ事業ハ日ヲ逐テ其歩ヲ進ムルノ今日ニ在テハ最水源ノ涵養保護森林濫伐ノ取締及流水或ハ河域ニ生スル衞生上ノ利害等ハ實ニ府下引水ノ事業ト離ル可ラサル關係ヲ有スルモノナレハ決シテ其管轄ヲ異ニスベカラサルコト明瞭ナリ、而シテ從來ノ沿革ヲ尋ヌルニ素西北南三多摩郡ハ現ニ東京府ノ境域タル東多摩郡ト合セテ一郡ニシテ其地形何レモ甲州街道ニ沿ヒ互ニ利害ノ關係ヲ共通シ百貨運輸ノ途概ネ

東京府ニ關聯シ殊ニ甲武鐵道ノ布設ニ從ヒ同府ノ來往一層ノ利便ヲ得現今神奈川縣ニ往來スル者ト雖モ先ツ途ヲ東京ニ取ルノ實況ナリ、故ニ此三郡ヲ移スハ獨リ水道ノ利害ニ關スル而已ナラス地勢自然ノ宜キヲ得ルモノナリ且今其管轄ヲ分合スルモ神奈川縣ハ現在郡數十五ニシテ西南北多摩ノ三郡ヲ除クモ一縣ノ境域及資力ニ影響ヲ及ホスノ虞ナク又東京府ハ現今ノ六郡ニ此三郡ヲ加フルモ其所管廣濶ニ過クルノ憂ナク又西北南多摩三郡ニ於テモ其負擔ヲ重カラシムルコトアラサルヲ信ス。

以上列記スル所是境域ヲ移ス理由ノ要點ナリトス、而シテ此境域變更ノ爲貴族院多額納稅者議員衆議院議員等ニ關スル事項ハ其逐條ニ就キ特ニ之ヲ記載ス。（之に次て關係地域の議員資格等に關する經過的事項の理由を附す）

移管法案の議事經過　衆議院

而して此の法律案は衆議院上程後其の委員會に於ては原案否決の結果となれるも二月二十八日委員報告の本會議に於て贊否の間僅少の差に依り原案に復活したるものなり、其の否決の理由として委員長の報告せる所を見るに(一)上水取締のことか本件移管を俟ちて始めて完きを得へしとの理由は之を發見するに苦む、固より水流地一帶の警察權を同一管轄に收むることは取締上に利便あるへしと雖斯の如きは普通行政上の留意に依りて期し得へく、必すしも府縣區域の變更を行ふの要なし(二)財政關係よりせは移管せらるへき部分及殘部の神奈川縣郡部共に住民の負擔增嵩を招來するの虞あり(三)移管せらるへき郡部住民の意嚮を察するに衆議院請願委員會に提出せられある本件關係の請願署名者は移管を希望するもの六百六十七人なるに之を希望せさるもの三千五百五十二人に上れること及移管を非として三多摩郡內村長の辭職せるもの極めて多數なるの事實其の他一般に關係地域內人心動搖の狀況あるに徵して本件移管は關係住民大多數の意思に非さるものと認むと謂ふに在り。

貴族院

衆議院に於て可決したる右法律案は卽日貴族院に廻付せらるると共に更に政府より該案は緊急の事件なるを以て議院法第二十七條但書及第二十八條但書に依り議決せらるへき旨の要求あり、乃ち貴族院は之に基きて委員付託を省略し何等の議論なく卽日原案を可決したり。

図11図

東京府管内圖

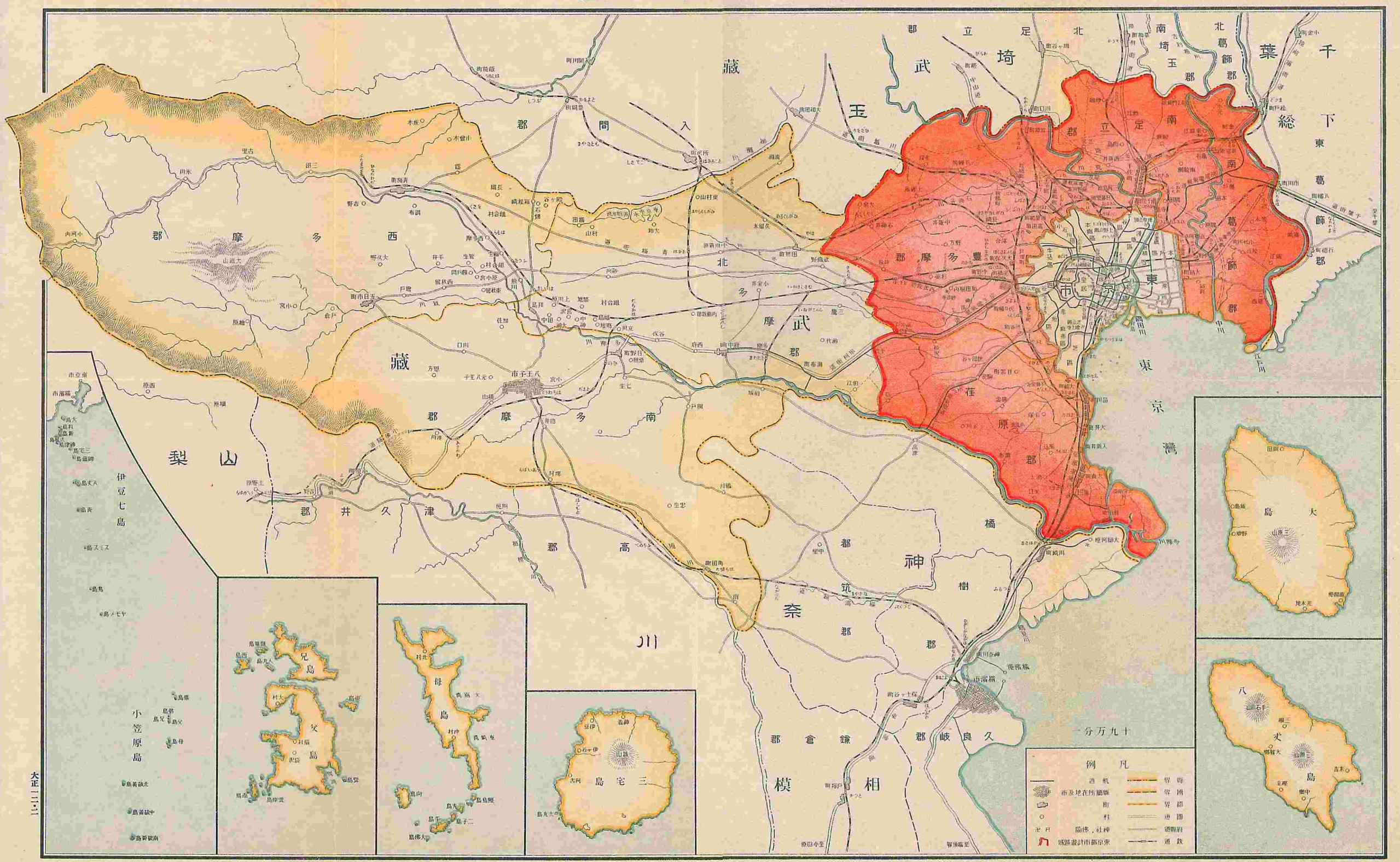

東京府近縣圖

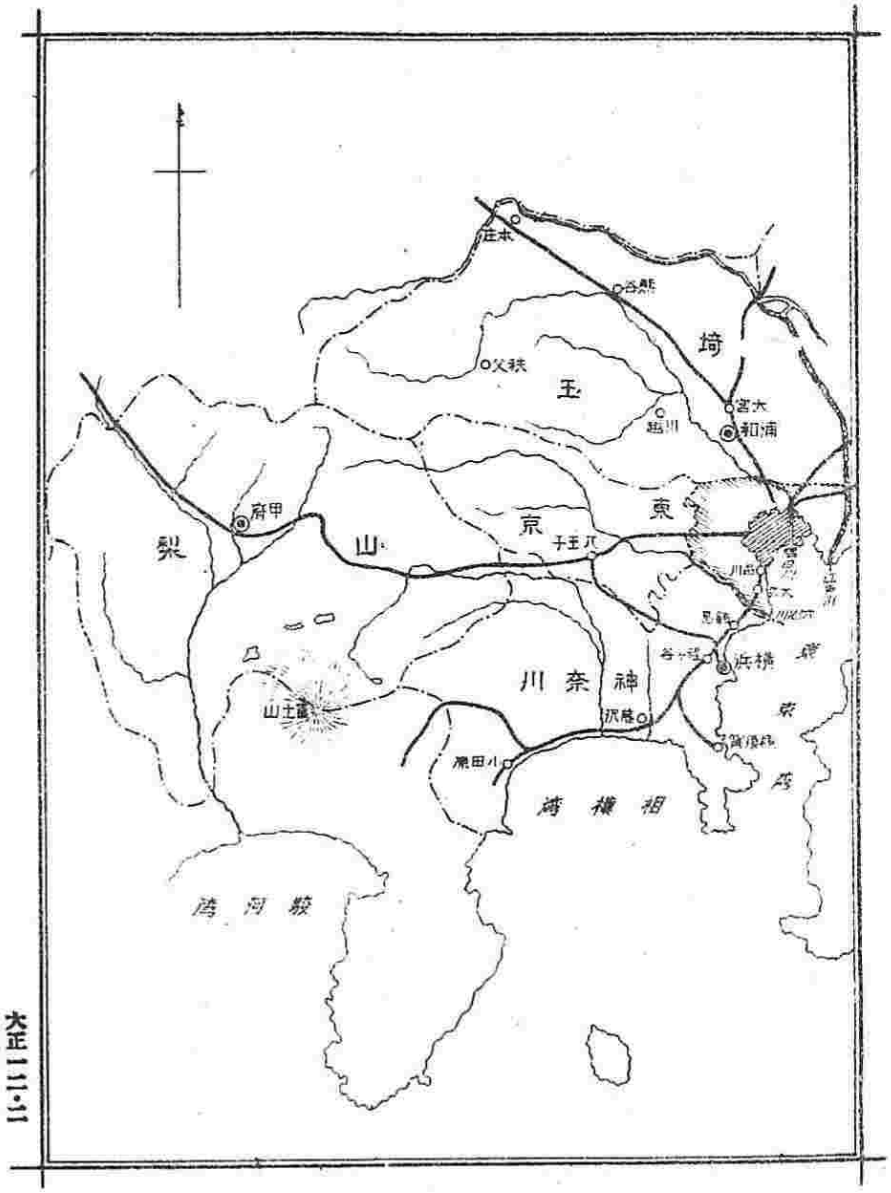

大正二二・二

第七　東京府と帝都との關係

一　序　說

題目の意義

東京府及東京市間に於ける制度上の關係は普通の府縣と市との間に於けるものに比し特に異る所なきは言を俟たず、唯警察權所在の關係に於て例外を見るへく、其の他本資料冒頭（一頁乃至四頁）に揭けたるか如く他の數府縣又は數市と共に地方制度一般の例に對して若干の例外を爲すものあるのみ、從て玆に述へむとする所は兩者法令上の事項に非す、其の現行制度の結果として地方事務の處理關係か實際上如何なる狀態に在るかを明かにせむと欲するものなり。

觀察の方法

東京府の存在と帝都との關係に付ては自治體たる東京府に對するもの及監督官廳たる東京府知事に對するものの二個の方面より觀察するを至當と認むるか故に適宜分別して記述すへく、尙前者に關しては府經濟組織の基本たる所謂三部制の性質及內容等を闡明するの要あるに依り先つ以て其の沿革及現況を揭けむ。

二　府經濟三部制の沿革

三部制の根據たる現行法規

府縣制第百四十條は從前郡市經濟を異にしたる府縣の財產處分に關する規定は內務大臣之を定むへく、又特別の事情ある府縣は勅令の定むる所に依りて市部郡部の經濟を分別し市部會、郡部會、市部參事會及郡部參事會を置き其の他必要なる事項に關し別段の規定を設け得ることを定む。此の規定に基き明治三十二年勅令第二百八十五號及內務省令第二十五號を以て東京、京都、大阪、兵庫、神奈川、愛知及廣島の七府縣に所謂三部制を施行せらる。

現行法規以前の三部制

右の如く現行の規定は明治三十二年の制定に係ると雖三部制其のものは從前より行はれたるものにして之か沿革を知ることは現制を如何に處理すへきかの考究上極めて重要の事柄なるに依り左に大體の經過を記述すへし。

東京府經濟三部制の發端と見るへきものは恐らく明治十二年一月府會議決の郡部地方稅分離條例なるへし、茲に其の全文を揭くると共に當該議案の說明を併記せむ、蓋議案說明は三部制の根據を述へて詳なるものあり、好個の資料に値すと認むるか故なり。尙條文及說明中に區と謂へるは現在の市に該るものにして舊市制施行以前は總て區と稱したり、又六郡とあるは其の當時の郡部全體にして明治二十六年に神奈川縣の一部を府に編入替をなせし以前は六郡たりしなり。

郡部地方稅分離條例

郡部地方稅分離條例

第一條　郡區地方稅ノ經濟ヲ分離シ郡ノ經費ハ六郡ヨリ徵收スル地方稅ヲ以テ之ヲ支辨シ區ノ經費ハ十五區ヨリ徵收スル地方稅ヲ以テ之ヲ支辨スル事

第二條　郡區經濟ヲ分離スル以上ハ營業稅雜種稅ノ種類制限ニ付之ヲ取捨斟酌シ及土地ニ課シ戶數ニ課スル金額ヲ定ムル等郡區各其適度ニ從フ事

第三條　經費ノ內郡區合一ニテ支辨ス可キ者ハ左ノ割合ヲ以テ郡區支辨ノ額ヲ定ムル事

一　警察費　　郡區ノ人口ヲ目安トシテ割合區ハ郡ノ一倍ヲ支辨スルモノトス

一　貧院費　　郡區ノ戶數ヲ目安トシテ割合支辨スルモノトス

一　府會諸費　　右同

分離條例議案說明

議案說明

本案ノ要旨タル郡區地方稅ノ經濟ヲ分離シテ互ニ適宜ノ經濟ヲ爲スニ在リ左ニ其旨趣ヲ詳明ス

抑本府六郡ノ地ハ概ネ村落ニシテ農民多ク之ニ居ル市街ノ村落ニ於ケル農民ノ工商ニ於ケル其景況情態ヲ殊ニスル固ヨリ言ヲ待タサル所故ニ地方稅ノ經濟ヲ爲スニ當リ市街村落各其適應スヘキ經濟ヲ爲シ始テ其當ヲ得ヘキナリ是分離ヲ要スル所以ノ一ナリ本府十五區ノ地ハ舊江戸府内ト稱シ明治元年東京ト改稱セラレシ區域ニシテ住民八十萬ニ及フト雖モ街衢連續塵舖密接氣脈相通シ利害相共ニスルノ一部園ト稱スヘシ故ニ一個獨立シテ其經濟ヲ行フモ更ニ不足アル事ナク加之他ノ牽制ヲ受クル事ナクシテ大ニ經濟ノ便ヲ得ルアラントス是分離ヲ要スル所以ノ二ナリ本府六郡ノ地ハ土地廣濶人家稀疎住民多クハ田園ニ依テ產ヲ立ツ故ニ其戸數十五區四分ノ一ニ過キスト雖モ地價ヲ有スル殆ト區ニ讓ラス而シテ府稅ノ納額ニ至テハ實ニ僅少タリ十五區ハ全ク之ニ反シテ戸數太タ多ク他價太タ少ク府稅ノ額ハ郡ニ十倍ス若シ郡區ヲ分タスシテ之カ經濟ヲ爲ス時ハ營業稅雜種稅ヲ徵收スル必ス同一ナラサルヘカラス地ニ課シ戸ニ課スル金額ヲ定ムル亦殊異アルヲ得ス强テ同一ノ方法ヲ施行スル時ハ郡ニ適スルモ區ニ適セス區ニ宜キモ郡ニ宜カラサルノ遺憾ナキニ非ス是分離ヲ要スル所以ノ三ナリ東京ノ地タル全國ノ首府ニ位シ政府ノ在ル所内外人民ノ輻湊スル所道路橋梁ノ修造最モ堅牢ナラサルヲ得ス警察ノ設防災ノ備最モ周密ナラサルヲ得ス故ニ其費用ヲ要スル亦頗ル巨額タリ若シ郡村ト合シテ之カ經濟ヲ爲ス時ハ郡村其供給ニ堪ヘサラントス是分離ヲ要スル所以ノ四ナリ前陳ノ事情アルカ故ニ今日地方稅規則ヲ施行スルノ始ニ當テ先ツ郡區ノ經濟ヲ分離スルノ緊要タルヲ信スルナリ既ニ郡區ノ經濟ヲ分離スル時ハ經費ノ内郡區合一ニテ支辨スヘキ者ハ其互ニ支辨スヘキ割合ヲ議定セサルヘカラス是本案中第三條ヲ掲クル所以ナリ左ニ本條ノ旨趣ヲ詳明ス

本府ノ警察タル區内ノ配置實ニ周密ヲ極メ住民其保護ヲ受クル郡村ト同視スヘキニ非ス故ニ其費額ヲ支辨スル郡ニ倍スルモ過當ナラサルカ如シ貧院費ハ郡區ヲ論セス貧窮孤獨ノ者等ヲ救育扶助スル費用ニ屬ス故ニ郡區ノ戸數ニ應シ支辨シテ當然ナルヘシ其他將來郡區合一ニテ支辨スヘキ經費ヲ生スルアラハ府會ニ於テ郡區ノ支辨スヘキ割合ヲ議定セシメ此條例ヲ增加スル事アルヘシ

太政官布告等の規定

次テ翌十三年には太政官布告に「區ノ地方稅ニ係ル經費ハ府縣會ノ決議ヲ經テ（中略）郡ノ經費ト之ヲ分別スルコトヲ得」とあり、其の翌年同しく太政官布告にて三府及神奈川縣は區部會、郡部會を分別すへきことを規定し、更に明治二十二年府縣制施行せらるるや其の第五十六條に於て三府の府會職權に屬する事件は市と市以外の部分とに分別議定せしむる爲、市部會及郡部會を設くへしと規定し、其の後府縣制改正に際し冒頭記述の通定められ以て今日に至れり。

市郡連帶費目及分擔割合の變遷

蹟て市部と郡部との分擔狀況を見るに費額か截然と區分せられて市部又は

郡部に專屬するものは固より特に論議すべき點なし、其の分擔上の問題たるべきは乃ち所謂市郡連帶費額として處理せらるる所のものなり。連帶費は最初は前揭分離條例第三條に明かなるか如く僅に警察費、貧院費及府會諸費の三目に止り其の分擔割合の定めも單純に戶口數を以て計算せられたるに過ぎさりしも、明治十四年に至りては分擔科目を增加すると共に分擔割合の定め方も漸く變化せるを見る、乃ち左の如し。

警察費（消防費水防費ヲ除ク）	郡區ノ戶數ヲ準トシ區ハ郡ノ二倍ヲ負擔ス
監獄費	同上
監獄建築修繕費	同上
衛生會費	同上
養育院費	郡區ノ戶數ヲ準トシ區ハ郡ノ四倍ヲ負擔ス
癲狂院費	同上
避病院保存費	同上
流行病豫防費	同上
府廳舍建築修繕費	郡區ノ戶數ヲ準トシ負擔ス
府會費	同上
浦役場及難破船費	郡區ノ戶數ヲ準トシ負擔ス
堤防修築費	半額ハ郡區ノ戶數半額ハ地價ヲ準トシ負擔ス但從前國庫支辨ノ分
日本堤修築費	同上
師範學校費	郡區ヘ派出スル生徒ノ員數ヲ準トシ負擔ス

其の後分擔科目の自然廢除及追加竝割合の更正等幾多の變遷あり、以て現在に至る。

現行の市郡連帶費目及分擔割合

三　府經濟三部制の現況

東京府經濟三部制に關し府令を以て定めたる府會、市部會及郡部會議決事件の分別現行のもの左の如くにして其の中府會の議定すべきもの乃ち所謂市郡連帶に屬する費目分擔割合竝收入割合の大正十一年度分次表の如し。此の割合は近年特に大なる變改の加へられたることなく、殆と定率たるに至れるの觀なきに非す。

三部會議決事件分別

府會、市部會及郡部會議決事件分別

(甲)市部會議決事件

一歲入豫算中市部ニ屬スルモノ

一歳出豫算中
警　察　費　市内及水上ノ警察ニ關スル諸費
警察廳舍建築費　同　上
警察廳舍修繕費　同　上
市町村傳染病豫防補助費　市内ニ關スルモノ
府費取扱費　市内ノ府稅徵收費ニ關スルモノ
財　産　費　市部ニ屬スル府有財産ニ關スル諸費
府　社　費　市内ノ府社ニ關スルモノ
行政執行費　市内ニ係ルモノニシテ他ノ費目ニ屬セサルモノ
府　債　費　市部ニ關スルモノ
豫　備　費　市部歳出ニ充ツルモノ
一前二項歳入歳出豫算各科目ニ關聯又ハ附帶ノ事件
一府稅賦課徵收方法　市部ニ屬スル府稅ニ關スルモノ
一營業稅雜種稅課目課額　同　上
一市部ニ屬スル特別經濟ニ關スルモノ

(乙)郡部會議決事件

一歳入豫算中郡部ニ屬スルモノ
一歳出豫算中

警　察　費　郡内ノ警察ニ關スル諸費
警察廳舍建築費　同　上
警察廳舍修繕費　同　上
土　木　費　郡内土木事業ノ一部（市郡連帶ヲ以テスルモノハ後掲東京府費分別ニ關スル考査中ニ表示ス）
郡市町村土木補助費　郡内ニ關スルモノ（荒川改良工事並利根川改良工事ニ附帶スル工事ニ關スルモノヲ除ク）
衛生及病院補助費　郡部内ノ衛生及郡立病院病舍ニ關スルモノ
市町村傳染病豫防補助費　郡内ニ關スルモノ
郡廳舍建築費
郡廳舍修繕費
郡役所費
救　育　費　郡内棄兒及窮民ノ養育ニ關スル諸費
諸達書及揭示諸費　郡役所ノ揭示場ニ關スル諸費
勸　業　費　農事試驗場、害蟲驅除豫防、耕地改良、農事改良、公有林野造林奬勵及測候ニ關スル諸費
勸業補助費　農會、桑園、耕地整理、製絲、製茶、機業、農業倉庫及養蠶組合及採種圃ニ關スルモノ
府費取扱費　郡内ノ府稅徵收費ニ關スルモノ
財　産　費　郡部ニ關スル府有財産ニ關スル諸費
府　社　費　郡内ノ府社ニ關スルモノ
町村長會補助費

行政執行費　郡内ニ係ルモノニシテ他ノ費目ニ屬セサルモノ

府債費　郡部ニ關スルモノ

豫備費　郡部歳出ニ充ツルモノ

一前二項歳入歳出豫算各科目ニ關聯又ハ附帶ノ事件

一府稅賦課徵收方法　郡部ニ屬スル府稅ニ關スルモノ

一營業稅雜種稅課目課額　同　上

一郡部ニ屬スル特別經濟ニ關スルモノ

(丙)府會議決事件

一市部會郡部會ニ屬セサル歳入歳出豫算及其ノ他ノ事件

市郡分擔割合表

市郡部部分擔割合表

科目	區別	大正十一年度合割	大正十年度合割	前年度比較增	割合標準
警察費	市	八分	八分一厘	一	戶數ヲ準トシ市部ハ戶數ノ二倍
	郡	二分	一分九厘		
警察廳舍建築及修繕費	市	八分	八分一厘	一	警察練習所費ハ配置數其他ハ戶數ヲ準トシ市部ハ戶數ノ二倍
	郡	二分	一分九厘		
土木費	市	五分一厘	五分一厘		
	郡	四分九厘	四分九厘		
砂防工事費	市	五分一厘	五分一厘		
	郡	四分九厘	四分九厘		
治水費分擔金	市	七分二厘	七分三厘	一	五分ヲ人口割五分ヲ前三個年度平均直接國稅割
	郡	二分八厘	二分七厘		
國庫納付金	市	七分二厘	七分三厘	一	五分ヲ人口割五分ヲ前三個年度平均直接國稅割
	郡	二分八厘	二分七厘		
河川改良工事附帶工事費	市	七分二厘	七分三厘	一	五分ヲ人口割五分ヲ前三個年度平均直接國稅割
	郡	二分八厘	二分七厘		
河川改良工事附帶工事補助費	市	七分二厘	七分三厘	一	五分ヲ人口割五分ヲ前三個年度平均直接國稅割
	郡	二分八厘	二分七厘		
府會議諸費	市	六分一厘	六分三厘	二	人口
	郡	三分九厘	三分七厘		
衞生及病院費	市	七分四厘	七分一厘	三	傳染病豫防費、トラホーム豫防費、結核病豫防費及娼妓病院費ハ人口、癩豫防費及癩療養所費分擔金ハ六分ヲ人口割四分ヲ前三個年度平均直接國稅割臥蛭豫防費ハ市五分郡五分其他ハ戶數ヲ準トシ市部ハ戶數ノ二倍
	郡	二分六厘	二分九厘		

科目	區別	大正十一年度割合	大正十年度割合	前年度比較増減	割合標準
市町村傳染病豫防費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	
教育費	市	六分二厘	六分三厘		學校費ハ半額ヲ戸數半額ヲ通學生徒數、小學校教員恩給金補充費及講習費ハ正教員數、小學校教員加俸賃金編入金ハ正教員及准教員數、公立學校職員年功加俸賃金編入金ハ公立學校職員數、社會教育費ハ人口、其他ハ戸數
	郡	三分八厘	三分七厘	一	
教育補助費	市	七分一厘	七分		東京府教育會補助ハ會員數、實業教育補助ハ實業學校經費豫算、市町村立小學校教育費補助ハ前三個年度平均學齡兒童數、私立中學校高等女學校及實業學校補助ハ尋常小學校卒業生徒數ヲ準トシ市部ハ其二倍
	郡	二分九厘	三分	一	
教育費	市	八分四厘	八分三厘		行旅病人及死亡人費並精神病者費ハ救助延人員、代用精神病院費ハ代用精神病院救助延人員
	郡	一分六厘	一分七厘		
諸達書及掲示諸費	市	三分三厘	三分三厘		公報配付部數
	郡	六分七厘	六分七厘		
勸業費				六	地方森林會費ハ市一厘郡九分九厘蠶業取締費、蠶絲業奨勵費、原蠶種製造費ハ市二厘郡九分八厘、森林苗圃費ハ市五分一厘郡四分九厘、畜産奨勵費、種畜場費ハ市八分四厘郡一分六厘、共進會品評會奨勵費、實業奨勵費ハ、水產奨勵費、同業組合及副業助成費、

	郡	三分	三分六厘		農產奨勵費ハ市五分郡五分、產業視察費ハ市六分六厘郡三分四厘、產業組合奨勵費ハ市二分六厘、郡七分四厘、商工奨勵費ハ市九分一厘郡四分九厘、產業從業員奨勵費ハ市六分三厘郡三分七厘、開墾助成費ハ市六分三厘郡三分六厘、島嶼產業改良助成費ハ市六分四厘郡三分六厘
勸業費之內博覽會費	市	九分一厘	○		
	郡	九厘	○		
勸業補助費	市	五分五厘	五分七厘		物產共進會補助ハ出品見込點數、小笠原島航海費補助ハ人口、產業組合中央會東京支會補助ハ產業組合數、造林補助ハ市五分一厘郡四分九厘、府山林會補助ハ市五分一厘郡伊豆七島航海費補助、蔬菜促成栽培費補助ハ市六分四厘郡三分六厘
	郡	四分五厘	四分三厘	二	
府費取扱費	市	六分六厘	六分七厘		前三個年度平均歲入豫算ノ割合
	郡	三分四厘	三分三厘	一	
府縣會建築及修繕費	市	六分七厘	六分九厘		戸數
	郡	三分三厘	三分一厘	二	
衆議院議員選舉費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	
府會議員選舉費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	

科目	區別	大正十一年度割合	大正十年度割合	前年度比較増	割合標準
府吏員職員費	市	五分四厘	五分六厘		官房所屬ハ市六分九厘郡三分一厘、衞生所屬ハ市八分一厘郡一分九厘、同業組合奬勵所屬ハ市八分九厘郡一分一厘、副業奬勵所屬ハ市五分郡五分、其他ハ關係費目分擔ノ割合
	郡	四分六厘	四分四厘	二	
廳費	市	五分九厘	六分		關係費目分擔ノ割合
	郡	四分一厘	四分	一	
財産費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	
土地收用費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	
府社費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	
府統計費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	
感化院費	市	九分	八分五厘		在院者延日數
	郡	一分	一分五厘	五	
社會事業調査費	市	六分一厘	○		人口
	郡	三分九厘	○		

社會事業補助費	市	七分	七分		感化院補助費ハ在院者延人員、其他ハ人口
	郡	三分	三分		
地方奬勵費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	
地方改良事業補助費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	
市町村吏員警戒審查會費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	
補償鑑定費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	
町村警備補助費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	
海外視察員派遣費	市	七分二厘	七分三厘		五分ヲ人口割五分ヲ前三個年度平均直接國稅割
	郡	二分八厘	二分七厘	一	
積立金	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	
史蹟天然記念物保存費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	

市部郡部收入割合表

科目	區別	大正十一年度割合	大正十年度割合	前年度比較增	割合標準
神職會補助費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	
上下水道補助費	市	五分一厘	五分一厘		
	郡	四分九厘	四分九厘		
都市計畫費	市	七分二厘	七分三厘		五分ヲ人口割五分ヲ前三個年度平均直接國稅割
	郡	二分八厘	二分七厘	一	
都市計畫地方委員會費	市	八分四厘	八分四厘		五分ヲ人口割五分ヲ前三個年度平均直接國稅額ヲ準トシ市部ハ孰モ其二倍
	郡	一分六厘	一分六厘		
府債費	市	七分二厘	七分三厘		五分ヲ人口割五分ヲ前三個年度平均直接國稅割
	郡	二分八厘	二分七厘	一	
看護婦組合補助費	市	九分一厘	○		半額ヲ看護婦組合數半額ヲ組合所屬看護婦數
	郡	九厘	○		
豫備費	市	六分一厘	六分三厘		人口
	郡	三分九厘	三分七厘	二	

市部郡部收入割合表

科目	區別	大正十一年度割合	大正十年度割合	前年度比較增	割合標準
財產收入	市	一分	五分九厘		農工銀行株式配當金ハ宅地鑛泉地池沼以外ノ有租地段別割、其他ハ歲出當該科目分擔ノ割合
	郡	九分	四分一厘	四九	
國庫下渡金	市	八分	八分一厘		歲出當該科目分擔ノ割合
	郡	二分	一分九厘	一	
雜收入	市	六分六厘	六分七厘		同右
	郡	三分四厘	三分三厘	一	
國庫補助金	市	五分五厘	六分二厘		同右
	郡	四分五厘	三分八厘	七	
國庫負擔金	市	七分二厘	七分三厘		同右
	郡	二分八厘	二分七厘	一	
財產賣拂代	市	五分一厘	六分三分		同右
	郡	四分九厘	三分七厘	一二	
分擔金	市	五分一厘	五分一厘		同右
	郡	四分九厘	四分九厘		
納付金	市	七分二厘	七分三厘		同右
	郡	二分八厘	二分七厘	一	

科目	區別	大正十一年度割合	大正十年度割合	前年度比較增	割合標準
寄付金	市	七分二厘	六分六厘	六	同右
	郡	二分八厘	三分四厘		
特別經濟繰入	市	八分	○		同右
	郡	二分	○		
博覽會收入	市	九分一厘	○		同右
	郡	九厘	○		

三部制の論理と東京府三部制の當否考察

三部制の根據は謂ふまでもなく發達せる都市及郡部間の利害關係其の他の狀態は著しく相異るとする點に在り。而して此の制度は兩者の分別か公平穩當なる場合に於て肯定せらるへきものなるも東京府從來の例及現狀は果して之に適へりや否や聊か疑なきを得す、從來一般に論議せらるる所は其の分別市部に過當にして郡部は之か當然の負荷に任し居らさるものと爲すに似たり。元來本件分別の基礎は必すしも負擔力に存せすして主として利害關係の程度を目途とすへきは制度の精神に顧み當然の事理と謂ふへく、乃ち若し市郡分擔の基礎か各自の負擔能力に置かるへきものとせは市郡一體に臨むに普通の處理方法を以てして克く公平應分の負擔を爲さしむるを得む、何そ三部制の如き別種の制度を設くるの必要あらむや。由是觀之三部經濟制の要求する所は市郡各其の利害の程度に適應したる負擔を爲すに在り、若し斯の如きを得すして分擔の偏倚を見ることあらは此の制度の實益は殆と之を存せさるものと謂ふへし。

市郡分擔割合に關する困難

連帶府縣費に對する市郡分擔割合に關しては單り東京府のみならす、他の三部經濟制を採れる府縣亦同樣に幾多の問題を生するか如し。從來分擔割合の正常ならさること明かなる場合に在りても容易に之か改正の行はれさるは、其の改正案の付議か府縣會議員定數の五分の四以上の出席を必要條件とする勅令規定の爲、市郡孰れかの議員に依りて開議を左右せらるるに起因すること各府縣共通の事象たるか如し。曾て神奈川縣知事より分擔制廢止方上申ありたるに基き主務省より他の三部制の府縣に向て廢止の可否を照會したる所廣島縣を除く四府縣は廢止に反對の意を表したるやに聞く、其の現制維持の理由は市郡財力の差異及利害關係甚しく相異ると謂ふに存するも、廢止困難の主因は寧ろ現狀變革の招來する政治的關係に在るものと思考し得さるに非す。

四　東京府の存在に伴ふ實際的諸問題

三部制に起因する弊

前述の如く東京府か三部制を採り市部に屬する事件は郡部と全く經濟を別にして之を處理し、府會に市部會あり、府參事會に市部參事會あるの關係は東京市と同一の領域内に同種の自治團體か重複的に存在するものに外ならす、唯實際問題としては偶市部經濟に屬する費目の大部分は現在の市行政に直接の交涉を有せさる警察費に屬するか爲特に大なる支障を見さるのみ。然るに府費の大部分を包有する市郡連帶經濟に至りては府市共に處理し得へき事務項目多樣なるの結果府市間の關係に付て論議すへきもの尠しとせす。

府市事業の性質

元來府縣と市町村との間には其の固有の事務に關して本質上の差異あるものに非す、唯市町村は下級自治體として自ら局部的且第一次的の事務に任し、府縣は之に比し稍普遍的にして多くは市町村各自の單獨處理に適せさるか若は其の能くする所に非さるの事務に任すへきの差あるのみ、其の實質に至りては卽ち共に同一の目的を有する公共事務たり。今例を以てせは中等學校、專門學校及病院等の經營は市町村各自の獨力を以て爲し得さるを常態とするのみな

らす或は單獨には之を必要とせさる場合亦尠からさるへし、從て斯の種の事業は自ら市町村の集團たる基礎に立つ府縣か之を行ふこととなり、或は各市町村か一團と爲りて利害の關係を共通する砂防、河川及幹線道路の如き諸施設亦關係市町村を包含する府縣の手に依りて處理せらるるに適す。故に凡此等の運用は市町村の力薄弱なるか若は單獨に施設するの必要を感すること緊切ならさる場合に在りては同級自治體の組合を以てするか、然らすむは多數自治體を包含する上級自治體の手に依りて行はるるを普通とす。

東京市の實力

然るに都市の狀勢東京市の如きに至りては全く趣を異にせさるを得す、卽ち各種の施設に對する需要は其の範圍及規模に於て多くは府縣の上に在り、財力亦一般府縣を凌駕すること大なるを以て此の需要を充たさむか爲には普通市町村に於けるか如き多數團體集合の力を利用するの要なく又他團體の需要と合して別に新なる需要を形成するの餘地を存せす。今東京府費の支出を見るに東京市の區域に關する主たるものは謂ふまてもなく警察費及敎育費なるか、就中敎育費に在りては其の關係施設には中學校、高等女學校及實業學校等あり、此等の施設は相當發達せる都市に非さる限り、一般市町村は其の獨立經營を必

敎育事業に關する事例

要とする程度の入學者を有せさるを普通とするか故に府縣經營の意義生すへきも、東京市の如く市内在籍の中等學校入學志望者を處理するの困難今日の如きに於ては固より他町村と共同處理するの餘地なく、又豈他の施設に俟たしむるの要あらむや。更に師範學校に付て見るも東京市か毎年新たに要する小學校教員數は約百三十學級（一學級定員を制限外にて收容するものとして）に應するものたるへく、之に異動補缺の員數等を加ふれは年々約五百人見當の教員を新規採用するの實情に在り、されは現在東京府三師範學校の供給全數を擧けて用ふるも其の半にも達せす。斯の如き關係に在る東京市か少數の需要あるに過きさる一般市町村と同しく自ら何等の供給手段を有せさるか如きは決して正常の事態に非す、乃ち東京市は自己の手に教員養成のことを處理し能はさるの結果其の要員を充たし得さるか爲、姑息の方法に依りて辛うして必要に應しつつあるなり。

本來東京市の如き大都市の小學教育は小市及農村の夫れに比し自ら趣を異にすへきは言を須ひさる所なるに、現制に見るか如く將來小學校教員の任を東京市に採る者も農村に採る者も齊しく同一方法の下に養成せらるることは東京市の立場よりせは其の希望に遠さかること甚しきものあり、此の關係は東京市以外の東京府管下乃ち都市に非さる部分より見るも亦同樣なりと雖、是に在りては前述せる東京市の教員需要狀態に比して程度の差大なるものあるへし。若し東京市自ら教員養成の事業に當らむか、克く都市教育に適する養成方針を採り得へく、其の結果は地方行政中最も緊要にして且費額の大なる義務教育に甚大の影響を與ふるものなるを疑はす。東京市は大正十年來相當の經費を投して教員講習所を施設したるか、惟ふに其の目的とする所は學力補充の講習機關たらしむるに存せすして師範教育の實を擧けむとするに存すへく、然らは卽ち如上の必要を明かに語るものにして實に府市の關係に於て輕々に看過するを許ささるなり。

衛生勸業等の事業に關する事例

以上の外保健、防疫、商工奬勵、感化、社會事業等孰れも東京市單獨に處理するに充分にして殆と經營の限度を知らさる實情なるに拘らす、別に東京市以外の團體か同しく東京市の區域に依りて自治作用を行ふと共に此の大都市を他の市町村と一束として連帶的自治を行はしむるか如きは地方制度に對し劃一主義を採る我現行制度の下に於ては避け難き所なりと雖熟ら實相に顧みて甚た不自然の感なくむはあらす。

府市併存に付ての結論

東京市は諸種の施設經營に付其の區域内の要求に應するに敢て他の市町村の參加合同を必要とせさることは既に述へたり（此の立言は附近町村編入の要を高調することに對して矛盾するものに非す、卽ち兩者は全く觀念を異にし前者は完全なる一單位の對外關係にして後者は一單位の内容充實完成の問題なり）、然らは連帶の方法は東京市に對して財力の補給を齎らすものなりやと謂ふに固より然らす。事態既に斯の如しとせは東京市の區域に對し府市二重の自治作用か竝ひ行はるることは尠くとも東京市自存の點より見て別段の意義及實益を有せさるものと謂はさるへかす。

府市併存關係の引例解説

東京府の存在と東京市との關係は前述する所に依り大體推知し得へきものと思料するも尚二三の考査を試みむ。

負擔の不公平複雜

(一)府市の併存は市民の負擔をして不公平複雜ならしむ。府稅及市稅は特別稅を除けは同一の課稅物件を目的として賦課す、此等の中には法令直接の規定に依り課率に一定の制限存すと雖特定の場合には其の制限を超へ得るのみならす或は全然制限の存せさるものあり、從て府及市は其の課稅權を行ふに當り各種租稅上の原則に忠實ならむとするも兩者の課稅に付ては何等の連絡統一あるなく爲に其の運用の實際は單に各自の權限内に於ける需要の充足を庶幾するに止り、府市稅を合して通觀せは或は幾多不合理の結果となるを免れす。卽ち府は自己の歳計に應する課稅を爲すに忙しくして市稅の方面を顧みるの遑なく、市も亦府稅か如何に課せらるるかに付て特別の考慮を拂ふことなく其の許されたる範圍に於て自己の歳計に應すへき賦課を爲すを普通とす。斯の如く規定及實際に於て彼此相連絡し相互調節の方法を講することなきの結果は或は一部には不當に輕く一部には不當に重き賦課を爲す等のこと發生し易し。例へは府稅營業稅、雜種稅、家屋稅等に付其の課稅範圍及課率か府に於て頗る公平完全に規定せられたる場合に在りても、之か組立てに何等の責任を有せさる市は其の附加稅を課するに當りては必すしも府か租稅立法上に拂ひたるか如き注意を用ふるものに非すして多くは唯自己歳計の都合に支配せられ、法令の禁せさる限度に於て只管收入の大ならむことを圖るは實例の屢示す所なり。左れは若し府稅の組成完全ならす偏重偏輕の缺陷ある場合に在りては、假令市に於て之か補正調節の意を有するも均一附加を原則とする以上容易に行はるるを期すへからさるに依り偏重偏輕の度は愈强からむとするを常態とす。斯の如きは固より現行制度

の下に在りても必すしも絶對に避け難きの事象に非すして、法規の作用と府市當局の用意とに依り大なる遺憾なからしめ得さるに非さるへしと雖、而かも實際に於ては之を望むこと殆と不可能なり、彼の一部の單一稅理想論者か單一稅の長所として擧くる所のものは採りて以て我府市稅の現狀變革の上に應用し得へし。

而して假に右等の憂なしとするも府市稅併立の結果は地方稅の體系をして徒に複雜ならしめ、租稅の理想とする明白確實の原則を行ふに於て甚た妨けあり、同種の地方公共事務に對する費用の負擔に付て納稅著は二種の賦課を受け、其の追加、更正、督促、滯納處分等孰れも二樣に處理せらるるか如きは賦課及負擔の兩方面より見て共に甚しく複雜なること言を俟たす、此の點に於ては現制の如く府稅の賦課徵收か市稅と同しく區長に依りて行はるることは府市各別個の機關に依るに比し優れること勿論なりと雖、府稅事務の處理委任は市其のものに對する關係頗る淺きに拘らす當該費用は總て市に屬せしめらるるの結果齟齬支障を見たるの實例なしとせす。若し夫れ府市稅の併立か最少徵稅費の大原則に背反すへき明白なる事實に至りては特に說明を要せさるへし。

以上記述する所の缺點は現今の府市兩稅を單一の課稅主體に歸屬せしむることに依りて之を除き得へし。卽ち同一自治權の下に統一的課稅を爲すに於て始めて克く地方稅を普遍的ならしめ、社會事情の要求する所に應はしめ、負擔能力に比例するを得しめ、徵稅費を尠からしめ、賦課徵收を簡短明白ならしむることを期待し得へきなり

府費分賦制の是非

或は府市兩稅併存に由來する弊害は所謂府費分賦制を適用し、地方稅は擧けて市の課稅に委し、府は府稅に代ふるに所要額を市に分賦することに依りて之を避け得へしと謂ふ者あらむ。乍併此の制度には別に新たなる支障の伴ふものあるを知らさるへからす、卽ち從來の實情か敎ふる所に依れは府縣は其の所要額を實行の極めて容易なる、而かも收納の極めて確實なる分賦の方法に依るときは自ら處理の困難なる課稅の衝に當らさることとなり、勢ひ事務費の膨脹、事業の濫設を誘致し易き結果に陷る。然るに他の一面に於て分賦を受くる市町村に在りては或は自己の事務を犧牲にして其の命せらるる額を納付する場合もあるへく、尠くも當初分賦額以外に屢追加の形式を以

て増額分賦せらるるか爲其の都度市町村の歳計は大なる惡影響を蒙り、延ひて納稅者に豫期せさる賦課を行ふの弊あり、是れ分賦制の帶有する最大缺點なり。此の事實は全國を通し一部的分賦を爲せるもの僅々四府縣に過ぎさることに依りても亦歸納することを得へく、要するに一弊を除きて更に新たなる弊を加ふるか如きは適當の策なりと謂ふへからす、況や府會の最も重要なる職務か課稅を議するに在りとせは之を他に委ねて敢て關與せさるか如き、決して議會制度の本義を貫く所以に非さるなり。

公共事業の實効減殺

(三)府市の併存は公共事務の實効を減殺す。府市の事務か同種の性質に屬するものなるは既に述へたり、從て現に兩者共に行へる諸般の施設、例へは市場及職業紹介所(現在の所謂府營市場及職業紹介所は公益法人の名義に屬すと雖實情に於て府營と見て可なり)、住宅、社會教育的講演講習、勸業、感化、各種團體奬勵及此等に關する將來の調査計畫の類は其の分立經營に代ふるに同一方針の下に益擴張振作することとせは、實際の緩急に應して時と所を誤らす處理最も宜しきを得るに至り、府市各別の努力と經費との集中に由る効果偉大なるものあるを疑はさるなり。

尙東京市か繰替ふる行旅病人及死亡人取扱費、精神病者監護費、徵兵旅費等は府に於て之を辨償し或は府を介して國より交付せらるるものなるか其の繰替年額は五六十萬圓の巨額に達するを以て辨償完了に至る迄の手續頗る繁雜にして或は數年の長きを要するものあり、而して府の辨償と謂ふも要するに市部府稅の負擔に外ならす、又國庫交付のものも府は單に其の取次を爲すに過きさるを以て畢竟兩者共に市直接の處理と爲すこと何等の妨けなく、乃ち現在の制度は徒に地方事務をして複雜澁滯せしむるに過きす。斯の如きは府市併存の現狀に於ても或は法規の改正等に依り弊害を除却すること不可能ならすと雖亦以て府市併存に由來する事務處理上の不便を示すに足るものあらむ。

冗費の傾向

(三)府市事務の合一は經費を減少せしむ。現在の如く府市兩者か同一目的に向て各同種の經費を設することは其の合一處辨の場合に比して不經濟的事實に陷ゐること一般原則に照し殆と疑なかるへし。先つ事務費に付ては所謂行政整理に於て屢見る所の局課廢合に依る經費節約の關係を府市事務の合一に適用することを得へく、又一般事業費に付ては材料用度の規格統整及大量購入竝融通運用の利便等を考へ得ると共に更に府市兩者の重複的施設を

避け實際の緩急に適應する手段を採ることより生する經濟的利益は蓋頗る大なるものあるへし。

府市事務の合一か如何なる程度に於て經費を經濟主義に就かしむへきかは固より推算を容さすと雖大正十一年度府普通會計豫算中府會議諸費、府吏員職員費、廳費等卽ち純然たる事務的經費のみに於て總額約百萬圓、此の中市部負擔約五十六萬圓を算する等の事實に顧みれは依りて以て節し得へきの額敢て尠少ならさるを感せすむはあらす。

前述する所は徵稅費に付ても亦同一たること勿論にして殊に現行の如く府稅徵收の事務か區長に委任せられあるに拘らす、府も亦自ら專務の徵稅機關（約四十人）を擁するの制度は理論としては特に非難すへきに非すと雖實績に徵すれは之を市長或は區長に支配せしむるの有効にして且經濟的なるに若かす。

要するに同一地域內に於て同一方向に在る各種の事務か分散して行はるるは經費の原則より見て甚たしく不利なり、府市事務の統合整理か誠意を以て組織的に行はるるを得は事務本來の目的を全ふすると同時に必すや市民の負擔をして輕減せしむることと何等の疑を容れさるへし。

事務統合上の一實例

(四)府市事務の統合を利とする實例。東京市內の道路は國道、府縣道及市道共に道路法制定以前より東京市に於て開設及維持するを例とせり。此の方法は市內の道路をして一定の統一的方針に從はしむるを得へく當然の措置として何人も怪まさりしなり。而して此の例は道路法の施行に依り他の五大都市にも亦適用せらるるに至りしと雖、夙に東京市に對して他の普通都市及町村に於けるか如く國、府縣道の經營と市、町村道の經營とか相異れる主體に依りて行はるるの例を適用すへからさりしことに付て異論なきものとせは他の一般行政に關しても亦同一に觀察するを得さるか、固より道路は種類の何たるを問はす相互極めて緊密の關係を有するものなりと雖是れ他の行政に於ても同しく主張し得へく、特に道路と他の行政との間に別段の區別を設くるの根據存せさるへし。

以上は唯綱要數點を擧けしに止り且其の或るものに付ては當に東京府市の間のみならす他の一般府縣と其の管內市町村との關係に對しても亦全く同一に適用すへきもの存するも、從來東京市特別自治制問題に付て府市の關係今日

の如きは適當ならすとする達觀論か一般に是認せらるる所なるに照應せは以て兩者の關係に對して判斷を下すに足るものあるへし。

現在の府市關係を變更することの困難

而して假に東京市をして東京府管外に立たしむることか東京市自存の爲に利益にして且正當なりとするも、他面に於ては之に相反するの現象を生し實施上幾多の支障あることを否むへからす、中に就き最も困難の問題は卽ち市郡連帶制を破るに起因するものなること言を俟たす。然るに市郡分擔の實際か既述の如き連帶制本來の精神に則りて行はるるものなるに於ては今東京市か此の連帶より脫するに際りて特に大なる支障を見ることなかるへき理なるに、事實斯の如きを得さる所以のものは卽ち分擔割合か市部の負擔力に偏倚するを示すものに非さるか、從來に於ける東京市特別自治制問題の停頓に最も力を與へしものの一は實に此の間の事情なりとす。

五　監督官廳たる東京府知事との關係

現在監督制變更の必要

東京市に對し所謂二重監督を不必要なりとする一部の論は必すしも市の自尊心若は面目觀より立言せられつつあるものに非すして相當根據の存するを認めすむは非す。

先つ東京市は首都として其の行政は一國の政治、產業、經濟其の他凡ゆる文化に對し最も深くして且直接の關係を有するに依り其の地理的關係と事務の性質とに於て國の直接機關をして監督せしむるに適し、特に地方的事情に基く監督卽ち地方行政の監督に依り府知事の如き地方行政機關を仲介經由するの必至の理由に乏きものと謂はさるへからす。

更に東京市の如き大都市に在りては普通の事務は固より、道路、軌道、上下水道、築港等大規模の事業頗る複雜多端にして其の財政は甚た膨大なり、從て各部の事務事業は各專門的知識と技能とに俟つこと實に大なるを以て其の監督機關も亦之に應するの組織たらさるへからす。然るに之を我國現在の行政組織に於て第一次監督機關に望むことは殆と不可能に近かるへく、若し地方官官制に特別制度を立て東京府廳の組織を擴大充實するに於ては或は之に應するを得へけむも、斯の如きは最高監督機關と共に二重の人的及物的の設備を要することとなり、徒に無用の經費と事務とを增嵩するの結果を見るに過きさるへきに依り、寧ろ特殊事項を管掌し、市の事務事業に對し充分の監督を爲し得へき最高

監督機關を充實して直接に監督をなさしむるの簡捷有効なるに如かさるへし。

東京市をして二重監督制より脫せしむるの實益として其の最も大且直接的なるは謂ふまてもなく市行政の敏活を期する點に在り、府知事の監督作用か極めて敏速に行はるるに於ても手續、往復等尙且相當の時日を要すへきに、既に述へたるか如く專門的智識と技能との完備を望み難き現制の下に在りては市務の膨脹に伴ふ監督件數の增加と相俟ちて、自ら處理の澁滯を來たし爲に市行政の遂行に障碍を與ふること尠しとせす、從來の例に徵するに許可事項にして府知事の指令又は府知事より最高監督機關への進達調査に數十日或は數月を要せしもの尠からさると共に實際の經過に於て最高監督機關の監督のみを以て足ることを立證せるの事例亦乏しからす。斯の如きは之を監督作用の怠慢に歸するは當らす、多くは極めて自然の結果のみ、以て前述せる所と照應して所謂二重監督の缺點及其の因る所以を知るへきなり

以上は主として市務の敏活を期する點に立ちて現制の不適當なるを觀察したるものなるか更に現行制度には別種の缺點あるを指示することを得へし。

例へは市內の河川に對する行政關係は道路と異らさるのみならす、其の之を利

害の最も緊密なる行政廳の管理に俟たしむるの理由或は道路よりも更に一層大なるものあるに拘らす、事茲に出てすして其の維持に付ては市之に任するも其の管理權の宗たる使用許可權か府知事に屬するの類は理論上及實際上共に甚しく不當なり、水害防禦、水運の利用及河川の私的使用方法等の如何は市民の利害に痛切の關係あり、且維持經費の處辨に緊密の交涉あること勿論なると同時に一面市の管理する河岸地、物揚場其の他運輸政策上の諸營造物との關係等亦大に考慮すへきものなるに、前述の如く使用許可權か市長に屬せさるの結果は時として支障甚大なるを感することあり、殊に市の管理に屬すへき東京灣築港の計畫及其の完成後に於ける機能の發揮上現制か如何に不便不利なるかは想像するに難からす。凡斯の如きの事例は道路の管理か市長に屬することと對照して容易に其の是非を判斷し得へきなり。

更に一般市民か府知事に求むへき許可、認可其の他各種の行政作用は區長或は市長を介すへきもの多きを以て動もすれは處辨の敏活を期し得さるの憾あり。又府知事か區長に對して直接に其の事務を委任する場合に區長の體する市行政の方針と扞格を來たし、爲に府知事、市長及區長の間に種々複雜なる關係

を生し處務上支障を見たるの例なしとせず、此等は孰れも府知事の權限を市長に移付することに依りて簡捷利便ならしむることを得へし。

現在監督制維持說

上來述ふる所の監督機關たる府知事と市との關係は多く府知事の監督を撤廢することに由りて生すへき實益の點を觀察したるものにして固より他面には現制の維持を主張するに資すへき事項存するを看過すへからず、或は地方行政監督の周到を期する點に於て監督機關の重複は之を避け難しとの見解あるへく、或は市内の區に對する市長の監督を不可とし依然現制の如く官廳組織ならさるへからすとの說も存すへし。然れとも要するに全國劃一的の監督作用か東京市の如き大都市殊に帝都に對して行はるるに當りては必すや何等かの矛盾を伴はさるを得さるは極めて自然の數なり。而して若し帝都特別制度を布きて自治體の地位を向上せしめ練達の首長を容易に擧け得ることとせむか現時の如き監督作用は必す變革せらるへきものなるを信せすむはあらす。

特別制度と監督制

六　總括

府市關係考

以上要するに東京府と帝都との關係は現に東京市か克く府市の能力を兼有するの故に依り一般府縣及都市間の例を以て律すへからさること及其の帝都たるの地位に於て監督上亦特別の處遇を必要とすることの兩方面に立ちて之を考察すへく、所謂二重監督の廢罷のみを主眼として府市間の問題を論するか如きは未た事案の根本に觸れたるものに非さるなり。

察上の要點

特別制度に伴ふ監督制の自然現象

尙既揭所論に基き東京府市の合一に由る新組織體をして府縣の外に置くことを帝都特別制度の內容たらしめむか、我國の如く府縣の自治區域と地方官治行政區域と同一にして地方長官卽ち團體首長たるの制度に在りては帝都の區域に付ては自ら地方長官を存せさるの結果となるへきに依り、一度府市合一の必至當然にして且之を府縣の地位に列せしむるの適當なるを是認せは、更めて特別の制度を設けさる限り此の點に於て既に府知事の監督作用は之を見さるの關係となるへし。

第八　東京府經濟分別に關する考査

一　序說

前章と本章との關係

東京府の存在か帝都の自治に如何なる關係を有するや、就中其の經濟に關し所謂三部制を採用するの結果として東京市に對し現に如何なる影響を與へつつありや等の事項は前章に之を概說したり。卽ち約言せは東京府市間の事情は一般府縣及市町村間の例を以て律し得さるの性質を帶有するものなると共に府費に對する市郡分擔上の實際關係に付ても亦論議の餘地なしとせす、而して帝都の存立を完ふせむと欲せは特別の制度を樹てて全國劃一的の支配より脫せしむることの至當なる所以を述へたり。今以上の推論に基き假に帝都をして府縣と同地位に立たしむへき特別自治制度の實施せらるる場合を想像し、之と現在東京府經濟との關係に付て數種の考査を試むへし。

現在市域に依る場合の考査

帝都特別制度布かるるも其の區域か現時の東京市域を出てさるものとして現在府費及收入の歸屬關係如何を見むとするは本件分別考査の第一なり。而して既に述へたるか如く府費の中市郡連帶を以て處辨すへきものに付ては其の分擔割合は必すや費目に對する市郡各自の利害程度を基準として定めらるへきものなるに依り、若し現在此の精神に則りたる分擔か行はれつつあるものとせは、市部經濟の費額に加ふるに此の市部分擔額を以てするものは乃ち茲に求めむと欲する所の府費額たるなり、換言せは特別制度實施の場合に於て東京市か當然繼受すへき府費の分量は現に東京市か市部經濟及市郡連帶經濟分擔額として負擔しつつある所の分量と同一たるへき理なるを以て、更めて此の點の考査を試むるか如きは或は無用の業に似たり。然れとも前揭の如く市郡分擔割合の當否に付ては從來議論あり、一般に市部の負擔に偏倚せるものと看做さるるを以て茲に收入事項と併せて一應考査せむとするものなり、從て此の考査は東京市を府の分子たることより脫却せしむる場合に於て歸屬せしめらるへき在來の府費額及關係收入を推定するものなると同時に、他面に於ては現在の市郡分擔割合の當否を檢すへき資料にも供せらるるものとす。

市域擴大の場合に於ける考査

次に帝都特別自治制度の實施か區域の擴大を伴ふものとして現在府費及收入の歸屬關係如何を見むとするは本件分別考査の第二なり。而して帝都區域擴大の程度に付ては現在の市域に近郊を併合する場合及東京都市計畫區域全體を其の區域とする場合の二個の假定を設け、之に依りて新帝都及殘部の東京府管下の各自に歸屬すへき現行府經濟の分別を試算すへし。

考査の假定

分別考査の方法に關しては次記當該個所に於て之を詳悉すへしと雖、分別の

事たる畢竟相對的のものに屬し觀點の如何に依りて歸結を一にせさるは固より言を俟たす、就中第一の考査に在りては所謂利害の程度に其の基礎を置くものなるか故に此の關係特に大なり、從て試むる所或は正鵠を得さるものなきを保し難きも大體觀察を爲し得は足れりとせむ。

二　現在の市域に依る場合の考査

分別方法

帝都の區域を現狀に採り其の當然の歸屬と認むへき府費及收入額を分別考査すること左の如し。

(一)大正十一年度東京府普通會計當初決定豫算中市郡連帶歲入出に對し末尾附屬計算表の如く市郡分別の計算を試む。

(二)所謂三部經濟中市郡分擔上に關し各種の問題を藏するは市郡連帶歲入出にして爾餘の二經濟卽ち市部歲入出及郡部歲入出は專ら市郡各個に關するものなること前章に揭けたるか如し、而して東京府の實際に在りても此の兩經濟は其の所屬上に付て特に論議すへきものなきを以て本件考査に別段の關係を有せす。唯兩經濟の歲入中起債收入に付ては豫算計上額の如何に關ら

す、實際費途別に依りて所要高を算定し以て本件考査に參照すること、せり、蓋起債收入の性質上斯くの如き試算を至當と認むるか故なり。

(三)末尾附屬の市郡連帶分別表を總括すると共に市部歲入出及郡部歲入出(收入に付て前記の試算を行ふの外各其の金額を市部又は郡部に專屬せしむ)を併せ揭け市郡結局の負擔關係を表示するに左の如し。

分別總括及市郡經濟併合表

大正十一年度東京府市郡連帶歲入出分別計算總括及市郡歲入出表

歲出

種別		總額	分別		
			市部	郡部	
市郡連帶經濟	經常部	七、六七五、九九二円	四、八一二、八六八円	二、八六三、一二四円	
	臨時部	九、七五六、三〇七	一、一七九、八六七	八、五七六、四四〇	
市部經濟	經常部	九、五九五、三八四	九、五九五、三八四	—	
	臨時部	一、三一一、七七二	一、三一一、七七二		
郡部經濟	經常部	三、七一〇、七四一	—	三、七一〇、七四一	
	臨時部	二、〇六六、四二七	—	二、〇六六、四二七	
計		三四、一一六、六二三	一六、八九九、八九一	一七、二一六、七三二	

歳入

種別	総額	分 市部	分 郡部
市郡連帯経済 経常部	二、〇〇〇、六一三円	一、五七三、四四〇円	四二七、一七五円
市郡連帯経済 臨時部	二、六二八、六三〇	一八五、七六五	二、四四二、八六五
市部経済 経常部	一七、二五三、九五一	一七、二五三、九五一	—
市部経済 臨時部	二八、三一五	二八、三一五	—
郡部経済 経常部	八、六七八、九二七	—	八、六七八、九二七
郡部経済 臨時部	二二、六三一	—	二二、六三一
計	三〇、六一三、〇六七	一九、〇四一、四七一	一一、五七一、五九八
差引歳入 過	—	二、一四一、五八〇	—
差引歳入 不足	三、五〇三、五五六	—	五、六四五、一三四
新起債豫算額	三、五一六、〇〇〇	一、九六五、〇〇〇	一、五五一、〇〇〇
再差引歳入 過	一二、四四四	四、一〇六、五八〇	—
再差引歳入 不足	—	—	四、〇九四、一三四
現在府税に對する割合	—	減 四二	増 六〇九
費途別に依る新起債額	三、五一六、〇〇〇	六二一、〇〇〇	二、八九五、〇〇〇

総括観察考査

乃ち右総括表に依れは假に起債收入豫算を除外して考査する場合には市部は二百十四萬一千五百八十圓の歳入超過にして、郡部は五百六十四萬五千百三十四圓の歳入不足を示すを以て從來達觀的に唱へられし所の市部分擔偏重説は强ち根據なきものに非さるを知るへく、更に之に加ふるに起債收入豫算額を以てせは市部の歳入超過は四百十萬六千五百八十圓に達し、郡部の歳入不足は四百九萬四千百三十四圓なるに至る。假に此の觀察にして誤なきものとし之を市郡利害の程度に適應したる正常割合に更訂することとせむか、市部は現在府税に對して約四割の減税を行ひ得へく之に反し郡部は約六割の增税を必要とする計算となる。

分別計算表

大正十一年度東京府市郡連帶歳入出分別計算表

歳入

經常歳入

經常部

科目	總額	分別 市部	分別 郡部	分別理由の大要
財産收入	九、二八六円	一、二八六円	八、〇〇〇円	
不動産收入	一、二八六	一、二八六	—	廳舍を市に屬せしむる結果なり
動産收入	八、〇〇〇	—	八、〇〇〇	農工銀行配當金、耕地山林の關係として全額郡部に屬せしむ
國庫下渡金	一、一三四、〇二九	九〇七、二二三	二二六、八〇七	警察費下渡金歲出の割合に依る
雜收入	八五七、二九八	六六四、九三二	一九二、三六八	
道路及並木敷使用料	二〇、四〇九	—	二〇、四〇九	郡部關係なるに依る
堤塘占有及川敷水面使用料	二七、五〇〇	—	二七、五〇〇	市内に約一萬圓の收入あるも向島堤防の維持費と相殺す
種畜種付料	二四	—	二四	農林學校の關係なるに依る
藥價及入院料	二〇〇、七八七	二〇〇、七八七	—	松澤病院關係歲出に伴はしむ
授業料及保育料	四五九、八八一	三八〇、〇四六	七九、八三五	關係歲出の割合に依る
中學校高等女學校入學試驗手數料	二四、八〇〇	二〇、六〇〇	四、二〇〇	學校所屬に伴はしむ
共他教育關係手數料	四、三一八	二、八五〇	一、四六八	教育費の割合に依る
屠畜檢查手數料	一五、〇〇〇	一二、〇〇〇	三、〇〇〇	現行分擔割分に依る
蠶種檢查手數料	五、一〇〇	—	五、一〇〇	郡部關係なるに依る
松澤病院診斷書料	七五〇	七五〇	—	病院所屬に依る
警察關係手數料	二、七六五	二、二一二	五五三	警察費の割合に依る
不用物品賣拂代	六、九〇五	三、二六四	三、六四一	內容に依り區分す

臨時部

科目	總額	分別 市部	分別 郡部	分別理由の大要
生產品賣拂代	七、三八五	三三三	七、〇五二	同前
土石賣拂代	二三、七三六	—	二三、七三六	郡部關係なるに依る
竹木雜產物賣拂代	一八三	—	一八三	同前
學費辨償金	二、八一八	一、五五〇	一、二六八	師範學校費の割合に依る
實科工業學校關係辨償金	一、〇〇三	一、〇〇三	—	關係歲出に伴はしむ
松澤病院關係辨償金	一六、二〇五	一六、二〇五	—	同前
代用精神病院關係辨償金	二一五	一八一	三四	關係歲出の割合に依る
警察關係辨償金	一、五一〇	一、二〇八	三〇二	同前
府廳舍關係辨償金	五、三三二	五、三三二	—	關係歲出に伴はしむ
共他の辨償金	五九二	一	五九一	主として土木工事の關係に依る
工業資本戻入金	四、八〇〇	四、一〇〇	七〇〇	學校の所屬に依る
感化院作業收入	一二〇	一二〇	—	關係歲出に伴はしむ
運用金利子	一四、〇〇〇	九、二四〇	四、七六〇	歲計の割合に依る
吏員職員納付金	一一、一六二	三、一五〇	八、〇一二	關係歲出の割合に依る
經常部歲入計	二、〇〇〇、六一三	一、五七三、四四〇	四二七、一七五	

科目	總額	分	別	分別理由の大要
		市部	郡部	
國庫補助金	二、三七七、三〇四円	一四五、〇五六円	二、二三二、二四八円	
警察費補助	一、五七二	一、二五八	三一四	關係歲出の割合に依る
道路改修費補助	一、九〇六、一七一	—	一、九〇六、一七一	關係歲出に伴はしむ
河川改修費補助	八三、七〇〇	—	一八三、七〇〇	同前
傳染病豫防費補助	二、二六五	一、八一二	四五三	關係歲出の割合に依る
癩療養費補助	一五、六三二	一〇、九四三	四、六八九	同前
トラホーム、寄生蟲結核豫防調査費補助	六、六六三	五、三三〇	一、三三三	同前
松澤病院費補助	二七、〇八四	二七、〇八四	—	關係歲出に伴はしむ
實業補習教育奬勵費補助	一一、六〇〇	七、七七二	三、八二八	關係歲出の割合に依る
行旅病死亡人費補助	五〇、〇〇〇	四二、〇〇〇	八、〇〇〇	同前
代用精神病院費補助	五六、五四二	四一、二七六	一五、二六六	同前
蠶業取締費補助	六、二五〇	—	六、二五〇	關係歲出に伴はしむ
原蠶種製造費補助	三、〇〇〇	—	三、〇〇〇	同前
種畜場費補助	七、六〇〇	—	七、六〇〇	同前
副業奬勵費補助	一、六八五	—	一、六八五	同前
農產奬勵費補助	七、二〇〇	—	七、二〇〇	同前
樹苗養成費補助	一、六五〇	—	一、六五〇	同前
副業助成費補助	一、五〇〇	—	一、五〇〇	同前
感化院費補助	三、八七七	三、八七七	—	同前
河川改良工事附帶工事費補助	二一、〇五六	—	二一、〇五六	同前
砂防工事費補助	二四、四二三	—	二四、四二三	同前
島村傳染病、トラホーム豫防補助費補助	一六七	—	一六七	同前
造林補助費補助	一、〇五〇	—	一、〇五〇	同前
感化院補助費補助	四、一一七	三、七〇四	四一三	關係歲出の割合に依る
隣保事業補助費補助	二、五〇〇	—	二、五〇〇	關係歲出に伴はしむ
都市計畫事業費補助	三〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇	同前
河川改良工事附帶工事費國庫負擔金	八九、四四三	—	八九、四四三	同前
財產處分代	三〇	—	三〇	主として郡部土木關係と認むるに依る
砂防費分擔金	一二、八一三	—	一二、八一三	關係歲出に伴はしむ
綾瀨川改修費分擔金	六〇、〇〇〇	—	六〇、〇〇〇	同前
荒川改良費納付金	二四、五八七	—	二四、五八七	同前
寄附金	二三、七四四	—	二三、七四四	同前
松澤病院基本金繰入	四〇、七〇九	四〇、七〇九	—	同前
臨時部歲入計	二、六二八、六三〇	一八九、七六五	二、四四二、八六五	
歲入合計	四、六二九、二四三	一、七五九、二〇五	二、八七〇、〇四〇	

歳出

經常部

科目	總額	分別		分別理由の大要
		市部	郡部	
警察費	一、七九〇、九九三円	一、四三二、七九四円	三五八、一九九円	娼妓病院駐在者の經費四、五六四圓を同病院費に移し現行分擔割合に依る
警察廳舍修繕費	二、七〇六	二、一六五	五四一	現行分擔割合に依る
土木費	五四四、五六四	—	五四四、五六四	郡部工事なるに依る
會議費	一二二、一三二	七四、五〇一	四七、六三一	現行分擔割合に依る
衛生及病院費	六四二、〇九二	五六二、六三九	七九、四五四	同前
結核豫防費	一七、五〇九	一〇、六八一	六、八二八	同前
癩療養所分擔金	五九、九四八	四一、九六四	一七、九八四	同前
松澤病院費	三三七、七五二	三三七、七五二	—	主として市部關係なるに依る
娼妓病院費	一四四、四二八	一一一、二一四	三三、二一四	所在地に依る
其他の衛生諸費	八二、四五六	六一、〇一八	二一、四三八	現行衛生及病院費分擔割合に依る
教育費	二、四六四、九四七	一、六三一、四九一	八三三、四五四	
師範學校費	五五〇、七四六	三〇二、九一一	二四七、八三五	小學校學級數に依る
中學校費	四七五、三七二	三七四、八二〇	一〇〇、五五二	所在地に依る
高等女學校費	二七四、九〇〇	二三四、二六二	四〇、六三八	淀橋町所在のものを市部に屬せしめ他は所在地に依る
機染學校費	五四、四三六	—	五四、四三六	所在地に依る
工藝學校費	一〇四、二三七	一〇四、二三七	—	同前
實科工業學校費	八八、九五七	八八、九五七	—	同前
園藝學校費	五八、九三六	—	五八、九三六	同前
農林學校費	五一、六八九	—	五一、六八九	同前
商業學校費	一三三、一九四	八五、二九六	四七、八九八	澁谷町所在のものを市部に屬せしめ他は所在地に依る
化學工業學校費	一〇七、九一八	一〇七、九一八	—	所在地に依る
學事諸費其他	五六四、五六〇	三三三、〇九〇	二三一、四七〇	人口割に依る
教育費	五四〇、〇四一	四一五、五六〇	一二四、四八一	既往の教護人員數に依る
諸達書及掲示諸費	一一、二一六	三、七〇一	七、五一五	現行分擔割合に依る
勸業費	三二四、一一八	一六四、一二一	一五九、九九八	
地方森林會費	一六九	—	一六九	郡部關係なるに依る
共進會品評會奬勵費	五、二九一	二、六四六	二、六四五	現行分擔割合に依る
蠶業取締所費	二三、一〇〇	—	二三、一〇〇	郡部關係なるに依る
原蠶種製造所費	四〇、六八六	—	四〇、六八六	同前
種畜場費	四九、八八五	—	四九、八八五	同前
蠶絲業奬勵費	三、八九七	—	三、八九七	同前
畜産奬勵費	五、〇六〇	—	五、〇六〇	同前

科目	總額	分別 市部	分別 郡部	分別理由の大要
水產奬勵費	一八、三一七円	二、〇三三円	一六、二八四円	漁業者數に依る
農產奬勵費	七、一三〇	—	七、一三〇	郡部關係なるに依る
產業組合奬勵費	九九七	七三八	二五九	現行分擔割合に依る
產業從事員奬勵費	三、五〇〇	三、五〇〇	—	主として商工從事員なるの關係に依る
實業奬勵費	八、〇〇〇	八、〇〇〇	—	主として商工業關係なるに依る
產業視察費	一五、〇〇〇	九、九〇〇	五、一〇〇	現行分擔割合に依る
森林改良費	一、〇二五	—	一、〇二五	郡部關係なるに依る
苗圃費	四、七五八	—	四、七五八	同　前
商工奬勵館經濟編入	一三七、三〇四	一三七、三〇四	—	性質に鑑み市部に屬せしむ
府費取扱費	四、一〇〇	二、七八八	一、三一二	歲計の割合に依る
府廳舍修繕費	八、九九〇	八、九九〇	—	廳舍を市に屬せしむる結果なり
衆議院議員選擧費	一、一五五	七〇五	四五〇	現行分擔割合に依る
府會議員選擧費	六一五	三七五	二四〇	同　前
府吏員職員費	五九七、七八二	一八六、一三六	四一一、六四六	內容の關係費途別に依る
廳費	二七九、〇九八	一〇九、五二三	一六九、五七五	同　前
財產費	九	六	三	現行分擔割合に依る
土地收用費	二、〇七二	—	二、〇七二	主として郡部關係と認むるに依る

臨時部

科目	總額	分別 市部	分別 郡部	分別理由の大要
警察廳舍建築費	五四、八七五円	四三、九〇〇円	一〇、九七五円	現行分擔割合に依る

科目	總額	分別 市部	分別 郡部	分別理由の大要
府社寺費	一二四	—	一二四	郡部關係なるに依る
史蹟天然記念物保存費	三、五五〇	二、一六六	一、三八四	現行分擔割合に依る
府統計費	五、六七六	三、四六二	二、二一四	同　前
感化院費	一四、〇八六	一四、〇八六	—	主として市部關係と認むるに依る
地方奬勵費	一〇、〇九四	六、一五七	三、九三七	現行分擔割合に依る
市町村吏員懲戒審査會費	一四八	—	一四八	主として郡部關係と認むるに依る
補償鑑定費	一六一	—	一六一	同　前
社會事業調査費	一四、〇〇〇	八、五四〇	五、四六〇	現行分擔割合に依る
海外視察員派遣費	六、〇〇〇	六、〇〇〇	—	主として市部關係と認むるに依る
都市計畫費	六六、六四〇	—	六六、六四〇	都部上下水道調査費なるに依る
都市計畫地方委員會費	一八八、八八三	一五八、六六二	三〇、二二一	現行分擔割合に依る
豫備費	三〇、〇〇〇	一八、三〇〇	一一、七〇〇	同　前
經常部歲出計	七、六七五、九九二	四、八一二、八六八	二、八六三、一二四	

科目	総額	分別 市部	分別 郡部	分別理由の大要
土木費（橋梁架換費）	一、六四〇円	円	一、六四〇円	郡部工事なるに依る
治水費分擔金	三五九、五〇〇	—	三五九、五〇〇	同　前
河川改良工事附帶工事費	一七、二五八	—	一七、二五八	同　前
河川改良工事附帶工事補助費	三、五九三	—	三、五九三	同　前
衞生及病院費	四二、一〇九	四〇、七〇九	一、四〇〇	實際狀況に鑑み病院建築費、松澤病院は市部に、八王子、板橋の兩娼妓病院は郡部に屬せしむ
市町村傳染病豫防補助費	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇	島町村の關係なるに依る
教育費	一四二、三五七	八七、五一九	五四、八三八	
師範學校費	三、九六四	二、八四四	一、一二〇	所在地に依る
中學校費	一〇二、八五三	五九、一八四	四三、六六九	同　前
高等女學校費	二五、五八一	二三、九四一	二、六四〇	淀橋町所在のものを市部に屬せしめ他は所在地に依る
實業學校費	九、九五九	二、五五〇	七、四〇九	所在地に依る
教育補助費	二四一、六〇〇	二二二、二八六	一九、三一四	
東京府教育會補助	三、〇〇〇	二、一三〇	八七〇	現行分擔割合に依る
實業教育會補助	三四、六〇〇	二四、五六六	一〇、〇三四	同　前
市町村立小學校教育補助	二九、〇〇〇	二〇、五九〇	八、四一〇	同　前
私立中學校高等女學校及實業學校補助	一七五、〇〇〇	一七五、〇〇〇	—	主として市部關係なるに依る
町村警備補助費	七〇一	—	七〇一	郡部關係なるに依る

勸業費				
勸業費	二五、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、八〇〇	
蠶業取締所及原蠶種製造所建築費	一、三〇〇	—	一、三〇〇	同　前
同業組合副業助成費	一四、五〇〇	—	四、五〇〇	重要物產組合製品檢查助成費を市部に屬せしめ他は郡部に屬せしむ
開墾助成費島嶼產業改良補助費	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	郡部關係なるに依る
勸業補助費	四二、九六五	二五、一二八	一七、八三七	
物產共進會補助	三、六〇〇	—	三、六〇〇	主として郡部關係なるに依る
小笠原島航海補助	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇	—	市部に對し產物供給の關係に依る
產業組合中央會東京支會補助	四、三四〇	一、一二八	三、二一二	產業組合の數に依る
造林費補助	五、二二五	—	五、二二五	郡部關係なるに依る
伊豆七島航海補助	五、〇〇〇	五、〇〇〇	—	市部に對し產物供給の關係に依る
蔬菜促成栽培補助	四、八〇〇	—	四、八〇〇	郡部關係なるに依る
山林會補助	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇	同　前
府廳舍建築費	一一、九一五	一一、九一五	—	便宜市部に屬せしむ
地方改良事業補助費	三、〇〇〇	一、八三〇	一、一七〇	現行分擔割合に依る
社會事業補助費	八〇、六〇〇	四九、八二五	三〇、七七五	
代用、感化院補助	二四、七〇〇	二二、二三〇	二、四七〇	收容延人員に依る
兒童保護所補助	六、〇〇〇	六、〇〇〇	—	主として市部關係なるに依る
救濟委員制度補助	一五、〇〇〇	九、一五〇	五、八五〇	現行分擔割合に依る
兒童研究所補助	五、〇〇〇	三、〇五〇	一、九五〇	同　前

科目	總額	分別 市部	分別 郡部	分別理由の大要
乳兒保育所補助	五、四〇〇円	三、六〇〇円	一、八〇〇円	三個所の內一個所市外に在り其の割合に依る
隣保事業補助	一五、〇〇〇	—	一五、〇〇〇	所在地に依る
兒童保健施設補助	一、五〇〇	九二五	五八五	現行分擔割合に依る
其他補助	八、〇〇〇	四、八八〇	三、一二〇	同前
積立金	五、〇〇〇	三、〇五〇	一、九五〇	同前
神職會補助費	一、〇〇〇	六三〇	三七〇	同前
看護婦組合補助	五、〇〇〇	五、〇〇〇	—	主として市部關係なるに依る
府債費	三四八、三〇八	—	三四八、三〇八	都部工事の爲の負債なるに依る
土木費支出額	三、八七三、三二二	—	三、八七三、三二二	都部工事なるに依る
河川改良工事附帶工事費支出額	一七六、二七八	—	一七六、二七八	同前
砂防工事費支出額	五八、二四〇	—	五八、二四〇	同前
治水費國庫納付金支出額	三六七、四〇〇	—	三六七、四〇〇	同前
都市計畫事業費支出額	二、五八一、〇〇九	—	二、五八一、〇〇九	同前
上下水道補助費支出額	九〇、〇〇〇	—	九〇、〇〇〇	都部關係なるに依る
教育費支出額	一、〇九七、九四五	五八一、六九九	五一六、二四六	經常部關係歲出に伴はしむ
勸業費支出額	一二三、八九二	九六、三七六	二七、五一六	所在地に依る

臨時部歲出計	九、七五六、三〇七	一、一七九、八六七	八、五七六、四四〇
歲出合計	一七、四三二、二九九	五、九九二、七三五	一一、四三九、五六四

三　市域擴大の場合に於ける考査

帝都の區域を擴大する場合に於て現在東京府費及收入額か新帝都竝殘部の東京府管下に對して如何なる歸屬關係となるかを考査せむ。

考査方法

先つ考査方法を定むること左の如し。

(一)現在の東京市を擴大したるものを帝都と稱し其の殘部,卽ち現在の東京府管下より帝都を除きたるものを縣と稱すへし。帝都の區域を如何に定むるかに依りて左の如く二個の場合を假設す。

(甲)近郊を併せたる帝都(現在の東京市及近郊)　縣(殘部の東京府郡島)

(乙)大東京區域の帝都(東京都市計畫區域全體)　縣(殘部の東京府郡島)

(二)大正十一年度東京府普通會計當初決定豫算中市郡連帶歲入出に對し末尾附屬第一表の如く,又郡部歲入出に對し第二表の如く,孰れも帝都及縣の分別計

算を試み且分別の根據に關して說明を揭くると共に各種の考査資料を附す。

(三)所謂三部經濟中市部歲入出は孰れにするも帝都に所屬するものなるに依り本件考査に別段の關係を有せず。然れとも其の歲入中起債收入に付ては豫算計上額の如何に關らず實際所要の費途を稽へて計算し以て本件考査に參照することとせり、蓋起債收入の性質上斯くの如き試算を至當と認むるか故なり。

(四)縣か克く一縣として獨立存在し得るや否やは本件考査に於て之を顧慮せず。

(五)現在府廳の事務執行に要する經費中には市郡連帶歲出に屬する吏員職員費及廳費の外、國庫支辨に係る官吏の關係經費數十萬圓あり、此等の經費は帝都に於て府廳の行ふ國政事務を繼承する以上は、國庫より同割合の補給を受くへきことを豫想せり。

(六)乙の假定卽ち大東京區域の帝都の成立したる場合には其の殘部の縣は都市計畫特別稅の賦課を見さるものと豫想せり。

今總括的觀察を爲さむとするに當り豫算に計上せられたる府債收入(假に新起債と稱す)に付て先つ稽查を試むるの要あり。

府債に關する考査

自治團體の負債は畢竟其の住民の負擔にして主として住民の納むる租稅に依り支拂はるるを普通とす、從て本件考査に於て右新起債か現實に住民負擔と爲れる場合を豫想し、住民より徵收する府稅額に比例して帝都及縣の間に新起債額の負擔分別を爲すは强ち無意義の事柄に非す、而して他面に於ては新起債を其の所要の費途に依りて市郡に分別することを得。今此の兩個の分別法に依りて得たる計數を比較せは左の如くにして卽ち費途別に依れは(乙)の縣に於ては全く新起債を要せさる關係となる。

起債分別表

起債分別表

種別	起債額	分別 甲	分別 乙
		近郊を併せたる帝都	縣	大東京區域の帝都	縣
府稅額割當	三、五一六、〇〇〇圓	二、九九二、〇〇〇圓	五二四、〇〇〇圓	三、二三八、五〇〇圓	二七七、五〇〇圓
所要費途割當	三、五一六、〇〇〇	二、九六六、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	三、五一六、〇〇〇	—

凡起債收入は之を特殊收益事業に投資するか如きは別とし、多くの場合に於ては一般歲入增徵の困難又は不能に因る歲計不足を補はむか爲にせらるるも

のなるを以て、本件新起債を帝都と縣とに分別するに當りては他の一般歳入の例の如く直に所要費途別若は施行事業の地域別に依るは必らずしも適當ならず。故に先つ帝都及縣の各場合に於て分別せられたる一般歳入と歳出とを對照して其の過不足を見之と府稅額に割當たる新起債額とを比較し以て帝都及縣の結局の負擔狀態を見さるへからず、且其の起債たるや市部歳入出及郡部歳入出中に計上せらるるも是れ兩經濟其のものに屬する事業の爲の所要にして孰れも連帶經濟の分賦に應するか爲なり、乃ち斯の如き事由に照し本項總括計算の觀察に於ては新起債を一應除外するを適當と思料す。

分別計算と起債

前述の見地に立ち新起債を除外したる歳入歳出を附屬分別計算表に依りて總括するに左の結果を示す　左表末尾に起債額として揭くる所のものは卽ち前揭起債分別表中所要費途割當の數字なり。

分別總括及市郡經濟併合表

歳出

大正十一年度東京府市郡連帶歳入出分別計算總括及市郡歳入出表

種別		總額	分別			
			甲		乙	
			近郊を併せたる帝都	縣	大東京區域の帝都	縣
市郡連帶經濟	經常部	七、六七五、九九二 円	六、二一三、七六八 円	一、四六二、二二五 円	六、七五三、五九二 円	九二二、四〇一 円
	臨時部	九、七五六、三〇七	八、三四六、六八〇	一、四〇九、六二六	九、五八〇、三〇三	一七六、〇〇三
市部經濟	經常部	九、五九五、三八四	九、五九五、三八四	—	九、五九五、三八四	—
	臨時部	一、三一一、七七二	一、二六四、九七八	四六、七九四	一、三一一、七七二	—
郡部經濟	經常部	三、七一〇、七四一	二、一二八、〇二〇	一、五八二、七二二	二、八九九、八四九	八一〇、八九三
	臨時部	二、〇六六、四二七	七九九、〇六三	一、二六七、三六三	一、二〇七、五六七	八五八、八五九
計		三四、一一六、六二三	二八、三四七、八九三	五、七六八、七三〇	三一、三四八、四六七	二、七六八、一五六

歳入

種別		總額	分別			
			甲		乙	
			近郊を併せたる帝都	縣	大東京區域の帝都	縣
市郡連帶經濟	經常部	二、〇〇〇、六一三 円	一、八〇〇、八五七 円	一九九、七五八 円	一、八五八、七八一 円	一四一、八三四 円
	臨時部	二、六二八、六三〇	二、一八一、七八一	四四六、八四九	二、五六八、九七九	五九、六五一
市部經濟	經常部	一七、二五三、九五一	一七、二五三、九五一	—	一七、二五三、九五一	—
	臨時部	二八、三一五	二八、三一五	—	二八、三一五	—

種別	總額	分			
		甲		乙	
		近郊を併せたる帝都	縣	大東京區域の帝都	縣
郡部經濟 經常部	八、六七八、九二七円	五、八一〇、六九〇円	二、八六八、二三九円	七、一四〇、〇一三円	一、五三八、九一六円
郡部經濟 臨時部	二二、六三一	一一、一五五	一一、四七六	一七、九七八	四、六五三
計	三〇、六一三、〇六七	二七、〇八六、七四九	三、五二六、三二二	二八、八六八、〇一七	一、七四五、〇五四
差引歲入不足 市部	三五〇三、五五六	一、二六一、一四四	二、二四二、四〇八	二、四八〇、四五〇	一、〇二三、一〇二
起債額 郡部	一、九六五、〇〇〇	一、五六六、〇〇〇	三九九、〇〇〇	一、九六五、〇〇〇	—
	一、五五一、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一五一、〇〇〇	一、五五一、〇〇〇	—

右の如く帝都及縣孰れの場合も歲入不足を示す、此等の金額は租稅の增徵若は新起債に依りて補塡を要するものなり。然るに實際の豫算に於ては歲入不足總額三百五十萬三千五百五十六圓に對し市部及郡部兩經濟を合して三百五十一萬六千圓の新起債を豫定し差引一萬二千四百四十四圓の歲入剩餘を豫計せり。

歲入不足と起債

前記歲入不足額と府稅額に割當たる起債額卽ち豫定せられたる起債額とを對比し其の結果を見るに左の如し。

歲入不足及起債對照表

歲入不足額及起債額對照表

種別	總額	分			
		甲		乙	
		近郊を併せたる帝都	縣	大東京區域の帝都	縣
歲入不足額	三、五〇三、五五六円	一、二六一、一四四円	二、二四二、四〇八円	二、四八〇、四五〇円	一、〇二三、一〇二円
府稅額に割當たる新起債額	三、五一六、〇〇〇	二、九九二、〇〇〇	五二四、〇〇〇	三、二三八、五〇〇	二七七、五〇〇
差引 不要債額	一二、四四四	一、七三〇、八五六	—	七五八、〇五〇	—
差引 增加債額	—	—	一、七一八、四〇八	—	七四五、六〇二

起債と租稅との關係

前表に依れば帝都に於ては(甲)(乙)兩場合共豫定額迄の起債を要せず、縣に於ては兩場合共に多大の起債增加の必要あるを見る、假に此の各場合に於ける差引不要債額又は增加債額を租稅の增徵又は輕減に充つるものとせむか、既定稅額に對し左の如き增減割合となる。

(甲) 近郊を併せたる帝都　減稅　一割二分
縣　增稅　七割五分九厘

(乙)大東京區域の帝都　減稅　四分九厘
縣　增稅　六割二分二厘

斯の如く帝都に於ては區域擴大の程度か(甲)(乙)孰れなるを問はず却て減稅となるへき關係に在るを以て姑らく之を措くとするも、縣の負擔に關しては既に第五章中負擔の部に述へたるか如く東京府郡部の府稅は他の府縣に比較して現に相當重課の傾あり、從て縣に於て果して今日以上の增負擔に堪へ前揭增徵額を支ふることを得るや否やは一考を要するものあるへし、而して此の點の考究は茲に之を悉くすの限りに在らすと雖必要なる考察一二を試みむ。

帝都か特に負擔すへき費目

從來市部及郡部と稱し永く同一東京府管下に於て連帶して負擔し來りたる事業上の慣行を一朝制度の變更、區域分別の異動に因りて劇變せしむるは種々支障の伴ふものあるへく、而かも實際に於ては分別の結果縣に屬する事業の爲帝都の受くる利益大なるもの及縣に屬する營造物中主として帝都民の利用に供せらるるものあるを豫想し得へきに依り、此等の經費は姑らく之を帝都より支辨するの方法を採り、依て以て縣の歲入不足を補充することは寧ろ實情に適したる手段たらすとせす、試に斯の種の關係諸經費及帝都と縣と分別の爲負擔に異動を生するものを擧くれは大凡左の如し。

帝都負擔費目豫定表

帝都の負擔すへき縣關係の事業費等豫定表

經費等種別	(甲)の場合の縣	(乙)の場合の縣	事由
經常部、治水堤防費	一六〇、〇〇〇円	一三九、七八七円	(甲)多摩川、同支川及近郊內河川の關係 (乙)多摩川及同支川維持費
同　平塚中學校及園藝學校費	六二、二九五	—	主として近郊及市部の關係
同　森林改良、苗圃及關係吏員職員費廳費	一二、一八二	一二、一八二	水源涵養關係
臨時部、治水費分擔金	二五六、五〇〇	—	荒川及其の上流改良費
同　河川改良附帶工事費	八、六二九	—	荒川改良に伴ふ假道假橋費
同　砂防工事費支出額	五八、二四〇	五八、二四〇	多摩川上流の工事費
同學校建築費	四一〇、〇二九	—	平塚中學校及園藝學校費
右に伴ふ歲入減	一七八、八七六	三八、八八五	國庫補助金、神奈川縣負擔金及埼玉縣寄附金
新起債を免るる爲の利子減	—	一八、八七〇	起債に依るへき該當事業なき爲
歲入、都市計畫特別稅減	—	六五、七七六	都市計畫區域外となる爲
差引	七八八、九九九	二五五、九七〇	

帝都特別負擔の結果に伴ふ縣の負擔關係

卽ち帝都に於て縣に對し相當と認むる程度の事業費負擔の結果縣に於ける差引歲出減は(甲)の場合約七十八萬九千圓(乙)の場合約二十五萬六千圓に該る計算なり、而して此の金額を前記增加債額卽ち帝都及縣分別の結果縣歲計に增加すへき起債額より控除し結局縣に於ける歲入不足額を見るに

(甲)の場合の縣　九二九、四〇九圓

(乙)の場合の縣　四八九、六三二圓

と爲り、之を稅增徵に求むるものとして其の割合を算定せは(甲)に於て四割一分(乙)に於て四割八厘の增加に該り兩場合共に大差なし。而して此の反面に帝都は縣に對する事業費負擔の結果前揭(甲)一割二分(乙)四分九厘の減稅計算は(甲)六分五厘(乙)三分二厘に減すへき關係となる。

總括的觀察

以上計算の示す所に從へは現在の負擔關係より觀察して帝都は小地域(甲)に依るを利とし、縣は帝都の成立大地域(乙)に依るを利とするものにして、卽ち帝都と縣とは其の成立上の難易互に相反するの關係に在り。

右の如く單に現在の府費分別計算よりすれは帝都の成立は小地域に依るを容易なりとするものなるか、更に將來に於ける其の負擔割合は帝都及縣の間著しき變動を生することあるへきを以て其の場合に付ても亦一應豫測する所なかるへからす、乃ち現在の市郡連帶豫算歲出臨時部中に計上せられたる都市計畫事業所屬の道路改修及東海道其の他三路線の國道改修は費額合計六百三十數萬圓に上り臨時部總額の約六割五分を占め而かも其の事業施行の地域は孰れも近郊關係に止まるものなるか、將來數年の後に於て此等の事業施行地域か一步外郊に出つるとせむか、現在の計算に於て旣に負擔困難を思はしむる近郊を除きたる縣(甲)の到底堪ゆる所に非さるを感せしむるに依り此の點より見て帝都の成立は益小地域に依るを利とするの結果に至る、蓋帝都の區域を大地域と爲すときは現在市部より得たる收入を以て外郊地域の施設に充てらるること多大なるの傾向あるを以てなり。

市郡連帶經濟分別計算表

第一表

大正十一年度東京府市郡連帶歲入出分別計算表

歲　入

科目	總額	分別 甲 近郊を併せたる帝都 縣	分別 乙 大東京區域の帝都 縣
財産收入	九、二八六円	一、五八二円	七、七〇四円	三、四二二円	五、八六四円
不動産收入	一、二八六	一、二八六	—	一、二八六	—
動産收入	八、〇〇〇	二九六	七、七〇四	二、一三六	五、八六四
國庫下渡金	一、一三四、〇二九	一、〇六一、四五一	七二、五七八	一、〇九三、二〇四	四〇、八二五
雜收入	八五七、二九八	七三七、八二四	一一九、四七六	七六二、一五五	九五、一四五
使用料	四七、九三三	三八、一八七	九、七四六	四五、九八三	一、九五〇
道路使用料	二〇、三四〇	一七、二六九	三、〇七一	二〇、三四〇	—
堤塘占用使用料	一三、五四五	一〇、三二二	三、二二三	一三、二五五	二九〇
川敷水面使用料	一三、九五五	一〇、五三七	三、四一八	一二、三一九	一、六三六
竝木敷使用料	六九	五九	一〇	六九	—
種畜種付料	二四	—	二四	—	二四
藥價及入院料	二〇〇、七八七	二〇〇、七八七	—	二〇〇、七八七	—
授業料及保育料	四五九、八八一	三九六、五〇一	六三、三八〇	四五、六二八	七、一〇五
手數料	五二、七三三	四四、二七五	八、四五八	一、三一四	一、三一四
由學校高等女學校入學試驗手數料	二四、八〇〇	二三、四八六	一、三一四	一、三一四	一、三一四
其他教育關係手數料	四、三一八	三、四一一	九〇七	三、六七〇	六四八
屠畜檢查手數料	一五、〇〇〇	一四、〇四〇	九六〇	一四、四六〇	五四〇
蠶種檢查手數料	五、一〇〇	—	五、一〇〇	五九七	四、五〇三
松澤病院診斷書料	七五〇	七五〇	—	七五〇	—
警察關係手數料	二、七六五	二、五八八	一七七	二、六六五	一〇〇
物品賣拂代	三八、二〇八	七、一四五	三一、〇六四	一〇、八九五	二七、三一四
不用物品賣拂代	六、九〇五	四、二六九	二、六三六	四、七五五	二、一五〇
生產品賣拂代	七、三八五	二、一九五	五、一九〇	三、〇五九	四、三二六
土石賣拂代	二三、七三六	六七二	二三、〇六四	二、九一二	二〇、八二四
竹木雜產物賣拂代	一八三	九	一七四	一六九	一四
辨償金	二七、六七五	二六、九一一	七六四	二七、二二二	四五三
學費辨償金	二、八一八	二、一九〇	六二八	二、四三五	三八三
實科工業學校收入	一、〇〇三	一、〇〇三	—	一、〇〇三	—
松澤病院收入	一六、二〇五	一六、二〇五	—	一六、二〇五	—
代用精神病院收入	二一五	二〇六	九	二一一	四
警察關係辨償金	一、五一〇	一、四一三	九七	一、四五六	五四
府廳舍關係辨償金	五、三三二	五、三三二	—	五、三三二	—
其他辨償金	五九二	五六二	三〇	五八〇	一二
工業資本戻入金	四、八〇〇	四、一〇〇	七〇〇	四、一〇〇	七〇〇

科目	總額	甲		乙	
		近郊を併せたる帝都	縣	大東京區域の帝都	縣
	円	円	円	円	円
感化院作業收入	一二〇	一二〇	—	一二〇	—
運用金利子	一四、〇〇〇	一二、四五三	一、五四七	一三、二一五	七八五
吏員職員納付金	二一、一六二	七、三四五	三、八一七	八、八二九	二、三三三
經常部歲入計	二、〇〇〇、六一三	一、八〇〇、八五七	一九九、七五八	一、八五八、七八一	一四一、八三四

臨時歲入

臨時部

科目	總額	甲		乙	
		近郊を併せたる帝都	縣	大東京區域の帝都	縣
	円	円	円	円	円
國庫補助金	二、三七七、三〇四	二、一一六、四五九	二六〇、八四五	二、三三〇、四六八	四六、八三六
警察費補助	一、五七五	一、四七一	一〇一	一、五一五	五七
道路改修費補助	一、九〇六、一七一	一、九〇六、一七一	—	一、九〇六、一七一	—
河川改修費補助	一八三、七〇〇	—	一八三、七〇〇	一八三、七〇〇	—
傳染病豫防費補助	二、二六五	二、一二〇	一四五	二、一八三	八二
癩療養費補助	一五、六三二	一三、八九七	一、七三五	一四、六六三	九六九
トラホーム、寄生蟲、結核等豫防及調査費補助	六、六六三	六、二三七	四二六	六、四二三	二四〇
松澤病院費補助	二七、〇八四	二七、〇八四	—	二七、〇八四	—
實業補習教育奬勵費補助	一一、六〇〇	七、四八二	四、一一八	八、六一九	二、九八一
行旅病人死亡人費補助	五〇、〇〇〇	四九、二〇八	七九二	四九、七三六	二六四
代用精神病院費補助	五六、五四二	五四、八四六	一、六九六	五六、三一六	二二六
蠶業取締費補助	六、二五〇	—	六、二五〇	七三一	五、五一九
原蠶種製造所費補助	三、〇〇〇	—	三、〇〇〇	三五一	二、六四九
種畜場費補助	七、六〇〇	五、三九六	二、二〇四	六、三一三	一、二七七
副業奬勵費補助	一、六八五	一、六八五	—	一、六八五	—
農產奬勵費補助	七、二〇〇	五三三	六、六六七	三、五〇〇	三、七〇〇
樹苗養成費補助	一、六五〇	—	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇
副業助成費補助	一、五〇〇	—	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
感化院費補助	三、八七七	三、八七七	—	三、八七七	—
河川改良工事附帶工事費補助	二一、〇五六	—	二一、〇五六	二一、〇五六	—
砂防工事費補助	二四、四二三	—	二四、四二三	—	二四、四二三
島村傳染病、トラホーム豫防補助費補助	一六七	—	一六七	一六七	一六七
造林費補助費補助	一、〇五〇	—	一、〇五〇	—	一、〇五〇
感化院費補助費補助	四、一一七	三、九五二	一六五	四、〇三五	八二
隣保事業補助費補助	二、五〇〇	二、五〇〇	—	二、五〇〇	—
都市計畫事業費補助	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇	—

歲出
經常部

科目	總額	分別				
		甲		乙		
		近郊を併せたる帝都	縣	大東京區域の帝都	縣	
河川改良工事附帶工事費、國庫負擔金	八九、四四三 円	— 円	八九、四四三 円	八九、四四三 円	— 円	
財產資拂代	三〇	二六		二八		
砂防費分擔金	一二、八一三	—	一二、八一三	—	一二、八一三	
綾瀨川改修費分擔金	六〇、〇〇〇	—	六〇、〇〇〇	—	—	
荒川改良費納付金	二四、五八七	二四、五八七	—	二四、五八七	—	
寄附金	二三、七四四	—	二三、七四四	二三、七四四	—	
荒川改良費分擔金寄附	四、三一六	—	四、三一六	四、三一六	—	
利根川改良費分擔金寄附	一九、四二八	—	一九、四二八	一九、四二八	—	
松澤病院基本金繰入	四〇、七〇九	四〇、七〇九	—	四〇、七〇九	—	
臨時部歲入計	二、六二八、六三〇	二、一八一、七八一	四四六、八四九	二、五六八、九七九	五九、六五一	
歲入合計	四、六二九、二四三	三、九八二、六三八	六四六、六〇七	四、四二七、七六〇	二〇一、四八五	

科目	總額	分別				
		甲		乙		
		近郊を併せたる帝都	縣	大東京區域の帝都	縣	
警察費	一、七九〇、九九三 円	一、六七六、六六三 円	一一四、三三〇 円	一、七二六、六四〇 円	六四、三五三 円	
警察廳舍修繕費	二、七〇六	二、五三三	一七三	二、六〇九	九七	
土木費	五四四、五六四	二五四、四四〇	二九〇、一二四	四〇四、七七七	一三九、七八七	
道路橋梁費	二四九、七〇五	二〇二、六八〇	四七、〇二五	二四九、七〇五	—	
道路橋梁特定修繕及橋梁通常修繕	九八、三四〇	七四、一一一	二四、二二九	九八、三四〇	—	
道路通常修繕砂利採取費渡船費及雜費	一五一、三六五	一二八、五六九	二二、七九六	一五一、三六五	—	
治水堤防費	二九四、八五九	五一、七六〇	二四三、〇九九	一五五、〇七二	一三九、七八七	
河岸堤防特定修繕	二五三、二六五	四二、六八四	二一〇、五八一	一三二、二〇九	一二一、〇五六	
河岸堤防通常修繕及雜費	三八、三六四	六、四九六	三一、八六八	二〇、〇八八	一八、二七六	
樹木栽培費	二、三八五	二、三八五	—	二、三八五	—	
水量標柱費	八四五	一九五	六五〇	三九〇	四五三	
會議諸費	甲 九一、八一〇 乙 九七、一一〇	二六、五〇〇	六五、三一〇	三一、八〇〇	六五、三一〇	
衛生及病院費	六四二、〇九二	六一四、二二三	二七、八七〇	六二一、八〇六	二〇、二八七	
結核豫防費	一七、五〇九	一四、九八四	二、五二五	一六、一〇二	一、四〇七	
癩療養所分擔費	五九、九四八	五三、二九四	六、六五四	五六、二四三	三、七〇五	
松澤病院費	三三七、七五二	三三七、七五二	—	三三七、七五二	—	
娼妓病院費	一四四、四二八	一三三、六六九	一〇、七五九	一三三、六六九	一〇、七五九	

科目	總額	分別 甲	分別 乙
		近郊を指せる帝都 縣	東京區域の帝都 縣
其他衛生諸費	八二、四五六 円	七四、五二四 円	七八、〇四〇 円
教育費	二、四六四、九四七	一、九四六、八九六	三七〇、九七八
師範學校費	五五〇、七四六	四二七、九三〇	七四、九〇一
中學校費	四七五、三七二	四一八、四二〇	五三、五九三
高等女學校費	二七四、九〇〇	二三四、二六二	四〇、六三八
纖染學校費	五四、四三六	—	五四、四三六
工藝學校費	一〇四、二三七	一〇四、二三七	—
實科工業學校費	八八、九五七	八八、九五七	—
園藝學校費	五八、九三六	—	五八、九三六
農林學校費	五一、六八九	—	五一、六八九
商業學校費	一三三、一九四	八九、二九六	四七、八九八
化學工業學校費	一〇七、九一八	一〇七、九一八	—
學事諸費其他	五六四、五六〇	四七九、八七六	八四、六八四
教育費	五四〇、〇四一	五二六、五六二	一三、四七九
行旅病人及死亡人費	一九三、九〇三	一九〇、八三八	三、〇六五
精神病者及代用精神病院費	三四六、一三八	三三五、七二四	一〇、四一四
諸達書及揭示諸費	一一、二一六	六、〇〇六	五、二一〇

勸業費				
地方森林會費	三二四、一一八	二一二、六〇五	一一一、五一四	二三五、二三七
共進會品評會獎勵費	一六九	—	一六九	—
蠶業取締所費	五、二九一	三、五二七	一、七六四	四四〇九
原蠶種製造所費	二三、一〇〇	—	二三、一〇〇	二、七〇〇
蠶絲業獎勵費	四〇、六八六	—	四〇、六八六	四、七七六
種畜場費	三、八九七	—	三、八九七	四五七
畜產獎勵費	四九、八八五	三五、四一八	一四、四六七	四一、五〇四
水產獎勵費	五、〇六〇	三、五九三	一、四六七	四、二一〇
農產獎勵費	一八、三一七	七、五二八	一〇、七八九	一〇、五一四
產業組合獎勵費	七、一三〇	五二八	六、六〇二	三、四六五
產業從事員獎勵費	九九七	四三七	五六〇	六一四
蠶業獎勵費	三、五〇〇	三、五〇〇	—	三、五〇〇
產業視察費	八、〇〇〇	八、〇〇〇	—	八、〇〇〇
森林改良費	一五、〇〇〇	一二、七七〇	二、二三〇	一三、七八四
苗圃費	一、〇二五	—	一、〇二五	—
商工獎勵館經濟編入金	四、七五八	—	四、七五八	—
府費取扱費	一三七、三〇四	一三七、三〇四	—	一三七、三〇四
府廳舍修繕費	四、一〇〇	三、六四七	四五三	三、八七〇
	八、九九〇	八、九九〇	—	八、九九〇

科目	總額	分別 甲 近郊を併せたる帝都	分別 甲 縣	分別 乙 大東京區域の帝都	分別 乙 縣
衆議院議員選舉費	一、一五五円	九八二円	一七三円	一、〇五八円	九七円
府會議員選舉費	六一五	五二三	九二	五六三	五二
府吏員職員費	五九七、七八二	三九三、二五七	二〇四、五二五	四七三、〇〇六	一二四、七七六
聯盟費	二七九、〇九八	二一八、六四一	六〇、四五七	二四九、二八九	二九、八〇九
財產費	九	七	二	八	一
土地收用費	二、〇七二	—	—	—	二、〇七二
府社費	一二四	—	—	—	一二四
史蹟天然記念物保存費	三、五五〇	三、〇一八	五三二	三、二五二	二九八
府統計費	五、六七六	一、六七六	四、〇〇〇	二、一七六	三、五〇〇
感化院費	一四、〇八六	一四、〇八六	—	一四、〇八六	—
地方奬勵費	一〇、〇九四	八、五八〇	一、五一四	九、二四六	八四八
市町村吏員懲戒審査會費	一四八	—	一四八	—	一四八
補償鑑定費	一六一	—	一六一	—	一六一
社會事業調査費	一四、〇〇〇	一一、九〇〇	二、一〇〇	二、八二四	一、一七六
海外視察員派遣費	六、〇〇〇	六、〇〇〇	—	六、〇〇〇	—
都市計畫費	六六、六四〇	四七、二八五	一九、三五五	六六、六四〇	—
都市計畫地方委員會費	一八八、八八三	一七七、四七三	一一、四一〇	一八八、八八三	—

臨時部

科目	總額	分別 甲 近郊を併せたる帝都	分別 甲 縣	分別 乙 大東京區域の帝都	分別 乙 縣
豫備費	甲 六〇、三一三 乙 五五、〇二三	五一、二七五	九、〇四八	五〇、四〇一	四、六二三
經常部歲出計	七、六七五、九九二	六、二一三、七六八	一、四六二、二三五	六、七五三、五九二	九二二、四〇一

科目	總額	分別 甲 近郊を併せたる帝都	分別 甲 縣	分別 乙 大東京區域の帝都	分別 乙 縣
醫察廳舍建築費	五四、八七五円	五一、三七四円	三、五〇一円	五二、九〇〇円	一、九七五円
土木費（橋梁架換費）	一、六四〇	—	一、六四〇	一、六四〇	—
治水費分擔金	三五九、五〇〇	二三七、〇〇〇	一二二、五〇〇	三五九、五〇〇	—
河川改良工事附帶工事費	一七、二五八	八、六二九	八、六二九	一七、二五八	—
河川改良工事附帶工事補助費	三、五九三	—	三、五九三	三、五九三	—
衞生及病院費	四二、一〇九	四一、〇〇九	一、一〇〇	四一、〇〇九	一、一〇〇
市町村傳染病豫防補助費	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇
教育費	一四二、三五七	八八、六三八	五三、七一八	八九、七三八	五二、六一八
師範學校費	三、九六四	三、九六四	—	三、九六四	—
中學校費	一〇二、八五三	五九、一八三	四三、六六九	五九、一八三	四三、六六九
高等女學校費	二五、五八一	二二、九四一	二、六四〇	二二、九四一	二、六四〇

科目	總額	甲		乙	
		近郊を併せたる帝都	縣	大東京區域の帝都	縣
實業學校費	九、九五九 円	二、五五〇 円	七、四〇九 円	三、六五〇 円	六、三〇九 円
教育補助費	二四一、六〇〇	二一九、一八四	二二、四一六	二二七、〇四三	一四、五五七
東京府教育會補助	三、〇〇〇	一、九六二	一、〇三八	二、三二八	六七二
實業教育補助	三四、六〇〇	一八、四四二	一六、一五八	二三、五二八	一一、〇七二
市町村立小學校教育補助	二九、〇〇〇	二三、七八〇	五、二二〇	二六、一八七	二、八一三
私立中學校高等女學校及實業學校補助	一七五、〇〇〇	一七五、〇〇〇	—	一七五、〇〇〇	—
町村醫備補助費	七〇一	七〇一	—	七〇一	—
勤業費	二五、八〇〇	二〇、〇〇〇	五、八〇〇	二〇、〇〇〇	五、八〇〇
貧業取締所及原藝種製造所建築費	一、三〇〇	—	一、三〇〇	—	一、三〇〇
同業組合副業助成費	一四、五〇〇	一〇、〇〇〇	四、五〇〇	一〇、〇〇〇	四、五〇〇
開墾助成費島嶼產業改良助成費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	—
勤業補助費	四二、九六五	二七、一一七	一五、八四八	三三、六三三	九、三三二
物產共進會補助	三、六〇〇	一、二一七	二、三八三	二、一六〇	一、四四〇
小笠原島航海補助	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇	—	一九、〇〇〇	—
產業組合中央會東京支會補助	四、三四〇	一、九〇〇	二、四四〇	二、六七三	一、六六七
造林費補助	五、二二五	—	五、二二五	—	五、二二五
伊豆七島航海補助	五、〇〇〇	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇	—
蔬菜促成栽培補助	四、八〇〇	—	四、八〇〇	—	四、八〇〇
山林會補助	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇
府縣會起業費	一一、九一五	一一、九一五	—	一一、九一五	—
地方改良事業補助費	三、〇〇〇	二、五五〇	四五〇	二、七四八	二五二
社會事業補助費	八〇、六〇〇	七五、四一二	五、一八八	七七、七五四	二、八四六
代用感化院補助	二四、七〇〇	二三、七一二	九八八	二四、二〇六	四九四
兒童保護所補助	六、〇〇〇	六、〇〇〇	—	六、〇〇〇	—
救濟委員制度補助	一五、〇〇〇	一二、七五〇	二、二五〇	一三、七四〇	一、二六〇
兒童研究所補助	五、〇〇〇	四、二五〇	七五〇	四、五八〇	四二〇
乳兒保育所補助	五、四〇〇	五、四〇〇	—	五、四〇〇	—
隣保事業補助	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	—	一五、〇〇〇	—
兒童保健施設補助	一、五〇〇	一、五〇〇	—	一、五〇〇	—
共他補助	八、〇〇〇	六、八〇〇	一、二〇〇	七、三二八	六七二
積立金	五、〇〇〇	四、二五〇	七五〇	四、五八〇	四二〇
神職會補助費	一、〇〇〇	三四九	六五一	六五三	三四七
看護婦組合補助	五、〇〇〇	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇	—
府債	三四八、三〇八	三四八、三〇八	—	三四八、三〇八	—
土木費支出額	三、八七三、三二二	三、八一二、三四三	六〇、九七九	三、八七三、三二二	—
東海道國道改修	二、八三一、九二一	二、八三一、九二一	—	二、八三一、九二一	—

科目	總額	分別 甲 近郊を併せたる帝都	分別 甲 縣	分別 乙 大東京區域の帝都	分別 乙 縣
	円	円	円	円	円
陸羽街道國道改修	二八八、五五〇	二八八、五五〇		二八八、五五〇	
中山道國道改修	四六三、二九五	四六三、二九五	—	四六三、二九五	—
千葉街道國道改修	二二八、五七七	二二八、五七七	—	二二八、五七七	—
綾瀬川改修	六〇、九七九	—	六〇、九七九	六〇、九七九	—
河川改良工事附帶工事費支出額	一七六、二七八	—	一七六、二七八	一七六、二七八	—
砂防工事費支出額	五八、二四〇	—	五八、二四〇	—	五八、二四〇
治水費國庫納付金支出額	三六七、四〇〇	—	三六七、四〇〇	三六七、四〇〇	—
都市計畫事業費支出額	二、五八一、〇〇九	二、五一七、五〇九	六三、五〇〇	二、五八一、〇〇九	—
道路改修費支出額	二、五一七、五〇九	二、五一七、五〇九	—	二、五一七、五〇九	—
運河開鑿費支出額	六三、五〇〇	—	六三、五〇〇	六三、五〇〇	—
上下水道補助費支出額	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	—	九〇、〇〇〇	—
教育費支出額	一、〇九七、九四五	六八九、〇一六	四〇八、九二九	一、〇九七、九四五	—
勸業費支出額	一二三、八九二	九六、三七六	二七、五一六	九六、三七六	二七、五一六
臨時部歲出計	九、七五六、三〇七	八、三四六、六八〇	一、四〇九、六二六	九、五八〇、三〇三	一七六、〇〇四
歲出合計	一七、四三三、二九九	一四、五六〇、四四八	二、八七一、八五一	一六、三三三、八九五	一、〇九八、四〇四

市郡連帶經濟分別說明

一　計算上四位未滿は四捨五入したるに依り合計額等に於て數圓の適合を見さるものあり。

大正十一年度東京府市郡連帶歲入出分別計算說明

歲入

經常部

經常歲入

財產收入　九、二八六圓

不動產收入　府廳舍構內土地一部の貸付料金なり、帝都に屬せしむ。

動產收入　府有財產農工銀行株式配當金なり、山林耕地の段別に依り分別す。

國庫下渡金　一、一三四、〇二九圓

警察費　警察廳舍建築修繕費に對する國庫よりの交付金なり、關係歲出の割合に伴はしむ

雜收入　八五七、二九八圓

道路使用料　國道及府道使用者より徵收する料金なり、道路通常修繕費の割合に伴はしむ。

堤塘占用使用料　河川の堤塘占用使用者より徵收する料金なり、所屬地域に依り分別す。

川敷水面使用料　河川敷又は水面の占用者より徵收する料金なり、地域に依り分別す。

竝木數使用料　道路竝木數地の使用者より徴收する料金なり、道路通常修繕費の割合に伴はしむ。

種畜種付料　農林學校種牛の種付料なり、學校の所屬に伴はしむ。

藥價及入院料　松澤病院に於ける有資力入院者及外來患者より徴收する料金なり、病院の所屬に伴はしむ。

授業料及保育料　師範學校の附屬小學校及幼稚園、中學校、高等女學校、各種實業學校の授業料又は保育料なり、各學校の所屬に依り分別す。

中學校高等女學校入學試驗手數料　入學受驗者に對する試驗手數料なり、各學校別の既往の實績に依り分別す。

其他教育關係手數料　小學校教員及保姆檢定、小學校教員及保姆免許狀書換、專門學校入學者檢定等の手數料なり、經常部教育費の割合に伴はしむ。

屠畜檢查手數料　警察費の割合に伴はしむ

蠶種檢查手數料　繭の產額に依り分別す。

松澤病院診斷書料　病院の所屬に伴はしむ。

警察關係手數料　看護婦及鍼灸按摩術者の試驗、免許及免狀再渡の手數料なり、警察費の割合に伴はしむ。

不用物品賣拂代　警察關係、原蠶種製造所關係及蠶業取締所關係其の他の收入なり、各所屬關係のものは其の歲出の割合に伴はしめ其の他は人口數に割當つ。尙伊豆諸島及小笠原群島は既述の如く何等府の負擔に任せず、依て本件考查の計算に供したる戶口中には此等島嶼に屬するものを加へず、以下總て同し。

生產品賣拂代　種畜場、蠶種檢查所、水產試驗所、感化院、苗圃の生產品代金なり、各關係歲出の割合に伴はしむ。

土石賣拂代　河川の土石賣拂代なり、關係地域に依り分別す。

竹木雜產物賣拂代　竹木及萱草等の代金なり、關係地域に依り分別す。

學費辨償金　師範學校卒業生の學費辨納金なり、學校費分別の割合に伴はしむ。

實科工業學校收入　委託職工養成費辨償金なり、其の學校の所屬に伴はしむ。

松澤病院收入　看護人費、施術料其の他辨納金なり、病院の所屬に伴はしむ。

代用精神病院收入　入院料の辨償金なり、關係歲出の割合に伴はしむ。

警察關係辨償金　留置人費等の辨償金なり、警察費の割合に伴はしむ。

府廳舍關係辨償金　府廳舍の修繕費及下足番給の辨償金なり、廳舍の所屬に伴はしむ。

其他辨償金　違約及强制執行費の辨償金なり、主として土木關係なるに依り土木費の割合に伴はしむ。

工業資本戻入金　織染工藝及實科工業學校の工業資金の戻入なり、其の學校の所屬に伴はしむ。

感化院作業收入　小笠原修齊學園の作業收入なり、關係歲出の所屬に伴はしむ。

運用金利子　歲入出に屬する現金の運用利子なり、歲入の割合に依り分別す。

吏員職員納付金　俸給に對する百分の一の納付金なり、關係歲出の割合に伴はしむ。

臨時部

國庫補助金　二、三七七、三〇四圓

警察費補助　大臣警衛及外事係に關する補給なり、關係歲出の割合に伴はしむ。

道路改修費補助　東海道、中山道、陸羽街道及千葉街道國道の改修に對する補助なり、關係歲出の所屬に伴はしむ。

河川改修費補助　多摩川改修費納付金に對する補助なり、關係歲出の所屬に伴はしむ。

傳染病豫防費補助　傳染病豫防費の割合に伴はしむ。

癩療養費補助　癩病者一時救護及檢診費竝癩療養所費分擔金に對する補助なり、關係歲出の割合に伴はしむ。

トラホーム、寄生蟲結核等豫防及調査費補助　關係歲出の割合に伴はしむ。

松澤病院費補助　病院の所屬に伴はしむ。

實業補習教育奬勵費補助　關係歲出の割合に伴はしむ。

行旅病人死亡人費補助　取扱救護費に對する補助なり、關係歲出の割合に伴はしむ。

代用精神病院費補助　關係歲出の割合に伴はしむ。

蠶業取締費補助　關係歲出の割合に伴はしむ。

原蠶種製造所費補助　關係歲出の割合に伴はしむ。

種畜場費補助　關係歲出の割合に伴はしむ。

副業奬勵費補助　關係歲出と同一關係に依り所屬を定む。

農產奬勵費補助　農具改良に關する奬勵費補助なり、關係歲出の割合に伴はしむ。

樹苗養成費補助　森林改良の爲にする補助なり、關係歲出の所屬に伴はしむ。

副業助成費補助　家庭副業助成費に對する補助なり、關係歲出の所屬に伴はしむ。

感化院費補助　感化院の所屬に伴はしむ。

河川改良工事附帶工事費補助　江戸川改良工事に附帶して橋梁架設に對する補助なり、關係歲出の所屬に伴はしむ。

砂防工事費補助　多摩川流域に於ける工事に對する補助なり關係歲出の所屬に伴はしむ。

島村傳染病、トラホーム豫防補助費補助　島嶼町村に對する補助なり關係歲出の所屬に伴はしむ

造林費補助費補助　町村の造林費補助費に對する補助なり、縣に屬せしむ。

感化院費補助費補助　代用感化院費補助費に對する補助なり、關係歲出の割合に伴はしむ。

隣保事業補助費補助　隣保館費補助に對する補助なり、關係歲出の所屬に伴はしむ。

都市計畫事業費補助　都市計畫事業たる道路改修費に對する補助の年割額なり、關係歲出の所屬に伴はしむ。

河川改良工事附帶工事費國庫負擔金　八九、四四三圓

河川改良工事附帶工事として橋梁架設に對する國庫負擔金なり關係歲出の所屬に伴は

しむ。

財産賣拂代　三〇圓

不用土地の賣拂代として單に科目を存せしめたるに過ぎず、土木費分別割合に伴はしむ。

分擔金　七二、八一三圓

砂防費及綾瀬川改修費分擔金として神奈川縣及埼玉縣より受入るるものなり關係歳出の所屬に伴はしむ。

荒川改良費納付金　二四、五八七圓

荒川改良工事繰上施行の事業費負償利子納付金なり關係歳出の所屬に伴はしむ。

寄附金　二三、七四四圓

荒川及利根川改良費に對する埼玉縣よりの寄附金なり關係歳出の所屬に伴はしむ。

松澤病院基本金繰入　四〇、七〇九圓

松澤病院建築費に充當する爲の繰入金なり病院の所屬に伴はしむ。

歳出

經常部

警察費　一、七九〇、九九三圓

警視廳本廳及警察練習所の俸給及諸給、廳費、機密費なり、決定豫算額より娼妓病院駐在者

の經費四萬四千五百五十六圓を該病院費に移し之を分別するに現行市郡分擔割合（戸數割市部は二倍）を以てし、其の郡部に屬するものを世帶數に割當つ、其の歩合近郊を併せたる帝都九割三分六厘、外郊二分八厘、其の他三分六厘とす。

警察廳舍修繕費　二、七〇六圓

警視廳本廳及警察練習所廳舍の通常修繕費なり警察費と同一方法に依り分別す。

土木費　五四四、五六四圓

道路、河川（末尾附圖資料連帶負擔道路河川調參照）の維持費なり、内譯左の如し。

道路橋梁費　二四九、七〇五圓

道路橋梁特定修繕　豫算に於て特定せられたる個所の所屬區域に依り分別す。

橋梁通常修繕　特定の見込なく前數年の例に基き費額千八百四十八圓を計上せり、依て特定修繕の割合に伴はしむ。

道路通常修繕、砂利採取費、渡船費及雜費　道路維持に要する砂利經費、諸備給、備品等なり、砂利散均し程度に依り分別す。

治水堤防費　二九四、八五九圓

河岸堤防特定修繕　豫算に於て特定せられたる個所の所屬區域に依り分別す。

河岸堤防通常修繕及雜費　維持工費、諸備給、備品等にして工費は特定の見込なく前數年の例に基き費額二萬五千六百十八圓を計上せり、依て特定修繕の割合に伴はしむ。

樹木栽培費及水量標柱費　所在地區域の所屬に依り分別す。

會議諸費　近郊を併せたる帝都と縣　九一、八一〇圓
大東京區域の帝都と縣　九七、二一〇圓

府會、府參事會に關する諸費卽ち費用辨償、議場費、書記俸給、諸備給等にして之を左の通り分別す。

縣會議員數は三十人（人口七十萬人以內は三十人の規定なるか故に）、參事會員は七人とし其の議員費用辨償は現在の割合に依り、參事會費は現在の十分の七條（現在十人）を採り其の外に書記給及諸費を現在の通り計算す。

帝都會の議員は市制の規定に依る員數を增加するもの（近郊を併せたる帝都二十人、大東京區域の帝都二十四人）とし其の增加員數に對する費用辨償及諸費（現在の割合に依り一人當一千三百二十五圓）を計算す。

以上の計算に依り生したる殘餘は之を豫備費に移す。

衛生及病院費　六四二、〇九二圓

結核豫防費　衛生上不良なる家屋取毀の補償費用、患者收容所及家族に對する補給金なり、之を分別するに現行市郡分擔割合（人口割）を以てし、其の郡部に屬するものを人口數に割當つ。

癩療養所分擔費　東京外十一府縣聯合に係る全生病院經費の分擔費なり、人口六分、直接國稅四分に依る現行市部負擔を其の儘とし其の郡部に屬するものを人口數に割當つ。

松澤病院費　府立精神病院たる松澤病院の經費なり、其の所在地は外郊に屬するも現在病者多數なるか故に收容力完からず、多くの代用病院に依れる現狀より見て之か經營を帝都に屬せしむ。

娼妓病院費　各遊廓所在地の娼妓病院の經費なり、警察費中より此の病院駐在者の經費四萬四千五百五十六圓を取りて併合し、所在地の所屬區域に依り分別す。

其他衛生諸費　獸疫豫防費、屠畜檢查費、傳染病豫防費、寄生蟲調查費、トラホーム豫防費、癩豫防費（一時救護）、保健調查費、看護婦等試驗費なり、孰れも警視廳本廳の取扱に係る經費なれは市部七割四分、郡部二割六分の現行分擔割合を採り其の郡部に屬するものを人口數に割當つ。

教育費　二、四六四、九四七圓

師範學校費　青山、豐島の兩男子師範學校及女子師範學校の經費なり、小學校學級數に依り分別す、而して其の所在地の關係より之か經營は三校共に帝都に屬せしめ當分は縣より依託の方法に依り教員養成を爲さしむるものとし割當金額は之を受入の形式に依らしむ。

中學校費　學校の數は八なり、其の所在地に依り所屬を定む。

高等女學校費　學校の數は六なり、其の所在地に依り所屬を定む。

實業各學校費　織染學校、工藝學校、實科工業學校、園藝學校、農林學校、商業學校、化學工業學校及此等學校中の數校に併設せらるる補習的の學校費なり、孰れも其の所在地に依り所屬を定む。

學事諸費其の他　小學校教員恩給補充費、小學校教員加俸資金編入金、公立學校職員年功加俸資金編入金、小學校教員及校醫講習費、小學校教員恩給審查費、小學校教員檢定費、專

四學校入學者檢定費、府立學校職員退職給與金、學事調査費及青年團處女會指導者講習協議竝補習教育奬勵調査等の社會教育費なり、總て人口數に依り分別す。

教育費　五四〇、〇四一圓

行旅病人及死亡人費　救護の經費なり、前三年の平均救護延人員を標準として市郡分擔割合を定めたるに依り市部は之を採り郡部亦之に準して分別す。

精神病者及代用精神病院費　病院外の監護費、埋葬費及代用精神病院の經費なり、前三年の監護延人員を標準としたる市郡分擔割合市部七割二分、郡部二割八分を採り、郡部を更に取扱警察署別に分ち、近郊外郊を分つに人口數を以てし、近郊は之を二倍として割當つ。

諸達書及掲示諸費　一一、二一六圓

府及警視廳公報に關する經費なり、公報配付數に依り分別す。

勸業費　三二四、一一八圓

地方森林會費　其の性質に鑑み縣に屬せしむ。

共進會品評會奬勵費　物産品評會、共進會及展覽會等に對する審査員派遣、賞狀、賞品、奬勵買上其の他の經費なり、市郡折半の現行分擔割合を採り郡部を近郊、外郊其の他に三等分す。

蠶業取締所費　蠶絲業法に依る蠶種檢査等取締の經費なり、取締所は北多摩郡立川村に在り、依て之か經營を縣に屬せしめ當分依託の方法を採るものとし、繭の産額に依り分別す。

原蠶種製造所費　蠶種の統一改善を圖る爲の諸經費なり、製造所は北多摩郡立川村に在り、依て之か經營分別等蠶業取締所に準せしむ。

蠶絲業奬勵費　蠶業奬勵の爲にする蠶業技手の駐在、製絲家の指導、製絲教婦の養成等の經費なり、繭の産額に依り分別す。

種畜場費　牛、豚、鷄の優良種普及の爲の經費なり、種畜場は北多摩郡立川村に在り、依て之か經營を縣に屬せしめ當分依託の方法を採るものとし、牛の頭數に依り分別す。

畜産奬勵費　市郡の育成牛の飼養方法指導、種牡牛の購入貸付等の經費なり、牛の頭數に依り分別す。

水産奬勵費　内灣及河川の漁業奬勵經費なり、漁業者數に依り分別す

農産奬勵費　勞力節約の機械農業を奬勵し又當業者を指導する爲の經費なり、耕地面積に依り分別す。

産業組合奬勵費　組合の指導及理事養成の經費なり、組合數に依り分別す。

産業從事員奬勵費　主として商工業從事員の奬勵に關するものなれは市部及近郊に屬せしむ。

實業奬勵費　商工業助長の爲海外事情の調査、講演會、懇話會等の經費なり、市部及近郊に屬せしむ。

産業視察費　府會議員其の他實業家に委託して國内の産業狀態を視察する爲の經費な

り、主たるものは府會議員なれは議員選出數を標準として分別す。

森林改良費　主として水源涵養の目的を以て森林の調査及講習を爲す爲の經費なり、地域の關係上縣に屬せしむ。

苗圃費　樹苗の育成配付の爲の經費にして苗圃は青梅町に在り、地域の關係上縣に屬せしむ。

商工奬勵館經濟編入金　特別會計に屬する商工奬勵館經濟の收支不足を補充するものにして館の事業は工業試驗、商品陳列、輸出入生産の調査、商取引の紹介其の他主として商工業に關するものなれは市部及近郊に屬せしむ。

府費取扱費　四、一〇〇圓

公金取扱に對する金庫手數料なり、前三年度平均歳入豫算の割合に依り定めたる現行市郡分擔割合を採り郡部は之に準し歳入の割合に依り分別す。

府廳舍修繕費　八、九九〇圓

廳舍を帝都に屬せしむるものとす、其の通常修繕の經費なれは之に伴はしむ。

衆議院議員選擧費　一、一五五圓

名簿用紙代にして人口數に依り分別す。

府會議員選擧費　六一五圓

名簿用紙代及補闕選擧一回分の經費なり、人口數に依り分別す。

府吏員職員費　五九七、七八二圓

府吏員職員の俸給、諸給與等にして單り本廳勤務の者のみならず、松澤病院、醫業取締所、種畜場其の他郡部所在公衙の勤務者に對するものをも含むを以て之を分別するに所屬關係經費の分別割合、世帶割合又は人口割合等其の最も適當と信せらるる方法を以てす、其の歩合近郊を併せたる帝都六割五分八厘、外郊一割三分三厘、其の他二割九厘とす。

本費に關しては府市合一の結果節費の可能を認めらるるも從來府は國費の支辨に係る官吏に依りて事務の處理せらるるもの多く、其の國費額は數十萬圓に上る、若し帝都の獨立に依り府の事務か帝都に移されし場合に於て之に對し國費補給を受くること能はさるに於ては相當增費を要するに至るへきを慮らさるへからす。

廳費　二七九、〇九八圓

府費支辨の雇員格以下の給料、囑託手當、諸給、住宅費補給、備品消耗品費、交際費、其の他の經費なり、前揭府吏員職員費に準し各其の內容に付諸種の事項を參酌して分別す。

財産費　九圓

株券保管手數料なり、現行市郡分擔割合を採り郡部を三等分す。

土地收用費　二、〇七二圓

收用審査會の經費及强制執行費なり、專ら縣に所要のものとし所屬を定む。

府社費　一二四圓

神津島鎭座二社に對する神饌幣帛料供進の經費なり、地域上縣に屬せしむ。

史蹟天然記念物保存費　三、五五〇圓

調査、保存、講演會、展覽會費其の他の經費なり、人口數に依り分別す。

府統計費　五、六七六圓

各種統計に要する諸經費なり、縣に所要の額を推算し其の餘を帝都に屬せしむ

感化院費　一四、〇八六圓

在小笠原島修齊學園の經費なり、地域に於ては帝都に關係なきも縣に於て多くの必要し、依て收容兒童の關係上帝都に所屬せしめ縣よりの感化生は依託の方法に依らしむものとす。

地方奬勵費　一〇、〇九四圓

市町村及其の吏員、篤行者、青年團の表彰、講習、講話、視察資料等に要する經費なり、人口數依り分別す。

市町村吏員懲戒審査會費　一四八圓

帝都に必要なきを以て縣に屬せしむ。

補償鑑定費　一六一圓

公用徵收の補償鑑定人に要する經費なり、專ら縣に所要のものとして所屬を定む。

社會事業調査費　一四、〇〇〇圓

防貧、救貧、兒童保護等の調査に要する調査員、調査會、被調査家族費、統計整理其の他に要す。る經費なり、人口數に依り分別す。

海外視察員派遣費　六、〇〇〇圓

中等學校教員一名を海外に派遣し視察を遂げしむる經費なり、專ら帝都に關係あるものとして所屬を定む。

都市計畫費　六六、六四〇圓

市に近接せる町村の下水調査及綾瀨川運河調査の經費なり、其の調査地域に依り所屬を定む。

都市計畫地方委員會費　一八八、八八三圓

地方委員會の幹事、技師其の他所屬吏員の俸給、諸給、雜費等なり、計畫區域內の關係として其の世帶數に依り分別す。

豫備費　近郊を併せたる帝都と縣　六〇、三二三圓

大東京區域の帝都と縣　五六、〇二三圓

會議諸費より其の金額の一部を移して合併し人口數に依り分別す。

臨時部

臨時歲出

警察廳舍建築費　五四、八七五圓

警視廳本廳所屬被服倉庫の新築費なり、市郡の分擔は現行の儘とし其の郡部に屬するものを世帶數に依り分別す。

土木費　一、六四〇圓

中山道街道に架設しある石橋の架換費なり、地域の關係上外郊に屬せしむ。

治水費分擔金　三五、九、五〇〇圓

國の直營工事たる荒川改良、利根川改良及荒川上流改良費の分擔金なり、其の地域の所屬に依り分別す。

河川改良工事附帶工事費　一七、二五八圓

國の直營に係る河川改良工事に附帶して假道及假橋を設くる經費なり、施工河川の地域關係に依り分別す。

河川改良工事附帶工事補助費　三、五九三圓

國の直營に係る江戸川改良工事に附帶して町村に於て施設すへき工事費に對する補助費なり、地域の關係上外郭に屬せしむ。

衞生及病院費　四二、一〇九圓

松澤病院の製氷及屍體保存裝置作業場新築其の他の工費竝板橋及八王子娼妓病院の建築費なり、經常部に於て此等病院の所屬を定めたるに依り之に伴ひ分別す。

市町村傳染病豫防補助費　一、〇〇〇圓

島村に屬する傳染病及トラホーム豫防費に對し補助する經費なり、帝都の區域に關係なきに依り縣に屬せしむ。

教育費　一四二、三五七圓

師範學校、中學校、高等女學校及各實業學校の臨時大修繕及增築費なり、經常部に於て此等學校の所屬を定めたるに依り之に伴ひ分別す。

教育補助費　二四一、六〇〇圓

東京府教育會補助　教育會の事業、教育調査、教員養成及通俗教育に關する施設に對する補助なり、其の會の會員所屬地域別の數に依り分別す。

實業教育補助　實業補習學校及從來の乙種程度の實業學校に對する補助なり、最近の補助實例に準して分別す。

市町村立小學校教育補助　教員住宅建築費及教員住宅料支給に對する補助なり、正教員の數に依り分別す。

私立中學校、高等女學校及實業學校補助　私立中等學校の校長、教員の給料に充當せしむることを條件としての補助なり、補助學校は孰れも市及近郊の關係を主とするに依り之に基き所屬を定む。

町村警備補助費　七〇一圓

水防の爲南千住町及千住町の町費に千住大橋の保護費を計上せしめ之に對し補助する經費なり、地域上近郊に屬せしむ。

勸業費　二五、八〇〇圓

蠶業取締所、原蠶種製造所建築費　孰れも其の所在地域に依り所屬を定む。

同業組合副業助成費　輸出品の檢査を爲す同業組合の檢査員の給料、八王子、青梅の織物同業組合の意匠改良圖案部及家內工業に對する補助なり、輸出品檢査關係は主として現在市に屬するも其の他は縣に關係多きに依り之に基きて分別す。

開墾助成費、島嶼産業改良助成費　五町未滿卽ち開墾助成法に依らざるものの開墾助成

及小笠原郡島の製糖、伊豆諸島の畜牛改良に對する助成經費なり、孰れも島嶼の關係を主とし其の目的市及近郊に產物の供給を爲さしめむとするものなるに依り之を帝都に屬せしむ。

勸業補助費　四二、九六五圓

物產共進會補助　農產及織物を主とするに依り其の半額を織物產額に、他の半額を耕地面積に割當てて分別す。

小笠原島航海補助　每年六回命令航海に應するを條件としての補助なり、同島よりは砂糖を供給し其の關係は市及近郊を主とするに依り之を帝都に屬せしむ。

產業組合中央會東京支會補助　市郡の產業組合主事補俸給を補助する費用に對しての補助なり、產業組合の數に依り分別す。

造林費補助　公有林の植樹補助なり、其の性質に鑑み縣に屬せしむ。

伊豆七島航海補助　每月三回命令航海に應することを條件としての補助なり、同島よりは主として畜產物殊に牛乳製品、肉牛を供給し其の關係は市及近郊を主とするに依り之を帝都に屬せしむ。

蔬菜促成栽培補助　蔬菜促成器具購入代に對して補助するものにして其の目的は市及近郊に在るも、行はるる所は主として外郊なるに依り外郊に屬せしむ。

山林會補助　事業として講習講話、品評會等を爲す山林會に補助するものなり、其の性質に鑑み縣に屬せしむ。

府廳舍建築費　一一、九一五圓

自動車運轉手宿舍建築其の他水道、電燈等の取附費なり、本廳舍を帝都に屬せしめたる結果として之に伴はしむ。

地方改良事業補助費　三、〇〇〇圓

事業として市町村吏員講習會、民政講演、地方改良宣傳、地方改良功勞者表彰及會報發行等を爲す東京地方改良協會に對し補助するものな　人口數に依り分別す。

社會事業補助費　八〇、六〇〇圓

代用感化院補助　市立井之頭學校及私立家庭學校を代用感化院として一定の人員を限度として收容に應せしむるに對し補助するものなり、現行市郡分擔は收容延人員に依るを以て之を採り郡部を送院者數に依り分別す。

兒童保護所補助　不良兒の感化院收容と否とを鑑別する期間の一時的救護に補助するものなり、市及近郊の關係を主とするか故に之に依り所屬を定む。

救濟委員制度補助　東京府社會事業協會か其の事業として救濟委員十八名を置き窮民の救助方法を講ずるに依り之に對し補助するものなり、人口數に依り分別す。

兒童研究所補助　私立瀧野川學園をして低腦兒の研究を爲さしむる爲の補助なり、人口數に依り分別す。

乳兒保育所補助　乳兒の爲勞働不能なる女子勞働者及事實保育の途なき者の爲乳兒委託に應する保育所に對する補助なり、現存のもの三個所竝れも市及近郊に在り、此の關

係に依り所屬を定む。

隣保事業補助　東京府社會事業協會に於て經營する南千住町所在隣保館の事業、生活改善指導、倶樂部的施設、娯樂場等の費用に補助するものなり、主として近郊の關係なるに地依り之に基き其の所屬を定む。

兒童保健施設補助　日本赤十字社に依囑して巡廻健康診斷及應急手當班を組織し細民地區の調査を爲さしむるに對し補助するものなり、事實上市及近郊を主とするか故に此の關係に依り所屬を定む。

其他補助　東京府社會事業協會及社會事業團體の成績優良なるもの竝軍人後援會、愛國婦人會支部の事業に補助するものなり、人口數に依り分別す。

積立金　五、〇〇〇圓

中學校を卒業し專門學校以上に在學する者に對し學費を補助するものなり、人口數に依り分別す。

神職會補助費　一、〇〇〇圓

神職講習會報發行其の他の事業を爲す府神職會に對する補助なり、神職數に依り分別す。

看護婦組合補助費　五、〇〇〇圓

看護婦の不足を補ひ且修養を爲さしめ優良者を得むか爲看護婦聯合組合に對し補助するものなり、主として市及近郊の關係なるに依り之に基き所屬を定む。

府債費　三四八、三〇八圓

荒川改良工事分擔金負債償還の元金三十萬圓及利子なり、其の性質に鑑み市及近郊に屬せしむ。

土木費支出額　三、八七三、三二二圓

道路橋梁費　東海道、陸羽街道、中山道及千葉街道の國道改修費なり、現在の工事場所は近郊なるに依り之に屬せしむ。

治水堤防費、綾瀬川改修費なり、其の工事場所外郊なるに依り之に屬せしむ。

河川改良工事附帶工事費支出額　一七六、二七八圓

國の直營に係る江戸川改修工事に附帶して橋梁新架に要する經費なり、工事場所の關係上外郊に屬せしむ。

砂防工事費支出額　五八、二四〇圓

多摩川上流流域に於ける工事費なり、地域の關係上縣に屬せしむ。

治水費國庫納付金支出額　三六七、四〇〇圓

國の直營に係る多摩川改修工費の負擔なり、其の關係地域外郊なるに依り之に屬せしむ

都市計畫事業費支出額　二、五八一、〇〇九圓

道路改修費　近郊の環狀線及放射線道路の開設費なり、近郊の關係と認め之に屬せしむ。

運河開鑿費　綾瀬川の運河開鑿費なり、施工場所南葛飾郡の北部なるに依り外郊に屬せしむ。

上下水道補助費支出額　九〇、〇〇〇圓

澁谷、江戸川の兩上水道及千住町下水道の工費に對する補助なり、近郊に屬せしむ。

教育費支出額　一、〇九七、九四五圓

第六、第七、第八中學校及第六高等女學校の新設費なり、其の建築地域に依り所屬を定む。

勸業費支出額　一二三、八九二圓

種畜場及勞働會館の建築費なり、其の建築地域に依り所屬を定む。

第二表

郡部經濟分別計算表

大正十一年度東京府郡部歲入出分別計算表

歲入

經常部

經常歲入

科目	總額	分別 甲 近郊を併せたる帝都 縣	分別 甲 大東京區域の帝都 縣	分別 乙 縣
地租割	九五二、三〇八円	二二四、八五二円	七二七、四五六円	三四二、一四一円
營業稅	三八二、七一〇	二八、九四六	九三、七六四	五三、一九七
雜種稅	一、〇五〇、〇二〇	六六四、六六二	三八五、三五八	一九一、一〇四
營業稅附加稅	六三一、八三四	五〇六、七三一	二二五、一〇三	八四、六六六
家屋稅	二、五九一、〇四六	二、三七五、九八九	二、一五、〇五七	二、五一〇、七二四
戶數割	五六二、七〇五	—	五六二、七〇五	二〇五、三八七
都市計畫特別稅	三三三、七七一	二一五、六二七	一一八、一四四	二六七、九九五
地租附加	一一三、二一三	三八、七三九	七四、四七四	七六、九九二
營業稅附加	二二〇、五五八	一七六、八八八	四三、六七〇	一九一、〇〇三
財產收入	八四	四一	四三	六七
家屋貸貸料	四五	二八	一七	四一
公債及預金利子	三九	一三	二六	二六
警察費國庫下渡金	一、四六五、六四一	九七六、一一七	四八九、五二四	一、一七一、〇四七
雜收入	四八八、六四二	三七四、五二九	一一四、一一四	四四三、五〇九
請願巡查費納付金	六八、〇四〇	四六、七四三	二一、二九七	五五、九二九
使用料	二八、一八四	二一、七二九	六、四五五	二六、七二七
道路使用料	二七、四五四	二一、〇〇二	六、四五二	二五、九九九
堤塘使用料	七二五	七二五	—	七二五
竝木敷使用料	五	二	三	三
物品賣拂代	五、二八二	二、〇七七	三、二〇五	二、七三一
不用品賣拂代	三、〇五一	二、〇七五	九七六	二、五二六
賣藥營業稅附加稅	一七七	一六四	一三	一六九
所得稅附加稅	二一九、九九〇	一八三、〇三一	三六、九五八	一九五、三五一
家屋稅	二、五九一、〇四六	二、三七五、九八九	二一五、〇五七	二、五一〇、七二四
戶數割	五六二、七〇五	—	五六二、七〇五	二〇五、三八七
都市計畫特別稅	三三三、七七一	二一五、六二七	一一八、一四四	二六七、九九五
地租附加	一一三、二一三	三八、七三九	七四、四七四	七六、九九二
營業稅附加	二二〇、五五八	一七六、八八八	四三、六七〇	一九一、〇〇三
財產收入	八四	四一	四三	六七
家屋貸貸料	四五	二八	一七	四一
公債及預金利子	三九	一三	二六	二六
警察費國庫下渡金	一、四六五、六四一	九七六、一一七	四八九、五二四	一、一七一、〇四七
雜收入	四八八、六四二	三七四、五二九	一一四、一一四	四四三、五〇九
請願巡查費納付金	六八、〇四〇	四六、七四三	二一、二九七	五五、九二九
使用料	二八、一八四	二一、七二九	六、四五五	二六、七二七
道路使用料	二七、四五四	二一、〇〇二	六、四五二	二五、九九九
堤塘使用料	七二五	七二五	—	七二五
竝木敷使用料	五	二	三	三
物品賣拂代	五、二八二	二、〇七七	三、二〇五	二、五三一
不用品賣拂代	三、〇五一	二、〇七五	九七六	二、五二六
賣藥營業稅附加稅	一七七	一六四	一三	一六九
所得稅附加稅	二一九、九九〇	一八三、〇三一	三六、九五八	一九五、三五一
家屋稅	二、五九一、〇四六	二、三七五、九八九	二一五、〇五七	二、五一〇、七二四
戶數割	五六二、七〇五	—	五六二、七〇五	二〇五、三八七
都市計畫特別稅	三三三、七七一	二一五、六二七	一一八、一四四	二六七、九九五
地租附加	一一三、二一三	三八、七三九	七四、四七四	七六、九九二
營業稅附加	二二〇、五五八	一七六、八八八	四三、六七〇	一九一、〇〇三
財產收入	八四	四一	四三	六七
家屋貸貸料	四五	二八	一七	四一
公債及預金利子	三九	一三	二六	二六
警察費國庫下渡金	一、四六五、六四一	九七六、一一七	四八九、五二四	一、一七一、〇四七
雜收入	四八八、六四二	三七四、五二九	一一四、一一四	四四三、五〇九
請願巡查費納付金	六八、〇四〇	四六、七四三	二一、二九七	五五、九二九
使用料	二八、一八四	二一、七二九	六、四五五	二六、七二七
道路使用料	二七、四五四	二一、〇〇二	六、四五二	二五、九九九
堤塘使用料	七二五	七二五	—	七二五
竝木敷使用料	五	二	三	三
物品賣拂代	五、二八二	二、〇七七	三、二〇五	二、五三一
不用品賣拂代	三、〇五一	二、〇七五	九七六	二、五二六
賣藥營業稅附加稅	一七七	一六四	一三	一六九
所得稅附加稅	二一九、九九〇	一八三、〇三一	三六、九五八	一九五、三五一
家屋稅	二、五九一、〇四六	二、三七五、九八九	二一五、〇五七	二、五一〇、七二四
戶數割	五六二、七〇五	—	五六二、七〇五	二〇五、三八七
都市計畫特別稅	三三三、七七一	二一五、六二七	一一八、一四四	二六七、九九五
地租附加	一一三、二一三	三八、七三九	七四、四七四	七六、九九二
營業稅附加	二二〇、五五八	一七六、八八八	四三、六七〇	一九一、〇〇三
財產收入	八四	四一	四三	六七
家屋貸貸料	四五	二八	一七	四一
公債及預金利子	三九	一三	二六	二六
警察費國庫下渡金	一、四六五、六四一	九七六、一一七	四八九、五二四	一、一七一、〇四七
雜收入	四八八、六四二	三七四、五二九	一一四、一一四	四四三、五〇九
請願巡查費納付金	六八、〇四〇	四六、七四三	二一、二九七	五五、九二九
使用料	二八、一八四	二一、七二九	六、四五五	二六、七二七
道路使用料	二七、四五四	二一、〇〇二	六、四五二	二五、九九九
堤塘使用料	七二五	七二五	—	七二五
竝木敷使用料	五	二	三	三
物品賣拂代	五、二八二	二、〇七七	三、二〇五	二、五三一
不用品賣拂代	三、〇五一	二、〇七五	九七六	二、五二六

科目	總額	分別 甲		分別 乙	
		近郊を併せたる帝都	縣	大東京區域の帝都	縣
製產品賣拂代	二、一七二円	一円	二、一七二円	一円	二、一七二円
竹木雜產物賣拂代	五四	—	五四	二	五二
土石賣拂代	五	二	三	三	二
賦金	九二、三九六	七四、二八六	一八、一一〇	七四、二八六	一八、一一〇
辨償金	九、七四六	六、二六三	三、四八三	七、六六九	二、〇七七
旅費日當其他辨償金	五〇〇	三四四	一五六	四一二	八八
物品其他辨償金	五、五三四	三、四一四	二、一二〇	四、二二四	一、三一〇
違約辨償金	一六五	五五	一一〇	一一〇	五五
留置人費辨償金	三、五〇〇	二、四〇五	一、〇九五	二、八七七	六二三
滯納處分費辨償金	四七	四五	二	四六	一
督促手數料	四、四五四	三、五四一	九一三	四、三八七	六七
過年度府稅	二七九、六〇〇	二一九、四八六	六〇、一一四	二七一、四九二	八、一〇八
延滯金	一〇二	八〇	二二	一〇〇	二
吏員職員納付金	八三九	三二四	五一五	三八八	四五一
經常部歲入計	八、六七八、九二七	五、八一〇、六九〇	二、八六八、二三九	七、一四〇、〇一三	一、五三八、九一六

科目	總額	分別 甲		分別 乙	
		近郊を併せたる帝都	縣	大東京區域の帝都	縣
前年度繰越金	一、〇〇〇円	六七五円	三二五円	八三五円	一六五円
國庫補助金	一三、〇五七	一、九一六	一、一四一	八、五七四	四、四八三
農事試驗場費補助	一、五〇〇	—	一、五〇〇	—	一、五〇〇
主要食糧增收獎勵費補助	二、五八〇	一九一	二、三八九	一、二五四	一、三二六
害蟲驅除豫防費補助	三一九	二四	二九五	一五五	一六四
耕地改良費補助	四、四〇三	—	四、四〇三	四、四〇三	—
公有林野造林獎勵費補助	八八八	—	八八八	—	八八八
市町村トラホーム豫防費補助	一六七	一〇五	六二	一三三	三四
市町村寄生蟲豫防費補助	一六七	一〇五	六二	一三三	三四
調查費補助	一六七	一〇五	六二	一三三	三四
市町村傳染病院豫防費補助	二、三三三	一、四九一	八四二	一、七九六	五三七
耕地整理補助費補助	七〇〇	—	七〇〇	七〇〇	—
財產賣拂代	一、五七四	一、五六四	一〇	一、五六九	五
地所賣拂代	三〇	二〇	一〇	二五	五
建物賣拂代	一、五四四	一、五四四	—	一、五四四	—
道路改修費寄附金	七、〇〇〇	七、〇〇〇	—	七、〇〇〇	—

科目	總額	分別 甲	分別 乙
		近郊を併せたる帝都 縣	大東京區域の帝都 縣
府債	一、五五一、〇〇〇 円	一、四〇〇、〇〇〇 円	一、五五一、〇〇〇 円
臨時部歲入計	一、五七三、六三二	一、四一一、一五五	一、五六八、九七八
歲入合計	一〇、二五二、五五八	七、二二一、八四五	八、七〇八、九九一

科目	總額	分別 甲 近郊を併せたる帝都 縣	分別 甲 縣	分別 乙 大東京區域の帝都 縣	分別 乙 縣
府債	一、五五一、〇〇〇 円	一、四〇〇、〇〇〇 円	一五一、〇〇〇 円	一、五五一、〇〇〇 円	— 円
臨時部歲入計	一、五七三、六三二	一、四一一、一五五	一六二、四七六	一、五六八、九七八	四、六五三
歲入合計	一〇、二五二、五五八	七、二二一、八四五	三、〇三〇、七一五	八、七〇八、九九一	一、五四三、五六九

歲出

經常部

經常歲出

科目	總額	分別 甲 近郊を併せたる帝都 縣	分別 甲 縣	分別 乙 大東京區域の帝都 縣	分別 乙 縣
醫察費	二、三〇五、七八九 円	一、五八三、二四二 円	七二二、五四七 円	一、八九五、八一七 円	四〇九、九七二 円
醫察廳舍修繕費	八、三五六	四、八六七	三、四八九	五、八〇五	二、五五一
土木費	九四五、九八八	三四一、五九二	六〇四、三九六	六九九、九二一	二四六、〇六七
道路橋梁費	八九九、八九一	三三一、四二〇	五六八、四七一	六七〇、八八九	二二九、〇〇二
道路橋梁特定修繕及道路橋梁通常修繕費	三五九、一九七	一三三、〇五一	二二六、一四六	二五八、八三一	一〇〇、三六六
道路通常修繕砂利採取費及雜費	五四〇、六九四	一九八、三六九	三四二、三三五	四一二、〇五八	一二八、六三六

科目	總額	分別 甲 近郊を併せたる帝都 縣	分別 甲 縣	分別 乙 大東京區域の帝都 縣	分別 乙 縣
治水堤防費（河川、海岸及堤防修繕）	四六、〇九七	一〇、一七二	三五、九二五	二九、〇三二	一七、〇六五
郡役所費	一九七、八一五	八三、八七五	一二三、九四〇	一三九、八五五	五七、九六〇
郡廳舍修繕費	五二〇	一九五	三三五	三二五	一九五
救育費	二八、四五六	二四、八四九	三、六〇七	二八、〇一七	四三九
窮民救助費	八、二八六	七、〇七九	一、二〇七	七、八四七	四三九
棄兒費	二〇、一七〇	一七、七七〇	二、四〇〇	二〇、一七〇	—
諸達書及掲示諸費	五二	二八	二四	三八	一四
勸業費	九八、六四七	四四一	九八、二〇七	二三、七七八	七四、八七〇
農事試驗場費	—	—	—	—	六七、七二六
氣象觀測費	四二二	一四一	二八一	一四一	二八一
害蟲驅除豫防費	一、五九五	二一八	一、四七七	七七五	八二〇
主要食糧增收奬勵費	二、四六〇	一八二	二、二七八	一、一九六	一、二六四
耕地改良費	—	—	二一、六六六	二一、六六六	—
公有林野造林奬勵費	四、七七九	—	四、七七九	—	四、七七九
府費取扱費	一〇四、八七〇	七六、二六九	二八、六〇一	九〇、二八九	一四、五八一
府社費	二四八	六二	一八六	一二四	一二四
豫備費	二〇、〇〇〇	一二、六〇〇	七、四〇〇	一五、八八〇	四、一二〇
經常部歲出計	三、七一〇、七四一	二、一二八、〇二〇	一、五八二、七二二	二、八九九、八四九	八一〇、八九三

科目	総額	分別 甲 近郊を併せたる帝都	甲 経	乙 大東京區域の帝都	乙 経
警察廳舍建築費	二〇〇、六八〇 円	七二、〇八五 円	一二八、五九五 円	九八、八九五 円	一〇一、七八五 円
土木費（道路橋梁費）	二二九、二五一	一、二〇〇	二二八、〇五一	一〇九、〇四六	一二〇、二〇五
郡市町村土木補助費	八七、五七三	二七、四七五	六〇、〇九八	五九、一六六	二八、四〇七
衛生及病院補助費	二一、二一七	一三、三六六	七、八五〇	一六、八四六	四、三七〇
町村寄生蟲調査補助費	五〇〇	三一五	一八五	三九七	一〇三
病院補助費	二一〇、七一六	一三、〇五一	七、六六五	一六、四四九	四、二六七
市町村傳染病豫防補助費	一四、〇〇〇	八、九三七	五、〇六三	一〇、八〇四	三、一九六
傳染病豫防補助費	一三、〇〇〇	八、三〇七	四、六九三	一〇、〇一〇	二、九九〇
トラホーム豫防補助費	一、〇〇〇	六三〇	三七〇	七九四	二〇六
郡廳舍建築費	八一、八九〇	八一、八九〇	—	八一、八九〇	—
勸業補助費	三〇、七五〇	一、三五三	二九、三九七	二二、六二八	八、一二二
府農會補助	一六、五〇〇	一、二〇五	一五、二九五	九、六六九	六、八三一
耕地整理補助	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—
養蠶組合補助	二、二五〇	—	二、二五〇	一、九八七	二六三
採種圃補助	二、〇〇〇	一四八	一、八五二	九七二	一、〇二八

科目	総額	分別 甲 近郊を併せたる帝都	甲 経	乙 大東京區域の帝都	乙 経
町村長會補助費	三、〇〇〇	四九七、八〇四	四二四、五二九	二、三〇六	一、六七三
府債費	四九七、八〇四	一三七、一五三	九二、五七八	四四、五七五	二八、七〇三
運用金戻入	一三七、一五三	七四三、四二〇	七四、九五六	六六八、四六四	二二、六三〇
土木費支出額	七四三、四二〇	二五八、八四三	四四、五五六	二一四、二八七	九九、五九五
道路修繕費支出額	二五八、八四三	四八四、五七七	三〇、四〇〇	四五四、一七七	一二三、四〇〇
橋梁新架費支出額	四八四、五七七	一九、六八九	—	一九、六八九	—
郡市町村土木補助費支出額	一九、六八九				
臨時部歳出計	二、〇六六、四二七	七九九、〇六三	二、九二七、〇八三	二、八五〇、〇八五	四、一〇七、四一六
歳出合計	五、七七七、一六八	一、三七〇、一五二	二、八五〇、〇八五	一、六六九、七五二	

一　計算上圓位未滿は四捨五入したるに依り合計額等に於て數圓の適合を見ざるものあり。

大正十一年度東京府郡部歳入出分別計算說明

郡部經濟分別說明

歳入

經常歳入

經常部

地租割

營業稅　三八二、七一〇圓
雜種稅　一、〇五〇、〇二〇圓
營業稅附加稅　六三一、八三四圓
賣藥營業稅附加稅　一七七圓
所得稅附加稅　二一九、九九〇圓
家屋稅　二、五九一、〇四六圓
戶數割　五六二、七〇五圓
都市計畫特別稅（地租附加營業稅附加）　一一三、二一三圓
二二〇、五五八圓

以上各稅敷れも既往の實績を標準とし又戶數割より家屋稅に變更せられたるものは其の關係町村の負擔額を參酌して之を分別す。

財產收入　八四圓

家屋賃貸料　郡役所廳舍の一部を徵兵署に使用せしむる爲の收入なり、人口數に依り分別す。尙伊豆七島及小笠原諸島は既述の如く何等府の負擔に任せす、依て本件考查の計算に供したる戶口中には此等島嶼在住者を加へさることとせり、以下總て同し。

公債及預金利子　勸業資金の利子なり、大體勸業費の割合に伴はしむ。

國庫下渡金　一、四六五、六四一圓

警察費、同廳舍建築修繕費に對する國庫下渡金なり關係歲出の割合に伴はしむ。

雜收入　四八八、六四二圓

請願巡查費納付金　警察費の分別割合に伴はしむ。

道路使用料　既往の實績に依り分別す。

堤塘使用料　所屬地域に依り所屬を定む。

竝木敷使用料　既往の實績に依り分別す。

不用品賣拂代　警察、郡役所、土木等の關係其の他の收入なり、警察關係は其の歲出の割合に依り其の他は歲入金收入の割合に依り分別す。

製產品賣拂代　農事試驗場の生產品代なり、試驗場の所屬に從はしむ。

竹木雜產物賣拂代　農事試驗場及土木の關係なるに依り之に基き分別す。

土石賣拂代　主として土木關係なり、適宜分別す。

賦金　貸座敷引手茶屋營業者及娼妓の賦金なり、既往の實績に依り分別す。

旅費日當其他辨償金　既往の實績と其の收入の關係とに依り分別す。

物品其他辨償金　主として自轉車鑑札其の他の辨償金なり、既往の實績に依り分別す。

違約辨償金　主として土木關係等の工事違約の辨償金なり、既往の實績に依り分別す。

留置人費辨償金　警察署留置人費に對する國庫よりの辨償金なり、警察費の分別割合に伴はしむ。

滯納處分費辨償金　公課金滯納者に對する處分費の辨償金なり、既往の實績に依り分別す。

督促手數料　公課金滯納者に對する督促の手數料なり、既往の實績に依り分別す。

過年度府稅　前年度以前の滯納府稅及年度經過後賦課事實の決定したる稅金收入なり、
　既往の實績に依り分別す。
延滯金　府稅滯納者より徵收する延滯金日歩なり、既往の實績に依り分別す。
吏員職員納付金　俸給に對する百分の一の納付金なり、警察及農事試驗場の關係なるを
　以て關係歲出の分別割合に伴はしむ。

臨時歲入

臨時部

前年度繰越金　一、〇〇〇圓
歲入金收入の割合に依り分別す。

國庫補助金　一三、〇五七圓
農事試驗場費補助、主要食糧增收奬勵費補助、害蟲驅除豫防費補助、耕地改良費補助、公有林
野造林奬勵費補助、市町村トラホーム豫防補助費補助、市町村寄生蟲調査及傳染病豫防補
助費補助及耕地整理補助費補助、以上孰れも關係歲出の分別割合に伴はしむ。

財產賣拂代　一、五七四圓
地所賣拂代　收入科目を存せしめたるに過ぎず、大體土木費分別割合に伴はしむ。
建物賣拂代　南足立郡役所の醵建物の處分代金なり、其の建築費の所屬に伴はしむ。

道路改修費寄附金　七、〇〇〇圓
大森町地內の改修に伴ふ寄附金なり、道路の所屬に伴はしむ。

府債　一、五五一、〇〇〇圓
中學校、高等女學校の建築、國道の改修及都市計畫事業費に充當する爲の起債なり、所要費
　途の所屬に依り分別す。

歲出

經常部

警察費　二、三〇五、七八九圓
郡部所在各警察署の經費なり、各署別費額及世帶數に依り分別す。

警察廳舍修繕費　八、三五六圓
青梅、八王子、千住警察署及町田分署の修繕其の他各本署、分署、派出所及電線路の修繕費な
り、場所を特定したるものは其の所在地域に依り其の他は世帶數に依り分別す。

土木費　九四五、九八八圓
道路橋梁費中道路橋梁特定修繕、橋梁通常修繕　場所を特定したるものは其の地域に依
り橋梁通常修繕は既往の例を參酌したるものなれば橋梁特定修繕の割合に伴はしむ。
道路橋梁費中道路通常修繕、砂利採取費及雜費　道路維持の爲の砂利敷均し費竝所要砂
　利の採取、運搬費及作業諸備給、用品代其の他なり、砂利敷均しの程度を參酌して分別す。
治水堤防費　河岸、海岸及堤防の特定個所修繕竝通常修繕費なり、通常修繕は既往の實績

を參酌して豫計したるものなれは其の各に付特定個所の地域に依り分別す。

郡役所費　一九七、八一五圓

各郡役所の經費なり、帝都と縣と分立の曉に至り帝都に於て本費に相當すへきは區役所費なり、區役所費は各町村費を綜合して處辨し得へき理なるも事務增多に因る萬一の場合を慮り本費は其の儘分別のこととし、之を分つに先つ三多摩郡の分と他の五郡の分とを算出し千歲、砧二村分として三多摩郡の分より其の百分の三を大東京區域の帝都に移し近郊と外郊との別は一半を人口數に他の一半を町村役場數に割當つ。

郡廳舍修繕費　五二〇圓

郡廳舍小修繕の經費なり、近郊三、外郊二、其の他三の割合にて分別す。

救育費　二八、四五六圓

窮民救助費及棄兒費孰れも既往三年度初頭救助人員數の所屬に依り分別す。

諸達書及掲示諸費　五二圓

掲示場の經費なり、郡役所經費の分別割合に伴はしむ。

勸業費　九八、六四七圓

農事試驗場費　現今中野町に在るも最近立川村に移轉せらるるものなるを以て地域の關係上縣に屬せしむ。

氣象觀測費　中野町、立川村、青梅町に在り、所在地に依り分別す。

害蟲驅除豫防費　耕地面積に依り分別す。

主要食糧增收奬勵費　主として米麥甘藷等の共進會を開き其の增收を奬勵する經費なり、耕地面積に依り分別す。

耕地改良費　專ら外郊に行はれ、耕地の區劃を正し漸次宅地に變換の爲の經費なり、此の間の事實を參酌して所屬を定む。

公有林野造林奬勵費　專ら三多摩郡に行はるるに依り縣に屬せしむ。

府費取扱費　一〇四、八七〇圓

主要なるものは市町村に對する徵稅交付金にして其の他鑑札及檢印調製費、觀覽稅徵收交付金等あり、既往の市町村交付金實績に依り分別す。

府社費　二四八圓

供進神社四社にして其の所在地に依り分別す。

豫備費　二〇、〇〇〇圓

人口數に依り分別す。

臨時部

臨時歲出

警察廳舍建築費　二〇〇、六八〇圓

警察署、同分署、巡査派出所の建築費及電話架設竝線路改修費なり、大體特定せられたる工事なるに依り其の地域に依り分別す。

土木費　二二九、二五一圓

道路改修、橋梁架換及賃取橋の買上代金なり、孰れも特定の經費なるに依り其の地域に依り分別す。

郡市町村土木補助費　八七、五七三圓

郡市町村の道路橋梁費及治水堤防費に對する補助なり、特定の補助は其の町村の區域に依り臨時に係るものは特定補助に準して分別す。

衛生及病院補助費　二一、二一七圓

町村寄生蟲調査補助費　町村の調査費に對する補助なり、人口數に依り分別す。

郡立傳染病院補助費　都市計畫區域内五郡の關係なるを以て各郡別人口數に依り分別す。

市町村傳染病豫防補助費　一四、〇〇〇圓

傳染病豫防補助費　市町村の豫防費に對する補助なり、前三年度間の患者數に依り東京都市計畫區域と其の他とを區分し更に近郊、外郊の割合を人口數に依りて定む。

トラホーム豫防補助費　市町村の豫防費に對する補助なり、人口數に依り分別す。

郡廳舍建築費　八一、八九〇圓

南足立郡役所の建築費なり、其の所在地と將來の供用關係に鑑み近郊に屬せしむ。

勸業補助費　三〇、七五〇圓

府農會補助費　農業者を會員とする農會の事業に補助するものなり、農專業者戶數に依り分別す。

耕地整理補助費　專ら耕地整理の行はるる地域に鑑み外郊に屬せしむ。

養蠶組合補助費　繭の產額に依り分別す。

採種圃補助費　主として米麥の品種改善を圖る爲の郡の施設に對する補助なり、耕地面積に依り分別す。

町村長會補助費　三、〇〇〇圓

講習、講演其の他の事業を爲す町村長會に對する補助なり、役場數に依り分別す。

府債費　四九七、八〇四圓

元金の償還及利子なり、起債費途の所屬地域を參酌し其の困難なるものは府稅分別割合に依り分別す。

運用金戻入　一三七、一五三圓

一般經費支辨の不足を補ふ爲運用したるものの戻入金なり、府稅分別割合に依り分別す。

土木費支出額　七四三、四二〇圓

道路改修費　第三號路線青梅甲府線外十一線改修費の年割支出額なり、施工地域に依り分別す。

橋梁新架費　第八號國道立川日野線外四線所在の橋梁費年割支出額なり、所在地に依り所屬を定む。

郡市町村土木補助費支出額　一九、六八九圓

郡市町村に於て施行の道路費及橋梁費に對する補助費の年割額なり、其の施工場所西多

府經濟分別考査資料

世帶人口

摩郡内なるに依り縣に屬せしむ。

東京府經濟分別に關する考査資料

(一) 世帶及人口

種別	總數	甲 縣			乙 縣		
		近郊なる併せたる帝都	都部	島嶼	大東京區域の帝都	都部	島嶼
			計			計	
世帶	七二、六三三	六六五、六四二	九七、九〇一	八、〇七九	七〇八、四三七	五六、一〇六	八、〇七九
人口	三、六九九、四八六	三、一一四、五八三	五五二、七四〇	三三、一〇六	三、三五八、一八六	三〇八、一三六	三三、一〇六

市郡連帶負擔營造物

(二) 市郡連帶負擔に屬する各種主要營造物

種別	東京市内	近郊	外郊	其の他(東京都市計區域外)	計
中學校	五	二		一	八
師範學校	一	一			三
高等女學校	四	一		一	六
工藝科工業實業學校	一				一
化學工業各實業學校	一		一		二
商業					
勸業施設					
商工奬勵館	一				一
農業			一		一
園藝					
織染					
農林					
商業					
蠶業取締所					
原蠶種製造所					
種畜場					
計	八	三	六	二	四

種別	東京市内	近郊	外郊	其の他(東京都市計區域外)	計
媤妓病院	三	二		二	七
精神病院及感化院	一	一			二
松澤病院			一		
修齊學園				一	

市郡連帶負擔道路

(三) 市郡連帶負擔に屬する道路

國道			府縣道			
路線名	連帶負擔に屬したる年度	延長	路線名	連帶負擔に屬したる年度	延長	
第一號(東海道)	明治四十五年度	二里二十三町	第一號(東京厚木線)	明治四十三年度	十三町	
第四號(陸羽街道)	(明治四十三年度 明治四十五年度	十三町	第二號(東京青梅線)	(大正八年度 (明治四十五年度	二十五町	
第七號(千葉街道)	大正八年度	一里二十六町	第十八號(芝下大崎線)	(大正八年度	十三町	
第八號(甲州街道)	明治四十五年度	二里十三町	第十九號(下大崎川和線)	大正八年度	八町	
	(明治四十三年度 大正八年度	十二町 十三町	第二十號(芝 溝口線)	大正八年度	一町	
			第二十二號(松井高田線)	大正八年度	三町	
	(明治四十三年度 明治四十五年度	一里三町 一里十七町	第二十三號(芝 溝 線)	大正八年度	十町	
			第四十號(田無小石川線)	大正八年度	二町	
			第五十號(神田千住線)	明治四十三年度	九町	
			第六十四號(王子小石川線)	大正八年度	五町	
			第百十號(麻布區比壽停車場線)	大正八年度	十町	
			第六號(東京川口線)	大正八年度	二十七町	

(四) 市郡連帶負擔に屬する河川

多摩川　府縣制實施前より連帶負擔に屬したるものにして管內流路延長二十五里六十六間六分、全流域郡部に在りて其の下流は外郊と神奈川縣との境を成す。本川の水は古く德川時代より現在東京市域の上水として引用し來れるものに係り市との間密接の關係あり、其の上流域の屬する所謂三多摩郡か上水取締確保の理由に依りて明治二十六年神奈川縣より東京府に移管せられたる顚末は既に述へたり、爾來東京市は水源涵養の爲繼續的に植林を爲し、東京府亦上水引入口の上流に砂防工事を施し其の下流に於ては現に國費を以て改修工事行はれつつあり。

江戸川　府縣制實施前より連帶負擔に屬したるものにして管內流路延長四里二十七町外郊の東部千葉縣との境を流る。本川氾濫せは澁水中川に下りて其の堤防を破り、延ひて東京市東部一帶に浸水の害を與ふるの虞あり、國に於て改修工事中なり。

荒川　府縣制實施前より連帶負擔に屬したるものにして管內流路延長九里八町六間埼玉縣より來りて縣と府との境を成し外郊近郊を流れて市の東部に入る。水運の利便大なりと雖出水の場合東京市の一部に氾濫することあり、國に於て水害防止の改修工事中なり

中川　府縣制實施前より連帶負擔に屬したるものにして管內流路延長五里十五町四十五間、江戸川と荒川との中間を流る。其の流域全く郡部に屬し上流は外郊を、下流は近郊を通するも出水の場合東京市の東部に浸害を及ほすの虞あり、國に於て改修工事中なり。

秋川　府縣制實施前より連帶負擔に屬したるものにして流路延長五里十三町三間、多摩川二支川中の一にして西多摩郡を流域とし東京市上水引入口の下流に於て本流に合す。

淺川　府縣制實施前より連帶負擔に屬したるものにして流路延長三里九町十六間七分、多摩川二支川の一にして南多摩郡を流域とし秋川の下方に於て本流に合す。

新川　府縣制實施前より連帶負擔に屬したるものにして流路延長三十三町四十五間、外郊に在りて江戸川と中川との連絡を爲し小名木川を經て荒川に直通す。水利上東京市に密接の關係あり。

綾瀨川　府縣制實施前より連帶負擔に屬したるものにして流路延長二里九町、荒川の支流を成し其の流域外郊に屬す。出水の場合東京市の東部に浸害を及ほすの虞あり。

海老取川　明治三十五年度より連帶負擔に屬したるものにして流路延長九町三十二間、外郊羽田町に在り、多摩川下流の派川とす。

小名木川　明治四十四年度より連帶負擔に屬したるものにして流路延長二十町三十一間五分、新川より中川を橫斷して近郊を流れ、東京市內に入りて荒川に通する運河なり、水運の利便尠しとせす。

橫十間川　明治四十四年度より連帶負擔に屬したるものにして流路延長三十三町三十

二間、東京市の東方近郊との境を流るる運河なり、水運上東京市の利用する所尠しとせず。

竪　川　明治四十四年度より連帶負擔に屬したるものにして流路延長二十町十五間、小名木川の北方に於て荒川と中川とを連絡する運河なり。東京市内及近郊を流るるに依り水運上市の利用する所尠しとせず。

北十間川　明治四十四年度より連帶負擔に屬したるものにして流路延長十五町一間、竪川の北方に於て荒川と横十間川と中川とを連絡する運河なり。小名木川竪川と共に水運上東京市の利用する所尠しとせず。

古利根堤　外郊と埼玉縣との境に在り、中川及江戸川間の放水路と謂ふへく、乃ち兩川の上流氾濫の場合此の堤に放水して郡市の危害を防くの川に供ふ。

(五)　市郡連帶負擔に屬する繼續費豫定額（大正十一年度通常豫算編成當時）

市郡連帶繼續費

年度		砂防工事費	道路改修費	河川改修費及附帶工事費	中等學校建設費	都市計畫事業費	其の他共の	計	分擔額 市部	分擔額 郡部
大正		円	円	円	円	円	円	円	円	円
一一		五八、二四〇	三、八二三、三四二	六四四、六五六	一、〇九七、九四四	二、五八一、〇〇九	二三五、八九三	八、六六八、〇〇五	五、〇八一、〇〇七	三、七九〇、〇〇八
一二		五六、四八八	九六四、七三一	四三一、九四七	五七四、七四一	二、五八五、五九九	三五九、九八四	四、九五三、三五五	三、三四〇、六三五	一、六八三、七一八
一三		五七、〇二七	九六四、七一五	四五五、三〇一	三一〇、〇三五	二、五九二、四二一	九〇、〇〇〇	四、四九九、六三〇	三、九六八、〇五一	一、五三一、五七九
一四		五六、四九七		四三、六〇〇	三六二、二三〇	二、五九九、三四三	九〇、〇〇〇	三、四六二、一四四	三、四三三、一四四	一〇三、〇〇〇
一五		五六、四九七		六三、五三〇		二、五四四、九一〇	九〇、〇〇〇	三、五五四、四三七	一、九八一、四三六	八三、四三一
一六		五八、一八六		六三、八一四		二、五四八、八三七	九〇、〇〇〇	二、七五九、八三七	一、九五五、九六三	八三、四三一
一七		五七、八二七					九〇、〇〇〇	一四七、八二七	七五、三九五	七二、四三二
一八		四一、六五二					九〇、〇〇〇	一三一、六五二	六三、二四三	六八、四〇九
一九							九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
二〇							九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
二一							九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
二二							九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
二三							九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
二四							九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
二五							九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
二六							九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
二七							九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
二八							九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
二九							九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
三〇							九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
三一							九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
三二							九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
三三							七一、三五〇	七一、三五〇	三五、六七五	三五、六七五
計		四四三、四六四	五、七四一、七七九	二、一一一、一九九	二、二四五、三八一	一五、四四二、一三三	二、三三五、三八〇	二六、四四五、九二〇	一八、四四五、九二〇	九、八二〇、〇〇〇

(六) 郡部經濟に屬する繼續費豫定額（大正十一年度通常豫算編成當時）

年度	道路改修費	橋梁架換費	土木補助費	計
大正一一	二五八、八四三円	四八四、五七七円	一九、六八九円	七六三、一〇九円
一二	一二八、一七三	一二八、一二三		二五六、二九六
一三		二〇〇、〇〇〇		二〇〇、〇〇〇
一四		一九五、〇〇〇		一九五、〇〇〇
計	三八七、〇一六	一、〇〇七、七〇〇	一九、六八九	一、四一四、四〇五

(七) 市郡連帶に屬する補助金及負擔金收入豫定額

市郡連帶補助金負擔金收入

年度	道路改修費	河川改修費及附帶工事費	都市計畫事業費	東京厚木街道改修費	砂防工事費	計	分屬額 市部	分屬額 郡部
大正一一	二五三、八五四円	二九三、二九円	八〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一三、二三円	一、一一二、四五六円	六六六、五一七円	四四五、九五九円
一二	三二一、〇〇〇	一八三、三〇〇	四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、七一〇	九八四、〇一〇	五三二、七五九	四五七、二五一
一三	七九九、六八五	二〇三、四〇〇	一四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、九六五	一、一九〇、三五一	六四三、六九三	五五六、六五八
一四	九一〇、〇〇〇	二〇三、四〇〇	一四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、九六五	一、二九〇、三五一	七一四、〇一三	五七六、三三八
一五	九一〇、〇三〇	二〇三、四〇〇	一四〇、〇〇〇	三八、七五〇	一〇、九六五	一、三一〇、一四五	七二六、五一七	五八三、六二八
一六	九一六、四九九	二〇三、四〇〇	一四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、九六五	一、二九五、八七三	六九九、三五九	五九六、五一四
一七	五三一、二四〇	一八三、四〇〇	一四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、九六五	一、一二〇、五四五	六〇一、八〇一	五一八、七四四
一八		一八三、四〇〇	一四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、九六五	三五四、三六五	一九〇、八〇一	一六三、五六四
一九		一八三、四〇〇	一四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、九六五	三五四、三六五	一九〇、八〇一	一六三、五六四
二〇		一八三、四〇〇	一四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、九六五	三五四、三六五	一九〇、八〇一	一六三、五六四
二一		一八三、四〇〇	一四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、九六五	三五四、三六五	一九〇、八〇一	一六三、五六四
二二		一八三、四〇〇	一四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、九六五	三五四、三六五	一九〇、八〇一	一六三、五六四
二三		一八三、四〇〇	一四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、九六五	三五四、三六五	一九〇、八〇一	一六三、五六四
二四		一八三、四〇〇	一四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、九六五	三五四、三六五	一九〇、八〇一	一六三、五六四
二五		一八三、四〇〇	一四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、九六五	三五四、三六五	一九〇、八〇一	一六三、五六四
計	八七七、三九八	二、六八七、二九八	一、八四〇、〇〇〇	二九五、七五〇	一四三、六二五	一七、三四四、二七九	六、三七四、三一九	四、九七〇、〇四

(八) 市郡連帶所屬府有財産

(大正十一年八月)

種別	現有價證券面額	分屬額 市部	分屬額 郡部
罹災救助基金	七三五、九〇九、八九三 円	六一八、一六四、三一〇 円	一一七、七四五、五八三 円
慈惠救濟資金	五一二、三五〇、〇〇〇	四三〇、三七四、〇〇〇	八一、九七六、〇〇〇
松澤病院基金	五一、〇二七	四二、八六三	八、一六四
	一八、四五〇、〇〇〇	一五、四九八、〇〇〇	二、九五二、〇〇〇
	一九七、五三七、二九〇	一四六、一七七、五九〇	五一、三五九、七〇〇
	三七、〇〇〇、〇〇〇	二七、三八〇、〇〇〇	九、六二〇、〇〇〇
小學校教員加俸資金	七二、五八六、一三三	四五、〇〇三、四〇三	二七、五八二、七三〇
	一二、五〇〇、〇〇〇	七、七五〇、〇〇〇	四、七五〇、〇〇〇
小學校教員恩給基金	四五、一五〇、九六四	二七、九三五、五九八	一七、一五七、三六六
	三五、〇〇〇、〇〇〇	二〇一、五〇〇、〇〇〇	一三、五〇〇、〇〇〇
府立學校基本金	五七、六八〇、九七八	三五、七六二、二〇六	二一、九一八、七七二
園藝學校奬學資金	三八、四九〇	二三、八六〇	一四、六三〇
	五〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇
第一中學校	二五九、四二〇	一六〇、八四〇	九八、五八〇
戰役記念奬學金	一、九五〇、〇〇〇	一、二〇九、〇〇〇	七四一、〇〇〇
第一中學校	一一〇、六八〇	六八、六二〇	四二、〇六〇
武術奬勵資金	一、〇〇〇、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇
第二中學校	五四、四五〇	三三、七六〇	二〇、六九〇
恩賜記念奬學資金	一、〇〇〇、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇
體育奬勵金	六六、六〇〇	四一、二九〇	二五、三一〇
	一、二〇〇、〇〇〇	七四四、〇〇〇	四五六、〇〇〇
織染學校々舍落成記念奬學資金	一三三、九四五	八三、〇四六	五〇、八九九
	二、三〇〇、〇〇〇	一、四二六、〇〇〇	八七四、〇〇〇

種別	現有價證券面額	分屬額 市部	分屬額 郡部
御大禮恩賜賑恤資金	一、〇九二、六五〇	九一七、八三〇	一七四、八二〇
	四五、九七五、〇〇〇	三八、六一九、〇〇〇	七、三五六、〇〇〇
功勞者表彰奬勵資金	三、八三五、一六七	二、三三九、四五二	四九五、七一五
	一八、四〇〇、〇〇〇	一一、二二四、〇〇〇	七、一七六、〇〇〇
御大典記念	六五、二六〇、七四五	三九、八〇九、六五四	二五、四五一、六九一
育英資金	一九、八〇〇、〇〇〇	一二、〇七八、〇〇〇	七、七二二、〇〇〇
軍人遺家族	七八三、九八三	六五八、五四六	一二五、四三七
救護基金	三九、〇〇〇、〇〇〇	三二、七六〇、〇〇〇	六、二四〇、〇〇〇
	九四、七九〇	五八、七七〇	三六、〇二〇
第四中學校 伏見宮	五〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇
博義王殿下奬學資金	九一、九二〇	五六、九九〇	三四、九三〇
公立學校職員	二一九、九八三、〇〇一	一三六、三八九、四六〇	八三、五九三、五四一
年功加俸資金			
教育資金	四二、四〇〇、〇〇〇	二六、二八八、〇〇〇	一六、一一二、〇〇〇
府立高等女學校及			
工業學校創立資金			
一般府有財産	八〇、〇〇〇、〇〇〇	四八、八〇〇、〇〇〇	三一、二〇〇、〇〇〇
農工銀行株券			
計 現金額	一、四〇〇、七二一、二六	一、〇五三、七八五、四八八	三四六、九三六、三八
有價證券面額	一、一五九、三二五、〇〇〇	八五七、五一〇、〇〇〇	三〇一、八二五、〇〇〇
計	二、五六〇、〇四七、二二六	一、九一一、二九五、四八八	六四八、七五一、六三八

負債額

種別	市 現金額	市 有價證券面額	市 計	郡 現金額	郡 有價證券面額	郡 計
慈惠救濟資金	四二七円	一五、三〇〇円	一五、七二七円	六九一円	一〇、七〇〇円	一一、三九二円
衛生資金	—	—	—	一、〇二二	五、二〇〇	六、二二二
勤業資金	—	—	—	一九	七、五〇〇	七、五一九
積立金	一、六六一	二〇、〇〇〇	二一、六六一	三九〇	二、七〇〇	三、〇九〇
計	二、〇八八	三五、三〇〇	三七、三八八	二、一二三	二六、一〇〇	二八、二二三

(十) 負債現在額 (大正十一年七月)

費途	市郡連帶	市部	郡部	計
明治四十三年災害復舊土木費	円 —	円 —	八〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円
大正六年 同 前	—	—	一九〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇
東海道國道改修及多摩川改修費國庫納付金	—	一六五、〇〇〇	六二六、五〇〇	七九一、五〇〇
荒川、利根川治水費分擔金及第六・第七中學校建築費	—	四四五、〇〇〇	一〇二、〇〇〇	五四七、〇〇〇
陸羽街道、中山道及千葉街道改修費	—	—	一五九、六〇〇	一五九、六〇〇
厚木街道裏道改修費	—	—	五九、〇〇	五、九〇〇
同 前	—	—	一〇五、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
都市計畫事業費	—	—	四一二、〇〇〇	四一二、〇〇〇
河川改良附帶工事費	—	—	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
臨時部土木教育費其他	—	—	一四三、〇〇〇	一四三、〇〇〇
大正九年災害復舊土木費	—	—	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇
大正十年八月以降災害復舊土木費	—	六六、〇〇〇	五七、〇〇〇	一二三、〇〇〇
同 前	—	—	六三、〇〇〇	六三、〇〇〇
荒川、利根川治水費分擔金	—	二四六、〇〇〇	九〇、〇〇〇	三三六、〇〇〇
荒川改良工事速成分擔金納付	九〇〇、〇〇〇	—	—	九〇〇、〇〇〇
計	九〇〇、〇〇〇	九二二、〇〇〇	二、三五四、〇〇〇	四、一七六、〇〇〇

一 郡部には右の外一般經費に充當したる運用金十五萬一千六百圓あり。

(十一) 市郡連帶債償還年次豫定 (大正十一年十月)

市郡連帶債償還年次

年次	總額	荒川改良工事分擔金及附帶工事費充當 市部負擔	荒川改良工事分擔金及附帶工事費充當 郡部負擔
大正一一	三〇〇、〇〇〇円	二一六、〇〇〇円	八四、〇〇〇円
一二	六〇〇、〇〇〇	四三二、〇〇〇	一六八、〇〇〇

(十二) 市部債償還年次豫定

(大正十一年十月)

費途	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	大正十五年度	大正十六年度	大正十七年度	計
東海道國道改修及多摩川改修費國庫補助金	円 一三、八二〇	円 一七七、七六六	円 二九、七五四	円 —	円 —	円 —	円 —	円 三二一、三九〇
荒川、利根川治水費分擔金及第六、第七中學校建築費	三七、三八〇	一三六、五八三	一三六、五二〇	四九九、一九二	—	—	—	八一〇、四五四
都市計畫事業費	—	一二三、六七八	—	—	—	—	—	一二三、六七八
大正十年八月以降災害復舊土木費	五五、四四四	一四、一一〇	七九、七三四	一二一、一八二	—	—	—	三二一、三八〇
河川改良工事附帶工事費	—	三四八、六六四	—	—	—	—	—	三四八、六六四
第六、第七中學校及第五高等女學校建築費	—	七四七六	七四七六	七四七六	四七、五五一	四七、八五六	—	一三〇、四九六
荒川、利根川治水費分擔金	三〇、六六四	一五七、三二一	一五三、〇〇六	一三一、三二三	—	—	—	五三二、三〇五
第一高等女學校復舊費	—	三、二七六	四一、四五七	—	—	—	—	四五、二三三
象潟、相生兩警察署建築費	—	一〇、二四八	一〇、二四八	三六、六六六	—	—	—	一三〇、一六二
陸羽街道、中山道國道改修費	—	三四、一〇四	三四、一〇四	一三五、三〇〇	—	—	—	二三三、二〇八
第八中學校及第六高等女學校建築費	—	四二、三〇四	四二、三〇四	四二、三〇四	—	—	—	一六八、一二〇
多摩川改修費國庫納付金	—	一一、〇八八	一一、〇八八	一一、〇八八	—	—	—	四四、三五二
東海道國道改修費	—	九六八、四三六	一六四、四一三	四三五、三〇〇	—	—	—	一、九二二、九八八
計	七七、四四八	一、九四四、九一四	一、〇四一、八三一	一、三三〇、九六六	八四四、〇三一	四八一、一三五	四三五、〇一九	六、〇四九、四三三

(十三) 郡部債償還年次豫定

(大正十一年度豫算編成當時)

一　本表の數字と(十)負債現在額表の數字との差は將來の負債豫定に屬するものなり。

年次	災害復舊土木費	道路改修費	河川改修費	都市計畫事業費	中等學校建築費	計
大正一一	円 一五三、五五〇	円 一一六、二九二	円 七八、六一六	円 一四五、四四五	円 三、九〇〇	円 四九七、八〇三
一二	二八六、二三〇	四七三、五七二	九一八、六八二	一七九、八九三	五五、八〇〇	一、九一四、一七七
一三	一三八、四二三	八八五、五一一	三三七、二七一	一九一、五七三	五五、八〇〇	一、六〇八、五七八
一四	一四二、二八〇	九二七、二四九		九四、九五三	一〇六、八二五	一、二七一、三〇七
一五	一〇、三八〇	六一一、〇七二		二九、九八八	三六〇、一九〇	一、〇一一、六三〇
一六	一〇、三八〇	一一六、〇五〇		二九、九八八		一五六、四一八
一七	七〇、四八〇	一四六、八一八		二九、九八八		二四七、二八六
一八	一一七、〇四〇			二九、九八八		一四七、〇二八
一九				二七、八八八		二七、八八八
二〇				一四五、九二一		一四五、九二一
二一				一三八、一九〇		一三八、一九〇
計	九二八、七六三	三、二七六、五六四	一、三三四、五六九	一、一四三、八一五	五八二、五一五	七、二六六、二二六

一　本表の數字と、十頁傳現在額表の數字との差は將來の負債豫定に屬するものなり。

(十四)　大正十一年度東京府市部歳入出

歳入

科目	豫算額	科目	豫算額
經常部			
地租割	八〇八、六七八	畜犬稅	三三、七〇〇
營業稅	七六六、三四〇	競覽稅	四一六、〇〇〇
商業稅	七一三、一五三	營業稅附加稅	二、八六四、三五九
工業稅	五三、一八七	貸藥營業稅附加稅	九〇六
雜種稅	一、七四七、八一五	取引所營業稅附加稅	六六、二五〇
料理屋稅	七九〇	所得稅附加稅	五一一、九四九
待合茶屋稅	一、一六四	家屋稅	一、二二九、二一七
遊船宿稅	一	都市計畫特別稅	一、九七六、三〇七
芝居茶屋稅	一五	地租附加稅	二九七、二〇〇
飲食店稅	一二、九〇四	營業稅附加稅	一、六七九、一〇七
湯屋稅	一八、二三二	國庫下渡金	六、〇〇二、二三九
理髮人稅	二八、四八七	雜收入	一、二七九、八九二
遊藝師匠稅	五、三二八		
遊藝稼人稅	七、二四五		
相撲稅	三、一四八		
俳優稅	一三、〇五五		
幇間稅	一、三六八		
酌人稅	六五、三五二		
市場稅	八、八一二		
興行稅	二一三、六六五		
遊技場稅	一四、五三五		
船稅	五、二二五		
車稅	一五〇、一九一		
屠畜稅	一		
採藻稅	一、二〇六		
自轉車稅	三二七、九八四		
自動自轉車稅	五、〇六〇		
自動車稅	四〇〇、二二七		
日本形船稅	八〇〇		
西洋形船稅	九、六〇四		
狩獵稅	三、七一六		
部計	二二九、〇八〇		
請願巡査費納付金	四、七四〇		
請願消防費納付金	二、〇〇〇		
物品賣拂代	一三九、七五一		
賦金	二六、七五四		
辨償金	三五		
返還金	八七六、〇〇〇		
過年度府稅	二〇〇		
延滯金	一、三三二		
府吏員職員納付金			
臨時部			
繰越金	一、〇〇〇		
國庫補助金	一六、六〇九		
警察費補助金	四、三〇九		
市町村傳染病豫防補助費補助金	一一、六六七		
市町村トラホーム豫防補助費補助金	六三三		
財產賣拂代	一〇、七〇六		
計	二八、三一五		
部計	一七、二五三、九五一		
歳入合計	一七、二八二、二六六		

歳出

科目	予算額	科目	予算額
経常部		臨時部	
警察費	九、四六八、二三三円	警察廳舍建築費	七四八、一二一円
俸給及諸給費	七、七七三、四一五	市町村傳染病豫防補助費	七三、八〇〇
廳費	一、六九四、八一八	府債費	四八九、八五一
警察廳舍修繕費	四〇、九〇七	元金償還	二六九、四〇〇
府費取扱費	六五、七四八	利子	二二〇、四五一
府社會費	四九六	計	一、三一一、七七二
豫備費	二〇、〇〇〇	歳出合計	一〇、九〇七、一五六
計	九、五九五、三八四		

一　市部歳入出は府費分別考査に於て單に其の經額を參照したるに止るに依り玆に本表を以て其の内容を示さむとするものなり。

二　計算上圓位未滿は四捨五入したるに依り合計額に於て數圓の適合を見さるものあり。

市部營業稅雜種稅課目課額

（十五）　大正十一年度東京府市部營業稅雜種稅課目課額

營業稅

一　商業

第一類　物品販賣業（賣藥行商ヲ除ク）、銀行業、保險業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、兩換業、運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貸物陸上場業、倉庫業、鐵道業、請負業、旅人宿業、木賃宿業、下宿業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業、紹介業

年稅　建物賃貸價格千分ノ十六

第二類　席貸業

年稅　建物賃貸價格千分ノ二十三

第三類　藝妓屋業

一　等地（新橋煉瓦地、新橋南地、柳橋、霞町、日本橋、新吉原仲之町、赤坂、下谷、同朋町、淺草公園、新富町）

藝妓一人ニ付月稅　金八圓

二　等地（一等以外ノ地域）

藝妓一人ニ付同　金六圓

小藝妓一人ニ付同　金參圓

第四類　賣藥行商

一人ニ付年稅　金參拾九錢

一工業

年稅　建物賃貸價格千分ノ十六

雜種稅

一料理屋

年稅　建物賃貸價格千分ノ二十五

一待合茶屋

同　建物賃貸價格千分ノ二十五

一遊船宿

同　建物賃貸價格千分ノ二十五

一芝居茶屋

同　建物賃貸價格千分ノ二十五

一飲食店

同　建物賃貸價格千分ノ二十五

一湯屋

同　建物賃貸價格千分ノ二十三

一理髪人

一等（料金壹圓以上ノモノ）　年税金四拾圓
二等（料金七拾錢以上ノモノ）　同金貳拾五圓
三等（料金五拾錢以上ニシテ従業者三名以上ヲ使用スルモノ）　同金拾五圓
四等（料金五拾錢以上ノモノ若ハ料金四拾錢以上ニシテ従業者三名以上ヲ使用スルモノ）　同金拾圓
五等（料金四拾錢以上ニシテ従業者三名未満ヲ使用スルモノ若ハ料金参拾錢以上ニシテ従業者ヲ使用スルモノ）　同金五圓
六等（料金参拾錢以上ニシテ従業者ヲ使用セサルモノ若ハ料金貳拾錢以上ニシテ従業者ヲ使用スルモノ）　同金参圓
七等（料金貳拾錢以上ニシテ従業者ヲ使用セサルモノ若ハ料金拾錢以上ニシテ従業者ヲ使用スルモノ）　同金貳圓
八等（料金拾錢以上ニシテ従業者ヲ使用セサルモノ若ハ料金拾錢未満ノモノ）　同金壹圓

一遊藝師匠（浄瑠璃、唱歌、舞踊、音曲其他ヲ教授スル者）

一等　年税金五拾圓
二等　同金貳拾五圓
三等　同金貳圓五拾錢

一遊藝稼人（興行場又ハ集會ノ場所ニ出テ軍談、講釋、昔話、聲色、浄瑠璃、唱歌、舞踊、音曲、音樂、狂言、手品、輕業、寫シ絵、獨樂廻シ、早變リ、八人藝、人形遣ヒ、曲馬、活動寫眞等其他ヲ爲スコトヲ業トスル者）

一等　年税金五拾圓
二等　同金貳拾五圓
三等　同金貳圓五拾錢
一相撲

一等　横綱、大関、関脇、小結　年税金八拾圓
二等　幕内ニシテ一等ニ属セサルモノ　同金四拾圓
三等　幕下十両格　同金拾貳圓
四等　其他　同金貳圓五拾錢

但行司其他ニシテ一等乃至三等ニ準スヘキ者ハ各一等ヲ低下ス

一俳優

一等　年税金五百圓
二等　同金参百圓
三等　同金百八拾五圓
四等　同金百拾圓
五等　同金五拾圓
六等　同金貳拾四圓
七等　同金拾壹圓
八等　同金貳圓五拾錢

一幇間

一　等		月　稅	金四圓
二　等		同	金貳圓
一酌人	〔料理屋、飲食店、待合茶屋、遊船宿、芝居茶屋、貸座敷、引手茶屋ニ在リ客席ニ於テ給仕接待ヲナス十五歳以上ノ男女雇人〕		
一　等	〔國稅營業稅納額五百圓以上ノ料理屋及飲食店（洋食店ヲ除ク）同　參百圓以上ノ待合茶屋及遊船宿〕ニ於ケル女雇人	月　稅	金壹圓五拾錢
二　等	〔國稅營業稅納額參百圓以上ノ料理屋及飲食店（洋食店ヲ除ク）同　貳百圓以上ノ待合茶屋及遊船宿〕ニ於ケル女雇人	同	金壹圓
三　等（一、二等ニ該當セサル男女雇人		同	金五拾錢
一市　場			
常設市場			
一　類　生魚市場、青物市場		年　稅	賣買金高萬分ノ三・五
二　類　米穀市場		同	賣買金高萬分ノ〇・二五
三　類　其他ノ市場		同	賣買金高萬分ノ一・五
書畫骨董品臨時市場			賣買金高千分ノ六
一興　行			
演　劇			
劇場ニ於ケルモノ		算定上リ高	千分ノ六十
劇場以外ノ興行常設建物ニ於ケルモノ		算定上リ高	千分ノ五十
大道具可動的書割ヲ使用スルトキ		算定上リ高	千分ノ四十六
其　他		上リ高	千分ノ百
活動寫眞興行			
興行常設建物ニ於テ開演時間一日八時間以上ニ亘ルモノ		算定上リ高	千分ノ四十二
同　八時間未滿ノモノ		同	千分ノ二十一
其　他		上リ高	千分ノ百
演藝場		算定上リ高	千分ノ三
觀物場			
常設建物ニ於ケル興行ニシテ定員アルモノ		算定上リ高	千分ノ四十四
其　他		上リ高	千分ノ九十
一遊技場			
玉突場	玉突臺一臺ニ付	年　稅	金參拾八圓
球戲場（球轉シ、揚弓場、大弓場、半弓場、投扇競場、玉撞ノ類ヲ以テ室内射的場、吹矢場、弩弓場及其他ノ遊戲場）		同	金拾七圓
一船			
日本形船積石五十石未滿鮮漁船小廻船積石ニ拘ラス		年　稅	金四拾五錢
長　自軸梁 玉　艫梁　二間未滿		同	金七拾錢
同　二間			

但二間以上一間ヲ加フル毎ニ金貳拾六錢ヲ增加ス一間未滿ヲ加フルトキ亦同シ

遊船	自舳梁至艫梁三間未滿	年稅	金壹圓八拾錢
	同三間	同	金貳圓七拾錢

但三間以上一間ヲ加フル毎ニ金九拾錢ヲ增加ス一間未滿ヲ加フルトキ亦同シ

一車

自用馬車	二匹立以上	年稅	金九拾五圓
	一匹立	同	金六拾圓
營業馬車	二匹立以上	年稅	金拾九圓
	一匹立	同	金拾貳圓
荷積牛馬車		年稅	金八圓
自用人力車	二人乘乘臺ノ橫幅內法二尺以上ノモノ	年稅	金拾參圓
	一人乘乘臺ノ橫幅內法二尺未滿ノモノ	同	金七圓五拾錢
營業人力車		同	金五拾錢
荷積大車	荷臺ノ平方尺積十四坪以上ノモノ	同	金貳圓六拾錢
荷積小車	荷臺ノ平方尺積十四坪未滿ノモノ	同	金壹圓五拾錢
一屠畜	牛	一頭ニ付	金六拾五錢
	馬	同	金五拾貳錢
	犢、羊、豚	同	金拾參錢
一採藻	海苔採	海面百坪ニ付	年稅 金四拾錢
一自轉車		同	金貳圓八拾錢
一自動自轉車		同	金拾壹圓五拾錢
一自動車	自家用 二十馬力以上	年稅	金貳百五拾五圓
	十五馬力以上二十馬力未滿	同	金貳百圓
	十馬力以上十五馬力未滿	同	金百參拾壹圓
	五馬力以上十馬力未滿	同	金七拾九圓
	五馬力未滿	同	金四拾四圓
	運輸營業專用 二十馬力以上	年稅	金百貳拾圓

十五馬力以上　同　金八拾六圓
二十馬力未滿
十馬力以上　同　金六拾圓
十五馬力未滿
五馬力以上　同　金四拾圓
十馬力未滿
五馬力未滿　同　金貳拾四圓

一日本形船　一石ニ付　年税　金參錢
積石五十石以上

一西洋形船　一噸ニ付　年税　金壹圓參拾錢
蒸汽船、機械船及客船
河川ヲ航行スルモノニシテ乘客定員四十人以上ノ客船及其曳船
以上ニ該當セサル船　同　同　金貳拾六錢
風帆船及其他ノ船　同　年税　金貳拾錢

一狩獵　狩獵免許税百分ノ十三

一等　狩獵法ニ依リ一等ノ免許税ヲ納ムルモノ
二等　同　二等ノ免許税ヲ納ムルモノ　同　百分ノ十三
三等　同　三等ノ免許税ヲ納ムルモノ　同　百分ノ十

一畜犬　一頭ニ付　年税　金貳圓五拾錢

一觀覽　一回ニ付觀覽料　百分ノ三
觀覽料　五拾錢以上壹圓未滿

大正十一年度府税の課税率は第五章東京都市計畫區域に關する諸調中財政の部附屬第十表に揭出せりと雖營業税及雜種税の課率に在りては該表備考第一に述へたるか如く單に一部のものを抽出揭記せるに過きす、乃ち本課目課額は之を補ふの意味に於ても亦供用せらるへきものとす。

（十六）大正十一年度東京府郡部營業税雜種税課目課額

郡部營業税雜種税課目課額

營業税

一商業

第一類（物品販賣業（賣藥行商ヲ除ク）、運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、陸揚場業、鐵道業、請負業、賃貸業、旅人宿業、木賃宿業、牛馬宿業、下宿業）　年税　營業收入金高千分ノ九

第二類（銀行業、保險業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、兩換業、倉庫業）　同　營業收入金高百分ノ十一

第三類（周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業、紹介業）　同　報償收入金高百分ノ五

第四類　藝妓屋業　藝妓一人ニ付　月税　金六圓
小藝妓一人ニ付　同　金貳圓四拾錢

第五類　賣藥行商　一人ニ付　年税　金五拾七錢

一工業　年税　營業收入金高千分ノ九

雜種税

一料理屋　年税　營業收入金高千分ノ十六
一待合茶屋　年税　營業收入金高千分ノ十六
一遊船宿　年税　營業收入金高千分ノ十六
一芝居茶屋　年税　營業收入金高千分ノ十六
一飲食店　年税　營業收入金高千分ノ十六
一湯屋　年税　營業收入金高千分ノ十一
一理髪人　年税　金壹圓九拾錢

但從業者一人ヲ增ス毎ニ金壹圓ヲ加フ

一遊藝師匠（淨瑠璃、唱歌、舞踊、音曲其他ヲ教授スル者）
一等　年税　金參拾圓
二等　同　金四圓

一遊藝稼人（與行場又ハ集會ノ場所ニ出テ軍談、講釋、昔話、聲色、淨瑠璃、唱歌、舞踊、音曲、音樂、狂言、手品、輕業、寫シ繪、獨樂廻シ、早變リ、八人藝、人形遣ヒ、曲馬、活動寫眞辯士其他ヲ爲スコトヲ業トスル者）
一等　年税　金參拾圓
二等　同　金四圓

一相撲
一等　年税　金五拾貳圓
二等　同　金參拾六圓

三等　同　金拾貳圓
四等　同　金參圓五拾錢

一俳優
一等　年税　金五百圓
二等　同　金參百五拾圓
三等　同　金貳百參拾圓
四等　同　金百參拾圓
五等　同　金七拾圓
六等　同　金四拾五圓五拾錢
七等　同　金貳拾貳圓五拾錢
八等　同　金拾圓五拾錢
九等　同　金四圓

一幇間　月税　金參圓

一酌人（料理屋、飲食店、待合茶屋、遊船宿、芝居茶屋、貸座敷、引手茶屋ニ在リ客席ニ於テ給仕接待ヲ爲ス十五歳以上ノ男女雇人）
一等（同國稅營業稅納額參百圓以上ノ料理屋（洋食店ヲ除ク）及待合茶屋及遊船宿）ニ於ケル女雇人　月税　金壹圓五拾錢
二等（同國稅營業稅納額壹拾圓以上五拾圓以上ノ料理屋（洋食店ヲ除ク）及待合茶屋及遊船宿）ニ於ケル女雇人　同　金壹圓
三等　一、二等ニ該當セサル男女雇人　同　金五拾錢

一市　場

常設市場

一類　生魚市場、青物市場　年税　賣買金高萬分ノ六

二類　米穀市場　同　賣買金高萬分ノ〇・四

三類　其他ノ市場　同　賣買金高萬分ノ二

書籍骨董品臨時市場　同　賣買金高千分ノ十三

一興　行

演　劇

劇場ニ於ケルモノ　日税　金六圓

劇場以外ノ興行常設建物ニ於ケルモノ

大道具可動的書割ヲ使用スルトキ　同　金四圓

大道具可動的書割ヲ使用セサルトキ　同　金壹圓五拾錢

其　他　同　金四圓四拾錢

活動寫眞興行

興行常設建物ニ於ケルモノ　日税　金壹圓五拾錢

其　他　同　金參圓

演藝場　日税　金參拾錢

觀物場其他　日税　金壹圓五拾錢

一遊技場

玉突場　玉突臺一臺ニ付　年税　金六拾圓

球戲場玉轉シ揚弓場、大弓場、半弓場、投扇競場、玉撞ノ類室内射的場、吹矢場、弩弓場及其他ノ遊技場　同　金貳拾六圓

一船

日本形船積石五十石未滿解漁船小廻船積石ニ拘ラス　年税　金七拾七錢

長自軸梁至艫梁二間未滿　同　金壹圓貳拾錢

同　二間

但二間以上一間ヲ加フル毎ニ金參拾八錢ヲ增加ス一間未滿ヲ加フルトキ亦同シ

遊　船

長自軸梁至艫梁三間未滿　年税　金參圓

同　三間　同　金四圓四拾錢

但三間以上一間ヲ加フル毎ニ金壹圓四拾錢ヲ增加ス一間未滿ヲ加フルトキ亦同シ

一車

自用馬車　年税　金百拾圓

二匹立以上　同　金七拾五圓

一匹立　同税　金參拾圓

鐵道馬車

營業馬車		
二匹立以上	一匹ニ付	年稅 金貳拾六圓
一匹立	同	金拾六圓
荷積牛馬車		
牛馬車		
小牛車荷臺ノ平方尺積十四坪未滿ノモノニシテ犢、朝鮮牛等ヲ使用スルモノ	一輛ニ付	年稅 金九圓
	同	金參圓五拾錢
自用人力車		
二人乘乘臺ノ横幅内法二尺以上ノモノ	一輛ニ付	年稅 金貳拾圓
一人乘乘臺ノ横幅内法二尺未滿ノモノ	同	金拾壹圓
營業人力車	一輛ニ付	年稅 金七拾錢
荷積大車荷臺ノ平方尺積十四坪以上ノモノ	同	年稅 金參圓五拾錢
荷積小車荷臺ノ平方尺積十四坪未滿ノモノ	同	年稅 金貳圓拾錢
一屠畜		
牛	一頭ニ付	金八拾錢
馬	同	金六拾四錢
犢、羊、豚	同	金拾六錢
一採藻		
海苔採	海面百坪ニ付	年稅 金五拾八錢
一自轉車		年稅 金參圓五拾錢
一自動自轉車		年稅 金拾五圓
一自動車		
自家用		
二十馬力以上		年稅 金參百四拾圓
十五馬力以上二十馬力未滿		年稅 金貳百參拾八圓
十馬力以上十五馬力未滿		同 金百五拾參圓
五馬力以上十馬力未滿		同 金八拾五圓
五馬力未滿		同 金五拾壹圓
運輸營業專用		
二十馬力以上		年稅 金百六拾圓
十五馬力以上二十馬力未滿		同 金百拾六圓
十馬力以上十五馬力未滿		同 金七拾六圓
五馬力以上十馬力未滿		同 金四拾四圓
五馬力以上		同 金貳拾八圓
一火葬場		收入金高百分ノ八
一日本形船		一石ニ付 年稅 金四錢五厘
積石五十石以上		

一西洋形船　一噸ニ付　年税　金壹圓四拾錢
蒸汽船、機械船及客船
河川ヲ航行スルモノニシテ乘客定員四十人以上ノ客船及其曳船　同　同　金參拾參錢
以上ニ該當セサル船　同　年税　金貳拾五錢
風帆船及其他ノ船　個數一個ニ付　年税　金四拾貳錢
一法人建物
一狩獵
一　等　狩獵法ニ依リ一等ノ免許税ヲ納ムルモノ　狩獵免許税　百分ノ十三
二　等　同　二等ノ免許税ヲ納ムルモノ　同　百分ノ十三
三　等　同　三等ノ免許税ヲ納ムルモノ　同　百分ノ十
一畜犬　一頭ニ付　年税　金四圓
一不動産取得　時價千分ノ七
一觀覽
觀覽料　五拾錢以上壹圓未滿　一回ニ付觀覽料　百分ノ三
同　壹圓以上　同　百分ノ五

大正十一年度府税の課税率は第五章東京都市計畫區域に關する諸調中財政の部附屬第十表に掲出せりと雖營業税及雜種税の課率に在りては該表備考第一に述へたるか如く單に一部のものを抽出掲記せるに過きす、乃ち本課目課額は之を補ふの意味に於ても亦供用せらるへきものとす。

第一章　地租割

第一條　地租割ハ會計年度内毎納期ニ於テ徵收セラルヘキ地租額ヲ標準トシ毎年度豫算ニ定ムル課率ニ依リ該納期ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ之ヲ賦課ス爾後地租額ニ異動ヲ生スルモ追徵又ハ還付セス但荒地免租トナリタル土地ニ對シ徵收濟ニ係ル税金ハ之ヲ還付ス

第二章　營業税及雜種税

第二條　營業税及雜種税ハ毎年度定ムル所ノ課目課額ニ基キ其ノ營業又ハ行爲ヲ爲ス者若ハ物件所有者ニ之ヲ賦課ス但本則ニ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

第三條　年税ノ課税期間ハ之ヲ二期ニ區分シ毎年度四月一日ヨリ九月三十日迄ヲ前半期十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ後半期トシ前半期ハ四月一日後半期ハ十月一日現在ノ營業行爲又ハ物件ニ基キ毎期年額ノ半額ヲ賦課ス但賦課ノ定率アルモノハ其ノ折半率ニ依リ毎期之ヲ賦課ス

月税ハ毎月一日現在ノ營業又ハ行爲ニ基キ之ヲ賦課ス

日税ハ其ノ日現在ノ營業又ハ行爲ニ基キ之ヲ賦課ス

前各項ノ外特定ノ期間内ニ於ケル營業又ハ行爲ニ對シ賦課スルモノハ本則中別ニ之ヲ定ム

第四條　年稅及月稅ノ賦課期日後ニ於ケル納稅義務ノ發生及消滅ノ場合ハ左ノ各號ニ依ル

一　年稅（採藻稅ヲ除ク）ニ在リテハ納稅義務發生シタル日現在ノ營業行爲又ハ物件ニ基キ當該課稅期間ノ稅金ヲ賦課ス但シ船稅、車稅、自轉車稅、自動車稅、日本形船稅及西洋形船稅ニ在リテハ納稅義務發生ノ場合ニ限リ其ノ月ヨリ月割ヲ以テ賦課ス

一　月稅ニ在リテハ其ノ月十五日迄ニ納稅義務發生シタルトキハ其ノ日現在ノ營業又ハ行爲ニ基キ其ノ全額十六日以後納稅義務發生シタトキ若ハ十五日迄ニ納稅義務消滅シタルトキハ其ノ半額ヲ賦課ス

一　國稅ノ賦課ヲ受クル營業者ニシテ府稅ノ賦課ヲ受クル營業者ニ轉シタルトキハ其ノ月ヨリ月割ヲ以テ賦課ス

一　府稅ノ賦課ヲ受クル營業者ニシテ國稅ノ賦課ヲ受クル營業者ニ轉シタルトキハ其ノ前月迄月割ヲ以テ賦課ス

一　年稅ノ賦課ヲ受クル營業又ハ行爲ヲ爲ス者ニシテ慶業シ同一課稅期間內ニ同一區內ニ於テ同種ノ營業又ハ行爲ヲ開始スルモ其ノ課稅期間內之ニ對シ賦課セス營業繼續ノ事實アリタル場合亦同シ

一　年稅及月稅ノ賦課期日後建物賃貸價格ヲ標準トシテ賦課スル各營業ノ相互轉業及遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、幇間、酌人ノ各行爲ノ相互轉換又ハ一業目ニ於ケル等級ノ異動及物件ノ變更等ノ爲稅額ニ異動ヲ生スルモ其ノ課稅期間之ニ對シ賦課セス但年稅ノ納稅義務者ニシテ月稅ノ納稅義務者ニ轉シタルトキハ年稅ハ月割ヲ以テ其ノ月迄之ヲ賦課シ月稅ノ納稅義務者ニシテ年稅ノ納稅義務者ニ轉シタルトキハ年稅ハ其ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ賦課ス

一　賦課期日後物件ノ所有權移轉スルコトアルモ既ニ納稅義務ヲ有スル物件ニ對シテハ其ノ課稅期間重ネテ賦課セス

一　採藻稅ハ九月以前ニ採藻ノ許可ヲ得タルトキハ全額ヲ賦課シ十月以後其ノ許可ヲ得タルトキハ該年度ハ之ヲ賦課セス

第五條　市部ニ於テ月稅ヲ課スヘキ營業又ハ行爲郡部ニ轉出シタルトキハ全額ヲ賦課ス

郡部ニ於テ課稅スヘキ營業、行爲又ハ物件ニシテ市部ニ轉入シタル場合ニハ課稅期間ヲ同ウスルモノナルトキハ其ノ期間重ネテ賦課セス但遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、幇間、酌人ノ各稅ニ就テハ課額ノ增加ヲ來シタル場合ニ限リ其ノ差額ヲ賦課ス

遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、幇間、酌人ニシテ市部郡部間轉入轉出ノ際轉業アリタル場合ハ左ノ各號ニ依ル

一　年稅ノ納稅義務アル者郡部ニ轉出シ月稅ノ納稅義務者ニ轉シタルトキハ該課稅期間ノ年稅ハ其ノ月迄月割ヲ以テ賦課ス

一　郡部ニ於テ年稅ノ納稅義務アル者轉入シ月稅ノ納稅義務者ニ轉シタルトキハ其

ノ月ハ之ヲ賦課セス

一　郡部ニ於テ月稅ノ納稅義務アル者轉入シ年稅ノ納稅義務者ニ轉シタルトキハ該課稅期間ノ年稅ハ其ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ賦課ス

第六條　建物賃貸價格ヲ標準トシテ賦課スル各業ヲ互ニ兼ヌルトキハ稅率ノ重キ一ニ就テ賦課ス

遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、幇間、酌人ノ行爲ヲ互ニ兼ヌルトキハ其ノ稅額ノ重キ一ニ就テ賦課ス此ノ場合ニ於テ年稅ニ屬スル行爲ト月稅ニ屬スル行爲トヲ兼ヌルモノニ就キ稅額ノ輕重ヲ定ムルトキハ年額ハ之ヲ月額ニ換算シタル額ニ依ル

前二項ノ場合ニ於テ其ノ稅率又ハ稅額同シキトキハ主タル營業又ハ行爲ノ一ニ就テ賦課ス

第七條　營業稅又ハ雜種稅ノ課稅標準タル建物賃貸價格ハ左ノ各號ニ依リ計算スルモノトス

一　貸主カ公課修繕費其他土地又ハ建物ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條件ヲ以テ店舖其他營業用ノ土地建物ヲ賃貸スル場合ニ於テ貸主ノ收得スヘキ前年中ノ平均金額ニ相當スルモノトス但新ニ開業シタルモノニ付テハ豫算ニ依ル

一　同一區域內ニ在ル土地建物ト雖直接又ハ間接ニ營業ニ使用セサルモノハ算入セサルモノトス但店舖其他ノ營業上ノ區域外ニ在ルモノハ直接營業ニ使用スルモノニ限ル

一　特別ノ事情ニ因リ特ニ低廉ナルカ又ハ土地若ハ建物カ營業者ノ所有ニ屬スルトキハ近傍ノ比準ニ依リ之ニ依リ難キトキハ土地ニ付テハ時價ノ百分ノ五家屋ニ付テハ時價ノ百分ノ十ヲ以テ其賃貸價格ト看做ス

與行場其他他人ノ經營スル場所ニ於テ爲ス營業ニ對スルモノニシテ前項ニ依リ難キ場合ハ其場所使用ノ對價ノ前年中ノ平均金額ニ相當スルモノヲ以テ建物賃貸價格ト看做ス但新ニ開業シタルモノニ付テハ豫算ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ特別ノ事情ニ因リ對價カ低廉ナルカ又ハ其對價ナキトキハ類似ノ場所ノ比準ニ依ル

第八條　建物賃貸價格ヲ標準トシテ賦課スルモノニシテ賃貸價格二十圓未滿ノモノハ二十圓ニ對スル稅額ヲ賦課ス

西洋形船ニシテ五噸未滿ノモノハ五噸ニ對スル稅額ヲ賦課ス

第八條ノ二　營業稅法第二十一條ニ依リ營業稅ヲ徵收セラレサル營業ニ對スル賦課額ニシテ同法第十二條ニ依リ算出シタル額ヲ超過スル場合ハ其ノ額ニ止ム

第九條　年稅ニ屬スル市場稅ノ課稅標準タル賣買金高ハ前一箇年ノ賣買金高ニ依ル但シ前一箇年ノ賣買金高ニ依リ難キモノハ豫算ニ依ル其ノ一箇年ノ稅額三圓ニ滿タサルモノハ三圓ヲ賦課ス書畫骨董品臨時市場稅ハ書畫骨董品ノ入札賣買ノ爲ニスル臨時市場開設者ニ對シ該市場ニ於ケル賣買金高ヲ標準トシ賦課ス但シ賣買金高一萬圓未滿ナルトキハ賦課セス

第十條　興行稅（遊覽所以外ニシテ常設建物アルモノハ開場ノ日數ニ對スル稅額ヲ其ノ開催者ニ賦課ス其ノ日數三十日以上ニ亘ルモノニ在リテハ各月ニ區分シ每月分ヲ賦課ス但十日以上ニ亘ルモノニ在リテハ末日ヲ除キ一日中二回以上開演スルモノハ其ノ回數ニ應シ各別ニ稅額ヲ算定ス

常設建物ナキ興行竝遊覽所ニシテ開場十日以上ニ亘ルモノハ十日每ニ區分シ十日未滿ハ其ノ總上リ高ニ對スル稅額ヲ賦課ス

興行稅ヲ賦課スル算定上リ高ハ左ノ各號ニ基キ滿員ノ場合ニ於ケル收入額（演劇ニ在リテハ立見ト稱スルモノヲ除ク）ヲ算定シ其ノ十分ノ五トス

一　料金ノ區別ニ依リ分チタル客席ノ定數及各料金ノ定額但自己ノ計算ヲ以テスルト否トヲ問ハス敗物代、小物料其ノ他何等ノ名稱ヲ以テスルモ客席ヲ占ムルカ爲一般ノ客ヨリ受クル料金ハ總テ料金ノ定額ニ算入ス

一　建物ノ定員（當該官廳ノ認許ヲ得タルモノ）及入場料、下足料等ノ最高定額但客席ノ區別ニ依リ入場料ニ等差ヲ付スルモノハ各其ノ定員ニ應シ計算ス

一　料金ヲ受ケサル席ニ付テハ相當ノ席料又ハ入場料ヲ以テ算定ス但入場料ト席料トヲ區別スルモノニ在リテハ入場料ノミヲ以テ算定ス

第十條ノ二　觀覽稅ハ營利ヲ目的トスル興行ノ觀覽（聽聞ヲ含ム）（以下同シ）ヲ爲ス者ニ對シ觀覽料金支拂ノ都度之ヲ賦課ス但觀覽料五拾錢ニ滿タサルモノハ此ノ限ニアラス

觀覽席ノ全部又ハ一部ヲ買收シテ觀覽スル場合ニアリテハ買收ノ都度其ノ席數ニ應シ之ニ相當スル觀覽稅ヲ買收者ニ賦課ス

招待其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス觀覽者カ觀覽料ノ支拂ヲ爲ササル場合ニアリテハ觀覽ノ都度其ノ觀覽稅ヲ觀覽人ニ賦課ス

第十條ノ三　興行人ハ觀覽稅ノ徵收義務者トシテ徵稅ニ關スル事務ヲ處理スヘシ

第十條ノ四　觀覽稅ノ課稅標準ハ左ノ各號ニ依リ算定シタル觀覽料ニ依ル

一　觀覽料ハ入場料ニ依リ計算ス但座席ヲ占ムルカ爲要スル費用ハ總テ之ヲ算入ス

二　割引ニ依ル觀覽料ハ割引セルモノヲ以テ計算ス

三　連絡ヲ有スル二以上ノモノヲ一回ニ繼續シテ觀覽スル場合ノ觀覽料ハ其ノ料金ヲ分割シテ支拂フ場合ニ於テモ總額ニ依ル

四　第十條ノ二第三項ニ該當スル場合ノ觀覽料ハ第十條ノ四第一項第一號ノ計算方法ニ依ル

第十條ノ五　觀覽席ニ變更ヲ生シタルトキハ觀覽料金ノ多額ノモノニ依ル但觀覽稅納付後觀覽席變更等ニ依リ稅額ニ異動ヲ生シタルトキハ增加額ハ之ヲ追徵シ減額シタル既納ノ差額ハ還付セス

第十一條　（削除）

第十一條ノ二　自動車稅ノ課稅標準タル馬力ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ算定ス

一　「オットー」式瓦斯倫機關ヲ具フル自動車ニ在リテハ汽筒ノ直徑（吋）ノ自乘ニ汽筒數ヲ乘シ之ヲ三除シタルモノヲ以テ其ノ馬力トス

一「クラーク」式瓦斯倫機關ヲ具フル自動車ニ在リテハ汽筒ノ直徑(吋)ノ自乘ニ汽筒數ヲ乘シ之ヲ二除シタルモノヲ以テ其ノ馬力トス

一 蒸汽機關ヲ具フル自動車ニ在リテハ高壓汽筒ノ直徑(吋)ノ自乘ニ汽筒數ヲ乘シ之ヲ二除シタルモノヲ以テ其ノ馬力トス

一 電氣機關ヲ具フル自動車ニ在リテハ蓄電池ノ數ヲ十除シタルモノヲ以テ其ノ馬力トス

第十二條 狩獵稅ハ免許ヲ受ケタルトキ之ヲ賦課ス

第十二條ノ二 藝妓屋稅ノ課稅標準タル藝妓數ハ每月一日現在數ニ依ル但シ不具癈疾等ノ爲自用ヲ辨シ能ハサル者ハ之ヲ算入セス

第十二條ノ三 理髮人稅ノ等級ハ每年度四月一日及十月一日現在ノ從業者數及最高ノ理髮料金ヲ標準トシテ之ヲ定ム

第十二條ノ四 相撲稅ノ等級ハ相撲常設館ニ附屬スル者ニ在リテハ每年度四月一日及十月一日現在ニ於テ其直前ニ於ケル相撲常設館定期興行ノ役割ヲ標準トシテ之ヲ定ム行司其他之ニ準スヘキ者亦同シ

第十二條ノ五 酌人稅等級ノ標準タル國稅營業稅納額ハ前年度ノ賦課額ニ依ル但前年度ニ於テ營業稅法第二十一條ニ依リ營業稅ヲ徵收セラレサリシモノニ付テハ營業開始ノ日現在ノ標準ニ基キ同法第十二條ニ依リ算出シタル金額ヲ以テ賦課類ト看做ス

第十二條ノ六 屠畜稅ハ屠殺ノ時々其物件所有者ニ之ヲ賦課ス

第十三條 左ニ揭クルモノニハ賦課セス

一 建物賃貸價格ヲ課稅標準トスルモノ(金錢貸付業、物品貸付業、兩換業、銀行業、保險業、無盡業、倉庫業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業ヲ除ク)及賣藥行商專業若ハ街路又ハ之ニ準スヘキ場所ニ於テ行爲ヲ爲スモノニシテ一個年收入高五十圓未滿ノ者

一 政府ヨリ發行スル印紙切手類ノ賣捌

一 運送業ニシテ本府內ニ於テ賦課ヲ受クル人力車、荷積牛馬車、荷積大小車ヲ通シテ二輛以下ヲ用キ乘客貨物ヲ運送スル者

一 物品貸付業ニシテ人力車、荷積大小車ヲ通シテ三輛以下ヲ貸付クル者

一 傭人ヲ使用セサル婦女ノ勞力請負業及製造業但製造業ニシテ一定ノ製造場アルモノハ此ノ限ニアラス

一 店舖ヲ設ケスシテ自家收得ノ蔬菜、果物、草花、鷄卵又ハ各自ノ捕獲セル魚介、鳥獸、海藻ノ類ヲ加工セスシテ販賣スル者

一 神佛ノ祭典其他臨時多數ノ人ノ集合ヲ目的トスル假設店、興行

一 居風呂湯屋

一 不具癈疾等ノ爲自用ヲ辨シ能ハサル遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、幇間

一 能樂、謠曲、園碁、將棋、生花、茶道ヲ敎授スル者

一 本府外ニ於テ納稅義務ヲ有スル營業行爲又ハ物件但本府內ニ住所ヲ有シ且主トシテ本府內ニ於テ其ノ營業又ハ行爲ヲ爲ス者及本府內ニ常置スル物件ハ此ノ限

ニアラス

一　學藝美術其ノ他公益ヲ目的トスル展覽會ノ類ニシテ營利ノ目的ニアラサルモノ

一　營利ノ目的ニアラサル興行及路上ノ興行

一　水田耕作專用ノ船、橋梁ニ代ヘ渡船ニ專用スル船、船橋組成ニ用ユル船、航海中本船ニ備ヘ置ク船、邸内ノ池水ニ泛フル船

一　官公立學校ノ學生團體若ハ私立學校又ハ其ノ學生團體ノ所有ニシテ體育用ニ供スル船

一　耕作一途ニ用ユルモノニシテ通常荷車ノ如キ車體ノ構造ナキ車

一　非常若ハ公益、慈善ノ目的ニ專用ノ船車（自轉車、自動自轉車、自動車ヲモ含ム以下同シ）但有料ニテ使用セシムルモノハ此ノ限ニアラス

一　商品ニシテ使用セサル船車

一　自動車取締令ニヨリ檢査證ノ交附ヲ受ケス且現ニ使用セサル自動車

一　學校又ハ病院ニ於テ學術研究ノ用ニ供スル畜犬

産業組合及相互會社ニ對シテハ營業稅附加稅、賣藥營業稅附加稅、取引所營業稅附加稅及所得稅附加稅ヲ賦課セス

第三章　營業稅附加稅、賣藥營業稅附加稅、取引所營業稅附加稅及所得稅附加稅

第十四條　營業稅附加稅、賣藥營業稅附加稅、取引所營業稅附加稅及所得稅附加稅ハ會計年度内ニ於ケル國稅ノ賦課額ニ對シ該年度豫算ニ定ムル所ノ課率ニ依リ國稅ノ每納期ニ於テ其ノ納稅者ニ賦課ス其ノ徵收後ニ於テ國稅ヲ減額セラレタルトキハ之ニ對スル附加稅ハ之ヲ還付ス

本府内市部及郡部ニ渉リ營業所ヲ定メテ爲ス營業又ハ其收入ニ對シ本稅ヲ分別シテ納メサルモノニ對シ營業稅附加稅又ハ所得稅附加稅ヲ賦課スルトキハ歩合ヲ定メテ之ヲ賦課ス但所得稅附加稅賦課ニ付歩合ヲ定ムルハ府縣制第百八條ニ該當シ本稅ヲ分別シテ納メサル場合ニ限ル

第四章　家屋稅（改正議決ニ關シ四八八頁參照）

第十五條　家屋稅ノ課稅期間ハ之ヲ二期ニ區分シ每年度四月一日ヨリ九月三十日迄ヲ前半期十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ後半期トシ前半期ハ四月一日後半期ハ十月一日現在ノ建物ヲ標準トシ該年度豫算ニ定ムル課率ノ折半率ニ依リ每期所有者ニ之ヲ賦課ス

一棟ノ價格五萬圓以上ノ家屋ニハ前項ニ定ムルモノノ外每期第十六條ノ二ニ定ムル課額ノ折半額ヲ增課ス其同一構内ニ於テ同一人又ハ同家族ノ所有ニ屬スル二棟以上ノ家屋ノ價格ヲ合シ五萬圓以上トナル場合亦同シ

第十五條ノ二　前條ノ賦課期日後納稅義務發生シタルトキハ其ノ納稅義務發生ノ日現在ノ建物ヲ標準トシテ當該課稅期間ノ稅金ヲ賦課ス前項賦課期日後建物ノ所有權移轉スルコトアルモ既ニ納稅義務ヲ有スル建物ニ對シテハ其ノ課稅期間重ネテ賦課セス

第十六條　家屋稅賦課ノ標準タル個數ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ算定ス

一　個數ハ建物ノ坪數ニ建物ノ種類及敷地ノ地位ニ對スル乘率ヲ乘シテ之ヲ定ム但二階以上及床下ハ一坪ヲ七合トシテ計算シ左ニ揭クルモノハ算入セス

郵便事務ニ使用スル場所

專ラ公益若ハ學藝又ハ慈善ノ用ニ供スル建物ニシテ營利ノ目的ニアラサルモノ

但有料ニテ使用セシムルモノ及住宅ヲ以テ之ニ充ツルモノハ此ノ限ニアラス

假小屋ノ類(存續期間十箇月以上ニ亘ルモノヲ除ク)及戶締ナキ肥料小屋

床面ヨリ天井又ハ梁マテノ高五尺未滿ノモノ但高低アルモノハ其ノ最モ高キ場所ニ就キ測定ス

二階以上ノ上リ口及床下ノ下リ口ニシテ空隙ノ坪數

一　建物ノ種類ニ依リ乘率ヲ左ノ如ク區別ス

一　類　石造、煉瓦造、土藏造、鐵造、鐵筋コンクリート造、鐵網コンクリート造　一・五

二　類　一類ニ屬セサルモノ　一・〇

一　建物敷地ノ地位ニ依リ其ノ乘率ヲ左ノ如ク區別ス

一　等　宅地地價百坪ニ付　壹萬圓以上　乘率　五・五〇

二　等　同　壹萬圓未滿八千百圓以上　同　五・二五

三　等　同　八千百圓未滿六千七百五拾圓以上　同　五・〇〇

四　等　同　六千七百五拾圓未滿五千六百圓以上　同　四・七五

五　等　同　五千六百圓未滿四千六百圓以上　同　四・五〇

六　等　同　四千六百圓未滿參千八百五拾圓以上　同　四・二五

七　等　同　參千八百五拾圓未滿參千武百圓以上　同　四・〇〇

八　等　同　參千武百圓未滿武千七百圓以上　同　三・七五

九　等　同　武千七百圓未滿武千武百圓以上　同　三・五〇

十　等　同　武千武百圓未滿千七百五拾圓以上　同　三・二五

十一等　同　千七百五拾圓未滿千五百圓以上　同　三・〇〇

十二等　同　千五百圓未滿千武百五拾圓以上　同　二・七五

十三等　同　千武百五拾圓未滿千圓以上　同　二・五〇

十四等　同　千圓未滿七百五拾圓以上　同　二・二五

十五等　同　七百五拾圓未滿五百圓以上　同　二・〇〇

十六等　同　五百圓未滿參百六拾圓以上　同　一・七五

十七等　同　參百六拾圓未滿武百八拾圓以上　同　一・五〇

十八等　同　武百八拾圓未滿百八拾圓以上　同　一・二五

十九等　同　百八拾圓未滿　同　一・〇〇

官有地、免租地等ハ類地ニ比準シテ相當ノ地位等級ヲ定ム

第十六條ノ二　家屋稅增課ニ關スル課額及家屋ノ價格其他ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ算定ス

一　家屋稅ノ增課額ハ家屋ノ價格及用途ニ依リ左ノ如ク區別ス

	邸宅		工場		其他	
一等	家屋價格	五百萬圓以上	課額	四三、二〇〇圓	課額	三〇、二四〇圓
二等	同	五百萬圓未滿四百萬圓以上	同	二七、四〇〇 同	一三、六八〇 同	一九、一六〇
三等	同	四百萬圓未滿參百萬圓以上	同	一五、一五五 同	七、五九五 同	一〇、六〇五
四等	同	參百萬圓未滿貳百萬圓以上	同	九、五二〇 同	四、七七五 同	六、六六五
五等	同	貳百萬圓未滿百五拾萬圓以上	同	五、四二〇 同	二、六九五 同	三、七九五
六等	同	百五拾萬圓未滿百萬圓以上	同	三、三七〇 同	一、六八五 同	二、三五〇
七等	同	百萬圓未滿七拾萬圓以上	同	二、一六五 同	一、〇八五 同	一、五〇五
八等	同	七拾萬圓未滿五拾萬圓以上	同	一、五六五 同	七九五 同	一、一〇〇
九等	同	五拾萬圓未滿四拾萬圓以上	同	一、〇九〇 同	五三五 同	七六〇
十等	同	四拾萬圓未滿三拾萬圓以上	同	六八五 同	三三五 同	四七〇
十一等	同	三拾萬圓未滿二拾萬圓以上	同	四八五 同	二四〇 同	三三五
十二等	同	二拾萬圓未滿拾五萬圓以上	同	三〇〇 同	一六〇 同	二一〇
十三等	同	拾五萬圓未滿拾萬圓以上	同	二〇五 同	一〇五 同	一四〇
十四等	同	拾萬圓未滿七萬圓以上	同	一三五 同	七〇 同	一〇〇
十五等	同	七萬圓未滿五萬圓以上	同	八〇 同	三五 同	五〇

一　家屋ノ價格ハ前年度一月一日現在ノ時價ニ據ル

一　本條ニ於テ一構內トハ建物ノ使用上相互ニ連絡ヲ有スル區域內ヲ謂フ

一　一構內ニ於テ用途ヲ同一ニシ又ハ異ニスル五萬圓以上ノ建物二棟以上在ルトキハ同一人又ハ同家族ノ所有ニ屬スル場合ニ限リ其總價格ニ相當スル等級ニ依リ各建物價格ニ比例シテ其總課額ヲ算定ス其五萬圓以上及五萬圓未滿ノ各建物ヲ併存スルトキ又ハ各建物ヲ合セ五萬圓以上ニ達スル場合亦同シ

一　同一ノ建物ニシテ二以上ノ用途ヲ兼ネ之ヲ區別シ難キ場合ニ在リテハ其用途ハ主タル用途ニ依ル

一　第一號ニ定ムル課額ヲ增課スヘキ場合ニ於テ家屋カ二市區(東京市)町村以上ニ跨リ存在スルトキハ其總價格ニ相當スル等級ニ據リ各所在地建物價格ニ比例シテ其課額ヲ算定ス

第十七條　四月一日ヨリ六月三十日迄及十月一日ヨリ十一月三十日迄ノ間ニ於テ天災ニ罹リ若ハ公用又ハ公共ノ爲土地ヲ使用セラレ引拂ヒタル建物ニ對シテハ該課稅期間賦課セス

第五章　都市計畫特別稅

第十八條　都市計畫特別稅タル地租附加稅ノ賦課ニ關シテハ第一條營業稅附加稅ノ賦課ニ關シテハ第十四條ノ規定ヲ準用ス

改正市部家屋稅制

家屋稅の賦課方法が我國一般の例に從ひ外形標準主義に依れるは負擔の實際をして不公平ならしむること既に第五章東京都市計畫區域に關する諸調中財政の部に述へたるか如し。東京府は時世の進歩に伴ふ財政手段として市部府稅賦課規則に變更を加へ建物賃貸價格を以て家屋稅の課稅標準とすることに改むるものとし大正十一年末府會に於て左の如き改正案を議定せり。

第四章　家屋稅

第十五條　家屋稅ハ建物賃貸價格ヲ標準トシ家屋所有者ニ之ヲ賦課ス

第十六條　建物賃貸價格ハ契約上ノ賃貸料ニ基キ之ヲ算定ス

左ノ各號ノ場合ニ於テハ比隣ノ家屋ニ比準シテ賃貸價格ヲ推定シ比準スヘキ家屋ナキトキハ別ニ定ムル標準賃貸價格ニ基キ之ヲ算定ス但シ特殊ノ契約其ノ他ノ事情ニ依リ第二號ニ該當スル場合ハ其ノ事情ヲ參酌シテ賃貸價格ヲ算定スルコトヲ得

一　建物ノ全部又ハ一部ニ賃貸料ノ定メナキトキ

二　契約上ノ賃貸料不相當ト認ムルトキ

第十七條　賃貸價格ハ區長之ヲ決定シ家屋所有者ニ通知ス

第十八條　家屋所有者前條ノ決定ニ異議アルトキハ別ニ定ムル規定ニ基キ區長ノ定ムル期日迄ニ當該區長ヲ經由シ知事ニ對シ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖モ稅金ノ徵收ヲ猶豫セス

第一項ノ期日迄ニ審査ノ請求ナキトキハ賃貸價格ノ決定ニ異議ナキモノト看做ス

第十九條　知事前條第一項ノ請求ヲ受ケタルトキハ審査委員會ニ諮問シテ三十日以內ニ裁定スルモノトス審査委員會ノ組織ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條　一個ノ建物ヲ共有シ又ハ部分ニ依リ所有者ヲ異ニスルトキハ總賃貸價格ヲ持分又ハ部分ノ時價ニ按分シテ各自ノ賃貸價格ヲ算定ス

第二十一條　部分ニ依リ賃貸價格ノ定メアル場合ハ各部分ノ賃貸價格ノ合算額ヲ以テ其ノ家屋ノ賃貸價格トス但其ノ或部分ニ賃貸價格ノ定メナキ場合ハ其ノ他ノ部分ノ賃貸價格ニ比準シ比準シテ算定スルコト能ハサルトキハ第十六條ニ準シ之ヲ算定ス」

旅館、下宿、席貸等ノ間貸ニ付テハ前項ヲ適用セス

第二十二條　賦課率ハ每年度豫算ニ於テ之ヲ定ム但シ賃貸價格月額貳拾圓未滿ノ家屋ニ對シテハ其ノ率ヲ輕減シ又ハ特定額ヲ賦課スルコトヲ得

第二十三條　課稅期間ハ之ヲ二期ニ區分シ每年度四月一日ヨリ九月三十日迄ヲ前半期十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ後半期トシ該年度賦課額ノ半額ヲ每期賦課ス

第二十四條　新ニ建築シタル建物ニ付テハ其ノ住居シ又ハ利用シ得ヘキ程度ニ達シタルトキヲ以テ納稅義務發生ノ日トシ其ノ日現在ノ建物賃貸價格ヲ標準トシ其ノ翌月

ヨリ月割ヲ以テ賦課ス

第二十五條　課稅期間內ニ於テ建物ノ所有權移轉スルコトアルモ既ニ納稅義務ヲ有スル建物ニ對シテハ其ノ課稅期間重ネテ賦課セス

第二十六條　建物ノ賃貸價格ハ增築、大修繕、模樣替、一部ノ除却其ノ他ノ事情ニ因リ著キ變動アリタル場合ノ外一定ノ期間之ヲ更訂セス

一般更訂ノ時期ハ市部參事會ノ議決ヲ經テ知事之ヲ定ム

第二十七條　建物賃貸價格ニ著キ變動アリタルトキハ其ノ事實發生ノ日現在ノ建物賃貸價格ヲ標準トシ次ノ課稅期間ヨリ其ノ增加額ヲ追課シ又ハ其ノ賦課額ヲ減免ス

第二十八條　建物ノ全部若ハ一部公用ニ依リ引拂ハレ又ハ不可抗力ニ因リ毀損セラレタルトキハ當該課稅期間ノ賦課ヲ減免スルコトアルヘシ

第二十九條　左ノ各號ニ該當スル建物ニ對シテハ家屋稅ヲ賦課セス

一　敎育慈善其ノ他公共ノ用ニ供スル建物ニシテ營利ノ目的ニ使用セサルモノ但シ有料ニテ使用セシムルモノ及住居ニ使用スル部分ハ此ノ限ニ在ラス

二　假小屋ノ類存續期間六箇月以上ニ亘ルモノヲ除ク

郡部府稅賦課規則

（十八）東京府郡部府稅賦課規則（大正二年二月府令第六號）

第一章　地租割

第一條　地租割ノ課稅期間ハ之ヲ二期ニ區分シ每年度四月一日ヨリ九月三十日迄ヲ前半期十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ後半期トシ前半期ハ四月一日後半期ハ十月一日現在ノ地租額ニ基キ該年度豫算ニ定ムル課率ノ折半率ニ依リ地租ヲ納ムル者ニ每期之ヲ賦課ス

前項賦課期日後ニ於テ地租額ニ異動ヲ生スルモ追徵又ハ還付セス但荒地免租トナリタル土地ニ對シ徵收濟ニ係ル稅金ハ之ヲ還付ス

第二章　營業稅及雜種稅

第二條　營業稅及雜種稅ハ每年度定ムル所ノ課目課額ニ基キ其ノ營業又ハ行爲ヲ爲ス者若ハ物件所有者ニ之ヲ賦課ス但本則ニ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

第三條　年稅ノ課稅期間ハ之ヲ二期ニ區分シ每年度四月一日ヨリ九月三十日迄ヲ前半期十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ後半期トシ前半期ハ四月一日後半期ハ十月一日現在ノ營業行爲又ハ物件ニ基キ每期年額ノ半額ヲ賦課ス但賦課ノ定率アルモノハ其ノ折半率ニ依リ每期之ヲ賦課ス

月稅ハ每月一日現在ノ營業又ハ行爲ニ基キ之ヲ賦課ス

日稅ハ其ノ日現在ノ營業又ハ行爲ニ基キ之ヲ賦課ス

前各項ノ外特定ノ期間內ニ於ケル營業又ハ行爲ニ對シ賦課スルモノハ本則中別ニ之ヲ定ム

第四條　年稅及月稅ノ賦課期日後ニ於ケル納稅義務ノ發生及消滅ノ場合ハ左ノ各號ニ依ル

一　年稅採藻稅ヲ除ク　ニ在リテハ納稅義務發生シタル日現在ノ營業行爲又ハ物件ニ基キ當該課稅期間ノ稅金ヲ賦課ス但シ船稅、車稅、自轉車稅、自動自轉車稅、日本形船稅及西洋形船稅ニ在リテハ納稅義務發生ノ場合ニ限リ其ノ月ヨリ月割ヲ以テ賦課ス

一　月稅ニ在リテハ其ノ月十五日迄ニ納稅義務發生シタルトキハ其ノ日現在ノ營業又ハ行爲ニ基キ其ノ全額十六日以後納稅義務發生シタルトキ若ハ十五日迄ニ納稅義務消滅シタルトキハ其ノ半額ヲ賦課ス

一　國稅ノ賦課ヲ受クル營業者ニシテ府稅ノ賦課ヲ受クル營業者ニ轉シタルトキハ其ノ月ヨリ月割ヲ以テ賦課ス

一　府稅ノ賦課ヲ受クル營業者ニシテ國稅ノ賦課ヲ受クル營業者ニ轉シタルトキハ其ノ前月迄月割ヲ以テ賦課ス

一　年稅ノ賦課ヲ受クル營業又ハ行爲ヲ爲ス者ニシテ慶業シ同一課稅期間內ニ同一町村ニ於テ同種ノ營業又ハ行爲ヲ開始スルモ其ノ課稅期間之ニ對シ賦課セス營業繼續ノ事實アリタル場合亦同シ

一　年稅及月稅ノ賦課期日後收入高ヲ標準トシテ賦課スル各營業ノ相互轉業及遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、幇間、酌人ノ各行爲ノ相互轉換又ハ一業目ニ於ケル等級ノ異動、物件ノ變更等ノ爲稅額ニ異動ヲ生スルモ其ノ課稅期間之ニ對シ賦課セス但年稅ノ納稅義務者ニシテ月稅ノ納稅義務者ニ轉シタルトキハ年稅ハ月割ヲ以テ其ノ月迄之ヲ賦課シ月稅ノ納稅義務者ニシテ年稅ノ納稅義務者ニ轉シタルトキハ年稅ハ其ノ月翌月ヨリ月割ヲ以テ賦課ス

一　賦課期日後物件ノ所有權移轉スルコトアルモ既ニ納稅義務ヲ有スル物件ニ對シテハ其ノ課稅期間重ネテ賦課セス

一　採藻稅ハ九月以前ニ採藻ノ許可ヲ得タルトキハ全額ヲ賦課シ十月以後其ノ許可ヲ得タルトキハ該年度ハ之ヲ賦課セス

第五條　郡部ニ於テ月稅ヲ課スヘキ營業又ハ行爲市部ニ轉出シタルトキハ郡部ニ於テ全額ヲ賦課ス

市部ニ於テ課稅スヘキ營業行爲又ハ物件ニシテ郡部ニ轉入シタル場合ニハ課稅期間ヲ同ウスルモノトナルトキハ其ノ期間重ネテ賦課セス但シ遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、幇間、酌人ノ各稅ニ付テハ課額ノ增加ヲ來タシタル場合ニ限リ其ノ差額ヲ賦課ス

遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、幇間、酌人ニシテ市部郡部間轉入轉出ノ際轉業アリタル場合ハ左ノ各號ニ依ル

一　年稅ノ納稅義務アル者市部ニ轉出シ月稅ノ納稅義務者ニ轉シタルトキハ該課稅期間ノ年稅ハ其ノ月迄月割ヲ以テ賦課ス

一　市部ニ於テ年稅ノ納稅義務アル者轉入シ月稅ノ納稅義務者ニ轉シタルトキハ其ノ月ハ之ヲ賦課セス

一　市部ニ於テ月稅ノ納稅義務アル者轉入シ年稅ノ納稅義務者ニ轉シタルトキハ該

課稅期間ノ年稅ハ其ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ賦課ス

第六條　店舖又ハ製造所、工場等ヲ異ニスルトキハ各別ニ賦課ス

他府縣若ハ市部ニ店舖ヲ有スル營業者ニシテ郡部ニ製造所、工場等ヲ設ケ其ノ收入ヲ分別シ能ハサル場合ニ在リテハ其ノ營業ノ總收入高ヲ一半ハ建物賃貸價格一半ハ從業者數ニ比例シ區分シタルモノヲ以テ其ノ製造所、工場等ノ收入高トス

前項建物賃貸價格計算ノ方法ハ國稅營業稅ノ例ニ依ル

第七條　商業中第一類、工業、料理屋、待合茶屋、遊船宿、芝居茶屋、飮食店、湯屋ノ各業ヲ互ニ兼ヌルトキハ其ノ收入高ヲ合算シ稅率ノ重キ一ニ就テ賦課ス

遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、幇間、酌人ノ各行爲ヲ互ニ兼ヌルトキハ其ノ稅額ノ重キ一ニ就テ賦課ス此ノ場合ニ於テ年稅ニ屬スル行爲ト月稅ニ屬スル行爲トヲ兼ヌルモノニ就キ稅額ノ輕重ヲ定ムルトキハ年額ハ之ヲ月額ニ換算シタル額ニ依ル

前二項ノ場合ニ於テ其ノ稅率又ハ稅額同シキトキハ主タル營業又ハ行爲ノ一ニ就テ賦課ス

第八條　年稅ノ課稅標準タル收入高ハ前年一個年ノ總收入高ニ依ル但前年一個年ノ收入高ニ依リ難キモノハ豫算ニ依ル

第九條　收入高ニ依リ賦課スルモノ（商業第二類及第三類ニ屬スル營業ヲ除ク）ニシテ一個年ノ收入高五十圓以上百圓未滿ノモノハ百圓ニ對スル稅額ヲ賦課ス

商業第二類及第三類ニ屬スル營業ニシテ一個年ノ收入高五拾圓未滿ノモノハ五拾圓ニ對スル稅額ヲ賦課ス

西洋形船ニシテ五噸未滿ノモノハ五噸ニ對スル稅額ヲ賦課ス

第九條ノ二　營業稅法第二十一條ニ依リ營業稅ヲ徵收セラレサル營業ニ對スル賦課額ニシテ同法第十二條ニ依リ算出シタル額ヲ超過スル場合ハ其ノ額ニ止ム

第九條ノ三　年稅ニ屬スル市場稅ノ課稅標準タル賣買金高ハ前一箇年ノ賣買金高ニ依ル但シ前一箇年ノ賣買金高ニ依リ難キモノハ豫算ニ依ル其ノ一箇年ノ稅額三圓ニ滿タサルモノハ三圓ヲ賦課ス

書畫骨董品臨時市場稅ハ書畫骨董品ノ入札賣買ノ爲ニスル臨時市場開設者ニ對シ該市場ニ於ケル賣買金高ヲ標準トシ賦課ス但シ賣買金高一萬圓未滿ナルトキハ賦課セス

第十條　興行稅ハ開場ノ日數ニ對スル稅額ヲ其興行人ニ賦課ス

前項ノ稅金ハ開場前之ヲ納付セシメ爾後豫定日數增加シタル場合亦同シ

前納ニ係ル稅金ニシテ過剩ヲ生シタルトキハ之ヲ還付ス

第十條ノ二　觀覽稅ハ營利ヲ目的トスル興行ノ觀覽（聽聞ヲ含ム以下同シ）ヲ爲ス者ニ對シ觀覽料金支拂ノ都度之ヲ賦課ス但觀覽料五拾錢ニ滿タサルモノハ此ノ限ニアラス

觀覽席ノ全部又ハ一部ヲ買收シテ觀覽スル場合ニアリテハ買收ノ都度其ノ席數ニ應シ之ニ相當スル觀覽稅ヲ買收者ニ賦課ス

招待其ノ他何等名義ヲ以テスルヲ問ハス觀覽料ノ支拂ヲ爲ササル場合ニアリテハ觀

覽ノ都度其ノ觀覽稅ヲ觀覽人ニ賦課ス

第十條ノ三　興行人ハ觀覽稅ノ徵收義務者トシテ徵稅ニ關スル事務ヲ處理スヘシ

第十條ノ四　觀覽稅ノ課稅標準ハ左ノ各號ニ依リ算定シタル觀覽料ニ依ル

一　觀覽料ハ入場料ニ依リ計算ス但座席ヲ占ムルカ爲要スル費用ハ總テ之ヲ算入ス

二　割引ニ依ル觀覽料ハ割引セサルモノヲ以テ計算ス

三　連絡ヲ有スル二以上ノモノヲ一回ニ繼續シテ觀覽スル場合ノ觀覽料ハ其ノ料金ヲ分割シテ支拂フ場合ニ於テモ其ノ總額ニ依ル

四　第十條ノ二第三項ニ該當スル場合ノ觀覽料ハ第十條ノ四第一項第一號ノ計算方法ニ依ル

第十條ノ五　觀覽席ニ變更ヲ生シタルトキハ觀覽料金ノ多額ノモノニ依ル但觀覽稅納付後觀覽席變更等ニ依リ稅額ニ異動ヲ生シタルトキハ增加額ハ之ヲ追徵シ減額シタル既納ノ差額ハ還付セス

第十一條　（削除）

第十一條ノ二　自動車稅ノ課稅標準タル馬力ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ算定ス

一　「オツトー」式瓦斯倫機關ヲ具フル自動車ニ在リテハ汽筒ノ直徑(吋)ノ自乘ニ汽筒數ヲ乘シ之ヲ二除シタルモノヲ以テ其馬力トス

一　「クラーク」式瓦斯倫機關ヲ具フル自動車ニ在リテハ汽筒ノ直徑(吋)ノ自乘ニ汽筒數ヲ乘シ之ヲ二除シタルモノヲ以テ其馬力トス

一　蒸汽機關ヲ具フル自動車ニ在リテハ高壓汽筒ノ直徑(吋)ノ自乘ニ汽筒數ヲ乘シ之ヲ二除シタルモノヲ以テ其馬力トス

一　電氣機關ヲ具フル自動車ニ在リテハ蓄電池ノ數ヲ十除シタルモノヲ以テ其馬力トス

第十二條　火葬場稅ハ前月ノ收入金高ヲ標準トシテ每月其營業者ニ賦課ス

第十三條　法人建物稅ハ戶數割ヲ賦課スル町村ニ於テ法人ノ使用スル建物ヲ標準トシ其ノ使用者ニ賦課ス

法人建物稅ノ課稅標準タル個數算定ノ方法ハ第十九條ノ例ニ依ル

第十四條　狩獵稅ハ免許ヲ受ケタルトキ之ヲ賦課ス

屠畜稅ハ屠殺ノ時々其物件所有者ニ之ヲ賦課ス

第十四條ノ二　不動產取得稅ハ相續ニ依ル場合ヲ除ク外本府郡部ニ於ケル土地ノ所有權ヲ取得シタル者ニ對シ不動產ノ時價ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス

不動產登記法ニ依リ登記ヲ爲シタルモノニ付テハ其登錄稅課稅標準價格ヲ以テ時價ト看做ス

第十四條ノ三　藝妓屋稅ノ課稅標準タル藝妓數ハ每月一日ノ現在數ニ依ル但不具癈疾等ノ爲自用ヲ辨シ能ハサル者ハ之ヲ算入セス

第十四條ノ四　酌人稅等級ノ標準タル國稅營業稅納額ハ前年度ノ賦課額ニ依ル但前年度ニ於テ營業稅法第二十一條ニ依リ營業稅ヲ徵收セラレサリシモノニ付テハ營業開

始ノ日現在ノ標準ニ基キ同法第十二條ニ依リ算出シタル金額ヲ以テ賦課額ト看做ス

第十五條　左ニ掲クルモノニハ賦課セス

一　收入高ヲ課稅標準トスルモノ（商業第二類及第三類ニ屬スル營業ヲ除ク）及賣藥行商專業若ハ街路又ハ之ニ準スヘキ場所ニ於テ行爲ヲ爲スモノニシテ一個年收入高五十圓未滿ノ者

一　政府ヨリ發行スル印紙切手類ノ賣捌

一　運送業ニシテ本府內ニ於テ賦課ヲ受クル人力車、荷積牛馬車、荷積大小車ヲ通シテ二輛以下ヲ用キ乘客貨物ヲ運送スル者

一　物品貸付業ニシテ人力車、荷積大小車ヲ通シテ三輛以下ヲ貸付クル者

一　傭人ヲ使用セサル婦女ノ勞力請負業及製造業但製造業ニシテ一定ノ製造場アルモノハ此ノ限ニアラス

一　店舖ヲ設ケスシテ自家收得ノ蔬菜、果物、草花、鷄卵又ハ各自ノ捕獲セル魚介、鳥獸、海藻ノ類ヲ加工セスシテ販賣スル者

一　神佛ノ祭典其ノ他臨時多數ノ人ノ集合ヲ目的トスル假設店、興行

一　居風呂湯屋

一　不具癈疾等ノ爲自用ヲ辨シ能ハサル遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、幫間

一　能樂、謠曲、圍碁、將棋、生花、茶道ヲ敎授スル者

一　本府外ニ於テ納稅義務ヲ有スル營業行爲又ハ物件但本府內ニ住所ヲ有シ且主トシテ本府內ニ於テ其ノ營業又ハ行爲ヲ爲ス者及本府內ニ常置スル物件ハ此ノ限ニアラス

一　學藝美術其ノ他公益ヲ目的トスル展覽會ノ類ニシテ營利ノ目的ニアラサルモノ

一　營利ノ目的ニアラサル興行

一　水田耕作專用ノ船、橋梁ニ代ヘ渡船ニ專用スル船、船橋組成ニ用ユル船、航海中本船ニ備ヘ置ク船、邸內ノ池水ニ泛フル船

一　官公立學校ノ學生團體若ハ私立學校又ハ其學生團體ノ所有ニシテ體育用ニ供スル船

一　耕作一途ニ用ユルモノニシテ通常荷車ノ如キ車體ノ構造ナキ車

一　非常若ハ公益、慈善ノ目的ニ專用ノ船車（自轉車、自動自轉車、自動車チモ含ム以下同シ）但有料ニテ使用セシムルモノハ此ノ限ニアラス

一　商品ニシテ使用セサル船車

一　自動車取締令ニヨリ檢查證ノ交附ヲ受ケス且現ニ使用セサル自動車

一　學校又ハ病院ニ於テ學術研究ノ用ニ供スル畜犬

一　公用又ハ公共ノ用ニ供スル目的ヲ以テ郡市町村其他ノ公共團體ニ於テ不動產ヲ取得シタル行爲

產業組合及相互會社ニ對シテハ營業稅附加稅、賣藥營業稅附加稅及所得稅附加稅

第三章　營業稅附加稅、賣藥營業稅附加稅及所得稅附加稅

第十六條　營業稅附加稅賣藥營業稅附加稅及所得稅附加稅ハ會計年度內ニ於ケル國稅

ノ賦課額ニ對シ該年度豫算ニ定ムル所ノ課率ニ依リ國稅ノ每納期ニ於テ其ノ納稅者ニ賦課ス其ノ徵收後ニ於テ國稅ヲ減額セラレタルトキハ之ニ對スル附加稅ハ之ヲ還付ス

本府內郡部及市部ニ涉リ營業所ヲ定メテ爲ス營業又ハ其收入ニ對シ本稅ヲ分別シテ納メサル者ニ對シ營業稅附加稅又ハ所得稅附加稅ヲ賦課スルトキハ歩合ヲ定メテ之ヲ賦課ス但所得稅附加稅ノ賦課ニ付歩合ヲ定ムルハ府縣制第百八條ニ該當シ本稅ヲ分別シテ納メサル場合ニ限ル

第四章　家屋稅

第十七條　家屋稅ハ左ノ町村ニ於テ建物ヲ所有スル者ニ之ヲ賦課ス

荏原郡　品川町、大森町、羽田町、大井町、大崎町、入新井町、蒲田村、目黑村、世田ヶ谷村、駒澤村、平塚村、六鄕村、池上村

豐多摩郡　淀橋町、千駄ヶ谷町、澁谷町、大久保町、戸塚町、落合村、代々幡町、中野町

北豐島郡　板橋町、南千住町、巢鴨町、王子町、瀧野川町、高田町、日暮里町、三河島町、尾久村、西巢鴨町、岩淵町、長崎村

南足立郡　千住町、西新井村

南葛飾郡　龜戸町、大島町、吾嬬町、寺島村、隅田村、砂町、小松川町、本田村、南綾瀨村

八王子市

第十八條　家屋稅ノ課稅期間ハ之ヲ二期ニ區分シ每年度四月一日ヨリ九月三十日迄ヲ前半期十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ後半期トシ前半期ハ四月一日後半期ハ十月一日現在ノ建物ヲ標準トシ該年度豫算ニ定ムル課率ノ折半率ニ依リ每期之ヲ賦課ス

一棟ノ價格參萬圓以上ノ家屋ニハ前項ニ定ムルモノノ外每期第十九條ノ二ニ定ムル課額ノ折半額ヲ增課ス其同一構內ニ於テ同一人又ハ同家族ノ所有ニ屬スル二棟以上ノ家屋ノ價格ヲ合シ參萬圓以上トナル場合亦同シ

第十八條ノ二　前條ノ賦課期日後納稅義務發生シタルトキハ其納稅義務發生ノ日現在ノ建物ヲ標準トシ當該課稅期間ノ稅金ヲ賦課ス

前項賦課期日後建物ノ所有權移轉スルコトアルモ旣ニ納稅義務ヲ有スル建物ニ對シテハ其課稅期間重ネテ賦課セス

第十九條　家屋稅賦課ノ標準タル個數ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ算定ス

一　個數ハ建物ノ坪數ニ建物ノ種類及敷地ノ地位ニ對スル乘率ヲ乘シテ之ヲ定ム但二階以上及床下ハ一坪ヲ七合トシテ計算シ左ニ揭クルモノハ算入セス

郵便事務ニ使用スル場所

專ラ公益若ハ學藝又ハ慈善ノ用ニ供スル建物ニシテ營利ノ目的ニアラサルモノ但有料ニテ使用セシムルモノ及住宅ヲ以テ之ニ充ツルモノハ此ノ限ニアラス

假小屋ノ類（存續期間十箇月以上ニ亘ルモノヲ除ク）及戸締ナキ肥料小屋

床面ヨリ天井又ハ梁マテノ高五尺未満ノモノ但高低アルモノハ其ノ最モ高キ場所ニ就キ測定ス

二階以上ノ上リ口及床下ノ下リ口ニシテ空隙ノ坪數

一　建物ノ種類ニ依リ乘率ヲ左ノ如ク區別ス

一　類　石造、煉瓦造、土藏造、鐵造、鐵筋コンクリート造、鐵網コンクリート造　一・五

二　類　一類ニ屬セサルモノ　一・〇

一　建物敷地ノ地位ニ依リ其ノ乘率ヲ左ノ如ク區別ス

一等	宅地等級	七十八級以上	乘率	三・二五
二等	同	自六十八級至七十七級	同	三・〇〇
三等	同	自六十二級至六十七級	同	二・七五
四等	同	自五十八級至六十一級	同	二・五〇
五等	同	自五十五級至五十七級	同	二・二五
六等	同	自五十一級至五十四級	同	二・〇〇
七等	同	自四十五級至四十九級	同	一・七五
八等	同	自四十一級至四十四級	同	一・五〇
九等	同	自三十五級至三十九級	同	一・二五
十等	同	三十四級以下	同	一・〇〇

宅地等級設定ナキ土地ニ付テハ類地ニ比準シテ相當ノ地位等級ヲ定ム

第十九條ノ二　家屋稅增課ニ關スル課額及家屋ノ價格其他ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ算定ス

一　家屋稅ノ增課額ハ家屋ノ價額及用途ニ依リ左ノ如ク區別ス

	邸宅			工場			其他		
一等	家屋價格	五百萬圓以上	課額	一八〇、〇〇〇円	課額	九〇、〇〇〇円	課額	一二六、〇〇〇円	
二等	同	五百萬圓未滿四百萬圓以上	同	一一九、〇〇〇	同	五九、五〇〇	同	八三、三〇〇	
三等	同	四百萬圓未滿三百萬圓以上	同	七六、八〇〇	同	三八、四〇〇	同	五三、八〇〇	
四等	同	三百萬圓未滿二百萬圓以上	同	四四、三〇〇	同	二二、一〇〇	同	三一、〇〇〇	
五等	同	二百萬圓未滿百五拾萬圓以上	同	二八、三〇〇	同	一四、二〇〇	同	一九、八〇〇	
六等	同	百五拾萬圓未滿百萬圓以上	同	一六、五〇〇	同	八、二五〇	同	一一、五五〇	
七等	同	百萬圓未滿七十萬圓以上	同	一〇、〇〇〇	同	五、〇〇〇	同	七、〇〇〇	
八等	同	七十萬圓未滿五十萬圓以上	同	六、二二〇	同	三、一一〇	同	四、三五〇	
九等	同	五十萬圓未滿四十萬圓以上	同	四、四三〇	同	二、二一〇	同	三、一〇〇	
十等	同	四十萬圓未滿參拾萬圓以上	同	二、九七〇	同	一、四八〇	同	二、〇八〇	
十一等	同	參拾萬圓未滿貳拾萬圓以上	同	一、七五〇	同	八七〇	同	一、二三〇	

十二等　同　貳拾萬圓以上　一、二〇〇　同　六〇〇　同　八四〇
十三等　同　拾五萬圓以上　拾萬圓未滿　同　七一〇　同　三五〇　同　五〇〇
十四等　同　拾萬圓以上　七萬圓未滿　同　四八〇　同　二四〇　同　三四〇
十五等　同　七萬圓以上　五萬圓未滿　同　三二〇　同　一六〇　同　二二〇
十六等　同　五萬圓以上　參萬圓未滿　同　一八〇　同　九〇　同　一三〇

一　家屋ノ價額ハ前年度一月一日現在ノ時價ニ據ル

一　本條ニ於テ一構内トハ建物ノ使用上相互ニ連絡ヲ有スル區域内ヲ謂フ

一　一構内ニ於テ用途ヲ同一ニシ又ハ異ニスル參萬圓以上ノ建物二棟以上在ルトキハ同一人又ハ同家族ノ所有ニ屬スル場合ニ限リ其總價額ニ相當スル等級ニ依リ各建物價格ニ比例シテ其總課額ヲ算定ス其參萬圓以上及參萬圓未滿ノ各建物併存スルトキ又ハ各建物ヲ合セ參萬圓以上ニ達スル場合亦同シ

一　同一ノ建物ニシテ二以上ノ用途ヲ兼ネ之ヲ區別シ難キ場合ニ在リテハ其用途ハ主タル用途ニ依ル

一　第一號ニ定ムル課額ヲ增課スヘキ場合ニ於テ家屋カ二市區(東京市)町村以上ニ跨リ存在スルトキハ其總價格ニ相當スル等級ニ據リ各所在地建物價格ニ比例シテ其課額ヲ算定ス

第二十條　四月一日ヨリ六月三十日迄及十月一日ヨリ十一月三十日迄ノ間ニ於テ天災ニ罹リ若ハ公用又ハ公共ノ爲土地ヲ使用セラレ引拂ヒタル建物ニ對シテハ該課

稅期間賦課セス

第五章　戸數割

第二十一條　戸數割ハ家屋稅ノ賦課ヲ施行セサル町村ニ於テ一戸ヲ構フル者及一戸ヲ構ヘサルモ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ之ヲ賦課ス

第二十二條　戸數割ノ課稅期間ハ之ヲ二期ニ區分シ每年四月一日ヨリ九月三十日迄ヲ前半期十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ後半期トシ每期年額ノ半額ヲ分納セシム

第二十三條　府縣稅戸數割規則第四條ニ依ル町村ノ配當額ハ每年度豫算ニ依リ知事之ヲ定ム

第二十四條　戸數割ノ賦課ヲ施行スル町村ノ町村會ハ前條ニ依ル戸數割配當額ニ基キ每年度六月二十日迄ニ其ノ年四月一日現在ニ於ケル戸數割納稅義務者ノ課額ヲ議決スヘシ

特別事情アル町村ニ於テハ當分ノ內戸數割納稅義務者ノ資產ノ狀況ヲ斟酌シテ資力ヲ算定シ課スヘキ割合ヲ配當ヲ受ケタル戸數割總額ノ十分ノ四以內ト爲スコトヲ得

府縣稅戸數割規則第十一條第二項ニ依ル賦課額ハ町村會之ヲ議決スヘシ

府縣稅戸數割規則第二條、第三條、第五條、本條第二項ニ依ル資力及其割合ハ町村會ノ議決スル所ニ依ル

第二十五條　資力算定ノ標準タル住家坪數ハ府縣稅戸數割規則第八條及第九條ニ依ルノ外左ノ方法ニ依リ計算ス二階以上及床下ノ坪數ハ之ヲ各別ニ計算シ其上リ口及下

リロハ之ヲ控除セス

左ニ掲クルモノノ坪數ハ之ヲ算入セス

床面ヨリ天井又ハ梁迄ノ高サ五尺未滿ノモノ但シ高低アルモノハ最モ高キ場所ニ就キ測定ス

專ラ公益若クハ學藝又ハ慈善ノ用ニ供スル區域

堀立タル假小屋ノ類存續期間十箇月以上ノモノヲ除ク

第二十六條　左ノ各號ニ該當スル者ニハ戸數割ヲ賦課セス

一　學生、生徒ニシテ修業ノ爲學校若クハ他家ニ寄寓スル者

二　雇傭主又ハ抱主ト同居ノ雇傭人及藝娼妓

三　現ニ三箇月以上公費ノ救助ヲ受クル者

第二十七條　本邦在留外國武官ニ對シテハ戸數割ヲ賦課セス

第六章　都市計畫特別稅

第二十八條　都市計畫特別稅タル地租附加稅ノ賦課ニ關シテハ第一條營業稅附加稅ノ賦課ニ關シテハ第十六條ノ規定ヲ準用ス

四　總　括

分別考査要約

帝都の區域を現在市域に採る場合及之を擴大する場合の兩者に於ける東京府經濟分別上の考査概ね右の如し。之を要約するに㈠現在市域を基礎として分別すれは縣都組合事業組織か現在の市郡連帶經濟を其の儘繼承せさる限りは帝都の負擔減して郡部の負擔增嵩するの結果となり、反面に於て現行の市郡連帶方法必すしも適正ならさるを語る。次に市域擴大の場合に於ける分別は㈡現在の東京市に合するに近郊三十四町村を以てする場合は新帝都の負擔關係は益する所あるへしと雖殘部東京府管下の財政事情は全く之と反す㈢現在の東京市に合するに近郊及外郊を以てする場合卽ち帝都の區域を東京都市計畫區域に採ることとせは負擔關係より觀たる新帝都の成立は必すしも容易に斷すへからすと雖殘部東京府管下の財政事情は近郊のみを割かるるに比し却て有利なるの結果を示す。然れとも序說に一言したるか如く此等計算の方法たるや畢竟絕對的のものに非さると共に府經濟運用の實際は頗る複雜せるを以て或は觀察點如何により結論を一にせさるへく、從て充分の吟味考査に俟たさるへからす。既揭分別說明及分別資料に於て府經濟の內容等を稍詳密にしたる所以のものは乃ち此の點に資せむと欲するに在り。

分別考査の價値

分別考査の結論と他の關係事項

若し夫れ前記府經濟分別考査の結論と新帝都區域決定に關する他の諸條件

中之と反對の傾向に在るものとの比較衡量等に至りては自ら別個の問題に屬し本件考査の與る所に非さるなり。

市町村併合の根據法規

第九　我國に於ける市町村併合の實例

市町村の廢置分合及境界變更に關しては舊市制町村制各第四條に制規あり、現行市制第四條及町村制第三條亦略同樣に規定す、乃ち孰れも行政處分を以て之を行ひ得るものなり。

市町村併合の規模

普通町村部落は姑らく別とし、都市の發展膨脹は必然に附近町村の併合を促すと雖、或は從來の行政區劃に囚はるること度に過き、或は各個的利害の爲に圖體百年の計を顧みさる等の事情もあり、旁都市として大規模の區域擴張を行へるものは未た多からす。今市制實施以降に於ける市と町村との併合事例を見るに大凡左表の如し。

市町村併合實例表

町村を市に編入したる實例表

市名	編入町村數	編入部分面積	同戶數	同人口	編入時期	編入理由の大要
長崎	二	不詳 坪	二、二八四	七、一五一	明治 三一	市制施行に伴ふ地域擴張の爲
同	五	不詳	六、八二一	三五、三三三	三一	市の發展に伴ひ地域擴張の要に迫られし爲
同	二	一三、四八八、七七九	三、二三六	一七、六二七	大正 九	市の發展著しく住宅地域擴張の要に迫られし爲
名古屋	五	八九二、六二九	不詳	不詳	明治二九―三一	諸般の狀態を同ふし利害共通せるに由る
同	七	五、一五、七二七	九、一九五	四一、〇三三	四〇―四一	同
同	一六	三三、六六六、九七〇	三六、二七〇	一八〇、八六七	大正 一〇	同
大阪	二八	一五、四九八、三九八	三八、八三五	一八五、二三三	明治 三〇	工場地域を得る爲、市の衞生施設を有效ならしむる爲、築港地區を得む爲
前橋	六	九二〇、五〇三	四二一	二、四一〇	三三	諸般の狀態を同ふし利害共通せるに由る
横濱	六	五、八六九、三三五	一、三六六	五七、九〇六	三四	同
同	三	三、六〇一、八四三	二、〇四五	一〇、三二四	四四	同
岐阜	一	九九六、七一〇	七三五	三、一八五	三六	同
廣島	一	一四四、〇〇〇	一七一	七五七	三七	主として日露戰役の際に於ける宇品灣人事取締の必要上
秋田	三	一一五、〇九六	一四二	七二四	三八	諸般の狀態を同ふし利害共通せるに由る
同	一	三一、七八五	—	—	四三	市内所在の官公立學校敷地に編入の爲
松山	四	四三一、七三五	五三一	二、二八五	四一	市域狹少に由る自然の要求
靜岡	二	五四二、三九	三六四	一、七三三	四一―四二	諸般の狀態を同ふし利害共通せるに由る
津	二	五九八、七八四	四八四	二、五九三	四三	同

市名	編入町村數	編入部分面積	同戸數	同人口	編入時期	編入理由の大要
金澤	一	五六七坪	二	明治 六	四三	諸般の狀態を同ふし利害共通せるに由る
札幌	四	三、二五五、九五二	一、六八九	一〇、三七一	同	同
鹿兒島	一	四六六、五六〇	三〇〇	一、五〇〇	四四	同
同	一	四六六、五六〇	四一〇	二、〇六七	大正 九	同
姫路	二	五五九、二〇〇	七三一	三、二九一	明治 四五	諸般の狀態を同ふし利害を共通にし特に工業地域發展せしに由る
濱松	一	三一九、二九九	二三三	一、一六〇	大正 元	諸般の狀態を同ふし利害共通せるに由る
同	二	五〇、八四四	六八三	三、三〇〇	同	同
盛岡	一	二、九二二、四五五	五六一	二、三五九	二	盛岡停車場を當該部落に設置せられたると共の他利害共通せるに由る
同	一	六四九、〇九九	一、二四〇	七、三〇九	一〇	同
新潟	一	一、六四四、三一〇	二、八一五	一四、四九九	三	信濃川を隔てて相對し利害共通せるに由る
同	一	二一七、四一七	二三一	九五〇	八	前項編入地の近接部落にして右編入の伴へる自然の要求
高松	一	八二六、八八〇	六一六	三、三五〇	三	諸般の狀態を同ふし利害共通せるに由る
同	一	六八五、八四三	一、六八〇	七、八四一	一〇	同
同	一	五八七、八六六	一、六五四	六、九四七	一〇	同
福岡	一	四六、五五七	四六五	三、六二七	四	同
同	一	五七二、八九二	五八四	三、四七一	八	同
同	一	七六、九三〇	一、一〇〇	六、四〇〇	一二	同

市名	編入町村數	編入部分面積	同戸數	同人口	編入時期	編入理由の大要
同	一	九一三、一四七	三、八六四	二一三一一	一二	同
高知	一	九四〇、四五五	一、〇〇〇	五、六〇〇	六	同
高岡	二	六四一、六六三	三三五	一、七四〇	六	市との境界錯綜し諸般の施設徹底を缺くと共に市内工場住宅等溢出し市と同一狀態を致せるに由る
久留米	一	二、二六二、八一六	一、二一八	七、九〇五	六	諸般の狀態を同ふし利害共通せるに由る
京都	一六	七、四九七、六一九	三三、〇一一	九七、六四三	七	同
神戸	一	七、三六四、六五〇	五七三六	三三、二四九	九	市の膨脹に應すへき將來の大計を樹つる爲
堺	二	一、四九七、〇〇〇	三、二五二	一五、九六〇	九	諸般の狀態を同ふし利害共通せるに由る
東京	一	三三〇、五六三	三、七三八	一五、〇〇七	九	同
下關	一	二、九九九、三六〇	一、〇八〇	四、六一七	一〇	同
岡山	四	四、三三三、三六八	二、四七二	一一、二六〇	一〇	同
熊本	二	八、一五〇、八〇三	一〇、〇三一	四四、七〇〇	一〇	同
長岡	一	一、六六三、二六六	六〇一	三、七二九	一〇	地勢の關係上本件編入部落に向て市の膨脹すへきに備ふる爲
佐賀	一	一、〇三八、六一七	一、〇三六	五、九七一	一二	諸般の狀態を同ふし利害共通せるに由る
和歌山	一	一、〇一四、三〇〇	八一〇	三、八二四	一二	同

一　本表合計は三十三市四十八件なり。

二　本表の編入町村數中には一部編入のものをも一町村として加へたり。

三　名古屋市の一部及靜岡市に付ては數回に處理せられたるものを便宜一件として揭けたり。

四　本表中大都市に編入したるものの面積百萬坪當人口密度を見るに左の如し。

東京市	四五、三九八	神戸市	三、一五七
京都市	一三、〇二三	名古屋市（大正十年編入の分）	五、三七二
大阪市	一一、八二四		

右の如く我國の市町村併合は多く局部的のものに屬すと雖件數及時期等の關係に徴して都市の近郊編入か近來一般の趨勢なるは之を看取し得らるへし。

主なる市町村併合の沿革

左に前表中の主要なる事例數個に關し一言せむ。

大阪市

大阪市―明治三十年に行ひたるものにして編入町村と人口との多數なるに於て從來の實例中第一位に居る。當時大阪市會議長より府知事に致したる接續町村編入建議書は編入の必要を述へて詳なるものあり、我東京市の現狀に照應して亦裨補する所あるを思料するに依り便宜要點を抄錄すへし。

（前略）市區ノ境域僅々一方里ニ達セス而カモ人口五十萬ニ垂ントシ唯住民ノ棲居ニ充ツルスラ猶狹隘ヲ免レス、安ンソ工場ヲ置クノ餘地アランヤ、故ニ市接續町村ニ現存セル工業會社四十五個所此ノ資金八千二十五萬餘圓、製作場九十四個所此ノ資金百三十八萬餘圓其ノ設立主若ハ資本醵出者ノ大部分ハ皆大阪市人トス、是市内ニ恰當ノ餘地ナキカ爲不得已之ヲ近隣ノ郡村ニ求ムルノ結果トシテ工場所地在ハ忽チ住民ヲ加ヘ家屋ヲ增シ、（中略）依然不潔ノ飲料水ヲ〔用ヰ又衛潦汚水ノ停滯セル隘巷ニ居住スルヨリ本市ノ衞生上ニ影響シ、市カ治ト三百三十萬圓ニ及ハムトスル費用ヲ抛チ將ニ四星霜ニ達セムトスル勞力ヲ費シタル計畫モ時ニ或ハ水泡ニ歸シ去ランコトナキヲ保セス、又築港事業ノ如キ果シテ之ヲ施設セムカ、其ノ地區ハ全ク市外ノ郡村ニ於テセサルヘカラス（下略）。

京都市

京都市―面積に於て在來の市の七割を擴大したることとなる。併合に關し府知事の諮問ありたるは大正六年八月にして格別の困難なく翌七年四月に實現を見たり。

名古屋市

名古屋市―大正十年に行はれたるものは我國今日迄の實例中面積に於ては最も大規模の併合とす。編入部分は略名古屋都市計畫區域に近く、編入の結果は將に十方里に達せむとし廣袤に於て全國都市中に一頭地を拔く。併合の機運は夙に萠せるも準備的調査は大正八年秋に開始せられ同十年一月に至りて正式に着手し、爾來極めて順調の經過を辿り同年八月其の筋の認可を得たり。

東京市

東京市―東東市か市外部落を編入したるは大正九年豐多摩郡内藤新宿町を四谷區に併合したるを唯一の例とす。此の併合の萠芽は遠く十數年前に發したるものにして爾來屢計りて成らす、或時の如きは兩者議決機關か一致して併合議定を爲さむとする前夜に至り反對運動の爲突然不成功に了れるの例

あり、一時中絶の形なりしか大正七年末區會及町會は各全會一致を以て併合を議決し同九年四月實施を見たり。編入區域に關する數字は前表の如く面積三十三萬五百六十三坪、戸數三千七百三十八、人口一萬五千七人なるを以て極めて小規模の併合に過きす、之を東京都市計畫區域内各町村と對照するに斯の如き小面積のものは右區域の八十四町村中に存在せす。乃ち内藤新宿町の市域編入は地勢及市街形成の關係か併合に適したることの外同町か極めて小面積なること及四谷區亦十五區中の最小區たること、從て併合は兩者存立上の必要となれること等其の主たる原因たりしなり。尚此の併合か町會、區會及一般輿論の希望する所なりしに拘らす其の實現迄に幾多の頓挫曲折ありしは、主として内藤新宿町を除きたる郡内殘部の反對（殘部分を專はるることより生する郡民の財政的困難を主たる理由とす）に起因せるか如し。

市町村併合計畫の二三

尚現に併合計畫中に屬し實現の期待せられ居るものに宇治山田市（七町一村）、奈良市（一村）等あり、大阪市亦明治三十年の編入以來其の外廓の著しき發展は近年更に併合の機運を釀成し、當局は既に數年前より相當準備的調査を行ひ來れるか最近に至り市會議員及市吏員を以て委員會を組織し專ら實行の審議中なるか如し。其の大阪市の併合計畫に關し編入範圍を仄聞するに編入町村三十六、面積二千七百一萬三千八百二十四坪、世帶數十萬八百三十六、人口四十六萬八百六十九人にして面積百萬坪當人口密度一萬七千六十人に當り、之を合したる大阪市の人口は現在に比し四割弱を增すに過さるも廣袤は約二倍半となる。

第十　帝都の權限及行政組織に關する考査

一　序說

特別制度に於ける權限及行政組織の地位

帝都に對し特別の自治制度を必要とするは既に本資料冒頭に之を述へたり。而して所謂特別制度は畢竟帝都の權限及行政組織等に於て特色を有するものにして其の稽査の範圍は頗る廣汎多岐に涉る、從て茲に此等諸考査を詳悉するの限りに在らすと雖主要事項の數種に付て略記を試みむ。

二　警察行政

首都警察の性質

首都の警察は一國の治安と緊密の關係あるを以て東京市に特別自治制度を

施行する場合に於ても警察組織の大綱には變改を加ふるの要なきか如しと雖行政警察の各部の事務に付分別して觀察すれは之を自治事務とするの可否に關し考究を要すと認めらるるものなきに非す、衞生、交通、建築及消防の如き卽ち是れなり。

衞生警察

衞生事務に付ては現に自治體に屬するもの尠からす、從て同一事件の處理に際し自治體と警察機關との間に權限上の區分明確ならす、或は處置上の連絡を缺く等の爲敏活適切の行動を採り得さるは從來の實例に於て屢見る所なり。故に此の點に顧み且衞生事務本來の性質か住民の自治自衞の精神に俟つもの多大なるに鑑みれは寧ろ之を一括して自治體に屬せしむるを可とせさるに非す、唯我國の現狀に於ては防疫事項の如く一般に强制力を用ゐること大にして特に全國的の連絡を要するものに在りては依然警察官廳に屬せしむるを便宜とするの感あると共に藥品、飮食物及飮食の用に供する器物取締の如きも警察官吏をして行はしむるの有效なるものあるは之を看過すへからす。

交通警察

所謂交通警察に在りては道路の管理及電氣軌道の經營と緊密の關係あり、從て此等の管理經營か自治體又は其の首長に屬する以上は關係警察事務亦之に隨伴して所屬せしむること極めて自然の數なるのみならす、交通整理の如きは其の效果を擧くるの途一に繫りて住民の訓練に在るを以て旁交通警察事務を總て自治に委ぬること必すしも不可なかるへし、唯同時に考慮すへきは示威運動其の他の多衆運動の如きものは屢政治的意味を存するを以て所謂政治警察と密接の關係あること是れなり、又普通の交通整理に付ても例へは自動車の速度及照明の取締、荷車の區域制限等の如きは强制の關係上警察官廳に屬せしむること却て實效を擧くる所以なりと思惟せられさるに非す。

建築物警察

建築物警察に付ては考究を要すること大なるものあり、東京市の如く組織的に都市計畫を遂行する場合には之と緊密の關係ある建築物警察は特に主務大臣の權限に留保するの要あるものの外之を自治體に屬せしむるを至當とすへしと雖、唯其の營業、汽機、汽罐の取締其の他危害豫防の事務と關聯するものに在りては警察官廳の手に收むること却て實情に適するものなしとせす。

消防警察

消防事務に付ては我國の沿革は寧ろ自治的に發達したるものなるに依り本來の性質上よりせは之を自治體に屬せしむるを至當とせむ、唯今日に於ける消防は科學的研究の結果に依る利器と組織とを有せさるへからさるか故に必す

や專務職の消防隊を組織せしむへく、彼の從來の如き自身番的消防組に一任して警察之を指揮監督するの制を墨守するを許ささるのみ。然るに東京市に在りては消防事務は夙に警視廳に屬することとなり、他の五大都市に在りても大正八年之を所管警察部の組織中に加ふることとなりたるか如く漸次官治組織の中に採り入れらるるに至れるは畢竟其の警察事務との關係最も緊密にして火災に際しては之と一體を爲して活動することを要するか爲なるへく、從て之を自治體の權限に屬せしむるの可否に付ては愼重に考慮するの要あり。

總括的觀察

要するに警察行政中前述したる種類のものは其の性質上又は實際の便宜上之を自治事務と爲すに適すへしと雖同時に我國の一般警察組織との關係及國情等よりする現制維持の主張にも亦相當論據の存するものあるを看過すへからす、故に之を自治體に屬せしむるには單に事務の性質より觀て截然たる區分を試むるの主義に出つることなく、其の事務組織及警察官廳との連絡共助等に充分の考慮を拂ひ以て遺漏なきを期せさるへからす、若し此の點に關する確固たる計畫なくして徒に警察行政の所屬變更を行はむか、啻に實績を擧け得さるのみならす弊害却て大なるの結果を見ることあるを思はさるへからす。

尙警察行政の組織を改むるものとするも之を自治體に移さす、自治體首長の權限に屬せしめ得ることを想像し得へしと雖是れ特別制度の問題と必至の關係あるものに非す。

三　議會の權能

議會の本質

議會の職務權限は特別自治制度の態樣如何に關らす團體の意思機關たることに於て何等の差異を來たすものに非さるへく、又現在の府會に於けるか如く權限狹少なるに至ることなかるへしと雖、其の執行機關との交涉關係等に付ては或は多少趣を異にするものあるは之を想像し得へし。唯考慮すへきは特別制度の結果として現行府參事會の廢止を見る場合に現に府參事會か訴願裁決等の機關として行動しつつある關係を孰れに移すへきかの問題なり、乃ち府參事會は㈠市會議員及區會議員の選擧人名簿、選擧及當選の效力に關する異議申立に付ての市會の決定に對する不服㈡公課に關する市の過料處分に付ての不服㈢市稅賦課に關する異議申立に付ての市參事會の決定に對する不服㈣公課等に關する市長の滯納處分に付ての不服を裁決し及㈤市長か再議に付したる

府參事會職權との關係

議決を市會、市參事會に於て改めさる等の場合に市長の請求に依り之を裁決し(六)市參事會成立せさる等の場合に市長の請求に依り其の事件を議決し、又府縣制に於ける議員選擧及公課等に關する異議申立竝訴願等をも決定又は裁決しつゝあるものにして此等を如何に制規するかの點考究を要するものなり。現行府縣制の規定に準して議會、副議決機關又は首長に對して適當に配屬せしむるに至るへしと雖、孰れにせよ苟くも行政爭訟の取扱及事務の議定をして輕卒ならしめさるに備ふることを肝要とせむ。

副議決機關

現行市參事會の如き副議決機關に付て現制を肯定すへきや否やは考慮を要する事案にして、或は其の構成に議會以外の選任者を參加せしめ、或は其の權限を多少廣汎にする等種々稽査に値すと認めらるゝものあり。

他の部門に附記したる議會事項

尙權限の問題に非さるも議會構成上に關して第五章東京都市計畫區域に關する諸調中各種議員及選擧權者の部(特に二二頁以下)參照を要す。

四　首長の權能

首長の本質

首長の職務權限は特別自治制度の態樣如何に關らす大體に於て現行市長と同しく單獨執行機關たるへきは殆と論なき所にして、彼の舊市制に於けるか如く執行機關を合議體と爲すの類は決して適當の策に非さるへし。

權能考査の要點

右の如く首長の權能は單獨執行機關たることを骨子とすへきものなりと雖其の細目に至りては、或は議會に對する關係に於て、或は專決處分の範圍に關し、或は吏員監督方法に關し各種考査の餘地を存すへく、更に國の事務を掌理するの點に付ても亦考究すへきものあらむ。然れとも此等は孰れにするも現制に比し特段の差異を見さるものにして其の特に研究すへきは卽ち特別制度の結果現行府知事の職權に屬するものの移付に關する點なり。

府知事の權能

現在府縣制上の府知事は(一)特定の場合に於ては府會の議決若は選擧を取消し(二)府會の停會を命し得る等の點に於て市長の權限と類を異にするものあり、又地方長官としての府知事は法律命令を執行し部內の國家行政事務を管理するの結果として(一)府令制定權(二)其の主務に付て府下の警察署長等を指揮監督するの權(三)所部奏任官の功過、懲戒の具狀及判任官以下進退、懲戒權(四)公共組合監督權等を有し(五)內務大臣の外吏に各省の主務に付て各省大臣の指揮監督を受くる等の點に於て固より市長と立場を異にす、此等は新たに樹立すへき制度

の内容如何に應し全部又は一部か帝都首長に移ることとなるへし。

以上要するに首長の權能として特に考査すへきものは現行市制の系統に屬せすして寧ろ府縣制及官制の系統に在りと謂ふことを得へし。

五　名譽職制度

議員

地方議會の議員を名譽職とするは自治の本義に基くものにして我國地方制度の上に於ても從來例外なく認められる所なるに依り何等變するの要なし、又議員の職務の爲要する實費辨償に關しても同しく地方制度の認むる所たると共に一般に實行せられつつあるもの（橫濱市か市會議員に對して從來何等辨償せさるは稀なる例とすへし）にして固より自治制度を如何に規定するに於ても適當なる費額及方法を以てする辨償は之を必要とすへし。

首長

地方自治の機關中首長に關しても亦名譽職の問題を生することあるへし。自治本來の理想よりせは團體の執行機關は其の意思機關と同しく名譽職たるへきものにして殊に帝都首長の如きは之を名譽職と爲すを以て却て適任者を迎ふる所以ならすとせす。然れとも其の事務頗る多端にして專務職として一身を捧くるに非されは或は治務を完ふし能はさるへし、故に此の間に處するに有給制及名譽職制兩者の適用を以てするを可とせむ、而して其の孰れを原則とすへきかは帝都の行政組織全般との關係を觀て定められるへきものなりと雖寧ろ有給制を原則とすること事宜に適せるならむか。東京市會に於て議定せる東京市制案は名譽職を原則とし條例を以て有給と爲し得ることの規定（本資料四八頁）とし、既述內務省都制案に於ては全然有給制たるの規定なるか如し。

其の他

以上記するものの外名譽職とすへき自治の機關は次項に述ふる現行市參與に關するものの如きを考へ得るのみならむ。

六　參與制度

現行市參與制

參與を地方職員制度に加へしは現行市制の始めて試みたる所にして其の特質は㈠市會直接の選擧に依る市吏員なること㈡名譽職たるを原則とし場合に依り有給吏員となし得ること㈢市の特別の事業を擔任することに在り。

特別事業管掌の方法

凡大都市の經營する各部の事業管掌者を如何に組織すへきかに關して考ふるに普通次の四種を出てさるへし。

(二)市長の任命したる市吏員之に當る。無任期。
(三)助役之に當る。
(三)市會の選擧(互選又は公民より選出)したる名譽職之に當る。有任期。
(四)市會の選擧又は選任したる有給職之に當る。有任期又は無任期。

特別事業管掌方法の長短

右は各特色を有すと雖我國の現狀に於ては其の孰れに依りて最も有能なる適任者を得らるへきか、今簡單に考査を試みむ。

先つ第一の方法に付て考ふるに市長の任命に係る吏員は任期なきか故に終身其の事業に任するの覺悟を有し市會の勢力關係等に直接煩はさるるを欲せさる者を得るの途なるへしと雖、其の地位助役の下に在る普通吏員なるを以て必すしも有能練達の士を求むるに適すと謂ふへからす。

次に助役を以て事業管掌者と爲す場合を案するに、助役は任期あり、市會之を選任すと雖市長の推薦に依るものにして其の職務は市政全般に亘るか故に市務の統一を得る見地よりして寧ろ便利とすへく、且上述第一の缺點なきを以て觀念上不可なるを認めす。然れとも我國今日の實際に徵すれは、助役は市長と進退を共にし其の在任短きを常とするか故に更迭頻繁を不可とする特別事業の管掌者としては必すしも最上のものに非さるへし。

第三の方法は市會の勢力關係に累せらるることなきを保し難く、且其の互選に依るものは英國流の立法部と執行部とか同一の勢力に歸する自治觀念の發達せる場合には適當なるへしと雖我國の實情に適するものと認め難し。其の公民中より直接選擧するものに付ては事業の種類に依りては必すしも不當ならさるへしと雖複雜煩瑣なる事業の管掌者を得るの方法としては適當ならす。蓋市の事務を擔任管掌するの餘裕ある者にして或は熱誠なる公共心より、或は其の職に在るを名譽とするの觀念より懌むて之に當り、專心業績を擧くると謂ふか如きは我國の實情としては必すしも常に見らるるの事柄に非さるへし。

我國に於て名譽職市參與を置くの制あるものは後にも揭くるか如く東京、京都の兩市にして横濱市は曾て存せしも既に廢制し、京都市に於ても實際には久しく現職なきを以て東京市の養育院事務に付て存するを唯一の事例とすへし。是に依て考ふるも本制度亦缺點を藏するものと謂ふへけむか。

終に第四の方法は第一の如く練達の士を擧け得さるの缺點なく、又市長と進退を共にすること助役の如くならさるを以て比較的良策とすへく、且現制度上

の有給市參與と同しく其の任期を定むることを得へく又は之を無任期と爲し得るに於ては原則として此の方法最も可なるか如し。

特別事業管掌方法の主義

而して以上の方法は之を概觀して市會中心なるものと市長中心なるものとに分つことを得へし。市會か互選したる者之に當るは市會中心の方法にして自治の組織か立法部と執行部と同一に歸すへき傾向を有する場合に於ては或は巧に行はるへきものなるへし。普通吏員の資格に於て採用するは最も市長中心の方法なるへく、助役をして之に當らしむるは之に次ての市長中心の方法たるへし。公民中より選出したる參與をして管掌せしむるは市會中心のものに近く、有給參與をして之に當らしむるは兩者の中間に位する方法なるへし。

我國に於ける實際の狀況は末記の如く普通吏員をして之に當らしむるの方法を採るもの比較的多し、是れ我國に在りては執行部の編成か市長中心の傾向を有するものと謂ふを得へく、從て特別自治制に於て事業管掌者の選任方法を定むるに付ては此の事情を充分考慮するを要す。今此の點を考慮して前記四方法を比較すれは「參與は任期長き或は任期の定めなき助役と其の實質を同うするを最も適當とす」との結論を得らるるものと思料す。或は之に對して參與の

現行市參與制の缺點

如き市の高級機關を定むるに市長と任期を同ふするは可なるも、之に比し任期の長きもの若は終身職を市長の推薦に俟たしむるは妥當ならすとの論あるへし。然れとも市長の推薦に依ると謂ふも之を選任するの決定は市會の爲す所たるを以て此の論必すしも有力なりと謂ひ得さるへし。

更に就任及退職に關して案するに現行市參與の如く就任に付て內務大臣の認可を受くるに拘らす其の退職に何等の手續を要せさるは果して適當なりや否や、其の名譽職たる場合には名譽職の性質上或は之を是認し得へしとするも有給吏員に付ては多少の支障を見ることあるへし。

總括的觀察

前來述へたる所に依り市殊に我國の大都市の實情に照して考ふるときは其の複雜多端なる事業の擔任管掌者は名譽職を不可とせさるも多くは市長の推薦に依り市會の定むる有給市參與の制度に依りて之を得らるるに非さるか。

都制案に於ける都參與及現行市參與の權限

尙大正十一年二月內務省より或一部に內示せられたる都制案の成文に於ては都參與は㈠名譽職とし有給を認めす㈡公民中より都會直接に選擧して內務大臣の認可を受くへく㈢任期は之を付せす㈣職務權限は都の經營に屬する特別の事業に參與することの規定なりと仄聞す。此の是非に付ては前述する所

に照應して自ら之を判斷し得へきも所謂事業に參與すとは如何なる關係を指すものなるか必すしも明かならす、或は現制市參與權限に於ける事業擔任の解釋に比し更に一層の疑義を生することなきか。現行市參與の權限に關しては市長其の他の市吏員との關係、會計上の地位等に付て疑問の生せしこと從來尠からす、今參考の爲此の點に關する行政實例を揭けむ。

擔任事業ノ執行ニ關シテハ總テ市參與ニ於テ其ノ名義ヲ以テ爲スヘキ儀ナルモ收支豫算、使用料條例等議決事件發案、許可竇請ノ如キハ該事業ノ爲ニスルモノト雖擔任事業ノ執行ニアラサルヲ以テ市參與ノ名義ニ於テ之ヲ爲シ能ハス又其ノ名義ヲ以テ執行スルモノト雖市長ノ指揮監督ヲ受クヘキハ勿論ナリ。（大正三年地方局長）

我國都市の特別事業管掌狀況

終に我國都市の特別事業管掌の狀況を見るに其の擔任掌理の爲市參與を設くるの規定あるは東京市に養育院事業擔任のもの名譽職、電氣事業及社會事業各擔任のもの孰れも有給職、京都市に水利、水道及電氣事業擔任のもの名譽職、大阪市に電氣事業擔任のもの有給職の五名なるも現存のものは東京市の養育院事業及電氣事業擔任の二名にして他は孰れも久しく缺員中なり。以上三市に於ける市參與擔任以外の特別事業及其の他各市に於ける諸種の事業卽ち上下水道、社會的施設、電氣、瓦斯、港灣、都市計畫等の事業は市長の任命に係る普通の吏員を以て管掌の任に當らしめつつあり。

七　監督制度

他の部門に附記したる監督制度事項

帝都特別制度の實施を見る場合に於ては其の監督作用亦一般の例を以てすへからさること言を俟たす。監督制度の中現在の第一次監督官廳たる府知事との關係に付ては第七章東京府と帝都との關係中に之を述へたり、卽ち帝都に對する監督は現制に於けるか如き地方機關を介入せしめすして中央官廳の直接監督と爲すに適すへく、殊に帝都をして府縣と同一の地位に立たしむることとせは更めて特殊の制度を設けさる限り必然に斯の結果に至るへきものとせり。

監督制度考査の要點

假に前述の所見に從ひ帝都に對する監督か中央官廳のみに依りて行はるるものとする場合に其の監督の範圍及形式を如何に定むへきかは別に考究すへき事案にして、或は現在第二次監督機關に屬する監督作用の範圍及形式に對し增減變更あるへきと共に現在第一次監督機關に屬する監督作用中中央官廳に移すへきもの亦適當なる範圍を定むへく、更に監督處分に對する救濟手段に付

ても規定せらるる所なかるへからす。而して就れにするも監督權の行使は自治を侵犯し行政の暢達を妨くるか如きことなきを旨とすへきは固より言を俟たすと雖、其の帝都なるの故を以て國家か特別の處遇を爲すに伴ひ之か爲に必要なる關與を試むるは當然とすへし、從て特別制度樹立に伴ふ監督作用は制度全體の關係上現制に比し或は却て嚴密廣汎なるに至るやも亦測るへからす。

現行監督制度

現制に於ける監督の態樣は議會の解散命令、事務及出納檢閲、職務管掌、各種の下命及取消命令、强制豫算、吏員懲戒、各種の許可及認可等にして此等は自治制度の如何を問はす齊しく必要なる監督作用たるを失はすと雖、許可及認可の範圍に付ては新制樹立に際し相當考慮を要するものあらむ。茲に其の考査資料として市制及其の關係法令に基く市行政上の要許可及要認可事項中の主なるものを列擧し尚便宜府縣制及其の關係法令に基く府行政に關するものをも附記せむに大凡左の如し（即ち市制及府縣制を主點とするものなるか故に道路法、河川法、都市計畫法其の他の特殊法規に基くものをも含ます）。左記に依りて知る如く現在市行政に關して府知事の許可を要する事項は比較的多からさるも、是れ既揭（一二頁）の如く大正十一年第四十五議會に於て特別制度の先驅とも目すへき六大都市行政監督に關する法律の通過に基き大正十一年九月勅令第四百二十四號を以て六大都市行政事項中府縣知事の許可を要するものの大部分を不要許可事項としたるか爲にして其の以前に在りては稍廣汎なる範圍に於て監督を受けたるものなり。

市行政に關する大臣の許可事項

(甲)市行政に關し內務大臣又は內務、大藏兩大臣の許可、認可を要する事項

㈠市の名稱變更の件

㈡府知事の許可を受くへき以外の市條例設定及變更の件

㈢學術上又は歷史上の貴重物件處分及變更の件

㈣府知事の許可を受くへきもの及減債、減利率以外の市債に關する件

㈤府知事の許可を受くへき以外の國稅附加稅制限外賦課の件

㈥市長の任期中退職の件

㈦市參與就任の件

市行政に關する府知事の許可事項

(乙)市行政に關し府知事の許可、認可を要する事項

㈠或種の市條例設定及變更の件

㈡或種の市債に關する件

㈢價格十萬圓以上の不動產處分の件

(四)三年度を超ゆる繼續費の件
(五)國稅の附加稅を法定制限率又は制限額の百分の五十迄制限外賦課の件
(六)助役、收入役及副收入役の就任、助役の任期中退職及收入役故障代理の件
(丙)府行政に關し內務大臣又は內務大臣の許可を要する事項
(一)解散後初回の府會に付特別會期を定むるの件
(二)學術上又は歷史上の貴重物件處分及變更の件
(三)或種の使用料設定及變更の件
(四)價格二萬圓以上の不動產處分の件
(五)支出總額三十萬圓を超ゆる繼續費の件
(六)元本總額二十萬圓を超ゆる府債(多少の例外規定あり)の起債、利率、償還方法等の件
(七)營業稅及雜種稅に特別課目を加ふるの件
(八)國稅の附加稅制限外賦課の件
(九)府會議員選擧區區分の件
(十)府會、市部會及郡部會議決事件分別の件
(十一)島嶼と所屬本地との經濟分別の件

府行政に關する許可事項

(十二)府會議規則の件

第十一　帝都の財政制度に關する考査

一　序說

特別制度に於ける財政制度の地位

帝都特別制度の內容か財政上に付て特色を有すへきものたるは旣揭權限及行政組織の關係と地位を同しふせむ。

市財政等の現況

東京都市計畫區域內市町村の財政事情及東京府經濟の現況は第五章、第七章及第八章に記述したるか如くにして地方財政は一般に梗塞の狀態に在るに加へて東京市は特殊なる都市としての質量に促さるる財政上の按排頗る困難なるものあり、到底現制の如き全國劃一的の方法を以て之を律すへからさるや殆と論を須ひす、乃ち此の際何等かの特別制度を樹立するに非されは竟に帝都行政の目的を完ふし得さるに至るへし。而して其の制度は各方面の事件と關聯して愼重に考査すへき問題に屬し、或は稅制の根本體系に變更を加へ、或は國費との關係を明確に規定し、或は起債上に特別の處遇を爲す等各種の點に於て適切に制規するを要せむ、今其の一二に付て

財政制度考査の要點

考査を試むへし。

二　國家の地方費負擔關係

現行制度上の地方稅負擔關係

現在我國の制度に於ては國家として地方稅を負擔すへき場合全然存せす、外國の實際も亦其の例尠きか如し。然れとも是れ現狀偶斯の如きに過きすして理論上よりせは國家か何等かの形式に於て地方稅の負擔に任すへきは强ち理由なき事柄に非す。

市内に於ける官有財産官業等の關係

國家か地方稅を負擔すへしとの根據に付ては從來專門家の間に論議せらるる所なるか故に茲に贅せさるへしと雖其の東京市の實際に關して一言せむに、國は東京市の區域内に莫大なる官有地と多數大規模の建築物とを有し更に種々の企業を經營す、從て東京市は尠からさる稅源を失ひつつあること一般都市の比に非さると共に此等官有財産及官業等の關係よりする市費の負荷も亦多大なるものあり。故に此等に付て國か私人と同しく地方稅分擔の趣旨に基き或は御料地の地租附加稅相當額下賜等の事例をも參酌して適當なる制度の下に經費を助くるの方途を講せむことは極めて必要の事案たるを信す。今此の點の考査資料として市内官有土地の狀況を見るに宮殿地、皇族賜邸地及道路、河川、公園其の他直接公共の用に供する種類のものを除き凡そ三百十萬坪を存す、此の面積は市内民有地總面積に對し二割餘の比に當るを以て其の如何に市財政に影響しつつあるかを察するに足らむ。

政費分擔制

以上は擔稅關係に於て地方費を負擔するの事項たるも別に政費分擔に付ても亦國の參加を必要とするものあり。乃ち東京市は一般地方團體と同しく從來國庫より數種の事業費補助を受けつつあるも、既に國と帝都との關係頗る緊密にして普通自治體の例を以て律すへからさるものとせは補助制の如き性質不徹底にして實際運用上に支障を生し易き方法に代ふるに現行警察費聯帶支辨制に準したる國庫分擔制を採用することの極めて適切なるを信せすむは非す。固より聯帶すへき費用の種類及分擔の方法等は愼重に考慮し、其の分擔の範圍を國家的價値の大なるもののみに限るへきと共に分擔金支出方法及關係事業に對する國家の關與手段等亦行政の圓滿敏活を期するを要旨として適當に規定せらるへきなり。今參考の爲大正十一年度に於て東京市の受くへき國庫補助金及交付金等豫定額を列擧し尚便宜東京府の受くへき豫定のもの

に關しても之を掲けむ。固より純然たる補助の性質を有するもののみならずして或は徴税交付金の如き或は國と地方團體との聯帶費分擔額の如きをも含むものなるを知らさるへからす。

東京市の受くへき國庫補助等豫定額表

市に對する國庫補助表

補助種目	大正十一年度豫定額	法令又は指令の補助割合	基本法規
義務教育費國庫下渡金	二三五、〇〇〇円	割當	市町村義務教育費國庫負擔法
國稅徴收交付金	七二二、〇〇〇	徴收金額の百分の三及令書一通當二錢	國稅徴收法
皇城外原地經費補給金	一九、〇〇〇	定額	從來の慣行
葛居留地經費補給金	一、〇七二	同	同
外國人墓地經費補給金	八九	同	同
實業教育費補助金	三〇〇	割當	實業教育費國庫補助法
路面改良費補助金	一、一〇一、〇五九	十二分の五	道路法
上水道擴張費補助金	四九五、〇〇〇	四分の一	—
下水道改良費補助金	一、四四五、八一七	三分の一	—
療養所費補助金	一一四、一二三	創設的經費は二分の一、其の他は四分の一	結核豫防法
職業紹介所費補助金	三三、三七七	創設的經費は二分の一、其の他は六分の一	職業紹介法
計	四、一六六、九三七	—	—

府に對する國庫補助表

補助種目	大正十一年度豫定額	法令又は指令の補助割合	基本法規
警察費下渡金	八、六〇一、九〇九円	十分の六	明治二十一年勅令第六十一號府縣警察費に對する國庫下渡金の割
警察費補助金	五、八八一	定額	從來の慣行
土木費補助金	二、〇八九、八七一	原則として國道費二分の一、府縣道費三分の一、河川費二分の一	道路法及河川法
衞生及病院費補助金	五一、六四四	種別に應し六分の一乃至二分の一	傳染病豫防法、癩豫防法、トラホーム豫防法及結核豫防法等
實業補習教育費補助金	一一、六〇〇	割當	實業教育費國庫補助法
教育費補助金	一〇六、五四二	行旅病人費は定額、精神病院費は六分の一	行旅病人及行旅死亡人取扱法並精神病院法
勸業費補助金	三八、五七五	種別に應し割當又は半額以内	蠶絲業法、道廳府縣種畜場補助金交付規則等
感化院費補助金	三、八七七	創設的經費は二分の一、其の他は六分の一	感化法
河川改良工事附帶工事費補助金	二一、〇五六	三分の二	河川法
砂防工事費補助金	二四、四二三	同	砂防法
市町村傳染病豫防補助費補助金	一五、一三三	六分の一	傳染病豫防法、トラホーム豫防法

一　本表の金額か第五章東京都市計畫區域に關する諸調中財政の部附屬第二表の下渡金及備考第六所揭の國庫補助金合計額に符合せさるは本表に於ては國稅徴收交付金及特別會計所屬の上下水道補助金を加へたるか爲なり。

東京府の受くへき國庫補助等豫定額表

補助種目	大正十一年度豫定額	法令又は指令の補助割合	基本法規
勸業補助費補助金	一、七五〇	割當	公有林野造林奬勵規則
社會事業補助費補助金	六、六一七	感化院補助費補助は六分の一、隣保事業補助は定額	感化法等
都市計畫事業費補助金	三〇、〇〇〇	三分の一	道路法
河川改良工事附帶工事費負擔金	八九、四三	三分の二	道路法
計	一一、〇九八、三二一	——	——

一　本表補助種目の內譯は第八章東京府費分別に關する考査中に收めたる市郡連帶歲入出及郡部歲入出の各分別計算表竝其の分別說明に明かなり。

二　本表の金額は前記分別計算に供用したるものの外更に市部歲入に屬する分を加へたるものなり。

三　起債に對する處遇

由來地方債は特に嚴重なる監督を受くると共に國債發行及其の市價維持等に關する政府の方針に影響せらるること多く、他面には地方團體財政力の關係竝地方債券流通の限地的なる事實とは多額の起債を爲すに甚たしき困難あるを常例とするか故に、旁所要の起債を豫定の如く遂行せむことは實に容易ならざる事案とす、況や東京市の如き年々多大の起債收入を必要とするものに在りては之か爲事業上に蒙る影響頗る甚大にして眞に寒心すへき實狀に在り。

地方債發行等の困難

地方債地位向上の條件

地方債の募集及條件等を有利ならしむるには先つ以て之か障碍となるへき前記諸事項の排除に俟つへしと雖一朝にして其の完成を見むことは尠くも現時の經濟組織に於て至難の業たるを失はす。然れとも帝都構成の事業に投すへき起債に付て國家か相當殊遇の途を講するの要あるは序說に述へたる如くにして茲に再言を須ひさるへく、而して其の方法及程度等に至りては種々考慮すへきものあるへしと雖大體國債の例に準して取扱ふか如きは別段の困難を伴はさる事項にして而かも起債遂行上に多大の便益あり、更に其の發行方法に特權を附與するの類も亦適當なる處遇手段たるを思はすむは非す。

帝都債殊遇の必要と其の方法

現在市公債發行條件

現在東京市債は既揭（二九九頁及三〇〇頁）の如く一億五千五百五十餘萬圓の巨額にして其の利率は最高六分を出てさるか故に利子條件としては必すしも不利ならさるの觀あるも、既に一言したるか如く（三〇六頁）右各公債は低利資金借入のもの百四十八萬圓を除き孰れも額面以下發行の方法に依るのみならす、別に引受手數料として支拂ふものを存すへきに依り旁發行者側の實際利廻は相當高率なるに至るものにして、今試に各公債の發行價格を表示し且之に依る中間利廻を算

定するに左の結果を示す。

市公債發行價格利廻表

東京市公債發行價格及利廻表

公債種別	發行價格（額面百圓に付）	年利率	利廻（据置期間經過後の中間に償還のもの）
事業公債	九十六磅半	五分	五分四厘
電氣事業公債	九十三磅半	同	五分七厘
	九十二磅	同	五分六厘
い號電氣事業公債	九十三圓五十錢	同	五分八厘
ろ號電氣事業公債	九十圓以上	五分五厘	五分九厘
電氣事業短期公債	九十四圓	六分	（九十四圓として）六分七厘
電氣事業第二回短期公債	九十三圓	同	八分五厘
上下水道公債	九十二圓五十錢	五分	九分
上下水道短期公債	九十七圓廿五錢	六分	六分

募債實績より推す將來の起債處理

前表中外國債（磅又は法を以て表示せるもの）の如きは姑く別とし、其の短期のものに在りては之か利廻如何の問題以外に更に長期債に借替ふるか爲の不利と危險とを藏すること大なるものあり、而かも斯の如きを以てせるに拘らず現在各公債は孰れも容易ならさる苦心の下に處理せられたるものにして、若し現に許可濟に係る未發行額一億數千萬圓及引續き計畫せらるへき鉅大なる各種起債の實行を如何に處辨すへきかに想到するときは何人も憂慮に堪へさるものあるへし。

帝都債を國債に準せしむるの點

帝都の公債をして國債に準せしむるの途は其の證券に付て或は見返擔保品として指定し、或は第二種所得稅を免除し、或は政府に對する保證納入品に指定するの類にして、或は見返擔保品としては大都市の公債は實際上採用せられつつあるやに仄聞するも未た以て國債の如く明瞭圓滑なるを得す、乃ち孰れも特別處遇の途を開きて其の募集及流通を全國的にするの急務なるを認む。

帝都債特別發行方法

更に帝都の公債に對しては割增金附債券發行の方法及國債との併合發行等のことをも考慮すへし固より兩方法共に利弊相伴ふを免れすと雖外國の實例に徴し又我國の現狀に稽へ敢て不可なかるへきを信す。

第十二　東京市の區

一　序　說

一般の區との比較

東京市の區は單なる財產區又は單なる市の處務便宜の爲の區に非ざること勿論なると共に、同しく市制第六條の市の區たる京都、大阪兩市の區に比し尙且狀態を異にするものあり、此の差異は帝都特別自治制の問題を考察する上に極めて重要なる關係を有するを以て之か沿革及現況等に付大體の記述を爲さむ。

二　沿　革

當時の區

舊幕時代より明治初年に至る間の江戸及東京自治政上には現在の區政に當るもの存せず、他の地方と同しく單に寺社、町家、職業等を基礎とする自治を見しのみ、其の現時の如き區の狀態を形つくるに至りしは明治十一年の郡區町村編制法制定の時に在り。卽ち此の時を以て階級、生業等に基礎を置く橫斷的自治か地區を基本とする縱斷的自治に變更せるものと謂ひ得へし。

郡區町村編制法第四條には「三府五港其他人民輻湊ノ地ハ別ニ一區トナシ其廣濶ナル者ハ區分シテ數區トナス」とあり、乃ち其の後段に依り東京府內は十五區に劃せられ、區長以下の任命、區役所の設置及區會の開設あり、獨立の法人として特別の財產を所有し自己の費用を以て營造物を經營する等の能力を認めら

特別市制施行後の區

れたるなり、小學校の經營は當時に在りても區行政の主たるものなりしこと言を須ひす。

明治二十二年に所謂特別市制か三都に布かるるや、右三都には從來の區を存することを明定し、次て明治三十一年三都も亦普通市制の適用を受くるに及ひ前記特例法規を廢すると共に市制中に「三都ニハ從來ノ通リ區ヲ存ス其ノ區ハ財產營造物ニ關スル事務其ノ他法律命令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理ス」る趣旨等數項を加へらる。更に明治四十四年現行市制の實施せらるるや、其の第六條に於て「勅令ヲ以テ指定スル市ノ區ハ之ヲ法人トス其ノ財產及營造物ニ關スル事務其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理ス」と規定し、別に勅令を以て東京、京都及大阪の三市を指定し且區に關する詳細の規定を設く。

上來述ふる所に依りて知る如く三都の區に對する法規は區を認識すること漸次明確の度を加へ來れりと謂ひ得へし。乃ち郡區町村編制法に於ては法人格の有無、從て其の行動範圍等必すしも明瞭ならす、特別市制に於ても單に從來の區を認むと謂ふのみ、特別市制廢止の時に及ひ始めて區の權限明かなるものあり、現行市制に至りては更に區の法人格に關して疑義なからしむる字句を加

へたるに依り區の性質能力等玆に全く闡明なるに至れり。

區の法人たることは假令明文の存せさる場合に在りても一般に之を認められたるものの如く偶其の行政作用か小學校の設置維持に偏し他の一般的公共事務に及はさりしか爲團體の本質明瞭ならす、從來種々の解釋行はれしは三都の區共通の現象たり。

三　現　況

區域

市內十五區の區域は大正九年豐多摩郡內藤新宿町を四谷區に併合したるこの外孰れも舊來のものに依る。其の面積、世帶及人口左表の如し。

區面積戶口明細表

區面積及戶口明細表

區名	面積	世帶	人口	區名	面積	世帶	人口
麹町	二、五一六、六三坪	一一、五六一	六五、六九三	牛込	一、五八六、三六四坪	二五、七九三	二六、二六二
神田	九四九、七七六	二八、九七一	一五一、九九〇	小石川	一、九八一、六六一	三一、六九七	一四六、四〇七
日本橋	九一〇、七七六	三一、一九九	一二六、四一五	本郷	一、四五五、五五一	二七、一七七	一二五、五七三
京橋	一、四五一、〇七八	二六、七〇〇	一四三、九七七	下谷	一、四九八、六〇七	四二、三二九	一八三、一八六
芝	二、七九五、二七〇	三六、八四八	一七九、二四	淺草	一、五七六、一〇八	五八、五七〇	二五六、四一〇
麻布	一、一六七、六四	一八、八二八	八八、五五八	本所	一、九六一、一〇八	五七、〇四四	二五六、二九九
赤坂	一、二九三、八五五	一一、四九八	六三、二三三	深川	二、五九二、七三	四〇、一九一	一八一、二五九
四谷	九六〇、五五三	一五、五一〇	七〇、二七	計	二四、七三八、二四	四五六、八一六	二、一三、一〇一

一、本表は第五章東京都市計畫區域に關する諸調中面積及戶口の現況の部(九二頁)東京市の欄に揭けしものの內譯に當る。人口密度は同頁(九八頁)に揭けたり。

區の事務

區の事務か主として小學校の設置維持に在るは既述の如し、其の以外の事務としては實業補習教育及幼稚園に關するもの等を擧くへし。現に經營の學校數は尋常及高等小學校百八十五、實業補習學校四十六、幼稚園十六なり。

區の事務及區會の組織等に關しては總て明治四十四年九月勅令第二百四十四號の規定する所に係る、區會議員定員は現在五百八十八人とす。

區事務の狀況及之に伴ふ財政事情を明かならしむる爲左に大正十一年度豫算を揭くへし。

區歲入出表

區歲入出表

歲　入

區名	財産より生ずる収入	使用料	府補助金	寄附金	財産賣拂代	繰越金	市税	其の他	計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
麹町	一、八四七	一二、一二六	三三〇	三一〇		二五、三〇〇	六三、一四〇	二、一六四	一一四、四一七
神田	三、三〇五	四二、一三三	六九五	一、〇〇〇	—	一五、〇〇〇	一三一、九三〇	三、三二八	一九七、四八〇
日本橋	七九五	四七、九八〇	六八五	一〇	—	五、〇〇〇	一九三、九五五	一、二一一	二四九、六三六
京橋	九八八	五六、八六六	七〇〇	—	—	一〇、〇〇〇	一三八、八四七	二、三五〇	二〇八、八三一
芝	五、七三五	五四、一二五	六三六	—	三五、〇〇〇	八、〇〇〇	一八九、五三六	一、二四一	二九四、二四四
麻布	三九四	二七、九三一	二〇〇	—	—	一三四、三〇〇	九七、五一七	一、〇三九	二六一、二八一
赤坂	二、五一八	一九、五四七	三三〇	—	—	一〇、〇〇九	四九、六一六	一、五二三	八三、五四三
四谷	四、三六	三一、八一〇	一、一〇〇	一〇〇	—	三、〇〇〇	九八、一六六	九六五	一三九、七一七
牛込	—	三六、三〇〇	一一三	五	—	二八、九四八	八一、一八九	二、一九一	一四八、七五六
小石川	—	四六、一一〇	一三〇	—	—	八、〇〇〇	八五、一四九	一、三九三	一四〇、九九三
本郷	—	五一、三〇五	四二五	—	—	五、〇〇〇	一九九、〇四六	三、二八八	二三九、〇四四
下谷	三、七四七	六三、七三六	一四五	—	—	一〇、〇〇	一八六、七〇二	一、八六二	二六〇、二六五
浅草	二、三五五	六七、六六八	一九一	一	—	二六、一一七	二一七、二九八	三、一八八	三一五、六三九
本所	三、八四三	八八、五四五	五〇〇	—	—	一一、九七一	一六二、六六一	二五七、〇五三	三五七、九〇〇
深川	五二	六四、六四五	二五〇	—	—	一三、三六六	一六二、四三〇	三五、八九八	三三一、八六一
計	三〇、三六	七一八、三五九	六、六二九	一、五三六	三五、〇〇〇	一四四、一一	二、〇三二、〇二一	三九、八九八	三、三三、七二一

區名	種別	役所費	會議費	小學教育費	補習教育費	財産費及諸税負擔	基本財産等造成及其繰戻費	借入金費	補助及寄附金	其の他	豫備費	計
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
麹町	経常部	八五三	五、四〇四	八五、三二七	七、二八五	七、三五三	四、三一八	—	—	一、九五九	三、四九四	一〇九、六七五
	臨時部	—	—	二、〇九九	—	—	—	—	—	—	—	六、三一七
	計	八五三	五、四〇四	八七、四二六	七、二八五	七、三五三	四、三一八	—	—	一、九五九	三、四九四	一一六、〇〇二
神田	経常部	五六〇	五、四一三	一二、八五九	二六、三九六	一九、一八〇	六、七四四	—	—	八〇〇	六、四七一	一八、七一〇
	臨時部	—	—	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三、四〇一
	計	五六〇	五、四一三	一三、八五九	二六、三九六	一九、一八〇	六、七四四	—	—	八〇〇	六、四七一	二二、一一一
日本橋	経常部	四四九	三、六八九	一三、五九二	二九、〇五八	三三、九八八	二八、六九九	一〇、五九八	一、一一六	四、五五〇	一一、五四七	一〇九、六七五
	臨時部	—	—	九、七一四	—	—	—	—	—	—	—	六、三一七
	計	四四九	三、六八九	一四、四七六	二九、〇五八	三三、九八八	二八、六九九	一〇、五九八	一、一一六	四、五五〇	一一、五四七	一一六、〇〇二
京橋	経常部	九七一	六、六三三	一二、〇九六	三四、七三五	一六、六八五	六、六六	—	八〇〇	四、五五〇	一一、五四七	一一六、〇〇二
	臨時部	—	—	二、〇九九	—	—	—	—	—	—	—	六、三一七
	計	九七一	六、六三三	一四、一九五	三四、七三五	一六、六八五	六、六六	—	八〇〇	四、五五〇	一一、五四七	一二二、三一九
芝	経常部	一、三二一	八、五九六	一三、一九二	三四、七三五	一六、六八五	六、六六	—	八〇〇	四、五五〇	一一、五四七	一二二、三一九
	臨時部	—	—	八、九三六	—	—	—	—	—	—	—	六、三一七
	計	一、三二一	八、五九六	二二、一二八	三四、七三五	一六、六八五	六、六六	—	八〇〇	四、五五〇	一一、五四七	一二九、二三六
麻布	経常部	五五六	三、七〇二	一二、八五九	二六、三九六	一九、一八〇	六、七四四	—	一、一〇〇	三、〇〇一	一一、一一三	一〇九、六七五
	臨時部	—	—	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三、四〇一
	計	五五六	三、七〇二	一三、八五九	二六、三九六	一九、一八〇	六、七四四	—	一、一〇〇	三、〇〇一	一一、一一三	一一三、〇七六
赤坂	経常部	三五四	二、三五九	八、二四五	一六、七四五	一一、九七一	四、二四四	—	一、一〇〇	三、〇〇一	一一、一一三	一〇九、六七五
	臨時部	—	—	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三、四〇一
	計	三五四	二、三五九	九、二四五	一六、七四五	一一、九七一	四、二四四	—	一、一〇〇	三、〇〇一	一一、一一三	一一三、〇七六
四谷	経常部	三〇二	二、〇〇六	七、〇三一	一四、三四九	一〇、一七一	三、六三三	—	一、一〇〇	二、七四五	一〇、九七一	一〇九、六七五
	臨時部	—	—	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三、四〇一
	計	三〇二	二、〇〇六	八、〇三一	一四、三四九	一〇、一七一	三、六三三	—	一、一〇〇	二、七四五	一〇、九七一	一一三、〇七六

區名	種別	役所費	會議費	小學教育費	補習教育費	財産費及諸稅負擔	基本財産等造成及其繰戻費	借入金費	補助及寄附金	其の他	豫備費	計
牛込	經常部	六四六	三、一二五	七四、三三八	三、一七三	一七、七三六	一、四四六	三一、四三七	五、四五〇	三一	五、七一〇	一四四、七八五
	臨時部	六四六	三、一二五	八六、四〇八	三、一七三	一七、七三六	一、四四六	三一、四三七	五、四五〇	三一	五、七一〇	一四四、九九三
	計	一、二九二	六、二五〇	一五一、七四六	六、三四六	三五、五四二	二、八九二	六二、八七四	一〇、八九〇	六二	一一、四二〇	二八九、七七八
小石川	經常部	七五三	三、九五四	八二、一三〇	五、七六二	一三、六六八	一、四四六	三一、四三七	八、八五〇	一〇一	三、七三一	一〇九、一〇五
	臨時部	七五三	三、九五四	八二、一三〇	五、七六二	一三、六六八	一、四四六	三一、四三七	八、八五〇	一〇一	三、七三一	一四〇、五八
	計	一、五〇六	七、八五八	一六四、二六〇	一一、五二四	二七、三三六	二、八九二	六二、八七四	一七、七〇〇	二〇二	七、四六二	二四九、一六三
本鄉	經常部	五九七	三、〇二五	一一八、一一八	八、〇八四	二五、四〇〇	六三、一七六	二、五七〇	一二、〇八〇	一、一七〇	七、九一三	一七九、二一〇
	臨時部	五九七	三、〇二五	一一八、一一八	八、〇八四	二五、四〇〇	六三、一七六	二、五七〇	一二、〇八〇	一、一七〇	七、九一三	一七九、二一〇
	計	一、一九四	六、〇五〇	二三六、二三六	一六、一六八	五〇、八〇〇	一二六、三五二	五、一四〇	二四、一六〇	二、三四〇	一五、八二六	三五八、四二〇
淺草	經常部	三、一三八	一三、四九二	一五一、五六三	一〇、三五八	四一、七一三	九一、五八八	三一、四三七	五、四五〇	三一	五、七一〇	一四九、九二三
	臨時部	三、一三八	一三、四九二	一五一、五六三	一〇、三五八	四一、七一三	九一、五八八	三一、四三七	五、四五〇	三一	五、七一〇	一四九、九二三
	計	六、二七六	二六、九八四	三〇三、一二六	二一、七一六	八三、四二六	一八三、一七六	六二、八七四	一〇、九〇〇	六二	一一、四二〇	二九九、八四六
下谷	經常部	二、〇一九	八、三一五	一八、一一八	八、〇八四	二五、四〇〇	六三、一七六	二、五七〇	一二、〇八〇	一、一七〇	七、九一三	一七九、二一〇
	臨時部	二、〇一九	八、三一五	一八、一一八	八、〇八四	二五、四〇〇	六三、一七六	二、五七〇	一二、〇八〇	一、一七〇	七、九一三	一七九、二一〇
	計	四、〇三八	一六、六三〇	三六、二三六	一六、一六八	五〇、八〇〇	一二六、三五二	五、一四〇	二四、一六〇	二、三四〇	一五、八二六	三五八、四二〇
本所	經常部	五九七	四、三五五	一一二、〇五二	一六、一五六	一七、一三五	二七、一四〇	二、五七〇	一二、〇八〇	一、一七〇	七、九一三	一七九、二一〇
	臨時部	五九七	四、三五五	一一二、〇五二	一六、一五六	一七、一三五	二七、一四〇	二、五七〇	一二、〇八〇	一、一七〇	七、九一三	一七九、二一〇
	計	一、一九四	八、七一〇	二二四、一〇四	三二、三一二	三四、二七〇	五四、二八〇	五、一四〇	二四、一六〇	二、三四〇	一五、八二六	三五八、四二〇
深川	經常部	一、一四〇	四、一五五	一一八、一一八	八、〇八四	二五、四〇〇	六三、一七六	二、五七〇	一二、〇八〇	一、一七〇	七、九一三	一七九、二一〇
	臨時部	一、一四〇	四、一五五	一一八、一一八	八、〇八四	二五、四〇〇	六三、一七六	二、五七〇	一二、〇八〇	一、一七〇	七、九一三	一七九、二一〇
	計	二、二八〇	八、三一〇	二三六、二三六	一六、一六八	五〇、八〇〇	一二六、三五二	五、一四〇	二四、一六〇	二、三四〇	一五、八二六	三五八、四二〇
計	經常部	一六、三五五	七七、九二九	一、二五八、二五四	七四、二一七	一七六、四八〇	四八七、〇八四	二一、四八〇	一一四、九〇〇	一一、四二〇	五四、二一〇	二、四五五、七八五
	臨時部	一六、三五五	七七、九二九	一、二五八、二五四	七四、二一七	一七六、四八〇	四八七、〇八四	二一、四八〇	一一四、九〇〇	一一、四二〇	五四、二一〇	二、四五五、七八五
	計	三二、七一〇	一五五、八五八	二、五一七、五〇八	一四八、四三四	三五三、四八〇	九七五、一六八	四二、九六〇	二二九、八〇〇	二三、四四〇	一〇九、一〇五	四、九〇一、五七〇

一　本表は第五章東京都市計畫區域に關する諸調中財政の部附屬第二表及第十二表東京市の欄に揭げしものの內譯に當る。

區財產及負債

區有に屬する財產は左の如くして其の大部は卽ち小學校敷地建物なり。負債に付ては現行規定か區の負債能力を認めさるの結果として市町村に存するか如き性質のものを有せすと雖、其の小學校完成上の需要に依り東京市より資金交付の形式に於て借入れたるもの五十六萬九千三百圓現存す（既揭東京都市計畫區域に關する諸調中財政の部第一表の市町村債及借入金欄に說明を附して載する所參照）。

區有財產表

區名	土地 坪數	土地 一價格	建物 坪數	建物 一價格	現金	有價證券	其の他の財產價格	財產價格計
		円		円	円	円	円	円
麴町	八、三八	七四〇、三五五	六、〇九九	四四〇、七一四	五三、〇九六	二、七〇〇	六七、七四三	一、三〇三、七六八
神田	八、一〇五	六四三、五八九	九、三三〇	九九一、四七五	一四七、九二一	一、九三五	一三四、〇〇六	一、九〇八、三九七
日本橋	七、六八九	一、二一九、〇三〇	四、六一〇	六九二、九四四	一三五、三三一	二、〇〇〇	一三四、九三〇	二、一七四、二五五
京橋	一三、九〇九	一、〇九八、七六五	一〇、三七三	七九六、六四三	三九、〇〇九	一七、六〇〇	一七、〇〇〇	二、一二九、〇一七
芝	一七、四八九	八八二、一〇三	八、〇六八	一、〇〇一、四五五	六七、四三〇	九、二七五	九八、四七二	二、〇五八、七二五
麻布	九、二八四	四七五、〇〇〇	五、一〇一	四二〇、〇〇〇	四一、一四五	八、〇〇〇	二四四、〇五四	九九八、一九九

區名	土地 坪數	土地 價格	建物 坪數	建物 價格	現金	有價證券	其の他の財産價格	財産價格計
赤坂	六、三一八	五〇六、一四〇 円	四、〇六八	四八九、三五八 円	四〇、七八一 円	七一、二〇〇 円	五一、九八三 円	一、一三〇、一二一 円
四谷	八、〇八一	四〇九、三〇三	三、四五七	三一三、六二一	九八、六七二	六五〇	四三、一一七	七五五、三五八
牛込	一三、六六八	一、〇一三、四一六	七、七六三	九三一、三五〇	三五、〇一五	—	九八、〇五九	二、〇九八、〇六〇
小石川	九、三五三	六一八、〇八三	七、九三〇	一、〇〇五、三九一	九、二九六	二、七一〇	一二九、二三九	一、七六四、七一〇
本郷	一〇、八五三	六五四、〇三九	九、三〇五	七五四、四一一	四四、八五六	—	一四五、七五五	一、五九七、〇九一
下谷	一五、〇一六	六五三、三六七	一一、八九八	八八四、五三一	九四、六四二	—	九八、八四一	一、七一〇、三六一
淺草	一六、九六六	一、一七五、三五一	七、三五七	一、一七、一三六	三一、七〇五	—	一八九、九一〇	二、二六八、一〇四
本所	一〇、三〇四	七一九、八三五	八、三九一	一、一八、九七六	一八、六六四	一、三三五	七四、一三三	一、九三三、八三三
深川	一三、四九二	六八三、五九二	六、一九一	九六、六七六	一〇四、一〇〇	—	一四八、三四六	一、八五二、七一四
計	一一七、七三五	一二、五八一、二一八	一一〇、五三一	一二、〇五八、九五三	一、〇五〇、一二一	一七、八五五	一、五八三、六〇七	三六、四四一、八五五

一　本表は大正十年十二月末現在なり。

四　三都の區の異同及政府の區制案

法令上に於ける三都の區

終に東京市の區と他の市制第六條の市の區との異同を見む。市制第六條及之に基く勅令は三都の區に對し何等適用上の差別を設けざること明かなりと雖其の實際に於ては東京市の區と京都、大阪兩市の區との間に異點あること冒頭に一言せるか如し。

東京市の區

東京市の區は財産の所有、營造物其の他法令に依る事務の適用等の關し總て單一の區（而して其の單一の區は同地位に於て十五存す）を觀念し得るのみにして、其の區の中に若は其の區の外に同一性質の財産所有主體又は事務處理主體あることなし、乃ち詳言せは十五區は各一體として財産を所有し又學校、幼稚園の如きは區内何れの場所に在るを問はす總括して統一的に其の區の管理に屬し、其の他苟くも區に關する事務は總て十五區夫れ自身に直接的に所屬す。

京都大阪兩市の區

然るに京都、大阪兩市の區（前者二區後者四區）は之と趣を異にし實質上より見て殆と行政區劃に過きさるの感あり、卽ち其の區自身としては別に財産を有せす、營造物を經營せす、從て其の區域を基礎とする區會存在せす、唯單に區長に依り主として國、府及市の事務を處理する地域の區分に過きさる實情に在るなり。

然らは此の兩市の區の財産及營造物の關係如何と謂ふに、由來兩市には普通の區の外に其の區域を多數に分別して設けたる學區なるものあり、大阪市には其の外更に共有財産區なるものあり、此等に於て財産を所有し若は營造物事務を處理するものにして區會は卽ち右の學區若は共有財産區の區會たり、市制第六條の市の區に屬

する勅令第十三條の市稅も亦學區の所屬たるなり。而して斯の如く財產及營造物の主體として活動するものは普通の區に非すして學區等なるも市制第六條に所謂區は之を意味せす、全く普通の區を指すものたるは多く疑なき所にして唯其の實際と法規との關係か東京市の區に於ける如く明確ならさるのみ。

東京市の區と特別制度

東京市の區か法律上同一の取扱を受くる他の區に比して甚しく內容を異にし、極めて明截に且統一的に發達し來れるの事實は帝都特別自治制度に關して必す考慮すへき事案たるへし。而して東京市の區に對し之を處遇するに特別の制度を以てすへしとの說從來多少行はれさりしに非すと雖正式に政府及議會の問題となりしは實に大正十年第四十四議會に於ける區制案の付議なりとす（但し明治二十一年十月元老院の意見（本資料一頁參照）は此の問題と類を同しふするものと見られさるに非す）。

區制案の議事經過

乃ち該案は政府より突如として提出せられ衆議院は格別の異論なく大正十年三月二十五日僅少の修正を以て可決したるも、貴族院に於て委員會審議中會期盡き遂に議定を見さりしものに係る。此の案は必すしも東京市の區のみを規律せむとする趣旨に非さるか如しと雖、其の主眼とする所か東京市の區に在るは案の說明等に徵して疑なかるへきに依り左に該案の全文を揭くへし、蓋之か內容を知ることは區に對する當局及衆議院の意嚮を察すへき資料として無用ならさるを信するか故なり。

區制案

區制（大正十年三月政府提出）

第一條　區ハ從來ノ區域ニ依ル

第二條　區ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍內ニ於テ其ノ公共事務竝從來法令ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三條　區ノ廢置分合若ハ境界變更又ハ所屬未定地編入其ノ他區ノ境界ニ關シテハ市制第三條乃至第五條ノ規定ヲ準用ス但シ其ノ區ノ屬スル市ノ外ニ涉ラサルモノナルトキハ其ノ規定中府縣知事トアルハ市長府縣參事會トアルハ市參事會トス

第四條　區內ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ區住民トス

區住民ハ本法ニ從ヒ區ノ財產及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ區ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第五條　區住民ニシテ左ノ要件ヲ具備スル者ハ區公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者、禁治產者、準禁治產者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　帝國臣民タル男子ニシテ年齡二十五年以上ノ者

二　獨立ノ生計ヲ營ム者

三　二年以來其ノ區住民タル者

四　二年以來其ノ區ノ直接區稅ヲ納ムル者

區ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

家督相續ニ依リ財產ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財產ニ付被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ爲シタル納稅ト看做ス

區公民ノ要件中其ノ年限ニ關スルモノハ市區町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノ爲中斷セラルルコトナシ

區稅ヲ賦課セサル區ニ於テハ區公民ノ要件中區稅ニ關スル規定ヲ適用セス

第六條　區住民ノ權利義務ニ關シテハ前二條ニ規定スルモノノ外市制第十條及第十一條ノ規定ヲ準用ス但シ其ノ規定中府縣知事トアルハ市長、府縣參事會トアルハ市參事會トス

第七條　區ハ區住民ノ權利義務又ハ區ノ事務ニ關シ區條例ヲ設クルコトヲ得

區ハ區ノ營造物ニ關シ區條例ヲ以テ規定スルモノノ外區規則ヲ設クルコトヲ得

區條例及區規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第八條　區會ノ組織及選擧ニ關シテハ市制中市會ノ組織及選擧ニ關スル規定ヲ準用ス但シ其ノ規定中所屬府縣トアルハ所屬府縣市、府縣知事トアルハ市長、府縣參事會トアルハ市參事會トス

第九條　區會ノ職務權限ニ關シテハ市制中市會ノ職務權限ニ關スル規定ヲ準用ス

第十條　區參事會ノ組織及選擧竝其ノ職務權限ニ關シテハ市制中市參事會ノ組織及選擧竝其ノ職務權限ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一條　區ニ區長、助役一人及收入役一人ヲ置ク

助役ノ定數ハ區條例ヲ以テ之ヲ增加スルコトヲ得

必要アルトキハ區條例ヲ以テ副收入役ヲ置クコトヲ得

第十二條　區長ハ區會之ヲ選擧ス

區長ヲ選擧シタルトキハ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

區長ハ內務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ任期中退職スルコトヲ得ス

第十三條　助役收入役及副收入役ハ區長ノ推薦ニ依リ區會之ヲ定メ區長職ニ在ラサルトキハ區會ニ於テ之ヲ選擧シ市長ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ市長ノ不認可ニ對シ區長又ハ區會ニ於テ不服アルトキハ內務大臣ニ具狀シテ認可ヲ請フコトヲ得

助役ハ市長ノ認可ヲ受クルニ非サレハ任期中退職スルコトヲ得ス

第十四條　區ハ臨時又ハ常設ノ委員及必要ナル有給吏員ヲ置クコトヲ得

第十五條　第十一條及前條ニ規定スル區吏員ノ組織選擧及任免ニ關シテハ前四條ニ規定スルモノノ外市制中市吏員ノ組織選擧及任免ニ關スル規定ヲ準用ス但シ其ノ規定中府縣知事トアルハ市長トス

第十六條　區吏員ノ職務權限ニ關シテハ市制中吏員ノ職務權限ニ關スル規定ヲ準用ス

但シ其ノ規定中府縣知事トアルハ市長、府縣參事會トアルハ市參事會トス

第十七條　區名譽職員ノ費用辨償及報酬竝區吏員ノ給料及給與ニ關シテハ市制中給料及給與ニ關スル規定ヲ準用ス但シ其ノ規定中府縣知事トアルハ市長、府縣參事會トアルハ市參事會トス

第十八條　區ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ區ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

區ハ其ノ財產ヨリ生スル收入、使用料、手數料、過料、過怠金其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ區稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第十九條　區稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一　國稅市稅ノ附加稅

二　特別稅

直接國稅又ハ直接市稅ノ附加稅ハ均一ノ稅率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ市長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

附加稅タル市稅ニ對シテハ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス

第二十條　區ノ財務ニ關シテハ前二條ニ規定スルモノノ外市制中第百三十二條第一項及第二項ノ規定ヲ除キ市ノ財務ニ關スル規定ヲ準用ス但シ其ノ規定中府縣知事トアルハ市長、府縣參事會トス（括弧内は衆議院に於て削除せり）

第二十一條　市區町村組合ニ關シテハ市制中市町村組合ニ關スル規定ヲ準用ス但シ區組合ニ付テハ其ノ規定中府縣知事トアルハ市長、府縣參事會トアルハ市參事會トス

第二十二條　區ハ第一次ニ於テ市長之ヲ監督シ第二次ニ於テ府縣知事之ヲ監督シ第三次ニ於テ內務大臣之ヲ監督ス

第二十三條　市長ハ區長、助役、收入役、副收入役、委員其ノ他ノ區吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得區長ノ解職ニ付テハ內務大臣ノ許可ヲ經ルコトヲ要ス

第二十四條　區ノ監督ニ關シテハ前二條ニ規定スルモノノ外市制中市ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス但シ其ノ規定中府縣知事トアルハ市長、府縣高等官トアルハ市吏員、府縣參事會トアルハ市參事會、府縣名譽職參事會員、府縣名譽職參事會員トアルハ市名譽職參事會員、第百六十四條ニ官吏トアルハ官吏吏員トス

第二十五條　市制第七條、第百七十二條、第百七十四條乃至第百七十六條及第百八十條ノ規定ハ區ニ關シ之ヲ準用ス但シ市制第七條中內務大臣又ハ府縣知事トアルハ市長トス

第二十六條　本法ハ勅令ヲ以テ指定スル市ニ之ヲ適用ス

第二十七條　本法ノ適用ヲ受クルニ至リタル市ノ區ニ於テ其ノ前直接市稅ヲ納メタル者ハ區公民ノ要件ニ付テハ直接區稅ヲ納メタル者ト看做ス

第二十八條　本法ノ適用ヲ受クルニ至リタル市ノ區ニ付其ノ際必要ナル規定ハ勅令ヲ

以テ之ヲ定ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

市制第六條ノ市ニシテ第二十六條ノ規定ニ依リ指定セラレタルモノハ市制第十六條第三項第二十一條第二項第三項第七項第十項第十一項第二十三條第二項第四項第三十一條第二項第三十二條第一項第六十五條第一項第七十二條第一項第八十二條第一項第九十四條第二項第九十七條第四項及第百七十三條ノ規定並他ノ法令ノ適用ニ付テハ仍市制第六條ノ市ト看做ス但シ市制第九十四條第二項及第九十七條第四項中分掌セシムルコトヲ得ルノ規定ハ補助執行セシメ又ハ委任スルコトヲ得ルノ規定トス

區制案理由

理由

東京市ノ如キ特別ノ大都市ニ於ケル行政ハ其ノ範圍頗ル廣汎ナルカ故ニ遍ク全市ニ徹底スル行政ヲ行フコト至難ナルヲ以テ如斯大都市ハ更ニ之ヲ數個ノ自治區ニ區劃シ市全局ノ利害ニ繫ル事項ニ非スシテ管單ニ一局部ノ利害關係ニ止マル事項ノ如キハ之ヲ區ヲシテ處理セシメ市區相俟テ都市行政ノ完美ヲ圖ルハ蓋シ自治ノ本義ニ適ス玆ヲ以テ現行市制ハ其ノ第六條ニ於テ自治區ノ存在ヲ認メタリト雖モ其ノ能力ノ範圍狹少ニシテ所期ノ成果ヲ擧ケ難シ仍テ現行制度ノ不備ヲ修補シ都市行政ノ充實ヲ期シ市民ノ幸福ヲ增進セムコトヲ欲シ玆ニ區制ニ關スル法律案ヲ提出ス

區制案に對する考査

右區制案は前述の如く偶議會會期の關係上通過するに至らず、又其の後の議會にも現はれざるを以て更めて之か批判を試むるの要なしと雖、若し將來區に臨むに依然斯の如き制度を以てするの議ありとせは帝都自治の完成上實に深甚の考慮を拂ひて其の是非を査覈する所なかるへからす。蓋區制案の骨子たるや(一)區の權能を擴大して市と同一ならしめ(二)完全なる自主立法權、課稅權を賦與し（衆議院は更に起債權をも賦與することに修正せり）(三)議會及代決機關の組織をして市の例に依らしめ(四)首長を定むるに區會の選擧を以てし其の他各種の點に於て全く完全自治團體を構成せむとするに在り、乃ち東京府及市の制度に何等の變改を加へすして新たに市と殆と同性質の自治體を設けむとするものなるか故に畢竟現在の市域に對して府、市及區の三重の自治を行はむとするに外ならす、或は區制を以て東京市特別制度の一部と目し之か實施は市をして東京府管治外に立たしむるの端緒なりと認められさるに非すと雖、是れ要するに行謂二重行政を一方に排して更に新たなる二重行政を他方に招來するの結果となるのみならす、自治の統制を破るに起因する弊害寧ろ却て現在に勝るものなきを保すへからす。

惟ふに都市形成の規模東京市の如きに至りては其の行政に關して特別なる

Af-2.

區劃制を設くるの要あること固より言を俟たずと雖之か爲自治の統制を破り集團共同の目的を貫き得さるか如き結果に陷らしむへからず而して現行の區制度か聊か徹底を缺き其の機能を全ふし得さるの實狀に在るは之を認むるに躊躇せさると共に前揭區制案か此の實狀に驅られて却て如上區劃制の理想に背くものあるを感せすむは非す將來斯の種の提唱に對して愼重なる査覈を要すと爲す所以のもの茲に存するなり。

帝都の制度に關する調査資料 畢

都市調査会 東京市政調査会 図書室 ★ 2586 ★ 大正 年 月 日 15 5 21 寄贈

大正十二年三月廿三日印刷
大正十二年三月廿五日發行

定價金五圓

東京市麹町區有樂町一丁目一番地
發行所 財團法人 東京市政調査會

發行兼編輯人 小林貞吉 東京市麻布區三軒家町十一番地
印刷人 大久保秀次郎 東京府荏原郡世田谷字下町五番地
印刷所 株式會社 東京築地活版製造所 東京市京橋區築地二丁目十七番地